

金融制度

第一章 金融機関の再建整備

第一節 概 観

第二次大戦中、極度に統制化されたわが国の金融機構も、戦後司令部を中心とする上からの改革によって大きく変革された。その過程はまず種々の戦時中の法令の廃止にはじまり、ついで金融機構の民主化の一環としての特殊銀行の廃止、財閥解体に基づく財閥系銀行の弱体化というような措置がとられた。

これらの措置はわが国の金融機構の根本的性格を変革せしめるごとき抜本的な対策とみなされるものである。つまり戦前大企業の長期設備資金の供給機構は株式・社債の引受けによるものが約六割を占め、しかもそれら有価証券の大部分は財閥の持株会社か、銀行・生命保険会社・損害保険会社というような金融機関による間接的（迂回的）投資であったし、また、これを補完したものが国家資本を媒介することを一つの任務とした特殊銀行（投資銀行）であったから、この両者による調達ルートが断ちぎられるということはきわめて重要なことといえるわけである。司令部にはアメリカの金融制度を範として、わが国の場合にも短期金融機能を果す普通銀行と証券市場中心の長期金融機構とか

ら構成される金融制度に改革しようとする一本の線があったように思える。そしてこのような理念の下に各種の政策が打ち出されてゆくのである。しかしこれとは対照的に、当時設置された日本の金融制度の審議機関である金融制度調査会や大蔵省当局は、たえず、わが国において歴史上大きな役割を果たしてきた長期産業銀行のとき債券発行銀行を長期金融機関の中心におくなど、わが国の伝統的な独自の金融制度を維持しようとする報告書を作成するなどしていることは興味深い。

ところでその後の動きはどうであったか。昭和二三年までのいわゆる統制立法の廃止と再建整備期については、いわば金融機構が戦時体制から平時体制に移行する準備期といえ、昭和二一―二三年は傾斜生産方式の下で生産が増加する段階であるが、この時期のとくに長期資金は大部分復興金融金庫（以下「復金」と略称することもある）にたよらなければならなかった。つまり、ようやく再建整備の道を歩みつつあった金融機構は、先にものべた財閥解体・特銀の廃止という制度面とインフレの進行によって弱体化してしまい、しかも証券市場がその穴を埋めるほどの独自の力がないとすれば、どうしても国家による強制的な資本蓄積しか方法がなかった。復興金融債券（以下「復金債」と略称することもある）という政府証券が金融債発行額の減少を補って長期資金調達の主役となったが、その六割は日本銀行（以下「日銀」と略称することもある）の直接引受けによる発行であった。しかし、健全にして正常な資本蓄積の方式としては民間の貯蓄資金を中心とすべきであるし、その貯蓄資金を吸収するルートを確立することが望まれて、ドッジ・プランが登場し、日銀による通貨増発にたよらない新たな資本蓄積方式がとられた。ようやく息をふきかえてきた民間銀行がこれを契機として政策金融に代わって主役となり、しかも政策金融を今後は後ろだてとして補完的役割を担わせながら、中心的な地位を占めるようになる。その中で財閥系銀行は、財閥解体措置により財閥との結合関係を絶たれ、しばらく商号の変更を余儀なくさせられたが、その解体はまぬがれて金融市場での圧倒的地位を占め続け、やが

て、新たに形成されてくる企業結合の中心となってゆく。また、特殊銀行制度は廃止されたが、旧特殊銀行（以下「特銀」と略称することもある）は、「銀行等の債券発行等に関する法律」で債券発行を主軸とする発展への過程に向かっていった。他方証券市場は、二四年五月、面目を一新して再開されたが、資金調達は依然として金融機関に依存する度合が高かった。いわゆる経済復興期の資本蓄積はこうして戦前と同様に大銀行、債券発行銀行の手に握られざるを得なかった。ここにわが国の特色があり、かかる歴史性を何びとも変更することができなかった。それにしても、そこまでの金融機構再建の途は決して平坦ではなかった。軍需補償の打切りに伴う損失をインフレの激化に伴う金融機関の預金吸収力の減退などの環境の中で補填し、再建をなしとげることが容易ではなかった。この間、政策当局の指導の下に進められた金融機関の再建整備はまさにわが国金融史を飾る一大ページメントであった。

こうしてわが国なりの特性を底にもちながら、やがて占領政策が終りをとげ、サンフランシスコ体制で資本主義体制としての自立経済への道を歩むこととなった。金融機構についても例外ではない。戦後混乱期の一時的機構ではなく、恒久的な機構の再編成をなしとげねばならなかった。その方向は、長短両金融の明確な分離という考え方を前提としつつも、前述のごときわが国の歴史性に根ざすものでなくてはならなかったことはいうまでもない。

第二節 第二次大戦直後の金融機関と金融行政

昭和二〇年九月現在の金融機関の実態を大蔵省調査によって示すと、次のとおりである。⁽¹⁾
最近ニ於ケル各種金融機関ノ業況

◎銀行之部（昭二〇・九・三〇現在）

○特殊銀行

（単位 千円）

銀行名	種目	公称資本金 払込資本金	繰上金	銀行 債券	預金 （特殊預金）	貸出金	所有有価証券 （内 国債）	借入金	支店及出張 所数
日本銀行		100,000 100,000	21,210 1	4,436,316	（15,338,491） （15,338,491）	3,336,006	（15,338,491） （15,338,491）	—	26
横正銀行		100,000 100,000	15,400 3,600	—	（15,400,000） （15,400,000）	4,400,000	（15,400,000） （15,400,000）	3,400,000	110
（うち外国）		—	—	—	25,400,000 （15,400,000）	9,000,000	7,000,000	3,000,000	—
日本興業銀行		100,000 100,000	5,800 3,500	7,800,000	（15,300,000） （15,300,000）	14,000,000	（15,300,000） （15,300,000）	4,000,000	9
日本勧業銀行		100,000 100,000	10,000 6,000	1,311,731	（15,300,000） （15,300,000）	3,118,000	（15,300,000） （15,300,000）	2,000,000	114
（うち外国）		—	—	—	（15,300,000） （15,300,000）	1,000,000	—	—	—
北海道拓殖銀行		100,000 100,000	15,700 1,900	6,800	（15,300,000） （15,300,000）	8,800,000	（15,300,000） （15,300,000）	10,000,000	26
（うち外国）		—	—	—	（15,300,000） （15,300,000）	7,000,000	—	—	—
計		600,000 600,000	55,310 3,900	5,000,000	（15,300,000） （15,300,000）	27,000,000	（15,300,000） （15,300,000）	16,000,000	377

○普通銀行

（単位 千円）

銀行別	種目	公称資本金 払込資本金	繰上金	預金 （特殊預金）	貸出金	所有有価証券 （うち国債）	所有不動産	借入金	支店及出張 所数
五大銀行		700,000 700,000	49,000 5,000	（15,300,000） （15,300,000）	4,500,000	（15,300,000） （15,300,000）	2,000,000	3,000,000	（三月末） 89
地方銀行		700,000 700,000	10,000 1,000	（15,300,000） （15,300,000）	3,000,000	（15,300,000） （15,300,000）	2,000,000	3,000,000	（三月末） 89
計		1,400,000 1,400,000	59,000 6,000	（15,300,000） （15,300,000）	7,500,000	（15,300,000） （15,300,000）	4,000,000	6,000,000	（三月末） 178

○貯蓄銀行

（単位 千円）

銀行別	種目	公称資本金 払込資本金	繰上金	預金 （特殊預金）	貸出金	所有有価証券 （うち国債）	所有不動産	借入金	支店及出張 所数
貯蓄銀行		100,000 100,000	10,000 1,000	（15,300,000） （15,300,000）	1,000,000	（15,300,000） （15,300,000）	1,000,000	1,000,000	（三月末） 55

◎信託会社之部（昭二〇・九・三〇現在）

（単位 千円）

会社別	種目	公称資本金 払込資本金	繰上金	預金	貸出金 （固有勘定）	所有有価証券 （うち国債）	所有不動産	借入金	支店数
信託会社		100,000 100,000	7,000 7,000	4,133,777	（15,300,000） （15,300,000）	（15,300,000） （15,300,000）	1,000,000	—	（三月末） 55

◎無尽会社之部（昭二〇・九・三〇現在）

（単位 千円）

会社別	種目	公称資本金 払込資本金	繰上金	預金	貸出金	所有有価証券 （うち国債）	所有不動産	借入金	支店及出張 所数
無尽会社		100,000 100,000	7,000 7,000	4,133,777	（15,300,000） （15,300,000）	（15,300,000） （15,300,000）	1,000,000	—	（三月末） 55

註 ※印ハ七月末現在ニヨルモノヲ示ス

◎金庫之部 (昭二〇・九・一現在)

(単位 千円)

金庫名	出資金	準備金	預金	貸出金	所有有価証券 (内 国債)	所有不動産	借入金	支所(店)及 出張所数
農林中央金庫	五、〇〇〇	一〇、九三三	一〇、二〇三、七九七	一、三三七、六二七	八、九八六、八六六 (四、七三〇、四七五)	一、四〇〇	三、四、五〇〇	三
中央金庫	三、〇〇〇	一、二七三	三、六六六	三、四、一四六	三、三、四〇〇 (三、〇七〇)	三	二、三、三六六	三
中央金庫工	三、〇〇〇	一、二七三	三、六六六	三、四、一四六	三、三、四〇〇 (三、〇七〇)	三	二、三、三六六	三
庶民金庫	三、〇〇〇	一、二七三	三、六六六	三、四、一四六	三、三、四〇〇 (三、〇七〇)	三	二、三、三六六	三
恩給金庫	三、〇〇〇	一、二七三	三、六六六	三、四、一四六	三、三、四〇〇 (三、〇七〇)	三	二、三、三六六	三
計	一四、〇〇〇 六、四四五	二、七三三 七、三	二〇、四一三、七九七	一、九八六、八六六 一、九八六、八六六	八、九八六、八六六 (四、七三〇、四七五)	一、八〇〇	七、七、七六六	三

◎市街地信用組合之部 (昭二〇・九・一現在)

(単位 千円)

組合別	組合数	出資金	諸準備金	貯金	貸出金	所有有価証券 (うち 国債)	借入金	営業所数
市街地信用組合	三六	八、八八六 八、〇七五	三、七、七	二、九三三、三三四	三、一、九三三	二、二、四、三三八 (九、八、〇一九)	二、八、〇三三	六七

右の調査は、二〇年一一、一二月頃のものとして推定されるが、これより前九月三〇日、司令部は「外地ならびに外国銀行および特別戦時機関の閉鎖」(一九四五年九月三〇日SCAPIN七四)の覚書を発し、軍需生産に対する金融または外地における拓殖・開発事業に対する金融を目的として設立された金融機関、すなわち戦時金融金庫、資金統合銀行、南方開発金庫、外資金庫、朝鮮銀行、台湾銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮金融組合連合会および朝鮮信託株式会社を閉鎖機関に指定し、本邦内店舗の閉鎖を命じ、これらの閉鎖機関は司令部の指示に従って清算に入ることになった(前掲リストにはこれら閉鎖金融機関は入っていない)。なお、同時に、軍需金融を支える役割を果たした全国金融統制会も、閉鎖機関に指定されたことを付言しておく。⁽³⁾

また、前記の調査において、五大銀行(帝国、三菱、住友、安田、三和の各行)の払込資本金は、普通銀行の五二・九%、全国銀行(日銀を除く特殊銀行、普通銀行、貯蓄銀行の総称)の三六・二%に達していたが、そのうちの四行(帝国、三菱、住友、安田)を含む財閥系の銀行および信託会社は、財閥解体関連措置により、事業活動に制約を課されることになった。それは、まず司令部の一〇月三一日付覚書「特定事業会社の証券類の売却又は移転」(一九四五年一〇月三一日SCAPIN二一五)により証券類の取引・移転が許可制となり、次いで一二月八日付覚書「制限会社の規制」(SCAPIN四〇八)により、事業の譲渡、解散、資産売却、増資、起債、配当支払などに司令部の許可を要することになった。これらの会社は制限会社と称されたが、該当した金融機関は、帝国銀行(三井)、三菱銀行(三菱)、住友銀行(住友)、安田銀行、大垣共立銀行、四国銀行、福岡銀行、日本貯蓄銀行(以上五行安田)、野村銀行(野村)の九銀行と、三井信託、三菱信託、住友信託、安田信託の四信託会社である。これらの財閥系金融機関は、払込資本金でみると、銀行業においては、全業種の五〇・四%、信託業においては、八五・四%を占めていたが、翌二一年以降財閥解体措置により、株式所有や役員派遣等を通じる財閥との結合関係が絶たれ、商標・商号の変更を迫られるなど、財閥色の一掃が図られた。また、この間、司令部から事業活動についても規制を受けた。⁽⁵⁾

ここで終戦前の昭和二〇年四月から終戦後二一年三月までの全国銀行の預金・貸出および日銀貸出金、日銀券発行高の推移をみておこう(表1-1)。全国銀行の預金および貸出しは、終戦前後の七―九月までともに増勢を続けているが、日銀貸出し、日銀券発行高とも八月の増勢は著しく、とくに日銀券の終戦時発行残高は三〇二・八二億円で、八月末までに一二〇億円の増加をみた。しかし九月には日銀貸出し、日銀券残高とも減勢に転じ、一時はデフレーションを心配する声もでたが、一〇月以降、事態は明確に転回した。すなわち、全国銀行預金のうち、特殊預金を除く預金(普通預金・定期預金・当座預金・定期積金・通知預金の合計)は減勢が続く一方、全国銀行の貸出し、日銀貸出し

表 1-2 特殊決済額(昭和20年8月31日現在)
(単位 百万円)

区 分	金 額	百分比
総 額	18,878	100.0
特 殊 預 金	16,530	87.6
戦 争 保 険 金	12,742	67.5
企 業 整 備	3,788	20.1
特 殊 金 銭 信 託	150	0.8
債 務 者 特 殊 借 入 金	165	0.9
戦 時 金 融 金 庫 特 殊 借 入 金	25	0.1
政 府 特 殊 借 入 金	2,008	10.6

(注) 昭和20年9月の大蔵省調査。
出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

か、一〇月から臨時軍事費の支払いの一部を政府特殊借入金とする措置をとった。⁽⁶⁾この特殊決済の二〇年八月末の残高は、大蔵省調査によると表1-2のとおりである。⁽⁷⁾特殊預金が八七％を占め、そのうち戦争保険金の支払いによるものがその七七・一％、特殊決済額の六七・五％を占めている。

ところで、この特殊預金等の増加の趨勢の中で、それに伴う見合融資も増加した。特殊預金、特殊金銭信託、戦時金融金庫特殊借入金を設定する場合、債務者が資金を持っている場合は現金で預金等に振り込まれるが、持たない場合は特殊預金等を設定する金融機関がこれに見合う融資をおこなう形で、帳簿上預金と貸付金を両建てにして整理

表 1-1 全国銀行預金・貸出、日本銀行貸出および日本銀行券発行高(昭和20年4月—21年3月) (単位 百万円)

区 分	年 月	全 国 銀 行				日本銀行 貸 出	日本銀行 券発行高
		預 金			貸 出		
		総 額	特殊預金	その他			
月 末 残 高	昭和20. 4	87,984	6,549	81,435	61,473	16,224	22,129
	5	94,417	8,886	85,531	65,237	16,963	23,207
	6	97,773	11,704	86,069	65,208	20,993	26,181
	7	104,743	15,191	89,552	71,085	23,548	28,456
	8	111,943	19,195	92,748	74,616	30,346	42,300
	9	120,665	a)22,703	97,962	83,052	23,626	41,426
	10	122,247	a)25,231	97,016	85,983	26,196	43,188
	11	122,712	a)26,515	96,197	90,222	29,581	47,749
	12	119,829	26,820	93,009	97,621	37,838	55,441
	21. 1	118,514	26,861	91,653	103,591	40,956	58,566
	2	122,683	26,809	95,874	105,983	41,544	54,342
	3	136,845	26,782	110,063	106,088	28,649	23,323
月 中 増 減	20. 4	3,540	2,211	1,329	3,104	2,149	1,603
	5	6,433	2,337	4,096	3,764	739	1,078
	6	3,356	2,818	538	△29	4,030	2,974
	7	6,970	3,487	3,483	5,877	2,555	2,275
	8	7,200	4,004	3,196	3,531	6,798	13,844
	9	8,722	a) 3,508	5,214	8,436	△6,720	△874
	10	1,582	a) 2,528	△946	2,931	2,570	1,762
	11	465	a) 1,284	△819	4,239	3,385	4,561
	12	△2,883	a) 305	△3,188	7,399	8,257	7,692
	21. 1	△1,315	41	△1,356	6,330	3,118	3,125
	2	4,169	△52	4,221	2,032	588	△4,224
	3	14,162	△27	14,189	105	△12,895	△31,019

- (注) 1. 全国銀行は日本銀行を除く特別銀行・普通銀行、貯蓄銀行の合計。
2. 昭和20年9月までの計数は、日本銀行取引先の銀行のみの調査。
3. 本表は日本銀行統計局『本邦経済統計』によっているが、a)は原表で計数不明となっており、日本銀行調査局『終戦以降の我国経済事情』45ページによって補足した。この調査は原表の計数と若干の差異はあるが、大差はない。

出所：大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」, 410, 476, 476, 482-83ページ。

した。この見合融資は強制疎開費用や戦争保険金支払いに利用され、終戦後も特殊預金の増加（前掲表1-2参照）にしたがって増加した。日本銀行調査によれば、二一年一月末の普通銀行貸出残高七三億円のうち、戦争保険金の見合融資が二八一億円、三六%を占めていたという。⁽⁸⁾

一方、特殊預金等の特殊決済債権は、終戦後、債務の弁済や生活必需物資・住宅資金の必要から封鎖解除の申請が続いて、資金化されるものが急増したが、二〇年一月二四日、司令部は次のような覚書を発してその支払いを禁じ、特殊決済債権等を日本銀行の封鎖勘定に凍結するとともに、終戦後の既支払分の再封鎖を命じた。⁽¹⁰⁾

戦争利得ノ除去及財政ノ再建（一九四五年一月二四日SCAPIN三三七ESS/FI）

（前略——引用者）

四、必要ナル立法措置ヲ完了スル迄ハ日本政府、其ノ下部機構、代理機関其ノ他ノ機関並ニ一切ノ者ニ依リ軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害又ハ軍需工場ノ建設若ハ転換ヨリ生ズル一切ノ請求権ニ関シ、左ノ条件ヲ以テスルノ外支払ヲ為スコトヲ得ズ。

(イ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルコト

(ロ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラザルコト

五、日本政府其ノ下部機構、代理機関其ノ他ノ機関並ニ一切ノ者ハ左記ノモノヲ担保トシテ信用ヲ供与スベカラズ。

a、軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害、軍需工場ノ建設若ハ転換ニ起因スル請求権

b、前項ノ請求権ニ基ク支払ニ起因スル封鎖勘定

六、軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害、軍需工場ノ建設若ハ転換ニ起因スル請求権ニ関連シ従来封鎖セラレ居リタル勘定ハ本司令部ノ許可アル場合ノ外依然之ガ封鎖ヲ続行スベシ。第四項及第五項ハ斯ル勘定ニ対シテモ適用セラルベシ。

七、日本政府、其ノ下部機構、代理機関其ノ他ノ機関並ニ一切ノ者ニ依ル一九四五年八月十五日以降ニ於ケル本文書第四項記述ノ目的ノ為ニスル支払ニシテ一請求権者ニ対スル支払金額五千円ヲ超ユルモノニ付テハ未ダ封鎖ガ行ハレ居ラザル場合又ハ封

鎖勘定ヨリ其ノ全部又ハ一部ガ解除セラレ居ル場合ハ本日後三十日内ニ受益者ヲシテ日本銀行封鎖勘定ニ再預金セシムベシ。
若シ上述ノ資金ガ固定資産ニ投下セラレ居ル為又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ受益者ニ不当ノ困難ヲ与フルコトナシニ回収シ得ザル場合ニハ事情ノ詳細ヲ記述シタル報告ヲ大蔵省ニ提出セシメ本司令部ノ考究ニ資スベシ。

（以下略——引用者）

右覚書によって、特殊決済債権の資金化の道はいったん閉されたが、翌二一年一月二日付司令部覚書「凍結資金ヨリ除外又ハ解除セラルモノニ関スル件」(SCAPIN五三三)が指令され、生活費等、租税公課納付、満期債務弁済資金、平和産業への転換資金などに充当する場合、一定条件のもとに凍結資金を解除することができるようになった。次いで二一年六月四日付司令部覚書「封鎖勘定特殊預金の振替及支払に関する件」(SCAPIN九九九)によって一月二日覚書は改訂され、以後民需生産に必要な施設および住宅復旧についてのみ、既払戻額を含め一万円を限度として凍結資金を解除し「金融緊急措置令」(昭和二年二月一七日勅令第八三号——後述)による封鎖預金に振り替えることが許可された。残りの特殊預金等の凍結資金は、後述するように戦時補償打切りの対象となつて、金融機関の旧勘定に凍結され、二一年一月一日大蔵省令第一一四号によって、①戦時補償特別税の課税対象となる特殊預金等は、特別税納付後残存した部分につき、全額第一封鎖預金等となり、②戦時補償特別税の課税対象とならない特殊預金等については、二一年八月一日現在の封鎖預金等として扱われ、第一封鎖預金・第二封鎖預金等に区分されることになり、戦時中から始まった特殊預金等は、すべて消滅することになった。⁽¹¹⁾

次に二一年二—三月に実施された金融緊急措置について概要を述べよう。⁽¹²⁾ 金融緊急措置は食糧増産、インフレーション防遏等を含む経済緊急措置の一環として実施された通貨措置で、「金融緊急措置令」(昭和二年二月一七日勅令第八三号)「日本銀行券預入令」(同日勅令第八四号)の二勅令に基づいて、日本銀行券を新券と交換し、旧券を強制預入

表 1-3 全国銀行預金残高内訳(昭和21年3月末) (単位 百万円)

区 分	金 額	百分比
1. 自由預金	14,518	10.7
公金預金及金	12,829	9.5
融機関預ケ金		
その他預金	1,688	1.2
2. 封鎖預金	121,232	89.3
うち) 特殊預金	26,782	19.7
合 計	135,751	100.0

(注) 預金総額は表 1-1 と一致しないが、原表のまま。
出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和23年、23ページ。

させ、預貯金の払出しを制限するという方法で、通貨と預貯金を封鎖し、浮動購買力の抑止を意図したものであった。すなわち、「金融緊急措置令」は、二月一七日現在における金融機関(郵便官署、銀行、諸金庫、信託会社、保険会社、市街地信用組合、農業会、漁業会その他貯金の受入れをなす組合)の預貯金、定期積金給付金、金銭信託、無尽給付金、年金および恩給金庫に対する寄託金(以後「預貯金等」と略称することもある)のうち、国または都道府県その他地方公共団体および金融機関の預貯金等を除き、いっさいの預貯金等を封鎖し、毎月の生活資金、定期的給与、事業費、戦災者の生活必需品購入資金、冠婚葬祭費、教育費、医療費などに限り、一定範囲の現金支払いあるいは封鎖支払いを認めるものである。

る。また、「日本銀行預入令」は、①流通中の日本銀行券で、券面一〇円以上(二月二日以降五円券も対象となった)は、二一年三月二日限りで強制通用力を停止し、②その後は三月七日までの期間に限り、金融機関への預入れにのみ使用できることにし、③二月二五日から三月七日までに、一人一〇〇円の割合で旧円と新円の交換を認めた。以後新円(現金)の預貯金と国および地方公共団体預貯金ならびに金融機関相互間の貸借(インターバンク・ローン)に係る預貯金は自由預金となり、他は封鎖預金等となった。

右の措置により、日銀券は、各種金融機関への預貯金となって還流し、発行高は戦後最高の二月一八日の六一八億円から、三月一二日の一五二億円に収縮した。一方金融機関は、払出しを制限された五〇〇億円にのぼる資金をもって、日銀借入金返済、日銀保有国債の買入れ、日銀預ケ金、に充て、市中金融機関の資金ポジションは著しく好転

した(前掲表1-1参照)。なお、二一年三月末の全国銀行の預金残高を自由預金・封鎖預 別にみると、表1-3のとおりである。自由預金が一〇・七%、封鎖預金が八七・三%であり、自由預金の八八・四%が公金預金および金融機関預ケ金であり、封鎖預金の二二・一%が特殊預金であった。

こうして、金融緊急措置は金融機関の経営基盤へのてこ入れの役割りを果たしたが、また、前述の特殊預金制度とともにその後の軍需補償打切り、金融機関の再建整備に対する重要な布石となった。

- (1) 大蔵省資料Z五三一―六―三九。特殊銀行の所有有価証券および普通銀行の特殊預金の合計計数は突合しないが原表のま
- (2) この資料は、二〇年一二月に発足した第一次金融制度調査会の配布資料。
- (3) 閉鎖機関整理委員会『閉鎖機関とその特殊清算』一七―二〇ページ。なお、本文にあげたほか、同じ覚書により、同日植民地・占領地で設立された満洲中央銀行、満洲興業銀行、中央儲備銀行、中国連合準備銀行、蒙疆銀行が閉鎖され、また、独逸東亜銀行、中国銀行、日仏銀行も閉鎖機関に指定されたが、この三行は後に閉鎖を解除された。閉鎖機関の指定はその後追加され、金融機関としては、台湾商工銀行(二一、四、四)、国民更生金庫(二二、一、一六)、横浜正金銀行(二二、六、三〇)が閉鎖機関となった(かっこ内は閉鎖日)。
- (4) 大蔵省財政史『昭和財政史―終戦から講和まで―』第二卷「独占禁止」二二―二三ページ。なお、払込資本金の計数は、調査時点の違いにより、本文掲載表の計数とは異なっている。
- (5) くわしくは、前掲書、第二卷「独占禁止」を参照されたい。
- (6) くわしくは、前掲書、第二卷「金融政策」一〇―一三ページ、三九―四四ページ参照。
- (7) 表の計数は二〇年九月時点の調査によるもので、その精度には若干の疑問が残る。たとえば政府特殊借入金残高は二〇・〇八億円となっているが、後の調査によれば一八・二二億円(大蔵省理財局『国債統計年報』昭和二四年)である。
- (8) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (9) 大蔵省所蔵日本銀行資料によれば、昭和一八年七月以降、特殊決済債権の解除申請が受理され、資金化された額の使途別

別表 特殊決済債権資金化累計額 (単位 百万円)

使 途 別	昭和18年7月～ 20年11月24日 (A)	うち) 20年8月15日 ～11月24日 (B)	$(\frac{B}{A})\%$	21年1月1日 ～5月31日
借入金返済	4,433	1,984	44.8	2,275
うち) 金融機関へ	3,583	1,776	49.6	...
株式取得及払込	776	17	2.2	—
生活資金	33	13	39.4	a) 35
退職手当・給料支払	128	72	56.3	...
租税公課納付	130	43	33.1	331
事業資金	943	468	49.6	18
代替住宅資金	77	61	79.2	69
その他	718	179	24.9	1
合 計	7,238	2,837	39.2	2,728

(注) a)には家庭用具等購入資金10.6百万円を含む。
出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

累計は別表のとおりで、終戦時から一月二十四日までの三カ月間で、一八年七月以降二年余の資金化累計額の約四〇％が資金化された。

(10) 大蔵省資料Z五〇八一―。

(11) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(12) 日本銀行調査局『戦後わが国金融制度の再編成(昭和二十年八月―二十七年)』六七―六八ページを参照した。

第三節 再建整備の開始

一 戦時補償打切りと金融機関

昭和二十一年一〇月、渋沢蔵相就任直後、戦時中に政府が支払いを補償した企業に対する債務の支払方法を検討したときから、企業に対する政府補償をおこなわない場合は金融機関の債権の保全は望めず、預金の安全性を損い経済秩序は破壊されと考⁽¹⁾えられていた。これに対し政府は、財産税等を徴収して企業補償を厳密な査定のもとに支払う方針を立てた。司令部は一月二四日、この方針を是認したうえで、財産税等の徴収と軍需補償の支払いを同時におこなうべきであるとし、軍需補償支払いを凍結し、財産税等の課税立法の立案を指令した。ところが、その税法の検討のため来日した司令部の税制顧問レオ・チャー⁽²⁾ン Leo Charne は、大蔵省との折衝を通じて戦時補償を打ち切ることとを提案し、司令部は戦時補償の一〇〇％打切り方針を固めることになる。

この戦時補償と金融機関の関係についての司令部と日本政府・大蔵省間の認識の相違は、チャー⁽³⁾ンが未だ私見に過ぎないとい⁽³⁾って戦時補償打切り案を提示したとき、池田勇人主税局長とかわした問答に端的に表われている。交渉の記録は、次のように記している(傍点引用者)。

(チャー⁽³⁾ン氏は、財産税等で――引用者) 九〇〇億⁽³⁾ノ歳入ヲ得テ数百億ノ軍需補償ヲ為スト、補償ヲ為サザル建前ヲ以テ七〇〇億⁽³⁾ノ歳入ヲ掬グルト何レが有利ナリヤ、更ニ国債利下ニ付テハ恐ラク次期内閣ハ之ニ着手スルニ非ズヤチャー⁽³⁾ン氏ノ画ク綜合施策

ハ大蔵省当局ノソレヨリ遙ニインフレ阻止ニ貢献シ得ベシト述ベタリ、此処ニ於テ問題ハ軍需補償打切りヲ中心トシテ展開シ、当方ヨリ、若シ軍需補償打切りガ戦争保険ニ迄及ブモノトセバ預金ノ不払ヒ等ニ依リ延テハ個人財産税ノ歳入ヲ減ズルニ至ラント謂ヘルニ、チャーソン氏ハ個人ノ戦争保険ハ定額迄(例ヘバ一万円迄)ハ之ヨリ除クガ適當ナラン、現在自己ノ抱ク補償打切りハ其ノ結果個人財産税ノ歳入ニ大ナル影響ヲ及ボスコト無キ見透シナリトス、更ニ池田局長ヨリ、軍需補償ハ打切りハ結局数百億ノ債務ノ所有者タル金融機関ノ存立ヲ脅スニ至ラン、此際各個人ノ預金ヲ如何ニスベキヤト質シタルニチャーソン氏ハ軍需補償ハ打切りハ同時ニ金融機関ノ改革ヲシ且ツ政府ハ預金者保護モ講ゼザル可カラズ、尚金融機関ノ融資ハ焦付ハ或程度ニ止ル可シ、現在ノ生産不振ハ補償打切り配ニ因ルヨリハ寧ロ政府ノ曖昧ナル態度ガ企業ノ見透シヲ困難ニシ居ルニ因ルコト多シト述ベ尚本提案ハ全クチャーソン氏ノ私案ニシテ若シ補償ガ打切りラレザル場合ニハ新税ノ構想モ新ニスベキコトヲ附言セリ

かくして、昭和二十一年五月三十一日、司令部から日本政府にもたらされた「課税提案」⁽⁴⁾は、政府に対する補償請求権で一万円を超えるものに、一〇〇%の戦時補償特別税を課すという方法で戦時補償を打ち切る提案であった。これには、戦時補償税の課税原則を示した「別紙(二)」が付されていたが、その中で、補償打切りに伴う金融機関の損失の処理に当たって、預金者の一万円以下の預金、金融機関相互間の貸借(インターバンク・ローン)および政府・金融機関間の貸借は、補償打切りによる損失を負担しないことが次のように示されて、チャーソンのいう「預金者保護」がある程度具体的に提案されたのである。

九、金融機関ノ右(補償打切り——引用者)ニ伴ヒ蒙ル損失ハ「留保諸積立金」及「資本勘定」ヲ以テ其ノ各一〇〇%及九〇%ニ達スル迄之ヲ負担消却シ爾余ハ預金者及其ノ他ノ債権者ニ依リ累進的ニ負担セラレル。但シ預金者ノ預金ハ一万円ヲ限度トシテ此ノ負担消却カラ免除サレル。金融機関相互間ノ、融資、預け合ヒ、政府ノ貸付金及ビ政府預金モ此ノ負担ヲ免レル。保険会社ノ蒙ル損失ハ銀行ノ場合ト同ジ方法ニ依リ消却サレル。若シ銀行ノ資産モ保険会社ノ資産モ共ニ此ノ損失ヲ消却シ尽スニ足ラザルトキハ其ノ不足額ハ該保険会社ノ該銀行ニ対スル不能債務トシテ之ヲ帳消シ更ニ銀行ハ対応スル日本銀行ニ対スル

債務ヲ帳消シ日本銀行ニ肩替リ(転嫁)スルコトトスル。

しかし、日本政府は、補償打切りがあまりに広範囲で経済に与える影響が大きすぎることと、一万円を超える預金を金融機関の損失消却に充てることにすると、戦時補償債権を多く持っている銀行の預金者が損を被ることとなり預金者間に不公平を生じるとして、補償の範囲の縮小と、預金者の預金の全額保証の二点を重点にして司令部との折衝に入った。この折衝は、七月一九日付のマッカーサー書簡(二二日来着)よって結着した。司令部の譲歩は、打ち切るべき戦時補償の範囲のうち、個人の戦争保険金請求権を一万円から三万円を超えるものに縮小したこと、預金者の預金保証を一万円から一万五〇〇〇円限度(全預金者の九五%を包含すると書簡は述べている)引き上げたことであった。日本政府はこれを容れ、以後、戦時補償打切りを円滑に実施するための具体的措置の立案をすすめることになった。政府・司令部間に原則的理解は成立したものの、立法は細目の考え方の相違から難航し、一連の関連法案の議会提出は九月末となったが、その間の詳細は、「租税(1)」、「政府債務」「企業財務」の各編に譲り、金融機関の再建整備(ただし保険会社を除く——第一四巻「保険」編参照)に関連した重要点のみを以下に述べることにする。

二 再建整備の基本的構想

金融機関の再建整備に関する大蔵省の見解は、「G案実施に伴ふ金融機関関係措置に関する件」⁽⁵⁾(昭和二十一年七月四日)に明らかである。この文書は、その後実施された金融機関再建整備の基本的構想を示していると考えられるので、次に全文を掲げておく。

G案実施に伴ふ金融機関関係措置に関する件(銀昭二一、七、四)

第一 緊急措置すべき事項

一、金融緊急措置令施行規則の改正

甲日を以て封鎖預金等を新封鎖預金等及旧封鎖預金等の二種に分つ。

(一) 新封鎖預金等

(1) 甲日現に存する封鎖預金等は左の金額を限り新封鎖預金に組入れる。

(イ) 三千円未満の個人の封鎖預金等に付ては其の全額

(ロ) 三千円以上の個人の封鎖預金等に付ては各金融機関毎に世帯主及世帯員各一人に付七千円の割合を以て計算したる金額

(ハ) (ニ)以外の法人及人格なき団体に付ては封鎖預金等一口に付一万五千円

(ニ) 教育団体、医療団体、社会救済事業団体等営利を目的とせざる団体であつて別に設ける委員会に指定するものには其の定める基準に依り計算したる金額

(備考)

(a) 保険金の支払に付ては別紙措置による。

(b) 仮装名義の封鎖預金等に付ては原則として旧封鎖預金等とする

但し通称又は芸名等の名義の封鎖預金等で本人のものなることの明らかなものは一般の原則により新旧封鎖に分つものとする。

(c) 外地又は外国に在留する者の名義の預金に付ては

(イ) (ロ)の場合を除き独立の世帯主として取扱ひ、本人が帰国後一定期間内に本文に掲げる原則に従ひ新旧封鎖預金の区分をなすことを認める(それまでは一応旧封鎖預金として処理する)。

(ロ) 但し本人の留守宅等であつて本人の預金の管理処分権のあることが一定の方法に依り証明せられるものに付ては

便宜当該留守宅と同一世帯に属するものとして之が処理をなすことを認める。

(d) 本文(ロ)の「世帯」の適用に付ては女中、書生等の使用人は個人金融通帳上の取扱の如何に拘らず之を世帯員として取扱はない。

(e) 封鎖預金等の新封鎖預金等への組入れは当該金融機関に於て個人金融通帳に組替金額を記入して之を為すものとする。

(f) 金融機関が新封鎖預金等の組替を為したるときは其の組替金額を認証すると共に其の通帳に適當の表示を為す。

(g) 甲日以後旧券の預入に基き生じた封鎖預金等は甲日現に存する封鎖預金等と看做す。

(2) 甲日以後新に生ずる封鎖預金等は新封鎖預金等とする但し甲日以前に発行せられ同日以後決済せられる封鎖小切手等に基づき生ずる封鎖預金等は其の受入を為す金融機関に於て甲日現に存する封鎖預金等と看做す。

(3) 新封鎖預金等の支払は原則として現在通りとする。

(二) 旧封鎖預金等

(1) 甲日現に存する封鎖預金等の中新封鎖預金等に組替へた残りの金額は旧封鎖預金等とする。

(2) 旧封鎖預金等は左記金額に限り其の支払を認める。

(イ) 甲日に於て既に納税義務の発生する租税の支払

(ロ) 甲日の属する月以前の生活費等で定期的に引出を認められた金額(例へば一般生活費、学生生徒の教育費、家賃、ガス電気料金等)

(ハ) 甲日以前に発行せられ同日以後決済せられる封鎖小切手等の支払の為必要な金額

(備考)

(a) 旧封鎖預金等に付ては旧債の返還の為の支払を認めない。

(b) 旧封鎖預金等に付ては其の譲渡、担保差入れ等の一切の処分を禁止する。

- (c) 旧封鎖預金等に付ては種目変更、預け換、振替其の他如何なる名義を以てするを問はず其の移動を認めない。
- (d) 其の他旧封鎖預金等よりの支払は認めない。

二、経過期間に於ける金融

- (一) 甲日以後に於ける事業資金は新封鎖預金等の支払によるの外資金の融通によるものとする。
- (二) 各金融機関が新封鎖預金等の支払の必要がある場合には日本銀行から所要資金の貸出を為さしめる。
- (三) 甲日以後の新なる融資は各金融機関に於て新勘定を以て融通せしめる此の場合要すれば日本銀行から必要なる資金を供給せしめる。
- (四) 復興金融資金の設置に至る迄は市中金融機関の供給することの困難なる資金は日本興業銀行及日本勧業銀行をして特別勘定を以て融資をさせる。
- (五) 復興金融資金の設置後は市中金融機関が供給することの困難なる資金は同資金から融資をさせる此の場合要すれば特定の金融機関を同資金の代行機関として活用することを考慮する。

三、緊急法令に依る措置

- (一) 金融機関の勘定を甲日を以て新勘定及旧勘定に分離する。
- (二) 新勘定
 - (a) 新勘定の構成は左の通りとする但し海外支店等の預金貸出等は全額旧勘定に属するものとする。
- (1) 負債
 - (イ) 甲日以後の新預金（新自由預金等及新封鎖預金等）
 - (ロ) 自由預金
 - (ハ) 一、(一)の新封鎖預金等
 - (ニ) 金融機関からの借入金（金融機関の保有する金融債並に貯蓄債券、報国債券等の小口の金融債券を含む）

(2) 資産

- (イ) 甲日以後の新預金の受入に伴ふ現金
- (ロ) (1)の(ロ)乃至(ニ)の金額に見合ふ現金及預け金
- (ハ) (ロ)の金額が(1)の(ロ)乃至(ニ)の合計金額に不足するときは其の不足分は之を旧勘定に対する貸付金とする（此の債権は最も優先して弁済を受けられるものとし又資金運用平均利廻程度の適当な利子を附する）。
- (b) 新勘定設定後各金融機関は新勘定を以て其の業務を遂行するものとする。

（備考）無尽会社、保険会社の新勘定については別紙(一)参照（別紙(一)は省略——引用者）

第二 金融機関の債権債務処理等に関する法律

一、金融機関の旧勘定は命令の定むる方法に依り整理を為す。

- (一) 旧勘定に属する資産の処分代金（処分未済のものに付ても其の評価の確定したものは当該資産）は逐次旧勘定の新勘定に対する借入金の返済に充当する。
- (二) 新勘定がその借入金返済した残余の旧勘定の資産額が旧勘定の新勘定からの借入金以外の負債額（資本勘定を含む）に不足するときは左の順序に依り負債の切捨を為す。
 - (イ) 積立金（退職積立金を除く）の全額。
 - (ロ) 払込資本金の七割但し資産の不足が軍需補償課税、戦争保険金課税等以外の一般の不良資産に基くものときは其の全額。
 - (ハ) 外部債権（預金、保険金、金融債及金融機関相互間の債権を除く）の七割但し資産の不足が軍需補償課税、戦争保険金課税等以外の一般の不良資産に基くものときは其の全額。
 - (ニ) 以上に依つて損失を填補しても尚損失額の残る場合には其の残額は(ロ)と(ハ)の残額を以て按分して切捨を為す。
- (ホ) 新勘定からの借入金を返済した残余の旧勘定の資産額が(イ)乃至(ニ)により確定した負債額を控除して猶剰余額あるとき

は其の限度に於て旧勘定に属する預金等の支払を為すものとし新勘定に振替へることを認める尚右預金等の支払を迅速に実施する為必要に応じ分割支払を為す。

二、旧勘定の整理開始後其の完了に至る迄旧勘定に属する預金其の他の債権者（整理に関する法律上特に認められた債権者を除く）に対する債務の弁済は之を中止する。此等の債権者は強制和議の申立、強制執行、破産宣告の申請等をなし得ない。

三、整理完了迄旧勘定に属する預金等には年四厘程度の利息を附するが其の支払を停止する。

四、旧勘定に属する資産を確定し且其の評価を適正ならしめる等の為金融機関整理委員会を設置する。金融機関整理委員会は企業整理委員会と合体運営を為すものとする。（別紙（二）金融機関整理委員会（仮称）案参照）（別紙省略——引用者）

五、新勘定及旧勘定に属する預金等の支払

(1) 新勘定に属する封鎖預金等の支払は金融緊急措置令施行規則の定むる所に依る。

(2) 旧勘定に属する封鎖預金等の支払（担保提供、譲渡振替等を含む）は次の掲げる場合の外之を認めない。

(イ) 第二の二に依り支払が為される場合

(ロ) 第一の一、(二)(イ)に依り認められた租税の支払を為す場合

(ハ) 借入金の担保となつてゐる封鎖預金に付当該借入金の返済のために支払をなす場合

(ニ) 同一金融機関（同一機関の他の店舗を含む）の封鎖預金とよりの借入金とが例へば借入金に依り得た資金を其の儘

預金となした場合の如く密接な索連関係にある場合に於て当該借入金の返済のために封鎖預金の支払をなすとき

六、預金等の支払の保証

(1) 政府は新勘定に属する預金等に付ては爾後三年を限り命令の定める所に依り其の支払を保証する。

(2) 日本銀行は新勘定に属する預金等の支払の為必要あるときは当該金融機関に対し貸出を為す。日本銀行は右貸付金に付当該金融機関が政府から受ける補償金に対し優先弁済権を有するものとする。

（備考）

(一) 預金支払保証の具体的方法に付ては、

(イ) 旧勘定の整理完了又は新銀行等（第二銀行等）の設立の際に於て之を実行するのを原則とする。

(ロ) 三年以内に旧勘定の整理が完了せず且新銀行等の設立を見ないものがある場合に於ては其の際に於ける状況に依り一定の基準に依り保証を実行するか又は保証の期限の延長をなす。

(二) 今後に於ける状況の推移を眺め合せ本預金支払保証制度を例へば預金保険制度に切替へることを考慮する。

七、新勘定と旧勘定とは全然別個独立の勘定とし旧勘定の債権者は新勘定に属する資産に対し請求権を有せず、又新勘定の債権者は旧勘定に属する資産に対し直接の請求権を有することなきものとする。

八、特殊預金

(一) 特別課税の対象となる特殊預金の中免税金額に相当する金額は一般の封鎖預金等の新封鎖預金等への組替金額の外に新封鎖預金に組替を認める。

(二) 特別課税の対象となる特殊預金の中課税金額に相当する部分は旧勘定に残置する。

(三) 特別課税対象外の特殊預金は甲日現在に於ける封鎖預金等と同様の取扱を為す。

(四) 特殊預金制度は今後之を廃止する。

九、旧勘定の整理に伴ひ新銀行の設立を必要とする場合に於て

(1) 新銀行の設立手続は之を簡素化する。

(2) 必要がある場合は政府は新銀行の設立を命ずることが出来る。

(3) 預金の支払保証に付ては新銀行は新勘定と同一のものとして取扱ふ。

十、政府は必要あるときは金融機関の整理に関し解散、合併其の他必要な命令を為し得るものとする。

十一、閉鎖金融機関の整理も前各項に準じ整理を為さしむるものとし連合軍最高司令部の諒解を求める（諒解を得ること困難なるときは閉鎖金融機関関係債権債務は全部旧勘定として整理する）。

この構想の骨子は次のとおりである。①「金融緊急措置令」に基づいて設定されている封鎖預金等を一定期日(甲日)に新旧に分割し(七月二〇日案以降「第一封鎖預金等」「第二封鎖預金等」と呼称⁽⁶⁾)、封鎖預金中一定額以上の旧封鎖預金(第二封鎖預金)を完全封鎖して、戦時補償打切りに伴う損失補填の対象とする。②金融機関の勘定を同日(甲日)に新旧両勘定に分離する緊急立法を成立させる。③これを前提として、金融機関の貸付金等の資産のうち、戦時補償打切り・在外資産の喪失等により回収不能となった債権を、積立金、含み益、資本金で補填してもなお不足する場合は旧勘定に凍結した旧封鎖預金等(第二封鎖預金等)の切捨てによって補填、整理する。③一方、新勘定に属する預金等は政府が支払いを保証し、金融機関は整理終了まで新勘定をもって業務をおこなう。④新旧勘定分離以後の金融で、金融機関新勘定の資力不足は、日本銀行からの資金供給、復興金融機関による融資——その新設までは日本興業銀行等の特別勘定による融資——で補う。以後、右構想の細目は政府内部の検討および司令部折衝を通じて変わったが、構想の骨子はそのまま実施された。

こうして金融機関の再建整備の方向が固まったが、その問題点を指摘してみると次のとおりである。

(1) 金融機関の整理については、集中清算制をとるべきであるという意見も当時存在したが、各金融機関の資産内容に格差がある以上、一定限度の預貯金については、自己責任の原則にしたがって個別清算を行なうこととしたこと、

(2) 日本銀行については新旧勘定の分離を行なわないこととしたこと。その理由は、①日本銀行の金融債務の主たるものが日本銀行券の発行による債務であり、かつ通貨の整理は別途考慮すべき問題であること、②軍需補償打切りに伴う日本銀行の損失(たとえば閉鎖金融機関や海外関係貸出等)の整理は別途考慮すべきこと、等とされていた。

(3) 当時「金融緊急措置令施行規則」の改正が、議会開会中にもかかわらず、事前連絡もなく政府において決定したことの批判がなされたが、旧勘定に凍結される封鎖預金等は将来補償打切りの見合いとして切捨ての対象となるものであって、その細目は実施に至るまで公表せず、慎重に対処されたのである。

なお、右構想のうち、再建整備進行中の経過的金庫措置としての復興金融機関の設立については、戦時補償打切関連法案の一つとして「復興金融金庫法案」の立案がすすめられたが、金庫設立までの間は日本興業銀行(以下「興銀」と略称することもある)に復興金融部が設置され、二一年八月一日から復興資金の特別融通が開始されたことを付言しておく(くわしくは本財政史第二二巻、「政府関係金融」第一章「復興金融金庫」参照)。

三 金融機関の新旧勘定分離

——「金融機関経理応急措置法」の制定——

昭和二一年七月一九日付マッカーサー書簡を受諾した日本政府は、七月二六日に「戦後経済の再建整備に関する件」を閣議決定し、戦時補償打切りに伴う企業および金融機関に対する措置の大綱を定め、次いで再建整備の前提としての新旧勘定分離を八月初旬に実施し、残る関連諸法案を中旬に議会に上程する予定で司令部折衝に入った⁽⁸⁾。しかし折衝に時間がかかり、結局、勘定分離は八月一日となった。

企業および金融機関再建整備の前提としての新旧勘定分離は、次のように実施された。まず八月一日、「金融緊急措置令施行規則の一部改正」(大蔵省令第九〇号)を公布し、八月二一日午前零時現在(以下「指定時」と略称することもある)をもって、「封鎖預金等」を「第一封鎖預金等」「第二封鎖預金等」に区分することとした。次いで翌八月二二日「戦後経済再建整備措置の大綱」を政府発表するとともに、第九〇議会に「金融機関経理応急措置法案」「会社経

理応急措置法案」の二法案を上程し、急速に審議をすすめ、両法案は八月一日、法律第六号、第七号として公布され、企業および金融機関の資産・負債は、指定時に遡及して新・旧両勘定に区分された。

右の措置の立案にあたって、司令部との折衝の主要な問題は金融機関の新勘定に組み入れて保証すべき預金の範囲であった。預金保証については、七月一九日付マッカーサー書簡で、「政府をして一万五千円を限度として預金を保証せしむること」とされたが、七月二九日付で司令部から譲歩をкаちとった項目を列記したメモ中に⁽⁹⁾

預金保証限度は左の通りとすること

- | | | |
|--------|--------|-------|
| (1) 最低 | 一同居世帯当 | 一万五千円 |
| (2) 最高 | 同 | 三万二千円 |
- (同居の意味は財産税のそれに同じ)

但し右の範囲で家族数に、四千円を乗じたる額を保証することを得

とあり、個人の預金は世帯人員に応じて最高三万二〇〇〇円まで第一封鎖預金等に組み入れて保証された。しかし、この取扱いは後述するように司令部の修正提案が出されることになる。

「金融機関経理応急措置法」は、七月中旬以降「金融機関の勘定分離に関する緊急措置法」として立案され、数次にわたって改訂が加えられたが、七月二八日付で銀行局作成の「金融機関の勘定分離に関する緊急措置に関する法律案要綱」が司令部に提出されて折衝を経たうえ、名称を「会社経理応急措置法」に対応して「金融機関経理応急措置法」と変更し、国会に提出された。その間、原案として先で紹介した七月四日付の「G案実施に伴ふ金融機関関係措置に関する件」、司令部折衝に入る直前の七月二八日付「金融機関の勘定分離に関する緊急措置に関する要綱案」および「金融機関経理応急措置法」(昭和二年八月一日法律第六号)を比較してみると、規定がより精緻になっただけで主要内容は立案以来変わっていない。そこで、指定時に金融機関の勘定がどのように分離されたかを中心に、成

立した「金融機関経理措置法」の概要を紹介しておこう。⁽¹³⁾

(1) 指定時における新勘定の資産(第二条)

- (イ) 現金
- (ロ) 国債および地方債
- (ハ) 国又は地方公共団体に対する金銭債権で国債および地方債以外のもの
- (ニ) 日本銀行、金融機関または保険事業を営む組合に対する資産——インターバンク・ローン(日銀を含む金融機関に対する預金等・貸付金、金融機関引受手形、金融機関を支払人とする小切手等)を新勘定に属せしめる趣旨である。ただしインターバンク・ローンであっても、(a)特殊預金、特殊金銭信託、債務者特殊借入金、戦争保険関係貸付金など戦時補償特別税の課税対象となる請求権に関連する債権、(b)日本銀行または金融機関に対する出資、等は旧勘定に属する。

(ホ) その他大蔵大臣の指定する資産——(a)興銀の復興金融特別勘定融資、(b)ビルブローカーおよび証券引受会社に対するコールローン、(c)預金部資金の經由機関である金融機関の資産で預金部資金の融通によるもの、等。

(2) 指定時における新勘定の負債(第二条)

- (イ) 命令で定める預金等——自由預金および第一封鎖預金等をいう。
- (ロ) 国または地方公共団体の公租公課
- (ハ) 日本銀行、金融機関または保険事業を営む組合に対する負債で預金等以外のもの(預金等は(イ)に分類される)——金融債発行による債務、手形引受人としての債務、小切手支払人としての債務、借入金、コールマネー、預りまたは借越等の金銭債務で前記金融機関等に対するものを指称する。ただし、(a)債務者特殊借入金等戦時

補償特別税の課税対象となる請求権に関連ある債務、(b)当該金融機関の出資(株式を含む)で金融機関等の所有するもの、等は旧勘定に属する。

- (二) その他大蔵大臣の指定する負債——(a)国または地方公共団体に対する金銭債務で公租公課以外のもの、(b)小額(額面三〇円以下)の金融債券および宝くじ等の発行に基づく債務、(c)金融機関以外の者に対する一口一〇〇〇円未満の小額債務、(d)役職員に対する定期的給与の債務、(e)ビルブローカー等からの借入金、(f)特定金銭信託、(g)造林証券払込金、(h)罰金科料等

- (3) 指定時における旧勘定の資産および負債

- (イ) (1)(2)に掲げる新勘定に属する資産および負債以外は旧勘定に属する(第五条)

- (ロ) 金融機関のこの法の施行地外にある店舗に対する貸または借の金額は、旧勘定に属する資産または負債として整理する(第三十二条第三項)

- (4) 新旧勘定の関係

- (イ) 指定時において新勘定負債総額が新勘定資産総額を超えるときは、その超過額は、新勘定の旧勘定に対する貸として整理する(第七条第一項)

- (ロ) 指定時において新勘定負債総額が新勘定資産総額に不足するときは、その不足額は、新勘定の旧勘定に対する借として整理する(第七条第二項)

- (ハ) 指定時後旧勘定に社債、貸付金等の償還、利息支払等の事由による現金(小切手を含む)を生じたときは、新勘定の旧勘定に対する貸の範囲内で現金を新勘定に移し、これを新勘定の旧勘定に対する借として整理する(第一〇条)

- (ニ) 新勘定で業務を遂行するため、旧勘定に属する事務所、什器、消耗品を使用または消費したときは、その対価相当額(大蔵大臣の定める基準による)を新勘定の旧勘定に対する借として整理する(第一一条)
- (ホ) 指定時後生ずる定期的給与の支出額のうち大蔵大臣の定める一定額は新勘定の旧勘定に対する貸として整理する(第二二条)

- (ヘ) 新勘定の旧勘定に対する貸または借の金額には、命令の定めるところにより、利息相当額を加算して整理する(第十四条第二項)

右の措置のうち、注目すべきはインターバンク・ローンを新勘定に属せしめたことであろう。これは五月三十一日の司令部「課税提案」ですでに提起されていたが(二二四ページ参照)、その理由について銀行局作成の資料は次のように述べている。⁽¹⁴⁾

金融機関経理応急措置法上では金融機関相互間の債権債務と個人の金融機関に対する債権債務とは本質的に異なるものとして扱っている、個人の金融機関に対する債権債務はあくまで通常の意味の債権債務であるが金融機関相互間の夫は法律上次のやうな風に考へられてゐる。

即ち甲銀行が乙銀行に対して債務があるとするとそれは甲銀行が夫を一般企業等に貸出したことになるわけで貸出したのはあくまで甲銀行である。軍需補償課税方式によつて甲銀行が損失をうけるとするとその損失はあくまで甲銀行が受けるべきものでこの資金を乙銀行から借りたものであるといつて乙銀行に転嫁することは認められない。(中略——引用者)即ち金融機関相互間の貸出はあくまで新勘定に入れて保護し補償課税方式によつて各金融機関のうけた損失はその直接貸出した金融機関の損失としその金融機関の預金者に一部負担させることとしたわけである。之が応急措置法を通ずる大原則である。

次に、新旧勘定分離直後の昭和二一年八月末における全国銀行の預金総額の新旧勘定別内訳を示しておく(表1)

表 1-4 全国銀行預金新旧勘定別内訳
(昭和21年8月末)
(単位 百万円)

区 分	金 額	百分比
A. 新 勘 定 預 金	75,316	52.9
1. 自 由 預 金	21,944	15.4
公 金 預 金	4,213	3.0
金融機関預 ケ金	6,252	4.4
そ の 他	11,478	8.1
2. 第一封鎖預金	53,372	37.5
B. 旧 勘 定 預 金	67,106	47.1
1. 第二封鎖預金	31,255	21.9
2. 特 殊 預 金	35,851	25.1
合 計	142,422	100.0

4)。旧勘定預金は総額の四七・一％を占めたが、このうち総額の二五％を占める特殊預金は前述したように従前から原則として凍結されており、その上に総額の二二％を占める第二封鎖預金が凍結されることになった。また、新勘定預金は預金総額の五二・九％であるが、自由預金は一五・四％、新勘定預金の二九・一％にすぎない。すでに二年二月の「金融緊急措置令」の発動によって、封鎖預金が設定されて金融機関の活動は制約されたが、新旧勘定分離、新勘定による営業継続という措置は、金融機関の活動の制約を一層大きくしたといえよう。

四 「金融機関再建整備法」の制定

前述のように、「金融機関再建整備法」の構想は、「金融機関経理応急措置法」の構想と同時にできた。両法がひとつに組み合わされて、金融機関再建整備をおこなおうとするものだからである。「金融機関再建整備法」は、七月中旬以降「金融機関の債権債務の処理に関する法律」として立案、検討されたが、七月三〇日付で「金融機関の再建整備に関する法律案（仮称）要綱」としてまとめられている。次いで八月一三日付で法文の形を整え「金融機関再建整備法（案）」が起草され、これが英文に訳されて司令部との逐条審議に入った。八月二二日には、司令部折衝で法案

中未決として残された論点は、①損失の分担および未払込資本金の払込み、②預金切捨てによって損失を消却する場合に累進的におこなうかどうか、の二点であると認識されていた。

ところが司令部は、八月二九日、大蔵省がすでに了解済みと考えていた預金保証などを含めて、補償打切り、再建整備関係立法に対する重要な修正提案をおこなった。この日、経済科学局 Economic and Scientific Section のルカウント財政課長 Walter K. Leccunt Chief of Finance Division は「金融機関の勘定分離に関する法案には同意を与へたが新勘定を政府が保証するか否かといふ点に付ては未だ何等同意を与へた覚えはない。（中略——引用者）銀行の新勘定を無制限に保証する結果は銀行は債権を取立てることを怠りはしないか」と述べ、「課税立法に於て準拠すべき十点」を記した文書を手交した。このとき司令部が提起した一〇項目の指示のうち、金融機関再建整備に関わる第一点から第五点までの五項目を、解説を付して説明すれば、次のごとくである。

- 第一点　すでに施行された法令では自由預金およびインターバンク・ローンは無条件に新勘定として全額保証し、次いで封鎖預金中一口三〇〇〇円未満も、名寄せせず第一封鎖預金として新勘定とした。その上で一口三〇〇〇円以上の封鎖預金について限度額（法人は一万五〇〇〇円、個人は一人四〇〇〇円として一世帯三万二〇〇〇円あるいは一万五〇〇〇円のうち多額の方）以上を旧勘定に組み入れて封鎖凍結する必要上、世帯ごと一金融機関ごとに名寄せした。これに対し司令部は、新勘定に区分して保証する限度額中に、自由預金とインターバンク・ローンを含ませる趣旨で、第一封鎖預金の額を自由預金、インターバンク・ローンの金額分だけ減額することを命じてきた。
- 第二点　三〇〇〇円未満の預金も名寄せして、各世帯ごとに認められた限度額内で保証すること。
- 第三点　新勘定に今後生ずる利益金および新勘定の旧勘定に対する貸に付する利息は、損失の補填にあてることとして、新勘定に対する政府補償金の額からその分を減額すること。

第四点 旧勘定に損失が生じる場合、損失を負担する順序は、①積立金の全額、②資本金の九割、③一定額以上の大口外部債権、④残りの外部債権、⑤資本金の残り一割、となっていたのを、④⑤の順序を入れ替え、外部債権の第一次減額の次に資本金の残り全額を消却にあてること。

第五点 損失を外部債権で消却する前に、未払込資本金を徴収してこれを損失消却にあてること。

司令部折衝が煮つまりつつあった段階で、すでに実施中の新旧勘定区分についてまで大幅な変更を迫る提案がなされたのである。日本政府は、要旨次のような意見を述べた文書を、九月三日司令部に提出した。⁽²¹⁾

第一点 決定実施中の施策を改正することは承服し難いこと、司令部提案を実施するとすれば、各人別に第一封鎖預金から自由預金とインターバンク・ローン相当額を控除せねばならないが、現金も含めて再封鎖し新円交換をおこなわなければそれを把握できないため、実行不可能である。

第二点 三〇〇〇円未満の小額預金の件数は多く、調査に巨費がかかるが、名寄せして一万五〇〇〇円の限度を超えるものは少ない見込みで、無用の手数をかける結果となる。

第三点 新勘定の利益、利息を損失にあてるとは、金融機関の資産の充実を阻害し信用の基礎を不安にする。

第四点 資本金全額を失うことになり、承服し難い。

第五点 原則的に異議はないが、未払込株金も払込分とともに九〇％の負担とすること。

司令部との折衝は容易に進展しなかったが、九月一七日の石橋蔵相とマークット W. F. Marquat 経済科学局長の会談の席上、マークットから事態を打開する提案がなされた。同席した渡辺武大蔵省渉外部長の日誌によって、会談と、同日午後の政府対案提出の状況をみよう。⁽²²⁾

①マ (マークット)——引用者注。以下同じ) 司令部ハ銀行預金ノ三〇％位シカ補償セヌ考ナリシガ、大臣ガ七七％迄補償ス

ルト云ヒタルハ不満ナリ。

大 (大臣) 七七％ト云ヒタル覚ナシ。但シ自分トシテハ實際問題トシテ補償ヲ実行スル必要ハアマリ生ゼザルモノト考フ。一番大ナルハ預金部ニ損失四二億ヲ生ジ六億ノ第二封鎖ノミニテハ損ヲ償ヒ得ズ相当ノ政府補償ヲ要スルモノト考フ。又一般ノ銀行中ニテハ實際政府ガ補償ノ必要アルハ帝銀位ナラン。

②マ 預金ノ事前分割ヲ一般的ニ行ヒ、早耳ノ連中ガ利益ヲ得タル事実アリ。又第二封鎖預金ヲ割引シテ売買シ居ル事実アリ (手紙ノ検閲ニヨリ発見セル事実ヲ提示。サトウイヘイ)。

大、渡 (渡辺) 所得税逋脱ノ目的ヲ以テ五、〇〇〇円以下ニ分割セル事実アルモ三、〇〇〇円以下ニ分割セル事実ハアマリ存在セズ。又銀行ノ勘定ノ異動禁止令ヲ緊急措置令発布前一二週間前ニ施行セルヲ以テ合法的ニハカル事実ヲ行ヒ得ズ。若シ違法ニカル措置ヲトリタル事実アラバ嚴重取締リタシ。

③マ 司令部ハ日本政府ヲ困ラセルツモリナキヲ以テ既発ノ法令ヲ変更スルコトハ避ケテ補償ハコレ丈シカセヌ旨ノ規定ヲ金融キカン再建整備法中ニ規定セントス。コレナラバ日本政府ノ面目ヲツブスコトハナカルベシ。

大 法令ヲ変更セザルニモセヨ、現在進行中ノ filing ヲ変更スルコトハ極メテ embarrassing ナリ。若シ司令部ノ第一及第二ノ点ヲ強行スルニ於テハ、申告ノ完全ナルヤリ直シトナルベシ。

④マ 司令部ノ現在ノ提案ヲ容ルルカ、マ元帥書翰ノ一五、〇〇〇円 per a/c ニ戻ルカ、対日理事会ニカケルカ、三者ノ一ヲ択バレ度。

大 マ元帥ノ書翰ニ戻ル場合ハ自由預金 interbank モ一五、〇〇〇yen トスルヤ。

Le (LeCount) 然リ。

渡 自由預金ニ対シテハ之ヲ protect スル旨ノ会話アリタルニ非ズヤ。

Sh (Shavell) 右ハマ元帥書翰ニテ変更セルモノト考フ。

⑤マ 今日午后迄ニ回答アリ度。

大明日午后迄ニ閣議ニ諮リタル上ニテ回答スベシ。

◎午后、右ニ付大臣ト協議ノ上一七・三〇首藤顧問ト共ニ司令部ニ至リ、Marquat, LeCount, Shavell 同席ニテ次ノ趣旨ヲ申述ブ。

政府ノ預金補償ハ次ノ二ノ中ノ少キ方ヲ超ユルベカラズ。

(1) 従来ノ計算ニヨル新勘定ノ旧勘定ニ対スル貸ノ金額。

(2) (1)ノ中第一封鎖預金ノ代リニ一五、〇〇〇円 per a/c ニテ計算シタル場合ノ金額。

又同時ニ銀行預金補償ノ総額ハ百億円ヲ超エザルコトヲ条件トス。

右ニ付 Marquat, LeCount 同意ノ意ヲ表シ、書キモノトシテ明日持参サレ度旨申渡シアリ。

◎次イデ大臣官邸ニ至リ大臣ト協議、十項目ニ対スル回答ヲ打合せ、帰宅ノ上之ヲ type ス。

すなわち、マーカーカットは、既発の法令の変更を避け、その代わり補償限度を法定するという妥協案を提示し、これを容れるか、マッカーサー書簡の一律一万五〇〇〇円（自由預金、インターバンク・ローンを含む）に戻るか、対日理事会にかけるかの三者を択ぶように迫ったのである。一八日、閣議はこの提案を容れ、第一点、第二点については「金融機関再建整備法」原案の補償条項を修正することで対応する。第三点、第四点は同意、第五点は但し書きを付して同意することに決定した。⁽²³⁾

第一点、第二点について折衝の結果了解に達したところは、次のとおりである。⁽²⁴⁾

金融機関再建整備法案の修正に関する件（昭二一、九、一八）

- 一、原案補償条項を改正して、補償金額に限度を設ける。
- 二、右の補償金額の限度は左の各号に掲げる金額のうち、何れか低き額による。
- (一) 現行の金融機関経理応急措置法及び金融緊急措置令に基き指定時において新勘定に生ずる損失額

(右は自由預金等と、インターバンクローンと、第一封鎖預金等との合計額から指定時の資産総額を控除した残額である。)

(二) (一)のうち、第一封鎖預金等となるべき金額をバーアカウント一万五千元以内として計算した場合指定時において新勘定に生ずる損失額

(右は自由預金等と、インターバンクローンと、指定時において封鎖預金等につき一口一万五千元以内として計算した金額との合計額から指定時の資産総額を控除した残額である)

三、右の補償金額の限度は百億円を超えないことが出来ない。

また、第五点⁽²⁵⁾については、

貴司令部案ニ対シ異存ナシ、但シ未払込徴収ニ付テハ特別管理人ガ整理計画ニ於テ之ヲ決定シ政府ノ承認ヲ受クルコトスルモ整理ノ迅速且円滑ナル実行ヲ確保スル為政府ハ左ノ如ク措置スルヲ可トスル意見ナリ

一、未払込資本金ノ払込ニ関スル株主ノ責任ハ其ノ所有株式ノ権利ヲ失権セシメラレタル場合ハ之ヲ解除スルコト、此ノ場合ニ於テ株主ニ対シ更ニ責任ヲ追求セザルコト

二、株主ガ未払込株式ノ払込ヲ為サザル為市場ニ於テ之ヲ売却処分スル場合該株式ヲ買取ルベキ特別ノ機関ヲ設置スルコト

として、この回答を司令部に提示したところ、司令部は次の二点について念をおしてきた。⁽²⁶⁾

① 百億円ノ補償支払ノ限度ハ郵便貯金ヲ含ム。

② 未払込徴収ハ特別管理人ガ政府ノ承認ヲ得テ行フコトトシ、債権ヲ切ルニ不拘未払込ヲ徴収セザルガ如キ異例ノ場合ヲ生ジタルトキハ、ソノ都度司令部ノ承認ヲ得ルコト。

日本政府はこの二点も承認し、文書を修正して九月一八日、十項目問題は落着した。しかし、政府補償の限度と未払込株金徴収問題は、その後再建整備実施過程で、再三再四政府・司令部間の問題となった。

かくして、「金融機関再建整備法案」は九月二七日に第九〇議案に提出され、昭和二十一年一〇月一九日法律第三九

号として公布された。なお、施行日は同法施行令（昭和二十一年一〇月三〇日勅令第四九九号）公布日と同じ一〇月三〇日である（同勅令第四九八号）。再建整備の手順・方法を定めた同法は、司令部との逐条審議直前の八月一三日付法案と九月二七日に国会に提出された法案すなわち成立法ではかなりの相違がみられる。法案の修正経過の主要点は既述したが、両案の要点を比較して相違を明らかにするとともに、成立法の説明に代えて、次の表を掲げておく。⁽²⁷⁾

「金融機関再建整備法」の八月一三日案と成立法の要点对照表（項目欄かつこ内は成立法の条項、傍点は執筆者）

昭和二十一年八月一三日付法案	成立法（昭和二十一年法律第三十九号）
一、評価基準 （第七、八条） ①暫定評価基準・確定評価基準を設ける。ただし命令で定めるもの（現金、預金等国・地方公共団体の債権債務等）を除く。 ②評価基準は経済再建整備委員会が主務大臣の認可を受けて決定する。 ③新勘定の資産負債は指定時、旧勘定の資産負債は命令の定める時点で評価を行なう。 一、の評価基準で評価を行なった結果、次の要件イを充たすときは、認可を受けてロの金額の範囲内で、整理債務（主務大臣の指定する「指定債務」以外の債務をいう）を旧勘定から新勘定に移し、その金額を旧勘定の新勘定に対する借として整理する。 イ旧勘定資産（旧勘定の新勘定に対する貸を除く）評価額（暫定評価基準の評価は主務大臣の指定した割合を乗じて評価）＋旧勘定の新勘定に対する貸ⅡAが、指定債務＋払込資本金の一割＋旧勘定の新勘定に対する借ⅡBを超え、かつ（AⅠB）＋旧勘定の整理債務ⅡCが、主務大臣の指定する割合ⅡDを	①同上。 ②評価基準は主務大臣が経済再建整備委員会の議を経て決定する。 ③同上。 最終処理前に旧勘定の整理債務（上と同じ）を新勘定に移換できるのは、①②の場合である。 ①暫定評価前の移換（資産内容極めて良好な場合）次の要件イを充たすときは、認可を受けてロの金額の範囲内で整理債務を移換し、これを旧勘定の新勘定に対する借として整理する。 イ旧勘定資産総額－主務大臣の指定する資産（不確実資産）額ⅡAが、資本の一割＋指定債務＋旧勘定の新勘定に対する借ⅡBを超え、かつ、（AⅠB）＋整理債務ⅡCが、主務大臣の指定する割合（二割を予定）ⅡDを超えるとき

三、最終処理 A（第一八条）	三、A②の評価による確定損（旧勘定の評価損＋新勘定の評価損）
超えるとき ロAⅠB （右の規定は下欄の②に対応する） A 条件……左の①②号に該当する場合は最終処理を行なわなければならない。 ①一、の評価を行なった結果、旧勘定評価益＋その他の益＋積立金ⅡAが、旧勘定評価損＋その他の損＋繰越損ⅡBを超え、かつ（AⅠB）＋旧勘定資産総額ⅡCが、主務大臣の指定する割合ⅡDを超えるとき ②旧勘定の資産負債ならびに新勘定の資産および負債のうち命令で定めるものについて、確定評価基準が決定されたとき B 損失の整理負担 三、A②の評価による確定損（旧勘定の評価損＋新勘定の評価損）	ロAⅠB ②一、の評価基準で評価を行なった結果、次の要件イを充たすときは、認可を受けてロの金額の範囲内で、整理債務を旧勘定から新勘定に移さねばならない。その移換額は旧勘定の新勘定に対する借として整理する。 イ旧勘定資産（旧勘定の新勘定に対する貸を除く）評価額（暫定評価基準の評価は主務大臣の指定した割合を乗じて評価）＋旧勘定の新勘定に対する貸ⅡAが、資本の一割＋指定債務＋旧勘定の新勘定に対する借ⅡBを超え、かつ、（AⅠB）＋整理債務ⅡCが主務大臣の指定する割合（二割を予定）を超えるとき A 条件……上と同じ。 ロAⅠB ②は殆んどの資産負債に確定評価基準が決定されたときと解釈されていた） B 損失の整理負担 三、A②の評価による確定損（指定時新勘定の評価損

勘定の旧勘定に対する貸の評価損＋繰越損＋その他の損）は、左の各号の順序により、整理負担額を計算しなければならない。

①確定益（旧勘定の評価益＋新勘定の旧勘定に対する借の評価益＋その他の益）の全額

②旧勘定の積立金

③旧勘定の資本金の九割まで

④整理債務の九割

⑤資本金の一割と整理債務の一割

⑥指定債務全額

C（第二七、二八、二九、三四条）

C 最終処理の実施

①旧勘定の最終処理を行なおうとするときは、予め監査委員の承認を受けた最終処理方法書を公告したのち、株主、債権者の更正請求を認めたときは、更正後これを公告し、のち、主務大臣の認可を受けて、方法書の定めるところにより旧勘定の最終処理を行な

を旧勘定へ移し整理した額＋旧勘定の評価損＋繰越損＋その他の損）は、左の各号の順序により、整理負担額を計算しなければならない。

①確定益（指定時新勘定の評価益を旧勘定へ移して整理した額＋旧勘定評価益＋その他の益）の全額

②同上

③同上

④整理債務のうち、法人預金等で一口五〇〇万円を超えるものの五〇〇万円を超える金額の七割まで

⑤整理債務のうち、法人預金等で一口一〇〇万円を超えるものの一〇〇万円超五〇〇万円以下の部分の五割まで

⑥整理債務のうち、法人預金等で一口一〇万円を超えるものの、一〇万円超一〇〇万円以下の部分の三割まで

⑦整理債務のうち、④⑤⑥を適用後の法人預金等の残額とその他の整理債務の七割まで

⑧③を適用後の資本金残額

⑨⑦を適用後の整理債務残額

⑩指定債務の全額

C 最終処理の実施

①三、Bの整理を行なう場合は、予め監査委員の承認を受けた最終処理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。
②認可を受けたときは公告するとともに、最終処理方法書の定めるところにより、遅滞なく旧勘定の最終

を旧勘定へ移し整理した額＋旧勘定の評価損＋繰越損＋その他の損）は、左の各号の順序により、整理負担額を計算しなければならない。	
①確定益（指定時新勘定の評価益を旧勘定へ移して整理した額＋旧勘定評価益＋その他の益）の全額	
②同上	
③同上	
④整理債務のうち、法人預金等で一〇五〇〇万円を超えるものの五〇〇万円を超える金額の七割まで	
⑤整理債務のうち、法人預金等で一〇一〇〇万円を超えるものの一〇〇万円超五〇〇万円以下の部分の五割まで	
⑥整理債務のうち、法人預金等で一〇一〇万円を超えるものの、一〇万円超一〇〇万円以下の部分の三割まで	
⑦整理債務のうち、④⑤⑥を適用後の法人預金等の残額とその他の整理債務の七割まで	
⑧③を適用後の資本金残額	
⑨⑦を適用後の整理債務残額	
⑩指定債務の全額	
C 最終処理の実施	
①三、Bの整理を行なう場合は、予め監査委員の承認を受けた最終処理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。	
②認可を受けたときは公告するとともに、最終処理方法書の定めるところにより、遅滞なく旧勘定の最終	

C（第二七、二八、二九、三四条）

C 最終処理の実施

①旧勘定の最終処理を行なおうとするときは、予め監査委員の承認を受けた最終処理方法書を公告したのち、株主、債権者の更正請求を認めたときは、更正後これを公告し、のち、主務大臣の認可を受けて、方法書の定めるところにより旧勘定の最終処理を行な

C 最終処理の実施

①三、Bの整理を行なう場合は、予め監査委員の承認を受けた最終処理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

②認可を受けたときは公告するとともに、最終処理方法書の定めるところにより、遅滞なく旧勘定の最終

処理を行なわなければならない。

②最終処理を完了したときは新旧勘定区分を廃止しなければならない。

①三、Bにより確定損の整理負担額を計算するも、なお確定損の残額があるときは、その残額を政府において補償する。

②政府は最終処理方法書認可後、国債証券の交付により政府補償を行なう。

四、政府補償

五、整備計画 A（第三九条）

①三、Bで資本の減少を行なわなければならない場合、命令の定めるところにより再建整備計画書を作成し、最終処理方法書とともに主務大臣の認可を受けて、計画書に基づいて再建整備を行なわなければならない。

わなければならない。

③最終処理を完了したときはこれを公告し、新旧勘定区分は公告の日に消滅する。

①三、Bにより確定損の整理負担額を計算するもなお残額があるときは、命令の定めるところ(イ)ロと定める見込により、政府においてこれを補償する。但し、勅令で定める金額を限度とする(ロ)。

(イ)新勘定の旧勘定に対する貸の利息は補償を行なわない。

(ロ)指定時現在の封鎖預金等のうち、一口一万五〇〇〇円を超えるものについて一口一万五〇〇〇円として計算した金額と一口一万五〇〇〇円以下のものの金額の合計額が、現実に指定時に第一封鎖預金等となった金額より少ない場合は、確定損の残額からその差額を控除した額を限度として補償する。

②政府は①の決済を国債証券の交付により行なうことができる。

③①の補償の金額は「大蔵省預金部等損失特別処理法」による補償金の額と合計し、一〇〇億円を限度とする。

A 三、Bにより資本金の一部を減少する場合、四、の最終処理完了後における当該金融機関の事業に関し、整備計画書(増資、事業の譲渡、合併、解散、新金融機関の設立等の場合の方法時期等を記載させる予定)を最終処理方法書の認可申請と同時に提出

を旧勘定へ移し整理した額＋旧勘定の評価損＋繰越損＋その他の損）は、左の各号の順序により、整理負担額を計算しなければならない。	
①確定益（指定時新勘定の評価益を旧勘定へ移して整理した額＋旧勘定評価益＋その他の益）の全額	
②同上	
③同上	
④整理債務のうち、法人預金等で一〇五〇〇万円を超えるものの五〇〇万円を超える金額の七割まで	
⑤整理債務のうち、法人預金等で一〇一〇〇万円を超えるものの一〇〇万円超五〇〇万円以下の部分の五割まで	
⑥整理債務のうち、法人預金等で一〇一〇万円を超えるものの、一〇万円超一〇〇万円以下の部分の三割まで	
⑦整理債務のうち、④⑤⑥を適用後の法人預金等の残額とその他の整理債務の七割まで	
⑧③を適用後の資本金残額	
⑨⑦を適用後の整理債務残額	
⑩指定債務の全額	
C 最終処理の実施	
①三、Bの整理を行なう場合は、予め監査委員の承認を受けた最終処理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。	
②認可を受けたときは公告するとともに、最終処理方法書の定めるところにより、遅滞なく旧勘定の最終	

四、政府補償

処理を行なわなければならない。

②最終処理を完了したときは新旧勘定区分を廃止しなければならない。

①三、Bにより確定損の整理負担額を計算するも、なお確定損の残額があるときは、その残額を政府において補償する。

②政府は最終処理方法書認可後、国債証券の交付により政府補償を行なう。

わなければならない。

③最終処理を完了したときはこれを公告し、新旧勘定区分は公告の日に消滅する。

①三、Bにより確定損の整理負担額を計算するもなお残額があるときは、命令の定めるところ(イ)と定める見込により、政府においてこれを補償する。但し、命令で定める金額を限度とする(ロ)。

(イ)新勘定の旧勘定に対する貸の利息は補償を行なわない。

(ロ)指定時現在の封鎖預金等のうち、一〇一万五〇〇〇円を超えるものについて一〇一万五〇〇〇円として計算した金額と一〇一万五〇〇〇円以下のものの金額の合計額が、現実に指定時に第一封鎖預金等となった金額より少ない場合は、確定損の残額からその差額を控除した額を限度として補償する。

②政府は①の決済を国債証券の交付により行なうことができる。

③①の補償の金額は「大蔵省預金部等損失特別処理法」による補償金の額と合計し、一〇〇億円を限度とする。

A 三、Bにより資本金の一部を減少する場合、四、の最終処理完了後における当該金融機関の事業に関し、整備計画書（増資、事業の譲渡、合併、解散、新金融機関の設立等の場合の方法時期等を記載させる予定）を最終処理方法書の認可申請と同時に提出

五、整備計画 A（第三九条）

①三、Bで資本の減少を行なわなければならない場合、命令の定めるところにより再建整備計画書を作成し、最終処理方法書とともに主務大臣の認可を受けて、計画書に基づいて再建整備を行なわなければならない。

B(第二六条)

し、認可を受けて、計画書に基づいて再建整備を行
なわなければならない。
B 三、Bにより資本全額切り捨ての場合、金融機関
は資本減少の手続をとることなく、新勘定の事業全
部を新金融機関(いわゆる第二銀行)等の他の金融
機関に譲渡する等の方法により、解散しなければな
らない。

- (1) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一巻「政府債務」一四八―五二ページ。
- (2) 戦時補償打切りに関する経緯の詳細は、前掲書を参照されたい。以下の記述で付注のない部分は同書による。
- (3) 「チャーソン氏トノ第六回会見顚末」(日時昭和二十一年五月三日)(大蔵省資料Z五〇七―四)。
- (4) 大蔵省資料Z五二六―四―二。
- (5) 大蔵省資料Z五二六―四―三。この文書は、七月三日の次官官邸における大蔵部内会議で、問題の資料(大蔵省資料Z五二六―七―一所収)の検討を経て成案された。
- (6) 大蔵省資料Z五二六―四―四。
- (7) 大蔵省資料Z六二〇―三二(前掲書、第一七巻「資料(1)」七七〇―七二ページ所収)。
- (8) 「石橋蔵相、マーケット少将会談要領」昭和二十二年七月二四日(大蔵省資料Z五二六―四―四、前掲書、第一七巻「資料(1)」七六九―七〇ページ所収)。
- (9) 同前(前掲書、七六七―六九ページ)。
- (10) 同前(前掲書、七七八ページ)。
- (11) 大蔵省資料Z五二六―四―四所収。
- (12) 大蔵省資料Z五二六―七―一(前掲書、第一七巻「資料(1)」七七五―七七ページ所収)。
- (13) 磯田好祐「金融機関経理応急措置法」(酒井俊彦ほか『企業再建整備法、金融機関再建整備法、復興金融庫法等諸法律詳解』大蔵財務協会、昭和二十二年)を参照した。

- (14) 大蔵省資料Z五二六―七―八。
- (15) 大蔵省資料Z五二六―四―四。
- (16) 大蔵省資料Z五二六―七―一。
- (17) 同前。その英訳は大蔵省資料Z五〇八―一四所収。
- (18) 「終連特報」第一六号(大蔵省資料Z五二六―二―七。前掲書、第一七巻「資料(1)」七九八ページ所収)。
- (19) 「課税立法に関する十項目の申入についての会談記録」(終連特報号外)昭和二十二年八月二九日―大蔵省資料Z五二六―二七、前掲書、八〇三―〇四ページ所収)。
- (20) 大蔵省資料Z五〇八―一三。一〇項目の概要は本書七九〇ページ参照。
- (21) 「八月二九日附課税立法に関する最高司令部の提案十項目に対する意見」昭和二十二年八月三一日(大蔵省資料Z五二六―四六)、および「渡辺武日誌」昭和二十二年九月二日。
- (22) 「渡辺武日誌」昭和二十二年九月一七日、九月一八日。
- (23) 「課税立法ニ於テ準拠スベキ十点」ニ対スル日本政府改正意見」昭和二十二年九月一八日(大蔵省資料Z五二六―四―六)。
- (24) 大蔵省資料Z五二六―四―六。
- (25) 前掲注(24)の文書。
- (26) 「渡辺武日誌」昭和二十二年九月一八日。
- (27) 成立法については、賀屋正雄「金融機関再建整備法」(酒井俊彦ほか『企業再建整備法、金融機関再建整備法、復興金融庫法等諸法律詳解』大蔵財務協会、昭和二十二年二月)を参照した。

第四節 再建整備の経過

一 評価基準の決定と中間処理

(一) 暫定評価基準・確定評価基準の決定

「金融機関再建整備法」の実施に当たって、一つの大きな問題は、同法第七条に規定された確定評価基準と暫定評価基準をどのようにするかであった。すでに大蔵省は、昭和二十一年一月七日付の「金融機関再建整備法における暫定評価基準（案）」⁽¹⁾によって「金融機関の暫定評価基準は、確定評価基準決定前の仮の基準であつて、企業における特別損失額の概算に対応し、旧勘定の預金等の移換の前提となるものである点を考慮し、その基準は高きに失せざる様配意しつつ簡明直截を旨としてこれを決定する。」という基本的考え方に立っていた。次いで銀行局の二十二年三月八日付「資産暫定基準について」⁽²⁾は、司令部に暫定基準案とともに、左の二点の承認を求めたことを記している。

(一) 本資産暫定評価基準による評価の結果による損失見込額より、金融機関再建整備法による金融機関に対する損失補償額百億円の限度を所要額まで拡張することとし、暫定評価完了後の議会において右再建整備法の改正を行ふこと

(二) 右の金融機関に対する損失補償は全額国債を以て決済することとし、右は指定時における損失を補償するものであるから、右国債には指定時からの利子を附することとし、その利率は発行当時のものと同様とすること

右に対する司令部の回答は、「金融機関再建整備法に基く評価基準（案）」⁽³⁾に関するその後の経過について「（昭和二十

二年三月二〇日）によって次のように明らかにされている。

一、補償の金額百億円の限度を拡張することについては、本評価基準を適用した結果（その他二、の利息の問題、三、の金融債券の問題等をも含めて）生ずべき新勘定の損失を補償するに必要な限度まで補償額の限度を拡張し、そのため必要な法制的及び予算的措施を講ずることについて、司令部経済科学部ルーリン氏の了解を得た。

二、新勘定の旧勘定に対する貸の金額を補償するに際して、その利息相当額は、これを補償の対象としないこととなつていたが、この利息相当額も補償の金額に含まれることに変更するについて了解を得た。

三、金融債券を新勘定に属せしめることについては、司令部側において、当初より旧勘定に属せしめる意向は全然なく、現状の儘新勘定に属せしめることにつき確認を得た。

四、当初の評価基準原案においては、不動産の評価について、財産税の評価基準を採ることとなつておつたが、司令部側の意向としては、企業の場合と異なる基準による理由は全然ないとのことで、企業の場合と同様の基準をとることとなつた。

五、閉鎖金融機関については、整理の過程にあつて、資産の処分を急速に実施中なので、処分価額によるのを適当とし、特にこの評価基準を適用する必要がないとの司令部側の意向なので、当方もこれに従つた。

六、その他の点については、略原案の承認を得たので、所要の修正を加えた上、可及的速かな機会に、金融機関の暫定評価基準を、経済再建整備委員会に附議決定することとした。

注目すべきことは、①低評価の暫定評価基準を採用すること、②新勘定の旧勘定に対する貸の利息を補償に加えること、③金融機関所有金融債が新勘定に属しているため、興銀等の補償額が多額に見込まれること（金融機関所有金融債の旧勘定移換が問題となっていた。これについては後述する）により、補償の法定限度一〇〇億円の拡張について、財政課の金融係員ルーリン J. R. Ruhlin の了解を得たことであろう。かくして金融機関の暫定評価基準案の大綱については、この時点で了解がついたと思われるが、企業の評価基準の決定が遅延したため、それをまっぴらで決定された。

表 1-5 金融機関再建整備

金 融 機 関	数	公 称 資 本 金	払 込 資 本 金	未 払 込 資 本 金	未 払 込 資 本 金 徴 収 見 込 額	第 二 封 鎖 預 金 等 (含 責 任 準 備 金)
1. 銀 行	68	2,071	1,363	708	538	16,870
特 別 銀 行	3	542	390	152	122	748
五 大 銀 行	5	752	481	271	200	8,349
地 方 銀 行	56	704	425	279	210	6,710
貯 蓄 銀 行	4	73	67	6	6	1,063
2. 信 託 会 社	7	131	34	97	90	1,131
3. 金 庫	4	155	109	46	38	26
農 林 中 金	1	65	48	17	17	16
庶 民 金 庫	1	30	30	—	—	—
恩 給 金 庫	1	30	6	24	21	—
商 工 中 金	1	30	25	5	—	10
4. 市街地信用組合	311	105	90	15	—	218
5. 無 尽 会 社	57	42	24	18	4	71
6. 農 業 会 等	11,725	581	499	82	24	832
県 農 業 会	46	121	102	19	19	12
市町村農業会	10,933	426	375	51	5	817
其 他	746	34	22	12	—	3
7. 保 險 会 社	37	423	175	248	20	2,933
生 保	21	49	39	10	10	2,379
損 保	16	374	136	238	10	554
8. 預金部(含簡保)	1	—	—	—	—	400
9. 予 備	(新勘定ニ対スル借ノ利子等)					
合 計	12,210	3,508	2,294	1,214	714	22,481

(原注) 1. 閉鎖機関ハ含マズ.

2. 未払込資本金徴収見込額ハ一応損失負担額マデヲ徴収スルモノトシテ

出所：大蔵省資料 Z 526-7-10.

見込一覧(昭和22年9月末調)

(単位 百万円)

損 失 見 込 額	積立金	資本金切 捨見込額	第 二 封 鎖 預 金 (含 責 任 準 備 金) 切 捨 見 込 額	残 存 資 本 金 額	残存第 二封鎖 預金等 (含 責 任 準 備 金)	要 補 償 額	資 本 全 額 切 捨 見 込 金 融 機 関 数	要 補 償 金 融 機 関 数
16,388	1,437	1,713	8,534	325	8,336	4,655	3	3
5,713	305	362	384	178	364	4,653	1	1
5,909	779	654	4,476	75	3,873	—	—	—
3,891	332	633	2,926	71	3,784	—	—	—
875	21	64	748	1	315	2	2	2
970	77	123	660	8	471	29	3	1
2,331	13	142	16	7	9	2,138	2	2
2,196	12	65	16	—	—	2,086	1	1
82	—	30	—	—	—	52	1	1
27	—	25	—	5	—	—	—	—
26	1	22	—	2	9	—	—	—
612	41	86	186	6	32	301	265	239
406	13	41	51	1	20	312	44	38
2,709	301	263	221	318	611	2,146	2,273	1,907
2,044	20	121	12	—	—	1,898	46	46
650	210	130	208	296	609	247	2,223	1,857
15	71	12	1	22	2	1	4	4
6,264	761	73	2,384	349	549	2,700	19	18
5,679	206	48	2,379	—	—	2,700	18	18
585	555	25	5	349	549	—	1	—
5,830	2,260	—	400	—	—	3,170	—	1
						1,500		
35,510	4,903	2,441	12,452	1,014	10,028	16,951	2,609	2,209

計上セリ.

表 1-6 中間処理移換率 (単位 %)

銀行名	移換率	銀行名	移換率
東千横	37.0	百三	50.0
浜興	50.0	三十	60.0
埼常	28.8	滋南	45.0
足山	33.0	紀香	50.0
梨中	50.0	陰合	90.0
秋莊	50.0	山芸	57.0
青森	60.0	山四	100.0
青七	21.0	伊予	35.0
両岩	35.6	高松	45.0
東第	80.0	阿波	33.0
長八	100.0	大福	53.0
北北	40.0	佐賀	40.0
北福	35.0	佐賀	45.0
静岡	50.0	肥親	97.6
駿河	57.0	鹿児	98.9
	48.0	日向	60.0
	50.0	北海	92.15
	35.0		45.0
	70.0		55.0
	50.0		63.5
			50.0

(注) 移換率は、整理債務のうち新勘定へ移換された額の占める割合。
出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

円、これを各行が法令に従って積立金、資本金、第二封鎖預金等で損失を消却した後の要政府補償額は一六九億円余が見込まれた。

(二) 中間処理の実施

評価換えの結果、損失を負担しなくても済むと見込まれた整理債務の新勘定移換え、すなわち中間処理がおこなわれた。中間処理は、旧勘定資産の内容がよく、第二封鎖預金等により損失負担をおこなわないことが明らかな金融機関に対し、第二封鎖預金を第一封鎖預金に組み替え、預金者の負担軽減をはかり再建整

昭和二十二年九月六日の大蔵省発表⁽⁴⁾によれば、六月二五日の経済再建整備委員会の議を経て同日発表された評価基準のとおり、確定評価基準、暫定評価基準が告示され、同時に評価時⁽⁵⁾も指定された(昭和二十二年九月六日大蔵省告示第二〇七、二〇八、二〇九号)。すなわち、国債および地方債(外地地方債を除く)、動産、不動産については確定評価基準が、その他の資産・負債項目については暫定評価基準が適用されることになった。日本銀行による要約によって、金融機関の評価基準の概要を示せば次のとおりである。

- (1) 国債および地方債は、発行価格に経過年数に応じた償還差益に相当する金額を加算した金額とする。
- (2) 動産は公定価格、不動産は帳簿価額をそれぞれ原則とする。
- (3) 会社経理応急措置法にもとづく特別経理会社関係の株式、社債、貸出金等の資産は、各社の損失処理の結果、切り捨てらるべき金額を差引いた金額を基準とする。
- (4) 在外財産は、原則として、資産は零、負債は帳簿価額とする。
- (5) その他は、特に問題となるものを除いて、帳簿価格を原則とする。

注目されるのは不動産について企業と同じく簿価主義が採られ、低評価の基準作成方針が貫かれたことであろう。

なお、旧勘定資産負債の評価替えは、昭和二十二年七月一日午前零時現在(「評価時」という)と定められた。なお新勘定に属する資産負債の評価は指定時(昭和二十二年八月一日午前零時)でおこなわれる。

同時に「金融機関再建整備法に基く評価基準の取扱要領」⁽⁶⁾「金融機関再建整備経理要領」⁽⁷⁾(昭和二十二年九月六日銀々第一九〇三号)が通牒され、各金融機関はこの評価基準により評価替えを実施し、財産目録、貸借対照表、資産負債明細書を作成し、一〇月末までに主務大臣に提出して評価状況を明らかにした。大蔵省の調査によれば、評価替え実施により昭和二十二年九月末現在の金融機関再建整備の見込みは、表1-5のとおりである。損失見込額合計は三五五億

備を進捗させる措置で、「金融機関再建整備法第十四条又は第十五条に基く整理債務移換に関する件」(昭和二年一月二七日蔵銀第九三四号)によって中間処理の認可要領を明らかにし、全国一律に二年二月一日午前零時に第一回の整理債務の移換が実施された。⁽⁸⁾

中間処理をおこなった銀行は四八行で、その実施状況は表1-6のとおりである。移換率(整理債務のうち、新勘定への移換額の比率)五〇%以上の銀行は二八行(北海道拓殖銀行と地方銀行二七行)、三〇%以上五〇%未満は一六行(地方銀行)、三〇%未満のもの四行(地方銀行)であり、損失が多額で中間処理がおこなえなかった銀行は、特殊銀行二行(興銀、勸銀)および五大銀行(帝国、三菱、住友、安田、三和)全行、地方銀行九行および貯蓄銀行全行(四行)、計二〇行であった。

中間処理の認可後まもなく、司令部が全金融機関の最終処理促進のため中間処理をおこなわないよう指示したので、中間処理は二年二月一日認可分一回にとどまった。

二 新旧勘定合併促進と整備計画認可基準の指示

(一)「金融機関再建整備法」の改正(第一次―第三次)

昭和二年の九月から二月までに三次にわたる「金融機関再建整備法」の一部改正がおこなわれ、最終処理にむけて法が整備された。第一次は新勘定増資規定の挿入、第二次は未払込資本金徴収と解散金融機関に関する改正、第三次は積立金処理規定の改正である。

第一次改正の趣旨を第一国会における政府の法律案提案理由説明によってみると、次のごとくである。⁽⁹⁾

今回の改正案の主眼とするところは、さきに企業につきまして企業再建整備法の改正により新勘定における増資を認めたと同様に、金融機関につきましても、その再建を円滑にするために、新勘定における増資をなし得る途を開くこととし、これがための所要の法的措置を講じようとするものであります。すなわち銀行その他の金融機関が、金融機関経理応急措置法によって主務大臣の認可を受けて、新勘定において増資をした場合におきましては、当該出資をなした株主等は当該出資に関しては確定損失を負担しないこととするともに、当該金融機関は、株主等が指定時における資本の全額に相当する金額の確定損を負担しなければならぬときにおいても解散することなく、そのまま存続し得る途を開こうとするものであります。

なお、これに伴い、右の新勘定増資をした金融機関が、市街地信用組合、農業会等、組合組織の金融機関である場合におきまして、その会員または組合員が、最終処理によつて、指定時における資本の全額に相当する金額の確定損失を負担することとなり、旧勘定に属する出資金がなくなる結果、会員又は組合員である資格を喪失した場合でも、当該金融機関の新勘定及び旧勘定の区分の消滅後六箇月を限り、従来通り資金の貸付、施設の利用、その他当該金融機関の会員または組合員であると同様の利益を受けることができることとし、これによりまして、会員または組合員の便宜をはかることにいたそうとするものであります。

この改正は昭和二年九月一三日法律第一〇七号をもって公布され、資本の全額が損失負担により切り捨てられる金融機関が、解散することなく新勘定における増資によつて存続する道が開かれることになった。

第二次改正の趣旨を、銀行局作成の法案の大綱説明によつて示すと、次のとおりである。⁽¹⁰⁾

本改正案は金融機関の再建整備に伴う未払込資本金の徴収及び再建整備中の解散金融機関の措置に関し新に規定を設けたものである。本案内容の大綱は次の通りである。

一、未払込資本金の徴収に関する規定(第二十五条の二乃至第二十五条の十八及び第五十七条の二)

(1) 未払込資本金の払込責任は指定時現在の株主がこれを負う。指定時に株主であつた者及び指定時後新に株主となつた者は一切責任がない。但し指定時後の新株主が払込に応じたい場合には払込をなし得るようその機会は一応与えられる。

指定時後の新株主が払込まなかつた場合はその株主は失権して、その株式は指定時の株主に帰属しこれに対し払込催告が発せられる。

- (2) 指定時後の新株主が払込に応じたものを除いては総て指定時株主が払込責任を負うが、株主が個人であるか法人であるかによつてその責任の態様を異にする。

個人及び閉鎖機関は失権によつて払込責任を免れ得るが、閉鎖機関には更に買戻の機会が与えられる。

閉鎖機関以外の法人は払込債務を免れ得ないが、特別経理会社及び金融機関の払込債務は旧勘定に属せしめられるので再建整備法の原則に従つて打切整理せられる。

- (3) 指定時後の新株主が善意でその株式を取得した者であつた場合は、その株主が失権によつて蒙つた損失は直前の譲渡人に対し求償をなし得、逐次指定時株主にまで及ぶ。

個人又は閉鎖機関である指定時株主が失権した場合はその損失の求償は勿論認められない。

二、再建整備中の解散金融機関に関する規定(第五十三条の二及び第五十三条の三)

- (1) 解散金融機関の清算人の作成する財産目録及び貸借対照表並びに債権者に対する債権申出の催告は当該金融機関の新勘定に属するものについて行えば足りる。

- (2) 新勘定に属する債務の弁済は禁止される。

- (3) 再建整備完了後一般原則による清算措置が進行する。

また、同資料によれば、新設の第二十五条の二の規定は、「法第二十五条に定める確定損の整理負担額を計算した結果、各株式について計算した整理負担額が当該株式の払込済金額以下である場合には、必ずしも未払込株金を徴収する必要はないが、前者が後者を超える場合には、原則としてその超過額より一銭でも多い金額を徴収しなければならない。」という趣旨であり、最終処理に当たつて資本切捨てが未払込資本金に及ぶ金融機関が切捨て分を充当できる

範囲で未払込株金を徴収すればよいとされた。これは、一二月末、司令部から未払込資本金全額徴収方針が出て、後に改正される。右の法改正は昭和二十二年二月一日法律第一六二号をもつて公布された。

第三次の改正の趣旨を、大蔵省が作成した閣議説明資料によつてみると、次のとおりである。⁽¹¹⁾

現行法では金融機関が最終処理をする際に旧勘定の損失がその益金より大であるときは先づ積立金の全額を取り崩してこれを補填することとなつてゐる。然し積立金のうちには通常の場合退職金の支払財源と見られるべき部分を含んで居るから、これを何んら斟酌しないときは永年勤続職員に対する退職金の支給にも支障を来す惧があるので、本案においてこの点を次のやうに改めようとするのである。

- (1) 金融機関は退職金支給財源に充てるため、任意積立金の三分の一と法定の退職手当積立金との合計額の範囲において損失処理に当りこれを留保することができる。

- (2) 新金融機関に事業譲渡をなし、これに引継がれた職員は退職者として扱はず、旧金融機関に在職中の在職期間は新金融機関で通算する。

- (3) 右の場合には(1)により留保した積立金の全部又は一部を新金融機関に引継ぐ。

右の改正は昭和二十二年二月一九日法律第二二一号をもつて公布され、損失補填のため積立金を取り崩す必要があるときも、退職金を留保することができるようにした。

(二) 銀行局の新旧勘定合併促進方針

金融機関の中間処理にめどがついた二十二年一〇月、銀行局は次のような考えに立つに至つた。⁽¹²⁾

最終処理は原則として金融機関の全部の資産負債について確定評価基準が決定したときに、確定評価基準による資産負債の評価額を基礎に資本及び負債の一定割合を整理して資産負債の均衡を回復せしめるものである。未払込資本金の徴収は最終処理の際行ふこととなつてゐる。

全金融機関の最終処理が何時完了するかは、確定評価基準の全部の決定が何日頃となるかに懸つてゐるのであるが、経済力集中排除法の関係もあり、今のままでは恐らく来年春以後になるのではないかと思はれるが、新旧勘定が別れてゐるといろいろ不都合な又非能率的なことが多いからなるべく早く処理したいと思ふ。

当初金融機関の最終処理は、企業の損失が明確になりすべての資産負債に確定評価基準が適用できる時点で実行する予定であつたが、司令部の指示による「経済力集中排除法」(以後「集排法」と略称することもある)の立案とその適用問題で企業再建整備の進行が遅延する状況の中で、金融機関の最終処理を早める措置が検討されていたのである。その方針は一月一二日付で銀行局が作成した次の文書⁽¹³⁾によって具体化され、同月一五日の省議に提出された。

金融機関最終処理要綱(昭二二、一一、一二銀行局)

一、方針

左の理由により金融機関の最終処理は可及的速に完了するやう措置する。

- (1) 整備未了の間は金融機関の信用の基礎に安定性がない。
- (2) 新旧勘定の貸借の利息の問題、人件費又は物件費の新旧勘定間の負担区分の問題等の為新勘定の収支は必ずしも正常なるを期し得ない。
- (3) 最終処理完了までは配当を禁じられてゐる為金融機関の経営は正常でない。
- (4) 勘定分離の結果金融機関の事務は非常に煩雑である。
- (5) 旧勘定資産の合理的運用が出来ない。
- (6) 最終処理が長引けばその間に生ずる情勢の変化の為更にその整理は困難と複雑を加へると共に他方情勢の変化に対し金融機関は機敏にこれに適応して行くことが出来ない。
- (7) 最終処理が長引くだけ旧勘定の⁽¹³⁾新勘定に対する借の利息が嵩み、旧勘定の損失を大ならしめ、延いて政府補償の金額を

大ならしめる。

- (8) 中間処理が始まってから長きに亘つて第二封鎖預金等の一部引出のあり得ることは爾後の整理に支障がある。
- (9) 第二封鎖預金等の債権者中には生活困窮者、清算手続中の法人等があり、これ等の者の為には可及的速に整理を完了した方がよい。

二、措置

- (1) 原則として全金融機関に監査委員の任命方促進する。
- (2) 金融債を新に確定評価基準資産に加へ、既に確定評価基準の決定されてゐる動産、不動産及び公債と金融債とについては確定評価基準、その他は暫定評価基準のまま最終処理を行はせる。
但し暫定評価額につき金融機関に不安があるときは、その見込に従つて更に切捨を認める。
- (3) 全金融機関について事前検査を行ひ、最終処理に遺憾なきを期する。
- (4) 来議会中に政府補償限度引上の法律改正を行ふと共に来年度予算に所要額を計上する。
- (5) 未払込資本金を徴収する必要のない金融機関については来年三月、未払込資本金の徴収を必要とする金融機関については来年九月までに最終処理を完了せしめる。

右文書は、金融機関の最終処理を急ぐため、資産負債の全部に確定評価基準を決定せず、新たに金融債に確定評価基準を設定して、動産、不動産、国債、地方債および金融債のほかは暫定評価基準のまま最終処理をおこなうこと、未払込資本金を徴収する必要のない金融機関は二三年三月、徴収を必要とする金融機関は二三年九月までに最終処理を完了せしめるという方針を示している。この文書には最終処理日程表が付され、本文二、(5)の最終処理完了日に合せて全日程が組まれていた。

一カ月後の一二月一五日には前掲の「要綱」に従つて早期に最終処理を実施する場合の問題点が次のようにまとめ

られている。⁽¹⁴⁾

金融機関の最終処理早期完了について（昭二二、一二、一五）

一、特別経理会社の整備計画認可（新旧勘定併合）の時期

- (1) 通常の特別経理会社 昭和二十三年三月以降
- (2) 第二会社を設立する特別経理会社 昭和二十三年四月以降
- (3) 集中排除法の適用を受ける特別経理会社 昭和二十三年六月以降

二、金融機関最終処理の方針（十一月十二日附銀行局案「金融機関最終処理要綱」参照）

- (1) 未払込資本金徴収の必要のない金融機関 昭和二十三年三月末日
- (2) 未払込資本金徴収の要ある金融機関 昭和二十三年九月末日

三、考慮を要する問題

(1) 暫定評価額の含む不安定要素

(イ) 特別経理会社の特損概算

戦時補償特別税額

不動産処分見込益

旧勘定管理費

旧会社清算費用

退職手当積立金

非戦災者特別税

(ロ) 旧勘定管理費

新勘定に対する借

人件費及び物件費

非戦災者特別税

(ハ) 第二封鎖預金の減少

(ニ) 退職手当積立金

(ホ) 特別経理会社の新勘定赤字

(2) 新金融機関発足の時期

(イ) 興業銀行

(ロ) 農林中央金庫

(ハ) 信託会社

(ニ) 無尽会社

(ホ) 信用組合

(ヘ) 農業会

四、措置

(1) 暫定評価額の含む不安定要素については見込償却を認め、整理勘定により調整

(2) 特別経理会社の新勘定赤字

(イ) 金融機関旧勘定の損失に計上

再建整備法の趣旨に反する

整理勘定により調整困難、従つて金融機関の最終処理早期完了は困難

(ロ) 再建整備法の改正、八月十一日の線を下げる。

金融対策に重大なる支障を与える。

- (ハ) 最終処理完了後に於て金融機関の自力により解決。問題が大きい。
- (ニ) 残存債権の整理金庫への集中
 - 金庫の新設、復金との関係問題
 - 国家負担額
 - (ホ) 残存債権の復金肩替
 - (ニ) 案より優る
 - 国家負担額
- (ヘ) 第二金融機関の設立、旧勘定は全部旧金融機関に残す。
 - 集中排除法との関係問題
- (3) 新金融機関の発足
 - 出来るだけ促進しなくてはならない。(新銀行の設立には少くも三ヶ月を要する。)

以上のとおり、企業に先行して金融機関の最終処理を実施するには考慮すべき不安定要素が残っていた。その為の措置として、暫定評価額の含む不安定要素は整理勘定を設けて調整することとし、また、特別経理会社の新勘定赤字の処理が金融機関の再建整備に影響を与えることは問題だとして、整理金庫の新設や復金への肩替わりが考えられていたことは注目される。

(三) 新旧勘定早期合併方針の決定

銀行局は二月一五日前後に、前掲の一月一二日付「要綱」の線に沿って司令部との交渉に入ったと推定される。二月二〇日には「新旧勘定の早期合併」と題する次の文書を作成している(二月二〇日銀行局と署名された英文文書の邦訳である⁽¹⁵⁾)。

新旧勘定の早期合併

- 1 金融機関の新旧勘定は、そのまま存置すると各種の弊害が益々増大するから、極力早くこれを合併したい。(このためには企業においても、極力早期に新旧勘定の合併が行われることが望ましい。)然し金融機関の新旧勘定の合併を早期に行うためには、一応企業の新旧勘定の合併と切り離して、先行して行わしめたい。
- 2 金融機関の新旧勘定の合併を極力早期に実行するためには、次の措置をとる必要がある。
 - (1) 第一に、金融機関が新旧勘定合併手続を出発し得るよう R and R Law 一八条に基いて、大蔵大臣が附属1告示の通り資産及び負債を指定することを貴部において承認されたい。このためには、金融債の確定評価基準を貴部において承認されたい。
 - (2) 第二に、銀行及び信託会社の最終処理方法書及び整備計画書の認可基準(附属2参照)を、貴部において承認されたい。若し計画通り来年三月末に金融機関の新旧勘定の合併を行うとすれば、手続の開始上、本年内にこれを金融機関に notify しなければ間に合はなくなる点がある。(附属3タイムテーブル参照)
 - 3 金融機関の中間処理の結果、金融機関の大部分は資本金の九〇%乃至一〇〇%を失うことが来年一月末までに関知されるであらうから公衆の金融機関に対する信頼を確保するために出来るだけ早く(出来れば一月末までに)資本が充実されるか又は充実される事が確実になつていることが必要である。それ故整備計画が右の認可基準に適合する場合には、大蔵省が新勘定増資又は第二会社の設立を認可することを、極力早く貴部において承認されたい。
 - 4 未払込株金の徴集を二月末までに完了し得るようディレクティブを出されない場合には、未払込株金のある金融機関も来年三月に新旧勘定合併ができるように、この金融機関が未払込徴収の催告手続をなした後においては、大蔵大臣の認可を受けて、その新旧勘定を合併し得るように、R and R Law の改正を認められたい。
 - 5 なお、本措置により、評価資産のうちには暫定評価によるものが相当あり又未払込の徴収額も不明確のうちに新旧勘定の合併を行うことになるから、調整勘定を設けて、これを整理し置き、未払込の徴収完了及び特経会社の整理完了を俟つて R and

R Law 第三十六条によつて、この調整勘定を処理したい。

銀行及信託会社最終処理方法書認可基準（案）

次の基準に適合する最終処理方法書は、これを認可する。

- 1 未払込の徴収が完了していない金融機関の場合には、徴収未済額を○とする。
- 2 特経会社に対する債権（社債を含む）は当該特経会社からの概算通知による残存見込額を最高とし、金融機関において必要があれば、大蔵大臣の承認を受けて割引いた金額を計上する。

- 3 最終処理引当金は来年三月末までの所要額とする。

- 4 新旧勘定合併後調整勘定を設けて、特経会社に対する債権及び株式の残存額の確定並に未払込徴収の完了後、これを遅滞なく、大蔵大臣の承認を受けて、整理すべき旨を明確にして置く。

- 5 その他は既定評価基準による評価によるべきものとする。

銀行及信託会社整備計画書認可基準（案）

次の基準に適合した整備計画書は、これを認可する。

1 銀行信託会社一般

- a 銀行又は信託会社が資本金の全部又は一部が切捨てられる場合においては、新勘定増資又は、第二会社の設立を行うかは当該銀行又は信託会社の希望によること。

- b 新勘定増資額又は、新旧勘定合併後の資本金額は原則として従前の払込済資本金額を下らないように行うこと、第二金融機関の資本金額についても同様とする。

- c 新旧勘定合併後又は第二金融機関においては、五％以上の株式を所有する大株主が存しないようにすること。

- d 若し旧株主、第二封鎖預金者又は従業員に新株を優先的に割当てるか否かは各銀行又は信託会社の任意とする。但し旧株主に優先的に割当てる場合には未払込を払込んだものに限り優先権を与へること。

- e 未払込資本金はこれを認めない。

- f 新旧勘定合併後は第二金融機関は、収支相償うものであること。従つて若し現在その経営が赤字である場合には、これが合理化をしなければならない。合理化のため必要があれば、合併、事業譲渡又は店舗の譲渡廃止又は位置変更等を認める。

2 財閥銀行その他制限会社

財閥会社その他制限会社は以上の外次の事を行わねばならない。

- a 財閥 name 及び帝国 name を払拭する。

- b 財閥アポインティー又は公職追放に該当する者を役員から払拭する。

- c 新金融機関を設立する場合にはその発起人から財閥関係者を払拭する。

- d 新勘定株主及び新金融機関株主から財閥を払拭する。

- e normal course of business でない支配株支配不動産を一年以内に他に買却する。

- f 財閥関係会社との間のその他特定の企業に対し顧客関係以上の関係（役員の兼任等）があれば、これを直ちに除去する。特に指定融資的關係があれば、これを直ちに廃止する。

3 特別銀行

各行夫々の再建計画により別途司令部の承認を受ける。

次いで二月二二日、前掲二〇日付文書と趣旨は変わらないが、本文の構文を変えて判りやすくし、付属の二文書に字句修正をほどこした英文文書が銀行局の署名入りで作成されている。⁽¹⁶⁾ おそらく、この文書が司令部に提出され、この文書に対する司令部の方針が、二月二三日、司令部の通貨金融係全員集合の席で申し渡された。その事情は、翌二月二四日付で省内に回覧された次の愛知銀行局長手書きのメモに記されている。⁽¹⁷⁾

金融機関の再建整備、最終処理を遅くとも三月末迄に完了するやうにとGHQより唐突に申入れあり。

現在迄の金融機関再建セイビ法の建前とは相当違った考へ方をせねばならぬ事態に陥る惧あり。特に日銀始め全金融機関の未払込資本を as quickly as possible に(二月末迄を先方は希望す)徴収し、三月末迄に新旧勘定の合併、減資、増資、第二会社設立等を同時に完了するやうにとの希望なり。

右申入れは昨日突然 Money & Banking の全員集合の席で申渡され、同日及今朝討議したが大臣は此の際大局から云つてノミ込まうといふ態度です。何か先方にも政治的な含み(例へば分割は勘弁しようとか、Peace Treaty との関連とか)もある模様なり。

省議に報告する暇もないので取敢へずお含み願度

尚、未払込を払込み得ざる株主に対しては払込義ムを免除せずといふ線をも強く主張して居ます(此の点がディレクティブを出さうとして居る先方の論点の一でもあるが、企業については既定方針で宜いと云つて居ります)

なお、このメモの欄外には伊原隆理財局長が、鉛筆で「未払込徴収ハ特損ノ有無ニ拘ラズトル様デスガ現行ノ規定デデキマスカ私モ先週水曜日ニ一寸未払込ニ関シ話ヲキキマシタ。本件企業トノカミ合ハドウ考ヘテイルデセウカ。(ドッチミチ先方ノイフ通りスル外ハアリマセンガ)」と記入している。

同日、銀行局は最終処理の促進についての司令部との折衝の全貌を次のようにまとめている。⁽¹⁸⁾

金融機関の新旧勘定の合併促進(昭二二、一二、二四)

一、司令部においては、金融機関の新旧勘定を分離のまま放置して置くと、徒に政府補償額が増える等弊害があるから、少くとも銀行及び信託会社については、来年三月に新旧勘定を合併せしめたい意向である。

二、右に関して司令部においては、次の処置をとることを考えている。

- (一) 全金融機関(日銀及び保険会社も含む)の未払込株金を三月末までに徴収する。
- (二) 新旧勘定の合併を三月末日に行う。

(三) 金融機関の旧勘定の減資を三月末日に行う。

(四) 三月中は、金融機関は、その所有に帰した自己株式を売出してはならない。この株式は、旧額面株に併合して新株を再発行する。

(四) 金融機関の増資は合併勘定において行う。(当初は三月末に行うとの話であったが、二十四日に変更された)
三、右の場合の金融機関再建整備計画は次の認可基準によつて行う。

A 一般銀行及び信託会社

(一) 資本の全部又は一部が切り捨てられる銀行信託会社は、原則として新旧勘定合併後増資を行う。例外的に第二会社を設立してよい。

(二) 新旧勘定合併後の資本金は原則として、従前の公称資本金以上とする。新金融機関についても同様。

(三) 今後未払株は認めない。

(四) 増資新株の割当は次による。

(a) 債権者の利益が害されない場合

第一順位 未払込株金を全額払込んだ旧株主

第二順位 従業員

第三順位 当該地方人

第四順位 一般公衆

(b) 債権者の利益が害される場合

第一順位 切られた債権者

第二順位 未払込株金を払込んだ株主

第三順位 従業員

第四順位 当該地方人
第五順位 一般公衆

(五) 整備後の金融機関は健全経営のものでなければならない。経営合理化をするために必要であれば、店舗の合併、譲渡、廃止及び位置変更を行つてよい。

B 財閥会社及び制限会社

財閥会社及び制限会社は、右の外次の事項を実行する必要がある。

- (一) 財閥名及び帝国名を払拭する。
- (二) 財閥アポイントイ及び公職追放者を役員から排除する。
- (三) 財閥家族は新金融機関の発起人になってはならない。
- (四) 財閥家族は新勘定株式又は第二金融機関株式を所有してはならない。
- (五) 支配株及び支配不動産は一年以内に売却しなければならない。
- (六) 金融機関と財閥会社その他特定の企業との関係は顧客以上の関係に亘ってはならない。(例えば、役員の兼任は排除されなければならない。)又指定融資制度は、速やかに廃止しなければならない。

C 特別銀行

特別銀行の整備計画は、各別にGHQの承認を受ける。

四、最終処理方法は次の認可基準に即応して作成する。

- (一) 未払込株金は零に評価する。
- (二) 最終処理引当金は来年三月までの経費を計上する。
- (三) 特経会社に対する債権は、特経会社から通知のあった金額による、若し必要があれば、大蔵省の承認を受けて、より低く評価してよい。

- (四) その他の資産及び負債は、既定評価基準による。
- (五) 銀行及び信託会社は次の事を確約することを要する。

(a) 新旧勘定合併後調整勘定を設ける。

(b) 特経会社に対する株式及び債権の評価が確定し、自己の未払込株式の処分が終ったときは、大蔵省の承認を受けて、この調整勘定を整理する。

五、右の新旧勘定の合併促進に関連して、更に司令部から去る二十三日、左の通りディレクティブを出す意向である旨の話があった。

- (一) 日銀及び保険会社を含む全金融機関はその未払込資本金の全額を徴収すること。
- (二) 右の未払込資本金の徴収は本覚書の日から六十日以内に完了すること。
未払込資本金の払込に応じなかったものは個人たると法人たるとを問わず失権するが、払込債務は残存するものとするこ
と。(強制徴収せしめる意図はない)。この為現行の再建整備法は改正されねばならない。

(三) 本覚書の日株主が払込に応じない場合は失権し、その株式は直前の譲渡人に帰属し、順次指定時株主にまで遡ること。
この場合払込催告に基づく債務は免れ得ない。

(四) 払込のなかった株式は金融機関に帰属し、それに対し金融機関は新株を発行して売却すること。

(五) 連合国国籍を有する株主に対しては以上の原則は適用されないこと。

六、右に対して、取敢えず、大蔵省として

- (一) 日銀に対する政府出資五千五百万円は、現在全額未払込であるから、これについては、予算的措置を講じなければ、六十日以内に払込が出来ない。
- (二) 全金融機関をして未払込を徴収せしめるとすれば、これが徴収手続等に慣れない金融機関が多いから、六十日という期間は少くとも九十日に延長する必要がある。

(三) 個人の株主が未払込を払込まなかったときは、失権し、その株式は、発行会社に帰属することに、企業再建整備法及び金融機関再建整備法によって規定されている。これは、国民の要望に基き貴司令部との相当な交渉経緯を経て定められたのであるから、少くとも減資をする金融機関の未払込徴収については、右の金融機関再建整備法の原則によることとして貰いたい。

(四) なお、大蔵省としては、若し未払込の徴収期日を九十日に延して貰えるならば、ディレクティブを待たず、大蔵省として積極的に既定の法律によって、全金融機関の未払込徴収を三月末までに完了したいと申入れた。

七、右の意見に対し、司令部は、右のディレクティブを

(一) 日銀については、払込についての予算が国会を通過してから政府は払込をしてよい。

(二) 払込期日は、メモランダムの日附から九十日に改めることについては、同意するが、第三点については、自説を変えない。(これはブレントリンガーとしてはジェニングス大佐の問題で、同大佐が同意すればよいと言った)従ってディレクティブを出すとの意向であった。

八、なお右諸点のチェックアップは、金曜日午前行う予定であるから更に変更があるかも知れない。

以上残された資料によって、銀行局と司令部の財政課通貨金融係との折衝の経過について推定されることは、次のようにまとめられる。

(1) 銀行局は口頭で意見を述べ、通貨金融係はその考えを口頭で伝えて、銀行局にそれをまとめさせている。おそらく企業の再建整備および「集排法」を担当している反トラスト・カルテル課 Anti-Trust and Cartels Division と調整のついてない意見を文書として日本側に渡すことを慎重に差し控えたのではないと思われる。

(2) 二月一五日から二〇日までの間に、日本側が新旧勘定合併促進方針を説明し、未払込資本金のない金融機関は二三年三月末、あるものは九月末とする案を提出したのに対し、司令部側が①未払込資本金を徴収する金融機

関を含めて、全金融機関が三月末に新旧勘定合併をおこなうこと、②未払込徴収は二月末までにおこなうこと、③銀行および信託会社の最終処理方法書と整備計画書の認可基準案を司令部が承認可能な線で作成すること、以上の要請を容れて新旧勘定早期合併に必要な問題点を文書として司令部に提出するよう要請した。

(3) 二〇日、銀行局は司令部の意見をも容れた文書を作成し(前掲)、これを検討して二二日付文書を作成した。

(4) 司令部側はおそらく二二日付で銀行局が作成した文書を検討した結果、二三日、司令部に愛知局長ら銀行局担当官を呼び、新たに未払込資本金をもつ全金融機関に対し二三年二月末までに未払込を徴収すること等、新たな要請(後掲⑥)を申し渡した。

(5) 二三日、二四日、銀行局は右の件で栗栖蔵相と相談した。大蔵省は「先方に政治的な含み」(たとえば「集排法」の銀行適用による銀行の分割をおこなわないとか、平和条約と関連があるとか)があると察知し、大臣は「此の際大局から云ってノミ込もう」と決断した。財閥銀行の財閥名の払拭などの措置をとれば、銀行分割をまぬがれるのではないか、と判断したと考えられる。

(6) なお、二三日に司令部が新たに付加した条件を、二〇日付文書と二四日付文書を比較して抽出してみると次のとおり。

(イ) 未払込資本金の徴収は、特別損失を負担すべき未払込資本金をもつ金融機関のみが徴収することになっていたのに、これを日銀を含め全金融機関としたこと。

(ロ) 未払込資本金の徴収方法は法律(「再建整備法」第二次改正)の規定と異なるので、ディレクティブを出すことにしたこと——ディレクティブの内容についての折衝経過は二四日付文書のとおり。

(ハ) 資本金を切り捨てる金融機関は、合併時の三月末に新勘定増資をおこなうことになっていたのを変更し、新

旧勘定合併後に増資をおこなうことになり、増資新株割当順位を明確にした。

- (二) 資本金の全部または一部を切り捨てて銀行および信託会社は、新勘定増資により存続するか第二会社を設立するかは、当該金融機関の希望によるとされていたのを、原則として勘定合併後増資をおこなうことで存続させ、第二会社設立は例外的に認めることとした。

(ホ) 勘定合併後の資本金は、原則として従前の払込資本金以上であったのを、公称資本金以上とする。

司令部提案をほぼ全面的に容れた大蔵省は、三〇日の銀行局と司令部の担当官会談で問題点の入念な点検をおこなったうえ、翌三十一日、二三年三月末を期して実施することになった金融機関の新旧勘定の合併について、次のように発表した。⁽²⁰⁾

大蔵省発表（昭和二十二年十二月三十一日）

金融機関の新旧勘定が分離されたままであると、種々弊害も生じるので、出来得る限り速かに、新旧勘定を合併することとなり、今般左記によって、金融機関の新旧勘定を来年三月末に合併するとともに全金融機関の整備を行う。なお、今回金融機関の資本を充実するために、未払込のある金融機関については、金融機関再建整備法によって未払込株金をとる必要のあるなしに拘らず、未払込株金は全額徴収することとされた。

記

一、未払込株金がある金融機関（資本金が切捨てられる金融機関に限る。）

- (1) 最終処理方法書の認可申請

一月十日迄

- (2) 最終処理方法書の認可予定

最終処理公告

一月十日

未払込資本金徴収の為の株券提出公告

- | | |
|--------------------|-----------|
| 指定時株主以外の株主に対する払込催告 | 一月十日—二月九日 |
| (3) 指定時株主に対する払込催告 | 二月十日—二月末日 |
| (4) 指定時株主の払込期日 | 三月末日 |

減資（資本の切捨）

三月末日

二、右以外の金融機関（資本の一部切捨をしなければならないが未払込資本金徴収の必要のない金融機関或は資本の切捨を全然行わない金融機関）

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 最終処理方法書の認可申請 | 一月末日迄 |
| (2) 最終処理方法書の認可 | 一月末日 |

三、右最終処理方法書の認可基準は、左の通りである。

- (一) 自己株の未払込資本金は零として評価すること。
- (二) 最終処理引当金は昭和二十三年三月末日迄の旧勘定の所要経費に限り計上すること。
- (三) 特別経理会社に対する資産は当該特別経理会社から通知を受けた金額により評価すること。但し当該特別経理会社の決定整備計画により確定する額が右の評価額より更に低いものと見込まれる場合は暫定評価基準の十、により大蔵大臣の承認を受けて低く評価し得ること。

(四) その他の資産については既定の評価基準により評価した額であること。

(五) 最終処理方法書において次の措置を明確に確約し置くこと。

(イ) 新勘定及び旧勘定合併後は、調整勘定を設け、元の旧勘定に属する資産負債の損益を整理すること。

(ロ) 右の調整勘定は特経会社に対する資産、未払込資本金の徴収額等不確定資産が確定したときは大蔵大臣の認可を受けて、法第三十七条に規定する所によって整理清算すること。

(備考)

一、最終処理引当金認可申請書、不良資産償却の申請は最終処理方法書と同時に申請し、最終処理方法書には申請金額により計上して差支えない。

二、退職積立金の留保についても右と同様とする。

三、要するに、最終処理方法書は、大体十二月一日の中間評価を基礎に右認可基準により調整加減して作成すればよい。

四、次に、金融機関の整備計画書は、遅くも一月末日までに提出することを要するが、金融機関整備計画認可基準は次の通りである。

(1) 再建整備法により減資しなければならない金融機関は、原則として新旧勘定合併の日以後の勘定において、資本を増加する。但し例外的に新金融機関を設立することが認められる。

(2) 右の資本増加額は新勘定及び旧勘定の区分の消滅後における資本金額が現在の公称資本金額以上になるような金額であることを要する。

新金融機関を設立する場合における新金融機関の資本金額は旧金融機関の現在の公称資本金額以上であることを要する。

(3) 増資新株の割当の優先順位は左による。

イ 第二封鎖預金等の整理債務が確定損を負担しない場合（切られない場合）は左の順位による。

A 旧株全額払込済の旧株主（旧出資金を全額出資した旧組合員を含む。以下同じ）

B 従業員

C 当該金融機関所在地方居住者

D 一般（旧株の未払込株金を払込まなかった株主を含む。）

ロ 第二封鎖預金等の整理債務が確定損を負担した場合（切られた場合）は左の順位による。

A 確定損を負担した第二封鎖預金者等の債権者

B 旧株全額払込済の旧株主

C 従業員

D 当該金融機関所在地方居住者

E 一般（旧株の未払込株金を払込まなかった株主を含む。）

(4) 今後未払込資本金は認められない。

(5) 新勘定及び旧勘定併合後の金融機関又は新金融機関については、赤字経営は許されない。

現在業務に欠損を生じているときはこれを合理化しなければならない。経営を合理化する為必要があるときは、店舗の併合、譲渡、廃止又は位置変更等をして差支えない。

同じ十二月三十一日、銀行局長は日本銀行に財閥系金融機関、制限会社の代表を集め、これら金融機関に対する特別の措置（財閥名払拭等前掲六月二十四日付文書の三、B項）について説明をおこなった。⁽²¹⁾

かくして、全金融機関は二三年三月末の新旧勘定合併へ向けて一斉に行動を開始した。

(四) 未払込資本金徴収に関する司令部覚書

「金融機関再建整備法」の規定にかかわらず、全金融機関の未払込資本金を徴収することになったため、ディレクティブを出すことを司令部が予約したことは前述したが、それは一月一六日、次のように発出された。⁽²²⁾

国内全金融機関の未払込資本金の徴収に関する要求について（一九四八年一月一六日SCAPIN一八四八）

一、日本政府は、日銀並に保険会社を含む国内全金融機関の未払込資本金の全額徴収に関する要求を、直ちに発しなければならない。

日銀に対する政府の現実の払込は、資金の使用が議会に於て決せられる迄猶予せられる。特経会社に依る現実の払込は、整備計画が認可せられる迄猶予せられる。而して認可後三十日以内に払込まねばならない。

二、日本政府は、本覚書の日付より九十日以内に、本要求を完遂せねばならない。

本要求が履行されなければ、金融機関の株主は、凡ての権利、株主権、利子、利得（利益）の喪失を招来することとなる。

三、金融機関再建整備法の規定に拘らず、上記の手続（処置）は本覚書の日付現在の株主に適用せられ、本要求を履行しなければ、一九四六年八月十一日（指定時）付記録の株主並に其の日以後一九四七年十一月二十六日の間株主の債務は免れることができない。本覚書の日又は其後に於て株式を取得した者は、同様に未払の部分に付支払の債務を負担する。

四、二項及三項は、以下には適用されない。

a、閉鎖機関

b、連合国人

c、外国居住の他の非日本国民

五、本覚書の条項を履行するため、大蔵省とGHQ関係部局ならびに連合国最高司令官の間に直接的な交渉があったことを、ここに公認する。

交渉で日本側が要求した払込期日は、覚書発出の日から九〇日と要求が容れられたが、個人株主の失権については、法のとおりとならず司令部提案のままとなった。各金融機関は右の覚書に従って未払込資本金を徴収することになった。

三 金融債の処理問題

金融債がわが国金融システムにおいて、明治以降重要な役割を演じてきたことは前にも触れたが、昭和二年八月一日指定日現在の金融債発行残高（二三年一月大蔵省推計）は、表1-7のとおりである。発行残高に対し新勘定所

属分（国・地方公共団体・金融機関所有分と個人・法人所有で額面三〇円以下のもの）が九三・五％、うち金融機関所有分は七六・三％を占めていた。また興業債券は全金融債の七四％であった。この金融債の評価および勘定上の区分は、金融機関再建整備の大問題の一つとなった。

金融債の評価については、新旧勘定合併に当たって、金融債に確定評価基準を決定し、この評価額によって最終処理をおこなう方針をたてたことは前述したが、それは昭和二年二月二四日大蔵省告示第三一一号をもって新旧勘定別に次のような算出方法によって評価すると定められた。

金融債券の評価額算出方法

(一) 金融債券の評価額は、1又は2の式により算出する。

1 新勘定に属する金融債券

$$\text{評価額} = \text{発行価額} - \text{戻し料} + \frac{\text{券面額} - (\text{発行価額} - \text{戻し料})}{\text{償還年限}} \times \text{経過年数}$$

2 旧勘定に属する金融債券

$$\text{評価額} = (\text{発行価額} - \text{戻し料} + \frac{\text{券面額} - (\text{発行価額} - \text{戻し料})}{\text{償還年限}} \times \text{経過年数}) \times \frac{\text{券面額} - \text{損失負担額}}{\text{券面額}}$$

(二) (一)の1及び2の式中の発行価額は、割引の方法により発行した金融債券については発行価額から割引額を差し引いた額による。

償還年限又は経過年数の一年未満の端数は、これを切り捨てる。

評価額の銭位未満の端数は、これを切り捨てる。同一銘柄のものは、その総額により一括計算して差支えない。

すなわち、同じ銘柄の金融債であっても、旧勘定所に属して発行銀行の損失を負担する場合、きわめて低評価となる。また、戦時中軍需金融の中心機関であった興銀の旧勘定損失は多額にのぼると見込まれたが、旧勘定所属の興銀

表 1-7 金融債券発行残高の新旧勘定別推計(昭和21年

区 分	発行残高		新 勘 定 所 属 分					
	(A)	百分比	(B)	(B/A)%	うち) 金融機関所 有分(C)			
					(C/B)%			
興 業 債 券	7,734,252	73.9	7,179,791	92.8	5,964,897	83.1		
勸 業 債 券	1,849,004	17.7	1,815,991	98.2	1,227,263	67.6		
北 拓 債 券	79,059	0.8	70,874	89.6	38,915	54.9		
農 林 債 券	36,245	0.3	36,245	100.0	—	—		
商 工 債 券	101,694	1.0	77,814	76.5	16,262	20.9		
庶 民 債 券	48,180	0.5	48,180	100.0	—	—		
恩 給 債 券	43,775	0.4	41,194	94.1	15,559	37.8		
更 生 債 券	574,614	5.5	515,708	89.7	203,004	39.4		
計	10,466,823	100.0	9,785,797	93.5	7,465,900	76.3		

(注) 1. 昭和23年1月, 大蔵省銀行局調。
 2. 金融機関所有分(C)には, 預金部および簡易保険を含まない。預金部, 林・庶民両債券は, 全額預金部所有。
 出所: 大蔵省資料 Z526-7-8。

(四) 右により旧勘定に属した金融債券は指定債務として優先弁済を受けるものとする。

としている。これは、金融機関所有の興銀債を旧勘定に移し換えることによって興銀の損失を負担せしめ、興銀に対する補償額を減らし、政府補償が一〇〇億円を超え金融機関の新勘定預金にまで切捨てが及ぶことを防ごうとする案であった。

右の新勘定金融債の旧勘定移換問題について、『日本興業銀行五十年史』は次のように述べている。⁽²⁴⁾

全額切り捨てられる旧勘定所属の個人等所有興業債券と、損失負担から免れる新勘定所属の金融機関所有興業債券との負担不均衡の問題が持ち上り、ここに国家補償額の枠の問題と負担公平の原則を繞つて、興業債券の新旧勘定所属が世上活発な論議的となるに至った。即ち国家補償額に関しては、本行一行のみで当初の補償予定額(一〇〇億円)の約半額を必要としており、政府のこれが増額案に対する総司令部内の空気は否定的で、その実現は到底望み得なかつたため、政府は右の補償額を従来同様の枠内(一〇〇億円)にとどめたままで、可及的に興業債券所有者間の負担不均衡を是正せんと意図し、金融機関等

8月11日現在) (単位 千円)

(D)	旧勘定所属分		
	(D/A)%	うち) 額面1000円以下(E)	
		(E)	(E/D)%
554,461	7.2	24,920	4.5
33,013	1.8	11,004	33.3
8,185	10.4	989	12.1
—	—	—	—
23,880	23.5	7,107	29.8
—	—	—	—
2,580	5.9	456	17.7
58,906	10.3	3,246	5.5
681,025	6.5	47,722	7.0

簡易保険所有金融債は新勘定に計上され、農

債はその発行残高の七・二%に過ぎず、これを全額切り捨ててもなお、多額の政府補償を必要とした。そこで、二三年一月、最終処理の進行中金融機関所有金融債の旧勘定から新勘定移換問題が司令部から提案され、金融機関再建整備の既定方針の変更を余儀なくされた。

この新勘定金融債の旧勘定移換問題の発端は、二一年九月にさかのぼる。「金融機関再建整備法案」の立案中、司令部が預金保証問題等で一〇項目の提案をし、妥協の結果、金融機関の再建整備に伴う損失に対する政府補償額を、一〇〇億円まで打ち切ることが決められた(第三節四参照)。しかし、銀行局は預金部の損失を含めて一〇〇億円では損失を負担しきれず、金融機関の新勘定預金にも損失が及ぶおそれがあると見通し、「法案」が国会に提出される以前の二一年九月二十四日付で「金融機関再建整備法に基く補償額の限度設定に伴ふ措置に関する件」⁽²³⁾を作成した。この文書は、補償額に一〇〇億円という限度設定の結果生じる新勘定の欠陥額を最少限にとどめるために、①第二封鎖預金等より第一封鎖預金等への移換に関する制限の強化、②金融機関所有の金融債の一部の旧勘定移換の方法があることを指摘し、②については、

金融機関等の所有する金融債券の取扱方を変更し左によるものとする。

(イ) 国、地方公共団体及び金融機関所有の金融債券の全額を新勘定に属せしめることを改め、金融債券の発行者たる金融機関において、新勘定が負債超過となる場合においては、其の超過額に相当する金融債券を旧勘定に属せしめること。

所有興業債券を新勘定から旧勘定に移換し、且つ指定債務とする案を提起した。然しながら本案によつた場合、金融機関等所有興業債券も或程度確定損を負担することとなるが、その負担の度合は個人等所有興業債券が一〇〇%であるのに対してせいぜい六〇%前後にとどまり、両者間になお相当の懸隔の存することが指摘され、ついにその具体化をみるに至らなかった。又右の政府案に関連して本行は小額債権者の利益擁護の観点をも加味し、金融機関等所有興業債券の旧勘定指定債務への移換と共に、小額の個人等所有興業債券等を確定損負担の対象から除外する措置を行い、国家補償一〇〇億円の枠内に於て負担の公平を実現することを骨子とする試案を昭和二十一年二月大蔵大臣宛提出した。

しかし、この問題は、二二年三月段階で司令部が政府補償の増額を認め、かつ新勘定金融債を旧勘定へ移換える意向のないことを確認した（前出二四〇―四一ページ参照）ため、いったんは立消えとなった。

その後、二二年九月四日、興銀の岸喜二雄総裁から栗栖大蔵大臣宛に「願書」が提出され、別添の「個人及一般法人所有興業債券の救済に就て」によつて、切捨てを予想される興業債券の救済方法を提案してきた。⁽²⁵⁾興銀の提案は、不合理は正および一般預金者との均衡を考慮する限度で、個人および一般法人所有興業債券を救済しようというもので、具体的な救済方法の概要を、次のように提示している。

- (1) 救済の対象は個人および法人所有分に限り、外地会社、閉鎖機関所有分を除く。
- (2) 救済の対象となる債券は無記名で指定時以後流通しているから、救済は券面主義をとり、世帯ごとの名寄せはしない。
- (3) 小額債券所有者の救済に重点を置き、預金との権衡上一券面の支払金額一万五〇〇〇円限度を超えないこと。
- (4) 金融機関所有金融債が新勘定に計上されなかった場合の支払比率をおりこむこと。
- (5) 支払いは支払時の債券所有者に、券面別に四段階の支払金額の基準（救済率）を設定しておくこと。

- (6) 利息についても救済率を乗じて計算する。

- (7) 支払いは興銀の最終処理完了後実施し、そのための法的措置を講ずること。

右の興銀提案に対する検討の結果、九月二九日付で「個人並びに法人所有の興業債券の処理について」⁽²⁶⁾（銀行局銀行課の作成と推定される）がまとめられた。それは、「当初金融債は債権であつて預金とは異り大衆ではなくて大口の投資家が持つてゐるもので、小口の預金と同じように政府が特別の補償をしてまでも保護する必要なしという点から金融債は預金と異なる扱いをした。ただインターバンクの分は債券所有銀行の大衆預金を保護するために新勘定に入れて保護した。」という事情があり、興銀提案は、「次のような欠点がある」と述べている。

- (イ) 指定時後に償還額より廉価で売却して損をした場合その者から不平が出たとき救済の方法がないし何故預金者と異なる不公平な扱いをしたかという抗弁に対しては適当な説明をすることが困難である。
- (ロ) 指定時後に思惑があるかないかは別として安く買いあつめ右の措置で利得をした者があつた場合社会的にみて fair and equitable ではない。

(イ) 提案の方法は趣旨を預金と同じに扱えといつてゐるに不拘同じに扱つていないという非難をうける夫故例えばむしろこの際預金と同じに扱うことが困難なら金融機関所有の興業債券も全部旧勘定にふりかえるべしという意見もおこりうる。この場合には地方銀行等に非常な打撃を与え過去一ケ年間にわたり安定していたと考へられていた損失及び処理方法が根本的に変わることになり金融界から非常な非難をうけ收拾がつかなくなるであらう。

そこで、「従つてこの際若し金融債が大口投資家の所有であるという当初の考え方を改め一般預金と同様に扱うべしという方針に変更するのであれば、次のような方法によつて極力興業債券を指定時に於ける一般預金と同じように取扱うべきである。」として、その方法を、①個人、法人の興銀債は預金と同様に、興銀預金があれば名寄せする、

表 1-8 最終処理方法書(第一回)(昭和23年1月10日大蔵大臣宛提出)
(単位 百万円)

確定損		確定損整理負担並びに要国家補償額	
種別	金額		
評価損 不良資産償却 その他損	6,539	確定益	35
	116	旧勘定積立金	62
	184	資本金	200
		預貯金	281
		興業債券	479
		その他債務	106
		以上小計	1,163
		要国家補償	5,676
合計	6,839	合計	6,839

出所：『日本興業銀行五十年史』731ページ。

②金融機関所有興業債券は、その預金と同様に新勘定におく、③救済は、支払時の所有者ではなく、指定時の所有者となるから、無記名債券の所有者を指定時にさかのぼって調査する、④他の金融債券についても同様の取扱いをしなければならない、と提起した。

九月四日付の興銀の「願書」については、それに対する銀行局の文書が書かれた九月二十七日以降、愛知銀行局長から栗栖蔵相に直接説明があったものと思われる。⁽²⁷⁾一〇月一〇日付で興銀で作成したと考えられる「個人及一般法人所有興業債券の救済方法」⁽²⁸⁾と題する文書では、銀行局案どおり指定時現在の興業債券の所有者を確認し、興銀預金と名寄せして、預金と同様の限度で最終処理完了後元利金を支払う方法が述べられている。

しかし、右の案は採用されず、金融債の確定評価基準が一二月二四日告示され、一月から金融機関の最終処理の計算が始まって、金融債を法定どおりの取扱いで評価した興銀の最終処理方法書が二三年一月一〇日大蔵大臣に提出され(表1-8)、興銀の特別損失は六八・三九億円に及び、五六・七六億円の政府補償を必要とすることが確認された。

右のように、再建整備の最終処理が進行する中で、二三年一月八日付の「旧勘定興業債券救済のための法的措置について」⁽²⁹⁾(作成部局不詳)と題する法令改正案が三案起草された。いずれも旧勘定に所属する特定の金融債を新勘定に移換する法的措置の試案である。

この興銀債の一部の新勘定移換案が、どのような形で司令部にもたらされたのかは不明であるが、一月二〇日付で銀行局が作成した「旧勘定興業債券の一部新勘定移換について」⁽³⁰⁾は、財政課通貨金融係で金融機関を担当しているロビンソン H.J. Robinson の個人的見解が左のとおりであることを伝えている。

本件について、E、S、S、ロビンソンの個人的見解左の通り。

一、本案は左の理由により反対である。

(1) 指定時後かなりの時日を経た今日に至って、かくの如き措置を執ることは、徒に一部スベキュレーターに不当の利得を与えることとなる。

(2) 預金と債券とは同一に取扱うべきではない。

二、寧ろ左の理由により指定時興銀債の全部を旧勘定に属せしめるべきである。

(1) 所有者が金融機関であると否とによって取扱を異にするは憲法違反の疑がある。

(2) 政府は国民の負担を可及的に軽減すべく努力すべきであるが、本措置によって政府補償の金額は減少することを予想せられる。

(3) 本措置によって地方銀行等一部の金融機関に悪影響を及ぼすこととなるが、戦時金融に協力した金融機関がその為に苦しむことは当然である。

次いでこの文書は、指定時興業債券をロビンソンの見解のように全部旧勘定に振り替えると、次のように「金融機関再建整備に甚大な影響を与えることになる」と述べている。

一、中間処理を既に行った金融機関特に地方銀行は、その処理をやり直さざるを得なくなるものが多い。然し一旦新勘定へ移したものを旧勘定に戻入れることは実際問題として非常に困難な問題を生ずる。

二、農業会、水産業会等の一部は既に最終処理を完了しているものがあるが、これを覆すことは前の場合より一層困難である。

三、本措置によって、例えば地方銀行中七、八行は資本の全額を喪失することとなるが、これ等の銀行の整備方式は一変する結果、その処理を遅滞せしめる惧がある。

二三年一月二九日、栗栖蔵相は司令部の通貨金融係長ビープラット T. E. Beplat およびロビンソンと面会、興業債券の措置について話し合った。⁽³¹⁾ おそらくその後で銀行課で作成したと推定される文書は、まず、司令部の意見の要点について次のように述べている。⁽³²⁾

貴部から金融機関の所有に係る金融債券は、総て旧勘定に移し換えるのが適當であらうとの御意見を受けた。その理由として内報されたのは次の如くである。

- (1) 金融機関と個人等とで金融債券の取扱を異にするのは unfair であるから、又従って unlawful である。
- (2) それ故、若しこの扱が unlawful とされると、このために R and R Law 全体が unlawful とされる虞れがある。
- (3) R and R Law が全部 unlawful となると戦時補償打切に伴う一連の再建整備措置が総て御破算になる。
- (4) それ故、これを防止するために金融機関と個人を同じにしなければならぬ。
- (5) この方法としては、全部を新勘定に入れるか、全部を旧勘定に入れるか二つの方法がある。
- (6) 全部を新勘定に入れると、既に投機的に指定時後に（特に興業債券について）金融債券を安く買った者に tax を与え、売った者に対し unfair を与えることになるから不適當である。（大臣が興銀前總裁であることから新勘定に入れることは避くべきである）
- (7) 全部を新勘定に入れると、約五億円政府補償額が増加するのに対し、これを全部旧勘定に入れると、約十六億円補償が減る

ことになるから、新勘定に入れるのに比し、旧勘定に入れる方が Taxpayer の負担は二十一億円軽減されることになる。

(8) 金融債券を旧勘定に入れば、地銀その他興業債券を所有している者は資本が全額なくなったりするが、これは戦時中戦争に協力したために行ったことであるから已むを得ない。

右文書は続いて、「大蔵省としては、金融債を全部新勘定に入れることの unfair であることに同意である。然し同時にこれを全部旧勘定に入れることは反対である」と述べ、要旨次のような理由をあげている。①現状は法制定時に司令部の承認を得国会の議決も経ている、②個人と金融機関の取扱いの差別が不公平とすれば、すべての再建整備関係法の措置は不公平である（法人預金と個人預金の取扱い、預金・貸付金取扱いの金融機関とその他の別等）、③金融債は小口のものを別として投資に準じて取り扱われてよい（三〇円以下は保護されている）、④現在、金融機関所有の金融債を旧勘定にいれるのは、指定時以後売った者を損させ、地方銀行の株式を売った者を得させるなどの不公平を生じる、⑤金融機関の早期勘定合併を不可能ならしめる、⑥金融債全額を旧勘定に入れば、政府補償の減じる金融機関もあるが、農業会、地方銀行の補償は増え、またこの措置から生ずる新たな不公平に対する補償の必要を生じるので、必ずしも政府補償は減らない、等。

また、同じころ銀行局で作成したと思われる文書⁽³³⁾では、「金融機関経理応急措置法上金融機関所有の金融債券と、夫以外の者の所有する分とを区別して差別扱いをなすことは不公平であるか？我々は不公平であるとは思っていない」「金融債券の取扱方のその所有者による区分が違憲であるかどうか。結論は形式上も実質上も違憲ではない」として詳細にその理由を記している。

しかしながら一月二九日付の「金融機関の再建整備に当り其の所有する金融債券の処理について」⁽³⁴⁾と題する文書では、

- (一) 金融債券を現存通り新勘定に属せしめた儘処理する方法（不公平、違憲の疑）
- (二) 金融債券を此際更めて旧勘定に属せしめる方法

- (1) 目下進行中の金融機関再建整備に混乱を来たし之を遅延せしめ経済再建に支障を来たす虞多大なること。
- (2) 金融債券のみならず銀行間の貸付金其他の債権をも更めて旧勘定に属せしめる問題を生じ曩に決定を見た金融機関再建整備は根本より処理を変更することとなること
- (3) 金融機関再建整備に右の通り混乱を与え且又根本的変更を余儀なくせらるるときは目下国民運動として展開中の貯蓄運動にも真に好ましからざる影響を与えること

としたうえで、「次の三つの線を基本として考慮すること」として、

- (1) 手続上充分ならざる点は法律を以て之を補足すること
- (2) 不公平の点は左の通りの考え方に依り之を是正すること
 - (イ) 一般銀行に於ては預金者が主要なる債権者なるも金融債券発行銀行に於ては預金者の外に債券所有者が又主要なる債権者なるを以て此の兩者を「債権者」として同一に取扱ふやうにすること
 - (ロ) 金融機関も一般個人も、ともに「債権者」として其の債権（預金、貸付金、債券）に付取扱の總体的平等性を確立すること

- (3) 国庫補償負担は出来るだけ軽減すること即ち貸付債権の取立、担保物の処分（インフレ昂進に因り処分価格上騰する点に考慮を要す）其他に充分の注意を為し其の回収に全力を挙げ以て国庫負担額を軽減することに全力を挙げることに

と、司令部のいう現状の不公平を認めたらうで、司令部の旧勘定移換案を排して、なお、一部の金融債の新勘定移換を堅持する方針をうち出している。

次いで、一月三〇日、三十一日には、興銀から、「旧勘定興業債券を救済した場合の国家補償推算」「同推算追加」の

二つの資料をとりよせている。⁽³⁵⁾ この推算によれば、金融債の措置いかんで国家補償額は次のように変わってくる。

- (1) 現行法のままの場合……興銀の確定損六八・四億円、整理債務一一・六億円で、旧勘定興銀債は全額切捨てとなり、政府補償は五六・八億円となる。
- (2) 金融機関の興銀債（国および公共団体所有分を除く）を旧勘定に移換する場合……整理債務の四・九％は残存し、興銀に対する政府補償は不要となる（ただし、他の金融機関の政府補償は当然増額すると思われるが、興銀において推算はできない）。

- (3) 現状のまま、(2)の場合の残存率四・九％分を旧勘定興業債券の救済にあてる場合……政府補償一〇七七万円が(1)の補償に加重する。

- (4) 金融機関所有興業債券（国・公共団体所有分を除く）のほか、金融機関からの借入金（日銀借入金を除く）を旧勘定に移換した場合……整理債務は三六・三％残存し、興銀への政府補償は不要となる（ただし、他金融機関の政府補償は増加する）。

- (5) 現状のまま、(4)の残存率三六・三％分を旧勘定興業債券の救済にあてた場合……一七・四億円の興銀に対する政府補償が(1)の補償額に加わる。

- (6) 旧勘定興業債券を預金同様に救済し、他を現状のままとする場合……およそ一・四億円（前提のとり方で金額も変わる）を(1)の補償額に追加する。

右のような検討を経て、栗栖蔵相は二月二日、司令部のビープラット等に面会し、要旨次のように見解を述べた。⁽³⁶⁾

金融機関所有金融債と一般個人所有金融債の間に不公平を生じるとの見解のもとに、金融債をすべて旧勘定に移すことが現実に考えられているが、この場合、次の情勢を考慮にいれるべきである。第一に、三月末までの新旧勘定合併

は不可欠の前提であり、第二に、その三月末が近づいている現時点で、長く新勘定にあった金融債を旧勘定に移し、すでに支払われた利息を再処分し、新たな整備計画をおこなうことは不可能と考えられる。そこで、この局面で採用される唯一の方法は新勘定金融債をそのままにし、一般個人所有金融債について以下述べるような方法で最少限の救済をおこなうことによって、金融機関所有金融債との間の公正な取扱いを回復させることである。①一般の金融債は、金融機関再建整備で採用されている預金と同様な取扱いで、世帯基準により名寄せして救済される、②金融機関は政府負担軽減のため、未消却債権を回収し、担保物権等を処分する徹底的努力を払う、③以上のことをするために必要な提案や手続きを速やかに検討し決定する。

この栗栖・ビープラット会談のあった二月二日付の愛知銀行局長による栗栖大蔵大臣宛のメモ⁽³⁷⁾には、「一、我々事務当局として、金融機関所有のものを旧勘定に入れることは、既成事実として絶対に出来ないことの具体的説明については、ビープラ氏は相当に同情的理解を示したと思われる。一、小生の印象としては、昨日迄の九対一位の雲行きが、御蔭様で、五対五位迄漕ぎ付けたのではないかと思われるが、ロビンソン氏は感情的にも露骨な反対意見を堅持しており、既に或る方面等へも意見をコミットさえしているのではないかと思われる位である。」と述べて、司令部側、とくにロビンソンの意志の固いことを明記している。また、同日、司令部は最終処理の一時中止を命じるとともに、ロビンソンは金融機関所有金融債の旧勘定への移換に必要な法令案の提出を銀行局に指示した。⁽³⁸⁾その後も大蔵省側は説得を続けたが、事態は金融機関所有金融債の旧勘定への移換実施の方向で進化したようである。

二月五日、六日両日、銀行局は金融債の旧勘定移換実施の問題点および処理の細目についてロビンソンに説明し、それを二月六日付文書「金融債の処理に関する件」⁽³⁹⁾にまとめて司令部に提出した。それに対する回答は、二月九日付で通貨金融係から「ファイルのための覚書——金融機関経理応急措置法に基き旧勘定に在る興業債券の取扱方」⁽⁴⁰⁾と題

する文書として手交された。この文書は大蔵省から提出された質問に対する司令部の回答という形で、金融債の勘定移換に伴う具体的な措置を技術的問題をも含めて詳細に指示しているが、その中で、①移換措置は指定時に遡及して実施される、②指定時以降に支払われた元本および利子は発行銀行に返還される、③すべての金融債券は同一に取り扱われる、④すでに最終処理、中間処理を実施し、第二封鎖預金を第一封鎖預金に移し換えた金融機関は、移換した資金を旧勘定に戻し入れること、ただし金融債所有に關係をもたない金融機関はその必要はない、⑤最終処理または中間処理後封鎖預金を第一封鎖預金に移し換えた後、その預金引き出された結果、金融債の旧勘定移換に伴って増加した損失を負担しえない場合は、損失を政府補償によって処理すべきである、なぜなら法律の訂正は政府の行為であるから、旧勘定に残っている預金者、債権者がその損失を負担すべきでなく政府が補償すべきである、などの点が明らかにされた。

金融機関所有金融債の旧勘定移換が正式に決定されたのは二月一〇日であった。「渡辺武日誌」は次のように述べている。⁽⁴¹⁾

興業債券其他金融債券は、個人持、金融機関持共に旧勘定で整理することに正式に決定す (Boglat より愛知君に対し、GSの關係もあり栗栖氏の為にこれ以上頑張ることは不利なりと警告ありたる為)。

翌二一日、大蔵省は次のような発表をおこなった。⁽⁴²⁾

大蔵省発表 (昭和二十三年二月二一日)

今般、金融機関の新勘定に属している昭和二十一年八月十一日前に発行された金融債券は、これを全部その旧勘定に移すこととなり、早急にこれに必要な法律上の手続を採ることとなった。この措置は、主に、金融機関の帳簿上の計理で処理されるにすぎないのであつて、金融機関そのものに大きな影響を与えるものではない。然しながら、この移し換えの手続を円滑に進めるた

めに、金融機関が、曩に最終処理又は中間処理によつて、第二封鎖預金等から第一封鎖預金等に移された預金等を支払うことを特定の場合に限つて一時制限することとした。

この措置は、関係方面の決定に基いて、金融債券の所有者が金融機関であるか又は金融機関以外の法人若しくは個人であるかによつて区別されている現在の差別的取扱を除こうとするものである。

次いで金融機関所有金融債の旧勘定移換（三〇円以下を除く）に伴う諸措置が、金融機関に指示された。まず、二月一二日、中間処理の結果第一封鎖預金に移し換えられた預金の払出しには大蔵大臣の許可を要するという大蔵省令（第一四号）が発せられた。さらに三月二日には、「金融債の損失負担額に関する件」（昭和二十三年三月二日銀々第二九七号）が次のとおり通達された。⁽⁴³⁾

昭和二十二年九月大蔵省告示第二〇七号一の二（二）の規定により金融債券を発行した金融機関から通知することになっている金融債券の損失負担額を額面から差引いた額の額面に対する割合（残存率）は、左記の通り決定したから、管下各金融機関に対し至急周知方取計らわれない。

記

興銀債券	二〇%
勸業債券	一〇〇%
北海道拓殖債券	六七%
農林債券	〇%
商工債券	一〇〇%
恩給債券	六五%
庶民債券	〇%

追つて、資金統合銀行に対する債権の残存率は六一%になる予定。

旧勘定の金融債（新たに移換された三〇円超の金融債を含む）はすべて、各銘柄につき右の残存率をもつて評価されることになった。なお、新旧勘定合併後、金融債は残存率をもつて償還されるが、その後金融債発行金融機関の貸出金回収が良好である等旧勘定資産に利益が生ずればこの残存率は増加することになる。⁽⁴⁴⁾

四 最終処理方法書の認可と新旧勘定の合併

（一）「金融機関再建整備法」の改正（第四次）

金融機関の最終処理の作業進行中、二三年三月二七日に「金融機関再建整備法」の第四次改正（政令第六三号）および「金融機関経理応急措置法」の改正（政令第六四号）が公布された。これは前年一二月以降、最終処理段階で司令部が従来の法規定と異なることを指示し、それに従って実施中の諸措置を国内法で追認するためポツダム政令が発せられたのである。すなわち、①新旧勘定合併を二三年三月末に完了する、②日本銀行を含めた全金融機関の未払込資本金徴収、③個人株主の未払込資本金払込み義務免除を取り消し、指定時株主が第一次的に払込みの義務を負うこと、④資本が切り捨てられる金融機関は勘定合併後増資することにしたこと、⑤資本全額切捨ての金融機関も原則として増資存続させることにしたこと、⑥金融機関所有の金融債を指定時に遡り旧勘定に移換すること、⑦金融債移換に伴う損失を政府補償すること、などである。なお、企業に先立って金融機関の最終処理をすすめると暫定評価基準による評価が多額となるため、調整勘定を設けることは日本側の提案であったが、そのための改正もこれに加えられた。以上の措置がとられた経過については、すでに本節二、三で述べた。法改正の概要を三月二七日付の大蔵省発表によ

つて示すと次のとおりである。⁽⁴⁵⁾まず、「金融機関再建整備法の一部を改正する政令」(政令第六三号)の要旨は、

一、最終処理の促進に関する事項

金融機関の最終処理(新旧勘定区分の消滅)は原則として本年三月末日までに完了する。

二、未払込資本金の徴収に関する事項

- (1) 日本銀行を含めた全金融機関は資本に未払込金があるときは原則として本年三月末日までに全額これを徴収する。
- (2) 金融機関の損失処理のために徴収せられる未払込資本金の徴収方式は可及的に商法の一般原則に則り、従って株主の払込義務は原則として免除されないことに改める。

右の場合払込責任は第一次的には指定時株主がこれを負い、指定時株主がこれに應ぜず、その株式を処分して得た対価を払込金に充当しても尚不足するときは、指定時後の全株主(譲渡人)が第二次的に責任を負うものとする。但し昨年十一月二十七日から本年一月十五日までの間に株式を譲渡した者及び株式を取得した株主はこの限りでない。

連合国人、在外居住外国人、閉鎖機関が株主である場合には当分の間株主権の喪失等の規定は適用されない。又強制徴収に関する規定も適用されない。

三、資本全額切捨となる金融機関の措置に関する事項

旧勘定の資本の全額が切捨てられる金融機関で、今後増資して存続すべきものは、整備計画書の認可があれば最終処理完了後に増資して、増資の日に前に旧勘定に属した資本の全額を減少するものとする。

四、株式及び債券の併合に関する事項

- (1) 資本の一部が切捨てられる金融機関の株式は商法その他の法令に規定する株式の金額にまで資本減少の日に株式を併合する。

併合手続は商法の規定に準ずる。

- (2) 債券の一部が切捨てられる場合においても、その切捨の結果債券の金額が商法その他の法令の規定に抵触する場合には矢

張り適宜これを併合する。

併合手続は株式併合の例に準ずる。

五、増減資手続等の簡略化に関する事項

- (1) 増減資その他金融機関がその再建整備のためになす諸手続について再建整備法による政府の認可があったときは同時に他の法令による認可もあったものとみなす。

- (2) 再建整備法による資本の減少、株式の併合若しくは消却については株主総会の決議を要しないものとする。

六、事後調整その他補足的事項

- (1) 金融機関の最終処理完了後前に旧勘定に属した全資産についてその後益金が生じたときは、これを確定損負担の逆の順序で政府、切捨てられた第二封鎖預金者、株主等に返還配分するものとする。
- (2) 新金融機関が旧金融機関の事業譲渡を受けた場合にも右と同様とする。

である。なお、地方農業会などには勘定合併期日、未払込資本金徴収期日などに例外規定が設けられている。

次いで、「金融機関経理応急措置法の一部を改正する政令」(政令第六四号)の要旨は、

- 一、指定時迄に発行された金融債券で額面三十円を超えるものは、これを指定時に遡って金融機関(発行者及び所有者双方共)の旧勘定に移し換える。

二、右の場合既に最終処理を完了して新旧勘定の区分の消滅した金融機関については、金融債券について新に生ずる損失を整理するため第二封鎖預金等の切捨を要する場合には、この損失整理に必要な最少限度において、新旧勘定を復活する。

三、既に中間処理を行った金融機関で所有金融債券の損失を計算した場合に既に新勘定に移した債務にも切捨額が及ぶときは、その相当金額だけを旧勘定に戻入する。

四、指定時の金融債券で額面三十円を超えるものについて指定時後行われた元利払は無効とし、その受けた元利金は三月末まで

に発行金融機関に返還する。

五、指定時の金融債券で額面三十円を超えるものについて指定時後行われた移転は無効とし、移転を受けたものは三月末日までに移転したものにその金融債券を返還し、移転の際支払った対価の返還を受ける。

六、左の損失は政府においてこれを補償する。

(一) 二、による新旧勘定復活又は三、による旧勘定への戻入の場合に当該預金等の残額がその復活所要額又は戻入所要額に達しないときはその差額。

(二) 四、の場合元利金の支払を受けたものがその後解散した法人である場合にその返還不能に基く損失。

(三) 五、の場合において金融債券を移転したものがその後解散した法人である場合にその返還不能に基く損失である。

(二) 最終処理方法書の改訂

昭和二十二年二月三十一日に発表された政府の金融機関新旧勘定合併促進の方針に沿って二三年三月末の勘定合併をめざし、各金融機関は一月一〇日に最終処理方法書を提出したが、その後金融債移換問題が起こり、最終処理日程は事実上遅延し、三月二二日の旧勘定金融債の確定評価基準中の残存率の通達（二八二ページ）に従って、資産負債の評価、損失計算のやり直しをしたうえ、最終処理方法書を提出し直したが、司令部の審査は手間どり三月末が近づいても認可の見通しはたたなかった。司令部は三月三〇日に至って、最終処理の調査を最長四月末まで延期し、新旧勘定に遡及して実施する方針をとる旨申し入れてきた。この間の事情と司令部の最終処理方法書の審査の状況は、四月六合併は三月末現在日付の次の文書に明らかにされている。⁽⁴⁶⁾

最終処理方法書認可の件（昭二三、四、六銀行課長）

(一) 司令部は、興銀、勧銀について、その最終処理方法書を個々の貸付、社債、仮勘定の内訳等に至るまで、仔細に点検し、漸

く興銀の債券切捨率八〇％、勧銀の切捨率零と決定するに至り、而も猶、その正式承認は、司令部内部における手続の完了を待てということで、大体今週中に、右二行の正式承認を得られる予定である。

(二) 司令部においては、興銀、勧銀以外にも直接詳細調査をしたい意向であるが、事実上時間的に不可能であるから、八大銀行については、興銀、勧銀の場合と同様、ロビンソン、ケーグルの両氏が、五信託については、ショー、ウォラーの両氏が興銀等の場合と同様、一つ一つについて詳細に検討し、その結果、中には、表の作り方（記載及び計理方法）について不完全なものがあり、再三度に亘り調査を行っている。

(三) 右のような次第で、去る三月三十日に至り、ビープラットより、次のような決定があった。

「八銀行について鋭意調査をしているが、中には説明の解らぬものもあり、又内容のウィークなものもある。我々は『大蔵省の含みまでであるが』、ドレーパーミッションの外資導入に関連して、この際金融機関特に銀行の内容を極めて健全にする必要がある。然るに八銀行について右のような事情であるから、極力早く最終処理を完了したいことは山々であるが、最長四月末まで最終処理の調査を延期したい。これに伴ってディレクティブを出す。」

(四) 右に関連して、事実上の最終処理完了の正式承認は四月中に行われても、新旧勘定の合併は、三月末現在で行われることとなり、この結果、登記期限の延長に関する再建整備法の改正を行うことに司令部の了解を得た。

(五) 司令部の八銀行検討の結果の意見は、大体次のようである。

(イ) 特経会社、特に集中排除指定会社に対する債権は確実に回収できるか甚だ疑問である。

(ロ) 特経会社以外の会社に対する貸金も、外資導入、企業整備等があれば、今後何の程度回収できるか不明である。

(ハ) 一度零に評価したものについて評価益を出すのは此の際としては不健全である。（例えば、生活安定資金貸出その他の若干の貸出）

(ニ) 海外店舗に対する負債について、切捨を行う場合は、それに相応する見合をとるべきである。

(ホ) 暖簾代は全額消却すべきである。

(v) 将来剰余ができれば、第二封鎖預金者に返すのであるから銀行はできるだけ切って、保守的消極的に最終処理を行うべきである。

(vi) 住友銀行はウィークである。

(vii) 次で、昨月曜（四月五日）ロビンソン及びケイグル両氏から、大蔵省及び日銀の八銀行の最終処理方法書に対する意見如何との質問を受けたので、大蔵省としては、

(i) 各銀行は、實際上、指定以上に消却したり又計上していない隠れた準備金を多額に持っているが、

(ii) これらの真の準備金の総額は、指定会社、特経会社の貸金等に対して充分である。

(iii) 従って大蔵省としては、各行の最終処理方法書でよいと思うが、これを木曜日に文書で以て説明したい。

と回答し、日銀からは、別に各個口貸出金の消却の可否という点から意見書を出されることとなった。

(iv) なお、司令部においては、右大蔵省及び日銀の意見に対して、疑問のある点は、直接各行から更に説明を徴することとなった。

(v) 次で、地方銀行については、司令部において様式と審査基準を示されることとなっているが、大体様式については、打合せは済んでいるが、基準は未だ決定されていないが、結局指定会社、特経会社及び総貸金に対して或る程度の割合の準備金を置くということになると思われ、銀行によっては、資本金及び第二封鎖預金の切捨率が変わってくるものもあり得ると思われる。

右文書にあるように、司令部は四月六日には興銀、勧銀の審査を終わり、八大銀行および五信託の最終処理方法書を検討しているが、かなり厳しい態度で臨んでいた。また地方銀行の審査基準をも示すこととしており、新しい審査基準を採用した結果銀行によっては資本金および第二封鎖預金の切捨率が変わることもあり得ると述べている。

地方銀行に対する最終処理方法書の審査基準は、四月一四日、十三日会の地方銀行代表者に対しておこなったロビンソンの講演⁽⁴⁷⁾によって明らかにされた。この談話でロビンソンは「数行の最終処理方法書を検討した結果、急速な処

理をするということは大切であるが、それは往々にして、銀行損失の最終処理の結果として健全な銀行を創成せんとする我々の意図を失敗に帰せしめ勝ちになるという結論に到達した。よって最終処理計画認可期間を三十日延長し、しかも認可は三月末日に遡及せしめることとしたのである。」と述べ、最終処理方法書の作成に当たって「次の原則を勧奨する」としている。すなわち、

一、バランスシートにノレン代を計上してはならない。非常事態が起った場合にノレンは売ることができないからである。

二、指定会社に対する貸出金を過大評価してはならない。指定会社から百%の償還を信ずる場合も、少くとも、二年以内に償還される額に付ては十%、二年以後に償還される額に付ては十五%の消却を行わなければならない。

三、銀行家である諸君が或る貸出金を消却したときは、たんに法律がそうすることを認めているからと言ってそれを復活させてはならない。銀行家としての判断を有する銀行家として行動せよ。様式を作り出す統計家として行動してはならない。

四、もし諸君が或る証券が無価値であり又はその価値が殆ど無いと思うならば今その損失を処理し、その処理を後日に延ばしてはならない。

五、他の銀行が如何にしようとしているかに基いて判断し諸君の状態を危険に瀕せしめてはならない。もし諸君が資本金を百%切捨て、預金を七〇%以上切捨てるべきであると思うならば公正にそのような切捨を行わなければならない。各々の銀行は、夫々別箇のものであるからその様に取り扱わなければならない。したがって他の銀行がどのようにするかと言うことに基いて諸君の計画を樹てようとすることは賢明ではない。

六、近き将来において株式に配当をしようとする計画を立ててはならない。銀行のうちにはすでにこの問題に付て私の所に話をもつて来たものもある。預金者に損失を負担させその後間も無く必要なりザープの分前を株主に受けしめると言うようなことは最も賢明ではない。我々は基本的な配当政策に付て大蔵省と相談している。それは間も無く発表されるであろう。

続いてロビンソンは、現実の地方銀行の最終処理の方法を批判して次のように述べた。

最近地方銀行の最終処理認可基準の示唆が私に提出された。簡単にいえばその基準は次のようである。

- 一、現行法律に一致すること
- 二、計画を控目にすること
- 三、新旧勘定併合の後、其の業務を健全に遂行できること
- 四、必要に応じて増資すること

以上の計画は真の基準ではなく、究極の目的に達する手続にすぎない。結局（諸君の所謂再建整備は根本的にその様な基準に基かないで）私が今朝指摘したような方策を考慮すべきである。もし以上のような示唆の結果諸君が最終処理計画に変更を加えるべきであると思うならば今その変更を加えて、改訂した計画を大蔵省に提出すべきである。まだその時間はある。そうすれば諸君の祖国、預金者及び他の銀行は諸君に感謝することを確信する。

司令部と協議の整った地方銀行の最終処理方法書の様式および審査基準は、二三年四月一九日「最終処理に関する件」⁽⁴⁸⁾（銀々第四三七号）として各地方銀行に通牒された。通牒は新基準による改訂計画の認可申請書を三月三十一日付で作成し、できれば整備計画書を同時に提出することとしている。通牒に示された新認可基準に関してもっとも注目される「評価について」の部分を下に掲げておこう。

- (一) 処分した旧勘定資産については、その処分が評価時前になされたものであつても評価基準により評価したものを処分したという建前をとるものであるから評価損、評価益及び処分損、処分益を差引計算せず各別に計上すること。
- (二) 払込未済資本金は全額損失にたてることになつていたが、三月三十一日迄の徴収額控除額を以つて損失にたてることに改める。
- (三) 旧勘定に移換えた金融債券は評価益、損失負担損とに分けることなく最後に損の出るものは一括計算して損をたてること。

四 資金統合銀行に対する興業債券を以て代物弁済をうけた新勘定の債権は、同行に対する預託金として一応処理すること。

（閉鎖機関整理委員会より債務通知書を差出すこととなつている。）

- (四) 閉鎖機関に対する債権で評価に関する告示のないものは零とする。
- (六) のれん代は零とする。
- (七) 市場価格のない証券（売買しようにも値のつかないもの、清算中のもの等）は零とする。
- (八) 貸出金の消却

(イ) 既にいったん消却した債権はもとの儘とし動かさないこと。但し三月三十一日迄に現金にて回収したときはこの限りでない。

(ロ) 指定会社に対する貸出金で一〇〇％回収できると思われるものについても各会社毎に元債権額を基準として、その内一年以上二年以内に回収見込の分に対しては少なくとも一〇％以上を、又回収が二年を超す分に対しては少なくとも一五％以上の消却をしなければならない。

(ハ) 指定会社以外の貸出金の消却についても、それぞれ債権の内容に応じて十分消却すること。

(ニ) 左の切捨債務はその見合（留保金）をとつて置くこと。

(イ) 在外勘定為替尻のような在外負債勘定を切つた場合はその整理負担額

(ロ) 連合国人及び枢軸国人に対する預金等の債務

(ハ) 昭和二十一年三月二十八日附大蔵省令第四十一号に規定する預金

（昭和二十一年八月十五日以後の朝鮮よりの送金、朝鮮に対する取立又は朝鮮に在つた預貯金等の預け替等によつて生じた

銀行預金等）

また、八大銀行については、四月二〇日ごろ「八銀行の最終処理方法書の改訂について」⁽⁴⁹⁾という文書が作成されている。きわめて重要な意味をもった内容と思われるので、以下に概要を紹介してみよう。

一、八銀行の最終処理についても、さきにE・S・S・から地方銀行に指示された基準を適用するよう、指示されたが、八銀行の中には、その第二封鎖預金の切捨率を、提案している割合に合致せしめるために、当然資産に計上せらるべきものを計上していないものもある。これらのものは、当然資産に計上せらるべきものであつて、もし、その回収について危険性があるならば、負債勘定に適當なる見合の留保をとつて置くべきであると考えられる。

従つて、大蔵省としては、八銀行の最終処理方法書を、別紙基準によつて改訂せしめこの改訂案について更に検討を加えることとしたいと思う。

二、なお、八銀行の最終処理方法書の改訂に際しては、特に次の点を指摘しておきたいのであつて、その点については、G・H・Qにおいても、十分なる考慮をお願いしたい。

(イ) 仮に八銀行が、法律で定めている評価基準に従つて、そのまま損失を計算しこれにクッションリザーブの設定、暖簾代、再計上の消却貸金、市場性のない有価証券の消却及び在外負債の切捨額に見合う資産の留保に伴う損失を加算して、損失を計算した場合における第二封鎖預金の切捨率(A)と、八銀行から提案されている預金の切捨率(B)を比較すれば、その間には、次のような含みがあるのである。勿論、そのうちの一部は、将来において実際に消却に充てられる部分もあると思われるが、なお相当の含みが存するものと思われる。

	帝国	三菱	住友	安田	三和	野村	神戸	東海
A	%	四七・〇	四九・二	五〇・七	五〇・三	五〇・三	五〇・四	五〇・〇
B	%	七〇・〇	七〇・〇	七〇・〇	六〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	五〇・〇
B-A	%	三三・〇	二〇・八	四・三	九・七	六・六	一四・七	六・〇

(ロ) 新基準によつて増加する損失額(A)は、大体次のようであつて、その金額は、旧勘定の資産(B)及び総損失の額(C)に比べて極めて僅少である。

単位 千円

	帝国	三菱	住友	安田	三和	野村	神戸	東海
A	増加損失額	三六、四〇〇	一四、八七〇	一〇、五一一	四、七三三	一一、五一一〇	三三	五〇〇
B	旧勘定資産	一一、二五三、〇〇〇	六、六六六、〇〇〇	六、五五五、〇〇〇	七、一七三、〇〇〇	六、五五五、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
C	旧勘定損失額	二、〇〇〇、三三六	一、九九、一〇三	一、四九二、二五五	一、五五五、九七七	一、五〇一、四九六	五九、一四二	三七、七〇〇
A/B	%	〇・三	〇・二	〇・一	〇・〇六	〇・一	〇・〇五	〇・〇〇三
A/C	%	一・五	〇・七	〇・七	〇・三〇	〇・七	〇・一〇	〇・〇〇八

備考 旧勘定資産総額は、帳簿価格、旧勘定損失は、八銀行の提案せる損失額に新基準による損失額を加算した額である。

(ハ) 八銀行のうち、五銀行は年約二億円、その他の三銀行は年約三千万円乃至四千万円の利益をあげている、これに右の新に増加される損失額を比較すれば甚だ少ない。

(ニ) 八銀行が追加せらるべき利益として大蔵省に提出して来ている金額は左の通り(A)であつて、その金額は、前記の新基準によつて増加せる損失額(B)を相当に上廻っている。

(そのうち一部は回収に危険性のあるものもあらうけれど、確実に回収しうるものも相当あり、なかには現に三月末までに回収されているものもある)

単位 千円

	帝国	三菱	住友	安田	三和	野村	神戸	東海
A	三、八八四	一〇、七四〇	五、九六九	三、一五五	六、七〇三	〇	二六、七三二	八、七六二
B	三、七三〇	一、八四六	一〇、五〇〇	四、七三三	一一、二一〇	三三	五〇	三
A-B	一五、二二四	八、八六一	四、四六八	一、四二二	七、一三三	一、三三三	二六、七三二	八、七六二

(ハ) 八銀行が提案し来った損失額に、新基準による増加損失額を、加算して、損失額を計算した場合の第二封鎖預金の切捨率
(A) は次のようであつて、それと八銀行が提案している第七号預金の切捨率(B)との差は極めて少い。

	帝国	三菱	住友	安田	三和	野村	神戸	東海
A	% 七〇・四	七・〇	七〇・九	五・三	六・二	一・一	一・〇	四・〇
B	% 七〇・〇	七・〇	七〇・〇	五・〇	六・〇	一・〇	一・〇	四・〇
A-B	% 〇・四	一・〇	〇・九	〇・三	〇・二	〇・一	〇	〇

三、八銀行の預金切捨率については、大蔵省としては、改訂案について以上の考慮すべき点を、更に検討し、意見を提出したいと考えである。

(別紙) 八銀行最終処理基準

- 一、暖簾代を貸借対照表に計上してはならない。
- 二、指定会社に対する貸付金は評価損のないものについても、一年以上二年以内に償還せらる金額については少くとも一〇パーセント、三年以後に償還せられる金額については少くとも一五パーセントの銷却をしなければならない。(クッション、リザーブ)
- 三、銀行家としての判断に基いて消却した貸付金については、単に法律がそれを認めているからという理由で、再計上してはならない。但し、この場合においては、その消却した貸付金の状態を明かにしておかなければならない。
- 四、無価値の又は殆んど価値のない有価証券については、それぞれその価値に応じて、消却しなければならない。
- 五、最終処理方法書において切捨てた在外負債については、その切捨てた在外負債の額に見合う資産を留保しておかなければならない。
- 六、法律の規定に従つて旧勘定に属するすべての資産及び利益を計上すると同時に、銀行家としての判断上必要があるとき

は、十分なりザーブをとつておくものとする。

備考

第二封鎖預金者その他の債権者の利益を保護するため銀行の資産及び負債状態を硝子箱の中に置き同時に銀行をして将来における銀行業務の健全性を維持するため十分なりザーブを留保せしめることが、最も希ましいものと考ええる。

以上の内容で注目されるのは、新基準によって増加する損失額は、旧勘定の資産および総損失に比較してきわめて僅少であること、八銀行が提案してきた損失額に新基準による増加損失額を加算して、損失額を計算した場合の第二封鎖預金の切捨率は、八銀行が提案している切捨率との差はきわめて少ないことなどである。要するに、新しい評価方法によって生じた増加損失額は、各銀行の再建整備にきわめて小さな影響しか与えないことを強調している点に興味がもたれる。

右の方針のもとに八大銀行も最終処理方法書に改訂を加え、司令部の承認を仰ぎその了承を得た。その状況は、次の五月一日付「銀行課報告」に記されている。

一、八大銀行最終処理については、先に地銀に適用したと同一の基準(ノレン代消却、クッションリザーブ新設、再計上消却債権の再消却、在外負債切捨額見合金の設定、その他閉鎖機関指定等による新規損金の計上並びに、三月末までの収入済未払込株金、証券処分益等確定益の計上)により一月十日大蔵省提出の最終処理方法書を修正した、改訂案(東海神戸については右の外貸金残額の二%のエキストラリザーブを設け、又生活安定資金は特に全額復活計上)を左の通り第二封鎖預金切捨率を司令部に提出した結果、概ね本件にてOKとなれり。

帝国	旧切捨率	新切捨率
三菱	七〇%	七六%
	七〇	七〇

但し資本金は九三%切捨

住友	七〇	七七
安田	五五	六一
三井	六八	六九
野村	六五	六六
東海	四三	四五
神戸	六五	六八

二、但し司令部においては、損失負担者の利益を保護するため旧勘定資産については嚴重に信託的管理を要すとの意向にて詳細なる経理要領を司令部と協議決定し、これを附帯条件として正式認可をなすべしとのことにて従って正式認可は、各銀行において、改訂最終方法書を提出し、これに対しこの附帯条件を附して行うこととなる。

三、司令部は、右附帯条件を国民に周知徹底せしむべしとの意向なるも各行の切捨率の発表は差控えるべしとの意向なり。

四、なお、銀行の最終処理認可期限は、更に五月十五日まで猶予せられたり。

右文書中にあるように、最終処理方法書の正式認可は附帯条件を付して一斉におこなうことになり、認可の期限は更に半月延期されることになった。

(三) 最終処理方法書の認可と新旧勘定合併

二三年五月一四日、金融機関の最終処理について、次の「大蔵省発表」⁽³⁾がおこなわれた。

金融機関の最終処理については、先年末以来各般の情勢に鑑みて、将来における金融機関の健全性を更に確実にするために、新たな見地から種々の再検討が加えられて来たが、逐次これが検討を終了し、この程概ね最終処理方法書の確定を見るに至った。而して今回の金融機関の最終処理は、金融機関の健全性を増加するために、右のように特に確実な上にも確実を期したので、右最終処理に当っては、第二封鎖預金者等損失を負担した者の将来における利益を保護するために、別紙のような条件を附して認可することにした。この条件のうち特に旧勘定に属していた資産については、各金融機関において全幅の努力をして回収

恢復に努め、将来生じた利益を、今回切捨てられた第二封鎖預金者及び金融債券所有者等に返済されることになっていることに特に留意を願いたい。

なお、さきに金融機関所在の金融債券の旧勘定移換の関係で、昨年第二封鎖預金等のうちから第一封鎖預金等に移し換えられたものを金融機関が支払う場合には、大蔵大臣の許可を要することとした本年二月の大蔵省令第十四号は、右の最終処理に伴い、五月十五日以降これを廃止することとしたから、最終処理の後に残存した第二封鎖預金等は、総べて第一封鎖預金等となり、従来他の第一封鎖預金等と同様に扱われる。

(別紙)

一、金融機関（保険会社を除く。以下同じ）は、確定損を負担した預金者その他の債権者に対し、各別にこの認可による最終処理方法を別紙雛形により書面で通知すること。

二、金融機関は、減価消却をした債権については、最善の努力を以て、これが回収に努めること。

三、金融機関は、左の書類を各別に整備し置き、その写（イ乃至ニに掲げる明細書については英訳文を、ホ乃至トに掲げる明細書については邦文にても可）二通を大蔵省に、一通を日本銀行に提出すること。

イ 評価減を生じた旧勘定の貸出金の明細書

ロ 評価減をした旧勘定の有価証券の明細書

ハ 前各号以外の評価減をした債権の明細書

前各号については、その各資産の総額、減価額及び残額を明瞭に記載し置くこと。

ニ 評価減をしない貸出金及び有価証券の明細書

ホ 確定損を負担した株主の氏名、住所及びその負担額の明細書

ヘ 確定損を負担した預金者その他の整理債務の債権者の氏名、住所並びにその原債権額、確定損負担額及び残存額の明細書

ト 確定損を負担した指定債務の債権者の氏名、住所並びにその原債権額、確定損負担額及び残存額の明細書

四、金融機関は、新旧勘定の区分の消滅の際に旧勘定に属した資産及び負債（第一封鎖預金に移し換えられた分を除く。）について再建整備調整勘定を設けると共に当該資産負債及びその損益の異動についてはこれを明らかにして置くこと。

五、金融機関は、再建整備調整勘定の利益金を随時新に設けられる債権者委員会の推奨を得た上これを証する書面を添え大蔵省銀行局長の承認を受けて、金融機関再建整備法第三十七条の規定に従い、これを処分すること。

六、金融機関は、再建整備調整勘定の利益金は、これを再建整備調整勘定以外の一般勘定に流用し又は移し換えてはならないこと。

七、金融機関は、一般勘定の資産及び負債を再建整備調整勘定に又は再建整備調整勘定の資産又は負債を一般勘定に移し換えてはならないこと。

八、金融機関は、前に旧勘定に属した有価証券、動産、不動産を不当に売却し又は交換する等確定損負担者を詐害するような詐欺的手段によって、確定損負担者の利益を害してはならないこと。

再建整備調整勘定存置の間、金融機関は、右の資産を処分しようとするときは予め債権者委員会の推奨を得且これを証する書面を添え大蔵省銀行局長の承認を受けることを要すること。

九、金融機関は、新旧勘定の区分消滅後六箇月毎に再建整備調整勘定の損益計算書を、本店及び支店の店頭に公告しなければならないこと。

一〇、昭和二十三年三月三十一日において旧勘定に属した預金者その他の債権者及び知れたる社債権者（登録社債の社債権者を含む。）の再建整備調整勘定の利益金に対する受益権は、これを譲渡することができないこと。再建整備調整勘定に生ずる利益金は、昭和二十三年三月三十一日現在の預金者その他の債権者に分配しなければならない。

一一、金融機関並びにその役員（相談役、顧問等を含む。以下同じ）及び職員その他の従業員は、確定損負担者が有する自己又は他の金融機関の再建整備調整勘定に生ずる利益金の分配を受ける権利を、譲受け又はこれを要求し若しくは約束してはならないこと。

金融機関並びにその役員及び職員その他の従業員は、自己又は他の金融機関の再建整備調整勘定に生ずる利益金の分配を理由として、確定損負担者から手数料その他の報酬を收受し又はこれを要求し若しくは約束してはならないこと。

一二、金融機関は、その他調整勘定の経理については、大蔵省銀行局長の指示に従うこと。

一三、金融機関は、経常益金以外の資金による株主配当は、これをしてはならない。株主配当をするときは予め大蔵省銀行局長の承認を受けること。

一四、金融機関は、法律及び連合国最高司令官の覚書に従い、可及的速かに増資を行い、以て資本の充実を図ること。

一五、前各項について承認が与えられる前に、金融機関が当該事項を忠実に履行したか否かについては大蔵省において審査又は検査を行うこと。

一六、金融機関は、確定損負担者の利益のために、以上の事項に従い、誠意を以てその義務を履行しなければならないこと。

金融機関は、如何なる方法を以てするも以上の事項に違反したときは、金融機関再建整備法に違反したものとみなされ、同法の罰則の適用があるものとする。

（一に記載の別紙雛形省略——引用者）

五月一五日、各金融機関に下付された大蔵大臣の認可書は、昭和二十三年三月三十一日付となっており、最終処理の効力は三月三十一日に遡及した。また認可は条件付きであり、認可書に添付された条件は、すでに一四日の大蔵省発表で公表されたものと同一である（前掲別紙）。それは金融機関の損失を負担した預金者その他債権者に対する通知義務、調整勘定設定などに関する事項のほか、株主配当には大蔵省銀行局長の承認（事実上司令部承認）を要すること、司令部覚書および法律に従って増資をおこなうことが義務づけられた。

最終処理完了に伴い、金融機関の新旧勘定区分は遡及して昭和二十三年三月末日をもって消滅し、最終処理後に残存した第二封鎖預金等は、すべて第一封鎖預金等となって、以後従来の第一封鎖預金等と同様に取り扱われた。

(四) 金融機関の再建整備と「集排法」適用問題

かくて昭和二一年八月の新旧勘定分離以来約一年九カ月の歳月を要して金融機関再建整備は最終処理を完了した。金融機関はその経営の健全性を維持するために、きわめて厳しい条件を付されることとなったが、この間直接の政府補償をはじめ、間接的な手段によって政府の手厚い保護を受けたことを忘れてはなるまい。司令部にも大蔵省にも、企業より先に金融機関の再建整備を完了し、金融機関の資力を土台に日本経済の再建を進めていこうとする意図があったことは明らかである。たとえば「渡辺武日誌」によって司令部との間におこなわれた金融機関に「集排法」を適用するか否かの交渉の経過をみても、金融機関には他の業種と異なった取扱いがなされたことが明らかとなる。すなわち、

昭和二年八月一三日 大臣とともにビープラットと面会した中で、①企業集中防止の原則は金融機関にも適用する、②金融機関への具体的適用ぶりについては、ファイナンス・ディヴィジョンと大蔵省とで協議決定すること、③財閥銀行および特殊銀行改組案は来週末まで位に作りあげたい旨の話があった。

同年八月二七日 ロビンソンより財閥銀行に関し、ワシントンよりきわめて強い案がきた旨話があった。

同年一月二四日 栗栖蔵相とマーカット局長との会見で、「集排法」につきワシントンより批評を受けた旨の指摘があり、その具体的内容として、①「過度の」集中に限って、排除すべきこと、②全体が社会主義的であることをあげている。

昭和二三年一月八日 朝、大臣とともにシャンパーレイン L. W. Chamberlain (ナショナル・シティ銀行支配人) に面会、集中排除問題は「しばらく成行を見るを可とすべし」との指摘がある。

同年一月九日 栗栖蔵相とマーカット局長との会見において、金融機関の再建計画については集中排除計画よりこ

れを除外することはできぬが、実際問題として再編成後は大きな集中はなくなると思う、早く再編を終了して平和条約その他に於て問題にせられた時その分はもうすんだといえることにしておくのが有利であろう、というマーカットの指摘があった。

同年一月一九日 スミスおよびロビンソンとの面会で、帝国銀行内紛問題についてロビンソンより、①分割の結果が却って財閥色を強くすることは有害なる故、支店の分配等について十分配意されたい、②分割の理由は内部事情によるもので、集中排除と関係ないことを明らかにすること、の意見表明がある。

同年三月二六日 北村蔵相および栗栖安定本部長官がドレーパー使節団一行と面会、その中で金融機関および保険会社に集中排除は適用しない旨の指摘がある。

同年四月一二日 ビープラットから、金融機関に対する集中排除適用の問題は未決との指摘がある。

同年五月一二日 北村蔵相と経済科学局の定例会見において、金融機関集中排除の指定は方針決定済み、近日発表のはずとの話があった。⁽⁵²⁾

同年五月一五日 ルカウントとの面会において、金融機関への集中排除の指定は来週早々決まる旨指摘があった。
同年五月一七日 シャンパーレインに対して金融機関に集中排除法の適用ないよう希望したところ、適用はないように聞いているが調べてみる、と約束した。

同年五月一九日 マーカット局長との定例会見で、金融機関集中排除は来週までに司令部の方針を指示する。昨日ウェルシュ E. C. Welsh (反トラスト・カルテル課長) とルカウントとの間の話がついたとの話があった。

同年六月二日 マーカット局長との定例会見において、集中排除の金融機関適用問題は最近の機会に方針を示す旨の指摘がある。

表 1-9 金融機関最終処理状況 (単位 百万円)

(単位 百万円)

区 分	確定損 (A)	確 定 損 の 負 担 内 訳							政 府 補 償
		確定益	積立金	資本金	整 理 債 務	指 定 債 務	合 計 (B)	(A) －(B)	
銀 行	27,490	6,205	1,308	1,581	17,998	30	27,122	368	
無 尽 会 社	625	75	10	36	48	1	170	455	
市 街 地 信 組	606	43	25	70	144	1	283	323	
金 庫	4,583	38	12	147	116	1	314	4,269	
保 險 会 社	7,875	1,359	79	59	2,508	7	4,012	3,864	
府 県 農 業 会	2,868	172	50	109	25	2	358	2,510	
市 町 村 農 業 会	...	...	...	...	...	...	...	404	
合 計	44,047	7,892	1,484	2,002	20,839	42	32,259	12,193	

出所：『銀行局金融年報』昭和34年，177ページ。

同年六月一六日 各省連絡会議において、①地方銀行、信託会社および日本貯蓄銀行は制限会社より解除された、②六大銀行、二特銀は最終処理は認可せられ、新旧勘定は合併されたが、増資案は未決定、北拓は普銀となる条件付きで増資案が認められる模様との報告があった。

同年七月二八日 渉外部の会議において、集中排除は銀行に適用しない旨近く持株会社整理委員会から発表ある由との報告がある。

同年七月三一日 ルカウントに対し集中排除は金融機関に適用との発表が昨日持株会社整理委員会によっておこなわれたことにつき礼を言い、昨年一月以来の長い闘争 (long struggle) であつたと話し合う。

以上のように、最終的決定は昭和二三年七月三〇日に発表されているが、二三年初頭から風向きが変わり始め、ドレーパー使節団の来日で大きく方針の転換がおこなわれ、最終処理の段階ではまだ最終決定に至らず、司令部内部の意見調整がなされていたようであるが、方向としてはすでに金融機関に「集排法」は適用しないという原則のもとに最終処理がお

表 1-11 最終処理による債務切捨て状況

(単位 行, 社, 組合)

区 分	資本切捨てのないもの	資本の一部切捨て	第二封鎖を預金等切捨て	資本全額切捨て	政府補償をうけたもの	計
特別銀行	1	—	1	1	—	3
普通銀行	5	1	49	5	1	61
貯蓄銀行	1	—	—	—	3	4
信託会社	—	—	3	2	1	6
金庫	—	1	1	—	2	4
無尽会社	20	2	—	—	37	59
市街地信組	31	17	32	31	200	311
生命保険会社	—	—	—	—	18	18
損害保険会社	17	—	—	—	1	18
合 計	75	21	86	39	263	484

(注) 農業会の切捨て状況は不詳。

出所：『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」, 616ページ。

こなわれたように思える。このほか、昭和二年一二月に施行をみた「臨時金利調整法」(後述)など、政府の金融機関に対する行政上の保護は数多くなされてきたわけで、これが金融機関の再建整備に大きく貢献したことを重ねて指摘しておきたい。

(五) 各金融機関の最終処理状況

「金融機関再建整備法」に基づいて実施された金融機関の業種別最終処理状況は表1-9に示される。なお、特別銀行、五大銀行、地方銀行、貯蓄銀行および信託会社について、各行別の最終処理状況を表1-10に掲げておく。⁽⁵³⁾ 確定益、積立金の一部を取り崩すにとどまった銀行もあったが、多くの銀行が資本金や第二封鎖預金などによって損失を補填したため株主および預金者等の債権者に負担をかけ、また政府補償をも受けることになった。最終処理に伴う債務切捨て状況を総括して示すと、表1-11のごとくである。これは既述したように評価基準が厳しいものであったほかに、巨額の損失を計上していた興銀が、金融機関所有金融債の旧勘定移換によって、資本金全額を切り捨てたものの、総切捨率八〇%をもって政府補償を受けることなく最終処理を終わったのに対して、興銀債を多額に所有して

表 1-10 (つづき)

(単位 百万円, %)

銀行名	確定損	確定損の負担内訳				総切捨率	7号整理債務切捨率	資本金切捨率
		確定益	積立金	資本金	整理債務			
中 国	167	43	4	18	101	70.80	70.0	90.0
芸 山	315	111	8	27	168	71.00	70.0	90.0
山 口	188	64	6	12	106	49.00	47.0	90.0
四 国	105	23	4	11	66	69.80	69.0	90.0
伊 予	146	64	2	9	70	70.10	69.0	90.0
高 松	84	35	4	11	31	66.80	65.0	90.0
阿 波	38	14	1	2	20	—	65.0	90.0
大 分	97	25	2	4	64	60.50	60.0	90.0
大 福	341	198	5	22	115	52.40	50.0	90.0
佐 賀	16	16	0	—	—	—	—	—
佐 賀	29	5	1	3	18	51.30	51.0	90.0
十 親	59	13	5	13	27	51.60	49.0	90.0
肥 前	45	43	2	—	—	—	—	—
鹿 島	59	20	1	4	33	70.50	70.0	90.0
鹿 島	96	39	2	8	45	67.90	67.0	90.0
日向	27	10	1	1	13	41.70	40.0	90.0
羽 前	3	0	0	1	0	87.50	* 17.6	100.0
高 田	2	2	—	—	—	—	—	—
地 方	6,433	2,106	269	621	3,433	—	—	—
日 本	1,734	318	15	71	7,075	100.00	*100.0	100.0
青 森	7	1	0	0	3	100.00	100.0	100.0
青 島	1	1	0	—	—	—	—	—
鳥 取	3	0	0	0	0	100.00	100.0	100.0
貯 蓄	1,747	322	15	72	1,079	99.96	—	—
三 井	284	13	28	27	215	66.18	65.0	90.0
三 菱	243	12	13	27	190	69.11	65.0	90.0
安 田	326	1	8	30	158	100.00	100.0	100.0
住 友	285	40	10	20	214	90.54	90.0	100.0
第 一	76	2	1	10	56	100.00	100.0	100.0
日 本	36	—	3	9	23	61.60	61.0	90.0
信 託	1,253	71	66	123	858	78.71	—	—

(注) 1. 総切捨率とは資本金、整理債務合計額中に占める確定損負担額の割合。

2. 7号整理債務とは、「金融機関再建整備法」第24条第1項第7号に規定する整理債務。なお、*印は同条第1項第9号に規定する整理債務の切捨率によるもの。

出所：大蔵省所属日本銀行資料。

いた金融機関の損失が増加する等、最終処理状況は前年の見込額（二四三ページ表1-5）とは様相を異にすることになった。また、最終処理の終局間近かに司令部の新基準が出されて、最終処理を改訂したことも、影響を及ぼしていることは前述のとおりである。

- (1) 大蔵省資料Z五二六―七―六。
- (2) 同前。
- (3) 同前。
- (4) 「大蔵省発表集録」第一二七号。
- (5) 大蔵省所蔵日本銀行資料。くわしくは告示（前掲書、第一七卷「資料(1)」八八二―八五ページ）参照。
- (6) 大蔵省資料Z五二六―七―六。
- (7) 同前。
- (8) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (9) 「第一回国会衆議院財政及び金融委員会議録」第六号。
- (10) 大蔵省資料Z五二六―七―二。
- (11) 「金融機関再建整備法改正案について（昭二二、一一、一八閣議説明）」（大蔵省資料Z五二六―七―二）。
- (12) 銀行局「金融機関の再建整備法の一部改正法律案に関する想定問答」昭和二二年一〇月（大蔵省資料Z五二六―七―二）。
- (13) 大蔵省資料Z五二六―七―七。
- (14) 同前。
- (15) 英文、邦文とも大蔵省資料Z五二六―七―六。英文資料には本文にある告示案および日程表が付されている。
- (16) Banking Bureau, Conclusion Concerning to Prompt Merger of New and Old Account, 22 Dec. 1947（同前）。この文書には愛知銀行局長筆跡の鉛筆書きの修正と注書きが入っている。
- (17) 大蔵省資料Z五二六―七―七。
- (18) 大蔵省資料Z五二六―七―六。

- (19) ESS/FI, Plans for Reorganization of Financial Institutions, 2 Jan. 1948（大蔵省資料Z五二六―七―一〇、前掲書、第一七卷「資料(1)」九〇―一〇四ページ参照）。
- (20) 大蔵省資料Z五二六―七―七。
- (21) 大蔵省資料Z五二六―七―六。
- (22) 英文は大蔵省資料Z五二六―七―一〇所収。掲載の邦訳は大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (23) 大蔵省資料Z五二六―七―一〇。
- (24) 『日本興業銀行五十年史』七三三―三四ページ。
- (25) 大蔵省資料Z五二六―七―八。
- (26) 同前。
- (27) 前掲九月四日付興銀の「願書」の上に、九月二九日起案の決済文書表紙が添付され、「本件は事情已むを得ないものと認められるから、申出の通りの措置を講ずることと致したい」（傍線は原案「適当な」を削除訂正）旨の記載がある。この文書は、西原銀行課長、愛知銀行局長、森永官房長、池田次官の捺印があるが、欄外に「大臣には銀行局長より説明される筈——文書、広セ」の書込みがあり決済未済となっている（大蔵省資料Z五二六―七―八）。
- (28) 大蔵省資料Z五二六―七―八。作成者の署名はないが、文中に「本行」とあるので興銀作成かと推定される。なお一月一二日付銀行局作成の英文文書“Transaction for redemption of Industrial Bank debentures in old account, Banking Bureau MOF, 12 Nov. 1947.”は、この文書と同趣旨であるが、救済の対象を指定時における金融債ではなく、評価時（二二年八月一日）にしている。この英文文書が司令部に提出されたかどうかは判明しない。
- (29) 同前。作成者の記載はなく、「間島」の印が捺印されている。
- (30) 同前。
- (31) 「渡辺武日誌」昭和二三年一月二九日。
- (32) 無題、日付なし（大蔵省資料Z五二六―七―八）。
- (33) 同前。
- (34) 大蔵省資料Z五二六―七―八。
- (35) 同前。

- (36) 欄外に愛知銀行局長の筆跡で「此ノ書類ハ栗栖大臣が Beplat 等ニ面会シタ際説明シタコトヲ後ニ英訳シテ届ケタモノデアル」と記されている英文でタイプされた文書（同前）。
- (37) 大蔵省資料Z五二六―七七―八。
- (38) 同前。
- (39) 同前。
- (40) 同前。
- (41) 「渡辺武日誌」昭和二十三年一月一〇日。
- (42) 大蔵省資料Z五二六―七七―八。
- (43) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (44) 同前。
- (45) 大蔵省資料Z五二六―七七―五。
- (46) 大蔵省資料Z五二六―七七―七。
- (47) 大蔵省資料Z五二六―七七―七。
- (48) 同前。
- (49) 本文に日付がないが、別紙の「八大銀行最終処理基準」の英訳が二十三年四月二〇日付となっている。なお、本文表中、神戸・東海両行の増加損失額計数に突合しない箇所があるが、原表のまま（同前）。
- (50) 大蔵省資料Z五二六―七七―七。
- (51) 同前。
- (52) その前、五月六日付の石田吉男渉外部次長から銀行局長宛のメモ（大蔵省資料Z五二六―七七―七）は、ルカウント財政課長の「集中排除指定の件は目下議論をしている最中である（何を指定するかという議論か、指定するか否かの議論か）とただしたるも同一返答を繰返すのみ」、In a few days に結論が出ると思うから、そうしたらお報せする」との内話を伝えている。
- (53) 表1-8に示した処理の総計は表1-9の銀行欄の計数と相違するが、後に誤謬訂正などがおこなわれて表1-8となったものと思われる。その内訳は不詳である。

第五節 再建整備の完了

一 整備計画の認可と新旧勘定合併後の増資

資本の一部または全額が切捨てとなる金融機関の再建整備の方針は、二一年の立案当初から二三年の最終処理までの間に大きく変化した。まず、二一年八月の再建整備開始当初の構想は、資本金の一部で損失を負担して資本金を減少する金融機関は、最終処理方法書の提出と同時に、新旧勘定合併後の事業について整備計画書を作成し（増資存続、事業譲渡、合併、解散等の方針と方法、時期の記載を予定）主務大臣の認可を受ける（「金融機関再建整備法」第三十九条）。資本の全額切捨てとなる金融機関は、新勘定事業の全部を新金融機関（いわゆる第二銀行）等他の金融機関に譲渡して解散する（同法第二六条）こととしていた。次いで、翌二二年、資本金全額切捨ての金融機関にも解散せず存続させる道を開くため、認可を受けて新勘定で増資した場合は、その増資分は当該金融機関の再建整備に基づく損失を負担せしめないうこととし、「金融機関再建整備法」の第一次改正（昭和二十二年九月一三日法律第一〇七号）をおこなった。しかるに、二二年一二月、金融機関の新旧合併を促進し、二三年三月末に最終処理をおこなう方針を決定した際、司令部から、金融機関の再建整備計画の認可基準として、①新旧勘定合併後増資する。②原則として増資存続とし、例外的に第二会社設立を認めてもよい、③新旧勘定合併後の資本金は、従前の公称資本金以上とし、未払込みは認めない、④増資新株割当順位は司令部の指定どおりとすることが申し渡され、また財閥系金融機関については財閥名の払拭等の基準

が追加され、また、特銀の整備計画は司令部の承認を要することとされた。以上については、すでに経過とともに前述したところである。

右の二二年一二月の再建整備方針に従って、銀行局は二三年一月五日、「金融機関ノ再建整備ヲ促進スル為ノ新、旧両勘定ヲ合併後直チニ増資ヲ為ス便法」⁽¹⁾および「合併勘定増資手続」⁽²⁾を作成し、三月末の新旧勘定合併までに増資新株募集の準備を整え、合併後四月上旬までに増資を完了するための具体的な手順・方法を提起し、また一月二二日付「金融機関の増資について」⁽³⁾では増資額と新株割当てについて定めている。これらの点は該当金融機関に指示されたが、二月一七日、銀行局は左の通牒を発して、金融機関の増資株式申込みの受付中止を命じた。⁽⁴⁾

金融機関の増資株式申込受付中止に関する件（昭和二三年二月一七日銀々第一四二号）

銀行及び信託会社において、再建整備のため増資をするに当り、増資株主総会は、予定通り開催し、認可を条件として決議するものとし、増資株式の募集行為は、正式認可あるまでこれを中止するよう、銀行及び信託会社に対し至急通知方御取計い願いたい。

右の措置は、二月一〇日金融債の旧勘定移換が決まり、各金融機関の資本切捨額が変動する見込みとなったこととともに、司令部が「集排法」の指定を受ける金融機関の株価低落問題および銀行資本充実のためのリスク・アセツ（純資産から国債、手許現金および日本銀行預け金を控除した残額）を基準とする増資を考慮して命じたものだという。日本銀行作成の文書は次のように述べている。⁽⁵⁾

銀行増資一時中止ノ件（昭和二三年二月一八日渉外部長報告）

右ニ関シ、ロビンソン氏ヨリ左ノ通り聴取。

一、昨十七日、同氏ハ、三菱、安田、住友ノ三行及大蔵省ト会談ノ結果、

(一) 株式ノ発行ハ排除法ニ基ク改組方針決定スル迄見合ハスコト

(二) 右時期迄公称資本金ノ決定モ為サザルコト

ヲ決定セリ。

右決定ノ理由左ノ如シ。

(一) 改組方針決定シ銀行ヲ分割スルコトナリタル場合、株価ノ低落ヲ来シ、株式購入者ニ損失ヲ与ヘルコトナル。

(二) 銀行資本金ハ極力多額ナラシムル方針ニシテ、少クトモ、リスク・アセツノ一割ト致度。右目標達成ハ将来ノ問題ナルモ、此際二%以上ナラデハ許可セザルコトトセリ。従テ、各行増資額ヲ、右標準迄増加スルコトニ計画ヲ変更セシムル要アルコト。

このように、増資手続きは中断されたが、新方針による新旧勘定合併後の増資に関する法的措置は、「金融機関再建整備法」の第四次改正によっておこなわれた（昭和二三年三月二七政令第六三号）。そして、二三年三月末を期した最終処理は、前述したように事実上遅延し、司令部が最終処理後の増資方針を明らかにしたのは五月五日であった。同日付の「銀行課報」⁽⁶⁾は次のように記している。

最終処理後の増資については、司令部の話は別紙の通りで地方銀行はこの方針により大蔵省限りで増資の認可をして差支ない。またプロスペクタスは大蔵省から一つモデルタイプをロビンソンに出しその了解を得た後、これによつて各地方銀行が証券取引委員会に提出することに決定。特銀及び八大銀行（信託は不明）は、集中排除に関する最高方針決定後において増資を開始し得る。その場合も増資額及び増資方法については右原則による。（ロビンソン）

（別紙）最終処理後の増資方針（昭二三、五、五）

一、銀行、信託会社は、極力資本の充実を図るものとしその純資産から国債、手許現金及び日銀預ケ金を控除した残額（以下リスクアセツという）に対し一〇%以上になるように増資すること。

表 1-12 銀行の最終処理後の増資状況
(昭和24年3月末現在) (単位 百万円, %)

名 称	新 資 本 金	リスク・アセッ ツに対する比率	旧 資 本 金
1. 新資本金1億円以上(25行)			
富大千第三帝勅大東興協東北神福埼静千足常中芸横群北	1,350	6.9	170
○ 代 士(安田)友(菱)一和国銀村京銀和海拓戸岡玉岡葉利陽国備信同陸	1,140	6.7	73
阪田(三)	1,100	6.2	135
和(野)	1,020	9.2	—
興大	1,000	5.4	153
浜馬	950	9.5	—
	600	6.4	300
	550	9.9	50
	500	7.0	100
	500	3.4	200
	480	7.6	71
	435	5.0	44
	500	6.8	41
	270	6.0	57
	265	6.8	25
	170	5.5	19
	168	6.8	28
	140	9.2	13
	135	7.3	8
	120	7.2	11
	120	5.0	20
	110	4.6	30
	100	6.1	2
	100	7.7	5
	100	3.3	42
2. 新資本金8,000万円以上1億円未満(5行)			
伊予合同口二井国	92	6.6	10
山八福四	90	5.0	13
	88	5.4	15
	80	6.0	10
	80	7.9	12
3. 新資本金5,000万円以上8,000万円未満(14行)			
十駿山滋青百十四(高松百十四)和七四央田国	75	4.8	7
○ 陰 合 六河同賀森	70	6.5	7
百十四(高松百十四)	70	6.0	13
親十四	67	5.6	13
七親十四	65	6.7	11
十	60	6.5	12
梨 中	60	5.5	3
山秋北	55	5.6	10
東京信託(三井信託)	53	4.3	30
富士信託(住友信託)	50	10.1	14
	50	5.4	15
	50	3.2	20
	50	8.5	30
	50	8.6	20

二、この目的を達成するため、いわゆる Authorized Capital System のない今日としては過渡的に次の措置をとることとする。

(一) 二回の増資総会を引続き開くことを原則とする。

(二) 第一回の増資総会においてはリスクアセットの五%以上相当額になるよう増資額を決定すると共に、同時に増資の目標はリスクアセットの一〇%以上であることを声明し、募集の結果右決定額以上に応募があった場合には引続き開催する第二回総会において募入外れ分相当額を増資することを表明すること。

(三) 第一回増資株募集の結果募集額に対する応募額の過不足については引続き開催する第二回増資総会において次の手続をとること。

(イ) 募入はずれのあったときはその相当額だけ再増資の決議をする。

但し最高額はリスクアセットの一〇%にとどめて差支えない。

(ロ) 応募額が募集額に満たなかったときは増資額を応募額に減額する決議をする。

(四) 第一回及び第二回増資に関する報告総会を同時に開催し(但し順序として報告は各別に引続いて行うこと)、しかる後登記する。

備考 リスクアセットは三月末の新旧併合勘定によって計算する。

右方針に対し、大蔵省はリスク・アセットが資本金の一〇%となることを目標にして、当面五%以上の増資をおこなうのは実情として困難であることを司令部に交渉した結果、前掲「最終処理後の増資方針」の(二)の後段に、証券市場等の状況により特に募集困難と認められる場合は、右の五%を三%まで下げることができる。

の一句を挿入する許可を得て、五月一日に発表された。その際、特銀および八大銀行は集中排除方針の決定後整備計画をたてるように示達され、整備計画書の認可は、銀行の「集排法」適用除外の正式決定(七月三〇日発表)以後となり、財閥系銀行の名称変更も整備計画認可の条件であった(特殊銀行の再建整備は第四章参照)。

表 1-12 (つづき) (単位 百万円, %)

名 称	新 資 本 金	リ ス ク ・ ア セ ッ ツ に対する比率	旧 資 本 金
4. 新資本金3,000万円以上5,000万円未満(14行)			
岩手殖産	48.5	6.3	2
百信(三菱信託)	46	5.0	14
朝日信託(安田信託)	45	9.3	30
中央信託(安田信託)	40	13.9	30
大垣信託(安田信託)	38	6.4	5
○南信	37	5.2	11
○北信	36	8.7	4
○東信	35	5.1	2
○西信	35	7.3	15
○京信	33	5.3	3
○神信	32	4.9	3
○東信	30	4.3	4
○北信	30	4.1	11
○東信	30	3.7	5
5. 新資本金3,000万円未満(18行)			
丹大	28	5.1	3
大鹿	28	3.0	5
阿波	27	3.7	9
日清	25	7.4	3
第羽	20	3.8	2
三本	15.2	5.0	3
日香	13.5	10.2	2
青因	13	10.3	10
青高	12	5.7	3
青羽	11	8.2	3
青	10	13.2	10
○青	8	17.9	3
○青	5	9.8	0.5
○青	5	48.2	0.5
○青	2.5	9.1	1
○青	2	39.9	1
○青	—	—	1
○青	0.5	—	0.5

(注) 1. 名称のかつこ内は旧称。
2. 青湾貯蓄は昭和24年2月28日青森商業に、羽前長崎は昭和23年7月31日両羽に、それぞれ吸収合併された。
3. 東銀は、再建整備法の適用なく任意増資である。また帝国および第一は、旧帝国から分離後の計数によった。
4. ○印は、最終処理の際資本切捨てをおこなわなかった銀行を示す。
出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

また、資本切捨てをおこなわない銀行（勸銀ほか六行）も再建整備計画を提出して資本を充実することになった（金融機関再建整備法）第五次改正——昭和二三年法律第一八四号をもって法制化）。

信託会社六社については、六月に入って急拠銀行業兼営を整備計画に挿入し、法改正をしないで信託銀行となることを決定し、六社の整備計画書は一斉に二三年六月三〇日に認可された⁽⁸⁾。

最終処理後の増資は、前記五月一日の方針どおり実施された。増資総会を二回開催する等前例のない方法でおこなわれ、かつ、増資額も多額となるため成果が危惧されたが、株式募集はきわめて良好であった。二四年三月末現在における銀行（信託銀行を含む）七六行の増資状況は表1-12のとおりで、新資本金一億円以上が二五行にのぼり、また、リスク・アセットに対する新資本金比率は、五%以上六〇行、四%以上七行、三%以上九行となった。

二 政府補償の実施と調整勘定の設定

(一) 政府補償と調整勘定に対する検討

金融機関の再建整備に当たって少額預金保証の意味で実施される政府補償は、当初一〇〇億円を限度としたが、二年三月増額もやむを得ないという司令部の了解が出され、また金融機関所有金融債の旧勘定移換に伴う補償もおこなわれることになった事情は既述した（第四節一、三）。しかし、金融機関の最終処理段階となって銀行局は、二三年四月六日付の「金融機関に対する補償について（未定稿⁽⁹⁾）」で政府補償が約一六九億円余と見込まれることから、一〇〇億円以内に縮小されることが望ましいとして、①預金部および簡易保険には利子補給し、一般金融機関と共に補償をおこなわない、②評価基準に変更を加えて損失計算をし直し補償額を抑制する、③企業再建整備完了後改めて補

償の追加をおこなうなどの方法を提起している。次いで、四月一四日付で銀行課長が司令部から、一般金融機関・預金部・簡易保険の補償ならびに四月からの利子および調査中の「金融機関経理応急措置法」に基づく補償合計一七〇億円前後を「新規に国債を発行して、これを補償する」⁽¹⁰⁾との了解をとりつけた文書が残され、その後の補償額の推算でも一〇〇億円抑制案は影をひそめた。⁽¹¹⁾

しかし、銀行局は二三年五月八日付で「金融機関再建整備法による補償及び調整勘定に関する件」⁽¹²⁾を作成し、最終処理方法書によって計算された補償額をそのまま補償することなく、補償額は経済再建整備委員会に附議して決定するよう、次のように述べている。

一、金融機関再建整備法による金融機関からの政府に対する補償請求権は、大体一六、四〇九、七二八千円と推算される。
二、然しながら、

イ 今回の金融機関最終処理は、未だ企業の再建整備が完了していないから、実質的には暫定処理であり、金融機関は、その新旧勘定を併合するが、なお新に調整勘定を設けて処理することになっている。従つて、企業の再建整備が完了したときに、更に最終的補償を行うことも考えられる。

ロ 今回の最終処理にあつては、その暫定的処理の性質上、金融機関自身の減価償却が多額に行われ、左記の補償請求額を、そのまま補償することは、これを認めえない。

ハ 金融機関の所有株式は、何時でも市場価格を以て処分し得るし、又営業用以外の動産不動産は、少くとも一年以内に処分するとすれば、これらの暫定評価額は、実情に適しない。

三、現在の政治的社会的情勢及び財政均衡の必要性から考えると、金融機関に対する政府補償はできるだけこれを少くすることが希ましく、その実施については右の事情を考慮した種々方法が考えられる。例えば、金融機関再建整備法第三十七条の抜穴を防止する意味をも兼ねて金融機関の旧勘定に属していた動産不動産及び株式の時価による評価換を行い、その評価換後にお

いてなお生ずる損失につき政府補償を行うことも考えられるが、企業の再建整備の完了せず、その評価換の不確定な現在において、金融機関のみ再評価を行うのは、尚早であるとの議論もある。理論的にいえば、現在政府補償をなしたとしても、将来、調整勘定の適正な運営によつて、適正な処理を期しうると言うことが、できるけれど、その実効性については、必ずしも完全を保しえない。従つて、多くの不確定な要素を含んだまま行われた今回の最終処理において、その補償を、大蔵省の責任と判断とにおいてのみ行うということは、必ずしも妥当でないと考えられるので、少くとも、損失補償額の決定にあたつては、経済再建整備委員会の議に附することが、適当であると考えられる。

四、今回の最終処理が実質的に暫定処理であり且多額の留保がとられた結果、新旧勘定併合後設けられる調整勘定は、実質的に旧勘定の存続として、その運用は、これを軽視できず又預金者等の確定損負担者の利益保護の見地から、最終処理方法書の認可附帯条件を附することとなり、その中には、法律を要するものもある。

なお調整勘定については、次の点に留意しなければならないものと思われる。

イ 金融機関の健全性の確保と、確定損負担者の利益の保護との適正な調整を加えること。

ロ 調整勘定は、不確定な要素を包蔵しているが、金融機関の自主性の見地から、できるだけ早くこれを消滅させるのが希望しいから、企業の再建整備の完了したときに、調整勘定の最終的処理を行うこと。

しかし、右の案も実現しなかった。二三年五月二六日の閣議決定「金融機関再建整備法の一部改正等法律案要綱」⁽¹³⁾は「金融機関再建整備法による確定損の整理負担額は経済再建委員会に諮問して、政府において決定する」⁽¹⁴⁾（傍点引用者）としたが、法案立案の過程でこれは削除され、法律案は最終処理方法書通りの損失計算によって算出された政府補償額を補償する形で起案された。また、法案の閣議決定後においても、司令部は、細目にわたる修正を要請した。⁽¹⁴⁾このなかで特に注目すべき点は、調整勘定利益金の配分方法で、整理債務のうち外部債務の配分後は、資本金の切捨てを被った株主に配分するとしていたのを、司令部に削除されたことであろう。司令部修正をすべて容れて、法案は

国会に提出された。

(二) 「金融機関再建整備法」の改正(第五次)

「金融機関再建整備法」の第五次改正は、前述のような経過を経て、昭和二十三年七月二日法律第一八四号として公布された。この改正は、主として、政府補償および調整勘定設定に関する規定を定めたものである。

まず、政府補償規定(第三三条)の全面改正の要点は次のごとくである。

(1) 法第二四条第一項の規定により確定損の整理負担額を計算して、なお確定損に残額があるとき、その残額は政府が補償する。

(2) 補償のため交付する国債の条件は左のとおり。

交付価格 額面一〇〇円につき一〇〇円
償還期限 五年 利率 年四分五厘

(3) 政府補償は新旧勘定区分の消滅した日の翌日(二十三年四月一日)に遡及決済する。

(4) 政府補償限度は「金融機関再建整備法」「大蔵省預金部等損失特別処理法」および「金融機関経理応急措置法の一部改正政令」の規定に基づく補償金額を合計して一六三億円とする(のち、昭和二十三年一月六日法律第二三二号をもって、一六五億円に増額した)。

次に調整勘定設定に関する規定(第三七条―第三七条の一〇)の要旨を日本銀行の要約によってみると、⁽¹⁵⁾

(1) 金融機関は、新旧勘定合併後に調整勘定を設け、前に旧勘定に属した資産負債について生じた利益金を調整勘定において経理し、その純益金を、政府補償を受けている場合にはまず政府に返還し、次に確定損を負担した順序とは逆の順序によって指定債務および整理債務の債権者に返還する(但し、株主には返還しない)。

(2) 調整勘定を設けなければならない金融機関は、債権者審査会を置かなければならない。審査人は、七人(任期一年)とし、その金融機関に対し債務を負担していない債権者のうちから選任する。

(3) 調整勘定に生じた利益金の分配ならびに前に旧勘定に属した資産の処分については、債権者審査会の同意を得たうえ、主務大臣の承認を受けなければならない。

(4) 調整勘定の閉鎖時期は、調整勘定の利益金の分配を終った時とし、その場合、なお利益金の残額があるときは、法定準備金に繰り入れる。

(5) 金融機関は、旧勘定資産については、他の資産と区分し、確定損を負担した債権者のために、善良な管理者の注意をもってこれを管理し、または処分しなければならない。

(6) 調整勘定の受益権は、譲渡を認めない。
である。

この第五次法改正ではこのほか、①金融機関の最終処理の完了と資本減少の登記期間をそれぞれ一二〇日に延長する(第二五条の三、第三四条)、③金融債移換に伴う補償も交付国債によっておこなう(附則第三条)、④整備計画書を提出すべき金融機関の範囲を最終処理をおこなった全金融機関に改める(第三九条)、⑤「金融緊急措置令」を改正し、封鎖預金および封鎖支払制度を廃止する(附則第五条)規定の改正をおこなった。

また、右の法改正の施行を期して、二十三年七月二日に封鎖預金制度が廃止され、金融機関の戦後処理の終了を象徴した。

(三) 調整勘定の設定と政府補償の実施

かくして、整理債務または指定債務の債権の全部または一部が消滅した金融機関は、すべて二十三年四月一日を期して調整勘定を設置した。

表 1-14 調整勘定利益金中間分配状況

分配率	行数	大銀行及旧特銀	地 方 銀 行	信 託 勘 定
100%	19	東海, 北拓	秋田, 羽後, 青和, 第四, 北越, 北国, 北陸, 福井, 静岡, 駿河, 百五, 三重, 大垣共立, 十六, 滋賀, 南都	日本
90%台	5		足利, 青森, 東邦	三井(95), 三菱
80% "	3		七十七, 岩手殖産	住友
70% "	4		埼玉, 八十二(75), 京都, 十八	
60% "	2		福岡, 佐賀興業	
50% "	16	神 戸(50)	千葉(55), 横浜興信(53), 常陽(55), 群馬大同, 山梨中央(55), 荘内, 両羽, 紀陽, 広島(55), 山口, 伊予, 百十四, 阿波商業, 大分, 肥後	第一
40% "	1			
30% "	5	協 和(35)	山陰合同(36), 中国, 四国(36), 日向興業(35)	
20% "	1	興 銀		
計	56	5	46	5

(原注) 括弧内の数字は分配率。
出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

た特別経理会社の仮勘定との関係など不確定要素が多く、調整勘定の利益金分配は遷延した。大蔵省は二四年六月、各金融機関に対し個別に調整勘定利益金の中間処分を認める方針を検討し、また調整勘定の早期閉鎖を司令部に申し入れたが、時期尚早であり、調整勘定軽視の考え方は受け容れられないと拒否され断念した。⁽¹⁶⁾

講和発効後の二七年一二月に至り、銀行局は「調整勘定の利益処分について」⁽¹⁷⁾(昭和二七年一月二日蔵銀第五六八六号)を当該金融機関あてに通達し、調整勘定利益金の中間分配について、申請があれば個々に認可する方針を示した。

右の方針により、二八年一月から七月までに、調整勘定設置六五行中五五行が中間分配についての認可を受け利益金の分配をおこなった。その分配状況は表1-14のとおりであ

表 1-13 政府補償実績額

(単位 百万円)

区 分	金 額
1. 再 建 整 備 関 係	
銀 行	243
特 別 銀 行	—
五 大 銀 行	—
地 方 銀 行	2
貯 蓄 銀 行	241
信 託 会 社	125
金 庫	4,269
農 林 中 金	3,837
庶 民 金 庫	432
そ の 他	—
市 街 地 信 組	324
無 尽 会 社	456
農 業 会 等	2,913
保 險 会 社	3,864
預 金 部・簡 保	4,219
合 計	16,412
2. 金 融 債 移 換 関 係	
普 通 銀 行	23
農 業 会 等	7
合 計	30
総 計(1+2)	16,442

出所：『銀行局金融年報』昭和34年、177ページ、および理財局所蔵資料による。

また、政府補償は再建整備計画認可後、第三回四分半利国庫債券一六四億四四二四万円が二三年四月一日に遡及して発行され、各金融機関に交付された。それを「金融機関再建整備法」による確定損の旧勘定負債等による負担残額(新勘定預金保証)分と「金融機関経理応急措置法の一部改

正政令」に基づく金融債の勘定移換による政府補償分に区分し、さらに金融機関の業態別に示すと表1-13のとおりとなる。

三 調整勘定の閉鎖

(一) 調整勘定利益金の中間分配

調整勘定設立以後、未処理の旧勘定資産負債の整理を促進し利益金を分配して、早期の金融機関再建整備結了がめざされたが、未処理の旧勘定資産中には、在外店舗関係のもの、閉鎖機関に対するもの、企業整備計画の認可をうけ

る。なお、戦前在外店舗を有した六大銀行ほか二銀行は、在外資産の未処理のため中間処分は見送られた。⁽¹⁸⁾

(二)「金融機関再建整備法」の改正(第六次)

調整勘定の整理を促進し、閉鎖に到達するには、第一に資産再評価と調整勘定の関係を明確にすること、第二に在外資産負債の処理方法を決定すること、第三に調整勘定利益金配分の再検討が課題であり、そのため「金融機関再建整備法」の第六次改正がおこなわれた(昭和二十九年五月一日法律第一〇六号)。

第一の資産再評価に関する法改正の要旨は次のごとくである。「資産再評価法」(昭和二十五年四月二五日法律第一一〇号)は、資金面の裏付けのない再評価差額の調整勘定繰入れは資本充実の趣旨から好ましくないとして、再評価差額に相当する増加益は調整勘定の対象外として処理することとしていた。しかし、そのままでは再評価益が合併勘定の株主に帰属し、確定損を負担した旧債権者等の保護に欠けるので、金融機関が「資産再評価法」に基づき再評価した旧勘定資産を処分して処分益(処分価格と最終処理時の簿価との差益)を生じた場合は、その相当額を再評価積立金から取り崩し調整勘定の利益金に計上することに改めた。なお、暫定評価基準で評価されていた旧勘定資産が、確定評価基準で評価換えされた場合の増加益についても、同様の措置がとられることになった。

第二の在外店舗保有銀行等にかかる在外資産負債の整理については、次のような措置がとられた。まず、金融機関の再建整備の実施に当たっては、金融機関の在外店舗にかかるとされる資産負債は再建整備の対象外とされ簿外扱いとなっており(法第三二条)、また、国内店舗の在外店舗借りの一部は切捨て等の措置をおこなって残額を合併勘定に計上し、在外店舗貸しは全額損とみなして切り捨てられていた。この関係の資産負債の処分方針は、引揚者持帰り金との関係や在外負債に関する諸外国との関係を考慮して遅延していたが、大蔵省は昭和二十九年三月、在外資産負債のうち渉外問題の発生しない、主として日本人間の債権債務関係の決済を対象を限定し、清算勘定ともいえるべき在外勘定を他の

経理と切り離して設置して整理を進める方針を定め、それを法制化して在外勘定に計上した資産の範囲で在外負債を支払うこととした。なお、在外負債のうち、未払込送金為替は一件五万円を限度として優先して支払い、支払資金の不足は調整勘定(調整勘定のない金融機関は合併勘定)から借入れできることとした。

第三の調整勘定の利益金配分問題については、旧勘定資産の整理進捗に伴って、調整勘定利益金が増加し、切捨て債務元本のほかその利息を支払い、さらに切捨て資本金全額を分配してもなお利益金が残る金融機関が数多く生じる状況となった。そこで、切捨て債務完済後勘定を閉鎖してもなお残る余剰金は、切捨て資本金の返済にあてるよう改正した。昭和二三年度の第五次法改正の際、司令部の指示で調整勘定利益金の株主返済は認めないこととなったのを、

講和発効後改めたのである。

(三) 在外勘定の設置

法改正によって在外勘定を設置した銀行は一〇行で、うち、勧銀は調整勘定を設置してはいなかったが在外勘定を設置した。これら銀行は昭和二十九年一月一日以降在外債務の支払いを開始した。まず、一件五万円限度の本邦向け未払送金為替の優先支払いが進捗したが、その後は、調整勘定の閉鎖をまって利益金残額を在外勘定に繰り入れる方法で支払いがすすめられ、昭和三四年三月までに全銀行が債務支払いを完了して、勘定を閉鎖した。⁽¹⁹⁾ 在外勘定設定銀行別の在外債務支払額と勘定閉鎖日は表1-15のとおりで

表 1-15 在外勘定支払額および閉鎖日
(単位 千円)

銀行名	在外勘定支払額		在外勘定 閉鎖年月日
	在外債務	利息	
日本勧業	97,387	15,213	34.3.31
北海道拓殖	170,871	2,307	31.7.2
富士	234,549	6,439	31.7.27
三菱	89,727	2,175	31.7.27
旧帝国	432,765	5,586	31.7.27
	—	5,586	31.7.27
三井	226,151	6,480	31.7.27
第一	213,913	5,237	31.7.27
和友	723	—	31.6.20
信託	220	15	33.9.30
安田	31,970	4,824	34.3.31
鹿島			
合計	1,498,266	53,862	

出所：『銀行局金融年報』昭和34年、185ページ。

ある。

(四) 調整勘定の閉鎖

大蔵省は、法改正後、政府補償と切捨て債務およびその利息を完済した金融機関が、調整勘定の閉鎖を申請した場合は、個別に審査して認可する方針をとった。昭和二九年七月の大垣共立銀行を皮切りに三二年三月までに普通銀行五七行、保険会社一八社はじめ、相互銀行、信用金庫を含め九一の金融機関が認可を受けて勘定を閉鎖した。

これらの銀行の勘定閉鎖の進捗は、興銀の調整勘定利益金が、二八年二月、三二年九月と二次にわたり四七億円（分配率七四％）分配され、切捨て興銀債保有銀行の調整勘定利益金の増加をもたらし、切捨て債務完済のめどが立ったことにより促進された。⁽²⁰⁾しかし、残余三〇〇あまりの金融機関は、旧勘定資産負債のうち、処分可能なものは処分を終わり、債務完済のめどがつかないまま処分は頭打ちとなっていた。しかし、調整勘定の設置から十数年を経て、経済情勢は変化し、戦後処理の一環としての再建整備を完了すべき時期となっていると判断した大蔵省は、調整勘定の一斉閉鎖の措置をとることに決し、調整勘定の閉鎖に関する規定（法第三七条の三）の旧勘定資産負債のうち、「第七条第一項の命令で定めるものを除くすべてについて確定評価基準による評価が行なわれたとき」（昭和二九年法律第一〇六号で挿入）という規定によって閉鎖する方針を固め、最終処理によって評価した資産負債の確定評価基準を定め、昭和三三年九月二五日に告示した（大蔵省告示第一九五号）。

閉鎖未了の各金融機関は、昭和三三年九月末をもって旧勘定に属した資産負債を一斉に評価替えした。その結果調整勘定の閉鎖はすすみ、三四年三月末までに一部の信用金庫等を除き大部分の金融機関が調整勘定を閉鎖し、金融機関再建整備に伴う一切の善後措置を完了した。⁽²¹⁾

昭和三四年三月末の調整勘定の閉鎖の状況を表1-16および表1-17に掲げておく（なお、各金融機関個別の調整勘定利

表 1-16 調整勘定閉鎖状況別金融機関数
(昭和34年 3 月31日現在)

区 分	調整勘定 設定数	完全閉 鎖 数	不 完 全 閉 鎖					未閉鎖
			政府補償	切捨債 務元本	同左利息	切捨資 本金	同左利息	
普通銀行	65	59	—	1	5	—	—	—
相互銀行	37	18	19	—	—	—	—	—
信用金庫	299	76	126	39	13	11	2	32
金 庫	3	—	1	—	—	—	—	2
保 險	19	18	1	—	—	—	—	—
府 県 農	43	—	43	—	—	—	—	—
市 町 村 農	1,273	7	1,262	—	—	—	—	4
計	1,739	178	1,452	40	18	11	2	38

- (原注) 1. 完全閉鎖とは、調整勘定利益金をもって最終処理に際して政府から受けた政府補償の全額(加算金を含む)を政府に返納した上、確定損負担旧債権者にその元利金の全額を法定順序により分配して、調整勘定を閉鎖したものをいう。
2. 不完全閉鎖とは、調整勘定閉鎖の際、同勘定利益金が債務全額の分配に不足したものをいう。
3. 不完全閉鎖として示した数字は、調整勘定利益金の分配が当該債務の全部または一部にとどまったものをいう。
4. 金庫における未閉鎖の数は国民金融公庫が管理する旧庶民・恩給金庫分であり、これは7月中に閉鎖の予定である。
5. 農業協同組合の不完全閉鎖の数のうちには、農林漁業組合連合会整備促進法(昭和28年法律第190号)によって、昭和29年度中に同勘定を閉鎖した1,250組合を含む。

出所：前表と同じ。188ページ。

表 1-17 調整勘定利益金分配総括表 (単位 百万円)

区 分	政 府 補 償 返 納 額	切 捨 債 務 支 払 額	切捨資本金 支 払 額	法定準備金 入 繰	在 外 債 務 支 払 額
普通銀行	479	19,384	1,726	637	1,552
相互銀行	562	34	19	14	—
信用金庫	211	75	28	56	—
農中, 国民公庫	3,283	—	—	—	5
保 險	5,364	1,732	35	260	—
府 県 農	527	(不詳)	—	—	—
市 町 村 農	100	(不詳)	—	—	—
計	10,526	21,225	1,808	967	1,557

出所：前表と同じ。187ページ。

益金の分配状況および調整勘定閉鎖日は、『銀行局金融年報』昭和三四年版に公表されているので、省略する。

- (1) 大蔵省資料Z五二六―七―六。
- (2) 同前。
- (3) 大蔵省資料Z五二六―七―一〇。
- (4) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (5) 同前。
- (6) 大蔵省資料Z五二六―七―七。
- (7) 同前(全文は『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一七卷「資料(1)」九二〇ページ所収)。
- (8) 信託会社の信託銀行への改組を再建整備計画の認可という形でおこなうことになった事情については、『住友信託銀行五十年史』七三九―四四四ページに詳しい。
- (9) 大蔵省資料Z五二六―七―七。
- (10) 同前。
- (11) 同前。
- (12) 同前。
- (13) 大蔵省資料Z六二〇―六四(前掲書、第一七卷「資料(1)」九二〇ページ所収)。
- (14) 昭和二三年六月二五日、同二九日、七月二日、七月三日付で法制長官から内閣官房長官あてに、さきに閣議決定を経た「金融機関再建整備法の一部を改正する法律案」中の一部を、GHQの要求により訂正する旨の文書が出されている(大蔵省資料Z六二〇―六四)、また司令部指摘の訂正箇所に修正を加えた原案も残されている(大蔵省資料Z五二六―七―四)。
- (15) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (16) 同前。
- (17) 同前。
- (18) 同前。
- (19) 同前。

- (20) 同前。
- (21) 『銀行局金融年報』昭和三四年、一八五―八八ページ。

第二章 金融制度の再編成問題

第一節 戦後金融制度改革の方向

——「金融業法」案以前の金融制度改革論議——

わが国の金融機構は、戦前の資本主義経済発展のなかで特殊な性格を与えられ、その上、第二次世界大戦中の戦時経済体制の下において、その機構がさらにゆがめられた。すなわち、二重の意味で特殊な存在となっていたといえよう。いま、戦前の特殊性を列記すれば、

- (1) 金融機関とくに財閥銀行への依存度がきわめて高かったこと。
- (2) 証券市場が未発達であったこと。
- (3) 特殊銀行（特に債券発行銀行）の役割が大きかったこと。

などがあげられる。そしてこのような特殊性をもった金融機構はその後軍事資金調達のための機構へと変更されていた。各銀行は個性を失い大きな戦時機構の一つの歯車と化し、各金融機関を通じて集められた膨大な資金はすべて軍需生産に投ぜられるような統制立法がつぎつぎと施行された。

かくて、戦後における金融制度の民主化は、二つの目的をもつこととなる。一つは戦前の特殊なゆがみを是正することであり、他の一つは戦時体制を完全に払拭することである。後者については平時経済に移行することから、何びとも異存ないところであるが、前者については、資本主義経済としての発展を通じて培われてきた歴史的格を大きく変更するものであるから、その方向については多くの議論が展開されることとなった。

一 日本銀行制度改正準備委員会

まず日本側における金融制度の再編成の論議の過程を追ってみよう。終戦直後における最初の金融制度再検討の場は、「日本銀行制度改正準備委員会」であった。同委員会は昭和二〇年一〇月二〇日、大蔵大臣の決裁をもって発足したが、構成は委員長（大蔵次官）、副委員長（日本銀行副総裁）以下六名の委員、五名の幹事からなっていた。同委員会設置の目的は、「時局の要請に応じ日本銀行制度の改正を審議する」ことにあった。そして同年一二月七日に、「日本銀行法改正要綱」を作成して、大蔵大臣に答申した。⁽¹⁾

残存している資料によると、同委員会は幹事会、委員会等を何回か開催している。順を追って説明してみよう。⁽²⁾

(1) 第一回幹事会（昭和二〇年一〇月二六日）

出席者は大蔵省側、河野、賀屋の二名、日銀側、川北、佐々木、梅野、山村、樋口の五名。ここでは、「第一日本銀行法総則」が議題となった。すなわち、①日本銀行の目的および運営（日本銀行の目的はあくまで国民経済への奉仕を表看板とすることが主たる結論）、②日本銀行と政府との関係（日本銀行に対する政府の干渉は必要最少限度にとどめ、日銀の自律的運営面を広くすることが結論）、③日本銀行の組織（日本銀行を株式会社または国家機関と

することは今日の情況上適当ならず、現行どおり特殊法人とすることをもって適当とすることが結論）、④資本およびその構成（資本金は現行どおり一億円とすること、日本銀行の資本構成は経済界全体の出資よりなるものとする）、⑤現在の政府出資はこれを民間に配分することが結論）。

(2) 第二回幹事会（同年一〇月二六日）

出席者第一回と同じ。ここでは、「第二機関」が議題となった。すなわち、①出資者総会設置の可否（出資者総会はこれを設置することが結論）、②出資者総会の権限（日本銀行の性質に鑑み出資者総会の権限は最少限度とし、出資者の立場からみて当然参与せしめる要あるものを付議するに止め、これを監事の選任および決算の承認とすることが結論）、③役員構成（第一案、「最高ノ意思決定機関トシテ委員会ヲ設ケ、ソノ構成ハ各界代表者並ニ総裁及副総裁トスルコト」、第二案「理事ヲ常務理事及参与理事ニ分チ、最高ノ意思決定機関トシテハ総裁、副総裁、常務理事及参与理事ヲ以テ構成スル役員総会ヲ設ケルコト」、上の二案の何れの場合においても最高意思決定機関の権限を明定しておく要あり、なお総裁は委員会または役員総会の議長となり、議事は多数をもって決することが結論）、④役員任命方法（イ）委員会の委員または参与理事は各界代表者中より政府これを任命すること、（ロ）総裁、副総裁は委員会または役員総会にて推薦せる者の中より政府これを任命すること、（ハ）理事または常務理事は総裁の推薦により委員会または役員総会にてこれを決定すること、（ニ）監事は出資者総会において選任することが結論）、⑤役員業務執行方法（第一案「重要ナル政策乃至ハ方針的事項ニ付テハ委員会ノ決議ニ基キ、総裁之ヲ執行スルコト、常務ハ総裁、副総裁、理事ヲ以テ構成スル役員集会ニテ決定シ、総裁之ヲ執行スルコト」、第二案「重要ナル政策的乃至ハ方針的事項ニ付テハ役員総会ノ決議ニ基キ総裁之ヲ執行スルコト、常務ニ付テハ第一案ト同シ」が結論）、⑥役員任期（現行の任期を夫々一年ずつ短縮すること、委員会委員または参与理事の任期は二年とすることが結論）、⑦職員の公務員性の

要否（日本銀行員を全面的に公務員となす要なきこと、ただし臨時資金調整法等政府委託事務に従事する者はそれぞれの法規により当然公務員となるをもつて問題なしが結論）、⑧役員の数（イ）理事または常務理事は三人以上とすること、監事は二人以上とすること、（ロ）委員会委員または参与理事は若干名とすることが結論）、次いで「第六 監督」に関連して、①主務大臣の監督をいかなる程度に認むべきか（「日本銀行ハ主務大臣之ヲ監督ス」なる条項は存置すること、その他政府決定もしくは認可事項等は最高意思決定機関たる委員会または役員会に委ねることが結論）、②監理官制度（イ）最高意思決定の委員会に官吏を入れることとせば監理官制度を廃止すること、（ロ）右委員会に官吏を入れぬとせば存置することが結論）、③役員に対する主務大臣の任免権に関する条項（削除することが結論）、と討議があつた。以上はいずれも結論だけを記述したがこれに対して少数の異なつた意見が出されている。

(3) 第四回幹事会（同年一月七日）

出席者第一回と同じ。議題は、「第三 業務」であつた。すなわち、①債券の売買（債券の売買は削除することが結論）、②基準金利決定に関する主務大臣の認可の要否（本件は現行どおりとなすことが結論）、③政府に対する貸付け（本条項は存置することとなすも期限は三カ月内となす意味の文言を挿入すること、貸付金額の限定については會計法の規定に譲ることが結論）、④国債の応募引受け（本条項はそのまま存置し、実際の運用において適宜判断の上応募引受けをなすことが結論）、⑤外国為替の売買、外国金融機関に対する出資、融資ならびにこれとの為替決済取引（現行法第二三条、第二四条を一括して次のごとく改むること、「日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ外国為替ノ売買其ノ他国際金融取引上必要ナル業務ヲ為スコトヲ得」が結論）、⑥信用制度保持育成業務（主務大臣の認可を削除することが結論）、⑦本法規定外の業務（本条項は削除することが結論）、⑧金融機関に対する日本銀行業務への協力命令（本条項は削除することが結論）、「第四 銀行券」（発行制度としては現行のままとすること、発行税を納付

すること、ただし税率については法律に明記せざること、発行限度は発行限度審査委員会（仮称）に諮問し、大蔵大臣の認可を得て決定すること、本委員会の組織はなお研究のこと、発行保証物件の配列において地金銀を最初に、次に外国為替とすることが結論）。ここにも結論以外の主要発言が記載されているが省略した。

(4) 第五回幹事会（同年一月二日）

出席者は第一回と同様。議題は次のとおりである。すなわち、「第五 經理」、①經費予算（右に関する条項は削除することが結論）、②財産目録、貸借対照表および損益計算書（上に関する条項は主務大臣および出資者總會への報告の形となすことが結論）、③利益金の処分（剰余金より損失補填および配当準備として剰余金の二〇分の一並びに配当金として払込資本金額に対する年五分の割合の金額を控除せる残額の二分の一を政府に納付すること、剰余金中より前項の各控除金額および納付金額を控除せる残額より剰余金の一〇分の一を控除せる残額の四分の三をさらに政府に納付すること、剰余金中より第一項および第二項の控除金額並びに納付金額を控除せる残額については後期繰越金その他として日本銀行において適当に処分し得ることとなすこと、配当率は年五分を越ゆることを得ずとなすこと、配当率については政府の認可を要となし報告をなすのみにとどめ、出資者總會に対しても報告の形となすこと、利益金の処分についても出資者總會並びに政府に報告をなすのみとすることが結論）、④政府の配当補償（上に関する条項は削除することが結論）、⑤事業概況公告（上に関する条項のうち「主務大臣ノ定ムル所ニ依リ」を削除することが結論）。「第六 罰則」（上に関する条項は存置することが結論）、「第七 一般税」（免税の点は従来どおりとなすことが結論）、「第八 残余財産の処分」（現行どおりとなすことが結論）、「第九 資本の増減」（現行どおりとなすことが結論）。ここでも結論のほかに主要発言が記載されているが省略した。

このほか、同年二月二日には第二回準備委員会が、そして二月一七日には第三回準備委員会が開催されている。

る。出席者は委員長山際大蔵次官、副委員長柳田日本銀行副総裁、委員福田、岡本の二名、幹事河野、川北、山本の三名となっている。準備委員会では、幹事会で討議され得られた結論、主要な発言が条項にまとめられ資料として提出された（その他外国の中央銀行制度の実態も資料として配付された）。そしてこれを土台として討議され、種々の意見が出されたがあまり大きな修正はなかったようである。それだけに前掲幹事会の結論が大きな役割を果たしたといえよう。ともあれ、同委員会は当時の現行「日本銀行法」をもとに、これを修正する形で審議をすすめ、きわめて早いスピードで答申「日本銀行法改正要綱」⁽³⁾（昭和二〇年二月七日）をまとめたのである。

同「要綱」の中でとくに注目されるのは、①日本銀行の運営方法について、「日本銀行ノ運営ニ付テハ其ノ自主的運営ニ委ヌルヲ本則トシ之ニ関スル政府ノ干与ハ必要最少限度ニ止ムルコト」とし、中央銀行としての日本銀行の政府に対する自主性を主張していること、②役員に、現行の総裁、副総裁、理事、監事のほかに新たに委員（金融界・経済界中より九人を政府が任命）を設け、役員総会が日本銀行の重要な事項を決定したり、総裁および副総裁は役員総会で推薦した者の中から政府が任命することとしていること、また、理事、監事は出資者総会において選挙した者の中から主務大臣が任命することなどの点である。この「要綱」がやがて日本銀行政策委員会制度に結実していくことはいうまでもない。

二 第一次金融制度調査会

次いで昭和二〇年二月五日には、大蔵省議により、いわゆる第一次金融制度調査会が設置された。その目的は「終戦の新事態に鑑み、金融制度の体系原則等につき全面的に審議する」ことにあった。構成は大蔵大臣を会長とし、

一二四名もの委員が五つの部会に所属するという大規模なものであった。因みに第一部会は金融制度全般および日本銀行制度に関する事項、第二部会は日本銀行以外の特別銀行、金庫その他の特殊金融機関（預金部を含む）の制度、第三部会は普通銀行、貯蓄銀行、信託会社、信用組合および無尽会社等の制度、第四部会は保険会社の制度、第五部会は証券取引所、証券引受会社および有価証券業者の制度をそれぞれ取り扱った。第一次金融制度調査会は二年二月まで存続し、数多くの答申や提案をおこなった。調査会の活動が約二カ月で終わり、中途終了の形をとった理由の一つは、司令部覚書「好ましくない人物の公職からの除去および排除」⁽⁴⁾（一九四六年一月四日SCAPIN五五〇）によって、金融制度調査会の少なからざる委員が公職追放に該当するにいたったためという。このように調査会の活動はきわめて短期間であったが、この間数々の成果をあげている。

まず、第一部会は二〇年二月一九日に第一回部会を開催、金融制度全般を討議する第一分科会と日銀制度を討議する第二分科会に分ち、他の部分を第一分科会の結論に基づいて運営する関係上、第一分科会の審議を急速にすすめることとし、二月二六日に中間報告をまとめ、また第一分科会に資金配分計画樹立機構問題を討議する小委員会設置を決めた。第一部会はその後も討議を続け、翌年一月一〇日までに一〇回の部会を開催、「金融ニ関スル制度整備改善ノ基本原則」および「日本銀行制度改正要綱」を決議して大蔵大臣に答申することとし、また小委員会試案「金融庁設置案」の報告を聴取した。⁽⁵⁾このうち、「日本銀行制度改正要綱」⁽⁶⁾は前述した日本銀行制度改正準備委員会の答申を基にしており、名称等に多少の変更はあるものの考え方の基本は同じなので、ここでは詳細な紹介は避け、その他の報告、答申について紹介しよう。

(1) 「金融制度整備改善ノ基本方針ニ関スル件（案）」⁽⁷⁾（昭和二〇年二月二六日第一部会第一分科会中間報告）

金融制度調査会の発足当初、調査会に提出された「金融制度整備改善概要（幹事試案）」⁽⁸⁾を基礎に、そのうち「急

速審議ヲ要スル事項」について、五回の分科会の討議をまとめた暫定的中間報告であり、幹事試案に対応して、第一に金融制度の体系、第二に制度・運営の基本原則が述べられている。主文を紹介すれば次のとおりである。

第一 金融制度ノ体系ニ関スル件

現在ニ於ケル我国金融制度ノ体系ヲ見ルニ戦時中ニ於ケル諸般ノ必要ニ基キ或ル種ノ金融機関ニ在リテハ戦争終結後ニ於ケル事情ノ根本的变化ニ因リ其ノ機能ノ停止ノ已ムナキニ至リ居リ又或ル種の金融機関ニ在リテハ戦争中戦争目的ノ為本来ノ機能以外ノ任務ヲ負担セラレ来リ居リ各種金融機関ノ間ニ之ガ廃止又ハ機能ノ調整ヲ為ス要アリト認めラルモノ尠ナカラズ、又新事態ニ即応シ充実強化ヲ要スルモノ有セリ。

仍テ各金融ノ分野別ニ之ヲ担当スル金融機関ノ系列ヲ検討シタル結果之ガ整備改善ニ関スル方策概ネ左ノ如シ

一、中央銀行

(一) 日本銀行ノ組織ヲ民主化シ其ノ運営ヲ自主的ナラシムル為日本銀行法ニ所要ノ改正ヲ加フルコト

(二) 右改正ニ当リ日本銀行ハ今後ニ於ケル金融ノ重要性並其ノ任務ノ性質ニ鑑ミ其ノ特殊法人性ヲ存続スルヲ適當ナリト認め

(三) 日本銀行ハ各種金融機関ノ中心トシテ通貨ノ調節、金融ノ調節ノ職能ヲ十分ニ發揮シ得ル様其ノ機構及運営方法ヲ確立

スルノ要アリ、而シテ之カ為ニハ例ヘハ短期金融ニ於ケル中心調節機関タル外、長期産業金融トノ連携ヲ如何ニスヘキヤノ点ニ付検討ノ要アルヘシ、右ニ関聯シ国家全体ノ適正ナル資金配分計画ヲ樹立シ之カ実行ヲ確保スヘキ權威アル組織ヲ設クルノ要否、又要スルトセハ之ヲ政府部内ニ設置スヘキヤ或ハ日本銀行部内ニ附設スヘキヤ又其ノ具体案如何等ニ付講究スルヲ必要ト認め

備考 第一分科会ハ右資金配分計画樹立機構ノ問題ヲ講究スル為小委員会(柳田、石橋、高橋、荒川、大内各委員)ヲ設ケタルカ、本件ハ右小委員会ノ報告ヲ俟チ審議スルコトトセリ。

二、貿易金融機関

一般的ニ自由ナル貿易ノ停止セラレタル我国ノ過渡期的現状ノ下ニ於テハ、差当リ貿易金融機関ノ機能ノ發揮セラルベキ場合少キモ貿易再開ノ機ニ備ヘ從來貿易金融ノ中心機関タリシ横浜正金銀行ハ之ヲ普通銀行トシテ事実上従前ノ通りノ営業ヲ存続セシメ今後モ主トシテ貿易金融ヲ担当セシムルモノトス

尚貿易金融ニ付テハ右ノ外主要普通銀行ニ対シテモ之カ取扱ヒヲ認ムルモノトス

備考 横浜正金銀行ヲ改組シ普通銀行ト為ス場合ニ於テ同行カ貿易金融上多年保持セル特別ノ地位ヲ何等カノ法制ニ於テ享有シ得ルカ如キ工夫アリヤノ点講究スルコト

三、農業金融機関(審議中)

四、企業金融機関

(一) 一般普通銀行ヲシテ融資セシムルヲ不適当トスル事業資金ノ供給ヲモ担当セシムル為専門的企業金融機関ハ之ヲ必要アリト認めラル、ニ依リ日本興業銀行ヲ新事態ニ即応セル如ク適當改組シ右機関タラシム

備考 右日本興業銀行ノ改組ニ当リ同行ヲ諸種金融機関ノ出資ニ依リ構成セラルル普通銀行タラシムルト共ニ同行業務ノ特殊性ニ鑑ミ債券発行ノ特典及政府ノ特別保護ヲ与フルカ如キ考案ニ付キテモ併セ講究シ置クコト

(二) 終戦後ノ転換期ニ於ケル經過的産業資金ノ供給ヲ担当セシムル為特別ノ金融機関ノ設置ヲ必要ト認め

備考 終戦ニ伴フ軍需融資ノ処理ハ速ニ実行スヘク之カ為新機関ヲ設クルコトノ要否又ハ右機関ヲシテ之ヲ担当セシムルコトノ要否ニ付研究スルコト

(三) 北海道ニ於ケル企業金融機関トシテ設立セラレタル北海道拓殖銀行ハ特ニ特殊銀行トシテ存続セシムルノ必要ナキニ至リタルヲ以テ之ヲ普通銀行ニ改組ス

(四) 戦災復興計画実施ニ要スル金融ニ対シ特別ノ金融機関ノ要否ニ付テハ該計画決定ノ上考慮スルコト、シ、差当リ既存金融機関ヲ利用スルコト

備考 現在日本勸業銀行ノ行ヒ居レル中小商工業金融ニ付テハ農業金融ノ問題トモ併セ別途審議スルモノトス

五、中小商工業金融機関（未審議）

六、商業金融機関（未審議）

七、貯蓄機関（未審議）

八、信託機関（未審議）

九、庶民金融機関

(一) 庶民金庫ノ社会政策的機能ハ今後其ノ必要性増大スルモノト認メラル、ヲ以テ該金庫ノ機能ノ拡充ヲ考慮ス

(二) 無尽会社及市街地信用組合ノ業務竝ニ庶民金庫ヲ之等ノ中央機関タラシメ置クコトノ適否ニ付テハ別途中小商工業金融機関ノ項ニ於テ併セ研究スルコト

(三) 恩給金庫ハ特ニ其ノ单独存在ノ必要性認メラレザルニ至リタルニ因リ之ガ廃止ヲ考慮ス

備考

イ 無尽会社ヲ漸次整理スル目途ノ下ニ貯蓄銀行ニシテ無尽業ヲ兼營セシムルノ適否ニ付講究スルコト

ロ 市街地信用組合ノ内容ヲ精査シ、整理ヲ要スルモノハ整理スルコト

十、大蔵省預金部

(一) 大蔵省預金部事務ノ中現業的業務ニシテ未タ民間機関ニ委譲シ居ラサルモノハ之ヲ委譲シ又市場調節資金ノ貸出等政府ニ於テ直接取扱ノ要ナキモノ又ハ之ヲ不適當トスルモノハ之ヲ民間機関ノ機能ニ移譲シ行政事務ノ簡素化又ハ金融操作ノ一元化ニ資セシムルモノトス

(二) 簡易保険資金其ノ他ノ政府資金ハ之ヲ大蔵省預金部ヘ統合スルモノトス

備考 預金部資金運用方針ニ付国債ヲ主トシ民間金融機関の機能ヲ局限スヘシトノ説ニ付講究スルコト

十一、保険会社（生命保険及損害保険）

生命保険及損害保険ノ各中央会ハ新事態ニ鑑ミ之ヲ存続スルノ必要ナキモノト認ム

十二、証券取引所

日本証券取引所ハ新事態ニ鑑ミ之ヲ會員組織又ハ株式会社組織ニ改組シ尚之ガ取引方法等ニ関シ必要ノ改正ヲ行フヲ適當

ト認ム

十三、証券引受会社（未審議）

十四、有価証券業（未審議）

十五、有価証券割賦販売業（未審議）

十六、其ノ他（未審議）

第二 金融ニ関スル制度竝ニ運営ノ共通的基本原則

一、金融機関の組織

(一) 現存ノ民間金融機関ハ之ヲ国有又ハ国営ト為スノ必要ナキモノト認ム

(二) 金融機関ハ自由競争ニ依ル能率ノ増進等ノ理由ニ基キ原則トシテ株式会社組織トスルモ金融ノ公共性乃至社会性ニ鑑ミ株主ノ権限等ニ左ノ制限ヲ加フルモノトス但シ公共性乃至社会性ノ濃厚ナルモノニ於テハ之ヲ特殊法人組織トスルモノトス

(1) 出資者ノ経営者ニ対スル無用ノ制肘ヲ除キ且事務簡素化ニ資スル為必要ニ応ジ株主總會ノ権限ニ一定ノ制限ヲ加フルコト例之役員ノ選任、決算ノ承認、会社ノ存廢其ノ他定款中重要ト認メラル事項等重要事項ノ決議権ニ限ルモノトスルコト

(2) 株主總會ニ於ケル議決権ノ行使ヲ公正ナラシムル為大口出資者ノ議決権ヲ適當ニ制限スルト共ニ必要ニ応ジ極メテ小口ノ出資者ノ議決権ニモ適當ノ制限ヲ加ヘ得ルコトトスルコト

(3) 出資者ニ対スル利益配当率ニ適當ノ制限ヲ加フルコト

(三) 経営首脳部ニ関シテハ

- (1) 特別ノ場合ヲ除キ役員ニ対スル政府任命ノ制度ハ之ヲ廃止スルコト
- (2) 特殊ノ金融機関又ハ特ニ必要ト認メラルル場合ニ在リテハ其ノ運営ニ広ク金融界以外ノ各方面ノ意見ガ有効適実ニ反映セシメラルル如キ構成ヲ工夫スルコト

四 預金者ノ保護ニ遺憾ナカラシムル為資本金額ノ引上積立金ノ充実等ニ関シ所要ノ改正ヲ為スコト

備考 米国連邦準備銀行制度ニ於ケル預金準備制度ノ採用ノ適否等ニ付第二分科会ニ於テ講究スルコト

二、金融機関ノ運営

- (一) 金融ハ自主的運営ニ委ヌルヲ本則トシ政府ハ金融機関ノ経営目録ニ直接関与セザルヲ原則トスルコト
- (二) 金融機関ハ自己責任ノ原則ニ基キ之ヲ運営スルヲ本則トシ政府ノ補助又ハ補償ヲ行フハ特別ノ機関ニ限定スルコト

三、金融ノ統制及金融機関ニ対スル監督

(一) 今後ト雖モ金融機関ニ対シテハ全国的資金計画ニ基ク金融ノ統制ヲ行フコトスルモ其ノ具体的方法ニ付テハ新事態ニ即応シ適切ナル改善ヲ加フルコト

(二) 金融ノ公共性乃至社会性ニ鑑ミ金融機関ニ対スル政府ノ監督ハ之ヲ強化シ特ニ検査ヲ活潑ニ励行スルコト

尚金融機関ニ対スル政府ノ監督ハ金融機関ノ健全性維持ノ為ノミナラス資金統制ノ見地ヲモ併セ之ヲ実行スルモノトス

備考 左ノ点ニ付意見ノ開陳アリ、引続キ研究スルコトトセリ

(一) 金融運営ニ当リ差別的措置乃至特殊の取扱ヲ排除シ機会均等の建前ヲ採ルコト

(二) 中央地方ヲ通ジ、金融ノ普遍的疎通ヲ図ル為金融機関ノ制度及運営ニ付適當ナル考慮ヲ為スコト

(2) 「金融ニ関スル制度並ニ運営ノ共通的基本原則」(昭和二年一月二〇日第一部会答申)

これは前記の中間報告の第二の部分をもとに、この表題のもとに一月一〇日第一部会で決議し答申したものである。⁽⁹⁾

(3) 「金融庁設置案」(昭和二〇年一月二〇日第一部会小委員会報告)

これは、資金計画総合機関設置問題を検討していた小委員会(柳田誠二郎、石橋湛山、高橋亀吉、荒川昌二、大内兵衛の六委員で構成)によってまとめられ、一月一〇日の第一〇回第一部会席上、次の報告書として提出された。⁽¹⁰⁾

金融庁設置案

国家資金ニ関スル各般ノ問題ヲ検討シ資金ノ配分調整ニ関スル計画樹立並ニ之カ実行ノ指導、監督ニ当ル最高機構トシテ金融庁(仮称)ヲ設置スルコト

一、金融庁ノ目的

国家資金ニ関スル各般ノ問題ヲ検討シ資金ノ配分調整ニ関スル計画ノ樹立並ニ之カ実行ノ指導監督ヲ為シ広ク金融ト財政、金融ト産業ノ調整ヲ図リ国民経済ノ発展ニ寄与スルヲ以テ目的トスルコト

二、金融庁ノ機構

金融庁ハ大蔵省所管ノ官庁トシテ其ノ事務局ハ日本銀行内ニ置クコト

金融庁ニ理事十二人ヲ置キ其ノ合議ニ依リ意思ヲ決定スルコト

理事ノ構成ハ左ノ通りトスルコト

(一) 職權上当然就任ノ理事三人

大蔵大臣、日本銀行総裁、大蔵省金融局長ヲ以テ之ニ充ツ

大蔵大臣ハ金融庁長官トナルコト

(二) 常任理事三人

右ハ金融界、産業界及学識経験者中ヨリ各一人宛適當ノ方法ニヨリ選出シ大蔵大臣任命スルコト

本理事ハ金融庁ノ事務ヲ専心取扱フモノトシ他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ザルコトトス

(三) 各界代表理事六人

右ハ金融界、産業界及学識経験者中ヨリ各二人宛適當ノ方法ニ依リ選出シ大蔵大臣任命スルコト

本理事ハ他ノ職業ニ従事スルヲ妨ゲサルコト

三、金融庁ノ機能

(一) 国家資金ニ関スル各般ノ問題ノ検討並ニ資金ノ配分調整ニ関スル計画ノ樹立

(備考)

本庁ハ前記ノ如キ広汎ナル機能ヲ有スルヲ以テ現在資金ノ配分調整ニ関スル各種ノ委員会例ヘバ預金部資金運用委員会、起債計画委員会、資金調整委員会、簡易生命保険資金運用委員会ノ如キハ本庁ノ機構内ニ包含セラル、コトトナルベク更ニ向後設置セラルベキ日本銀行券発行限度審議会(仮称)ノ如キモ本機構内ニ入ルベキモノトス

(二) 右計画ノ実施ニ対スル監督

(三) 諸報告及統計ノ作成及発表

1 議会ニ対シ資金ニ関スル年次報告ヲ提出スルコト

2 金融ニ関スル各種統計ヲ作成シ之ヲ広く民間ニ発表スルコト

以上、第一部会にかかわる答申、試案等の内容を明らかにしてみた。そのなかでとくに注目される論点を箇条書き的にあげておけば、①日本銀行の組織の民主化と自主的運営を強調したこと、②普通銀行に転換した横浜正金銀行を貿易金融の専門金融機関として位置づけたこと、③普通銀行のほか専門的企業金融機関の必要性を認めたこと、④民間金融機関の国有ないし国営を否定したこと、⑤金融庁のような民主的な組織によって、国家資金の配分・調整計画の立案および実施を担当せしめようとしたことなどであろう。これらの問題点はいずれも後の金融制度論議でとりあげられるところとなった。また、上の論点には含まれていないが、戦後転換期における過渡的産業資金の供給を図

るため、特別の機関を設置するという提言は、後に日本興業銀行内に設けられた復興金融部から復興金融金庫という形で、現実化していったのである。

次に第二部会は、二〇年二月二七日から一月三〇日まで四回の部会を開き、農業金融、企業金融、庶民金融、貿易金融の四分科会および軍需金融、勸業金融の二小委員会を設置して討議をおこない、「貿易金融制度ニ関スル答申」⁽¹¹⁾は二一年一月二三日に、他の六答申は一月三十一日に決定した。⁽¹²⁾ 答申は次のとおり。

(1) 「貿易金融制度に関する答申」(昭和二年一月二三日第二部会)

我国貿易金融ハ過去ニ於テハ特殊法ノ下ニ対外業務ヲ主業トスル横浜正金銀行ヲ中核トシ、朝鮮銀行、台湾銀行並ニ若干ノ主要普通銀行ノ副業的營業ニヨリ安定セル発達ヲ遂ゲ来レル処世界経済民主化ノ要請並ニ終戦後ノ新事態ニ鑑ミ広く内外金融機関ニ対シ門戸ヲ解放スルコトトシ今後ニ於ケル我国貿易金融制度トシテハ

(一) 貿易金融ハソノ性質上国内金融ト異ナル点尠カラザルモ短期金融ノ一種ニシテ尚普通銀行ノ能ク兼営シ得ル所ナルヲ以テ一般普通銀行ヲシテ之ヲ営マシムルコト

(二) 横浜正金銀行条例ヲ廢棄シ特殊銀行タル横浜正金銀行ハ之ヲ普通銀行ニ改組スルコトトナスヲ妥当ナリト思料ス

(2) 農業金融分科会答申(昭和二年一月三十一日第二部会)

農業金融ノ現状ニ付テ看レハ農業会系統機関、日本勸業銀行、北海道拓殖銀行等カ夫々活動ヲ為シ居レルカ、戦後経済ノ基盤ヲナス農業ノ振興ハ刻下ノ急務ニシテ自作農創設、農地造成、食糧増産等重大事業ヲ急速強力ニ達成スルノ要アルニ鑑ミ、現存諸機関ニ付テハ其ノ儘併存セシメ組合金融及銀行金融夫々ノ分野ニ於テ其ノ長所トスル機能ノ十分ナル發揮ヲ期スルコト最モ緊要ニシテ之カ一元化ヲ図リ自由競争ヲ杜絶スルハ却テ金融ノ円滑ヲ阻害シ事業ノ促進ニ支障アルヲ以テ適切ナラサルモノト認ム但シ農業金融ニ付テハ協同体的金融機関力之ニ当ルヲ適當ト認ムル分野少ナカラサルヲ以テ現存協同体的金融制度ノ整備改善

ヲ図リ其ノ発達ヲ助長スルヲ適当ト認ム

(3) 北海道拓殖銀行制度整備改善答申（同前）

北海道拓殖銀行ハ北海道ニ於ケル拓殖事業ヘ資金ヲ供給スル目的ヲ以テ特殊銀行トシテ設立セラレタルモノナル処同地方ニ於ケル金融ノ要請ニ応フル為本来ノ長期金融ノ外普通銀行業務ヲモ併セ之ヲ営ミ特ニ最近ニ於ケル銀行整備ノ進捗ニ伴ヒ普通銀行及貯蓄銀行ヲ之ニ吸収統合シ現在ニ於テハ道内ニ本店ヲ有スル唯一ノ銀行トシテ活動シ来リタリ

仍テ此ノ際金融機関民主化ノ見地ヨリ同行ハ之ヲ特殊銀行タルコトヲ廃止シ銀行法ニ依ル普通銀行トシテ活動セシムルヲ適当ト認ム

但シ同地方ニ於ケル開発ノ緊要性其ノ他ノ特殊性ニ鑑ミ従来同行ノ営ミ居リタル長期金融ハ今後ニ於テモ之ヲ持続セシムルノ要アルヘク其ノ融資面ニ付テハ普通銀行業務トシテ之ヲ実施セシメテ可ナルモ之カ資金調達等ニ付テハ従来ノ債券発行ノ特典ヲ喪失スルコト、ナルニ因リ将来同行カ長期資金獲得ニ困難ヲ来シ北海道開発ニ支障ヲ生スルカ如キ場合ニハ何等カ適切ナル方法ヲ以テ之ヲ援助スルノ要アリト認ム

(4) 日本勧業銀行関係小委員会答申（同前）

日本勧業銀行ハ当初農工業ノ改良発達ニ対スル資金ノ供給ヲ目的トシテ設立セラレタル処其後本邦産業ノ発達ト府県農工銀行ノ合併トニ依リ其ノ業務ノ内容ハ著シク多角的トナレリ

而シテ近年ニ於ケル推移ヲ看ルニ農業金融ノ部面ニ於テハ農林中央金庫ヲ中心トスル組合金融ノ発達ニ伴ヒ同行ノ業務ハ些シタル進展ヲ示ササルト共ニ今後ニ於テモ此ノ情勢ハ持続スルモノト認メラル、ニ反シ企業金融ノ部面ニ於テハ相当ノ進展ヲ示スノ傾向ニ在リ

依而今後ニ於ケル同行ノ業務ノ運営ニ付テハ不動産ヲ担保トスル各種資金ノ供給ノ外工鉱業、農林業其ノ他ノ産業及公共団体其ノ他ノ特殊法人等ニ対スル資金ノ供給ヲ行ハシメ以テ長期企業金融機関ノ一トシテ同行ノ機構、資力等ヲ活用シ其ノ機能ヲ發

揮セシムルヲ適当トスヘシ

尚其ノ組織及運営ニ関シテハ諸般制度民主化ノ根本義ニ照シ他ノ特別銀行ノ例ヲモ勘案シ之ニ相当ノ改正ヲ加フルノ要アルヘシ

(5) 庶民金融分科会答申（同前）

今後ニ於ケル諸般ノ情勢ヲ予想スルトキハ庶民金融ノ疏通ヲ図ルコト緊要ナリト認メラルルニ依リ庶民金庫ノ組織及機能ニ関シ左ノ如キ改正ヲ為スコトヲ適当ト認ム

(一) 庶民金庫ノ資本金ヲ増額シ資本金壹億円（払込五千万円）トスルコト之ト関連シ庶民金庫ニ対スル政府補助ノ制度ハ之ヲ廃止スルコト

右増資ハ政府ニ於テ引受クルト共ニ既往ノ日本銀行ノ出資モ之ヲ政府ニ於テ肩代リヲ為スコト

(二) 庶民金庫カ無尽会社及市街地信用組合ノ中央機関タルコトハ差当リ現在通リトスルコトトシ商工組合中央金庫ト市街地信用組合トノ資金ノ連絡等ニ付テハ別ニ考慮スルコト

尚市街地信用組合中地方ノ実情運営ノ内容等ヲ精査シ整理ヲ適当ト認ムルモノハ極力之ヲ整理スル方針ヲ採ルコト

(三) 庶民金庫ニ対シ一般預金ノ受入ヲ為シ得ルコトトスルコト

(6) 企業金融分科会答申（同前）

第一 長期企業金融機関ニ関スル件

一、従来企業金融ハ日本興業銀行、日本勧業銀行ノ外普通銀行、保険会社等カ之ヲ担当シ来リタル処今後ニ於テモ債券発行ノ特典ヲ有シ一般金融機関ノ金融ヲ補完スル長期企業金融機関ノ存在ハ之ヲ必要ト認ム

二、右長期企業金融機関ニ付テハ現在ノ如ク経済界ノ帰趨ノ見透シ付キ難ク反面此種金融機関ノ隨時活発ナル活動ヲ必要トスル時ニ当リテハ日本興業銀行及ヒ日本勧業銀行ノ機能ヲ其儘活用スルコトトシ兩行ヲ経済民主化ノ見地ヨリ適当改組シ（根

抛法ヲ特別法ニ依ラス銀行債券法制定ニ依リ債券発行ヲ有スル普通銀行化スルコトニ付テモ十分ノ考慮ヲ払フコト）夫々此種企業金融ヲ担当セシムルモノトス

第二 復興金融会社ニ関スル件

民需生産ノ再開ハ目下ノ急務ナルカ経済界ノ前途未タ見透シ付カサル現段階ニ於テハ通常ノ方法ニ依リ他ノ金融機関ヨリ資金ノ供給ヲ受クルコト能ハサルモノニ対シ特殊ノ金融ノ途ヲ拓ク要アルヲ以テ此ノ際復興金融会社ノ如キ政府出資ニ依ル特殊機関ヲ設置此ノ種特別ノ融資ノミヲ取扱ハシムルコトヲ必要ト認ム

但シ右機関ノ設置ニ至ル経過期間ニ於テハ日本興業銀行ヲシテ別勘定ヲ以テ之ヲ行ハシムルコトトシ右機関設立ノ上之ヲ同機関ニ引継カシムルモノトス

(7) 軍需融資小委員会答申（同前）

既往軍需融資ノ処理ニ付テハ各金融機関ニ於テ軍需企業補償等ノ進捗ト相俟テ漸次之レカ整理ヲ為サシムルコトトシ右該當融資ハ差当リ各行ニ於テ別勘定ヲ以テ整理スルヲ適当ト認メラル

右ニ関シテハ各行ノ処理方針ノ統一適正ヲ期スルタメ適当ナル調整指導機関ヲ設クルコト尚各金融機関ノ信用維持並ニ整理促進ノタメ必要ニ応シ別途適切ナル措置ヲ講スルモノトシ尚今後ノ推移ニ応シ要スレハ軍需融資整理ノ為メ特別ノ機関ヲ設置シ又ハ別途復興金融会社設置セラレタル場合ニハ之ヲシテ一括処理セシムルコトヲモ考慮スルモノトス

以上が第二部会の答申である。庶民金庫の改編については、本財政史第一二巻「政府関係金融」編第二章「特殊金融」、第二節「国民金融公庫」の部分において詳細に論じたので、ここではふれないこととする。他の分野については、わが国の明治以来の金融史において形成されてきた金融制度、とくに専門的金融機関を、その原型を保ちつつより民主化した組織の下で温存していこうとする考え方が、一貫して打ち出されている。たとえば農業金融関係での協同組合的金融組織、企業金融における債券発行銀行の存在の必要性の主張がこれに当たるが、貿易金融についてだけ

は第一部会の答申と若干ニュアンスを異にし、横浜正金銀行の普通銀行化の指摘にとどまっている点が注目される。さらに第一部会の部分でもふれたごとく、復興金融会社の設立の提言が後に実現していっただけに注目されるが、第二部会の答申では第一部会の考え方がより具体化されている。すなわち、当初は興銀内に復興金融部のような別勘定の組織をつくり、後に復興金融会社に受け継がしめようという提案で、若干の名称の相違はあれ、これがほぼそのままの形で現実化しただけに、第一次金融制度調査会の最大の成果であったといっても過言ではなからう。

次に第三部会は、一月七日第一回部会を開催、全般的な自由討議をおこなったが、その後第三部会を普銀、貯銀、信託を取り扱う第一分科会と庶民金融（無尽、市街地信用組合）を取り扱う第二分科会に分ち、第一分科会を一月二八日、二月八、九日の三回、第二分科会を一月二九、三〇日の二回開催したが、結論が出ないままに終わった⁽¹³⁾。しかし、ここで問題となった論点は後の金融制度論議にも影響を与えたと考えられるので、以下審議の過程において問題となり、留保された諸点について整理しておこう。

まず第一分科会の論議を日本銀行の要約によって紹介すると（二項以下は、項目のみ抄録）⁽¹⁴⁾。

一、普通銀行・貯蓄銀行・信託会社に通ずる根本法

三金融機関に通ずる根本法の問題については、意見が二つに分かれた。一つは、わが国金融制度上、それら三金融機関を現状のようにそれぞれ別個の法律に準拠する異種金融機関として存置させるべしとする意見である。もう一つは、それら三金融機関に通ずる一つの共通的法規（たとえば金融業法）を設け、各金融機関は業務分野上本来は区別のないものとしたうえで、その法律の範囲内で、各金融機関の判断・実情に応じ、その最も適当とする業務に重点を置かせ、各自の特色を発揮させるのがよいとする意見である。

この二つの意見の主張する理由は、次のとおりである。

イ、分業主義の立場

- (イ) 貯蓄銀行および信託会社は、その本質上特殊性を有しているので、専営させるのがよい。
- (ロ) 兼営とすると、無用の競争を招来するおそれがある。今後の経済は沈滞が予想されるので、無益な競争はできるだけ避けるべきである。

(ハ) 従来整備された分業体制を混乱に導くのはよくない。

(ニ) 現在、経済状態はなお見通し難のため、根本的な機構の改変はしばらく待つべきである。

ロ、単一金融業法の立場

- (イ) 煩雑な法規の拘束を脱し自主的運営による発達を望む。
- (ロ) 各金融機関相互の共通性にかんがみ、すべて同一の土俵に置き、簡素化をはかる。
- (ハ) 経営の多角化・合理化の利益を享受できる。
- (ニ) 各金融機関が単一法の基盤に立てば、適当な離合集散が行なわれ、自然な育成・発展を期待できる。
- (ホ) 実際上は、業務方法書によりそれぞれの特殊性を認めることができる。

この問題については結論に達せず、後述二、の(1)および三、の(1)、(2)の問題は、この点に関連して結論を留保された。

二、普通銀行関係

- (1) 普通銀行業務のほか、貯蓄銀行業務と信託業務を付随的業務として認めることの可否。兼営法を本法に織込むことの可否
- (2) 最低資本金額引上げの可否
- (3) 預金保証制度創設の可否
- (4) 大株主の議決権を制限することの可否
- (5) 大銀行と地方銀行との間に法制上業務領域を定めることの可否
- (6) 地方銀行に無尽業を認めることの可否

三、貯蓄銀行関係

- (1) 貯蓄銀行制度存続の可否
- (2) 貯蓄銀行預金と普通銀行預金の差別廃止の可否
- (3) 貯蓄銀行に政府出資し特殊銀行とすることの可否
- (4) 最低資本金額引上げの可否
- (5) 併營業務を認めることの可否、その範囲の変更の可否
- (6) 国債供託制度廃止の可否
- (7) 資金運用制限存置の可否、その範囲変更の可否
- (8) 所有・担保受入れ株式に対する制限改正の可否
- (9) 一人に対する貸付額制限改正の可否
- (10) 一銀行・一信託会社に対する資金運用制限改正の可否
- (11) 預金等に対する取締役の連帯弁償責任廃止の可否
- (12) 貯蓄銀行に無尽業兼営を認めることの可否
- (13) 貯蓄銀行に債券発行を認めることの可否

四、信託会社関係

- (1) 最低資本金額引上げの可否
- (2) 担保付社債信託業務を信託会社に限り認めることの可否
- (3) 包括財産の信託を認めることの可否
- (4) 信託業務違反に対する保証としての国債供託制度廃止の可否
- (5) 指定金銭信託を純然たる実績配当のものに限定することの可否

(6) 信託会社に預金取扱いを認めることの可否

(7) 信託会社が会社の監査役・清算人・遺言執行人・破産管財人等になりうることにすることの可否

以上が第三部会第一分科会で検討された主要問題点である。このなかには結論の出たものも少なくないが、根本法を分業主義の立場をとったものにするのか、単一金融業法の立場をとったものにするのかについて意見の一致をみなかった。審議未了のまま調査会を閉じることとなった。

また、庶民金融については、一月一七日、第二部会第三部会連合会議が開催され、第二部会の討議を基に論議がおこなわれたが、市街地信用組合、無尽会社の中央機関を庶民金庫とするか商工組合中央金庫とするか、また中央機関不要論など意見が出て結論が出なかった。次いで第三部会第二分科会は、一月二九、三〇日の両日、無尽会社、市街地信用組合の諸問題につき討議、それを分科会主査が、結論的に次のようにまとめたが、論議はここで終わり、第三部会答申をまとめるに至らなかった。⁽¹⁵⁾

市街地信用組合関係。

一、商工中金ヲ中央機関トスルハ否トシ、現在通り庶民金庫ヲ中央機関トスルヲ適當ト認ム。但シ将来必要アリト認メタル場合ニハ中央機関設置ヲ考慮スルコト。

二、準市街地信用組合ノ改組ニ関シテハ理論上改組スルヲ適當ト認ムルニ付、行政的ニ之カ改組ヲ勸奨スルコト。

三、地域ノ調整ヲ追加ス。即チ市街地信用組合ノ営業地域ニ付テハ、特ニ大都市ニ於テ整理シ以テ事業ノ競合ヲ避クルト共ニ協同組合精神ヲ發揮セシムル如ク適當ニ調整スルコト。

無尽会社関係。

一、最低資本金額引上ノ問題ニ関シテハ現行法第四条ノ最低資本金額(資本金十万元以上ニシテ払込金額五万元以上)ハ実情ニ適セサルヲ以テ之カ引上ヲ可ト認ム。其ノ他ハ最低五十万元以上。但シ勅令ヲ以テ指定スル地域ニ於テハ百万円以上トスルコ

ト。

二、会社債務ニ対スル取締役ノ連帯責任ニ関シテハ、現行法第十一条ノ取締役ノ連帯責任ハ認ムルノ要ナシ。

三、無尽会社ニ定期積金業務ヲ認ムルコトノ可否ニ関シテハ、定期積金業務ハ認ムルノ要ナシ。尚現在取扱ヒツアル一般預金業務ハ無尽業ノ本質ニ鑑ミ不適當ナルニ付之ヲ廃止スヘキモノト認ム。但シ其ノ時期ニ付キテハ大蔵省ニ一任スルコト。

四、(追加)、無尽業ヲ地方銀行又ハ貯蓄銀行ニ兼営セシムルコトノ可否ニ関シテハ兼営ハ適當ナラス。

五、(追加)、無尽会社ノ中央機関ノ問題ニ関シテハ差シ当リ現在通り庶民金庫ヲ中央機関タラシムルカ適當ナリ。

第四部会保険関係、第五部会証券関係の論議は省略するが、二二年二月一日、証券引受制度関係の第二・三・五部会連合小委員会が開催され、第五部会で作成した「公社債引受制度改善方針(案)」が検討された。この方針は公社債引受業務を「証券引受会社ニ限り」取り扱う方針とし、「司令部ノ意向デハ現行制度(銀行・信託会社の引受業務兼営——引用者)を適當ト考ヘ居ラス從ツテ何等カノ変更ノ必要アル点間違ヒナシ」と第五部会の意見が開陳されたが、時期尚早、証券会社の資力に問題などの反対があり、意見の一致をみなかった。⁽¹⁶⁾

以上述べたように、調査会の論議は結論が出ないままに終わったものが多かったが、ここで提起された問題点の中には後の金融制度論議で重要な位置を占めているものも少なくない。ともあれ、前述のような理由から第一次金融制度調査会は昭和二二年二月初旬にその幕を閉じることとなったのである。

三 第二次金融制度調査会

終戦後第二次の金融制度調査会は「金融制度調査会官制」(昭和二二年二月一日勅令第五九七号)によって設置さ

れ、「終戦後に於ける金融制度の整備に関する方策その他金融に関する重要事項を調査審議」するために、新たな構想の下に再出発した。⁽¹⁷⁾ その特色は構成ならびに運営が民主化されたことにあった。「金融制度調査会運営要綱」によれば、調査会の目的は、①経済再建に伴う通貨金融政策の大綱方針の策定、②経済再建のための民主的通貨金融制度案の策定、③当面の通貨安定対策における通貨金融制度の任務確定の三点にあった。また「要綱」では、調査会の審議内容を、①民主的通貨金融政策の構想——経済再建、インフレーション阻止に関して、②金融機関の社会化の問題(1)論拠の検討並びに実情調査、(2)外国における国有国家管理方式に関する実情調査、③現行金融制度の検討(債券制度、国債引受制度、特銀および普銀制度、金利政策、長短期信用、大企業と中小企業の金融、有価証券投資、農業金融資金調達の方法、産業界との連繋方法等々)、④現行統制機構の検討、資金調整、行政官庁の機能等、⑤通貨金融制度運用に関する中央統制機構の構成並びに任務の立案、⑥日銀制度改革草案、⑦各種金融機関の職能分野の確定並びに整理統合案、⑧各種金融機関の組織並びに運営に関する改革立案と規定している。調査会の目的、審議内容からみて、その調査の対象となる金融制度は広義の範囲を網羅しており、いわば金融制度の全般的検討ともいべき一大調査事業であった。

調査会は水谷長三郎会長ほか二五人以内の委員(うち貴族院議員四人——後に参議院議員がこれに代わる。衆議院議員九人、学識経験者一二二人)と専門委員から成っていた。また、調査会は六つの特別委員会によって構成された。すなわち、第一特別委員会(産業及び商業金融部門)、第二特別委員会(農業金融部門)、第三特別委員会(庶民金融および小規模商工業金融部門)、第四特別委員会(生命保険、損害保険およびその他の保険部門)、第五特別委員会(信託部門)、第六特別委員会(証券部門)であった。調査会は各金融機関の歴史を回顧し綿密な資料を蒐集するとともに、多くの関係者の出席を求めて説明の聴取や報告書の提出を受けた。この結果、各特別委員会の中間報告および最終答申が大蔵大臣宛に提出されるにいたった。これより先、第二次金融制度調査会は二十一年二月から翌二十二年二月にかけて、三つの決議および

答申を、当面の緊急課題としておこなっている。以下その内容について概観しておこう。

(1) 「通貨発行規制暫定措置」に関する決議(昭和二十一年二月二八日)

昭和二十一年二月二三日付で大蔵大臣から諮問のあった「通貨発行規制及び金融機関再建整備暫定要領(案)」中、「通貨発行規制暫定措置」に関する答申である。その概要は、インフレ対策の通貨面を担当する民主的な通貨審議会を設置し、構成は大蔵大臣、日銀総裁、国会代表、金融・産業界代表のほか、労働組合、農民組合、市民団体等代表を加え、運営目標をインフレ克服に必要な通貨金融政策の基本確立に置き、大蔵大臣は、次の事項の決定を通貨審議会の承認を経たおこなうこととした。すなわち、①日銀券発行限度、②日銀券発行準備充当方法、③政府貸上金の限度、④日銀引受発行方式による国債発行の限度。

(2) 「金融機関再建整備暫定要領案」に対する答申(昭和二十一年二月一七日)

昭和二十一年二月二六日大蔵大臣から諮問された「金融機関再建整備暫定要領(案)」の論議のため、一〇回の公聴会、五回の委員会によって審議した結果、次の答申が出された。

一、基本的態度

(一) 本措置はその性格に鑑みあくまで暫定的措置にとどめ、将来金融制度の根本的改編は一切の既成事実拘束されないこと。

(二) 金融機関の公共性に鑑み、本措置の実施を機として経営の民主化を確立すること。

(三) 本措置は大蔵省と他省との共管の各種金庫、準市街地信用組合及び農業会等の措置にも適用すること。

二、一般方針

(一) 金融機関再建整備法の適用の結果、資本金の残らない金融機関については第二金融機関の設立を認める。

(二) 資本金の一部減少した金融機関については増資を認める。

(イ) 金融機関相互の間に諒解ある場合に限り合併統合を行わせる。但し再建整備により経営困難を予想せられるものに関しては合併統合を慫慂し得る。

(ロ) 第二金融機関の設立及び金融機関の増資の場合における資本構成に当つては、必要に応じ旧株主、債権を切捨てられた債権者及び従業員に対し適当なる優先的処理を行わしめることも考慮する。

但し株式割当については資金の斡旋を考慮する。

三、各種金融機関に対する取扱

右一般方針の下において、特に左の取扱を認めることとする。

(一) 特別銀行が銀行法により第二金融機関を設立する場合には債券発行の特権を与える。

(二) 信託会社、貯蓄銀行、保険会社は経営維持に必要な場合はその業務の本旨に反せざる限り業務制限の緩和を認める。

(三) 無尽、市街地信用組合及び準市街地信用組合については適正規模にまで統合せしめる。

(備考) 預金部については預金部資金運用委員会の構成並に運営の民主化を推進せしめることとする。

なお簡易保険制度についても右に準ずる。

(3) 「商工組合中央金庫法中改正法律案要綱」に対する答申（昭和二年三月五日）

昭和二年二月一五日、大蔵大臣・商工大臣から諮問された「商工組合中央金庫法中改正法律案要綱」に対する答申は、次のとおり。

一、将来の組合金融の整備改編は本調査会において審議考究するものであるから、商工組合中央金庫に対する措置も、昭和二年二月十七日附本調査会答申（「金融機関再建整備暫定要領」に従い暫定的なものとすること）。

二、右の主旨に基き、商工組合中央金庫に対しては組合金融機関としての本旨に反しない限りにおいて、「商工組合中央金庫法中改正法律案要綱」を承認すること。

三、商工組合中央金庫の運営は、商工協同組合の育成強化を目的とすべきであり、従つて政府は左の点については特に右の目的に沿うごとく監督指導すること。

(一) 構成員に対する直接取引

(二) 資材又は設備の売買及び貸借の斡旋、経営の改善等の斡旋

(三) 単一組合の中央金庫業務の一部代行

調査会は右の答申、決議を決定後、総選挙等政治情勢の変化のため自然休会となったが、一二年三月下旬以降、六特別委員会の討議に入り一二〇回にわたる研究会の結果、八月初旬までにそれぞれ報告書が提出された。調査会はこの報告書を検討し、一月一五日最終答申をまとめて大蔵大臣に提出した。答申の主文である第二、第三の全文を次に掲げておく。

第二 金融機構並に金融機関の民主化

一、日本経済再建のためには、少くとも当分の間は強度の経済統制を必要とすることはいうまでもない。そしてこの統制は従来のような官僚統制ではなく、充分民主化されたものでなければならない。したがって日本経済民主化の枢要な一環として、将来の金融機構の再編成並に金融機関の運営は民主主義の精神に則るべきである。本調査会の根本問題もまたこの点の解決に存する。

二、つたえられるところの経済力集中排除法の実施により企業を過度に細分化することは、運営の合理化を阻害し不必要な摩擦混乱を生ぜしめる恐れがある。特に金融機関の経済技術的性格として、これが細分は不適當と認める。本来、本法の立法の精神は経済機構の民主化の徹底にあるが故に、金融機関の社会的公共的性格に鑑み、当面現実の諸条件を前提とすれば、民主化の徹底的な実現により、その社会的公共的性格を明確にすれば一応その目的を達成することが出来ると考えられる。

本答申は金融機構並に機関の民主化に関する具体的方策を闡明したものである。

三、(1) わが国経済の現段階においては、金融部門についても強度の統制は不可避と考えられるが、一方国営化については幾多の障害が存在する。したがって特殊の性格のものを除き、当面これを民営にゆだねることを適当とする。

しかし、これらの金融機関の活動を自由に放任することは、現在の統制経済の段階においては妥当でないことはいうまでもない。

したがってこの場合、金融機関の国家管理をも一応考慮に入れるべきであるとも考えられるが、現在の金融界の実情を調査し、かつ金融各界の要望をも種々勘案した結果、形式的に国家管理の形態を採用するような方法をさけ、自主的民主的統制方式の採用を適当として、次の如き結論に到達した。

すなわちその統制については、国家が全金融機関の統一的かつ民主的運営をはかるための管理統制機構として通貨信用委員会（仮称）の設置を必要と認める。

(2) 通貨信用委員会の性格、構成、職能は次の通りである。

(イ) 性 格

右機関は内閣総理大臣に直属し、法制上の諮問機関であるが、右機関において決定された事項は政府並に国会において充分に尊重さるべきものとし、右機関の議決が採択されなかった場合は政府、国会から充分な理由を附して右機関に報告すべきものとする。

(ロ) 構成及び組織

右機関は日銀総裁並に金融、産業、勤労者各代表をもつて構成し、各界の推薦によつて内閣総理大臣が任命する。なお大蔵大臣及び経済安定本部総務長官はその構成員となる。

これと共に右機関の下部組織として金融業種別に分科会を設け、金融界の実情が充分に反映するよう考慮する。右機関は常務執行機関（常任委員会）を選任する。その構成は金融専門家並に学識経験者若干をもつてする。

なお右機関には強力な事務機関を置く。

(ハ) 職 能

1、経済安定本部の生産その他諸計画に即応する通貨金融政策に関する基本案の作成

2、政府より依頼された事項に関する通貨金融政策の運営

3、業界の発意による通貨金融政策の自主的運営

4、通貨金融立法に関する国会の諮問に応ずると共に積極的に意見を具申すること

5、通貨信用委員会は実務執行には関係しないこと

（備考） 経済安定本部並に大蔵省の機能中通貨信用委員会と重複するものはこれを同委員会に移譲する。ただし監督事務は大蔵省を中心にこれを行う。

四、日本銀行が従来行つて来た金融統制に関する基本方針決定の権限は、これを通貨信用委員会に移譲し、同行は原則として発券銀行としての機能に重点を置くこと。

五、金融機関における経営者の独善的支配を排除するため、独占禁止法、経済力集中排除法等の趣旨に則ることはいうまでもないが、左記の方法により民主化を実現する。

(1) 資本構成の民主化

(イ) 独占的株主の排除

(ロ) 株主の議決権の制限

(ハ) 相互会社組織の普及

(2) 運営並に活動の民主化

(イ) 融資額の制限

(ロ) 経営協議会の活用

(ハ) 経理内容の公表

(3) 経営者選任の民主化

経営者選任にあつては、少くともその半数は従業員側より推薦すること。

六、日本銀行、大蔵省預金部、簡易保険、農業保険等の民主化については次の如き措置を講ずる。

(1) 日本銀行の民主化

(イ) 最高方針の決定は通貨信用委員会による。

(ロ) 理事会の上に日本銀行運営委員会を置き、業務運営の基本方針を決定する。

理事会はその決定に従つて業務を執行する。

右委員会の構成は金融界（日銀を含む）、産業界、金融及び産業における従業員代表をもつてする。

(2) 国家資金による金融機関の機構及び運営の民主化並に合理化

(イ) 預金部、簡易保険等の国家資金の運用の一元化については、前記の通貨信用委員会において別途考慮すること。

(ロ) 預金部資金運用委員会の構成を徹底的に民主化し、その機能を拡充して、預金部業務全体の運営の基本方針を決定する。ただし実務執行は担当しない。

(ハ) その他機関については日本銀行の場合に準ずる。

第三 金融機構並に金融機関の整備

一、長期産業銀行と普通銀行

(1) 敗戦下の著しい資本破壊の現状に鑑み、長期固定資本投下が必要であり、且つ一般普通銀行は短期金融機関として専門化しつつある傾向からすれば、一般普通銀行とは別個に、有力な長期産業銀行を設けることを適当とする。

その具体的編成については、今後の経済構造、資金計画その他の事情を考慮の上、能率的なものに組織さるべきであるが、行数は最少数に限定することを適当とする。

右の長期産業銀行は銀行法に基いて設立されるものとするが、その資金調達手段（例えば債券発行権）及び資金運用面に

については長期金融機能の遂行に適應する如く規定すること。

(2) 一般普通銀行は原則として短期金融の分野に活動すること。ただし、長期産業銀行と密接な連絡のもとに、長期産業金融の一部を行うことが出来る。普通銀行の融資が日本銀行の発券力に依存することは極力避けねばならない。

(3) 暫定措置として承認されている復興金融金庫については、次の措置を講ずる。

(イ) 復興金融金庫の融資資金計画の大綱作案及び現行復興金融委員会の権限に属する基本的事項は、通貨信用委員会の担当とする。

(ロ) 融資懇談会は廃止する。

(ハ) 復興金融委員会は其の構成を民主的組織とし、復興金融金庫内部の機構としてその融資審査機能を民主化し且つこれを確立すること。

(ニ) 復興金融債券の日本銀行引受を極力減少させその流動性を確保する等消化円滑処置を考慮すること。

二、中小企業金融

(1) 中小企業の振興は原則として協同組合によることを適当とするから、これが金融については商工組合中央金庫を有力かつ合理的に改編して、組合金融の中央機関たらしめると共に、その系統組織を確立すること。ただしこれによつて他の金融機関の活動を排除してはならない。

(2) 商工組合中央金庫の経営民主化については、既出の運用委員会に準ずる民主的運用機関を設置する必要がある。

(3) 市街地信用組合並に無尽会社は、地域毎に適正規模に整理統合して、経営内容の充実強化をはかること。
準市街地信用組合は市街地信用組合に改組すること。

(4) 中小企業に対して地域内に公的な信用保証機関を新たに設け、またはかかる制度を拡充すること。

三、庶民金融

(1) 従来の庶民金庫と恩給金庫とを合併して、主として社会政策的性格をもつ小額消費金融機関とすること。

- (2) 庶民金庫は直接金融を行うものとし、市街地信用組合及び無尽会社の中央機関たる機能は、これを廃止すること。
- (3) 右機関は全額国家の出資とし、その運用は充分に民主化されて、零細な大衆の福祉に副うことを要する。そのため庶民金融委員会を設置するを適當と認める。構成は既出各種委員会に準ずる。

- (4) 質屋は公私営併存を適當とし、大衆の公正な利益を保証するための措置を講ずること。

四、農業金融

- (1) 農業金融は農業協同組合金融を中心とすること。
 - (2) 市町村農業協同組合は信用事業と他種事業の兼営を認める。
 - (3) 第二機関としての組合金融中央機関（第二農林中央金庫）の設置は必要である。
 - (4) 第二農林中央金庫はその地方支店を経由して市町村農業協同組合系統機関を構成することが適當である（二段制の採用）。
 - (5) 第二農林中央金庫の経営機構は一般金融機関に準じ委員会組織により民主化すること。
- この場合、特に農民組合代表を参加せしめること。
- 右委員会は実務を担当しない。

- (6) 資本的採算をとりうる農業事業については、一般金融機関の機能を活用することが適當である。

五、信託業

- (1) 信託会社は総合財務サービス機関としての機能を果たすようにその業務態勢を確立すること。これがため現行信託法、信託業法を改正し、その業務制限を緩和し、また新種目の取扱を認めること。
- (2) 信託会社の総合財務サービス業務の実施に當つて他の金融機関特に普通銀行との間に必要以上の混こを生ずることは避けること。これがため担保附社債信託の信託会社専業化、銀行の信託業兼営の廃止等の主張は、理論的には正当としても、その実施に當つてはなお慎重な考慮を要する。
- (3) 信託会社の経営民主化については、銀行における場合に準ずる。

六、保険業

- (1) 任意保険存在の意義はいまだ失われておらず、現段階においては民営形態を可とすること。ただし損害保険については、これと並行して民間企業の取扱による強制保険制度の実現について研究を進める必要がある。
 - (2) 監督行政を業界の実情に合致させ、官営保険を含める保険制度を合理化するため、業法の改正を始めとして関係法制の統一化をはかると共に、業界の意見を反映せしめるために保険委員会の如きものの設置を必要と認める。
 - (3) 生命保険及び損害保険の金融機関としての特性を正確に認識し、その取扱に遺憾のないようにすること。
 - (4) 保険業の経営民主化については、銀行その他の場合に準ずる。
- なお生命保険については事業の性質上、相互会社組織への改編を適當とする。

七、証券業

- (1) 証券取引所を速かに再開せしめること。これと同時に証券取引委員会を強化し、実質的活動をなさしめると共に、これが一層の民主化に努力すること。そのため右委員会と業界との連絡を密ならしめるための措置を講ずること。
- (2) 証券金融の道を講じ、また一定範囲に限って証券担保金融の再開をはかること。
- (3) 第六特別委員会報告書にかげられた放出株式の分散に関する意見書並に証券取引法の施行に関する意見書中には、今後の放出株式の円滑なる処理、証券市場の正常なる発展に寄与する適切な意見が多いことを認め、これが実現の処置を希望する。

- (4) 証券業経営の民主化については、銀行その他の場合に準ずる。

八、各種法規上の措置について

- (1) 本答申における金融上の諸改革を実現するために、銀行法等の改正を必要と認める。
- (2) 法規上各種協同組合が信用事業を行いうる現状に鑑み、組合自身の濫立を制限すると共にこれが信用事業活動を統一し、弊害の発生を防止するため、なんらかの法的措置を講ずること。

以上が最終答申主文であるが、この答申の基礎となった特別委員会の中間報告書の中で比較的重要であるが、最終答申に出ていない論点について、以下若干とりあげて、抄録しておきたい。

(1) 第一特別委員会中間報告書

大銀行と地方銀行

今後産業の地方分散に伴つて地方的に産業中心地が形成される傾向にあるから、地方産業の育成には特に地方銀行の活動に期待すること。

普通銀行と貯蓄銀行

(イ) 貯蓄銀行法を廃止して銀行法一本とすること。

銀行法中に貯蓄預金に関して特別の規定を設け、貯蓄預金を資源とする資産の運用に関しては課税上の特典を認めること。

(ロ) 一定額以下の貯蓄預金に対しては預金者保護の規定を設けること。

(ハ) 一定額以下の貯蓄預金に対しては預金利子課税上等の点に関して特典を認めること。

我国貯蓄の特殊性並に歴史的事情に鑑み、小額の貯蓄性預金の利子に対する課税上の特典を戦後一挙に抛棄したことは極めて不当であるから、これに対しては税法上特別の考慮を払い優遇の途を講じる。

(ニ) 普通銀行が貯蓄預金業務を兼営し、或は貯蓄銀行が普通銀行業務を兼営することは各行の任意とすること。

(2) 第二特別委員会中間報告

ピラミッドの頂点に立つべきは農林中央金庫であるが、同金庫は金融機関再建整備法により近く再建せらるるを機とし民主化を計ると共に必要なる諸般の改革を加えるべきであると考えられる。

県段階の信用事業連合体を必要とするや否やについては、現実の問題としてはなおこれを存続するも、中央機関の民主化に伴い漸進的に可能なる方面より廃止すべきであるとの結論に達した。

(3) 第三特別委員会中間報告

無尽会社は今後の情勢により相互組織に改組すること。

(4) 第五特別委員会中間報告

この問題（銀行と信託会社の関係——引用者）について銀行と信託会社とはあたかも不動産会社と信託会社、証券会社と信託会社とが全く別箇の存在であると同様、全く独立別箇の職能担当者であることを銘記し、この面における信託会社の根本的在り方を規定しておく必要がある。

信託会社が貨幣財産を取扱う範囲は今後或は相対的に低下するかもしれない。それは従来の金銭信託中心が戦時経済影響下における歪曲された形相なるが故であり、今後には総合財務サーヴィスの豊かな展開が予想されるからである。

しかしこのことは別に貨幣財産を取扱う場合においても信託会社によるその管理運営と銀行のそれとは別箇の分野に属することを主張しておきたい。それは世間で往々考えるような預託期間の長短の問題ではない。信託会社はあくまで総合財務サーヴィスの一環として貨幣財産を管理運営することまた手数料主義の下に他主経済的にこれを取扱う点において銀行の預金業務とは全く類を異にするのである。

信託会社がその本質に従つて凡ゆる貨幣財産を自由に管理運営すれば自ら従来の如く融資機関としての面においてもまた銀行と接触するのは当然である。管理運営の目的性格における両者の本質的な相違を認識するならば、その運用面における接近のみを促えて両者の関係を云々するのは当を得ない。

日本経済が再建のノーマルな軌道に乗る場合の様相を予想すれば普通銀行は専ら短期商業銀行となり、信託会社は総合的財産管理運営の一部として短期資金も預託されるが、特に長期貯蓄的貨幣財産が専ら信託会社に集中されることは十分に期待出来る。

ここに長期金融機関Ⅱ産業融資機関としての信託会社の役割も自ら期待出来る。この場合興銀勸銀との関係が一応問題にされ

ようが、興銀勸銀等は国策金融機関本来の趣旨により資本増殖の軌道に乗らない融資、すなわち採算度外視の国策的融資に主なる立場を有し、民間の長期金融機関とは本来別箇の分野を有するものであらう。

若干引用が長くなったが、以上が第二次金融制度調査会の答申における主要な論点である。通読してまず感ずるのは、調査会が従業員組合の意見を重視したこともあって、金融機構や金融機関の民主化に対してきわめて積極的であるばかりか、社会化の方向を模索しているのではないかと受け取れることである。この点において、第一次金融制度調査会の答申とも、第二次金融制度調査会以後の論議ともニュアンスの相違を見出すことができるのではなからうか。金融機構の民主化ということが民営組織の金融機関の自由な競争というよりも、民主的選出によって形成された通貨信用委員会の強力な統制と監督の下に進められていくべきであるという主張が根強いように思える。おそらく日本銀行をも監督下におきうる通貨信用委員会の設置がこの調査会の答申のもっとも大きな特徴をなしているといえるであらうが、金融機関の国有、国営化の議論とともに、このような考え方はその後の金融制度論議においては次第にその姿を消していくとみることができよう。その意味でも特異な性格の答申であったと指摘することができよう。⁽¹⁸⁾

次に各種金融機関のあり方については、それぞれの特別委員会ですまず中間報告書が作成され、それを全体の調査会に附議するという方法がとられた。しかもそれぞれの特別委員会には幹事として当事者である利害関係者が入っており、どうしても既存の金融制度の体系を是認する方向でとりまとめがおこなわれやすい。その意味で金融機構の民主化の部分と比較すると、斬新性に乏しい印象を否定することはできない。既存の金融機関を新しい金融制度の枠組みのなかでどう位置づけるかに議論が集中して、貯蓄銀行を除けば、その存立の可否にまで議論が深められなかったように思える。ただそのなかで、農業金融、中小企業金融、庶民金融といった分野の重視、小額貯蓄者の保護ないし優遇が主張されている点は、第二次金融制度調査会の性格を示した一面といえるであらう。

四 政府における金融制度改革の検討

以上、第二次大戦後の金融民主化の動きの中で、金融制度改革についての議論がいかに展開されてきたかについて述べた。とくに金融機関の再建整備がすすむにつれて、その問題との関連で将来のわが国の金融制度のあり方が真剣に検討されたことはいうまでもない。たとえば、昭和二年八月二五日付の大蔵省「金融制度及び機構の改革について（試案）⁽¹⁹⁾」には、制度および機構の早期決定の必要なことの理由として、金融機関の再建整備によって各金融機関の旧勘定の損失が明らかとなると預金者に不安を与えるのではないかなど、次のような事柄をあげている。

- (一) 来る九月には各金融機関の旧勘定の損失が明かになるが、事前に処置が明瞭でないと、預金者不安が生ずる虞れがあるから、これを防止しなければならない。
- (二) 経済力集中排除に伴つて、財閥銀行の預金者にも不安を生じ又財閥銀行の職員も不安定では貯蓄増強、健全金融に専心できないから、早急にこれを安定せしめなければならない。
- (三) 講和会議予備会商早期開催の態勢にに応じて、極力速かに我国金融態勢も民主的に切り換える必要がある。
- (四) 然るに金融制度及び機構の改革の完了には、その案の決定後相当の月日を要する。
- (四) 貿易再開、クレディット設定等の経済再建の態勢にに応じ、インフレ防止及び経済再建のため、金融機構の安定、貯蓄増強及び緊要生産金融の推進の態勢を早く確立する必要がある。

そして、このような観点から、金融制度および機構の改革案を考慮するに当たって、少なくとも留意すべきこととして、次の三点を指摘している。

- (一) 金融機関を健全化すること

- (二) 預金者（保護契約者等を含む）保護を強化すること
- (三) 金融機関を民主化すること

同試案はさらに金融制度改革に対して、①金融機関はすべて収支を償うもののみとすること、②預金者の保護を強化すること（預金保険制度を設けることを含めて）、③金融機関を民主化するために、(イ)国家的色彩を極力排する、(ロ)財閥色を払拭する。(ハ)少数株主による独占を排する、(ニ)一つまたは数金融機関による金融界の独占化を排する、といった措置をとるべきことを述べた後、次のような「金融機構改革案要綱」を示している。

- (一) 発券銀行（追て考究）。
- (二) 特殊金融機関は極力少くする。即ち
 - (イ) 復興金融金庫―存置。
 - (ロ) 勸銀、興銀―債券発行の能力を有する長期金融目的の普通銀行とする。この場合預金の受入れについて制限する。備考 勸、興合併は、(1)合併すれば独占的な長期金融機関となること、(2)長期事業金融機関も経済界の中小工業化に伴つて少くとも一つにすることは不適當であること、(3)両行の勢力は拮抗し、合併後融合不可能なこと、により不適當である。
 - (ハ) 北拓―北海道における地方銀行化する。
 - (ニ) 農林中金―農業協同組合の出資による相互組織の中央銀行として第二金融機関を設立せしめる。この場合債券発行能力を認める。
 - (ホ) 庶民金庫、恩給金庫及び商工組合中央金庫を統合して国民金融金庫を設立し、中小企業及び国民大衆に対する金融を行わしめる。この出資は全額政府出資とし、債券発行の能力を賦与する（これのみが政府機関として存置することとなる）。この金庫は無尽会社、市街地信用組合等の中央機能的業務を併せ営むものとする。

(三) 普通銀行

(イ) 財閥銀行

四大財閥銀行は解散し、民主的な新銀行を設立し（名称、株主及び役員から財閥色を払拭する）その店舗の約一〇％を縮少する。その他の財閥銀行は、適宜財閥色を払拭せしめる。

(ロ) その他の普通銀行

再建整備法により減資する銀行は、その資本を少くとも現在額まで増資せしめる。

(四) 貯蓄銀行

(イ) 貯蓄銀行は総て相互組織とし、日本貯蓄銀行を解体し、数個の地方貯蓄銀行と全貯蓄銀行の出資に基く中央銀行との二とする。

(ロ) 貯蓄銀行の運用は新に金融機関一般に対して設けられる制限の程度まで現在の制限を緩和し又解体に際しては、収支相償うよう合理化する。

(ハ) 地方の貯蓄銀行はその預金の一部を中央貯蓄銀行に預入することを要するものとし、中央貯蓄銀行は地方貯蓄銀行を援助する。

(五) 信託会社

(イ) 財閥信託会社は解散し、民主的な新信託会社として出発せしめる。

(ロ) 信託会社の業務の中心は、財務の代行管理業務に置き、金銭信託も特に特定金銭信託を中心として運営せしめる。

(ハ) 銀行の信託兼営は廃止する。

(六) 无尽会社

(イ) 相互組織の无尽会社の設立を認める。

(ロ) 内容弱体の无尽会社は、これを統合して健全化する。

- (七) 市街地信用組合、準市街地信用組合及び農業協同組合等
 - (イ) 新に信用協同組合法を制定し、市街地信用組合、準市街地信用組合その他組合組織の金融機関は、総て本法により信用協同組合に改組する。(農業協同組合その他の協同組合が金融業務を兼営する場合は本法に依り認可を受けることを要するものとする。)
 - (ロ) 信用協同組合で収支償わないものは、適宜に統合してこれを健全化する。
 - (ハ) 信用協同組合にはその希望があれば、例えば農業金融関係の如く適宜協同出資して中央相互銀行を設立することを認める。
 - (ニ) 特に預金による資金の使途について制限を設ける。
 - (ヘ) 保険会社
 - (イ) 組合組織による保険経営を設けるも、契約者数の最低限を設ける。
 - (ロ) 外務社員制度は、その地位及び責任を明確化するためこれを代理店制度に改める。
 - (ハ) 保険会社で収支償わないものは、これを整理する。
 - (ニ) 損害保険の再保険について、国営制度又は復金保証制度を設ける。
 - (ホ) 預金部簡保は、当分のうち現状通りとし、その収支の改善を図る。
- なお、凡て政府の金融業務は大蔵省に一元化する。

右の改革案の作成時は第二次金融制度調査会の開会中であり、調査会の論議と本案の関係は明らかではないが、内容の相違等から、おそらく調査会の論議とは別に、大蔵省が独自に作成したものと思われる。ところで、右の改革案の内容を一表にまとめた資料が現存している。日付を八月二七日から九月一日に、表題を「金融機構改革案」から「改正案」に修正されているが、修正後の表を次に掲げておく。⁽²⁰⁾

金融機構改正案対照表(昭二二、九、一)

金融機関種別	現 在	改 革 案
一、発券銀行	日本銀行	(追て考究) 存置
二、長期事業金融機関	1 復興金融金庫 2 日本勧業銀行 3 日本興業銀行 4 北海道拓殖銀行	普通銀行(債券発行) 普通銀行(債券発行) 北海道における地方銀行(債券発行考慮)
三、短期事業金融機関	各普通銀行	財閥色払拭
四、貯蓄機関	1 日本貯蓄銀行 2 地方貯蓄銀行	貯蓄銀行法廃止 日本貯蓄は数個の貯蓄主業務の銀行又は普通銀行に解体 貯蓄主業務銀行には相互組織を認める。
五、信託機関	各信託会社	財閥信託会社は解散し民主的な新信託
六、中小事業及び庶民金融機関	1 市街地信用組合 2 準市街地信用組合 3 その他組合組織の金融機関 4 無尽会社 5 農林中央金庫 6 庶民金庫 7 恩給金庫	信用協同組合 相互組織も認める。 第二銀行(農業協同組合の出資による相互組織、債券発行) 公民金庫 (全額政府出資)(債券発行)

八、預金部・簡保	8 商工組合中央金庫	二
	各生命保険会社 各損害保険会社	
七、保険機関		

次いで、昭和二二年九月六日、「金融機構再編案⁽²¹⁾」が出されている。同案は西原銀行課長案で九月一三日に大臣室会議で修正のうえ、同月一五日に司令部のロビンソンに示した旨の書込みがあり、欄外には金融機関の「集排法」適用は避けられないが、金融機関の特殊性を考慮して企業と一律ではおこなわない旨記載されている。この「再編案」はほぼ前掲試案と変わらないが、普通銀行についてより具体的な内容が記載されていること、前述のごとく「貯蓄銀行法」の改正をうたっている点が大きく異なっている。そこで、その部分だけについて以下掲げておくが、前述のとおり、九月一五日案もこの九月六日の試案とほとんど変わっていない。ただ重要だと思われるのは、財閥銀行の項目に「自然的に左によりその財閥色を払拭する」とあり、財閥銀行の解体を緩やかなものとしている。

二、普通銀行

(一) 財閥銀行

財閥銀行については左によりその財閥色を払拭する

- (イ) 名称を民主的なものに改める
- (ロ) 株主及び役員から財閥関係者を排除する
- (ハ) 同一人に対する融資について一定の制限を設ける
- (ニ) その預金額を本年〇月現在に於てX円以内のものに縮少せしめる
- (ホ) 右の場合特に大都市に於ける預金の分散をはかる（金融力の大都市集中の排除）

(B) 預金の分散は新銀行の設立又は支店の譲渡いずれの方法によるも任意とするが新銀行又は支店の譲渡をうけた銀行の預金もX円を超えてはならない

(C) 銀行の貸出金、有価証券その他の資産及び日銀借入金を預金の分割割合に按分する

(ホ) 野村銀行については右(ニ)に代え若干の大都市店舗を他に譲渡する

(二) その他普通銀行

三和銀行については本年〇月現在の預金をY円以内に縮少せしめる、この方法は右(一)(二)に準ずる
その他普通銀行については同一人に対する融資について一定の制限を設ける外再建整備法の結果減資する銀行についてはその資本を少くとも現在額まで増資せしめる

三、貯蓄銀行

- (一) 貯蓄銀行法は之を廃止し定期積金と貯金とに関する規定は之を銀行法中に定める
- (二) 貯金を主たる業務とするものにつき新に相互組織の銀行の設立を認める
- (三) 日本貯蓄銀行はその現状に顧み之を健全な数個の銀行に解体する

この内容でさらに注目されるのは、大口融資規制とか金融機関の民主化と同時に健全性に配慮した点である。また本内容以外では信託業務について普通銀行の兼営を認めない（周知のように戦時中の昭和一八年に兼営を認める法律ができた）とされていることも注目される。

八月二五日付試案以来、九月一五日の試案にいたるまでの改革案でもう一つ注意する必要があるのは、わが国の伝統的な金融制度の特徴を生かしつつも、アメリカの金融制度に近づけようとする考え方も入っていることである。すでにこの時点ではかなりアメリカの金融制度についての研究もすすめられていたのである。たとえば、貯蓄銀行を相互組織に改めるというのも、アメリカの相互貯蓄銀行 mutual savings bank を範にしたのであろうし、以下とり

あげる「預金等保険要領」(昭和二年九月一五日付)もその一つといえよう。この文書の欄外には九月一六日にロビンソンに提示とメモ書きがあるが、むしろロビンソン側からこのような案の提示をうけたことも考えられる(八月二五日付の同じ表題の文書の欄外に愛知局長の鉛筆書きでロビンソン提案とある)。この「預金等保険要領」はわが国でもほとんど初めての預金保険制度案であると思われるので、その全文を掲載しておこう。出資が全部日銀となっており、大蔵大臣の監督権の強いことなどが注目される。これは預金保険機構が支払いに応じきれないときには政府がこれを補填することを義務づけられていることの対価であろう。この預金保険機構創設の検討は、後述のごとく、翌二三年以降ひき続きおこなわれることとなるのである。

預金等保険要領(昭二、九、一五)

- 一、預金等保険制度を設け貯蓄の増強と預金者の保護を図るとともに、金融機関の運営の健全化を図ること。
- 二、預金保険金庫を設立して、当金庫は、金融機関(生命保険会社及び農業者等を含む)が新勘定の預金等の支払をなし得ないときは、預金等で各一人についてA円以下のものにつき一〇〇%にその支払を保険すること。
- 三、本金庫の資本金はX億円とし、日本銀行の全額出資、半額払込とすること。
- 四、金融機関は、毎年その預金等のY%相当額の保険料を払い込むこと。
- 五、本金庫の役員は、理事長一人、理事二人、監事一人とし、預金保険委員会(最初は設立委員)の推薦する者のうちから政府がこれを任命すること。
- 六、預金保険委員会は、本金庫の運営の適正を図ることを目的とし、各金融界代表及び学識経験者十名内外を以てこれを構成すること。

七、本金庫の収入から諸経費を除いた残額は、すべて責任準備金として積み立てること。

八、金融機関が支払不能となつたときは、当該金融機関はその業務を停止し、その要請により本金庫がその整理に当ること。

なお、本金庫又は大蔵省の認定により業務を停止せしめた場合も右と同様とすること。

九、本金庫が右八、の整理のため、又は保険金の支払をするため資金が不足するときは、必要な額を限り日本銀行から借入金をすることが出来ること。

一〇、本金庫が、保険金支払のため責任準備金を取り崩しても尚損失を生じたときは、政府において之を補償すること。この場合には爾後保険料収入中の剰余金の五〇%を政府に返済すること。

一一、金融機関の預金等の安全を確保するため、その預金等による資金の用途につき一定の制限を設けること。

一二、大蔵大臣は、金融機関の預金及び貸出の利率並びに諸手数料の基準につき指定することができること。

一三、大蔵大臣及び本金庫は大蔵大臣の命令又は承認を受け、金融機関の検査をなし、若くは報告を徴しその業務で不当なものについては適当な指示をなし得ること。又本金庫は大蔵省、日本銀行について業務報告書若くは検査の内容を聴くことができること。

一四、本金庫は大蔵大臣が、これを監督すること。

一五、本金庫の資金は国債及び日本銀行預け金に運用することができること。

一六、大蔵大臣又は本金庫の指示に反して経営している金融機関に対しては、預金保険委員会に諮問して、その経営者に対し解任その他適当な処分をなし得ること。

当時預金保険機構の創設について、司令部側はかなり積極的であったようである。そこで大蔵省も司令部側と問題を煮詰めつつ検討をすすめていった。たとえば、昭和二年九月二〇日付「預金保険についての研究事項」⁽²⁵⁾は次のような問題点の検討を提起している。同文書には、「フィリップ渡し」というメモが書き加えられているから、司令部側に提出したものと思われる。

一、資金額 (amount of fund) (政府の補償限度)

我々は預金保険金庫の資金については、次の理由によつて、政府補償の限度を一〇、〇〇〇百万円とするのを適當と考える。(この外、資本金三〇〇百万円あり。)

(一) 我国における最大の金融恐慌は、昭和二年(一九二七)に起つた。当時預金額は一三、八七三百万円、これに対し日本銀行から資金として放出された額は六八七百万円で、その預金額に対する比率は五%である。現在保険に入る全金融機関の預金額は二〇〇、〇〇〇百万円であつて、その五%は一〇、〇〇〇百万円であるから、預金保険の資金としては右の金額で足りると考えられる。

(二) 米国においては、預金保険会社の発足の当初、その資金額は全預金額の六%であつたという。我国の現在の新勘定預金額二〇〇、〇〇〇百万円の六%は一二、〇〇〇百万円になる。

二、保険料 (assessments)

保険料の率は、次の理由によつて年に預金額の〇・〇二%とするのを適當と考える。

(一) 我国の昭和二年(一九二七)の恐慌に際しては、日本銀行から六八七百万円の特別融通をしたが、なお、未回収のものは七五百万円であつて、このうち回収可能見込のもの三五百万円、回収不可能見込のもの四〇百万円であり、他方日本銀行における特融勘定の純益が四三百万円であるから、損失は全然起つていない。

(二) 米国における預金保険会社が、最も多く保険を實行した一九三四—一九三九の間に預金保険のために蒙つた損失及び経費の総額は三六百万弗で、その一ヶ年の平均額は六百万弗であり、これを当時の米国の全国銀行の預金額は六〇、〇〇〇百万弗に対比すれば〇・〇一%にしか該当しない。

三、資本金額 (amount of capital)

資本金額は、預金保険金庫の経費を償う程度とし、一五〇百万円の三・五%は五百百万円で、差し当りの預金保険金庫の経費の賄がつくし、又右の米国における保険の実績から見て保険料として払い込まれる預金額の〇・〇二%の金額の半分近いものは経費として使えるから、預金保険金庫の資本金額は、差し当りの払込額を一五〇百万円とすればよいと考えられる。

四、被保険金融機関の範囲

預金保険制度に加入する金融機関の範囲については、従来から、貯蓄奨励についても無尽会社、農業会その他の金融機関が資金吸収機関として活動しているのであるから、米国におけると異り、銀行、信託会社以外のこれらの金融機関をも保険の対象とするのが適當と考えられる。

また、預金保険機構創設をめぐる当時の大蔵省側と司令部側の考え方の相違を示す資料として、「預金保険制度及金融制度再編案」を議題とした「連合軍最高司令部との会見録」⁽²⁶⁾(昭和二年九月一日)がある。出席者は、司令部側フィリップ(財政課金融係 Money and Banking br. 信用政策 Credit Policy 担当)、大蔵省側愛知銀行局長、西原銀行課長である。この席で、愛知局長が預金保険制度案について先方の意見を質したところ、フィリップは「大体よく出来てはいるが」と冒頭に述べはしたが、再建整備が済むと同時にあるいは済んだ後で実施さるべきではなからうか、今は時期が早いという意味の陳弁をした。これはその日の朝の司令部内の会議で意見が変わつたもので、大蔵省側は先方の考え方の変化を意外と受けとめ、その理由を次のように推測している。

- 一、資本金と保険料収入との合計額が被保険預金の額に比較して少なすぎる(米国では六%で出資した)——これについては我国においては過去に損失はまずなかつたこと及び国家補償があることを述べた。
- 二、多くの金融機関が支払不能になつた場合には本措置はあまり役には立たない。
- 三、保険の対象となる分野があまり広すぎはしないか生命保険をも対象とするのか。
- 四、再建整備がすむ迄に本制度を実施すると金融機関がスポイルされて整備がおろそかになりはしないか。
- 五、金融制度全般の再編成と併せするのが効果的だ。

さらにフィリップは、融資に関する制限、金利に対する認可制、金融機関の監督等については「金融業法」(General

Banking Law)中に規定すべきではないかと述べ、預金保険とは切り離して考えるべきだという考え方を固持した。ともあれ、このような経過で預金保険機構の創設は将来の課題として、先に延ばされることとなった。

次に同二年九月一七日付の「金利基準の指定及び金融機関の運営の健全化について」⁽²⁷⁾をとりあげておきたい。表題のごとくこの文書は二つの点で司令部側に制度改革の要請をおこなったものと理解できる。一つは、預金金利と貸出金利に政府が最高基準を指定し、その範囲内で自由競争させようとする措置である。その際適用される金融機関は銀行だけではないから、「銀行法」の改正では不十分であるので、独立した法規制定の認可を要請したものである。こうした措置がとられたいきさつには次のような事情が存在する。銀行の預金・貸出金利は戦前から銀行間の自主的協定によって規制されていたが、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和二年四月一四日法律第五四号、以下「独占禁止法」と略称する)施行(昭和二年七月)直後の九月に、公正取引委員会は金利協定が「独占禁止法」第四条に違反するので善処するよう要望した。東京銀行協会はこれに対して意見書を提出したが、結局金利協定が「独占禁止法」の第三、第四両条に違反するという理由で、公正取引委員会は審判開始を決定した(同年一〇月二日)。他方、大蔵省・日本銀行も金利協定に代わる措置の検討をはじめ、銀行の自主協定に代わって政府による規制の措置をとろうとしたのが本文書である。その後、協定加盟銀行は金利協定を破棄することを申し合わせ(一〇月二三日)、法律によって規制がおこなわれるまでは銀行局長からの通達(「諸金利の最高限度及び諸手数料の基準に関する件」昭和二年一〇月二四日蔵銀第二一四〇号)によって、預貸金金利の上限を規制する法律制定まで「当分の間、現在の平静な金利及び手数料の状態を維持する様」各銀行に要請した。⁽²⁸⁾そして結局「臨時金利調整法」(昭和二年一月三日法律第一八一号、一月一五日施行)が成立し、九月一七日付文書が結実したのである。当初は臨時の措置であった同法が今でも生きていて、預金金利、貸出金利の上限規制の手段として活用されているのは興味深い。

また、もう一つの問題である金融機関の運営の健全化は、預金保険を最終的に国家が保証することと結びつけて提案されている。つまり預金保険機構と金融機関運営の健全化は表裏一体だというわけである。そして具体的に次の二つの方法について述べている。

(三) この金融機関の運営の健全化については、次の二つの方法を考えている。

(イ) 預金による資金が危険な使途に使われないこと。

(ロ) 金融機関の運営の方法が危険であるときは、適当に指示してこれを是正し得ること。

四 右の(イ)の具体的な方法としては、我々は一応次のように、預金による資金の使途について特定のものに集中される危険を避けることを考えている。

(イ) 社債及び株式 百分の

(ロ) 不動産 百分の

(ハ) 同一会社の社債及び株式の所有並びにこれを担保とする貸出 百分の

(ニ) 同一人に対する貸出 百分の

(ホ) 有価証券若しくは不動産の所有、貸出又は預金、貯金若しくは金銭信託以外の方法による預金の運用 百分の

(ヘ) 右(三)の(ロ)については、大蔵大臣及び預金保険金庫が、次の行為を行い得るようにしたいと思つてゐる。

(イ) 金融機関から適当な報告を徴して、常に金融機関の運営の健全化について監視すること。

(ロ) 随時金融機関の運営状況を検査すること。

(ハ) 金融機関の運営が悪いことが判明したときは、これを是正すべきことを指示し、これに反すれば、事情により役員を変更せしめること。

(ニ) 右の金融機関の運営の健全化の確保は、銀行だけでなく、特に農業会等についてその必要性があるのであつて、これは現在

の我國の銀行法にのみ規定するわけにはゆかないのである。

(七) なお、右の資金の使途の制限のうち一人に対する融資の制限は、金融機関特に財閥銀行の民主化を實行する上においても必要な規定であつて、早急に財閥銀行の民主化を實行するためにも、これらの規定を早急に制定するのを適當とする。

ここでは資金運用の健全化と大蔵省による監督の強化があげられている。また大口融資規制が財閥銀行の民主化に役立つことをとりあげている点も興味深い。

金融制度の改革案がかなり具体化し、預金保険機構設立の提案もおこなわれた二年九月一八日に、日米担当者による打合わせがおこなわれた。⁽²⁹⁾司令部側は、財政課通貨銀行係のスマス J. C. Smith、フィリップス、大蔵省側は銀行局の愛知局長、西原銀行課長が出席した。その要旨は次のとおりである。

(1) 預金保険機構については、①金融機構の再編が済んでから実施するのが適當である。②金融問題の専門家である連邦準備制度理事会 Federal Reserve Board のケークル E. M. Cagle が到着（九月一六日ワシントン出発）してから検討するという理由から決定は延期する。

(2) 金融機構の再編については時期、内容とも何ともいえぬということから、なるべく早くするよう日本側から要請が出された。

(3) 金利基準については日銀が決定するのが適當であるから、そのような法律を作ってはどうかという意見を司令部側が出した。日本側は日銀がタッチしていない銀行以外の金融機関の金利をもコントロールするから政府が決めるのがよいと返事したが、政府が決めるのと借手であるから自分の都合のよいように勝手に決めるおそれがあるということと司令部側が主張したので意見が一致しなかった。ただ公正取引委員会が金利協定を「独占禁止法」違反と判定を出すのを、法制定まで待つよう、司令部内で財政課通貨金融係が財閥課 Anti-Trust and Cartel

Div. に話をつけてもらうよう要請し、了解された。

この最後の金利基準の規制については、結局九月二二日に「独占禁止法」違反の判決が出、「臨時金利調整法」が制定されたのは前述のとおりである。

- (1) 日本銀行調査局『戦後わが国金融制度の再編成（昭和二〇年八月—二七年）』昭和四二年七月、九七ページ。
- (2) 大蔵省資料Z五二六—六一。
- (3) 同前。日本銀行調査局、前掲書、九八—一〇二ページ所収。
- (4) 前掲書、一〇三、一一八ページ。
- (5) 大蔵省資料Z五一九—一。
- (6) 大蔵省資料Z五二六—六一。日本銀行調査局、前掲書、一〇六—〇七ページ所収。
- (7) 大蔵省資料Z五三一—六一—三九。
- (8) 同前。
- (9) 大蔵省資料Z五二六—六一。
- (10) 大蔵省資料Z五一九—一。
- (11) 大蔵省資料Z五三一—六一—四三。
- (12) 大蔵省資料Z五一九—一。
- (13) 同前。
- (14) 日本銀行調査局、前掲書、一一二—一六ページ。
- (15) 大蔵省資料Z五一九—一。
- (16) 同前。
- (17) 以下、第二次金融制度調査会に関する説明および引用で、注を付していない箇所は、すべて、大蔵省金融制度調査会報告『新金融制度の研究』昭和二三年三月、板垣書店、によった。

(18) 第二次金融制度調査会の報告書は、最終的に銀行国営化を否定しているが、調査会の初期の段階には銀行国営化問題が検討の対象となった。当時社会党が政権に加わっていたこともあって、産業国営化との関係で銀行国営化がとりあげられたよ

うである。その一例を示すものとして、銀行課が作成した「銀行国営論概観」(昭和二年二月二五日付)と題する文書がある(大蔵省資料Z五二六―五―一八)。同文書は、まず第一に各国における銀行国営化の状況をその背景とともに述べている。そこでは、「公共的性質を有する銀行を、一部の資本家の支配にまかさず、社会全体の利益となるよう、その機構ならびに経営に社会性を加えようとする銀行国営化は、今日世界各国の一般的傾向である」とした上で、これを三つのタイプに分類している。すなわち、

① イギリス、ソ連、フランス、カナダ、オーストラリア等……中央銀行の国営

② ソ連、チェコスロバキア……全銀行の国営

③ フランス、ニュージーランド……中央銀行および大商業銀行の一部国営

次いで、わが国における銀行国営論として社会党を中心とした当時の考え方を次のように整理している。

(一) わが国においても、経済再建方策として、重要産業の国営論が日程に上りつつある。社会党においては、危機突破対策として全炭礦に対し、国有を前提とする国家管理を主張し、なお、鉄鋼、化学肥料産業についても同様の主張をしている。これらに対しては賛否の議論が盛である。

(二) 金融機関についても、社会党には左の如き内容を有する国営乃至国家管理論がある。

(1) 日本銀行の国有を断行すること。

(2) 金融機関は国家管理に附すると共に、経営を社会化すること。

(3) 一元的な投資銀行を創設すること。

(4) 中央に通貨金融の国家管理委員会を作ること。

(5) 上記の諸機関は、不当な資金融通を抑制すると共に、必要な資金は迅速公正に供給しうるよう資金計画をたて実行すること。

(三) 金融機関の国営に関する一般の論調は、わが国では、未だ抽象論の域を脱しない。従つて、具体的にこれを取り上げることは困難であるが、諸外国の実例並びに現在迄に論ぜられたところより推測すれば、金融機関の国営論には概ね左の事項を包含するものと解せられる。

(1) 中央銀行の国営

(2) 普通銀行の国営

(3) 金融機関運営の社会化乃至民主化

(4) 一元的資金計画の策定及び実行

四 わが国の金融機関国営論には、英国労働党その他の流れを汲み欧州諸国における理論をその儘その論拠として適用し得るものもあるが、他面、わが国特有の事情によつて、軍需補償の打切り、国債の廃棄乃至元利払の停止等に関連して国営論の主張せられる場合も認められる。ここでは、とりあえず、内外における銀行国営論及びその反対論を参酌しつつ、抽象的に賛否の両論を概観することとする。

以上のごとく、社会党を中心とした当時の銀行国営論は抽象論の域を出ないが、中央銀行および普通銀行の国営化を含むかなり大胆な構想となっており、その考え方はイギリス労働党の流れをそのまま適用しようとするものや軍需補償打切り等わが国特有の事情に基づくものがある。さらに同文書は銀行国営論の論拠と銀行国営反対論の論拠について次のように述べている。

まず銀行国営論の論拠としては、

① 金融機関の業務は、強度の公共性、国家性を有するから、当然に国家管理ないし国有に移すべきであり、資本主義的私営企業に委ねるべきではない。

② 経済の再建は、公正、強力かつ計画的におこなう必要がある、このためには金融業務を自由競争に委ねる余地はなく、国家管理の下におく必要がある。

③ 経済再建のためには、金融の合理化、能率化、適正化が必要であり、そのためには金融機関の社会化が必要である。

④ 当面の金融機関の再編成は、国有ないし国家管理下においてもっとも合理的におこないうる。

⑤ 金融機関の自己資本は巨額なほど有利であるが、そのためには国家資本である方が適切である。

⑥ 金融制度の中枢に位置する中央銀行については、国営により社会化、民主化を図るべきである。これに対して中央銀行の政府からの独立を主張する意見があるが、この意見は、(イ)国家または政府を非民主的な機関として前提している点、(ロ)その時々政府に対して超然たる金融王国を夢想している点で必ずしも真の民主主義的思想とはいえない。

⑦ 市中銀行については、競争による能率の向上の必要性が国営論反対の有力な論拠であるが、「無用な競争」、すなわち(イ)預金争奪の弊を生ずるのみであること、(ロ)融資についても好ましからざる企業の融資に競争的になること等の弊害が痛感されている。

⑧ 国営化に伴う官僚的非効率の危険は、(イ)運営主体たる政府が民主的人民的政府であること、(ロ)銀行業務に携わる職員が組織化され、民主的な運営機構と相俟って、業務の官僚化、情実化を排し、その民主的運営を推進せしめることによって防止しうる。

⑨ 現下のおが国の財政経済の状況においては、軍需補償打切りとともに、国債の廃棄ないし元利払いの停止は当然これをおこなうべきであって、これを契機として金融機関の国営をおこなうのが適当である。これによって財政支出を軽減し、預金者を保護しつつ、経済再建に貢献しうることとなる。

等があげられている。また銀行国営反対論の論拠としては、

① 金融機関は現行制度の下において、創意工夫と相互の競争により任務を果たしてきたし、今後も果すことが望ましい。
② 銀行の国営化によって政府が金融機関を政治的に支配することは、自由人、自由なる制度に対する重大な脅威である。
③ 銀行の国営化による独占事業化の弊害や官僚的非効率さはさけることができない。
④ 銀行国営により、同一地方における競争的地位にある店舗を閉鎖することは、顧客の銀行利用上の便宜を無視するものである。

⑤ 銀行国営化により、政府に対して預金の秘密性を保ち難くなり、貯蓄の増加、預金の吸収に支障を生ずる。

⑥ 中央銀行が国営化することによって、財政のために利用せられ、あるいは党利党略のため政治的に悪用される恐れが多分に存在する。

⑦ 日本銀行はもはや今日では決して一私的機関ではなくなり、実際半国家機関となっている。

⑧ 金融機関の経営の困難となっているこの際国営を図ることは、いたずらに金融機関の救済に墮するのみである。等があげられている、そして同文書は以上の論拠を総合して次のように結論づけている。

以上によつて金融機関の国営に関する賛否両論を概観したのであるが、金融機関国営論は、それ自体独立したものとしての金融機関の国営を主張するものではない。

産業の国有化、社会化に關聯して、まづ第一に金融機関の国営が論ぜられていることに留意せねばならない。従つて、金融機関国営論に対する可否についても、また、産業の国営を如何に考えるかによつて、おのづから結論を異にするものと思われる。(未定稿覚書に代えて)

結局金融制度の再編成過程において、銀行国営化はほとんど中心的課題としてとりあげられなかったのだが、銀行国営化

論を扱った政府側の文書として数少ない一つであるので紹介を試みた。この時銀行国営化が実現していたら、わが国の金融制度はどのように発展し、かつどのような機能を果たしてきたのであろうか、きわめて興味深い文書と思われるのである。

(19) 大蔵省資料Z五二六―六―二。

(20) 同前。この表が前掲八月二五日付「改革案」と異なっているのは貯蓄銀行の取扱いである。前者は相互組織の貯蓄銀行の存在を肯定しているが、本表は「貯蓄銀行法」を廃止し、貯蓄銀行を普通銀行に転換することとしている。この僅かな期間に、政府部内において意見の変化が生じたものと思われる。

(21) 同前。

(22) 大蔵省資料Z五二六―九―二三。

(23) 同前。

(24) なお、二二年九月一日付「預金等保険要領補正」と題する文書(大蔵省資料Z五二六―九―二三)では、出資は日銀およびできれば政府がすること、資本金は三億円とし、日銀のみであれば二分の一払込み、政府も出資するのであれば、政府および日銀各一億五〇〇〇万円全額払込みとすること、保険料はおおむね毎年預金平均残高の〇・〇二%とすることなど具体的な数字まで書き込まれている。

(25) 大蔵省資料Z五二六―九―二三。

(26) 同前。

(27) 大蔵省資料Z五二六―六―二。

(28) 日本銀行調査局、前掲書、三三―三三三ページ。

(29) 「金融機構再編、預金保険及び金利等に関する司令部との打合要旨」昭和二二年九月一八日(大蔵省資料Z五二六―六―一一)。

第二節 「金融業法案要綱」をめぐる論議

以上のような過程を経て、金融制度改革の法的整備が論議の対象となるにいたった。銀行局の二年一〇月三〇日の文書として「金融関係法改正案の建方」⁽¹⁾を扱ったものがある。その内容は次のとおりだが、甲案は「国民金融金庫法」以外は一法案に一括する。乙案は「国民金融金庫法」以外に「日本銀行法」と「保険業法」を単独法とし、残りを一法案に一括する案である。さらに丙案は「銀行法」、「信託業法」、「無尽業法」、「金融組合法」のみを一括して一法案とする。丁案は全部を単独法とするというものであった。

金融関係法改正案の建方（銀二、一〇、三〇）

	甲案	乙案	丙案	丁案
日銀法	一法案に一括	一法案に一括	単独法	各単独法
金融実体法			単独法	"
預金保険法			単独法	"
銀行法			一法案に一括	"
信託業法			単独法	"
無尽業法			単独法	"
金融組合法			単独法	"
保険業法	単独法	単独法	単独法	"
国民金融金庫法	単独法	単独法	単独法	"

昭和二年一二月四日には、初めての「金融業法案要綱」⁽²⁾がつくられているが、これはいわば八月二五日に試案が出されてからの日本側の議論をふまえたこと、さらに第二次金融制度調査会の答申の趣旨をもふまえたという意味においてその集大成ともいえるべきもので、前述の四つのうちの甲案に近いものとなっている。この法案要綱は、その後二三年八月になって司令部から別の「金融業法案」の提案がされたので、その意義はあまり大きくなくなったが、間接的には司令部に影響を及ぼしたと思われる。というのはこの要綱に日本側の考え方がよく示されているからである。そこで内容については、後に司令部案との比較の際、必要に応じてふれることとし、ここでは法案の構成のみを示しておく。

第一 通則、第二 通貨信用委員会、第三 銀行、第四 相互貯蓄銀行、第五 信託会社、第六 無尽会社、第七 信用協同組合、第八 協同組合銀行、第九 貸金業、第十 預金等保険、第十一 罰則、第十二 附則。

日本側の金融業法案について慎重な検討期間が必要であると述べた司令部は、その後金融制度の全面的改正についての基本方針を練っていたようである。⁽³⁾ 専門家として来日したケーグルを迎えて、昭和二年八月まで検討がなされ、八月一七日に、「新立法による金融制度の全面的改正」についての指針が示された。もっともこの文書については非公式の示唆となっており、司令部側でも部内で完全に意見の一致をみたものではなかった。いわば、私案のような形で出されてきたので、日本側としても十分に内容について吟味し交渉する余地を残しているものであった。この指針の全文については本財政史第一七巻、「資料(1) 編(七七ページ)」に掲載されているので、ここではその要点を簡条書的に抜き出してみよう。

(1) 適正な全面的な新金融立法を準備することが望ましい。その立法は現行の多数の金融関係法令中にみられる諸戦時規定およびその他の種々の欠点を除去し、政府の有効な規制と監督の下に健全な通貨為替制度および独立にし

て自由競争の基礎に立つ民間銀行その他の金融機関の制度の確立・運営について規定すること、平和時の民主的経済下における自由企業の発達に最大限寄与するに充分強力にして弾力性があり、包括的なものでなくてはならないこと。

(2) 強力にしてよくバランスのとれたノンポリティカルな大蔵省から独立した委員会 (Board——「公正取引委員会」のような行政委員会形式の行政官庁を想定している) をつくること。その委員長は閣僚級であり、委員の任期は充分に長期かつ確定的のものとし、委員会の持続性が失われないように順次一人ずつ更迭するように各委員の任期が一定期間において満了するものとする。本委員会は大蔵省所管の下にある政府の財政政策およびその運営とよく協調して、ネイションズ・マネタリー・クレディット・ポリシイの策定と実施を担当する政府機関であること。本委員会は新たに立法せられるべき「金融業法」を実施し、法の権限内で日本銀行を含むすべての金融機関を規制・監督すること。

(3) 日本銀行を改組すること、すなわちすべての銀行の保有すべき支払準備金の預り機関となること。銀行、政府その他の適格性のある借入者に対する信用の供給源 (reservoir of credit for banks) となること。株式は民間銀行が所有すること。一般方針および運営は、日本の各地域の、金融界その他各界における経験と良識をもち、株主たる銀行および政府によって民主的に選任された取締役会の指導と監督の下に実施されること。

(4) 十分健全な資本と資産とを有し、できるだけ實際的に日本経済に寄与することを目的とする民間銀行その他の金融機関の制度を確立すること。

(5) 困窮している商工業者であって現在の経済状態が改善されるまでは日本経済の支持に不可欠と認められるものに対し暫定的に資金を供給する政府金融機関、および必要な住宅建設ならびに土地開発計画に対する資金供給に

つき普通銀行を補足するため必要な、恒久的特殊金融機関を設けること (傍点筆者)。

(6) 株式所有による支配、役員および主要職員の相互交換その他あらゆる方法による従属関係を明確に禁止することにより、金融機関を他の金融機関、商工業その他の企業から画然と分離すること。

(7) 金融機関は株式・社債の発行、引受けまたは取扱いを営業としないこと。

(8) 金融機関の貸付けおよび投資については、一定の限界と制限を設けること。

(9) 預金者は、適切な株主の資本金、より広範で民主的な運営責任およびその実行によって充分に保護されること。

(10) 金融機関およびその支店の設置、運営または閉鎖、合同または吸収合併、信託権能またはその他の主要な変更をおこなう場合の条件および制限の基準を法律によって定めること。

(11) 委員会による監督を効果的ならしめるために充分な報告を徴しおよび検査をおこなうこと。

(12) 法令の規定違反および不健全な金融業務の運営に対する適当な罰則を設けること。

(13) 第一項に述べた立法は関係金融機関の将来における運営の基準となる諸法律の規定を織りこむがごとく、またそれらと相容れない現行諸法律の規定を廃止ないし修正するような方法で準備作成されなくてはならない。

(14) 上述の金融立法の作成と同時に、従来より日本において運営されてきた各種特殊信用機関およびその他の金融機関の設置の基礎となっている法律はすべて慎重に検討されねばならず、必要と認められかつ健全な基礎の上に再編成され得るような特殊銀行ないし信用機関に関してのみその存続につき考慮が払われるべきである。

以上のように、八月一七日付の文書は、わが国の金融制度についてかなり大胆な改革を含むものであった。たとえば、金融政策を決定し、金融行政の主体となる行政委員会形式の官庁を大蔵省とは別に設立すること、銀行に対する

証券の引受業務の禁止（すでに「証券取引法」昭和二年四月一三日法律第二五号第六五条で禁止され、十一月七日から施行を予定されていたものの追認）などは、これまでのわが国の金融制度を大きく変更するものであった。しかし、そのいづれの制度改正もアメリカの制度を範としているように思える。すなわち、アメリカには金融行政に権限をもつ通貨監督官 Comptroller of Currency・連邦準備制度理事会 Federal Reserve Board、銀行法 Glass-Steagall Act における銀行の証券引受業務禁止などの制度が存在している。

上のような抜本的な金融制度の改革に関する示唆を受けて、日本側はその内容が全面的かつ基本的なものであったので、相当長い時間をかけて慎重に研究する必要があると判断し、その準備体制を設定した。すなわち、「金融制度の全面的改正に関する準備機構（案）」⁽⁴⁾（昭和二年八月一九日）は、司令部側との連絡機構、省内関係部局間の連絡機構および官民各界の意見を聴取する審議機構の二本建ての準備機構で対処することを主たる内容としている。その主な項目を以下に示しておこう。

一、司令部側との連絡機構

「ファイナンス・デイベイション」と大蔵省、日本銀行との間に連絡機構をつくり（八月十九日から開始）、大蔵省は銀行局長、渉外部長、銀行課長を、日本銀行は井上理事、江沢理事、考査局長、総務部長を列席せしめ、必要に応じてこれを追加する。なお、「ガバメント・セクション」とは別に連絡を必要とするものと思われる。

二、大蔵省内関係部局の連絡機構

新しい委員会の所掌事項の範囲、これと大蔵省の所掌事項との調整その他財政、金融の連絡調整を図るため、大蔵省に金融制度改正準備事務連絡室を設ける（省議決定による）。

連絡室は銀行局長を室長とし、専任の副室長及び大臣官房文書課長、主計局総務課長、理財局国庫課長、同企画課長、銀行

局各課長、渉外部次長を以つて構成する。

連絡室の取扱った事案は時々省議に付する。

三、官民各界の連絡機構

金融制度の改正、これに伴う行政機構の改正等について官民各界の意見の連絡調整を図るため、金融制度改正懇談会を設ける。

金融制度改正懇談会は、大蔵大臣、経済安定本部総務長官、日本銀行総裁、産業界代表（石川一郎氏等を予定）及び学識経験者（大内兵衛氏等を予定）を以つて構成する。なお、必要に応じて商工大臣、農林大臣、その他国務大臣の参加を求める。

金融制度改正懇談会は、関係各庁関係官、日本銀行その他の金融機関代表者、産業界代表者、勤労者代表、新聞社代表者、学識経験者を専門委員に委嘱して、事案の調査に当らすことができる。

金融制度改正懇談会に幹事を置き、大蔵次官、大蔵省銀行局長、同渉外部長、経済安定本部副長官、日本銀行理事一人をこれに充てる。

金融制度改正懇談会の庶務は大蔵省で処理する。

四、事案の進捗に応じ、準備事務の専担者を増加して銀行局の陣容を強化し、金融制度改正審議会を設ける等準備機構の拡充を考慮する。

このうち、金融制度懇談会については後述することとしたい。

さて、八月一七日の示唆文書をめぐる大蔵省と司令部との交渉は二つのルートを通じておこなわれた。一つは上層部門の交渉であり、大蔵大臣、日本銀行総裁、経済安定本部長官のいわゆる三人委員会とマーケットとがそれぞれの中心となって交渉する大綱をめぐる議論であった。またもう一つは事務レベルでの交渉で、大蔵省、日本銀行の幹部とスミス、ケーグル、ヘンリー J. J. Henry 等司令部経済科学局財政課の担当官との間でかなり具体的な項目につい

てつめがおこなわれた。

まず栗栖・マーカット交渉は、八月二四日におこなわれたが、その内容は次のとおりであった。⁽⁵⁾

栗栖 金融制度改革問題についていろいろ違つた話も聞いているので今一度貴下より御趣旨をよくうかがい今日午後の三人委員会の討議の基礎とし又明日の閣議にも出したい。第一に申し上げたいことは政府としてはこの改革の遷延を策するといううことは絶対にない。日銀総裁もこの点は同じことである。たゞ慎重に進める必要があつて数個の基本問題については予め閣下と御相談し技術的及業務的な事項については事務当局間でやつてゆくことに願いたい。司令部の担当官の方は専ら下の方でこの問題を片付けてしまいたいと考えていられるように見受けられるが、この問題は日本の経済復興に重大関連を有するのであるからどうしても大きな方針については我々と閣下との間で話をするようにして頂き度くこの点予め御承諾を得たい。

マーカット 自分は本件についてはよく知らないけれども貴下の云われることは尤もであるから問題点を自分の所へもつてきて頂けば御相談にのる。元来司令部より出した文書は米国から云つてきたものでこれに対する日本側のリアクションを知る意味で渡したものである。

栗栖 米国からみえた方は専門家であつても日本の特殊事情を充分おつかみになつておられないということもあらうから場合によつては大蔵大臣、日銀総裁及び自分が閣下の常識に訴えるということを許して頂きたい。

マーカット 日本の特殊事情なるものを理由にして問題の進捗を遅らしその結果米国よりのクレジットを得ることを妨げるというようなことはないか。特に自分に云いたいという点はどういうことか。

栗栖 まだよくわからないが、個人的のことを申し上げて申訳ないが自分は一九三五年に米国に居り、一九三三年の緊急銀行法及び一九三五年の銀行法を研究し紹介の著書も出した。その後の改正についてもフォローしている。米国の制度をそのまま移すことに急で日本の特殊事情を考えに入れないということでは弊害が生ずるから大きな問題については自分らが閣下の高所よりの御判断に訴えたいと思うのである。なおフィリップスに於ける中央銀行制度の改革に於ては同国の特殊事情が考慮に入れ

られている。

マーカット よろしいから自分の所へ言つていらつしやい。たゞ所謂特殊事情とか政治情勢を理由にして改革を遷延させないようにしてもらいたい。一万田総裁にも話したのであるが司令部よりはただ討議の基礎として案を出したにすぎない。外国の援助を得るためには現在の不健全な銀行制度につき何かしなくてはならないのである。

栗栖 特殊事情なる表現は濫用しないようにする。第二に申上げたいことは「キャビネットランクの委員長」の問題であつて司令部の事務当局は、これが閣僚たるべきことを主張しておられるようであるが自分としては文字通りこれを解釈し大臣でないことにしたい。これを大臣とすることは財政上よりも政治的見地よりもさげたい。

マーカット その点こそ日本側の主張として提出したらよいだろう。「キャビネットメンバー」でなくて「キャビネットランク」のもので閣僚と同様の発言権を有するものとするとの主張と了解するが、自分は個人的意見としては本委員長は政治に関与しない方がよいと思う。貴下の主張に対し財務部が反対するならば会議を開いて自分が決定を与えるであらう。

(將軍、コーヘン、ファイン及び当方との間に閣議の決定は満場一致を必要とする関係から政治的立場から全然はなれた言動を閣僚の一人がし得るということに問題があるうし、又内閣更迭の度毎に本委員長が変るということにも問題があるうとの話があつた。)

ファイン はつきりうかがいたいが、スミスが閣僚たるべきことを主張しているわけだね。

勝部 然り。

栗栖 今日のお話をうかがつて安心した。本日の三人委員会の結果は明日大蔵大臣より閣下に報告するようにする。

マーカット 全体的に云えばこの改革は是非やつてもらいたく米国よりきている専門家はこれを援助するためのものである。それで意見不一致の点があれば遠慮なく自分の処へもつてきてもらいたい。なお序ながら話合は新聞に出さないようにしてもらいたく今迄の経験から云つても問題点が新聞に出て背後の事情を知らない一般人の与論のようなものが反対を唱えることになつては何事も出来なくなる。だから呉々も時期尚早の発表をしないようにしてもらいたい。

会談内容は以上のとおりであるが、ここでは、①八月一七日付文書はアメリカ本国からいつてきたもので、クレジットを日本が受ける以上は不健全な制度の改正をおくらせることによってそれを妨げることはさけるべきこと、②日本側からはわが国の特殊事情を考慮に入れるべきことを強調していること、③もっとも大きく問題となっているのは、新たに設置される委員会の委員長を閣僚とすべきかどうかについてであり、この点に関しては司令部は比較的柔軟な態度をとっていること、などが注目される。

次に事務レベルの交渉は前後一回にわたっておこなわれた。日本側は主として、大蔵省——渡辺渉外部長、岸本事務官、愛知銀行局長、磯田特殊金融課長、上林事務官、滝田事務官、日本銀行——井上理事、考査局長、調査局長、総務部長、渉外部中島課長であり、司令部側は、スミス、ケーグル、ヘンリー等であった。以下、各回毎に問題点となつたうち比較的重要なものについて順を追つてとりあげてみよう。⁽⁶⁾

第一回（八月一九日）の内容

- 一、今後、審議の途中において会合の結果を公表するのは差し控えること。
- 二、この指示（司令部の八月一七日提案——引用者）に基く法律は、単一の法律にすべきである。米国における過去の経験から見てもその方が矛盾がなく内容が明瞭となる。
- 三、全部を一つの法律にすることとなると、行政組織に関する規定とその他の規定とが同一の法律に規定されるということになるがボードを省とするか委員会にするかにより取扱が異つてくるものと思われる。
- 四、委員会は行政官庁である。（another ministry）
従つて委員会の職員には国家公務員法が適用されるものと思われる。
- 五、委員会の議決は絶対多数決（affirmative vote）が望ましい。

六、委員会の権限と閣僚の権限とは、両者の限界が定められるわけであるから、委員会と閣議とが夫々反対の決定をするということはない筈である。又そのように法令の条項を規定すべきである。

七、委員長は拒否権を持たず、委員会のスポークスマンである。委員長の大臣の地位は、他の一般の大臣のそれと全く同様であつて、自分の所管以外の事項（例えば憲法改正）についても閣議において発言し採決に加わる。

第一回は主として新しく設置される委員会について質疑応答がなされているが、司令部側の関係者間で必ずしも意見の合致していない点もあるが、アメリカの制度を一つの範としていることが明らかである。

第二回（八月二〇日）

主たる内容は次のとおりである。

- 一、委員会の経費をどこが持つかについては、日本側の選択にまかせるが、米国では加盟銀行が負担することになつて居り、日本でも同様にするのが望ましい。
- 二、通貨に関する事項は、一切この委員会に移る。従つて銀行券の印刷はもとより、硬貨、預金通貨に関する事項も委員会の権限下におかれる。国債の事務は大蔵省の所管として残る。
- 三、委員会の下に地方部局は不要である。この委員会は、企画と監督を行うものである。
- 四、貸付を行い預金を受け入れるものはすべて（復金、預金部、保険会社を含む。）この委員会の下におかれ、且つ、委員会のみが唯一の監督官庁になる。その結果、大蔵省は勿論、経済安定本部、農林省、商工省等の金融行政部門は全くこの委員会の下に入つて来ることになると思われる。保険会社は委員会に監督されることになり、法律としては金融業法と別になつてもよいが、委員会の下に一部局ができて保険会社に関する事務を司るという形にならう。
- 五、委員の任命については、議会の承認があつた方がよいと考える。委員の他職兼任は全然認められない。委員は各界を代表する。但し各界のうちに所謂労働従組等を含む意図はない。

六、二年、四年、六年間で任期の終った委員は、委員として再任されることができる。

七、資金統制については、その基本的事項をこの法律に定め、詳細は規則で定めることにすればよいと考える。

八、日本銀行は、一種特別の株式会社である。株主である金融機関は株数に応じて、投票権を持つのでなく、大銀行、地方銀行その他の金融機関というようなグループに分けて、その中で夫々理事を選ぶ。投票権については一行一投票権が原則であるが、組合金融機関のように小さくて多数あるものについては、例えば府県単位毎に一投票権にするということが考えられる。

九、日銀に出資するのは、この法律によつて日本銀行に預金のリザーブを持つように定められているもの全部である。

十、日銀の理事には各界、各地域の代表者をこれに当てる。理事会は少くとも月に一回は開き、それによつて各界、各地方の実情が的確に反映されるようにする。理事会会長は東京か大阪から選ばれ、理事会よりも頻繁に職務をとるようにする。

十一、日銀の理事会は総裁 (President) 及び第一副総裁 (First Vice-President) を選任し、委員会の承認を経る。任期は五年とする。これ等は事務執行機関である。

以上のように第二回会談では、主として新しく設置される委員会と日本銀行の機構や権限についての議論がおこなわれた。

第三回 (八月二三日)

今回は、司令部はケイグル一人、日本側には新たに経済安定本部財政金融局の福田資金課長が加わり、日本銀行からは江沢理事ほかが出席し、前回に引き続き日本銀行の組織、新委員会との関係などの議論が煮詰められた。主な内容は次のとおりである。

一、「管理」(custodian) というのは、政府及び銀行の双方に属する国債その他金融関係の書類、証券、担保物件の管理のことである。

二、剰余金は、積立金が日本銀行の基礎が堅実だと思われる程度の金額に達するまでは全部これを積み立て、その後は出資者に

六%まで配当し残額は、全額国庫に納付する。

三、政府が日銀に出資することは、必ずしも望ましくはないが、出資が不足するというような理由で必要な場合には政府も日銀に出資することができる。金融機関以外の一般個人は出資することができない。

四、日銀に対する不動産税以外の租税は免税される。

五、米国の制度によると、九人の理事のうち三人は、政府が任命する。このクラスの理事はバンカーとしての経験を持つ者であっても差支ない。米国の例ではジェネラル・エレクトリックの社長、デバートの会計主任というような人がこれになつてゐる。

六、委員会と日銀との関係は法律で明確に規定すべきである。委員会は日本銀行を含む全金融機関の検査監督を行う。

七、国家事務の日銀への委任は避くべきである。国庫事務は日銀において取り扱う。外国為替に関する許認可等については、明細な規定を設け、その下において市中銀行で事務が処理されるようにする。

八、「コレクションの制度」(system of collection) というのは、店舗網のない地方銀行のために取立の事務を行うことである。

第四回 (八月二五日)

主たる内容は次のとおりであるが、同日この交渉の前に、前述の栗栖・マーケット会談がおこなわれたため、新ボードの委員長は、「キャビネット・ランク」であつて、「キャビネット・メンバー」でないことがこの交渉でも確認されるにいたつた。今回は規制や監督を受ける対象金融機関の範囲や一般金融機関の業務内容、資本構成等が議論された。

一、本法の適用対象は、預金の受入、金銭の貸付を行うものすべてであつて単に「インステイテーション」というのではなく、「ファンクション」即ち右のような業務がすべてこの法律の範囲に入る。

- (一) 銀行、信託会社、無尽会社、信用組合等は皆入る。
- (二) 農業協同組合その他の協同組合で信用事業を営むものは、本法においては等しくボードの下に置かれる。
- (三) 個人貸金業者についても、この法律の金銭の貸付に関する規定の適用を受ける。
- (四) ビル・ブローカー、投資会社についても右(三)と同様である。
- 二、金融事業を営むことは免許を要するものとしておくのが適當である。但し、免許の条件について法律に明確、詳細な規定を設けておき、その規定に従つてボードで決定するようにすべきである。金融事業はすべて本法に基く検査監督下に置かれる。農業協同組合その他の協同組合も信用事業を営むには、すべてボードの免許を要する。
- 三、一般金融機関は短期の信用を行うものとする。融資の最長期は一年である。それ以上のものは、一の(d)に掲げる金融機関の業務分野に属する。一般金融機関が、例外的に長期(但し五年以内)の金融をなすのは割賦償還の場合に限る。
- 四、一般金融機関の資本構成については、預金者その他の債権者保護のための十分なネットの資本金額を有することとすべきである。その具体的内容は目下考えているが、これがためには、貸付及び有価証券の種類、業務運営の方法等を明瞭ならしめるような詳細な基準(formula)を用意する必要がある。日本経済の実情を勘案して預金額に対する資本金額の比率を検討したい。剰余金はまず積み立て、積立金と資本金との合計額が預金額に対し一定の割合に達した後は、株主に配当することができらる。
- 五、公平な取扱は、日本における米国の銀行にも適用されるべきである。

第五回(八月二七日午前)

今回は主として提案(八月一七日付)の一の(d)(本稿では三八六ページ(5)に述べられている政府信用機関 a government credit organization についての質疑応答がなされた。主たる内容は次のとおりである。

一、提案(d)にいう政府信用機関(a government credit organization)とは丁度復金のような機関である。復金については暫定

的なものであるが、これは経済界の実情に即して存在を決めるべき性質のもので現在においては、その将来の取扱をきめるわけにはゆかず将来の状況によつて考える外ない。

二、現在特別会計で行っている融資及び預金部については提案の(d)に関連して特に問題としたくない。混同を避けるためかかるものとは別箇に考慮を進めたい。

三、国民金融公社の問題は本件と別箇に進めて差支ない。

四、一般金融機関の債券発行は全然考えられない。債券発行と預金者保護とは理論上からも實際上からも両立しない。

五、提案の(d)にいう恒久的特殊金融機関(permanent specialized credit institutions)は、例えば土地、家屋等に関する政府の計画が作られその計画に関連して融資面を担当する機構を予想しているものである。

この機関は政府出資であつても民間出資であつてもよい。

その資金は機関が債券を発行して集めてもよいし又政府が公債を発行して集めた金をこの機関に移管してもよい。

(要するに一の(e)に云う短期金融を主旨とする一般銀行と一の(d)に云う長期金融の為の民間債券発行会社(corporation)及び政府機関(governmental agency)が予想されている。)

六、信用保証制度については相当な関心がある。本提案と一応切り離して日本政府の計画を聞きたい。

第六回(八月二七日午後)

今回も前回に引き続き具体的提案の(e)以下の部分に関する質疑応答がなされた。主たる内容は次のとおりである。

一、提案一の(e)にいう「バンクス」(banks)は銀行だけでなく、他の金融機関をも含む。従つて、一般の金融機関は全部株式、役員等に関する制限を受けることになるわけである。

二、金融機関が他の金融機関の株式を所有することは原則としてすべて禁止される。但し、

(一) 銀行が無尽会社の株式を所有するというように異つた種類の金融機関の株式を所有することはそれが「支配の程度に」(to the extent of control) 至るものでなければ差支えない。

(二) 農業協同組合が農林中央金庫に出資するというように構成員がその系統中央金融機関に出資するのは、恰も各金融機関が日本銀行の株式を所有するようなものでこれは差支えない。

(三) 金融機関は、金融機関の株式を担保にとつてもよいが、それが余りに長期に亘り、或いは故意に金融機関の株式を担保にとるといふようなことをしてはならない。

(四) 保険会社が銀行の株式を所有することは、政策的に支配 (dominate) しない程度ならよい。独禁法の制限とは別に、保険業法で何か規定することが望ましい。

三、投資会社の如き金融機関のグループが、金融機関の株式を所有することは、より悪いと思う。

四、役員員の兼職については、次のようである。

(一) 役員 (Officers) の範囲は、米国では、President, Vice-President, Assistant Vice-President, Cashier, Assistant-Cashier, Chairman, Vice-Chairman, Assistant Vice-Chairman, その他当該金融機関の内規で代表権 (official sign を与える権限) を有するとされている者をいい、各部署の長は含まぬ。

(二) 金融機関の役員が、他の金融機関の役員を兼ねることは禁止される。但し店舗網が地域的に全然異つていて競争の起りえない金融機関相互の間では、一人だけというように議決権を左右することのできない場合に限つて役員員の兼職が認められる。

(三) 金融機関と、金融機関以外の会社の役員員の兼任は差支ない。但し、議決権を左右する程度に至つてはならない。その限りにおいては、デパートメント・ストアの役員の一人在、銀行の役員を兼ねるといふようなことはむしろ産業界の実情反映のためによいと思う。

五、有価証券業務については、次のようである。

(一) 提案の一の(f)にいう「発行」(issuing)には自己株式の発行は含まない。これは「ビジネス」(business)ではない。

(二) 例えば投資の為公債を買い、後に資金を作る為之を売却するのを禁止する意味ではない。

(三) 有価証券の代理売買は、「取扱」(dealing)に入らないからこれを行つて差支ない。

六、同一人或いは同一会社に対する貸付投資の制限 (一の(g))には、株式の所有、貸出及び株式を担保とする貸出等を合計する。米国では資本金と剰余金との合計額の一〇%を基準としている (affiliated companies に対しては合計して二〇%) が、日本でその通りやれとは言わない。基準は、法律で大枠をきめ、ボードが其の範囲内で時の実情に応じ適用率をきめるのもよからう。

七、貸出金の用途担保の適否というのは貸出をする場合に十分考慮すべきである。

八、一の(h)にいう資本金による充分な保護 (adequate capital protection) というのは、預金額に対し充分な資本金を有する必要があること、資産の種類、借入金 of 適当な割合等に関しての意味である。

九、democratic management とは、株主に業務状況が分るように、又その声が経営に反映するようにということである。例えば board policy matters として、資金運用につき、株式には何%、何々は何%の如く定め、又その内工業株に何%、商業株に何%とか、又貸付につき一年以内、五年以内、長期は夫々何分の一ずつとか予め定め、その実績が分るようにしておく。

十、practices とあるのは、種々の責任を法律に明確にしておいて、その実行を期せられたいという意味である。

十一、一の(i)につき、重要事項は board の監督下におくべきだが、その指針は法律に明定しておかねばならない。

十二、group banking system とは、例えば、他州では営業出来ぬという州法があるため、他州に支店が置けぬので、新銀行を設け実質上支店設置と同様の効果をあげることという。

十三、chain banking system とは、甲乙丙が夫々、A B C の各行の株を夫々五一%宛所有して、此の三人が結合して各行の運営を図る如き方法をいう。

十四、一の(k)につき、銀行の役員を直接免職し得る権限を board に持たせるべきだ。但し board は arbitrary power を与える意味でなく、法律には幅のある要綱を規定し、細目は board にゆずるが、如何なる group of people も個人的な感情其の他で権力を振えぬようにしておくべきだ。又銀行側に対しては、予め警告を発し、弁明の余地を与えるよう充分弁護の機

会を与えねばならない。

十五、新立法により種々の制限規定を置く場合には、実情考慮の上経過的措置を講ずる必要がある。

以上の六回の交渉を通じて日本側の疑問点に関する司令部側の意向が明らかとなった。第七回以降は若干異なった方式でおこなわれたので、第七回の内容に入る前に、以上にあげた正式の事務レベルでの交渉の記録のほか、渡辺渉外部長の名前で出された「渉外特報」に「金融業法」に関する司令部の意向について述べた記事が残されており、当時の司令部の意向をよく伝えているので、その全文を掲げておこう。⁽⁷⁾

(1) 大蔵省渉外特報(第九〇号、八月一九日)「金融業法に関する司令部の意向に付て」(渡辺渉外部長記)

金融業法に関する司令部の指示は八月十七日日本側に書面を以つて手交せられたが今日迄に司令部の意向として判明した所は次の通り。

- (一) 右書面は如何なる意味に於いても命令ではない、但し日本側に強く要望(strongly urged)せられた非公式の提案である。
- (二) 右書面の発表は司令部担当官の同意を得て行われたが、その後司令部上層部から発表は尚早であつたとの意見が出て、今後正式発表にしない事になった。
- (三) 右書面の内容は単一の法律にする事が望ましい。数箇の法律にするとその間矛盾、重複、混乱を生ずる虞れがあり、又国民の理解に不便である。
- (四) 新設のボードはいわば金融省としての権限が与えられその座長は大蔵大臣、文部大臣その他と同じ意味で閣僚であり閣議に附すべき事項に付ては何でも発言出来る。
- (五) ボードの構成員は七人位とし任期十四年で二年毎に任期が来る様に任期を定める。構成員は広く各方面の利益を代表する様に選任する。選任するのは総理大臣の権限である。
- (六) ボードの構成員は政党に属して居ても良いが国会に議席を有してはならない。『政治屋』が任命されぬ様充分注意しなければならぬ。

ばならない。

- (七) 座長を閣僚としたのは米国の例とは異なるが米国での経験から、このボードが国務全体の動きを常時知つて居る必要があり、又財務長官は財政の問題で時間をとられ金融問題に専心出来ないので、この様に提案した。
- (八) 座長はボードで拒否権を有しない。問題により多数決その他とりきめられた決議方法によりボードの意見を決する。従つて座長の意見に反した決定がされる事があり得る。
- (九) 右の様な場合座長は閣議に於いても国会に於いても自分は個人的に反対だがこの様に決定されたと云う外ない。その時閣議又、国会は決定に賛成した構成員を招致して説明を聞く事が出来る。
- (十) 構成員が違法な決定をした時は、国会はこれを弾劾する事が出来る。当然ボードの権限に委ねられた事項でもその決定が公益を害するようなものであればそれは違法となる様予め法文をきめて置く必要がある。
- (十一) 本提案はファイナンス・ディヴィジョンのケーグル氏の立案であり同氏の連邦準備局勤務の経験から割出したもので、大体米国の制度をそのまま移植せんとする傾向が強い。尚司令部内で縦に話は上迄通じて居るが横には殆ど連絡してない模様である。

この内容では、既に交渉経過で明らかとなっている点も多いが、ボードの構成や権限など、かなり具体的な項目が明確になっている。

- (2) 「大蔵省渉外特報」(第九一号、八月二〇日)「金融業法に関する司令部の意向に付て」(その二)(渡辺渉外部長記)
- (一) 発表が問題となつたのは、ワシントンに照会したのに対し回答がない中に新聞に出たので司令部の立場がなくなつた為の如くである。日本側の発表に同意したスミスは部内で叱責せられた。
- (二) ボードの経費を米国式に銀行負担とするか、或は国費負担とするか双方の負担とするかは日本側の選択に委せるが、ケーグルの意見としては相当部分を銀行(日銀を含む)負担とする事が望ましい。

- (三) 保険の監督もこのボードの下に局を作つて所管せしめ度い(保険担当のロイストンは必ずしも同意見ではないらしい)。但し法律は別の法律でもよい。
- (四) 印刷局、為替管理、預金部をはじめ通貨、金融に関する事項はこのボードの所管とすべきである(公債は大蔵省所管)。例えば安本の資金に関する基本計画の如きも安本から移管せしめ度いとケーグルは云つて居る。
- (五) このボードの地方部局は不必要である。
- (六) 他の各省よりも特に広般な委員立法権をこのボードに与える意思はない。
- (七) 委員の任命は国会の同意を要する(米国は上院)が参議院丈とするか衆議院とするかは今後の研究にまちない。
- (八) 農業、銀行、保険等の事をよく知つて居る人がボードの構成員となる事は望ましいが、一部のグループの利益のみを代表する人では困る、この意味で労働代表とか従業員代表と云う様な政治的な利益代表は不適當である。
- (九) 構成員は他業務との兼務は認められない。又任期満了後の再任は原則として認めない。(例外—ボード設置当初任命にかかる極めて短い任期の人の場合) 尚又任期の途中で退職後二年間は銀行業務に従事出来ない。
- (十) 日銀は株式会社になるが株主たる各銀行は持株数の多寡によらず一行一票の議決権を持つ。
- (十一) 日銀のボード・オブ・ディレクタースは九人で中三人は銀行から選出(全国諸銀行から一人、地方銀行から一人、組合金融機関から一人)、三人は銀行以外の産業人から選出され、残りの三人は、ボードが銀行業者以外から選任する。
- (十二) 農林協同組合は一府県毎に一単位として議決権を与えるのが適當であろう。

ボードの性格など一般的な機構の説明がよく整理されており、日本側の関心の所在も明確になっている。

(3) 「大蔵省渉外特報」(九二号、八月二三日)「金融制度改革草案に関するアリソン氏との会談記録」(渡辺渉外部長記)

八月二十三日渡辺はアリソン財務部次長に面会、先般提示せられた金融制度改革案に関して大要次の如き会談を行つた。

渡辺 本提案は如何なる意味に於ても命令ではなく単なるレコメンデーションと諒解してよいか。

アリソン 然り。日本政府との討議の基礎(Basis for discussion)であるにすぎない。

渡辺 われわれは虚心坦懐にこの提案を検討したい。

アリソン 大蔵省がその権限を失うことを恐れて居るとの印象を与えぬことが望ましい。

渡辺 同感である、又同時に大蔵省や日銀の権力をうばつて快哉を叫ぶ様な感情論には同意出来ない。

アリソン 冷静な利害得失の検討が必要である。

渡辺 目下ケーグル氏から説明を聞いており非常に参考になるが、ある段階で根本方針をきめなければ事務的に進むことは出来ない。

アリソン 大きな方針の決定が先決問題であろう。

渡辺 日本は米国とちがつた内閣制度を有して居り、この提案をこれとどう調和させるかが問題である。

アリソン cabinet rank とあるのは必ずしも cabinet member にしなくてもよいかと考える。

渡辺 権限を有するものと責任をとるものと同一であるべきものと考えてるが、今の提案では権限は「ボード」全体が持ち責任は「ボード」と必ずしも同意見であり得ない座長がとることになつてゐる。

アリソン ある程度の権限の委任は考え得るのではあるまいか。

渡辺 それは程度の問題であろう。内閣全体としての方針に影響をもつ重要な方針の決定迄委任すると統一のある行政は出来ない。

尚一般論として本提案はあまりにも米国の制度そのままの敷衍しであると思う。

アリソン 米国で旨くいつたものだからといつて必ずしも日本で旨く行くと自分は考えて居ない。又米国の制度自体もまだ未完成的の点が少くない。

渡辺 われわれは占領軍が去つた習日に修正されて了う様な制度は作りたくない、日本に永くのこるよい制度を作りたい。それには日本の実情を充分とり入れる必要がある。

アリソン 全く同感である。

この渡辺・アリソン J. R. Allison 会談は八月二三日におこなわれているが、司令部側の提案から一週間経過しており、すでに日本側の意向もかなり固まってきている段階であるので、日本側の意向がよく分かつて興味深い。すなわち、司令部がアメリカの制度を範としているのに対して、アメリカの制度の研究を進めつつ、両国の事情の相違を強調して、アメリカの制度をそのまま日本に移すことが無理であるという認識をかなり強くもっていたことが理解されるのである。

こうして六回の交渉と渡辺・アリソン会談等を通じて、司令部の意向が明確になってきたのに伴い、今度は八月一七日付の司令部提案に対する日本側の意向を回答することが必要となった。九月一日には、同提案に対する日本側の回答を要請されており、結局九月八日に「中間的報告」という性格の回答をおこなっている。ただそこにいたる過程において銀行局は、司令部提案中(一)の(c)以下の部分(ただし(d)を除く)、したがって司令部提案のうち、バンキング・ボード、日銀法改正および政府金融機関の項目(本稿では前掲三八五―八七ページの(1)(2)(3)(5)項)を除く部分の金融関係立法に関する「要綱(案)」を、八月二七日に作成している。その内容を次に示しておく。⁽⁸⁾

司令部提案中一の(c)以下の部分(但し(d)を除く。)に関する要綱(案)(銀、昭二三、八、二七)

第一 一般金融機関に関する共通規定

一、一般金融機関の範囲

この法律において一般金融機関とは、預金の受入及び又は資金の融通を業として営むものをいう。但し別に定めるものを除く。

く。

(備考)

(一) 右の一般金融機関の範囲には、日本銀行以外の銀行、信託会社、無尽会社、信用協同組合、貸金業者等が入る。

(二) 別に定めるところによつて、右の一般金融機関から除かれるものとしては、日本銀行、司令部提案一、(d)に述べられているもの、預金保険の機関、預金部、保険会社、質屋、公益質屋、等がある。

二、営業の免許

預金の受入又は資金の融通を業として営もうとする者は、別にこの法律で規定する場合を除き、この法律に定めるところに従い、政府の免許を受けなければならない。

三、資本金

(一) 資本金については、金融機関の種類毎に、それぞれその最低額を定める。

(二) 金融機関の資本金は、すべて全額払込済とし、また、オーソライズド・キャピタル制を採用する。

(三) 金融機関は、資本金を変更する場合には、政府の認可を受けなければならない。

四、商号の変更

金融機関は、商号を変更する場合には政府の認可を受けなければならない。

五、店舗の設置、変更又は廃止

金融機関は、店舗の設置、変更又は廃止をする場合には、政府の認可を受けなければならない。

六、株主

(一) 金融機関の株主又は出資者(親族所有分は合算する。)は、当該金融機関の総株数又は総出資数の一定割合以上の株式又は出資を所有することができない。(同族会社の制限等)

(二) 金融機関の大株主及び譲受後期間の短い株主の議決権を制限する。

(三) 金融機関は、原則として他の金融機関の株式を所有してはならない。(チェンバンクの禁止)
七、役員

(一) 役員は、原則として他業を兼営し又は兼職することができない。(チェンバンクの禁止)
(二) 高級職員は、他の金融機関の株主又は出資者となり又は金融機関以外の会社の一定割合以上の株主となることができない。(チェンバンクの禁止)

(三) 高級職員は、原則としてその金融機関から資金の融通を受けてはならない。

(四) 金融機関の職員は、その業務に関連して何等の名義を以てするを問わず手数料を收受してはならない。

八、業務

(一) 各金融機関の業務は、金融機関の種類別にこれを定める。

(二) 金融機関は、業務方法を定めて政府の認可を受けなければならない。その変更についても、また同様とする。

(三) 銀行及び信託会社は、政府の認可を受け、これを兼営することができる。

九、資金の運用の制限

(一) 金融機関は、同一人に対し、一定額以上の貸出をしてはならない。

(二) 金融機関は、その貸出先である企業その他に対し通常の顧客関係以上に互ってはならない。

(三) 金融機関は、その貸出先に対し、他の者から資金の融通を受けてはならないことを契約してはならない。

(四) 金融機関は、投機的資金の融通をしてはならない。

(五) 金融機関は、その役職員の関係先に対しては、一定額以上の貸出をなし又は一定額以上の株式その他の有価証券の所有をしてはならない。

(六) 金融機関は、通常の業務以外の目的で株式及び不動産を所有してはならない。(チェンバンク禁止)

(七) 金融機関は、金融機関以外の会社の一定割合以上の株式を所有してはならない。

(八) 金融機関の長期債(一年以上のもの、但し国債を除く)、株式及び不動産の所有総額については、一定の制限を設ける。

(九) 金融機関は、日本銀行及び系統中央金融機関を除き、その預金の一定割合以上に相当する金額を同一の金融機関に預入してはならない。

(十) 政府は、金融機関の財政資金とその他の運用割合及び貸出優先順位等その資金の運用方法を定めることができる。

十、預金の支払準備

(一) 銀行その他特定の金融機関は、その要求払預金及び定期的預金に対しそれぞれ一定割合の日本銀行預け金をしなければならない。政府は、必要に応じ右の一定割合の二倍の範囲内でこの割合を変更することができる。

(二) 政府は、必要に応じ、銀行その他特定の金融機関に対しその要求払預金の一定割合に該当する短期の国債を所有すべきことを命ずることができる。

十一、金利、手数料及び資金融通の条件

(一) 政府は、必要に応じ金融機関の金利及び手数料の最高限度を定めることができる。

(二) 政府は、必要に応じ担保、期限、担保価額その他資金融通の条件を定めることができる。

十二、決算

(一) 金融機関の事業年度は、毎年二期に分ち、その都度貸借対照表及び収支計算書を発表しなければならない。

(二) 金融機関は、利益金を生じたときは、積立金が資本金に対し一定割合の金額に達するまでは、一定額はこれを積み立てなければならない。その期間においては、積立金が資本金に対し一定割合に達したときは、一定割合以内の配当に限りこれを行なうことができる。

(三) 金融機関はその自己資本の金額が預金に対して一定割合の金額に達するまでは、一定割合以上の配当をしてはならない。
十三、報告及び検査

(一) 政府は、金融機関から必要な報告を徴することができる。

(二) 政府は、X年に一回は金融機関の検査をしなければならない。この場合において必要があれば、当該金融機関の融資先について、融資に関して検査することができる。

十四、合併又は事業譲渡

同種の金融機関相互間において必要があれば、政府の認可を受け、合併又は事業の譲渡をすることができる。

十五、解散

(一) 金融機関は、その資産が負債勘定から資本勘定を控除した額を下らない場合には、自主的に解散することができる。

(二) 金融機関の業務の廃止又は解散の決議は、政府の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十六、業務管理

(一) 金融機関は、預金の払戻を停止したときは、これを政府に届け出でなければならない。

(二) 政府は、金融機関が法令に違反したとき又は不健全な業務の運営をしたときその他特定の場合においては、金融機関の業務を管理することができる。

十七、免許の取消及び役員の変更

金融機関が法令又は政府の命令に違反し又は不健全な業務の運営をした場合に於て、その行為を改めることを注意されたにもかかわらず、なおその行為を継続した場合には、政府は業務の停止又は役員の変更を命じ若しくは免許を取り消すことができる。

第二 銀行

一、資本勘定

(一) 現行通り株式会社組織とし、その最低資本金は、これを引き上げる。

(二) 積立率を増加し、自己資本を一層充実する。

二、業務

概ね現状通りとする。但し、

(一) 貯蓄預金の取扱を行い得るようにする。

(二) 一定の目的のために必要な長期資金を調達するため必要あるときは、自己資本の充実した銀行に限り政府の認可を受け債券を発行し得るものとする。この場合にこれによる資金及び貸付金は別にこれを経理せしめる。

(三) 証券取引法との調整を行う。

三、外国銀行

外国銀行も、略々本邦銀行と同様の取扱とする。

第三 信託会社

一、資本勘定

(一) 現行通り株式会社組織とし、その最低資本金額はこれを引き上げる。

(二) 積立率を引き上げ、自己資本を一層充実する。

二、業務

信託会社は、現在の業務の外、財務代行業務を一般的に行い得るものとする。

第四 無尽会社

一、資本勘定

(一) 現行通り株式会社組織とし、その最低資本金は、これを引き上げる。

(二) 積立率を増加し、自己資本を一層充実する。

二、業務

概ね現状通りとする。但し各種の制限を緩和する。

第五 信用協同組合

- 一、組合組織の金融機関は、これを総て信用協同組合とする。
- 二、組合員

信用協同組合の組合員は左のものを以て構成することを考慮する。

- (一) 地区内居住者及びこれに準ずべき者
- (二) 商工協同組合、農業協同組合、生活協同組合及びこれに準ずべきもの。
- (三) 地区内に本店を有する有限会社、資本金五〇万円以下の会社及びこれに準ずべきもの。

三、業務

現在の市街地信用組合と概ね同様とする。

四、兼営信用協同組合

- (一) 地理的経済的關係から事情已むを得ない場合に限り、農業協同組合その他経済事業を営む組合について金融事業の兼営を認める。

- (二) 兼営信用協同組合の金融事業は経理を別にし、又その金融事業による資金の使用につき制限をする。

(備考) 右に伴い、農業協同組合法等の改正を考慮する。

第六 協同組合銀行

一、設立

組合及び兼営信用協同組合の共同出資によつて協同組合銀行を設ける。

二、業務

業務は概ね左の通りとする。

- (一) 出資組合からの預金の受入
- (二) 出資組合に対する貸付

- (三) 国債、地方債その他の有価証券の応募、又は買入

四 債券の発行

第七 貸金業者

- 一、貸金業者について、資本金及び役員の資格等について制限を設ける。

- 二、貸金業者には預金の受入を認めない。

第八 罰則

無免許営業その他に対する罰則を強化する。

第九 付則

(一) 旧法の廃止

金融に関する現行法は原則としてこれを廃止する。

(二) 他の法律の改正

この法律の制定に伴い、他の法律中改廃を要する事項につき改正をする。

(三) 経過規定

本法の施行の円滑を図るため適当な経過規定を設ける。

以上の内容で明らかなごとく、「要綱(案)」は始めに一般金融機関に共通する規定を設け、次に各論的に各種金融機関の個別規定を述べている。その考え方の基本は、司令部の提案と大きな食い違いはない。ただ銀行については債券の発行ができることのほか「証券取引法」との調整について述べられている。信託会社、無尽会社、信用協同組合、協同組合銀行(信用協同組合の中央機関)、貸金業者についてはほぼこれまでの業務分野を続けるという方針をとっている。なお前述のように、この「要綱(案)」は「金融業法」に規定すべきバンキング・ボードおよび日本銀行等

についてはふれていない。

この大蔵省銀行局の「要綱(案)」に対して、日本銀行が九月四日に意見書を提出している。その内容は次のとおりである。⁽⁹⁾

一、司令部提案中の(C)以下の部分については、(A)及び(B)の金融委員会及び日本銀行に関する事項の決定如何によつて調整を要すべき事項がすくなくない。従つて例えば本要綱において「政府」の権限として規定する事項等については(A)及び(B)の決定を俟つて改めて考慮することと致し度い。

二、一般金融機関の範囲について

ビルブローカーをも一般金融機関に加えること

三、役職員について

金融機関の取締役会は業務執行の責任者たる頭取以下が主宰する現制度を存続することとする。

四、預金の支払準備について

1 日本銀行預け金を支払準備としない特定の金融機関については現金、預け金、コールローン、短期国債等を内容とし預金に対する一定割合の支払準備を保有せしめることとする。

2 (二)の短期国債の所有を命ずる旨の規定は削除すること(九、資金の運用制限の項の(十)の規定の運用によることとする方が隠当である)。

五、合併又は事業譲渡について

冒頭の「同種の」を削り例えば銀行は信託会社の合併も行い得るようにすること。

中央銀行である日本銀行の関心は、一般金融機関に対する規制や監督のあり方にあるのであらうから、その部分についての政府の権限等が明確にされた段階で改めて意見を出したいとしているのはけだし当然のことといえよう。

さて、大蔵省が九月八日に中間報告書を司令部に提出したことは前述のとおりである。具体的には、北村大蔵大臣がマークットとの定例会見席上、次の中間報告書を手渡した。⁽¹⁰⁾

(昭二三、九、八)

九月一日貴官に御会した際の御要請により、貴メモランダム中の要点に関する研究において提示された諸意見を茲に中間的に御報告申上げたい。

之を要約すれば左のとおりである。

(一) 預金支払準備率の規制、金融機関の組織に関する監督権の実施等国家の通貨信用政策は之をノンポリティカルな政府機関に委ねることは適当であり望ましいものと我々は考える。貴メモランダム第一項a号に所謂「通貨信用政策」なるものが国の金融政策、外国為替政策、通貨の価値の決定等国民経済及民生の全体に影響を及ぼすべき基本的国の政策を包含する程広い意味を有するものとすれば、その場合には、かかる政策なるものは国家的見地より必然的に内閣の全体的政策とよく綜合調整され立案実施されることを要するものと考ええる。さもなければ内閣が能く国会に対する責任を免れることが出来るか法律的合憲性
の見地からも、疑問と言ふべきである。

(二) ノンポリティカルな政府機関の実際の運用は、仮令それがその発意と責任においてなされるものであるにせよ、政府の財政政策とよく調整されなければならない。財政と金融とは余りにも緊密な関係にあるので別個の機関による一方的な方針決定というものは許されないのである。

(三) 日本銀行制度の改革に関しては、健全にして民主的な発券銀行を作るような改革に付いて原則的に賛成である。新しい制度が日本の情勢によく適応せられるように我々は十分注意しなければならないと思う。

(四) 貴メモランダムに包含されたその他の提案に付いては、それは我々が従来より研究していたところと大体において一致する。

依て私は既に銀行局に命じファイナンス・ディヴィジョンと緊密に連絡して新立法の基礎を準備せしめることにした。

これまでも述べてきたように、一般金融機関に対する制度上の改革には日本側と司令部との間にはほとんど見解の相違はなかった。また、日本銀行の改革についても原則的に賛成している。しかし、財政と金融の緊密な連繫という観点から、金融政策や金融制度を監督し、規制するたとえば金融庁のようなものを、大蔵省とは別につくり、その委員長に閣僚級のランクをつけるということについては、結局日本側は同意できなかったわけである。ここに両者の根本的な対立がみられたのである。なお同中間報告書提出を機会に、先の八月二七日付要綱に前掲九月四日付の日銀意見をいれて修正した「要綱」⁽¹¹⁾が提出され、司令部との間に同「要綱」の内容についての交渉がその後おこなわれることとなった。

第七回（九月九日）

ところで九月八日の日本側の回答をうけて先の事務レベルでの大蔵省、安定本部、日本銀行の代表から成る日本側と司令部の交渉が再開された。その最初は、当初から通算すると第七回目に当たり、九月九日に開催されたのである。次にその内容を示してみよう。⁽¹²⁾

- 一、要綱第一の一について「一般金融機関」というのは日本銀行及び司令部提案d項に当るものを除く一般の銀行、信託会社、無尽会社、信用組合等を意味する。
- 二、一の(一)の但書は一般の金融業務に関する規定には、個人の貸金業者等の特殊なものには適用されないものがあるということである。本要綱は第一に預金の受入及び又は資金の融通に関する基本的な一般的な規定を設け、第二に各章に個々の特殊規定を用意したものである。
- 三、三の(一)の資本金の「最低額」については人口、不確定資産、預金債務等の要素に関連して、実情に即した率を決定すべきで

ある。日本側にはまだ確定した額はないが追って業界の意向をも充分検討して政府において決定したい。

四、三の(二)のオーソライズドキャピタル制は、米国の制度を取り入れようとするものである。

五、三の(三)資本金に関する「認可」はオーソライズドキャピタルについてのみならず一回の発行毎に認可を必要とすることが望ましい。尚銀行の貸借対照表には払込済資本金のみを掲げるべきである。オーソライズドキャピタルの額により一般の預金者に過つた観念を与えてはならない。

六、五のオフィスは本店、支店、出張所、特別店舗を意味する。預金業務のみを行う特別店舗はその存在意義を再検討すべきである。この際支店設置の基準を併せ考えなければならない。

七、六の(一)について、要綱の基礎的な考え方が大株主による金融機関支配を排除し、株主構成を民主化することにあるのは結構であるが、更に各地方の実情を基礎にした自主的な（五字不明——引用者）発達を前途とすることを併せ考える必要がある。そのためには、一面株主が銀行業務に関心を存する程度以下に率を切り下げることが望ましくない。他面少数株主に支配権が集中することを避けるのは勿論である。適当な率については政府側で金融界の意見を斟酌して決定することとしたい。

八、六の(二)については、野心的な株主が市場を通じて総会直前に所要の株式を取得し、金融業務を不当に支配することを防止する趣旨である。

九、六の(三)については、証券業者は金融機関の株式を取得することは業務としては認めざるを得ない。但し、これにより金融機関の支配を意図する可能性を防止しなければならない。その際証券業者の株式保有期間を制限する規定又は株式数の如何にかかわらず議決権を制限する規定等を考究する要がある。

今回はこれまでの交渉と反対に、司令部側が日本側の要綱案に対する質疑をおこない、これに対して日本側が回答を示す形ですすめられたのである。

第八回（九月二一日）

第七回に続いて日本側の回答の中心をなす要綱についての交渉がおこなわれた。銀行の取締役会と執行機関との関係について、現行制度の存続を可とする旨の日本銀行の文書が討議された。内容は次のとおりである。

- 一、要綱八の(一)において、金融機関の業務を「金融機関の種類別に」定めるとするのは、銀行の業務は何々、信託会社は何々、というように定めることである。
- 二、八の(二)の「業務方法書」は、現在無尽会社等特殊な金融機関についてその定めがあるが、これをあらゆる種類の金融機関に広めることとし、その内容は法律で定められる業務の種類について、例えばどういう貸付をするというような具体的事項を入れようとするものである。
- 三、九の(一)の「アフィリエイテッド」の意味としては、例えば次のような場合である。
 - (一) 父親が経営している会社と息子の経営している会社
 - (二) 会社間に何等か支配的な契約のあるもの
 - (三) 相互に一定割合以上の株式を所有している会社
 - (四) ある会社とその会社からビルディングを借りている会社
- 四、九の(二)の「顧客」の意義はもつと明瞭にする必要がある。
- 五、九の(四)の「投機的資金」というのは、例えば商品の投機的な買溜のための資金、株式投機のための資金である。投機のためにビルディングを買うというのは日本には少ないと思われるが、もしあればこれも入る。
- 六、九の(六)について、ビルディングの一部だけを銀行が使用している場合は問題であるが、日本では建物の一部だけを所有するというのではなく、ビルディングの大部分を使用している場合には、それを所有することは、差支えないとすべきであろう。
- 七、銀行が従業員の寄宿舎を所有するのは、日本の現状では「通常の業務」である。
- 八、九の(七)の書き方では、金融機関が金融機関の株式を所有することは差支えないように見えるが、そうなのではなく、六の(三)にもあるように金融機関が他の金融機関の株式を所有することは原則として禁止されるのである。

九、九の(八)に関しては、非常に多くの事柄が規定されることになるう。

十、九の(九)については、次のようである。

- (一) 組合金融機関相互であつても、横の関係ならばその預金について制限を受ける。
- (二) 大きな銀行が小さな銀行へ預金を預けると、大きな銀行の預金額に対しては小さな割合であつても、小さな銀行の預金額に対しては大きな比率を占めることになるから、こういう点も注意する必要がある。
- 十一、資金統制に関する事項は、この法律に規定さるべきである。
- 十二、この要綱中に屢々出て来る「一定割合」或いは「一定額」の具体的数字については、目下研究中で未だ決定を見るに至っていないが、何れ民間の意見も聞き、なるべく早く数字を提出することとしたい。

第九回（九月一四日）

前回に引き続いて、日本側の要綱の字句の解釈等をめぐって交渉がおこなわれた。その内容は次のとおりである。

- 一、要綱十の(一)の「銀行その他特定の金融機関」のリストを作る必要がある。
- 二、十一の(一)は、最高金利を定めている現行の臨時金利調整法の内容を取り込む積りである。
- 三、十一の(二)では、金融機関の種類及び貸付の種類別に担保その他の条件を定める予定である。
- 四、十二の(一)の貸借対照表及び損益計算書の公告はその金融機関のある地方の新聞紙上でこれを行う。
- 五、十二の(二)については、利益金が資本金のX倍に達する場合には、利益金の一部を資本金とする方法も考慮の余地がある。
- 六、十三の(二)のX年に一回検査するというのは、実現不可能な規定にならないよう注意する必要がある。
- 七、十三の(三)については融資準則を含む資金統制の事項及び金利の決定の事項はこの法律中の別の箇所に一章を設けて規定すべきである。
- 八、十四の合併又は事業譲渡については基本的な事項をこの法律に規定すべきである。

九、十五の(一)に「任意」解散とあるが、この場合にも政府の認可は必要である。

十、解散の場合には損失を蒙ることあるべき者を保護するために十分考慮が払われなければならない。

十一、十六の(二)の場合は、基本的事項をこの法律に規定すべきである。

十二、第二の銀行の債券発行は決してプラクティカルではない。

十三、外国銀行は、資本金に相当する資金を持たねばならず、又日本銀行と取引をなしうる。

第一〇回（九月一六日）

今回は司令部から要求された資料（金融機関の業務管理をする場合、信託会社の業務範囲、現行無尽業法中廃止すべき規定）を提出し、前回に引き続き要綱の第五以下の質問応答がなされた。その内容は次のとおりである。

一、信用事業を営む協同組合はすべて、要綱の第五の信用協同組合制度に取り込む建前である。

二、已むを得ない場合で経済事業を営む協同組合が同時に信用事業を営む場合にも信用事業と経済事業とは経理を別にすべきである。

三、要綱によれば信用協同組合とその他の協同組合とが併存するという形になる。

四、大蔵省としては、現行の農業協同組合法はそのままにしておいて、金融業務に関しては、これに優先的な規定を新立法に入りたい考である。

第一一回（九月二〇日）

最後に当たる第一一回目には預金保険制度の問題がとりあげられた。

これより先の九月二日、大蔵省銀行局は「預金保険金庫要綱（案）」をまとめた。預金保険制度はすでに前年、成案が司令部に提出されたが、金融機関の再建整備を結了した後、「金融業法」とともに検討するべきであるとして、保留されていた（三七二一七六ページ）。今回の「要綱（案）」も前年の構想と同じく、預金保険金庫は、政府または日

本銀行が出資し、必要に応じて日本銀行からの借入金、損失の政府補償等ができるようになっていて、預金者保護という金庫の使命を果たすことを裏付ける形となっている。その内容は次のとおりである。⁽¹³⁾

預金保険金庫要綱（案）（昭二三、九、二銀行局）

一、資本金

本金庫の資本金はX億円とし、政府又は日本銀行の出資、全額払込とする。

二、加入者

本金庫による預金保険制度には銀行及び信託会社並びにこれら以外の金融機関であつて、預金保険委員会の承認を受けた者が加入する。

三、預金等の保険金額

保険する預金等の額は、その預金者各一人についてY万円とする。

四、保険料

加入金融機関は、毎年その預金等の額に応じ相応の保険料を支払う。

五、役員

本金庫の役員は、理事長一人、理事二人、監事一人とし、預金保険委員会（最初は設立委員）の推薦する者のうちから政府がこれを任命する。

六、預金保険委員会

本金庫の運営の適正を図るため、各金融界代表及び学識経験者を以て構成する預金保険委員会を置く。

七、責任準備金

本金庫の収入から諸経費を除いた残額は、すべて責任準備金として積み立てる。

八、加入金融機関の業務管理

加入金融機関が支払不能となつたときは、当該金融機関はその業務を停止し、本金庫がその管理に当る。

九、日本銀行からの借入金

本金庫はその業務を行うため必要あるときは、必要な額を限り日本銀行から借入金を行うことができる。

一〇、損失の政府補償

本金庫が、保険金支払のため責任準備金を取り崩してもなお損失を生じたときは、政府においてこれを補償する。この場合には爾後保険料収入中の剰余金の五〇％を政府に返済する。

一一、検査及び報告

本金庫は政府の命令又は承認を受け、金融機関の検査をなし、若しくは報告を徴しその業務で不当なものについては適当な指示をなし得る。

一二、監督

本金庫は政府が、これを監督する。

一三、資金の運用

本金庫の資金は国債及び日本銀行預け金に運用することができる。

一回目の会合は、上のような内容をもった「預金保険金庫要綱(案)」を日本側が司令部に提出し、これについて質疑がおこなわれた。この交渉で問題となつたのは次の諸点であつた。

- 一、保険される預金の金額をいくらに定めるかは慎重検討を要する問題である。
- 二、預金保険金庫の出資は、一応政府、日銀及び加入金融機関が、それぞれ三分の一ずつということが考えられる。
- 三、本制度にいかなる金融機関を加入させるかは大切な問題であるから当然加入となる。金融機関の外は預金保険委員会にかけ

ることとする。

- 四、加入金融機関から賦課徴収された資金は、本金庫の流動資金となる。
- 五、加入金融機関が支払不能となつたか否かは政府の認定による。
- 六、本金庫が行う金融機関の検査が政府の行うそれと調整されるよう政府の命令又は承認を要するものとした。

ここで八月一七日付のいわゆる司令部提案について重要な資料を紹介したい。それは「八月十七日付の司令部提案について」(大蔵省、九月一〇日)と「八月十七日付の司令部提案に関する司令部説明」(九月一八日)の二つである。⁽¹⁴⁾ 両文書とも大蔵省銀行局が司令部の提案の個々の条項、字句に対する質疑の司令部側の解釈を整理したもので、前者は要約、後者は逐条説明で、いずれも司令部の意向をよく示している。その内容についてもかなり具体的なものが取り上げられており、後に金融業法案をつくるときの参考になったものと捉えられる。これまでの説明と重複する点も多いが、提案の理解に役立つと考えられるので、かなり長いが後者を紹介しておこう。

八月十七日付の司令部提案に関する司令部説明(昭和二年九月一八日)

一、この提案の性質

先ず、この提案の性質であるが、この文書は、八月十七日に司令部の経済科学部のスミス通貨金融課長から大蔵省及び日本銀行の事務当局に対し手交されたものであつて、その形式として署名又は書類の番号がなく全く非公式のものである。手交のときの説明においても、この文書はいかなる意味においても命令でも指令でもなく、今後日本側において立案するための基礎として問題を提起するという意味のものであることが述べられている。

二、提案一の本文について

(一) 提案に、「全面的な新金融立法」(New overall Banking Legislation)とあるが、この法律の形式としては、この提案に関するものではなく単一の法律にし、包括的な内容を持つたものとするのがよい。

(二) 新立法の適用対象となるものの範囲は、預金の受入及び又は金銭の貸付を行うものすべてであつて、銀行、信託会社、無尽会社、信用組合等はいうまでもなく、信用事業を営む協同組合、個人貸金業者、ビルブローカー、投資会社等も入る。即ち、単に金融の機関 (institution) というだけでなく、預金の受入及び又は金銭の貸付という機能 (function) に着眼し、かかる機能はすべて新立法の適用対象となるのである。

(三) 保険関係の法律は、この法律でも或いは別の法律でもどちらでもよい。復金、預金部等については今後具体的に研究したい。

(四) 提案に述べられているところを包括的に一つの法律にすることになると、金融行政の組織に関する規定とその他の規定とが同一の法律に規定されることになる。

(五) 提案に「仔細に互る」(detailed)と述べられているが、新立法においては、能う限り具体的に、明細に法律を以て規定し、その範囲内において金融行政が運営されることとすべきである。

三、提案一のaについて(バンキング・ボード) (banking board)

(一) 提案にいう「均衡のとれた」(well-balanced) というのはボードのメンバーが各地域及び各界を代表するようにすることである。但し、この各界のうちに所謂労働組合等を含む意図はない。

(二) 提案にいう「政治的色彩のない」(non-political) というのは、例えばボードのメンバーが議会で議席を有するものであつてはならないということであり、又、所謂政党的なインフルエンスを受けないというような意味である。

(三) 提案にいう「大蔵省から独立した」(independent of the Ministry of Finance) というのは、従来の例から見て人事、予算について大蔵本省と別個のものとなり、且つ独自の規則制定権を持つものと解釈さる。

(四) 提案にいうボードの長がキャビネット・ランク (Cabinet rank) であるというのは、閣僚たることを要するものではなく、閣僚級の地位という意味である。この長は、拒否権を持たず、ボードのスポークスマンである。

(五) ボードのメンバーは、米国の例によれば七人で、任期は十四年、二年毎に一人ずつ交代するようにする。その任命につ

ては国会の承認があつたほうがよい。他職の兼任は全然認められない。

(六) ボードは政府機関 (governmental agency) であり、行政官庁である。従つてボードの職員には国家公務員法が適用される。

(七) ボードの議決は絶対多数決 (affirmative vote) が望ましい。

(八) 提案にいうボードがその策定と実施とを担当すべきナショナルズ・マタリィ・アンド・クレジット・ポリシー (nation's monetary and credit policies) は、預金支払準備率の規制、金融機関の組織に関する監督権の実施等を指すもので、国の金銀政策、外国為替政策、通貨の価値の決定等の基本的な国の政策を包含するものではないと解せられる。

(九) 提案に述べられているように、ボードは日本銀行を含むすべての銀行その他の金融機関を監督する。二、の(三)で既に述べたように、預金の受入及び又は金銭の貸付という機能はすべて新立法の適用対象となり、専属的にこのボードの監督下に置かれ、且つボードのみがあらゆる金融機関の唯一の監督官庁になる。その結果大蔵省は勿論、経済安定本部、農林省、商工省等の金融機関の管理監督並びに運営等に関する行政であつて「ノンポリティカル」であるべきものは全てボードの下に入つて来ることになる。保険会社はボードに監督されることになり、ボードの下に一部局ができて保険会社に関する事務を司るという形になる。

四、提案の一のbについて(日本銀行)

(一) 日本銀行は、一種特別の株式会社である。その役員を選任する場合には、株主である金融機関は、株数に応じて投票権を持つのでなく、金融機関のグループに分けてその中でそれぞれ理事を選ぶのである。

(二) 提案中の「コレクションの制度」(system of collection) というのは、店舗網のない地方銀行のために取立の事務を行うことである。

(三) 提案中の「保管」(custodian) というのは、政府又は銀行に属する国債その他金融関係の書類、証券、担保物件の保管のことである。

- (四) 日本銀行に預金のリザーブを置くものは、日本銀行に出資することとなる。
- (五) 政府が日銀に出資することは、必ずしも望ましくないが、出資が不足するというような理由で必要な場合には政府も例外的に日銀に出資することができる。金融機関以外の一般個人は出資することができない。
- (六) 日銀の理事には米国の制度の例によれば各界、各地域の代表者をこれに当てる。理事会は少くとも月に一回は開き、それによつて各界、各地方の実情が的確に反映されるようにする。米国の制度によると九人の理事のうち三人は政府が任命する。

(七) 日銀の理事会は米国の例によれば総裁 (President) 及び第一副総裁 (First Vice-President) を選任し、ボードの承認を経る。任期は五年とする。これ等は事務執行機関である。

(八) 剰余金は、米国の制度の例によれば積立金が日本銀行の基礎が堅実だと思われる程度の金額に達するまでは全部これを積み立て、その後出資者に六%まで配当し、残額は、全額国庫に納付する。

(九) 国家事務の日銀への委任は避くべきである。

五、提案一のcについて(一般金融機関)

(一) 新立法の適用対象となり、提案一のaにいうボードの監督下に置かれるものは極めて包括的であつて、既に二の(三)及び三の(十)に述べた通りである。なおこれらの金融機関は、本項にいう一般金融機関として通則的な規定の適用を受けるものと、それ以外の、それぞれについて特別に規定の設けられる日本銀行、提案一のdの特殊金融機関、預金保険の機関、預金部、保険会社等とに分けることができる。

(二) 金融事業を営むことは免許を要するものとしておくべきである。但し、免許の条件について法律に的確、詳細な規定を設けておき、その規定に従つてボードで決定するようにすべきである。金融事業はすべて本法に基く検査監督下に置かれる。農業協同組合その他の協同組合が信用事業を営むには、すべてボードの免許を要する。

(三) 一般金融機関は短期の信用を行うものとする。融資の最長期は原則として一年である。

(四) 一般金融機関の債券発行とその預金者の保護とは理論的に両立し難いと思う。

(五) 公平な取扱は、日本における外国の銀行にも適用さるべきである。

(六) 提案に「健全な資本」(sound capital)とあるが、一般金融機関の資本構成については、預金者その他の債権者保護のため十分なネットの資本金額を有することとすべきである。

(七) 金融機関の配当については、その健全性確保のため一定の制限を設くべきである。

六、提案一のdについて(特殊金融機関)

(一) 提案中の「暫定的に資金を供給する政府金融機関」(a government credit organization to provide funds on a temporary basis)というのは、復金が予想されている。

(二) 「恒久的特殊金融機関」(permanent specialized credit institutions)として提案に挙げつある「住宅」(housing)又は「土地開発」(land-development)というのは、単なる例示にすぎない。

(三) 右のような特殊金融機関を考える場合には、その前に、住宅建設とか土地開発とか、そういった実体的な計画が具体的に先に定められることを必要とする。その後始めて資金の供給について考慮することとなるのである。

(四) 右の恒久的特殊金融機関は政府出資であつても民間出資であつてもよい。その資金はこの機関が債券を発行して集めてもよいし又政府が公債を発行して集めた資金をこの機関に移管してもよい。

七、提案一のeについて(金融機関と他の金融機関或いは他の企業との関係)

(一) 提案一のaにいう「バンクス」(banks)は銀行だけでなく、他の金融機関をも含む。従つて、一般の金融機関は全部株式、役員等に関する制限を受けることになるわけである。また、提案一のf以下において、「バンクス」といつている場合も、右と同様、一般の金融機関をすべて含むものと解せられる。

(二) 金融機関が他の金融機関の株式を所有することは原則としてすべて禁止される。但し、構成員である金融機関がその系統中央金融機関に出資するのは差支えない。

(三) 金融機関の役職員が他の金融機関の役職員を兼ねることは禁止される。但し、店舗網が地域的に全然異つていて競争の起りえない金融機関相互の間では、その運営を左右する程度に至らない場合に限つて兼職が認められる。また、金融機関と金融機関以外の会社の役職員の兼職も、相互にその運営を左右する程度に至らない場合は認められる。

八、提案一の f について（金融機関の有価証券業務）

(一) 提案にいう「発行」(issuing)には自己株式の発行は含まない。これは「ビジネス」(business)ではない。

(二) 投資の為有価証券を買い、後に資金を作る為之を売却するのを禁止する意味ではない。

(三) 有価証券の代理売買は、「取扱」(dealing)に入らないから、これを行つて差支えない。

九、提案一の g について（貸付投資の制限）

(一) 同一人或いは同一会社に対する貸付投資の制限には、株式の所有、貸出及び株式を担保とする貸出等を合計する。米国では資本金と剰余金との合計額の一〇％を基準としている。制限の基準は、法律で大枠をきめ、ボードが其の範囲内で時の実情に応じ適用率をきめるのもよからう。

(二) 「アフィリエイテッド・カンパニー」(affiliated companies)として同一人に対する貸付投資の制限の場合に注意すべきものに次のようなものがある。

(イ) 父親が経営している会社と息子の経営している会社

(ロ) 会社間に何等か支配的な契約のあるもの

(ハ) 相互に役員を交換している会社

(ニ) 相互に一定割合以上の株式を所有している会社

(ホ) ある会社とその会社からビルディングを借りている会社

(三) 金融機関の資金の運用方法の規制に関する規定は恒久的な規定でないであろうから、これだけ別に一章を設けて、より具體的にもつと詳しくこの法律に規定すべきである。

四 貸出金の用途担保の適否というのは貸出をする場合に十分考慮すべきである。

十、提案一の h について（資本金による預金者の保護、民主的な運営責任及びその実行）

(一) 提案にいう「資本金による充分な保護」(adequate capital protection)とは、預金額に対し充分な資本金額を有する必要があるということである。従つて、現行の法定最低資本金額は大幅にこれを引上げる必要があるが、その場合に基準となるものとしては、金融機関の店舗所在地の人口、預金高或いはリスク・アセットというようなものが考えられる。

(二) 金融機関の株主につき、その所有することのできる株数を定める場合には、大株主による金融機関支配を排除し株主構成を民主化すると共に、他面その株数の制限を余りに小さくしすぎて株主が全然その金融機関の業務に関心を持たないということにならないよう留意する必要がある。

(三) 提案の「民主的な運営」(democratic management)とは、株主に業務状況が分るように、又その声が経営に反映するようということである。例えば資金の運用方法を予め具体的に定めておいて、その実績が分るようにしておくことである。

(四) 提案の「実行」(practices)とは、種々の責任を明確にしておいてその実行を期する必要があるということである。

十一、提案一の i について（店舗の設置等）

(一) この項目については、条件及び制限の基準を法律に明定しておいて、その具体的な運用をボードにおいて行うこととすべきである。

(二) 「グループ」金融制度 (group banking system) とは、例えば、米国で他州では営業できないという州法があるため他州に支店が置けないという場合に、新銀行を設け実質上支店設置と同様の効果を挙げることである。

(三) 「チェン」金融制度 (chain banking system) とは、甲乙丙がそれぞれ A B C の各銀行の株をそれぞれ五二％ずつ保有していてこの三人が結合して各行の運営を図るような方法をいう。

十二、提案一の k について（罰則）

(一) 罰則については、法律には幅のある要綱を規定し細目はボードにおいて運営することとなるがボードに専断的な力を与え

るにとなく、また、いかなる人のグループも固人的な感情を、他で権力を振えないようにしておくべきである。

金融機関の役員を直接免職することの出来る権限をボードに持たせるべきである。

金融機関側に対しては、予め警告を発し、また、充分弁明の機会を与えなければならない。

十三、經過的措置

新立法により種々の制限規定を置く場合には、実情考慮の上経過的措施を講ずる必要がある。

以上がその内容であるが、アメリカの金融制度と対比しつつ、八月一七日付提案の趣旨を体系的に説明した資料として貴重である。同説明書は後述の「金融制度懇談会」の第一回会合（九月一八日）の資料として委員に配布されたもので、同懇談会のための準備として作成されたと考えられる。

司令部の八月一七日付提案に対応するための準備機構の一つとして財界、銀行界の代表等からなる「金融制度懇談会」(あるいは単に「金融懇談会」)が国内での審議機構の一つとして設置されることになっていたことはすでに述べたとおりである。この懇談会は、九月一八日に発足したが、その名簿は次のとおりである。⁽¹⁵⁾

金融懇談会名簿（順序不同）

(昭、二三、九、一八)

氏名	職名	部会所属
岸喜二雄	日本興業銀行総裁	1 ○
西田太郎	日本勧業銀行総裁	2 ○
千金良宗三郎	全国銀行協会連合会々長	3 ○
渡辺忠雄	三和銀行頭取	4 ○
佐藤喜一郎	帝国銀行頭取	5 ○
中山均	静岡銀行頭取	6 ○
鈴木亨市	東海銀行頭取	7 ○

(註) 1、一般部会 2、銀行信託部会 3、無尽部会 4、組合金融部会
5、保険部会 6、特殊金融部会

東堀大諸永長石德田小松代櫛豐湯北林	畑塚井野崎川田中林島田田河代賢	精文万貫重英一昂次小準朝光雅元誠材	一平丈雄造郎平中吉義男孝威弥
信託協會々長	復興金融金庫理事長	農林中央金庫理事長	商工組合中央金庫理事長
庶民金庫理事長	全國市街地信用組合協會々長	全國無尽協會理事長	生命保險協會理事長
日本損害保險協會々長	証券取引委員會委員長	經濟團體連合會代表理事	產業復興公団總裁
日本製鐵株式會社取締役	秩父セメント株式會社々長	日本特殊鋼管株式會社々長	富士紡績株式會社々長
農業復興會議々長			

金融懇談会の第一回は九月一八日、第二回は九月二日に開かれ、その後一般部会（座長長崎英造）、銀行信託部会（座長千金良宗三郎）、無尽部会（座長松島準吉）、組合金融部会（座長西田太郎）、保険部会（座長徳田昂平）、特殊金融部会（座長石川一郎）の各部会に分かれて審議し、第三回目を一〇月二九日に開き、意見の統一を図っている。

第一回目（九月一八日）には、前掲「八月一七日付の司令部提案に関する司令部説明」も配布されたが、司令部提

案cに関する部分についての「金融業法要綱について問題となる諸点⁽¹⁶⁾」なる資料が配布され、これをめぐって討議がおこなわれた。同資料を示すと次のとおりである。

金融業法要綱について問題となる諸点(司令部提案cに関するの部分)(銀、昭二三、九、一八)

一、一般金融機関の範囲

- (一) 一般金融機関に入るもの―日銀以外の銀行、信託会社、無尽会社、信用協同組合、ビルブローカー、貸金業者
- (二) 一般金融機関からは除外されるもの―日銀、提案cの特殊金融機関、預金保険の機関、預金部、保険会社

二、資本金の最低額

- (一) 金融機関の種類別に、それぞれ現行の金額を大幅に引き上げる。

(二) 基準

(イ) 人口

(ロ) 預金高

(ハ) リスク・アセツ

三、オーソライズド・キャピタル

- (一) バランス・シートの書き方

- (二) 現実の発行額についても認可を要するものとするか

四、店舗

- (一) 特別店舗整理の可否

- (二) 店舗設置の基準

五、株主

- (一) 金融機関の総株数の何%まで一人で所有できるか、親族所有分を合算するとしてその範囲方法
- (二) 大株主及び譲受後期間の短い株主の範囲、その議決権制限の方法
- (三) 証券業者が金融機関の株式を所有することのできる場合

六、役員

取締役会と執行高級職員(社長、副社長)を分離することの可否

七、各種類の金融機関の業務方法書に記載すべき事項

八、同一人に対する貸出金額の限度

- (一) 「同一人」の意義、「アフィリエイテッド・カンパニー」の定義

- (二) 金額限度算定の基礎数字

- (三) 右に対する一定割合

- (四) 貸出と合算すべきもの

九、役職員の関係先に対する貸出金額の限度

- (一) 「役員」の範囲

- (二) 「関係先」の意義

- (三) 金額限度算定の基礎数字

- (四) 右に対する一定割合

- (五) 貸出と合算すべきもの

十、「通常の業務以外の目的の株式及び不動産所有」の具体的内容、制限超過の分の処分方法

十一、金融機関以外の会社の株式所有の限度

- (一) 限度算定の基礎数字

(一) 一定割合

十二、長期債、長期貸出、株式、不動産の所有制限の具体的内容

十三、他の一金融機関に対する預金額の制限

(一) 預ける金融機関―基礎数字と割合

(二) 預かる金融機関―基礎数字と割合

十四、金融機関の資金運用に関する規定

(一) この法律へ入れるかどうか

(二) 具体的内容

十五、預金の支払準備

(一) 日本銀行に支払準備を持つべき金融機関の範囲

(二) 預金に対する支払準備の割合、その変更可能な範囲

(三) 右(一)以外の金融機関の支払準備の種類及び預金に対する割合

十六、貸出についての担保、期限、担保価額に関する規定

十七、経理に関し公表すべき書類の種類、内容

十八、利益金の処分方法

(一) 積立―資本金に対し一定割合まで

(二) 配当

(イ) 条件

積立金が資本金に対し一定割合

資本金と積立金の合計額が預金に対し一定割合

(ロ) 割合

十九、銀行の債券発行

二十、経過規定の定め方

以上のように問題点はきわめて広範囲にわたっており、司令部の提案の具体化に当たって問題となるであろう諸点をすべて網羅している。

また、九月二一日付の「金融業法案要綱について問題となる諸点⁽¹⁷⁾」という資料はおそらく第二回の会合で配付されたものとみられるが、ここでは提案の一のa b(本稿では(2)(3))に述べられている範囲についての問題提起である。以下その内容を示してみよう。

金融業法案要綱について問題となる諸点(司令部提案一のa及びbに関する部分)(昭、二三、九、二二)

八月十七日付の司令部提案一のaに述べられているボードを行政官庁とする場合においては、次の諸点が問題となる。

第一、提案の一のa(バンキング・ボードに関する部分)について

一、性格

行政官庁とする外、行政官庁ではない議決機関乃至諮問機関とするような考え方をする必要があるかどうか。

二、所屬

行政官庁とする場合には、何れかの国务大臣が所轄しなければならないが、その大臣を誰とすべきか。

(備考)

司令部提案中の「インデペンデント」という意味は人事及び規則の決定等について独立の権限を持つことをいうものと解される。

三、権限

- (一) 行政官庁とした場合その所管下に置かれる金融機関の範囲(預金部、復興金融金庫、保険会社等はどうするか。)
- (二) 権限事項(大蔵省に残置せしむべき権限と、このボードの権限とすべきものとの限界及び現在大蔵省以外の官庁に属している金融関係の権限の取扱)

(備考)

現行の金融行政に関する各省の官制及び分課規程の主なるものは別紙の通りである。

四、構成

- (一) メンバーの数
- (二) 選任資格
- (三) 任命方法
- (四) 任期
- (五) 兼職の可否
- (六) 会長の選任方法

五、事務局

六、既存の各委員会の取扱

- (一) 通貨発行審議会
- (二) 金利調整委員会
- (三) 復興金融委員会
- (四) 預金部資金運用委員会
- (五) その他の金融関係の委員会

第二、提案一のb(日本銀行に関する部分)について

一、組織

(一) 性格

出資者の権限等に制限のある特殊の株式会社とするか。

(二) 出資者

出資者の範囲、出資額及び権限をどうするか。

(三) 資本金額

資本金額はどの程度が適当か。

二、役員機構の問題

(一) 取締役会の構成(執行役員との関係)

- (1) 取締役会は各界から選出した取締役のみで構成し、執行役員と完全に分離するか。
- (2) 執行役員中少数のものを取締役会の構成員とするか。

(二) 取締役会の構成に対応し、役員の種類、名称、数、任期、選任方法を如何に定めるか。

(三) 取締役会の権限

- (1) 取締役会の権限如何
- (2) 右権限とバンキング・ボードの権限との関係如何

三、発券制度

発券制度の根本的改正の能否

四、業務

- (一) 日本銀行の固有業務の範囲を如何にするか。
- (二) 日本銀行の国庫代理事務及び国の委任事務等をどうするか。

五、經理
六、監督

(備考)

日本銀行の現行制度の要綱は別紙の通りである。

以上興味深い論点が並べられているが、もっとも関心がもたれるのが、バンキング・ボードの性格と機構に関する部分である。この点については、日本側と司令部の間にもっとも意見の対立がみられるところだけに、同懇談会がどのような結論をだすが注目されたのである。

前述のように、第三回目の一〇月二九日には、各部会の座長からそれぞれの部会の報告があり、それを基本に、「金融制度改革に関し金融懇談会に於て意見の一致を見た事項」がまとめられた。日本側の考え方をもっともよく示した⁽¹⁸⁾ものとして貴重な資料であるので、以下若干長いが全文を掲載しておこう。

金融制度改革に関し金融懇談会に於て意見の一致を見た事項(二三年一〇月二九日)

第一、バンキング・ボード関係

一、「バンキング・ボード」の性格

「バンキング・ボード」は主として金融行政の実施面を担当する行政官庁とする。従つてその権限の内容及び監督の範囲はおおむね金融業法の実施に関連する左記の事項となるが、これと共に政府の各般の政策中、金融、通貨及び信用に関する事項に参画する。特に資金配分計画の審議については強力に参画する措置を講ずるものとする。

記

(イ) 権限の内容

(一) 金融機関の組織に関すること

(二) 金融機関の設立、営業免許に関すること

(三) 金融機関の店舗に関すること

(四) 金融機関の株主に関すること

(五) 金融機関の役員に関すること

(六) 金融機関の業務に関すること

(七) 支払準備及び公開市場政策に関すること

(八) 金利、手数料その他の資金融通条件に関すること

(九) 金融機関の決算に関すること

(十) 金融機関の業務及び財産の検査その他の監督に関すること

(十一) その他金融機関に関する政策に関すること

(ロ) 監督の範囲

(一) 日本銀行

(二) 銀行

(三) 信託会社

(四) 無尽会社

(五) 信用協同組合及びその他の協同組合の営む信用業務

(六) 復興金融金庫、預金部その他の特殊金融機関

(七) その他預金の受入又は資金の融通を業として営む者

(八) 保険会社の資金融通条件に関する事項

二、「バンキング・ボード」の所屬

「バンキング・ボード」を人事・予算について、大蔵省から別個のものとし且つ独自の規則制定権を有するものとすると共に政治的色彩のないものとする点については全く異論がなかったが、国会に対する責任の上からして、その所轄をどうすべきかについては次の兩種の意見があり(一)の方が多数であつた。

- (一) 大蔵大臣の所轄とする案
- (二) 内閣総理大臣の所轄とする案

三、「バンキング・ボード」の構成

- (一) メンバーの数—五人程度を可とする。但し三人程度を可とする意見もあつた。
- (二) 選任資格—金融・産業に関する学識経験者中より選任する。
- (三) 任命方法—国会の承認を得て内閣が任命する。
- (四) 任期—五年とする。なお委員三人の場合に付ては三年説と五年説とがあつた。但し再任を妨げない。退職の場合には退職の時より二年間金融関係の職務に就くことができないが、内閣総理大臣の許可を受けた場合はこの限りではない。

なお右二年の就職不能の期間内は、適当な優遇の方策を講ずるものとする。

- (四) 兼職の可否—兼職を認めない。

- (六) 委員長の選任方法—内閣は委員の中から、天皇の認証を得て任期二年を以て委員長を任命する。任期満了のときは平委員となる。

但し再任を妨げない。

四、「バンキング・ボード」の諮問機関として委員十名程度を以て諮問委員会を設ける。諮問委員は金融・産業に関する学識経験者中より「バンキング・ボード」の推薦に基き内閣が之を任命する。諮問委員は兼職を認めるものとする。

五、「バンキング・ボード」に事務局を設置する。

第二、日本銀行関係

一、性格

日本銀行は新法律に基く特殊法人とする。

二、資本金

- (一) 資本金額は十億円程度とする。

- (二) 出資者の範囲

現在の一億円の出資者はそのまゝとし、増資分九億円のうち、幾分を現在の民間出資者に割り当て、その他は「バンキング・ボード」の定める金融機関の出資とする。

- (三) 出資者の権限

出資者総会を設け業務の報告を受け監査役の選出をする。

三、機関

- (一) 取締役会の構成

取締役会と執行役員は分離する建前をとるが、執行役員中総裁及び副総裁は取締役として取締役会に加わる。取締役会長は、総裁・副総裁以外の取締役のうちから互選する。

- (二) 取締役

取締役の数は九名とし、内四名は金融界より、三名は産業界より夫々「バンキング・ボード」が各界の代表として適当と認めたものを任命する。

取締役の任期は三年とする。

総裁、副総裁は当然取締役となる。

- (三) 監査役

監査役の数は三名程度とする。

出資者総会において選出し「バンキング・ボード」が之を任命する。
監査役の任期は二年とする。

(四) 執行役員

総裁・副総裁は「バンキング・ボード」が取締役会に諮つた上推薦し内閣が之を任命する。
理事は総裁が取締役会に諮つた上推薦し「バンキング・ボード」が之を任命する。
総裁、副総裁及び理事の任期は四年とする。

四、運営

(一) 取締役会の権限は左の通りとする。

- (1) 定款の変更に関する事項
- (2) 貸出の条件に関する事項
- (3) 基準割引歩合及び基準貸付利子歩合に関する事項
- (4) 公開市場操作の条件に関する事項
- (5) 経費予算及び剰余金の処分に関する事項
- (6) 出資者総会に関する事項
- (7) 執行役員の選任に関する事項
- (8) その他業務に関する重要事項

右(1)及至(5)の事項は「バンキング・ボード」の認可を受ける事項とする。

(二) 日本銀行に委託する政府事務の範囲は次の通りとする。

- (1) 国庫金に関する事務
- (2) 国債に関する事務

(3) 外国為替管理に関する事務

(三) 発券制度の根本的改革は現在の段階では無理である。なお、通貨発行審議会制度は存続させる意見が多かった。

(四) 取引先金融機関の考査は従来通り取引に伴う契約によつて実行する。

五、経理

納付金制度をとるが、現行の如く利益金を総て納付するような方法を改め、一定基準による納付金を納付した後の残余は積立金と配当金に充当するものとする。

六、監督

(一) 「バンキング・ボード」の権限と政府委託事務の如何によつて日本銀行は「バンキング・ボード」と大蔵省の双方の監督を受けることとなる。

(二) 監理官制度は廃止する。

第三、銀行信託関係

一、営業の免許

- (一) 銀行業又は信託業を営むには、政府の免許を要する。
- (二) 政府の免許を受けたときは、銀行は信託業を、信託会社は銀行業を、それぞれ兼営することができる。
- (三) 銀行業又は信託業は、株式会社でなければこれを営むことができない。

二、商号

- (一) 銀行又は信託会社は、それぞれの商号中に「銀行」又は「信託会社」という文字を用いなければならない。現在銀行業を営んでいる信託会社は、その商号中に「信託銀行」という文字を用いることができる。
- (二) 商号の変更には政府の認可を要する。

三、資本金

(一) 株式は全額払込済とする。

(二) オーソライズド・キャピタル制を採用する。

(イ) オーソライズド・キャピタルの総額については政府の認可を必要とする。

(ロ) バランスシートには現実の発行済額を記載しオーソライズド・キャピタルの金額を欄外に記載する。

(三) 銀行又は信託会社の新設の場合にはオーソライズド・キャピタルの半額以上は発行済であることを必要とする。

(四) 発行済資本金の最低額は、次の(イ)又は(ロ)のうち、何れか多い方の金額を下ることができない。

(イ) 三千万円

但し、現に存する銀行又は信託会社についてはこの法律施行後五年以内は現行通りとする。

(ロ) その純資産から現金、日銀預け金、国債を控除したものの即ち不確定資産の五％に相当する金額。この法律施行後五年間は、昭和二十三年三月三十一日（新旧勘定合併後）における不確定資産の五％に相当する金額とする。

(四) 銀行又は信託会社が外国に店舗を設けるときには、その発行済資本金は三億円以上でなければならない。

四、株式及び株主

(一) 何人も、銀行又は信託会社の発行済資本金の五％に相当する金額を超えて株式を所有することができない。但し信託会社の受託株式についてはこの限りでない。

(二) 証券業者は、右(一)にかかわらず、銀行又は信託会社の株式で売れ残りとなつたものを一定の期間を限り所有することができる。

この場合、当該銀行又は信託会社の発行済資本金の五％に相当する金額を超える分については議決権を有しない。

(三) 銀行又は信託会社その他の金融機関は、銀行又は信託会社の株主となることができない。但し、信託会社の受託株式についてはこの限りでない。

(四) この法律施行の当時、銀行又は信託会社の株式を所有している者で右各項の規定に抵触するものは、この法律施行後一

年以内に、その株式を売却しなければならない。但し、政府の認可を受けたときは、売却の期限を延すことができる。右の売却までの期間においては、当該株主は、右各項の規定に抵触する限り議決権を有しない。

五、役職員

(一) 役員の数、五人以上とする。

(二) 役員は、定款に定むる金額（額面一百万円以上）の当該銀行又は信託会社の株式を所有していなければならない。この場合においては、当該株式は担保に入れてはならない。

(三) 役職員の兼職は次のように制限する。

(イ) 他の金融機関の役職員となることができない。但し、両金融機関の店舗網が全然異つている場合であつて、兼職について政府の認可を受けたときは、非常勤の役員については、この限りでない。

(ロ) 役職員は、同時に証券業者又は証券業者の役員若しくは使用人であつてはならない。

(ハ) 執行高級職員は原則として他業を兼営し又は兼職することができない。

(四) 役職員は全役員（関係本人を除く。）の同意があつた場合の外、当該銀行又は信託会社からの資金の融通を受けてはならない。

(五) 銀行又は信託会社は、その役職員の預金又は指定金銭信託に対し、他の者のそれに附する利率より高い利率で利子を附し又は配当をすることができない。

六、業務

(一) 銀行及び信託会社の業務は、概ね現行通りとする。但し

(イ) 銀行は貯蓄預金の取扱をすることができるようにする。

(ロ) 証券関係の業務については、証券取引法で認められている業務を行うことができるものとする。

(ハ) 信託会社は、現在信託業法によつて認められている諸業務に加えて、左の業務を営むことができるものとする。

- (1) 信託の引受
- (2) 後見の引受
- (3) 清算人、管理人、管財人としての事務
- (4) 右の事項に関する代理事務

A エスクロー事務

B 証券の書替及び登録事務

- (5) 財産の評価及び鑑定
- (6) その他一般の財務代行

(二) 次の条件で銀行又は銀行業務を兼営する信託会社に債券の発行を認める。

- (イ) 債券発行の限度は、自己資本の十倍とする。
- (ロ) 銀行又は信託会社が債券を発行しようとするときには、その発行済資金は三億円以上でなければならない。
- (ハ) 現実に債券を発行しようとするときは、その都度政府の認可を受ける。
- (ニ) 債券発行によつて得た資金及びその運用は、別勘定において経理する。
- (ホ) 債券発行によつて得た資金を融通する場合には確実なる担保を徴する。
- (ヘ) 債券発行によつて得た資金の融通期限は、一年以上とする。
- (ロ) 銀行又は信託会社の清算又は破産の場合においては預金等の債権者は、債券に関する債権者に優先する。
- (三) 銀行及び信託会社は、業務方法書を定めて政府の認可を受けなければならない。その変更についても、また同様とする。業務方法書には、その営む業務の種類、方法等を具体的に記載する。

七、資金運用の制限

(一) 資金の融通については、次のような制限を設ける。この法律施行の時に於いて左の各項の制限を超過しているものは、

この法律施行後五年以内にこれらの制限に合致するようにならなければならない。

(イ) 銀行又は信託会社の同一人（個人、組合、会社その他の法人等を含み、国及び公共団体を除く。）に対する資金の融通（貸出、社債及び株式の所有等を含む。）(ロ)においても同じ。）はその預金又は指定金銭信託の額の三％を超えてはならない。但し、政府の認可を受けたときはこの限りでない。右の制限は、信託会社の信託勘定においては指定金銭信託及び自己資本による資金の融通に限って適用する。(ロ)においても同様とする。

(ロ) 相互に関連関係にある数会社に対する銀行又は信託会社の資金の融通は、これを合計して当該銀行又は信託会社の預金又は指定金銭信託の六％を超えてはならない。但し、政府の認可を受けたときはこの限りでない。相互に関連関係にある会社とは、当該会社の相互間に支配及び被支配の関係のあるものをいう。

(ハ) 銀行又は信託会社がその役員が支配している会社に対し資金の融通をなす場合には、その役員に対する場合と同様、関係本人を除く全役員の同意を必要とする。

(ニ) 資金融通の期間は、原則として一年以内とする。長期融資の総額は、自己資本の金額か又は定期的預金及び指定金銭信託の金額の六〇％に相当する金額かの何れが多額なる方の金額、及び債券を発行した場合にはその金額との合計額を超えない。なお、この場合不動産（船舶、財団、その他不動産に準ずるものを含む。）担保融資の最高金額は、担保物件の評価額の七〇％以下とする。

(ホ) 銀行又は信託会社は、投機的資金の融通をしてはならない。

(ヘ) 銀行又は信託会社は、その融資先に対し、他の者から資金の融通を受けてはならないことを契約してはならない。

(二) 資産中長期の性質を有するものの所有については、次のような制限を設ける。この法律施行の時に於いて左の各項の制限を超過しているものは、この法律施行後株式又は社債については一年以内、不動産については五年以内にこれらの制限に合致するようにならなければならない。

(イ) 銀行又は信託会社は、その資産総額の二〇％を超えて株式及び社債（金融債を除く。）を所有してはならない。但し、

政府の認可を受けたときは、この限りでない。右の制限は信託会社については、自己資本及び指定金銭信託の運用に適用する。

(d) 銀行又は信託会社は、通常の業務以外の目的で株式又は不動産を所有してはならない。

(e) 銀行又は信託会社は、担保流れにより又はその債権を確保するため不動産を所有したときは、それが通常の業務に使用されない限り五年以内にこれを売却しなければならない。但し、政府の認可を受けたときは、この限でない。

(f) 銀行又は信託会社は、日本銀行以外の銀行その他の金融機関及び証券業者の株式を所有することができない。この制限は受託株式には適用されない。

(g) 銀行又は信託会社は、金融機関及び証券業者以外の会社の総株数の5%以上に当る株式を所有してはならない。この制限は受託株式には適用されない。

(h) 銀行、信託会社は、政府の認可がない限り、その資本金額を超えて、左に掲げる資金の融通又は投資（金額はこれを合計する。）をしてはならない。

(i) 営業用不動産の所有

(j) 自己の営業用不動産を所有している会社の株式又は社債の所有

(k) 自己の営業用不動産を所有している会社の株式を担保とする資金の融通

(四) 銀行又は信託会社は、日本銀行へ預入する場合を除き、他の金融機関に対する預金は左の(i)又は(ii)の何れか少い方の金額を超えてはならない。この制限は信託会社については、自己資本及び指定金銭信託の運用に適用する。

(i) 預入する銀行又は信託会社の預金又は指定金銭信託の5%

(ii) 預入先金融機関の預金又は指定金銭信託の5%

八、営業所

(一) 営業所は、本店、支店、出張所及び代理店とする。

(二) 営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止は、政府の認可を要する。

九、預金の支払準備

(一) 銀行又は信託会社は、その預金又は指定金銭信託に対し、期限一ヶ月を超えるものについては2%以上、期限一ヶ月を超えるもの以外のものについては5%以上に相当する額の日本銀行預け金をしなければならない。

(二) 政府は、必要があると認めるときは、右(一)の割合の二倍の範囲内で右の日本銀行預け金の預入割合を変更することができる。

(三) 政府が金融状況に照し必要と認めた場合には国債預託をもつて右の日本銀行預け金に代えることができる。

(四) 預金の支払準備に関する規定は、政府が追つて定める時期から実施する。政府は情勢に応じて利子を附せしめることができる。

(五) 日本銀行預け金が右(一)又は(二)の割合に達していないときは、この所要額に達するまでは、銀行又は信託会社は新規貸出又は利益配当をすることができない。

十、金利、保証料及び手数料

政府は、必要に応じ、銀行、信託会社の金利・保証料及び手数料の最高限度及び又は最低限度を定めることができる。

十一、決算

(一) 事業年度は、毎年二期、四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする。

(二) 銀行及び信託会社は、事業年度毎に貸借対照表及び損益計算書をその本店所在地において発行される新聞紙上に公表しなければならない。

(三) 銀行・信託会社は、積立金が発行済資本金と同額に達し、且つ発行済の資本金と積立金との合計額が預金額又は指定金銭信託の額の5%に達するまでは、毎事業年度の純益の十分の一以上を積み立てなければならない。

(四) 銀行又は信託会社は、自己資本の金額が不確定資産の5%（この法律施行後五年間は昭和二十三年三月三十一日新旧勘

定合併後を基準とする。)に達していないときは配当をすることができない。但し、この法律施行後五年間は、自己資本の金額が不確定資産の五%に達していなくとも、整備計画による増資を完了したものであれば配当をすることができ。

十二、報告及び検査

(一) 政府は、銀行及び信託会社から必要な報告を徴することができる。

(二) 政府は、銀行及び信託会社の検査をすることができる。

(三) 政府は、必要があれば、銀行又は信託会社の資本又は預金その他の債務の安全性を害すると認められる場合には当該銀行又は信託会社の不良と認められる融資先について融資に関して検査をすることができる。

十三、合併及び事業譲渡

銀行又は信託会社は、政府の認可を受け、合併又は事業の譲渡をなすことができる。

十四、解散及び業務廃止

(一) 銀行又は信託会社は、その資産の額が負債勘定から資本勘定を控除した額を下らない場合には、政府の認可を受けて任意解散をすることができる。

(二) 銀行又は信託会社の解散又は業務の廃止の決議は、政府の認可を受けなければその効力を生じない。

十五、預金等の払戻停止

銀行又は信託会社は、預金等の払戻しを停止したときは、直ちにこれを公告するとともに政府に届け出なければならない。

十六、業務管理

政府は、銀行又は信託会社が左に掲げる場合に該当するときは、その業務を管理することができる。この場合には、あらかじめ聴聞の機会を与えるものとする。

(一) 法律又は法律に基く命令に違反したとき

(二) 権限のないことを行つたとき

(三) 業務又は財産の状況によりその事業の継続が困難と認められるとき

(四) 業務の状況が著しく不良であつて公益上その事業の継続が不適当であると認められるとき

(五) 預金等債務の支払を停止したとき

(六) 正当な要求に基く報告又は検査を拒否し又は妨げたとき

(七) 任意解散に失敗したとき

十七、免許の取消及び役員改任

銀行又は信託会社が法令又は政府の命令に違反し又は不健全な業務の運営をした場合において、その行為を改めることを注意されたにもかかわらず、なおその行為を継続した場合には、政府は業務の停止又は役員改任を命じ若しくは営業の免許を取り消すことができる。この場合には、あらかじめ聴聞の機会を与えるものとする。

第四、無尽関係

一、無尽業を営むには政府の免許を要する。

二、無尽業は株式会社でなければ営むことができない。

三、オンラインズド・キャピタル制を採用する。

オンラインズド・キャピタルの総額については政府の認可を必要とする。

四、発行済資本金の最低額は次の(イ)又は(ロ)のうち何れが多い方の金額を下ることができない。但し最終処理完了時の資本金は本法施行後五年間はそのままとすることができる。

(イ) その本店所在地の人口により

A 人口百万以上の都又は市に本店を有するものは 五百万円

B その他のものは 二百万円

(ロ) リスクアセットの三〇％に相当する額

五、無尽会社は無尽業務の外左の業務を併せ営むことができる。

(イ) 預金業務

(ロ) 貸付業務

(ハ) 国税及び地方税徴収事務の代理

(ニ) 国民金融公庫その他命令で定める他の法人の業務の代理

六、株式及び株主、役員、従業員、営業所、資金運用の制限、預金の支払準備等については概ね銀行信託部会の結論に準ずる。

七、無尽類似の方法により住宅その他の財産の給付を業とするものも金融業法に規定する。

第五、組合金融関係

一、信用協同組合関係

1、現在の市街地信用組合を信用協同組合に改組する。

2、設立は、バンキング・ボードの認可を要する。

3、資本の最低額を決定せず、バンキング・ボードにおいて行政指導上の基準を設ける。

4、組合員は個人を原則とするも、協同組合その他の法人も加入することができる。

5、預金の受入れ及び資金の融通を業務とし、金融業務以外の経済事業を兼営しない。

6、一組合員に対する資金融通の限度は、預金及び定期積金の二〇％以内とし、総会の決議により定める。

二、農業協同組合関係

1、単位組合に金融業務と他の経済事業の兼営を認める。

連合会は金融事業単営とする。

2、金融業務を営むにはバンキング・ボードの免許を要する。

3、金融業務を営むものは一定の条件を具えなければならない。

4、資本の最低額につき信用協同組合に準ずる。

5、金融業務と他の業務の経理を分離し、金融業務をバンキング・ボードの監督下に置くこととし、兼営業務に対する資金に一定の制限を設ける。

6、一組合員に対する貸付の最高限を信用協同組合に準じ規制する。

三、商工協同組合関係

1、単位組合には原則として金融業務を認めないが、例外的に一定条件の下に兼営業務として認める。

2、連合会には一定条件の下に金融業務を認める。

(多数説は金融業務の単営を原則とするが、他の経済事業の兼営を原則とする旨の少数説がある。)

3、その他農業協同組合に準ずる。

四、水産協同組合関係

1、単位組合(漁業協同組合及び水産加工協同組合)に金融業務と他の業務の兼営を認める。但し、一定条件の下に金融業務を認めるものとする。

連合会は金融事業単営とする。

2、その他農業協同組合に準ずる。

五、中央機関関係

1、協同組合の中央機関として協同組合銀行(仮称)を設ける。

2、協同組合銀行は農林漁業協同組合関係のものと、都市協同組合関係のものと各々一とする。

3、農林漁業協同組合銀行は金融業務を営む農業協同組合の外、金融業務を営まない農林漁業団体を会員とする。

4、都市協同組合銀行は信用協同組合、商工協同組合、消費生活協同組合を会員とする。

(信用協同組合と商工協同組合のみを会員とする旨の意見もあった。)

- 5、協同組合銀行の組織は連合会組織(但し、確定資本の原則を採用)とする。
- 6、業務として会員のため預金の受入資金の貸出を行う。余裕金の運用範囲を限定する。
- 7、債券の発行を認める。
- 六、其の他

- 1、各組合の根拠法規を残し、必要な経過規定を設け、金融業務に関する監督規定を金融業法に設ける。
- 2、銀行以外の中小金融機関の代表をバンキング・ボードの委員に加える。

第六、保険関係

- 一、保険事業に関する法律は、金融業法と別個の法律とする。
- 二、保険行政機関として保険庁又は保険委員会を置く。

保険行政機関は、大蔵大臣の所轄に属し、人事及び予算について大蔵大臣から独立した権限を有し、且つ、独自の規則制定権を有するものとする。

保険行政機関の諮問機関として保険審議会を置く。

- 三、民営保険と特別法に基づく保険との調整を図る。

- 四、金融委員会の行う金融行政との調整を図る。

- 五、細目については、専門委員会を置き研究を行う。

第七 特殊金融関係

- 一、長期資金の供給を任務とする特殊金融機関は必要であると認める。

- 二、復興金融金庫に関する事項

(一) 復興金融金庫に関する事項

(イ) 復興金融金庫は臨時的なものとして存置し、その存立期間に付ては現在の存立期間満了の際(昭和二十五年一月)改めて考慮するものとする。

(ロ) 復興金融金庫法は金庫の臨時的な性質に鑑み、金融業法中に包含せしめないのを適当と認める。

(ハ) 復興金融金庫の監督は「バンキング・ボード」で行うものとするも「ボード」は融資の根本方針を決定する程度とし、個々の融資は金庫の責任において行う。

(ニ) 現在の復興金融委員会は其の性格を変更し、金庫内部の諮問機関として存続せしめるのを適当とする。地方融資懇談会もこれに準ずる。

(ホ) 復興金融金庫の資金計画は現在通り経済安定本部が決定するものとし、「ボード」はこれが決定に参画するものとする。

(二) 融資対象の範囲

(イ) 復興融資の対象としては金庫創設当時の方針に則り原則として重点産業及びその関連産業に限定する。

(ロ) 復興金融金庫が積極的に株式を引受けることは必要がないと認められるが、融資金の代物弁済として株式を取得する途を開くことは適当と認める。

(三) 財政及び価格政策と復興融資との関係

明らかに財政において負担すべきもの又は価格政策に依つて措置すべきものは復興融資として取り上げない方針を確立する必要がある。

(四) 復興金融金庫の現存融資の処理

(イ) 貸付金の回収を極力促進する。

(ロ) 過去の赤字融資で現状において回収困難と認めらるゝものはその整理につき適当な措置を講ずる。

(五) 復興資金の調達方法

(イ) 復金資金は政府出資に依るの原則は従来通りとするも政府は財政の許す限り増資の当初より出資の払込をするものとする。

(ロ) 従来債券の発行によつて調達したものについては必ず期限到来の際償還を行うものとしこのため資金に不足あるときは政府の払込を徴する。

(ハ) 政府出資の払込ある迄の繋ぎとしては従来通り債券発行の方法に依るものとして債券の市中消化を極力図るものとする。

(ニ) 復金が損失補償付を以て資金を一般金融機関に供給する途を開くことの可否
一般的制度としては考慮する要なきものと認める。

(ヒ) 公団所要資金の融通

公団所要資金は可能の範囲において市中銀行より融資し得るものとし、これが為公団法の改正を行うを可とする。

(ヘ) 預金業務を行うことの可否

復金の性格に鑑み消極的に考えたい。

三、預金部に関する事項

(一) 国債及地方債に対する資金の運用に一定の限度を設け、残余の資金に付ては他の確実なる方面への運用を図るものとする。

(二) 右の運用に付ては預金部資金の性質に鑑み努めて地方還元を行うと共に中小金融の趣旨に合致する如き運用の方法を考慮する。

(三) これが為現在の預金部の資金運用方針に対し充分なる検討を加えると共に預金部の収支の改善に付考慮を要する。

四、その他

右に掲げたものの外、農林漁業復興金融、住宅金融等を議題として検討しているが未だ結論を得る段階に達していない。

この中でとくに注目されるのは、バンキング・ボードについて、日本側の中間報告の考え方ではなく、司令部の提案を基本的指針とされていることである。中間報告では、財政と金融の緊密な関係ということで、バンキング・ボード的な発想の弊害が指摘されていたが、懇談会ではそうした考え方を排して、日本銀行をも監督する行政官庁としてのバンキング・ボードの設立に前向きな姿勢をとっていることは興味深い。

しかし、大蔵省内に考え方の転換があったのではなく、その後も司令部との交渉ではあくまでも「中間報告」の方針を粘り強く貫いていったようである。たとえば、一〇月一七日に、銀行局長がスミスと会談した際、スミスの見解を質したなかで、次のような回答があったとしている。⁽¹⁹⁾ すなわち、「金融業法」の審議を大至急におこなう必要が起ったという事情がでたわけではないから、引き続き日本における新金融制度確立のために日本側の努力を要請するという趣旨であること、新金融制度の全部が片付くには、六カ月、一年ないしは二年はかかると今でも信じている、したがって、日本側が本件の立案をスローダウンされることは困るが、慎重に意見を取りまとめるために相当の時日がかかることは当然であろうと理解していること、バンキング・ボードは日本の実情に不当であるという主張に対して、スミスは「バンキング・ボードや中央銀行制度の問題については、当然ワシントンへの請訓ものであるし、日本の各方面の意見も情報として送ってあるから、ワシントンから何らかの指図があるかも知れない。併し、最近の状態では、日本がいやがるものを米国として無理矢理押し付けることをとるものとは思われない」と語ったとしている。バンキング・ボードの提案についての大蔵省の反対意見がかなり強く、かつ司令部もこれに理解を示そうとしていた時だけに、第三回の懇談会の結論が司令部の提案寄りであったのは興味深い。

ところで、司令部の八月一七日付の提案に対しては、民間からもいくつかの見解の表明があった。まず東京銀行協会の金融業法専門委員会は、同提言の出る直前の八月一〇日に、愛知銀行局長に対して、「金融業法意見書」⁽²⁰⁾を提出

している。それは一二月段階で大蔵省の作成した「金融業法案要綱」に対する意見書である。意見を述べた「金融業法案要綱」そのものが建て直されるところとなったので、これに対する意見書を取りあげることの意義は小さいと思われるので、ここでは内容の紹介にまで立ち入らないことにする。しかし、この意見書という土台があっただけに、司令部の提案に対する反応も早かった。すなわち、九月二十八日には、「『金融制度改革指針』に対する意見（案）⁽²¹⁾」が、東京銀行協会金融業法専門委員会から出された。内容のすべてをここで紹介する余裕はないが、最大の焦点となっているバンキング・ボードについては、大蔵省から独立した強力な権限をもつものとするという立場から、司令部の提言に近い意見をもっている。

また、大阪銀行協会も、一〇月二二日に、「金融制度改革に関する意見⁽²²⁾」を金融調査会名で、愛知銀行局長に提出している。この文書についても詳細な紹介をおこなうことはできないが、注目に値するいくつかの論点を示しておく。『大蔵省の主催せる金融懇談会では、金融委員会を大蔵省の所轄におき、専ら金融行政の実施機関たらしめようとしているが、これでは政府の財政要求を金融政策的立場から牽制する役割を充分果し得ないし、更に通貨信用政策全般の策定実施と云う総司令部指示の主旨にも合致しない』とし、金融委員会（バンキング・ボード）を総理大臣の所轄におくことを提案している。東京銀行協会とはほぼ同じ立場に立っているといえよう。大阪銀行協会の意見書は、一般金融機関の分野についても取り扱われているが、その中で長期金融機関の設置や土地開発ならびに住宅建設のための政府出資による特別金融機関の設置に賛成しているのが注目される。

次いで日本産業協議会（会長石川一郎）が提出した「金融制度改革に関する意見⁽²³⁾」をとりあげてみよう。産業金融の見地から、「政府が公債の発行その他の手段により特殊金融機関を通じて、長期ないし中期の産業資金を供給しうるが如き途を開いておくことを希望」している点、バンキング・ボードの委員長を閣僚としないことが望ましいが、「政府

の監督のもとに立つべきものである以上、それは特定の閣僚の所轄に属せしめることが必要」だとしている点、バンキング・ボード内に「金融諮問委員会」を設置し、そこに産業界の代表を参加せしめることを主張している点などが印象に残る。

さらに、全国銀行従業員組合連合会も「金融業法案」に対する「意見書⁽²⁴⁾」を提出している。この意見書は二回にわたってなされている。すなわち、第一次は司令部の提案が出される以前の昭和二三年五月二〇日に発表されたものである。金融の真の民主化という見地に立ち、労資同数で運営する金融委員会の設置を提言しているほか、經理の公開、業務運営の民主化など具体的な主張も述べられている。九月二五日付第二次「意見書」は、司令部の提案に対する意見を述べる形をとっているが、基本的姿勢は第一次「意見書」と全く異ならない。そしてバンキング・ボードについては司令部の提案をむしろ支持する意見を述べている。また、金融機関の社会化（国営）を積極的にすすめるための規制監督機構を提言している。そのほか中小企業のための政府信用機関の設置についての司令部の提言にも支持を与えている。しかし、金融の民主化という方針については、司令部の提言以上に積極的であり、第一次「意見書」で述べた經理の公開、業務運営の民主化を重ねて強調している。

さて、「金融業法案」策定の作業も徐々に進化した。まず、銀行および信託会社の部分に関する「金融業法案要綱」が未定稿という形ではあるが、九月二三日付で作成されている。⁽²⁵⁾しかし、本文書は全くの試案で、種々考えられる案の中の一つを掲げたにすぎず、何ら決定的な見解を示すものではないという注記にあるように、大して重要な意味をもつものではない。それはこの段階（九月下旬）では、まだ大蔵省の基本姿勢も固まっておらず、各界からも意見が出されている最中だからである。

「金融業法案要綱」は、昭和二四年に入り、金融機関の再建整備のほぼ完了する見通しのついた時期に作成される

にいたった。すなわち、銀行局は昭和二十四年一月一日付で「金融業法案要綱⁽²⁶⁾」をまとめている。なお、この「要綱」の基本的方針となったとみられる文書、すなわち、「金融業法の制定について⁽²⁷⁾」が、昭和二十四年一月二六日にマーケットに宛てて提出されている。重要な意義をもっていると考えられるので、以下全文を掲載しておきたい。

一、現在の我が国の金融に関する法令は、銀行法、信託業法、無尽業法、市街地信用組合法、金融緊急措置令等幾多のものがあり、又特別の銀行法等もある。これらは、概ね、戦前の法規であつてこれが明確化等戦後の経済情勢に即応してモダン化の必要がある。

二、それ故金融業務を行うものすべてを対象とし、金融関係法令を網羅した金融業法を次国会に提案し、次のことを目的とする所要の規定を設けるものとする。

- (イ) 預金者の保護
- (ロ) 自己資本の充実
- (ハ) 他業との支配関係の排除
- (ニ) 大口貸付の排除
- (ホ) 信用の統制
- (ヘ) 金利の統制
- (ト) 健全経営のためにする給与、銷却及び配当の統制
- (チ) 事務の管理
- (リ) 無免許営業その他に対する罰則の強化
- (ク) 特別銀行法その他諸法令の廃止に伴う経過規定

三、右の金融業法においては、外国銀行の取扱、短資業者、貸金業者に関する規定も設けるものとする。

四、なお、金融委員会及び日本銀行に関する規定その他目下研究中に属するものは、取りあえず定めんとする金融業法からは、これを除外する。今後研究ができたもの及び情勢により必要が生じた所要の金融関係規定は、この金融業法に加えるものとする。

本文で明らかなごとく、もっとも問題の中心となったバンキング・ボードのあり方、日本銀行改組の方向は今後の研究課題として後に延ばし、当面は一般金融機関に対する法令の制定による制度改革に限定している。そして形としては、すべての業種の一般民間金融機関を含む「金融業法」とすること、その「金融業法」の目的を、預金者保護、自己資本の充実、他業との支配関係の排除、大口貸付の排除、信用の統制、金利統制、健全経営のためにする給与、償却および配当の統制、業務の管理、無免許営業その他に対する罰則の強化、特別銀行法その他諸法令の廃止に伴う経過規定におくことが明らかとなっている。この「金融業法案要綱」作成の基本的視点を今日の時点において眺めると非常に興味深い。一方で金融制度の民主化が叫ばれていながら、信用の統制、金利の統制、配当の統制、業務の管理とあまりに行政当局の統制が広い範囲にわたっていることである。たしかに、自己資本の充実、大口融資規制、金融機関の健全性など評価できる点も少なくないが、金融機関が行政当局の主導による再建整備がおこなわれ、多額の政府補償を必要としたということもあって、規制が本来民間金融機関の自主性に委ねられるべき分野にまで及んでいることは注目される。そしてこのような行政当局のとくに競争条件の規制を中心とした金融制度が高度成長期のいわゆる金融機関に対する過保護体制、護送船団方式、金融機関の横並び意識を生みだし、金融効率化が叫ばれて久しい今日の金融制度、金融システムをも、或る意味では規定しているのである。このような金融制度が高度成長の金融メカニズムとしてよく機能した側面の認められることはいうまでもない。したがって、この時点での「金融業法案要綱」のもつ意義はきわめて大きいといわなくてはならない。

さて、銀行局作成の「金融業法案要綱」(昭和二四年二月一日)⁽²⁸⁾は全部で一一項目から成っている。すなわち、①銀行、②債券発行銀行、③外国銀行、④信託会社、⑤無尽会社、⑥信用協同組合、⑦協同組合銀行、⑧短資会社、⑨貸金業者、⑩信用調整、⑪金利の調整となっている。昭和二三年八月二七日付銀行局作成の「要綱(案)」(前掲四〇四—一一ページ)と比較すると、後者ではまず一般金融機関に関する共通規定があつて、それを前提として各種金融機関の項目がきているのに対して、今回のものは初めから、個別金融機関の項目に分かれているのが特徴である。その内容はこれまで議論してきたものと大きく変わっており、詳細な紹介の必要はないと思われるので、注目される論点だけを指摘しておく。

まず、金融制度について、わが国で歴史的に形成された各種金融機関に認知を与え、銀行分業の考え方を示した点である。つまり、銀行のほかには債券発行銀行、無尽会社、信託会社等各種の分野に専門金融機関の存在の意義を認めている。同時にそれぞれの金融機関の業務上、機能上に重複する分野を認めている。たとえば普通銀行に債券発行の可能性を与えながら、それとは別に債券発行銀行の存在を認めている点、普通銀行の信託業務の兼営を認めている点、無尽会社に銀行業務(たとえば預金の受入れ等)を認めている点がそれに当たる。

わが国の金融制度の再編成は、普通銀行に比較的幅広い業務を認めながら、これと部分的に重複する形で専門金融機関の育成を図るという基本方針で出発した。その過程については後述するが、その原型がこの「金融業法案要綱」に明らかとなっている。すでにこの時点でこうした基本的構想が確立していたものと思われる。なお、専門金融機関が育成されたのは四つの分野、すなわち、長期金融分野(債券発行銀行→長期信用銀行、信託会社→信託銀行)、中小企業金融分野(無尽会社→相互銀行、信用協同組合→信用金庫、信用組合)、農業金融分野(農業協同組合→信用農業協同組合連合会→農林中央金庫)、貿易金融(外国為替専門銀行)である。このような専門金融機関の設立経過

については、第四章、第五章で述べることにする。

ところで、この二四年二月一日付「金融業法案要綱」に対して経済安定本部、日本銀行、証券取引委員会、東京銀行協会から意見書が出されている。⁽²⁸⁾まず、日本銀行の意見書(二月二日付)では、①一般の銀行に債券発行を認めないこと、②大口融資規制は自己資本一〇％ではなく、預金の三％とすべきであることなどが注目される。また、証券取引委員会の意見書(二月八日付)では、「銀行その他の金融機関及びその役員は、証券会社の株式総数の百分の五まではその会社の株式を所有することができる」という主張が目につく。さらに、立案中の「証券投資業法案」との調整をも強調している。最後に、東京銀行協会金融業法専門委員会の「意見書」(二月二七日付)は、九月段階で策定された銀行および信託会社に関する部分の「金融業法案要綱」に対する意見となっている。その中で、債券発行について、一定の条件の下で銀行に債券の発行を認めることを積極的に主張しているのが注目される。その条件とは、①銀行はバンキング・ボードの認可を得て債券を発行すること、②債券の発行限度は、自己資本の一〇倍とすること、③現実に債券を発行しようとするときは、その都度発行条件その他につきバンキング・ボードの認可を受ける、④債券発行によって得た資金およびその運用は別勘定において経理する、⑤債券発行によって得た資金の融通期限は一年以上とする、⑥債券発行によって得た資金を融通する場合には確実な担保を徴する、などである。

この「金融業法案要綱」は、法案として結局国会提出にいたらず、それぞれの金融機関について個別の法律によって制度化をおこなうこととなった。かくて全金融機関を網羅したり、バンキング・ボードの設置や日本銀行のあり方まで規定する「金融業法」は幻に終わったのである。

この間の事情を説明すると、二四年三月一二日付で次のような内容の「金融関係法律の制定について」⁽²⁹⁾という文書が作成されていることから、大蔵省銀行局としては、同年三月の時点では、まだ「金融業法」の制定を第五国会でお

こなおうとする考え方をもっていたようである。

一、現在の日本における経済金融状況に鑑み次のような規定を設ける必要がある。

(一) 復金債の操作制限の結果として長期資金は不足することとなるので企業に対する長期資金供給のため銀行の債券発行に関する規定を設けること。

(二) 重点産業に対する設備資金の供給及び貿易手形並びに配給手形による金融の円滑化を図るため信用の新規供与の統制に関する規定を設けること。現在の融資準則の規則では銀行による証券投資の方法による信用の新規供与を統制することはできない。

(三) 金利統制の厳守に関する規定を設けること。罰則を設けるため現行の臨時金利調整法を修正する必要がある。

(四) 金融機関（保険会社を含む。）の健全経営に関する規定を設けること。金融機関の業務運営の健全化を図るため経常支出の限度、資産の償却、積立金、配当基準等に関する充分な規定を設ける必要がある。

(五) 間金融を絶滅するために貸金業者に関する規定を設けること。この場合において無免許で金融業を営むことに対する規制をなすものとする。

二、更に健全金融及び金融法規の近代化を図るため次のような事項に関する規定を設ける必要がある。

(一) 銀行の自己資本の充実

(二) 銀行の役員員に関する規制

(三) 銀行の営業所の整備

(四) 銀行の資金の健全な運用

(五) 銀行からの一借入人についての制限

(六) 銀行と他の企業との支配被支配関係の排除

(七) 銀行の預金支払準備金

(八) 銀行の業務管理

(九) 外国銀行

(十) 信託業務の調整

(十一) 協同組合銀行

(十二) 信用協同組合

(十三) 短資業者

三、上述の目的のため吾々は新金融業法、臨時信用調整法及び臨時金利調整法の家を準備した。

四、然し乍ら右一、に掲げた事項に関する法律までもがその制定の機会を失うおそれがあるのではないかと考える。何となれば今国会は四月二十日までには終了するものとみられている。

この文書によれば、準備された新金融業法等がその制定の必要はあっても、四月二〇日までの国会において制定の機会を失うのではないかと危惧している。

このように、日本側としては「金融業法」制定に向けて積極的な姿勢をとっていた。しかし司令部側はこれに必ずしも賛意を示さなかった。その主たる理由は司令部の日本経済に対する方針がたとえば経済九原則に示されるように、安定化政策へと大きく転換したことにある。この間の変化の流れを「渡辺武日誌」によって跡づけてみよう。

昭和二年二月二日（火）

午後、Smith に面会、金融業法に関して最近司令部が急がなくなった理由に付訊した所、Washington の話で、(1)金融機構をいじるのは経済安定の後がよいとの意見、(2)日本側の純粹の発意に基くものであるべしとの意見、(3) Board には大蔵省、日銀の意見が反映すべく考えろとの意見等が出て、その為急速決定が出来なくなったとの事なり。

同年二月一九日（金）

LeCount より金融業法を slow down する旨の新聞情報の根源を知り度しという。又この為大蔵省が熱意を失いたる旨の不満の表明あり。余は第一点は調査困難なり、第二点はその事なき様努力すべしと答う。又 Allison は、この話は touchy question である、Atkins は、slow down せよとの意見ありたるがこれが洩れた原因はわからぬという。

昭和二十四年一月二十六日(水)

○ Marquat 会談、大屋大臣出席

(5) 金融業法中 Board を切離してそれ以外の問題少き点のみ実施にうつしては如何との話に、M (マーカット——引用者) はあまり賛成せず。

同年一月二十八日(金)

○ Allison に面会

(7) 銀行業法は Marquat が一月二六日に述べた所に拘らず Dodge の来るのをまつがよからう。

同年二月一八日(金)

○ Reed

- (1) Dodge は経済安定が金融機構改変に先んずる要ありとの考なり。
- (2) 金融業法は見送りの方向なり。

こうして「金融業法」の制定は当面見送って、経済安定を優先する方針が確立し、このため安定化政策をおこなう主体となるポリシー・ボードをどう作っていくかに議論が移ってゆく。すなわち、次章で述べるように「日本銀行法」の改正による日銀政策委員会の設置をまず優先させることとなり、「金融業法」の制定による金融制度の全面的改正の問題は先に延ばされることとなったのである。日本側が最後まで「金融業法」の制定に積極的姿勢を示したのに対して(司令部では一時期必ずしもそのように受けとっていなかったが)、司令部側とくにドッジの経済安定優先政策への転換

によって「金融業法」はついに成立にいたらなかったのである。

- (1) 大蔵省資料 Z 五二六—六一二。
- (2) 大蔵省資料 Z 五二六—六一三。この「要綱」はその後何回か部分的に改訂され、二三年四月段階の大蔵省案(四月二三日社会党政調会において説明があった「要綱」——大蔵省資料 Z 五二六—六一四所収)は、日本銀行調査局『戦後わが国金融制度の再編成』一三四—四三ページに所収されている。
- (3) この間日本側としても、できるだけ早く司令部側の「金融業法」の内容概略を示すよう督促している。たとえば大蔵省銀行局の「総司令部と懇談又は報告すべき当面の事項案」(昭和二三年七月七日)(大蔵省資料 Z 五二六—五一八)の第一項に「金融業法」があげられている。すなわち「金融業法は、その条文数が五百条を超える見込であり、若しも日本銀行法をこれに加えるならば更に数百条を増加することになるであろう。従来経験に徴するに、一ヶ月間に作成審議をすることのできる条文数は、百位ではないかと思われる。六百条とすれば、これに六ヶ月を要し、明年一月に国会に提出するためには、少くとも今月末頃から法案の審議に入ることができるようになりたい。従つて同法に盛るべき内容概略の草稿を至急に頂きたい」と述べて督促を行うこととしている。また、「金融業法」に規定しようとしている事項として、①総則、②通貨信用委員会、③銀行、④相互貯蓄銀行、⑤信託会社、⑥無尽会社、⑦信用協同組合、⑧協同組合銀行、⑨信用保証組合、⑩貸金業者、⑪預金保険金庫、⑫罰則、⑬補則があげられている。
- (4) 大蔵省資料 Z 五二六—六一四。
- (5) 大蔵省資料 Z 五一—二四五。
- (6) 「金融業法案に関する司令部との討議要旨」あるいは「金融業法案に関する司令部との質問応答要旨」と題する資料(大蔵省資料 Z 五二六—六一四)による。
- (7) 大蔵省資料 Z 五二六—二一六。
- (8) 大蔵省資料 Z 五二六—六一四。
- (9) 同前。
- (10) 同前。
- (11) Banking Bureau MOF, Gist of Category of your Suggestion Date 17, Aug. 1948 (Provisional), 6 Sep. 1948. (大蔵省資料 Z 五二六—六一七。

- (12) 大蔵省資料Z五二六―六一四。
- (13) 大蔵省資料Z五二六―九一二三。
- (14) 大蔵省資料Z五二六―六一四。
- (15) 大蔵省資料Z五二六―六一五。
- (16) 同前。
- (17) 大蔵省資料Z五二六―六一四。
- (18) 大蔵省資料Z五一〇―一三。この報告書をまとめるに当たり、一般部会は九月二四日、一〇月一日、六日、一三日、二〇日、および二七日の六回の会合、銀行信託部会は九月二二日、一〇月二日、四日、七日、十一日、一四日、一九日および二六日の八回の会合、無尽部会は九月二四日、一〇月四日、八日、一二日、一五日、一九日および二五日の七回の会合、組合金融部会は、九月二五日、二九日、一〇月九日、一四日、一九日、二三日および二七日の七回の会合を開いた。
- (19) 「十月十七日スミスとの会談中主要な点左の通り（銀行局長）」（大蔵省資料Z五二六―五一四）。
- (20) 大蔵省資料Z五二六―六一六。
- (21) 同前。
- (22) 同前。
- (23) 同前。
- (24) 同前。
- (25) 同前。
- (26) 大蔵省資料Z五二六―六一三。
- (27) 同前。
- (28) 同前。
- (29) 大蔵省資料Z五二六―五一九。

第三章 「銀行法」改正問題と日本銀行政策委員会の設置

第一節 金融行政をめぐる諸問題

一 金融機関に対する検査体制

昭和二三年五月二六日、経済科学局ルカウント財政課長名で「銀行、保険会社の検査制度確立について」⁽¹⁾次の非公式覚書が発せられた（銀行局監査課仮訳）。

銀行、保険会社の検査制度確立について（昭二三、五、二六経済科学局財政課）

一、各銀行は金融機関再建整備法に基き、最近新旧勘定を合併し、近く、現在及び将来の預金者に対しより一層の保護を加えるに充分な額まで増資株式を発行することになっている。

二、銀行預金者及び一般利害関係者の利益を保護するためには、銀行に対する適切にして徹底的な検査監督の制度を日本に発達せしめることが最も肝要である。現在まで少くとも十ヶ年間は銀行に対する真に効果的な検査監督の制度が日本には全くなか

ったと考えられる。この事実は最近数ヶ月間新旧勘定合併について考察して強く立証せられたところである。

三、現在日本の銀行を統轄して行く為には、銀行に対する効果的規制、監督条項を含む、より決定的、包括的な法律が是非とも必要であることは明かである。銀行が銀行法規の条項に従い、且つ健全な貸付、投資政策と実行によって、運営されているか否かを決定し、報告することの出来る、有能練達の士による銀行検査を行わずしては銀行の監督は万全を期し得ない。

四、保険会社の運営方法を規制し、且つ保険証券所持者を保護し、支払能力を決定するためには、大蔵省は根本的に改善された画期的な検査制度を採用しなければならない。採らるべき検査制度は保険会社の経営全般に亘り、且つ会社の所有するすべての資産の確認にまで及ばねばならない。代理及び損害査定の実行は誤った取扱のないように精査を俟たねばならない。

数人の検査官がせいぜい五、六日間会社に赴くにすぎないというが如き現在の検査制度は、如何なる意味に於ても、辛うじて申し訳的な検査と称し得るにすぎない。

大蔵省に於ける保険会社の監督は、銀行の監督とは別個の局に於て実施せられなければならない。

五、従って、貴方に於ては、管轄下にある銀行、その他の金融機関、及び保険会社を適切に検査するために、権威ある検査官並に補佐官の陣容をととのえ得る適切な手段を採られたい。

W・K・ルカウント

右の指示を受けて、一三年七月大蔵省銀行局に検査部が設置され、金融検査官が配置された。その前後の経過について、二四年一〇月末に作成されたと思われる「検査制度の推移と検査部事務概要」⁽²⁾（大蔵省銀行局検査部）は次のように述べている。

イ 戦時中一時中止した検査事務は戦後二十二年五月復活することとなり其の事務は銀行局監査課に於て担当された。

ロ 二十三年五月司令部経済科学局ルカウント氏から非公式覚書を手交され、これによつて銀行並に保険会社の検査機構を確立すべき旨を指示された。よつて同年七月検査部を新たに銀行局に設け、又銀行局、財務局の分課規程を改正し新たに金融検査官を設置し、本省二〇名、財務局八八名の定員を定め新発足をなした。

ハ 二十四年七月司令部経済科学局金融担当官と銀行局長、検査部長との打合せ会議によつて、一、検査官二〇〇名乃至二五〇名の増員、二、語学を話し得る銀行実務経験者の採用、三、検査手数料の賦課等の三点を指示された。

よつて差当り整備に着手し得るものは早速処置することとなり先づ省令改正によつて検査官二〇名を取不取四〇名に改め兼務検査官を任命した。検査手数料に関しては銀行法改正に織込むこととして来る通常国会に提出する予定であつて、銀行本支店の各総資産を基準とし十万分の一から五までの超過通減率を以て手数料を算出する案を以て研究中である。

ニ 二十四年九月司令部経済科学局アリソン氏より非公式覚書を手交された。其の要旨は(一)銀行検査制度の設置は銀行監督の責務を果たし、併せて国民経済発展のために銀行法其の他の規則を勵行せしめることが出来る所以であり銀行の堅実な経営上必要不可欠のものである。(二)前記制度が効果あるためには全日本国中の銀行が少くとも年一回完全な検査が出来る企画のものでなくてはならない。(三)現在の銀行は七八、支店は五、七一二で極くざつとした検査をするにしても年一回必ず全国の銀行を検査するためには現在検査部で常時検査に従事している四〇名の検査官、及び三八名の補助官の陣容では目的の一部を達するにも明かに不充分である。検査官を至急に増員する必要があるのみならず検査報告書の管理、調査、分析、照合等の内部事務に従事する人員も必要であつてこれらが相まつて検査制度の完全な機能を果すことが出来るというにあつた。

依つて二十五年予算に右計画を具現することとし予算当局と交渉を重ねた結果検査に従事し得る要員として本省現在三九名増員予定五一名計九〇名、財務部現在一一四名増員予定一六名計一三〇名と一応決定を見た。斯かる人員を以てはもとより右計画遂行には不充分であるが極力機動的、能率的に検査を実施することとし所定の効果を挙げる様努力しなければならぬ。

以上が検査制度の推移で、昭和二五年度予算の成立をまつてようやく検査体制の整備に必要な最低限の増員計画が確保されることとなったが、同文書はさらに検査の目的、根拠法令等について言及している。まず目的については次のように述べている。

金融機関の検査は法令、定款等の遵守状況、経営の良否、財産の確否、融資の適否等業務財産の全般に亘りその実態を把握し、公共の利益の代弁者として違反行為を改善し、預金者の利益を保護し、金融機関としての公共性、健全性を維持せしめると共に金融行政の実効を挙げる様指導することを目的とする。

さらに検査の根拠法令については、

検査は大蔵大臣の金融機関を監督する権限の一つとして銀行法、信託業法、無尽業法、市街地信用組合法、保険業法其の他の諸法律に基いて実施するのであり各検査官は二十三年七月に制定された金融機関検査規定及び金融機関検査要領に準拠して検査しなければならない。

と述べている。

次に検査事務の分掌については、本省検査部は銀行、信託会社、無尽会社、保険会社を担当し、地方財務部は市街地信用組合および本省検査の際の補助ということに打ち合わせていたが、二四年八月「貸金業等の取締に関する法律」(昭和四年五月三十一日法律第一七〇号) 第十五条による不正行為の検査は財務部においても単独実施し得ることとした。

同文書が重視しているもう一つの問題点は新検査様式について司令部から指導をうけたことである。アメリカでは通貨監督官(財務省に属しているが財務長官の権限から独立しており、かつ大統領が直接任命するとともにその任期も大統領と同一になっている)や連邦預金保険会社による検査が発達しているが、その検査様式がわが国にも持ち込まれ、別様式の適用となったものである。その主な内容は次のとおりである。

イ 二十四年四月レーマン氏より米国の連邦預金保険会社検査様式に準ずる検査様式を適用する様指示を受けた。我が国の国際的地位が恢復した場合当然金融機関も国際的見地から其の信用力が判断されるであろう。其の際世界で最も進歩し古い歴史を

もっている米国の検査様式を日本が採用して居つたということであるならばとりも直さず日本の金融機関の地位が国際的水準迄向上している事を意味することとなる。

これが今度新様式を採択する事となつた主な理由である。

かくて四月当部検査官の一人はレーマン氏から米国の連邦預金保険会社(F・D・I・C)の検査様式の講習を受け六月には岐阜十六銀行、大垣共立銀行に赴きレーマン氏指導の下に実地検査を実施した。

ロ 七月岐阜十六銀行、大垣共立銀行の検査報告書作成に関しレーマン氏及び新たに司令部に來られたレーデス氏の指導を受けた。

ハ 八月レーマン氏休暇帰国後再度レーデス氏より米国の国法銀行の検査様式を加味しつつ連邦預金保険会社(F・D・I・C)の検査様式を基礎とした講習を受け日本の実情に合う様取捨選択して一応新検査報告書の様式を作成し中旬帝国銀行木挽町支店にレーデス氏指導の下に実地検査を実施した。

ニ 同支店検査報告書作成に関しレーデス氏の指導を受け、同支店報告書を作成したが同時に最終的に今後基礎となるべき新検査報告書様式を完成した。

ホ 十月検査部検査官全員訓練のため一班七名五班編成しレーデス氏指導の下に第一銀行支店二ヶ所、富士銀行支店二ヶ所、群馬大同銀行東京支店の検査を実施した。

目下連日検査報告書作成に関しレーデス氏の指導を受けて居るがなお月末より十一月にかけては財務部検査官の指導ある予定である。

同文書には、「金融機関に対する検査方針について」(検査部)がつけられている。これは各金融機関に対して検査方針を伝えるためのものと思われ、きわめて重要な意味をもっているので、以下全文を掲げておきたい。

一、金融機関に対する検査方針については二十三年九月大蔵大臣の定むる官房秘令第七三六号「金融機関検査規程」に明かであ

りなお具体的検査要領は二十三年七月官房秘令第七三七号次官通牒「金融機関検査要領」に定められてある。すなわち金融機関検査規定に於て検査は法令、定款等の遵守状況、経営の良否、財産の確否、融資の適否等業務、財産の全般に亘りその実態を把握し公共の代弁者として違反行為を改善し、預金者の利益を保護し、金融機関としての公共性、健全性を維持せしめると共に金融行政の実効を挙げうる様指導することを目的とすることを規定している。

二、右の検査目的自体は今日といえども何等変化なく将来といえども変化あるべきものとは考えられない。いはば検査方針に関する憲法ともいふべきものである。

殊に、八月十七日司令部経済科学局長の金融機関の配当に関する覚書に於て金融機関の第一次の責任はその預金者に対するものであつて株主に対するそれは第二次のものであることをうたい更に金融機関検査報告によつて資金の流動性並びに資産、資本、積立及び預金の間の適当な割合についての金融機関の実際の状態に関する正確な情報が明かとなる時までには凡そ配当を行うことは適切でないという事が指示されていることを思う時検査はあくまで金融行政の見地から金融機関の公共性と健全性を確保し金融に対する公の信用を維持する目的を以て実施しなければならない事を痛感するのである。

しかし乍ら検査の重点のおきどころは検査対象の状態の如何によつて変化することは当然である。すなわち経済界の不活発な今日闇金融がはびこり金融機関に於て不正融資の事件が頻発する現状に於てはいきおい検査の重点として不正融資の防止に注意を払い摘発的検査となることも亦止むを得ないと考える。八月十三日銀行局長通牒を以て地方財務部に対し貸金業等の取締に関する法律第十五条違反等を中心とした検査を実施し違法行為に対しては嚴罰主義をとり刑事事件については検察当局に通告又は告発することを指示し、更に十月十二日銀行局長通牒を以て金融機関役職員の不正行為取締りに関し法務府検務局長と緊密なる連絡を打合せた事項について地方財務部に対し指示した趣旨はこの意味に外ならないのである。

三、要するに検査部に於ては屢次に亘る司令部経済科学局長の指示の線に沿ひ検査機構の整備を図ると共に検査官を訓練し以て金融機関の公共性、並びに健全性の見地から公正なる検査を施行するものであり他面近時頻発する金融機関の不正融資事件の防止に備えて摘発的検査に若干重点を指向する方針である。

この文書の中にはきわめて興味ある内容が含まれている。それは検査対象や検査内容に関する具体的事項でなく、検査に対する基本的な考え方が明確になっている点である。すなわち、検査は銀行の公共性、健全性確保の観点からなされるべきであり、その結果預金者に対する責任を検査の第一の意義として明記している。とくに不正融資の防止を強調しているのは、この分野で当時事件が頻発したためとみられる。

かくて検査体制は確立されたのであるが、これより前の昭和二十四年三月三十一日付で作成された文書「大蔵省及び日銀の金融機関検査制度の関連について」⁽³⁾が、検査体制における日銀と大蔵省の間を明記しているので、簡単に紹介しておこう。まず現状については、①大蔵省の検査は、金融機関を監督する権限の一として法律に基いて実施しているものであつて、検査の方法も予告なしに、(イ)法令、定款、大蔵大臣の命令等の遵守状況、(ロ)経営の良否、(ハ)財産の確否、(ニ)融資の適否等業務および財務全般にわたり、その実態を把握して違反行為を改善し、金融機関としての機能を發揮せしめるよう指導するのに対して、②日銀の検査は、取引に伴う契約に基づいて実施しているのであつて、検査の方法も予告をおこない、資産および営業の状況と融資準則上の取扱いの適否を調査することに主眼をおいている。検査対象機関も大蔵省がほとんど全金融機関を含むのに対して、日銀は普通銀行に限定している。

また、今後のあり方としては、①金融機関は、一般大衆の信頼に基づいて預金を受け入れ産業の原動力である融資をおこなう等高い公共性を有している点に照らして、金融機関の健全な発達によつて預金者の保護を図り、資金の有効利用をなさしめるためには、大蔵省の実施している強制検査は経済の再建を図るべき段階にある今日さらに一段とその必要を痛感するのに対して、②日銀の検査も、いわゆる「銀行の銀行」として奉仕すべき日銀の性格に照らして融資を中心とする現在の検査方法を今後も持続せしめるを適當とするとなっている。こうして大蔵省と日銀が異なった角度からそれぞれ検査をおこない、検査体制の万全を期するというのが当時の考え方であつたように思える。

のないこと、②河野官房次長のかつての論文「銀行預金の保障」に負うところが大きいこと、の二点が付記されている。同論文は四章からなる。すなわち、(一)預金保険制度の意義、(二)預金保険制度の本質・方法・効果、(三)米国の預金保険制度、(四)預金保険制度の検討、である。まず第一の「預金保険制度の意義」では銀行の健全性、公共性と預金者保護の観点に立って預金保険制度の意義を考えると、政府の参与なくしては制度が公衆の信認を確保できないことを述べている。第二の「預金保険制度の本質・方法・効果」の項目においては、預金保険制度を保険法に照らして理論的に説明している。興味あるのは預金保険制度は優良銀行の犠牲において不堅実銀行に発生と存立の余地を与えるものであるという非難に対して、その傾向は否定しないが、「不権衡は保険に必ず随伴するものであり、金融機関の本質たる共同性・相互依存性よりみるも、金融機構全般の健全性がもし本制度により確保せられるならば、大銀行と雖も大局上享受する利益は些少でなく、ある程度の犠牲も亦甘受すべきではあるまいか」と答えている箇所である。また、預金保険制度の効果についても、小口分割預入の弊を生まぬか、自由競争の原理に反するのではないか、保険料による損失を補填するため利率を引き下げるとすれば預金者はかえって損失を受けることになりはしないか、などの問題点に対して精密に応えている。第三の「米国の預金保険制度」においては、預金保険制度の先進国たるアメリカについて、州単位の制度、連邦レベルの制度(連邦預金保険会社 Federal Deposit Insurance Corporation)の二つをかなり詳細に紹介し、評価している。その研究水準はかなり高いものといえる。そして最後の「預金保険制度の検討」において、①預金保険制度が事前的・予防的なものであり、恒久的なものであること、②本制度が銀行社会化への大なる契機となる点よりも国家の財政的関与は是認せられるべきものではあるまいか。ただ健全財政の建前よりも金融機関の自主性・団体性の高揚のためにもその限度は可及的最小にとどめべく努力すべきこと、等を指摘した後、「盲目的な外国制度の模倣は誠に警めらるべきであり、況して被占領国なるが故に屈從的に無批判的導入をすること

表 3-1 金融機関検査実績

区 分	昭和 22年度	23年度	24年度 (10月 まで)	25年度	26年度 (B)	26年度末 金融機関 数 (A)	(B/A) %
11 大 銀 行	12	24	31	2	9	11	82
旧 特 銀 行				2	1	3	33
地 方 銀 行				30	29	62	47
信 託 銀 行				2	1	6	17
相 互 銀 行	—	2	—	—	32	58	55
無 尽 会 社	8	21	13	15	8	16	50
市 街 地 信 組	163	151	174	279	—	—	—
信 用 金 庫	—	—	—	—	220	360	61
信 用 協 同 組 合	—	—	—	—	233	286	81
合 計	183	198	218	330	533	802	66

(注) 1. 銀行局検査部調、24年度のみ4—10月の6カ月の実績。
2. 26年度においては、上記のほか、両建および粉飾預金について、21行87カ店を実地検査した。
3. 財務局、財務部における銀行支店単独検査を除く。
出所：大蔵省資料 Z 526-5-15および『銀行局金融年報』第1回、昭和27年、396ページ。

なお、この間の金融機関に対する大蔵省による検査実績(保険会社を除く)を示しておこう(表3-1)。

二 預金保険機構

預金保険機構については、すでに二二年九月一五日、司令部に対して「預金保険要領」の提示がなされたが、その決定が延期され、次いで翌二三年九月、「金融業法」との絡みで預金保険機構創設が検討され、銀行局作成の「預金保険金庫要綱(案)」(二三年九月二日)が司令部に提出されたこと、およびそれに関する折衝経過についてすでに前章で紹介した(三七一—七六、四一八—二一ページ)。

その後も預金保険機構のあり方をめぐってかなりの研究、議論が展開された。たとえば、昭和二三年一月八日付で「預金保険制度」⁽⁴⁾なる研究成果がまとめられている。これは銀行局銀行課の久光重平の論文で、①一私見であって伝えられる金融業法とは何らの関係

は避くべきであろう。然し、破壊と窮乏下にある敗戦国としては、望ましくなくともそれなくしては経済的復興が物理的に絶対不可能と思われる外資導入のために、諸般の制度を投資国のそれに接近せしめることが要求せられるのである。本制度はかかる大局的の一角からも考慮すべき問題を包含するのである」と結んでいる。預金保険制度それ自体の意義を認めつつも、当時としては司令部側から同制度の導入についてかなりの圧力のあったことを示したものであるよう。

こうした論議の過程を経て、昭和二十四年には単に預金保険金庫だけを規定する法案にとどまらず、もっと広く預金保険制度それ自体を法制化する方向で検討がすすみ、「預金保険法案」構想へと発展していく。「預金保険法案要綱」は昭和二十四年七月二六日付で作成されたあと、一〇月一八日付で修正されている。そこでここでは後者を紹介しよう。⁽⁵⁾

預金保険法案要綱（銀二四、一〇、一八）

日本経済の安定を促進し、健全なる信用機構の発達を助長すると共に預金者の利益を擁護するため預金保険会社を設立し、預金保険事業を行わせ、金融機関の経営の安定を確保し、以て預金に対する安全感を増加し、資金蓄積の増強に寄与するものとする。

第一 預金保険

一、保険者

預金保険の保険者は預金保険会社とすること。なお預金保険会社以外のものは預金保険の保険者となることはできないものとする。

二、保険契約者

(一) 保険契約者は銀行（日本銀行を除く）、信託会社、無尽会社及び信用協同組合その他預貯金の受入をなす組合（銀行等という。以下同じ。）とすること。

(註) 信用協同組合等の連合会の取扱を如何にするか。

(二) 銀行及び信託会社については強制加入とし、その他の金融機関については任意加入とし、預金保険審議会がその定める基準に従い、当該金融機関の業況、資本構成、収益の見込経営者の人格、識見等を審査の上、加入を認めるものとする。

三、被保険預金

被保険預金の範囲は、銀行等の預金、貯金、定期積金給付金、指定金銭信託及び無尽給付金（以下預金等という。）とし、公金預金及び政府関係預金を除くこと。

2 前項の定期積金給付金及び無尽給付金には解約返戻金を含むものとする。

3 被保険預金の金額は、同一預金者の同一金融機関に対する預金等を合計して十万円を超えないものとする。

四、保険事故

銀行等が支払不能又は債務超過に陥り、或はその虞があるため、預金の払戻停止が行われ、これにより預金者が、当該預金等につき蒙った損害を補填するものとする。

五、保険料

預金保険の保険料は、預金保険審議会の承認を得、大蔵大臣の認可を受けてこれを定めるものとする。

六、商法第十章保険に関する規定の適用に關し所要の調整を加えるため必要な規定を設けること。

第二 預金保険会社

(一) 総則に關すること

一、目的

預金保険事業を行い、預金者の利益を保護し、以て資金蓄積の増強をはかると共に金融機関の健全な運営を確保することを目的とする。

二、事務所

預金保険会社は、本店を東京都に置き、大蔵大臣の認可を受けて、必要の地に支店を置くことができること。

2 又日本銀行その他大蔵大臣の認可を受けた者にその事務の一部を取扱わせることができること。

三、資本金

1 預金保険会社は、日本銀行及び保険契約者たる銀行等を出資者（株主）とすること。

2 日本銀行は二億円を、銀行等はその資本金又は出資金の百分の一に相当する金額を各々預金保険会社に出資しなければならないものとする。但し、預金保険審議会の承認を得大蔵大臣の認可を受け、分割出資することを得るものとする。

3 日本銀行及び銀行等は国債を以て現物出資することを得るものとする。但し、その金額は預金保険審議会の定める金額の範囲内に限ること。

前項による国債の出資価格は時価を勘案して大蔵大臣が定めるものとする。

四、非課税

預金保険会社には、所得税、法人税及び事業税を課さないこと。なお登録税等につき非課税とすること。

五、その他

類似名称の制限、事業者団体法との調整その他に関して必要な規定を設けるものとする。

(二) 役職員及び預金保険審議会に関すること。

六、役員

1 預金保険会社には、役員として、取締役三人、監査役二人を置くこと。

2 取締役は預金保険審議会の推薦に基き、大蔵大臣がこれを任命するものとする。監査役は、株主総会がこれを選任すること。

七、役員の兼職禁止

預金保険会社の役員は他の職業に従事することができないものとする。但し、預金保険審議会の承認を得大蔵大臣の認可を受けたときは、この限りでないものとする。

八、預金保険審議会

1 この法律によりその権限に属させた事項、業務の運営に関する重要事項について承認を与え、諮問に応ずる等のため預金保険会社に預金保険審議会を設けるものとする。

2 預金保険審議会は、委員十名をもつて組織するものとし、大蔵省、日本銀行、金融機関の代表者及び学識経験者の中から大蔵大臣が任命するものとする。

(三) 業務に関すること

九、業務の内容

預金保険会社は左の業務を行うものとする。

- 1 預金保険事業
 - 2 加入銀行等の業務管理
 - 3 加入銀行等の破産管財人又は清算人等としての業務
 - 4 前三号の業務に附帯する業務
- 一〇、事業方法等の決定及び変更

預金保険会社は業務開始の際、業務方法書、普通保険約款を定め及びこれを変更するときは、預金保険審議会の承認を得、大蔵大臣の認可を受けなければならないものとする。

一一、財産の利用

預金保険会社は、日本銀行又は大蔵省預金部への預入、国債及び地方債の所有、業務に使用する不動産の所有その他大蔵

大臣の認可を受けた方法によつて、その財産を利用するものとする。

一二、加入銀行等の業務管理

1 預金保険会社は、銀行等の業務又は財産の状況により必要があると認めるときは、預金保険審議会の承認を得て、大蔵大臣に対し、当該銀行等につき業務の停止又は役員の改任を命じ、或は必要な指示若しくはその他の処分をなすことを要請することができるものとする。

2 大蔵大臣は、前項の要請を受けたとき又は銀行等の業務又は財産の状況により必要があると認めたときは、当該銀行等につき業務の停止、役員の改任その他必要な指示をなし又は処分を命じ或は預金保険会社に委嘱し、その業務を管理させることができるものとする。

3 銀行等が預金の払戻を停止したときは、預金保険会社は当該銀行等の業務を管理しなければならないものとする。

4 預金保険会社は、被保険銀行の業務の管理を他の金融機関に委託することができるものとする。

一三、破産管財人等としての業務

被保険銀行等の解散の場合における清算人、和議開始の場合における整理委員及び管財人、破産の場合における破産の管財人は、他の法令の規定にかかわらず預金保険会社になるものとする。

一四、保険業務の運営

1 預金保険会社は、被保険銀行等から四半期毎に保険料を徴収するものとする。

2 預金保険会社は、毎決算期に責任準備金を計算しこれを積立てなければならないものとする。

3 前項の責任準備金の計算方法について必要な規定を設けるものとする。

4 被保険銀行等の預金の払戻停止により被保険預金等の債権者の請求があるときは、預金保険会社は当該被保険預金等の金額を直接当該債権者に支払うことができるものとする。

5 前項の場合において当該銀行等の資産が、その被保険預金等の債務の金額に不足するときは、預金保険会社はその不足

金額を当該銀行等に支払うものとする。

(註) 保険金の支払多額にのぼり責任準備金を以て賄い得ない場合については別途措置するものとする。

一五、検査結果の通報

預金保険会社は、預金保険審議会の承認を得て大蔵大臣に対し、銀行等の検査の結果の通報を求めることができるものとする。

(四) 会計に関する事

一六、事業年度、予算及び決算等

預金保険会社の事業年度は、四月から翌年三月までとし、予算及び決算に関しては、大蔵大臣の承認を要するものとする。

一七、剰余金の処分

預金保険会社は、剰余金の全額を積立てなければならないものとする。

一八、借入

預金保険会社は、大蔵大臣の認可を受けて、日本銀行又は大蔵省預金部から借入をなすことができるものとする。

(五) 監督に関する事

一九、監督命令

大蔵大臣は預金保険会社よりその業務及び財産の状況に関し報告を徴し、その他監督上必要な命令をなし又は当該官吏をして必要な場所に臨検し、帳簿書類等を検査させることができるものとする。

二〇、役員の解任

大蔵大臣は、預金保険審議会の承認を得て、預金保険会社の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反し、又は公益を害する行為をしたときは、これを解任することができるものとする。

第三 罰則
第四 附則
一 施行
二 設立

設立委員、設立準備その他に関し、必要な規定を設けるものとする。

この「要綱」はいわば戦後における預金保険制度論議の集大成ともいえるもので、本文中にもあるように、預金保険会社に単に預金保険業務を営ましめるだけでなく、加入金融機関に対する業務管理権まで与えるなど、強力な機関として同社を育成しようとする意図が明らかになっている。この点においてはアメリカの制度を相当に取り入れた結果といえよう。また預金保険会社の内容についてもかなり具体的になっており、実現の可能性を十分にもつものであった。しかし、この法案はついに成立することなく終わった。その理由については明らかでないが、わが国の当時の金融事情の下では時期尚早であったことが考えられる。わが国で預金保険機構が設立されたのは、昭和四六年四月に公布施行された「預金保険法」を嚆矢とする。同年七月に預金保険機構が政府、日銀および民間金融機関の共同出資で設立され、業務運営に関する意思決定機関としての運営委員会が設置された。この機構を昭和二四年当時の構想と比較してみると、二四年当時の構想の方がはるかに進んでおり、現実のわが国の預金保険機構はまだ不十分で、今後改善されるべき多くの課題を残しているのも興味深い。

三 地方銀行の設立免許

第二次世界大戦中に一県一行主義がとられ、地方銀行の新設は禁じられてきたが、地域によっては中小企業または庶民大衆に対する信用機構が十分でなかったので、新銀行設立の気運が各地で高まった。そこで大蔵省は金融機関の再建整備が完了し、各金融機関が順調に再出発のスタートをきった昭和二四年の年央に地方銀行の新設を認めることとした。まず同年八月二七日付で、「ローカル銀行の設立免許について」⁽⁷⁾を作成し、司令部と交渉のうえ、修正を加えた文書が九月一日付で作成されている。⁽⁸⁾八月二七日案に対し九月一日案で大きく修正されたのは、①設立免許基準の中に、前案では、「新設予定地域に現に地方銀行が存せず又はその活動が充分でなく」とあったのが、後案では、「新設予定地域に現に銀行が存し又その活動が一般的には適当に行われている場合であってもその地域の経済事情に照し既存の信用機構では中小企業者又は庶民大衆の信用需用に応じ得ないことの立証があること」と修正し、免許を与える基準を緩めたこと、②前案は設立免許基準の一つとして「発起人及び銀行設立後の役員となる者が金融業の経営に充分の能力、経験を有しかつ相当の資産を有するものであること」とあったのを、後案で削除したこと、の二点である。後者の案を掲げておく。

ローカル銀行の設立免許について（銀、二四、九、一）
一、一般方針

現在当該地域に銀行の店舗がなく且つその銀行は金融的 facility がある場合であつても必しも小企業者又は庶民大衆に対する信用機構という観点から見れば充分でなく且つこれらの中小企業者又は庶民大衆の新銀行設立に関する要請が非常に強い

表 3-2 地方銀行新設状況 (単位 百万円)

商 号	内 免 許	正式免許	業務開始	資 本 金	本店所在地
東 北	25. 6. 27	25. 10. 10	25. 11. 1	30	盛 岡 市
大 阪	25. 10. 25	25. 11. 27	25. 12. 1	当初 50, 現在100	大 阪 市
泉 州	25. 10. 31	26. 1. 31	26. 2. 5	30	岸 和 田 市
北 海	25. 11. 17	26. 3. 8	26. 3. 12	当初100, 現在150	札 幌 市
池 田	26. 5. 31	26. 9. 12	26. 10. 1	35	池 田 市
東 京	26. 11. 6	26. 12. 17	26. 12. 18	当初125, 現在135	東 京 都
千 葉	26. 9. 19	27. 2. 7	27. 3. 3	50	千 葉 市
武 蔵	26. 11. 24	27. 3. 28	27. 4. 1	100	大 宮 市

出所：『銀行局金融年報』第1回，昭和27年版，134ページ。

場合においては大蔵省は当該地域の意見を公平に代表する機関又は方法によつて調査した上、以下に述べる設立免許基準に従つて地方銀行の設立を免許する。

二、設立免許基準

新銀行の設立に当つては左記諸条件のすべてを具備し且つ大蔵省がその設立を必要且つ適當と認める場合に限る。

イ 新設予定地域に現に銀行が存し又その活動が一般的には適當に行われている場合であつてもその地域の経済事情に照し既存の信用機構では中小企業者又は庶民大衆の信用需要に応じ得ないことの立証があること。

ロ ローカル銀行の新設によつて当該地域に存する既存の銀行、信用組合等を不当に圧迫しこれら既存金融機関の収支を著しく害することなく且つそれら全ての金融機関の将来の健全な発展性が確実に見透し得ること。

ハ 発起人及び銀行設立後役員となる者がノンポリチカルであり且つ金融業の経営に充分の能力と経験を有すること。

ニ 資本金は少くとも三千万円以上であつて且つその株金全額の払込のあること。

ホ ローカル銀行の店舗の設置については銀行の店舗整備に関する一般方針によること。

ヘ 既存の信用組合、無尽会社等がこれを改組して銀行となろうとするときは更に以上各号によるの他大蔵省金融検査官の実地検査の結果左の諸条件を満足せしめ銀行への改組が必要且つ適當であることが確認されること。

a 既往の営業状態が良好であること。

b 資産中欠陥がなく且つ現在の収支状況であること。

当時地方銀行の設立運動がみられた例としては岩手県と山梨県にある。前者は「岩手県に新銀行設立の必要と可能とを立証する経済的基本条件について」⁽⁹⁾（時期不明なるも内容から二四年と思われる）を提出したし、後者は平和銀行（仮称）を甲府市に設立するための「銀行設立の趣意」⁽¹⁰⁾（時期は不明なるも昭和二四年頃と推定される）が出されている。なお実際に地方銀行の設立が許可されたのは、昭和二五年一〇月の東北銀行が最初で以後、地方銀行の新設が続いた（表

312）。

四 店舗政策

昭和二二年一〇月二一日閣議決定「貯蓄増強に関する件」⁽¹¹⁾中「貯蓄増強方策」の一環として、「簡易店舗等はこれを簡便に設置し得ることとし、資金吸収網の再配置を行ふこと」が決定されると、預金吸収のため、金融機関の店舗増設方針がとられ、中小都市において他店との距離を配慮し業務範囲を制限したうえ、代理店、出張員詰所の設置を認め、また簡易店舗（特別支店、特別出張所）の設置方針を定め一定条件のもとにこれを認可した。また、翌二二年三月には、一定の預金額以上を吸収する簡易店舗を、支店、出張所に昇格させる方針をとつた。⁽¹²⁾

ところが、二二年七月二二日付で、従来大蔵省独自で認可してきた出張所、簡易店舗設置に司令部了解を要することとなり、次いで七月二五日、支店、出張所、簡易店舗の設置・変更が、また九月二六日には店舗の位置変更が司令部の了解を必要とすることが確認された。代理店、出張員詰所はこの拘束から除外されたが、二三年八月、その設置を見合わせる事になった。以上のように二二年半ばから二三年にかけて、店舗政策は司令部の規制を受

け、設置、昇格、移転等は厳しく制限された。

金融機関再建整備がほぼ終了し、また銀行の「集排法」適用除外が本決まりになると、店舗政策を見直す動きが出た。一三年一月二八日付の「金融機関の店舗設置について(司令部案)⁽¹³⁾」によれば、①銀行店舗の設置方針として、(イ)設置予定地に十分な金融機構がなく、特定銀行の独占的支配を排除しまたは当該地域の要請に應ずる為支店新設が必要であり、(ロ)申請銀行の業況が費用負担に堪え、(ハ)地元銀行支店設置の見込みがない、という確証があり、できれば地方軍政部の要望があるとき、司令部の承認を受けて認可をおこなうこと、②認可は次の点を考慮すること、すなわち、(イ)新たに独自の資金源泉が得られ、(ロ)銀行間に適当な競争がおこなわれ、(ハ)銀行の貸付けの分散に資し、(ニ)大銀行の地方支店は地方銀行の新設または既存地方銀行が支店設置を希望せずまた不可能であること、③支店の位置変更は当該地域間の距離が五〇〇メートルを超えるときは新設とみなすこと、④出張所詰所および代理店の昇格、支店および出張所の格下げ、店舗の廃止は司令部の承認を要し、特別支店、出張所および特別出張所の昇格は司令部の承認を要しないこと、などが司令部から要請された。これを受けて銀行局は、司令部宛に一月八日付で「銀行支店に関する件」⁽¹⁴⁾を作成し(その英訳は一月一五日提出予定と記入あり)、まず基本原則として次の二点をあげたうえ、前記司令部案とは同じ支店設置および認可方針を掲げて司令部の承認を求めた。

- 一、過度経済力集中排除法は銀行には適用せられないことに決定したが、同法の精神は充分に尊重せらるべきであつて特に大銀行の店舗配置は慎重なるを要するが、支店の新設は今後特別の場合を除き原則としては否認さるべきである。
- 二、「新立法による金融制度の全面的改正」に関する司令部の示唆に見るも銀行の支店配置の如きは真に民主的な機構の下において充分検討せられることが望ましい。従つて大銀行以外の銀行についても支店の新設は右のような制度の確立を見るに至るまでは可及的に差控えることを適当とする。

右は一月一八日付覚書によつて司令部の承認を得、この方針に基づいて銀行局は「銀行営業所の設置等に関する件」(昭和二年二月一四日銀々第一六四号)を発して店舗問題を処理したが、一四年八月二六日、銀行局は「銀行店舗の処理」と題する覚書を司令部に提出し、処理の基準について包括的に司令部の承認を得た後は、個々の申請に司令部の承認を必要としないことにし、これは八月二九日付で司令部の承認を得た。⁽¹⁵⁾そこで銀行局から「銀行店舗の整備について」(昭和二年九月二四日銀々第八三二号)が発せられ、以後銀行店舗はこの通牒に基づいて処理され、一四年二月通牒は自然消滅となり、司令部承認は必要がなくなった。右通牒の本文「銀行店舗の整備に関する取扱方針」を掲げておく。

一 方針

銀行店舗の整備に関する基本方針は不自然且つ不合理な過剰店舗の廃合整理を主眼とし、同時に経営合理化の見地から各銀行夫々の地域的な経済事情或は経済的要求に最も通じた店舗配置をはかるため配置転換を促進することを原則とする。

二 要領

(一) 支店の設置

支店の設置は特別の例外を除き原則としてこれを認めない。

但し、或る地域の経済力に比し、金融機関が著しく貧弱であるか又は皆無であるため金融機関の進出が強く必要とされる場合に当該地域の意見を公平妥当に代表する機関又は方法によつて調査した結果、ある特定の支店の設置が新たな銀行の新設又は他の銀行の店舗の開設よりも望ましいという確実な証憑があり、大蔵省においてもそれを妥当なりと判定し得る場合においてはその銀行の支店設置を認めることがある。

以上の事由により支店の設置を必要と認められる場合においては更に特定銀行の独占的支配を排除し、且つ申請銀行の業況が健全であつて支店開設に伴う費用の負担に堪え、その支店のみならず設置予定地区の他の銀行の支店の収支も相償う見

表 3-3 銀行店舗異動状況(昭和24年3月, 27年3月)

24年3月末	旧特銀(3行)	都市(11行)	地銀(60行)	信託(6行)	計(80行)
支店	197	1,509	2,398	36	4,140
出張所	76	82	976	4	1,138
詰所	39	135	210	0	384
代理店	0	37	391	0	428
計	312	1,763	3,975	40	6,090

27年3月末	旧特銀 (3行)	都市(11行)	地銀(54行)	新設地銀 (7行)	信託(6行)	計(81行)
支店	239	1,556	3,323	74	50	5,242
出張所	0	8	3	0	0	11
詰所	0	1	2	0	0	3
代理店	0	0	0	0	0	0
計	239	1,565	3,328	74	50	5,256

出所：『銀行局金融年報』第2回, 昭和28年, 229ページ。

込が確實であること。

(二) 出張所の設置

今後出張所の設置は認めない。従つて支店の出張所への格下も認めないものとする。

(三) 出張所の支店への昇格

出張所は廃止又は支店への昇格によりなるべく早い機会に整理する。

(四) 支店の移転

(五) 支店の廃止

経営合理化のための支店の廃止は促進するが、これがため取引先に著しく不便を与えないよう又特定の銀行の独占的支配に帰することがないよう留意する。

(六) 店舗の配置転換

店舗の合理的再配置を図るため必要があるとき、又は当該地域の経済事情の変化に即応する必要があるときは店舗数の増加を来さず、むしろ原則としてこれを減少することを条件として店舗の配置転換を認めるものとする。

(七) 代理店

今後は代理店の新設は認めず、且つ既存の代理店は昭和二五年一月三十一日迄に廃止せしめるものとする。

なお、代理店の整理に伴い時に必要と認める場合には小規模の支店(例えば預金業務のみを取扱う支店)の設置を認めることがあるものとする。この場合は支店設置の例に準じて処理する。

(八) 出張員詰所

今後は出張員詰所の設置を認めず、且つ既存の出張員詰所は昭和二五年一月三十一日迄に廃止せしめるものとする。支店への変更については支店新設として取扱う。

右方針により銀行店舗の整理が進められることになったが、出張所、出張員詰所、代理店は相当数にのぼるが、資

本蓄積のための資金吸収の必要は続くところから、主として地方銀行に預金受払いのみをおこなない貸出をおこなわない支店を預金専門店舗として認めることとし、「預金専門店舗の設置について」(昭和二五年九月二日銀々第五九七号)が発せられた。一方、都市銀行一一行に対しては、インフレーション収束とともに要望の高い中小商工業者に対する貸出しを積極的におこなうよう規制を加えた中小金融特別店舗の設置を認め、「中小金融特別店舗の設置について」(昭和二五年三月二四日銀々第一四六号)が発せられた。

右のような店舗政策がとられた結果、二七年三月までに出張所、詰所、代理店はほとんど消滅し、新設地方銀行支店を含めて一一〇二支店が増設された(表3-3)。

五 外国銀行対策

戦時中その機能を停止していた外国銀行は、昭和二二年六月ナショナル・シティ銀行が、同年一〇月印度支那銀行がそれぞれ在日支店を復活し、二二年八月の民間貿易再開を契機として業務再開および新たに進出した外国銀行五行を加え、七銀行が司令部の

認可と監督のもとに占領関係業務のみを取り扱っていた。その後二三年六月一五日、司令部は在日外国銀行のおこない得る銀行業務の範囲拡張を許可した旨発表し、在日外国銀行は一般商業活動を一部再開した。⁽¹⁹⁾

翌二四年一月、司令部は「非日本人の日本における事業活動」(一九四九年一月一四日SCAPIN一九六一)および「外国人の日本における事業並びに投資活動」(同日司令部回章第二号)を示し、司令部によって事業を許可された外国人・外国商社に対し、日本人・日本商社と平等無差別な待遇を与えるよう必要な法的措置をとり、また新たに事業活動を希望する外国人・外国商社は司令部の許可を受けるとともに、司令部の規則と日本の法令に従うべきことが示された。かくして、外国銀行に対するわが国の「銀行法」の適用が問題になるに至った。

ところで、戦前わが国において営業をおこなっていた外国銀行は、免許の期限および信託業務の禁止を除いては、「銀行法」上特別の制限を受けていなかった。戦後は、前述のように司令部の許可を受けて日本に進出した外国銀行は、司令部の監督下にあり、司令部のライセンスによって制限された範囲において、主として連合軍人、軍属、被許可商社、バイヤー等を相手方とする取引をおこなっていた。⁽²⁰⁾

そこで「銀行法」の適用に際して、外国銀行のわが国国内での業務、とくに円預金の取扱いが問題となった。この点に関し、二四年四月六日付で銀行局が作成した「外国銀行の免許について」⁽²¹⁾は、四月五日の司令部折衝の経緯を次のように説明している。

まず司令部は、近くアメリカの銀行が回転基金を取り扱うことになり、同時に日本の銀行も外貨の取扱い(コルレスの取決めを含む)をなし得ることとなるので、外国銀行については、当分のうち次のような範囲で営業を免許してはいかかかという非公式の意見を提示した。その内容は、①外国為替を取り扱うこと、②貿易金融をおこなうこと、③輸出業者から貿易金融の担保となる預金の受入れをおこなうこと、④日本の証券への投資をなすこと、等であった。

これに対して、同文書によると、大蔵省は次のような見解を示した。すなわち、「現下の徴税の状況下では、外国銀行に預金の受入を認めると、本邦銀行は、まだ充分健全ではないから対抗できぬ、又、外銀の業務をニューヨーク銀行法の認めている外銀の業務に限定できぬか」というものであった。大蔵省のこの見解について、司令部側は、「徴税関係の調査については、外国銀行も日本の銀行と同様の取扱でよい、一般大衆もそのことについてはすぐ解るであろう。又、外銀は、必ずしもわが国の預金の取扱を好んでいないが、貿易金融を行う以上、貿易商からその貸付担保としての預金をとる必要がある」という見解を示した。

さらに日本側が、「本邦銀行は、当分のうち(講和条約締結まで)、外銀が円預金を取扱うことを遠慮して貰いたい」との意見を出した。司令部側は、外銀の免許は、あちこちの両面を考えた結論であって、至急大蔵省の意見を聞きたいこと、又右免許は、本邦銀行の外貨取扱、コルレスの取決め認可と同時にとのことであった。

その後司令部覚書に基づいて、二四年七月一五日、「輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令」(ポツダム政令第二六六号)が公布され、同日、本邦銀行とともに当時の司令部認可外国銀行全行が外国為替銀行として指定され、同政令を遵守することとなって、戦後初めて外国銀行に日本法令が適用された。しかしこの措置は、司令部管理下の貿易方式の中で実際の外国為替業務を取り扱っていた外国銀行をそのまま外国為替銀行と指定したのであって、日本側の外国為替銀行は直接コルレス取引が許されたのではなく、優先外貨に関する記録事務以外は、外貨取引の取次ぎをおこなうに過ぎない状況であった。日本側外国為替銀行が実質的に外国為替業務を取り扱うようになったのは、「外国為替及び外国貿易管理法」(昭和二四年二月一日法律第二二八号)が制定され、外貨資金の管理を外国為替管理委員会が司令部から全権委任され(二四年二月二九日)、輸入貿易の民間方式が発足して日本の輸出入貿易が正常に復帰した(二五年一月一日)後となった(為銀に対する外為委名義の外貨勘定運営委任は二五年一月三十一日、為銀の直接外銀

表 3-4 在日外国銀行一覧(昭和27年3月末現在)

銀 行 名	国 籍	本 店 所 在 地	資本金	支店名	銀行業 免許 期日	外国為 替業務 許可日
ア メ リ カ Bank of America National Trust & Savings Association	アメリカ	サンフランシスコ	150百万 ドル	東京 横浜 神戸	1949 12. 28 " "	1949 12. 28 " "
チ ャ ー ジ ・ ナ シ ョ ナ ル The Chase National Bank of City of New York	アメリカ	ニュー ヨーク	111百万 ドル	東京 大阪	1949 12. 28 " "	1949 12. 28 " "
ナ シ ョ ナ ル ・ シ テ イ The National City Bank of New York	アメリカ	ニュー ヨーク	144百万 ドル	東京 横浜 大阪 名古屋	1949 12. 28 " " 1951 1. 12	1949 12. 28 " " 1951 1. 12
香 港 上 海 The Hongkong and Shanghai Banking Corporation	イギリス	ホンコン	20百万 香港ドル	東京 横浜 神戸 大阪	1948 12. 28 " " " "	1948 12. 28 " " " "
チャータード The Chartered Bank of India, Australia and China	イギリス	ロンドン	3 百万 ポンド	東京 横浜 大阪 神戸	1949 12. 28 " " " "	1949 12. 28 " " " "
マ ー カ ル タ イ ル The Mercantile Bank of India	イギリス	ロンドン	190万 ポンド	東京 大阪	1949 12. 28 " "	1949 12. 28 " "
印 度 支 那 Banque de l'Indochine	フランス	パ リ	1,275百 万フラン	東京	1949 12. 28	1949 12. 28
オ ラ ン ダ Nederlandsche Handel-Maatshappij, N. V.	オランダ	アムステ ルダム	538百万 ギルダー	東京 大阪 神戸	1949 12. 28 " " " "	1949 12. 28 " " " "
ナ シ ョ ナ ル ・ ハ ン デ ル ス Nationale Handelsbank N. V.	オランダ	アムステ ルダム	33百万 ギルダー	東京 大阪 神戸	1949 12. 28 1951 1. 25 1949 12. 28	1949 12. 28 1951 1. 25 1949 12. 28
中 国 Bank of China	中 国	タイペー	600万 シルバー 달러	東京 大阪	1949 12. 28 1950 6. 1	1949 12. 28 1950 6. 1
印 度 Bank of India	印 度	ボンペー	49百万 ルピー	東京 大阪	1950 5. 15 1950 10. 17	1950 5. 15 1950 10. 17
韓 国 Bank of Korea	韓 国	ソ ウ ル	15 億 韓国円	東京 大阪	1950 5. 24 1951 10. 25	1950 5. 24 1951 10. 25

出所：『銀行局金融年報』第1回，昭和27年，173ページ。

とのコルレス取引開始は同年四月五日)⁽²²⁾。

右のような事情の中で、「外国為替及び外国貿易管理法」の制定が遅れている間、日本側は、司令部に外国為替銀行の業務内容の制限について折衝を続けていたようである。二四年一〇月末頃銀行局で作成された文書「外国銀行について」⁽²³⁾は、この問題に対する銀行協会および大蔵省の次のような意見を司令部に伝えていると述べている。

日本経済の現状において今日銀行法を適用する場合戦前と同様無制限の業務を許容すべきか否かについて銀行協会では左のような希望を有している。

我国の銀行は未だ再建途上にあつて基礎が充分確定していないこと及び通貨不安が尚一部に存在すること等の理由から今直ちに外国銀行に無条件に営業免許を与えることは日本の銀行に対する圧迫となるおそれがあるので当分の間は少くとも円預金の受入のみは制限されたい。

これに対して大蔵省としてはむしろ本邦銀行と外国銀行とは無差別平等に取扱うことを適當と考えているが、この場合には米国外の諸国の銀行の取扱については充分考慮を加える必要があるので出来れば米國諸州の法律に規定せられている程度の制限を附することを認められたい希望をもっている。然し、左の各項の条件は必要と考えている。

イ 外国銀行は日本の銀行法、外国為替管理法その他日本の法令の規定に準拠し、且つ日本の銀行と同様にその統制に服し検査を受けること。

ロ 日本におけるその業務の取引に対し一定額の資本金の割当を行うこと。

ハ 外国銀行の店舗に関してはできる限り現在程度に止め増設は差控えられたい。

右についての交渉経緯は不明であるが、二四年一二月、外国銀行在日支店も、日本政府によって銀行業の免許と外国為替業務許可の認可をうけて、戦前におけると同様に日本政府の監督下に、日本の法令に従って業務を開始することになり、一二月二八日、一〇行二四支店に免許が下付され、従来の免許や司令部ライセンス等はすべてこの免許に

より取り替えられることになった。⁽²⁴⁾ 二七年三月末までに日本に支店を有した外国銀行は、表3-4のとおりである。

六 貯蓄銀行の消滅

戦時インフレーションと普通銀行の貯蓄性預金業務への進出で経営環境が悪化した貯蓄銀行は、昭和一八年三月公布の「普通銀行等ノ貯蓄業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」(法律第四三号)に基づいて相次いで普通銀行へ吸収合併されるにいたった。この結果、昭和一七年末に六九行あった貯蓄銀行も、終戦時には日本貯蓄銀行、鳥取貯蓄銀行、青森貯蓄銀行、青湾貯蓄銀行の四行を残すのみとなった。さらに、戦後のインフレーションの中で国民の貯蓄率も低下したうえ、貯蓄性預金が好まれないこともあって再建整備中の新勘定の経営もきわめて苦しかった。そしてついに貯蓄銀行としての独自の存立を図ることは不可能となり普通銀行へ転換せざるを得なかった。具体的には、昭和二三年七月一五日に日本貯蓄銀行が普通銀行に転換して協和銀行となり、同年一月一日に鳥取貯蓄銀行が因伯銀行(二四年一月一日鳥取銀行と改称)という名称の普通銀行に転換し、昭和二四年一月一日に青森貯蓄銀行が普通銀行に転換して青和銀行となり、さらに同年三月三十一日には青湾貯蓄銀行が青森商業銀行に吸収された。こうして「貯蓄銀行法」に基づく貯蓄銀行はすべて消滅するにいたった。⁽²⁵⁾

ここではとくに日本貯蓄銀行の協和銀行への転換の過程について述べてみよう。⁽²⁶⁾ 日本貯蓄銀行にとって、再建整備の実施とともに集中排除の対象となるのではないかという危惧があった。貯蓄銀行業界でシェアの高いことがその理由であった。また、二二年末に「赤字経営は許されない」とする再建整備計画書認可基準が示されるに至って、日本貯蓄銀行は二三年初頭に普通銀行へ転換する方針を固め、店舗および人員の整理を断行し、また日銀から特別低利融

資を受け経営建直しを図った。こうして、普通銀行転換方針を盛った日本貯蓄銀行の整備計画書は、「集排法」の銀行への適用除外正式発表を待たず、二三年六月三〇日認可された。同日、日本貯蓄銀行は株主総会において、事業目的を「当銀行ハ左ノ業務ヲ営ムヲ以テ目的トス 1 普通銀行業務 2 貯蓄銀行業務 3 前各号ニ附随スル業務」に変更し、商号を「協和銀行」とする決議をおこない、翌七月一日に登記、諸般の準備を整えて協和銀行として新発足したのは七月一五日であった。

七 金融機関の経理規制

(一) 「金融機関の経理に関する法律」の立案

再建整備が完了し、金融機関はそれぞれの再建計画の途を歩むこととなったが、各金融機関の経営状態には大きな差が存在した。たとえば大蔵省が昭和二三年下期決算について調査した経常利益金と経常純益金(経常損失金)の割合は次のとおりで、たとえば大銀行についてみると、最高の一九・七%に対して最低はマイナス一・八%も大きな格差が存在していた。⁽²⁷⁾

経常利益金と経常純益金(経常損失金)の割合(昭二三、下期決算による。)(昭二四・八・三)		最 高		最 低		平 均 (経常損失金の経常利益金中の割合)
大 銀 行 (11)	一九・七(東海)	△ 一・八(協和)	一〇・五(八九・五)			
地 方 銀 行 (55)	二六・四(中国)	△ 五・九(青森商業)	一四・七(八五・三)			
信 託 銀 行 (6)	一七・七(東京信託)	△ 二・五(富士信託)	五・五(九四・五)			

さらに同時期に大蔵省が調査した各銀行別の自己資本の外部負債に対する割合も次の表のとおりで、ここでも各行間に大きな格差が存在していた。⁽²⁸⁾

特殊銀行(2)	八・一(興銀)	六・七(勸銀)	七・二(九二・八)
平均(74)	二六・四(中国)	△五・九(青森商業)	一一・五(八八・五)

自己資本の外部負債に対する割合(銀、昭二四、八、三)

(金額単位 千円)

銀行名	自己資本			外部負債			自己資本の外部負債に対する割合(%)
	資本金	積立金	計	預金	借入金	その他の外部負債	
青森	五、〇〇〇	四、七九	九、七九	三、〇四九、三〇〇 (三、二五、三九二)	(八四、九八)	六、六、二八五	一・九二 (二・七)
青森商業	三、〇〇〇	三、三三	六、三三	五、〇〇五 (四、三、九〇)	一、〇〇〇 (一、四四)	一五、〇六	四・九 (五・七)
青和	五、〇〇〇	八	五、〇〇八	二四、六二〇 (二七、〇九六)	(一、二五)	二、二八	一・四 (二・七)
岩手殖産	四、五〇〇	四、四二	八、九二	三、二四、八四 (三、六三、〇四)	(五、一四)	五、二八	一・四 (一・六)
七十七	五、〇〇〇	七、〇三	一二、〇三	四、五三、五七 (三、六二、〇九)	五、〇〇〇 (四、七、七)	八、七、七	一・四 (一・三)
羽後	二、〇〇〇	一、六六	三、六六	六、〇一、八六〇 (四、七、五)	三、〇〇〇 (八、九六)	五、三三〇	一・二 (二・四)
秋田	五、〇〇〇	一、六二	六、六二	三、二五、三六 (一、七、〇、九四)	二〇、〇〇〇 (四、一、七)	四、六、三九	二・九 (二・五)

荘内	一五、二〇〇	二、三三〇	一七、五三〇	八、〇〇、七九 (七、三、四九)	五、一七 (三、八五)	二五、〇一	一・六三 (一・七)
両羽	五、〇〇〇	三、二二	八、二二	二、二二、六二 (一、〇〇、九〇)	一一	四、五、一〇	二・〇 (二・四)
東邦	三、〇〇〇	四、七	七、七	二、三、七、〇三 (一、〇、六、一三)	一、五、〇〇 (九、四)	二、五、三三	一・三 (一・五)
常陽	二、〇〇〇	二、二八五	四、二八五	六、〇三、六七 (四、八、〇、九)	三、五、〇〇 (一、四、元)	九、四、三三	一・九 (二・四)
足利	二、五、〇〇〇	一、九、九三	四、四、九三	四、六、〇、九六 (四、三、五、六)	一、八、〇〇 (四、八五)	六、五、七九	二・七 (三・一)
群馬大同	一〇〇、〇〇〇	二、八四	一〇二、八四	三、六、七、八三 (三、三、九、〇九)	四、〇三、五〇 (一、七、八三)	三、〇、二	二・五 (二・九)
埼玉	一四〇、〇〇〇	二、三、〇三	一四二、三〇三	八、三三、三六 (七、五〇、一〇四)	七、四、三〇 (四、七、七)	四、〇、五〇	一・八 (二・一)
千葉	一四〇、〇〇〇	八、六六	一四八、六六	五、一〇、八、四六 (三、九、八、九)	三、五、五〇 (二、七、三九)	八、四、〇五	二・四 (二・九)
高田農商	二、〇〇〇	二二	二、二二	七、一四三 (七、四八)	一一	二、〇三	三・〇 (三・三)
富士	一、三、〇〇〇	二、五、九二	三、八、九二	四、四、八、七九 (三、〇、三、〇)	四、四、八、七九 (五、七、二五)	三、四、八、七二	二・五 (三・一)
千代田	一、一〇〇、〇〇〇	一、七、九二	一、一、七、九二	四、五、七、三三 (三、〇、七、二四)	六、二、四、九三 (五、六、三、四)	三、五、九、六六	二・三 (二・八)
帝国	九、〇〇〇	七、三六	一六、三六	三、四、七、四六 (一、八、二、五〇)	六、六、四、〇九 (六、六、七、七)	三、四、〇、三六	二・四 (三・〇)

第一	1,010,000	41,000	1,051,000	三七,105,035 (10,011,253)	六,四二一,六六 (三,八三三,三六)	三八五,三三	三,六六,七三 (七,七六,八三)	三・七 (三・九)
東京	200,000	二五,七二	七五,七二	三三,九三,一五 (10,107,104)	一,00三,三 (一,七三,四四)	一,四八五,五二	一六,四三,七六 (三,三六,一四)	四・四 (五・五)
協和	100,000	△三七,八六	三三,二四	二四,0三,二九七 (一七,四〇,九三)	三,二四,四三 (一,一四,六四)	三三,二五	二七,六四,八四 (〇,九三,八四)	一・三七 (一・七)
横浜興信	100,000	三,二三	10三,二三	五,九四,七七 (四,九六,三九)	二七,四〇〇 (三,六,〇八)	五三,二三	六,八五,四〇 (五,七五,五八)	一・五一 (一・八)
北越	40,000	八,四四	六,四四	一,九〇,〇二七 (一,九〇,八四)	二四,九〇〇 (二五,三六)	三〇〇,九三	二,四八,八三 (二,四七,〇四)	三・二 (三・九)
第四	三,〇〇〇	一六,一六	六,一六	四,四四,八八三 (三,九六,七二)	三六,〇〇〇 (三六,四三)	五三,五〇	五,三六,四三 (四,五〇,六五)	一・六 (一・三)

（備考）

一、本表は、昭和二十四年三月三十一日で終了した昭和二十三年度下半期の数字を基礎としたものである。
二、外部負債及び自己資産の外部負債に対する割合の欄中、括弧のないのは期末残高、括弧中は期中平均残高（但し預金、借入金以外の外部負債については、期末残高によつた。）によつてゐる。

三、調査二十五行のうち

(一) 期末残高によつた場合

割合が三%以上のもの（六行）青森商業、高田農商、帝国、第一、東京、北越

割合が三%未満のもの（十九行）

(二) 期中平均によつた場合

割合が三%以上のもの（八行）青森商業、足利、高田農商、富士、帝国、第一、東京、北越

割合が三%未満のもの（十七行）

このように金融機関の中には収益条件が悪かったり自己資本比率が低かったりして、必ずしも健全経営といえないものが数多く存在した。そこで金融機関の経理を健全ならしめ、もつて金融機関の預金者その他の債権者および株主その他の出資者の利益を保護することを目的として、金融機関の経理についての細かい規定をもった法案が策定されることとなった。この法律の草案は四つみられる。²⁹⁾すなわち、はじめは「金融機関経理法」と呼ばれ、その草案には、昭和二十四年六月二日付と同年七月一日付の二種類ある。その後名称は「金融機関の経理に関する法律（案）」と変わり、これにも同年七月二六日付のものと、同年八月一日付のものとの二種類がある。それぞれの草案に若干の変化がみられるが、ここでは最終案のみを全文掲載しておきたい。なお、最初の草案と最終案を比較してみると、①定義の内容がより詳細になり、すべての金融機関を包含するように改められたこと、②兼営組合について、信用事業と経済事業の区分経理の規定が入ったこと、③経常収入および経常支出の定義の条項が落ちたこと、④純益金の定義に関する条項が落ちたこと、⑤検査手数料の項目が第一三条として入ったこと、等が異なっている。

金融機関の経理に関する法律案（銀、昭、二四、八、一）

（目的）

第一条 この法律は、金融機関の経理を健全ならしめ、もつて金融機関の預金者その他の債権者及び株主その他の出資者の利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「金融機関」とは、銀行（日本銀行を除く。以下同じ。）、信託会社、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び信用協同組合その他貯金の受入を行う組合をいう。

2 この法律において「銀行等」とは、銀行、信託会社及び無尽会社をいう。

3 この法律において「自己資本」とは、資本金又は出資金（以下「資本金」という。）及び積立金（配当引当積立金以外の特

定の目的のために積み立てられた積立金を除く。）並びに繰越金があるときはこれを加え、繰越損があるときはこれを除いたものをいう。

4 この法律において「外部負債」とは、貸借対照表の負債の部に計上された負債のうち、資本金、積立金（配当引当積立金以外の特定の目的のために積み立てられた積立金を除く）、滞貸償却引当備金及び繰越金並びに指定金銭信託以外の信託勘定を除いたものをいう。

5 日本勧業銀行については、前項の規定によるの外、貸借対照表の負債の部に計上された負債のうち、旧臨時資金調整法（昭和十二年法律第八十六号）第十条ノ四第一項又は第十条ノ五第一項の規定に基き発行された証券、同法第十条の十二第一項の規定に基き発売された証券、同法第十三条第一項の規定に基き発行された貯蓄債券及び報国債券、当せん金附証券法（昭和二十三年法律第四十四号）に基き発行された当せん金附証券並びに復興貯蓄債券法（大正十三年法律第十五号）に基き発行された復興貯蓄債券に関する勘定を除く。

6 無尽会社については、第四項の規定によるの外、貸借対照表の負債の部に計上された負債のうち、無尽給付金に対する見合掛金に関する勘定を除く。

7 農林中央金庫については、第四項の規定によるの外、貸借対照表の負債の部に計上された負債のうち、食糧管理特別会計及び薪炭需給調節特別会計に関する勘定を除く。

8 貯金の受入を行う組合であつて貯金の受入に関する事業及びこれに附帯する事業（以下「信用事業」という。）、以外の事業（以下「経済事業」という。）を行う組合（以下「兼営組合」という。）については、第四項の規定によるの外、貸借対照表の負債の部に計上された負債のうち、経済事業に関する勘定を除く。

9 この法律において、「経常利益金」とは貸付金利息、手形割引料、有価証券利息及び配当金、有価証券貸付料並びに土地建物賃貸料その他業務運営上経常的に生ずべき利益金をいう。但し、貸付金及び有価証券の既経過の未収利息であつて確実に収入することのできるものを含む未経過の割引料及び手形をもつて支払われる利息を除く。

10 この法律において「経常損失金」とは、預金、貯金、金融債及び借入金の利息、手形再割引料、給料及び手当等の人件費、事務用諸経費、公租公課（法人税を除く。）並びに土地建物賃貸料その他業務運営上経常的に生ずべき損失金をいう。但し、既経過の未払利息を含み、未経過の支払利息及び定期積金又は無尽の勧誘費であつて大蔵大臣の認可を受けた方法で繰り延べるものを除く。

11 この法律において「経常純益金」とは、経常利益金から経常損失金を控除したものをいう。

12 この法律において「総利益金」とは、左に掲げるものをいう。但し、資産の評価益を除く。

一 経常利益金

二 有価証券及び固定資産の売買益

三 償却債権の取立益

四 前三号に掲げるものの外現実に生じた利益金

13 この法律において「総損失金」とは、左に掲げるものをいう。

一 経常損失金

二 有価証券及び固定資産の償却額

三 不良債権（第八条第一項第二号の規定により償却を要すると認められる債権をいう。）の償却額及び滞貸償却引当備金への繰入額

四 前三号に掲げるものの外現実に生じ又は生ずると予想される損失金

14 この法律において「純益金」とは、総利益金から総損失金を控除したものをいう。

15 この法律において「臨時利益金」とは、総利益金から経常利益金を控除したものをいう。

（資本の充実）

第三条 金融機関は、前営業年度又は事業年度（以下「営業年度」という。）中の各月末の外部負債の平均残高の百分の三に相

当する金額以上の自己資本を保有しなければならない。

(兼営組合の經理)

第四条 兼営組合は、信用事業と經濟事業とを区分して經理しなければならない。

2 兼営組合の破産の場合においては、当該組合に対する貯金に関する債権は、その他の破産債権（財団債権及び別除権を有するものを除く。）に優先する。

(法定積立金)

第五条 金融機関は、左の各号に掲げる分類に従い、資本金の総額に達するまでは、毎營業年度において、純益金（繰越損があるときは、これを控除する。以下本条中において同じ。）のうち左の各号に掲げる金額以上を法定積立金として積み立てなければならない。

一 当該營業年度末の自己資本の金額が前營業年度中の各月末の外部負債の平均残高に対する割合が百分の三未満である場合
純益金の百分の五十に相当する金額

二 同百分の三以上、百分の五未満である場合

純益金の百分の三十に相当する金額

三 同百分の五以上、百分の七未満である場合

純益金の百分の二十に相当する金額

四 同百分の七以上である場合

純益金の百分の十に相当する金額

(經常損益の均衡)

第六条 金融機関は、毎營業年度中の經常損失金を当該營業年度中の經常利益金に百分の九十を乗じた金額の範囲内においてまかなうようにしなければならない。

2 金融機関は、毎營業年度中において前項の規定により難い虞があると認めるとき、又は資本金に欠損を生じる虞があると認めるときは、遅滞なく具体的な經理に関する対策を具して大蔵大臣の承認を受けなければならない。

3 金融機関は、前項の規定により大蔵大臣の承認を受けた対策を実行しなければならない。

(資産の評価)

第七条 金融機関は、その資産を左に掲げる金額をこえて評価してはならない。

一 有価証券については、左のイからハまでに掲げる価額の当該營業年度末直前一月の平均の金額。但し、国債又は地方債については、商法（昭和十三年法律第七十二号）第三十四条第一項及び第二百八十五条の規定にかかわらず、均等利廻評価の方法による価額を附することができる

イ 証券取引所に上場されている有価証券については、当該金融機関の本店又は主たる事務所最寄の証券取引所における実物取引の価額

ロ 証券取引所に上場されていない有価証券で店頭取引のあるものについてはその価額

ハ 市場性のない有価証券については、当該金融機関の監督役又は監事の監査を経た価額。但し、その価額は払込金額をこえてはならない

二 債権については、法律による金融機関の検査により指定された金額又は金融機関の監査役又は監事の監査により指定された金額であつて金融検査官の承認したもの

三 固定資産については、取得価額又は製作価額から法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九条第六項の規定により定められた命令の規定による固定資産の耐用年数に応じた償却歩合により計算した償却額を控除した金額

(償却及び滞貸償却引当備金)

第八条 金融機関は、償却額が左に掲げる金額に達するまで、資産の償却をしなければならない。

一 有価証券については、その帳簿価額から左の何れか低い一方の金額を控除した金額

イ 前条第一号本文の金額の、株式については百分の九十に、株式以外の有価証券については百分の九十五に相当する金額
 ロ 取得価額の百分の九十五に相当する金額

二 債権については、債権の金額から前条第二号に規定する金額を控除した金額

三 固定資産については、法人税法第九条第六項の規定により定められた命令の規定による固定資産の耐用年数に応じた償却歩合により計算した償却額

2 金融機関は貸付金及び割引手形及び無尽給付金の償却に充てるために、営業年度末における貸付金割引手形及び無尽給付金の合計額の百分の五に相当する金額に達するまで滞貸償却引当備金への繰入をしなければならない。

3 毎営業年度における第一項第一号の規定による有価証券の償却金額及び前項の規定による備金への繰入金額の合計額は、当該営業年度における経常純益金の百分の二十に相当する金額と臨時利益金の百分の九十に相当する金額との合計額を下つてはならない。

4 金融機関が前三項の規定により償却し、又は備金への繰入をする金額は、法人税法による所得の計算上及び地方税法（昭和二十三年法律第百十号）により事業税を課する場合の所得の計算上損金に算入する。

5 前項の規定は、左に掲げる金額には適用しない。

一 第二項に規定する滞貸償却引当備金で貸付金、割引手形及び無尽給付金の償却以外の目的に充てられた金額

二 毎営業年度における第一項第一号の規定による有価証券の償却金額及び第二項の規定による備金への繰入金額の合計が、当該営業年度における経常純益金の百分の六十に相当する金額と臨時利益金の全額に相当する金額との合計額をこえる金額

（經理の例外承認）

第九条 金融機関は、その經理につき毎営業年度において前二条に定めるところにより難いときは、理由を具してあらかじめ大蔵大臣の承認を受けなければならない。

（配当の条件）

第十条 銀行等は、左の各号の一に該当する場合においては株主配当を行うことができない。

一 資本金に欠損があるとき

二 当該営業年度における純益金及び当該営業年度までに積み立てられた積立金がないとき

三 当該営業年度末の自己資本の金額が前営業年度中の各月末の外部負債の平均残高の百分の三に満たないとき

四 第五条の規定による法定積立金を積み立てていないとき

五 第八条の規定による資産の償却又は滞貸償却引当備金への繰入をしていないとき

（配当金額）

第十一条 銀行等は、その当該営業年度末の自己資本の金額の前営業年度中の各月末の外部負債の平均残高に対する割合が百分の三以上、百分の五未満である場合においては、当該営業年度の純益金（繰越損があるときはこれを控除する。以下本条中において同じ。）の百分の四十に相当する金額と資本金の百分の六に相当する金額との何れか低い一方の金額をこえて配当をしてはならない。

2 銀行等は、その当該営業年度末の自己資本の金額の前営業年度中の各月末の外部負債の平均残高に対する割合が百分の五以上、百分の七未満である場合においては、当該営業年度の純益金の百分の六十に相当する金額と資本金の百分の八に相当する金額との何れか低い一方の金額をこえて配当をしてはならない。

3 銀行等は、その当該営業年度末の自己資本の金額の前営業年度中の各月末の外部負債の平均残高に対する割合が百分の七以上である場合において資本金の百分の八に相当する金額をこえて配当をしようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 前三項に規定する資本金の計算に当つては、平均資本金額に営業年度の所屬する月数を乗じ十二をもつて除してこれを算出する。

（決算の承認）

第十二条 大蔵大臣は、金融機関が左の各号の一に該当する場合においては、当該金融機関に対して、その決算につき大蔵大臣の承認を経べき旨を命ずることができる。

- 一 金融機関が、第六条第一項の規定にできないとき
- 二 金融機関が第八条に規定する金額に達するまで償却をせず又は滞償引当備金への繰入をしていないとき
- 三 金融機関の法定積立金が、資本の金額に達していないとき

(検査手数料の納付)

第十三条 大蔵大臣が法律の規定により金融機関の検査をする場合においては、被検査金融機関は検査手数料を国庫に納付しなければならない。

2 前項の検査手数料は、被検査金融機関の検査の時に於ける資産総額の万分の一をこえない範囲内で大蔵大臣が定める。

(罰則)

第十四条 左の場合においては、金融機関の取締役、理事、監査役又は監事を一万元以上十万元の過料に処する。

- 一 第五条、第六条第二項、第七条から第十条まで、又は第十一条の規定に違反したとき
- 二 第十二条の規定により大蔵大臣のなした命令に違反したとき

附則

この法律は、公布の日から施行する。

「金融機関の経理に関する法律案」に対しては反対意見も強かった。当時の資料によると、もっとも強い反対運動をおこなったのは、全国銀行従業員組合連合会であった。全銀連執行部は昭和二十四年九月二四日、東京都芝区中央労働会館において「金融機関経理基準法」に反対する大会を開催した。⁽³⁰⁾同大会には約三〇〇名の各銀行従業員の代表が集まったが、同法に反対する理由として、「大蔵省が経理基準法を起案した意図として企業の合理化、大蔵官僚の失

地回復、アリソン愛知会談に現れている国際資本主義の動向等が含まれているとみてよい」ことだとされ、経理基準法による経理の統制が賃金ストップや賃金切下げを意味するという趣旨であった。この反対運動において全銀連の中も、共産党系と非共産党系に割れていた。

ともあれ、この反対運動がどの程度の成果をおさめたかは別として、「金融機関の経理に関する法律」案は流産した。大蔵省銀行局は金融機関の経理に共通の尺度を設定することを一つの法律によっておこなおうとしたが、この措置は実を結ばず、個々の経理問題を個別に指導していく方針をとることとなった。

(二) 配当問題

金融機関の再建整備完了後、大蔵省銀行局がとった配当政策はどのような方向ですすめられたのであろうか。まず昭和二十四年三月一五日付で司令部ロビンソンから私案として配当基準の提示があり、これを基礎として作成した大蔵省案は同年三月二三日付で司令部の承認が求められた。しかし司令部側の意向は同案に否定的のまま六月末まで経過したのである。因みに三月当時構想された配当基準案の内容は次のとおりである。⁽³¹⁾

- (1) 本年三月期決算については暫定的に純益の四〇％又は払込資本金の四％の何れか低い額を超えない配当を認めること。
- (2) 本年九月以降の営業年度には左の基準によること即ち資本金及び積立金の割合が前営業年度中(但司令部案は当該期中)の各月末の総負債の平均残高の三％に達しないときは配当をしてはならない。

この基準案についての一般の意見は次のように要約された。すなわち、

- (1) 三月期に認められた暫定方針を更に一期延長すること、これは、企業の再建整備関係の増資と競合し、証券市場を圧迫することを懸念したもので少くとも来年三月迄の期間延長を適当とするものである。
- (2) 外部負債に対する資本金の比率を三％とした場合この条件に適合するものは僅かに七、八行に過ぎない。

の二点である。配当復活についてはとくに地方銀行および信託会社が積極的であり、六月の時点に立っても、株価の現状からして配当しなければ増資は困難であり、かつ金融機関の信用向上のためにもこの際九月期以降配当復活を実施したいという考え方に立っていた。

次いで同じ銀行局の同年一月五日付の「金融機関の配当について」⁽³²⁾は、まず金融機関の配当が制限されている根拠を、

(1) 国内法関係では整備計画書認可に際しての銀行局長の条件として「金融機関は、経常益金以外の資金による株主配当は、これをしてはならない。株主配当をするときは予め大蔵省銀行局長の承認を受けること」が認可書に記載されており、

(2) 司令部関係では、二四年八月一七日付で日本銀行政策委員会に宛てた経済科学局長覚書「金融機関の配当」である。この覚書には、「金融機関の検査報告によつて資産の流動性並びに資産、資本、積立および預金の間の適当な割合についての金融機関の実態の状況に関する正確な情報が明らかとなる時までは、凡て配当を行なうことは筋の通った話と思われない」と述べられていた。

しかし大蔵省としては、金融機関経営の全般にわたつて綿密な審査を加えた結果、金融機関の経営並びに資産内容の健全性について満足すべき正確な情報と判断を得た場合には適当な割合で配当を認めたい考えである。配当が認められれば、金融機関の将来における増資を容易にし、資本の充実を促進することとなる。これは窮極において預金者の利益を保護することになると考えていた。

このように考えてくると、審査の一般的条件基準が重要な意味をもってくる。それは具体的に次のように示されている。

(イ) 如何なる場合にも絶対に必要な一般的基準

資本に欠損のあるとき、当該期における純益金及び当該期までに積立てられた積立金がないとき又は当該期に純益金の一〇%以上の積立金の積立がないときは如何なる場合にも配当は認められない。

(ロ) 判断の基礎となる具体的基準

a 資産及び資本の構成

1 資産の総額から不動産及び不確実資産の合計金額を控除した金額（純資産という。）に対し、二（？）%以上の調整資本（自己資本の金額から不動産及び不確実資産の合計金額を控除したものをいう。）を有すること。

前項の不確実資産とは貸付金並びに有価証券のうち欠損額と疑問額の五〇%との合計額をいい、自己資本とは資本金又は出資金及び積立金並びに繰越金があるときはこれを加え、繰越損があるときはこれを除いたものをいう。

2 預貯金に対し、現金、預け金、振替貯金、コールローン及び手許国債等の流動資産の合計額が二〇%以上であること。

3 自己資本に対し不動産の割合が七〇%以下であること。

b 収益力

1 当該期の銷却前の利益金が資本金又は出資金に対し二〇%以上であること。

2 経常収入に対し経常支出の割合が九〇%以下であること。

3 当該期の経常純益金の二〇%及び臨時益の合計額以上の銷却又は銷却準備金が計上せられること。

こうして配当が可能となる金融機関の経理基準が具体的に決定されたことにより、銀行局の配当政策は大きな転換をみ、銀行は増資が可能となるにいたった。すなわち、日本銀行政策委員会が配当復活を昭和二五年二月正式に決定し、実際に二五年三月期決算から配当がおこなわれた。なお、同年一〇月には、大蔵省が銀行の配当は年一割までと、配当の限度規制をおこなっている。その後二六年度下期までの金融機関別配当率は表3-5のとおり。

銀行名	二十三年下期償却額	本制度による滞貸償却引当積立額	
		最低	最高
帝 国 一 田 土 阪 和 海 戸 代	五二、四八七 五三、二二九 一一、八九五 一一〇、二九九 一〇〇、〇三三 一〇八、二〇五 一四、八〇四 一三七、三五〇 二五、八七四	二三、三八六 二五、九八七 四八、三五七 四六、三九〇 四一、八七五 四〇、一七四 一一、三七一 四三、七七一 一二、八〇二	七〇、一五八 七七、九六一 一四五、〇七一 一三九、一七〇 一二五、六二五 一二〇、五二二 三四、一二三 一三一、三二三 三八、四〇六

(単位 千円)

表のとおりである。

なお、参考までにこの基準に照らして償却したとして、各行が積み増しうる滞貸償却引当積立額を算定すると次の

- ばならないものとする。
- (一) 右の積立金の積立金額は、税法上損金として認められている有価証券の銷却額と合算して営業年度における臨時利益金の九〇%と経常純益の二〇%との合計額を下らず且つその三倍をこえてはならないものとする。
- (二) この積立金の積立金額は、法人税法による所得の計算上損金に算入する。但し、この積立金が貸出金の償却以外の目的に使用されたときはこの限りでない。
- (三) なお、金融検査官が償却すべきものとした貸出金の償却には、先づ右の積立金を取り崩し、若し不足するときは別に償却することを妨げない。

表 3-5 金融機関別株式配当率(昭和24—26年度)

期別	配当率	都市銀行	地方銀行	旧特銀	信託	計
昭和24年度	下期	1割8分7分6分無配計	a) 1 39 10 3 1 54	a) 1 2 0 0 3	0 5 1 0 6	2 57 11 3 1 74
		1割9分8分6分無配計	b) 47 2 3 1 1 54	0 0 3 0 3	0 0 6 0 6	47 2 23 1 1 74
		1割2分1割8分無配計	0 25 26 2 1 53	0 3 0 0 3	0 6 0 0 6	25 46 2 1 74
		1割2分1割8分無配計	0 11 0 0 11	44 8 1 1 54	0 3 0 0 3	44 28 1 1 74
		1割4分1割2分1割8分無配計	0 50 1 1 1 54	a) 1 50 1 1 1 54	0 0 3 0 0 6	1 50 21 1 1 74
昭和25年度	上期	1割2分1割8分無配計	0 11 0 0 11	44 8 1 1 54	0 3 0 0 3	44 28 1 1 74
	下期	1割2分1割8分無配計	0 25 26 2 1 53	0 3 0 0 3	0 6 0 0 6	25 46 2 1 74
昭和26年度	上期	1割2分1割8分無配計	0 11 0 0 11	44 8 1 1 54	0 3 0 0 3	44 28 1 1 74
	下期	1割2分1割8分無配計	0 25 26 2 1 53	0 3 0 0 3	0 6 0 0 6	25 46 2 1 74

(注) 1. a)は記念配当2分増の銀行, b)は記念配当2分増2行を含む。
2. 新設銀行を含まない。
出所:『銀行局金融年報』第1回, 昭和27年, 84ページ。

(三) 滞貸償却引当積立金制度と貸倒準備金制度
公共性を有する金融機関の健全な運営を堅持し、預金者を保護するために、滞貸償却引当積立金制度の導入が図られた。すなわち、銀行局の「滞貸償却引当積立金制度について」(昭和二十四年七月八日付)⁽³³⁾は同制度の必要な理由として、金融機関が景気変動によって不良資産ともなりかねない貸出金に総預金額の七五%を運用しているにもかかわらず、税法上その償却について格別の配慮が加えられていないことをあげている。そして不況期に備えて同積立金の積立をおこなわしめることが是非とも必要であるとし、次のような制度を提案している。

- (一) 各金融機関は、貸出金の償却に充てる目的のために、貸出金残高の五%に達するまで滞貸償却引当積立金を積み立てなければ

肥後	一、六四七	五、六八〇	一七、〇四〇
鹿兒島興業	五、六六四	二、九一〇	八、七三〇
日向興業	七、四九六	三、一二二	九、三六六
高田農商	二二		
青和	二〇〇	一一八	三五四
因伯	三	九七	二九一
其他銀行計	五九六、六五五	二七四、一五七	八二二、四七一
普通銀行計	一、三五四、〇六五	六七一、一三一	二、〇一三、三九三
勸業銀行	一〇五、〇四〇	五七、六二〇	一七二、八六〇
興銀	二七、八五九	二〇、七五一	六二、二五三
北拓	七四、〇一六	二八、二五二	八四、七五六
特銀計	二〇六、九一五	一〇六、六二三	三一九、八六九
總計	一、五六〇、九八〇	七七七、七五四	二、三三三、二六二

備考

- 一、〇印は償却額が償却引当積立額の最低額に足らざるもの。
二、昭和二十三年下期償却額は不動産その他の償却を含む。

滞貸償却引当積立金制度の考え方は貸倒準備金制度として現実化し、昭和二十四年末から二五年の初頭にかけてその限度をめぐって議論が展開されるところとなった。まず、銀行局の昭和二十四年二月二三日付の文書「貸倒準備金の積立限度について」⁽³⁴⁾は、貸倒準備金の積立限度を貸出残高の百分の五程度とするのが好ましく、最悪でも百分の三を下らないようにしたいとし、その理由を、①昭和年代に入ってから経験に基づいて償却を必要とする貸出金の実態に適合していること、②金融機関の再建整備に際し、昭和二十三年三月旧勘定貸出の約一五%が切り捨てられている

が、これは償却を必要とする貸出金について、従来償却する能力がなかったことも大きな原因となっている。そこでかりにこれを一〇期間に配分するとすれば一期一・五%となる。③アメリカの預金保険制度のための賦課金額は、一九四七年六月末現在で全貸出の約一・五%に当たっている。預金保険制度の存在しないわが国においては、この点を考慮する必要がある。④本年に入って検査を実施した一六店舗について、その実績をみると、償却を必要とする査定された貸出金は総額に対して四・六%の高率を示している。⑤最近において資産中に占める貸出しの割合はかなり大きく、経済の安定、復興過程においてこの比重はますます大きくなることが予想される、などの点に求めている。

当時はドッジ・プラン実施下の安定恐慌の状態にあり、これが一層銀行貸出し中のリスク・アセットの割合を高めていたと思われる。次いで同じく銀行局が作成した「貸倒準備金の毎期の積立の最大限度について」⁽³⁵⁾(昭和二十五年一月五日)は、前述のように、貸倒準備金の積立限度も、貸出残高の百分の五とし、最悪の場合でも百分の三を下らないようにするためには、毎期の積立限度は最小限純益の百分の四十を確保しなければならないと述べている。その理由は、①貸倒残高の百分の三の貸倒準備金を一〇期(五年)で積み立てるには、毎期貸出残高の千分の三ずつ積み立てる必要がある、②貸出残高と毎期の純益の割合からみて、貸出残高の千分の三は、純益の約百分の四十に相当する、③シャープ勧告では「純所得の二〇%」⁽³⁶⁾といっているが、この数字は必ずしも絶対的な数字とは考えにくい、預金保険制度の存在しないわが国では、勧告にいう二〇%に、自家保険の意味において預金保険の保険料に相当する金額を加算しなければならない。その結果は毎期の純益の四六%となる点にあるとしている。なお、同文書は、預金保険制度の採用について、わが国では時期尚早であるとして次の理由をあげている。①現在預金保険制度を採用することはかえって一般に金融機関に対する危惧の念を生ぜしめるおそれがある。②金融機関の経費を増加せしめ、金利の引下げに消極的に作用する。③健全な金融機関の負担において、不健全な金融機関を救済することとなる。④この制度に

代わり同様の実効を収め得るものとして小額預金優先の制度が考え得る。ともあれ、貸倒準備金の毎期の積立ての最大限度に、純益の百分の四十と金融機関に対する優遇措置のとられていることが注目される。⁽³⁶⁾

以上の考え方をふまえて、銀行局の二五年一月九日付「金融機関の貸倒準備金について」⁽³⁷⁾という文書には今までの検討の結論として、①貸倒準備金の積立限度は、貸出残高の百分の三とすること、②貸倒準備金の毎期の積立の最大限度は、償却前純益の百分の四十とすること、③貸出の償却は、直接償却の方法によるも間接償却の方法によるも任意とする、と記されている。

なお、貸倒準備金に関して一月六日主税局（平田局長、原税制課長）と銀行局（大月銀行課長）との間に論議がおこなわれたが、その際示された主税局の意見は次のようなものであった。⁽³⁸⁾

一、積立の最高限度

(一) 積立の最高限度は貸出残高の百分の二とする。

(イ) 日本の実績によれば

(a) 銀行の過去の貸出金の償却の最高は昭和二年の〇・九三％が最高である。これにつづれた銀行の分を加味しても精々二％である。

(b) 銀行検査による最近十六店舗の貸出のうち全額要償却の第四分類に属するものは二・三％であり、他方税務当局によつて償却の是認されているものは〇・二％前後である。その中間をとれば約一％であるが、これに何分かを加えて二％となる。

(ロ) 米国の例を勘案するに

(a) 預金保険会社にある払込保険料の残高は貸出の一・五％であるが米国のように小銀行が多く全部で一万五千もの銀行がある国と、日本のように七十四しか銀行のない国とでは情況が異なり、日本の銀行では自家保険の分が相当にあると思

われるから、右の一・五％の半分とし、これが〇・七五％となる。

(b) 米国で預金保険の賦課金と貸倒準備金への繰入金額の双方が税法上損金として見られているものとして貸倒準備金の分〇・五％を右(a)の〇・七五％に加えると一・二五％になる。

(c) 右の一・二五％に若干を加えれば二％である。

(二) 銀行の全貸出を六千億円とするとその二％は百二十億円で、これが積立限度になり、現在の有価証券の含み四―五十億円をこれに振り替えると残りは約八十億円であり、現在銀行の半期の償却前純益が約四十億円であるから、その二〇％が貸倒準備金へ繰り入れられるものとすると約五年、三〇％とすれば約三年で限度まで積み立てられることになる。

二、毎期の積立限度

実際の貸倒金の償却は必ず貸倒準備金を取り崩して行うものとし、毎期における貸倒準備金の積立限度は当該期の償却前純益の三〇％とする。この場合もし当該期に貸倒準備金を取り崩していれば、取崩後の貸倒準備金の金額を基準とする。

このように銀行局と主税局の考え方の間には、かなりの開きがあったが、このような議論をふまえてわが国に貸倒準備金制度が正式に導入されたのは、昭和二五年四月であった（「法人税法施行規則の一部を改正する政令」昭和二五年三月三十一日政令第七〇号、四月一日施行）。

(四) 金融機関保有の有価証券の含み益の取扱い

昭和二四年二月一九日付の「金融機関が有価証券について有する従来の含みの取扱について」⁽³⁹⁾は、具体的に次の四方法を提起している。すなわち

- (1) 含みは全額、新しく設けられる貸倒準備金に繰り入れる。
- (2) 含みについては六％課税し、残額を貸倒準備金に繰り入れる。
- (3) 評価は現在のままにしておき、現実に利益を生じたときには、その利益は法人税の課税対象とする。

(4) 評価換えをし、それによって生じた利益は法人税の課税対象とする。
である。このうち、(1)がもっとも適当な案だと述べられている。その理由は

- (一) 評価方法の変更は新税法施行後に評価減を行う場合について適用されるべきものであつて、新税法施行前に合法的に認められて来た償却或いは評価減についてまで遡及することは妥当性を欠く。
- (二) 従来、金融機関の資産中貸出に不良なものがあつても税務当局によつて償却を認められることが困難であつたため、貸出をも含めた資産全部に対する含みを有価証券の償却によつて保有して来たとも見られるのであつて、新たに設けられようとする貸倒準備金は、従来の有価証券の含みと極めて類似した性格を有するものと言える。
- (三) シャウプ勧告は、右一、(一)による取扱い(含み全額貸倒準備金繰入れのこと——引用者)を否定しているとは考えられない。

の三点となっている。

さらに、同年十二月二日付の銀行課文書「有価証券の含み益について」⁽⁴⁰⁾は次のように、二四年九月末の有価証券の含み益を計算している。

有価証券総額	一二七、七四〇百万円	一〇〇 %
内国債	八〇、四七三	六八・三
地方債	二、九八六	二・五
社債	三一、七四〇	二六・九
内 復金債	(二三、九七〇)	(一一・八)
金融債	(七、七八二)	(六・六)

一、昭和二十四年九月末現在における全国銀行(日本銀行を除く。)の所有有価証券の内訳は次の通りである。

株式

二、五三九

二・一

二、銀行がこれらの有価証券について有する含み益は、社債及び株式については極めて僅かの金額で大部分は国債であるがその含み益は次の通りである(昭和二十四年九月末)。

所有国債 額面総額(A)	八六、一〇四百万円
帳簿価額(B)	八〇、四七三百万円(額面一〇〇に対し九三・四六に当る。)
額面価額の98100(C)	八四、三八一百万円
(C) - (B)	三、九一三百万円

即ち、国債の含み益は約三九億円程度と見られる。

三、この含み益は三、九一三百万円の

六%は、二三四百万円

三五%は、一、三六九百万円であり、

又昭和二十四年九月末の全銀行の貸出残高五六三、四〇〇百万円の

五%は二八、一七〇百万円(三、九一三百万円十二四、二五七百万円)
三%は一六、九〇二百万円(三、九一三百万円十二、九八九百万円)
一%は五、六三四百万円(三、九一三百万円十一、七二二百万円)である。

四、昭和二十四年上期の全国銀行の

償却前利益	四、一四三百万円	その二〇%は八二八百万円
償却額	二、四三七百万円	
償却後純益	一、七〇五百万円	その二〇%は三四二百万円である。

この表のように、主として国債から生ずる含み益は約三九億円であり、これは全銀行の貸出残高の百分の五を貸倒

準備金とした時、その約一四％に当たり、かつ昭和二四年上期の全国銀行の償却前利益四一億円に匹敵するものといえよう。このことは有価証券含み益が大きかったことを示すもので、これを貸倒準備金に繰り入れるとした前掲資料は、銀行の内部資金の蓄積に大きな貢献をしたといえよう。

以上、銀行の配当政策、貸倒準備金制度の導入、有価証券の含み益の取扱いの三点について大蔵省銀行局の金融行政の考え方を追究してみたが、行政当局は銀行の自己資本の充実、内部資金の蓄積について銀行にかなりの優遇措置をとったとみてよいであろう。それは銀行業が公共性をもつが故に、経営の健全性を維持し、預金者を保護するという責任をもっているからだともいえるが、反面その後の過保護行政という方向への糸口となったことも否めない。こうして、「金融機関の経理に関する法律」は流れたが、金融機関の経理面に対する行政措置は着々と打たれていったのである。

- (1) 大蔵省資料Z五二六一五―一。
- (2) 大蔵省資料Z五二六一五―一五。
- (3) 大蔵省資料Z五二六一六―一四。
- (4) 大蔵省資料Z五二六一九―二三。
- (5) 同前。
- (6) 同前。
- (7) 大蔵省資料Z五二六一八―六。
- (8) 同前。
- (9) 大蔵省資料Z五二六一七―一〇。
- (10) 大蔵省資料Z五二六一八―六。
- (11) 大蔵省資料Z六二〇―三一。
- (12) くわしくは銀行局『銀行局金融年報』第二回、昭和二八年、二二四―二六ページを参照されたい。

- (13) 大蔵省資料Z五二六一八―六。
- (14) 同前。
- (15) 同前。
- (16) 大蔵省銀行局『銀行局金融年報』第二回、昭和二八年、二三―二四ページ。
- (17) 同前、二三―二四ページ。
- (18) 同前、二三―二四ページ。
- (19) くわしくは『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一五巻「国際金融・貿易」一一四―一六ページ参照。
- (20) 銀行局「外国銀行について」(大蔵省資料Z五二六一五―一五)。
- (21) 大蔵省資料Z五二六一五―一四。
- (22) 前掲書、第一五巻「国際金融・貿易」七八―八〇、一一六―二七ページ。
- (23) 大蔵省資料Z五二六一五―一五。
- (24) 『銀行局金融年報』第一回、昭和二七年、一七二―一七三ページ。
- (25) 日本銀行調査局『戦後わが国金融制度の再編成』八八―八九ページ。
- (26) 『協和銀行史』一六九―七六ページ。
- (27) 大蔵省資料Z五二六一七―九。
- (28) 同前。
- (29) 同前。
- (30) 「金融機関経理基準法反対従業員大会の規模」(同前)。
- (31) 銀行局「金融機関の配当問題について」昭和二四年六月二五日(大蔵省資料Z五二六一五―一五)。
- (32) 大蔵省資料Z五二六一八―五。
- (33) 大蔵省資料Z五二六一七―九。
- (34) 同前。これより前、一月一九日付で作成された同題の文書は、「シャープ勧告」の税制改革との関連を指摘しているが、
- (35) 内容はこの文書とはほとんど変わらない。

(36) 当時大蔵省ではアメリカの貸倒準備金と預金保険制度についてかなり深い研究がなされていた。そして両制度のわが国への導入について、預金保険制度よりもその機能をも代行しうる貸倒準備金の限度設置をおこなうべきだとの結論を出していたようである(「貸倒準備金と預金保険制度について」同前)。

(37) 大蔵省資料Z五二六―七―九。

(38) 同前。

(39) 同前。

(40) 同前。

第二節 日本銀行政策委員会の設置

昭和二三年八月一七日、司令部から包括的な金融業法を立案するよう提示をうけ、大蔵省から独立し日銀を含むすべての金融機関を監督する行政委員会Ⅱバンキング・ボード設立の示唆を受けたが、その後銀行局は八月一七日提案のうち、バンキング・ボードおよび「日本銀行法」改正の部分を切り離した「金融業法案要綱」を作成し、二四年の第五国会にこの法案を提出する予定としたが果たせなかった事情は、第二章においてすでに述べた。

ところで、二四年二月一日来日したドッジ使節団は、ドッジの経済安定構想を具体化した昭和二四年度予算を日本側に提示した後、バンキング・ボードに替えて日本銀行にポリシー・ボードを置く構想を提示し、このための「日本銀行法」の改正がおこなわれることになった。

(一) ポリシー・ボード構想の提示

昭和二四年三月二四日、ドッジ使節団のマクデアミッド Orville J. McDiarmid およびディール William W. Diehl は司令部経済科学局のスミス、アリソンほか担当官、大蔵省の渡辺武官房長兼渉外部長ほか担当官、日銀の井上敏夫理事ほか担当者を集め、マクデアミッドから、信用政策の強化が必要で、そのために信用政策を決定するポリシー・ボードの設立について話があった。⁽¹⁾ 同席した渡辺は、後にこの時の事情を次のように記している。⁽²⁾

ドッジ予算の日本側への提示があった直後の昭和二十四年三月二十四日に、ドッジ氏の一行のマクデアミッド、ディール両氏および司令部のスミス氏に会見した。この席には愛知銀行局長、西原銀行課長、日銀の井上理事もいたが、先方から今後の予

算の特色は国債の発行がないことと、見返り資金の設置であるとし、その見返り資金の使用計画は日銀および大蔵省の信用統制の効果と日本の企業合理化計画の効果をもて決定されるのだとの説明があった。そして一方、復金は回収金のみを資源として、通常業務は縮小されるのだから、金融面からの資金の供給は見返り資金の使用計画で調節される仕組みであった。そこで、信用統制の強化が必要であるから、そのための責任のはっきりした機構を作る必要があるというので、政策管理委員会 (Policy Control Board) の設置が提案された。また、国債強制割り当てなどの信用割り当て制度は廃止するという考え方であった。この委員会は政府機関であって、日銀総裁および大蔵大臣は職務柄当然に (ex officio) 委員となり、その他各界の代表を入れることであった。また信用統制の方式はこの機関が考えるが、現行の優先度による方式も一つだが、もっと質的信用統制を加味し、合理化されたものに金を出すことにしてはどうかとの意見が述べられた。これらの考え方はドッジ氏の意見らしく、従来司令部から提案されていた委員会とは異なっていた。なお、司令部案を推進していたケーグル氏は、このころは帰国していなかった。

次いでおこなわれた三月二十八日から四月一三日にかけてのポリシー・ボード関連の司令部交渉経過を渡辺の著書によつてみよう。⁽³⁾

この問題について、三月二十八日も同じような顔触れで会議を開いたが、このときには政策管理委員会は日銀機構の一部として政府機構とはしないことに改められた。また大蔵大臣、日銀総裁は職務柄当然に投票権をもつことにするが、他の委員は五、六名の少数とし、ほかに兼職をもたぬものとしたこととであった。次いで、三月三十日、池田蔵相といっしょにドッジ氏に面会した際、同氏は「自分はこれから日銀総裁に会見するが、日銀の今日の『ボード』は『ボード・オブ・マネージャース』であり、『ボード・オブ・ディレクターズ』でない。そのため総裁のワンマン・ショーになつてしまふ。自分は外部から人を入れて、各方面の利益をじゅうぶん代表した中央銀行にふさわしいものにしたい」との意向を明らかにした。

私は銀行局長といっしょに、三月三十一日もマクディアミッド氏などにあつて日銀改組について協議したが、先方の考え方

は政策委員会を総裁の上におこうとするもので、これには日銀内部に反対があった。四月七日にドッジ氏は一万田総裁に面会したが、それに先立って「政策委員会はぜひ実現したい」とドッジ氏は私に語っていた。この日、大蔵省としてはドッジ氏の考え方の根本方針には異論がない旨をマクディアミッド氏に伝えた。また日銀を政府の一部として政府的権限を与える案も研究され、四月八日アリソン氏と討議したことがあった。

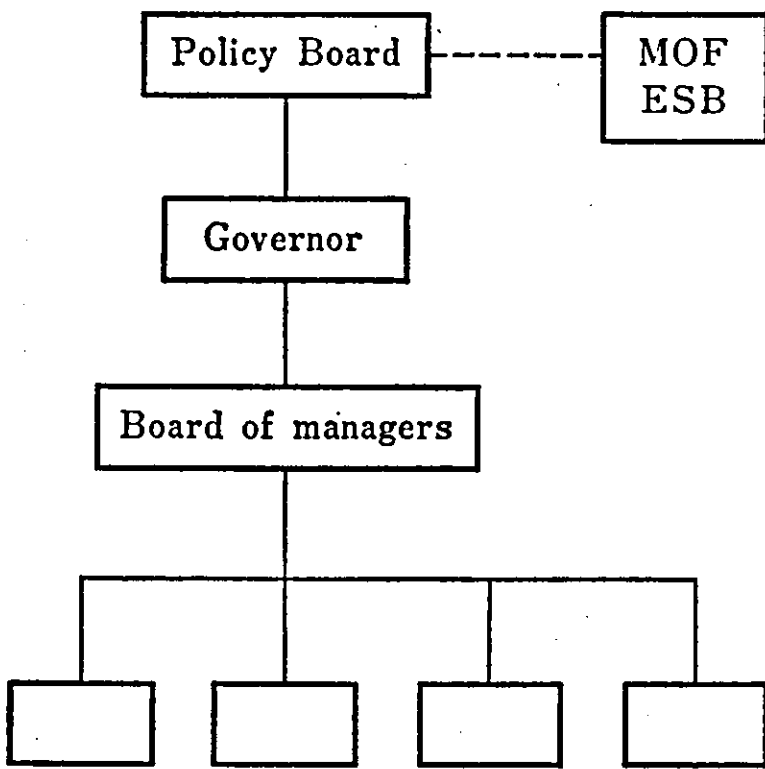
四月十三日には、池田蔵相といっしょにドッジ氏およびリード氏に面会したが、その際、ドッジ氏は日銀改組について、①議長は互選とする、②大蔵省および安本の代表は投票権をもたない連絡のための委員とする、③総裁のほか工業界から一名または二名、外国貿易関係一名、農業関係一名、学識経験者一名または二名でボードを構成し、任期は四年以上とする、④委員会は日銀の一部であり政府の一部ではない、⑤人選についてはその実力と独立性を重んずべきである、との意見を述べた。

三月二十四日、「ポリシー・ボード」の設置の示唆を受けた大蔵省は、三月二十六日には早くも「信用委員会の設置について」⁽⁴⁾という文書を作成し、その後半に「信用委員会法案要綱(案)」を付している。この文書では、信用委員会の設置を必要とする理由として、「経済安定のためディス・インフレーションを確保するためには、金融面すなわち日銀貸出からする信用膨脹を適正に統制する必要がある」、「金融機関の資金を最も有効に使用して極力輸出の振興、生産の増加を図る必要がある」、「財政面、産業面における要請とマッチしつつ合理的な信用統制を行うことが最も必要である」などをあげている。

また、委員会の組織は、大蔵大臣、経済安定本部長官および日銀総裁を職務上当然委員とし、その他金融界はじめ各界代表をいれ、「現行憲法及内閣法で行政権の行使については、いづれかの国務大臣が国会に対して責任を負うことになっている関係上本委員会は大蔵大臣の所轄に属せしめる」として、委員会議長は大蔵大臣としていた。

しかし、前掲渡辺の著書にあるように、三月二十八日の会議でボードは日銀機構の一部とし政府機構としないこと

図 3-1 ポリシー・ボード組織図
(昭和24年3月31日
McDiarmid 提示)



出所：大蔵省資料 Z 526-6-14.

に改められたので、三月二十九日には、「信用政策委員会設置要綱⁽⁵⁾」が作成され、「金融経済その他各界の権威を以て構成する信用政策委員会（仮称）を日本銀行に設置」する案に変更された。この案はさらにドッジ・池田会談等を通じて練り直され、四月一日に「政策委員会設置要綱⁽⁶⁾」となり、これに改訂が加えられて、日本銀行に設置される政策委員会は、「日本銀行の中央銀行としてのファンクション、信用統制その他の基本政策を決定」するものとなった。なお、この間、三月三十一日にマクデアミッドから愛知銀行局長に手渡された日銀政策委員会の図解を掲げて

おこう（図3-1）。

(二) 「日本銀行法の一部を改正する法律」の制定経過

改訂された後の四月一日付「政策委員会設置要綱（案）」は、四月二日付で「日本銀行法の一部改正法律⁽⁸⁾」として起案された。これが同法の当初案で、次いで四月八日案が作成され、この案に池田蔵相の意見が加えられ（経済安定本部の代表を委員に挿入、金融機関の検査をおこない得ることを削除）、九日司令部に提出した。次いで四月一三日、この九日案に若干の字句修正を加え、委員に学識経験者一人を加えた案が起草され、一四日付で翻訳され司令部の検討を経、さらに字句改訂されて四月一六日閣議決定後、法案は、司令部民政局の審査にかけられた⁽⁹⁾。その後四月三〇日、司令部から修正意見が出された。その事情を当時の文書「日本銀行法の一部を改正する法律案中一部修正について」⁽¹⁰⁾は次のように述べている。

日本銀行に政策委員会を設置するための日本銀行法の一部を改正する法律案については、去る四月十六日閣議決定を了し、司令部GSの正式承認を求めるため案文提出中のところ、四月三十日司令部当局から、同法案について、

(一) 政策委員会の所掌事項中に

- (イ) 金融機関の日本銀行預け金についての割合の変更及び
- (ロ) 金融機関の証券業者に対する貸付及び投資並びに貸付の担保の種類、条件及び価額の限度に関する統制の決定及び変更を加え、

(二) 任命委員の罷免事由中「職務上の義務に違反し、その他委員に適しないものと内閣において認めたとき」のうち「その他」を削り、又

(三) 附則に、任命委員の任命を改正法律公布の日から六十日以内に行うべきものとする規定を入れる。

という内容の修正意見を受領したが、右のうち所掌事項に二つを追加するのは、当初から何れは入れる予定であつたものであり、後の二点については特別の問題はなく、何れも当方提出の案に実体的に変更を加えるものではないので、司令部の修正意見を了承することとし、これを形式的に整理して同法案の一部を修正することにしたから御了承相成りたい。

右の修正を加えた法案は、五月六日司令部の承認を経て、同日政府原案として第五国会に提出された。いま、法案の立案当初の四月二日案（A）、四月九日経済科学局へ提出案（B）および五月六日国会に提出された政府原案（C）の三案の主要条項を対比して表示すれば、次のとおりである。

「日本銀行法の一部を改正する法律」三案比較

条	A 四月二日案	B 四月九日案	C 五月六日案
第九 条	第九 条	同上	同上
第九 条 第一項中第四号の次に次の一号を加える			

第十三条ノ八	第十三条ノ七	用ノ統制其ノ他日本銀行ノ業務運営ニ関スル基本的事項ノ決定及変更	用ノ統制ニ関シ他ノ法律ニ依リ政策委員会ニ委任セラレタル事項	律又ハ契約関係ニ依リ政策委員会ニ委任セラレタル信用ノ調整ニ関スル政策事項及金融機関ノ検査
		政策委員会ハ委員 ^① 六人ヲ以テ組織ス 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ 一 日本銀行総裁 二 大蔵省ヲ代表スル者一人 三 金融ニ関シ優レタ経験ト識見ヲ有スル者一人	① 七人 同上 一 同上 二 同上 三 経済安定本部ヲ代表スル者一人 四 A三と同じ	① 七人 同上 一 同上 二 同上 三 同上 四 金融業ニ関シ優レタ経験ト識見ヲ有スル者二人内一人ハ地方銀行ニ関シ経験ト識見ヲ有スル者トシ他ノ一人ハ大都市銀行ニ関シ経験ト識見ヲ有スル者トス 五 B六と同じ 六 Bの五と同じ
		四 産業ニ関シ優レタ経験ト識見ヲ有スル者二人 五 前各号ニ掲グル者ノ他優レタ学識経験ヲ有スル者一人 前項 ^① 第三号乃至第五号ニ掲グル委員ハ兩議院ノ同意ヲ經テ内閣ニ於テ之ヲ命ズ 委員会ニ議長ヲ置ク 議長ハ委員ノ互選ニ依リ之ヲ定ム 議長ハ政策委員会ノ会務ヲ総理シ委員会ヲ代表ス 第十三条ノ四第一項第二号ニ掲グル委員ハ政策委員会ニ於テ議決権ヲ有セズ 政策委員会ノ議決ハ議決権ヲ有スル出席者ノ過半数ヲ以テ決ス 可否同数ノトキハ議長ノ決スル所ニ依ル	①を削除 ① 「第三号」を挿入 ②を削除 同上 同上 同上 ① 「第四号乃至第七号」に改正 同上 同上 同上 議長ハ政策委員会ガ設置セラレ又ハ議長ガ欠ケタル後三十日以内ニ委員ノ互選ニ依リ之ヲ定ム 当該期間中ニ議長ヲ決定セザルトキハ内閣ハ委員中ヨリ議長ヲ指名スベシ 議長ハ政策委員会ノ会務ヲ総理シ之ヲ代表ス Bと同じ	① 「第四号乃至第六号」に改正 ② 削除

第十三条ノ四	用ノ統制其ノ他日本銀行ノ業務運営ニ関スル基本的事項ノ決定及変更	用ノ統制ニ関シ他ノ法律ニ依リ政策委員会ニ委任セラレタル事項	律又ハ契約関係ニ依リ政策委員会ニ委任セラレタル信用ノ調整ニ関スル政策事項及金融機関ノ検査
	政策委員会ハ委員 ^① 六人ヲ以テ組織ス 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ 一 日本銀行総裁 二 大蔵省ヲ代表スル者一人 三 金融ニ関シ優レタ経験ト識見ヲ有スル者一人	① 七人 同上 一 同上 二 同上 三 経済安定本部ヲ代表スル者一人 四 A三と同じ	① 七人 同上 一 同上 二 同上 三 同上 四 金融業ニ関シ優レタ経験ト識見ヲ有スル者二人内一人ハ地方銀行ニ関シ経験ト識見ヲ有スル者トシ他ノ一人ハ大都市銀行ニ関シ経験ト識見ヲ有スル者トス 五 B六と同じ 六 Bの五と同じ
	① 七人 同上 一 同上 二 同上 三 経済安定本部ヲ代表スル者一人 四 A三と同じ	① 七人 同上 一 同上 二 同上 三 同上 四 金融業ニ関シ優レタ経験ト識見ヲ有スル者二人内一人ハ地方銀行ニ関シ経験ト識見ヲ有スル者トシ他ノ一人ハ大都市銀行ニ関シ経験ト識見ヲ有スル者トス 五 B六と同じ 六 Bの五と同じ	① 七人 同上 一 同上 二 同上 三 同上 四 金融業ニ関シ優レタ経験ト識見ヲ有スル者二人内一人ハ地方銀行ニ関シ経験ト識見ヲ有スル者トシ他ノ一人ハ大都市銀行ニ関シ経験ト識見ヲ有スル者トス 五 B六と同じ 六 Bの五と同じ

三案を比較すると、主要な相違は所掌事項（第一三条ノ三）と委員の構成（第一三条ノ四）に改訂が加えられていることである。

まず所掌について四月二日案（A）では、「臨時信用調整法」ないし「臨時信用統制法」を別途成立させ預金準備率およびマージン・リクワイアメントについて規定する予定であり、この件についても日銀政策委の所掌とし（第一三ノ三、第五、六号）、九日案（B）でそれは第七号となったが、閣議決定案では削除された。これに対し司令部の最終審査で再び挿入を要請され、第一三条ノ三第六、七号として復活した。なお、この信用統制はドッジの意向で政策委員会の所掌に加えられたと推定される。渡辺は著書で次のように述べている。

ドッジ氏は、日銀改組のほかに信用統制の方針についても案を作るつもりで、四月二十一日に会ったとき「来週中に考えをまとめたい」といい、「政治インフレの代わりに信用インフレになっては困る」といつていた。しかし結局、この案を作る時間がなく、「日銀の政策委員会で決定すべきことであろう」といつて帰国した。

次に委員会の構成は三案で変化し、最終的には、日銀総裁、大蔵省および経済安定本部代表各一人（以上職務上当然委員）、都市銀行、地方銀行代表各一人、商工業、農業有識者各一人（以上任命委員）となった。また、議長を互選とすること、大蔵省および経済安定本部代表には議決権が与えられないこと、は注目される点であろう。

なお、法案起草に当たって経済安定本部、日本銀行、大蔵省の意向についてまとめた二四年四月八日付文書「政策委員会設置についての問題点⁽¹⁾」を紹介しておこう（以下は五月四日の政府原案における状況を筆者が挿入した）。

一、安本関係

- (一) 委員に安本代表を入れることを希望しているが、ESSは反対である。——希望通りとなった。
- (二) 現在ESSとの間では問題となつてゐるが、通貨発行審議会との関係（最高発行限度の決定及び同審議会の廃止等）が問

題となつてくる危険性はある。

これを本政策委員会に吸収することは安本は反対であり、又日銀総裁も反対である。——吸収せず希望通りとなった。

二、日銀関係

左のことが強く、日銀総裁から要望されている。

- (一) 本委員会の議長は、当然日銀総裁がなること（ESSは反対）——当初案のまま議長は互選となった。
- (二) 本委員会は融資準則の制度、検査その他行政にタッチしないこと即ち純然たる日銀的機能を営む日銀内の総裁の下における機関としたい希望である。——融資準則はタッチしないが、検査は機能の一つとなった。また、総裁の下における機関とはなっていない。

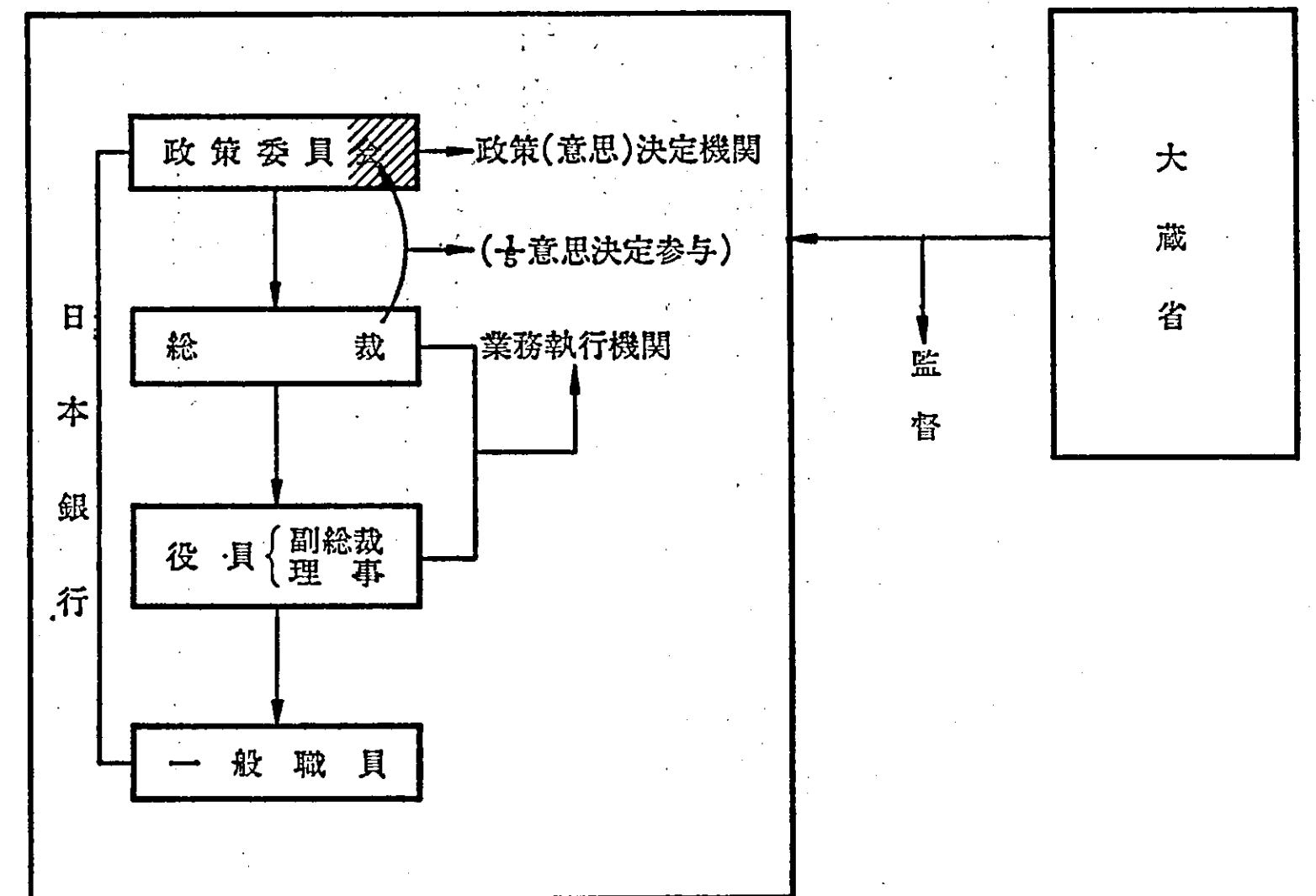
三、大蔵省関係

- (一) 検査及び報告の徴取並に規則制定権
この点について少なくとも大蔵省の権限が排除されないこと。——意向は容れられた。
- (二) 明瞭に政府機関としないこと。——意向は容れられた。
- (三) なお、将来信用統制法を制定する場合には、その提出は大蔵省においてなすべきで、そのうちに此枠を定め、例えば、預金支払準備率の上げ下げの如きを政策委員会に委せるようにしたい。——要望は実現した。

右のようにそれぞれの危惧している問題は、ほぼ解決された（ただし、日本銀行の意向は後に政策委員会の運営の中で実現した）のではなからうか。この点、アメリカの連邦準備制度理事会が中央銀行制度の頂点に立ち、中央銀行の金融政策を決定する中枢機関として機能し、政府部内での中立性を維持しているのと相似ているといえよう。

以上の経過を辿って立案された法案は、五月六日、衆議院に提出され同日ただちに衆議院大蔵委員会に付託され、参議院も予備審査を開始した。⁽¹²⁾五月一三日、一四日の両日には同法案をめぐって衆議院大蔵委員会公聴会がおこなわ

図 3-2 大蔵省と日本銀行との関係



(注) 昭和24年5月10日銀行局作成。
出所：大蔵省資料 Z 526-6-14。

れた後、同月一六日に衆議院大蔵委員会および本会議を通過した。さらに同月二三日には参議院大蔵委員会を通過したが、二八日の参議院本会議に修正案が提出された。修正の趣旨は、任命委員は「内閣ニ於テ之ヲ命ズ」の上に「両議院ノ同意ヲ得テ」を挿入し、これに伴い国会閉会中または衆議院解散中任期が切れた場合、両議院の同意を得、内閣任命まで在任する等の規定を挿入するものであった。参議院はこの修正を可決し衆議院の同意を得て、法案は右の修正を加え五月三〇日第五国会を通過した。かくして二四年六月三日、「日本銀行の一部を改正する法律」は法律第一九一号として公布・即日施行された。

(三) 政策委員会をめぐる大蔵省と日本銀行の関係

銀行局が二四年五月一〇日付で作成した「大蔵省と日本銀行との関係」という文書は、両者の関係を図3-2のように図示し、かつ次のように整理している。⁽¹³⁾

一、従来の監督

- (1) 日銀の目的達成上特に必要ある場合必要な業務の施行、定款の変更其他必要な事項を命ずる。(四三条)
- (2) 業務及財産の状況に関し報告をなさせ、検査其他監督上必要な命令処分をする。(四四条)
- (3) 日銀監理官を置き、業務を監視する。(四五条、四六条)
- (4) 役員の行為の法令、定款、主務大臣の命令に対する違反、公益侵害、及び日銀の目的達成上特に必要な場合、総裁副総裁については内閣、理事監事参与については主務大臣が解任することが出来る。(四七条)
- (5) 銀行券最高発行限度、限外発行の継続、発行保証の充当物件及びその拡張基準割引歩合及貸付歩合、公開市場操作をする債券の種類、定款の変更、内規の変更、業務上の重要決定、役員の兼職、報酬、店舗関係、経費予算、剰余金処分、配当等は、大蔵大臣の認可を要する。

二、今回改正の監督の点

(6) 限外発行税率、銀行券の種類、引換方法、貸借対照表、財産目録の様式、事業報告の時期方法事項は大蔵大臣が決定する。

- (1) 基準割引歩合及基準貸付歩合の認可の廃止(二一条)
- (2) 公開市場操作をする債券の種類⁽¹⁴⁾の認可の廃止(二〇条五号)
- (3) 政策委員会任命委員の罷免権(二三条ノ六)

三、監督の対象

- (1) 日銀の政策決定については、政策委員会全体、但しその発表方法等代表については議長
- (2) 日銀の業務執行については総裁

四、日銀総裁の地位

- (1) 政策委員会の委員として、日銀の政策決定について大蔵大臣の監督を受け、
- (2) 日銀の政策委員会の決定に従い、業務を執行する責任者として大蔵大臣の監督を受け、
- (3) 日銀の職員その他日銀の政策委員会の関しないことについては、直接大蔵大臣の監督を受ける。

五、日銀の最高責任者

- (1) 日銀の政策決定——政策委員会、従つて各委員（委員としての総裁を含む）
- (2) 日銀の業務執行——総裁
- (3) 日銀の職員の任免等——総裁

右の図および大蔵省の監督関係をみても分かるとおり、制度上は大蔵省の日本銀行に対する監督は依然としてなお強かった。それは、日銀内に政策委員会を設置してその部分だけは民主化した¹⁴が、他の部分についての「日本銀行法」の改正はおこなわれず、昭和一七年戦時下に制定された「日本銀行法」がそのまま生きていたことによるものといえよう。

(四) 政策委員会の設置とマーケット・ステートメント

日本銀行政策委員会は、六月一七日任命委員の任命がおこなわれた。すなわち、地方銀行に関し優れた経験と識見を有する者として静岡銀行頭取中山均、大都市銀行に関し経験と識見を有する者として日本興業銀行総裁岸喜二雄、商業及工業に関し経験と識見を有する者として日清紡績株式会社社友宮島清次郎、農業に関し経験と識見を有する者として前農林中央金庫理事長荷見安がそれぞれ委員として任命された。また、大蔵省を代表する者としては大蔵大臣官房勤務舟山正吉、経済安定本部を代表する者として副長官野田信夫がそれぞれ大蔵大臣、経済安定本部長官より指定された。なお、任命委員の任期は、宮島委員四年、岸委員三年、中山委員二年、荷見委員一年であった。

次いで六月一八日の委員の第一回会合が行なわれ、議決権を有する委員の間において互選の結果全員一致をもって一万田日銀総裁が議長に決定した。

経済復興期における経済安定化政策の重要性が大きかったので、政策委員会への期待も大きなものがあつた。この

点を考慮して、司令部経済科学局長マーケットは六月二八日、日銀政策委員長に対してステートメントを発表した。ここでは六月三〇日付の大蔵省文書「日銀政策委員会に対するマーケット・ステートメントの問題点¹⁴」によってその内容の紹介を試みよう。

一、委員会の目的

中央銀行の通貨信用政策を作成指示、監督及び公表すること……凡ての政府機関と全銀行組織との利害を調節し国民経済上最も有利なる如くすること。

二、委員会の組織及び手続に関する規則を至急出すこと……司令部の事前承認を要する。

三、懸案事項を解決すること。

その内主要なものは左の通り。

- (1) 中央銀行の貸付及び再割政策を再検討すること
 - (イ) 事業の景気動向との調整を図り以て経済全体の必要に適合せしめること
 - (ロ) 政府の信用授与との調整を図ること
 - (ハ) 如何なる期間を経過するにせよ政府の実行する直接貸計画（見返資金を含む）との調整を図ること
 - (ニ) 中央銀行の現行の貸付及び再割利率及び預金を受入れる全金融機関の支払う利率を再検討し我国の金融市場と世界金融市場との関係を改善する為、金利全般の構成を調整すること
- (2) 中央銀行と取引先銀行との健全且つ公正な関係を発展せしめること……準備制度の設定を目ざす
- (3) 銀行の貸付の制限等に関する運用上の規則を設け銀行制度を強化すること……預金保険法の制定を可能ならしめよう
- (4) 国債の秩序よく安定せる市場を維持すること……公開市場操作運営の方向
- (5) 中央銀行の金融機関に対する広範な貸付に代り流動的な短期商品及び商業手形市場を活発化し斯かる手形の季節的再割引

及び買入れにより金融をつけること

日銀券の担保が流動的となりその結果として円貨が国際通貨基金に受入れられる通貨となること

(6) 大蔵省の用意する銀行法の改正に付き委員会が勧告案を出し新立法を委員会の政策に合うよう調整すること

四、委員会は経済各界の代表よりなり各界の利害を調整する機能を果たすこと。

此の目的を果す為委員は全責任をとり且互ひに平等の地位にあること。(議長はスポークスマンであり委員会を支配しないこと。)

五、月報の公表

月報を公表し委員会の活動、問題、及び決定を大衆に知らす。

月報の刊行に付いては委員会の組織及び手続に関する規則中に規定する。

このステートメントで、日銀政策委員会は中立性を維持することを前提に、政府との調整を図りつつ、金融政策の運営、とくに政策手段の制度面での整備を含めて政策運営を図っていくことを求められている。この課題を果たすことが日銀政策委員会にとって容易でなかったことはいうまでもない。それは日銀政策委員会が発足後、解決すべき課題として背負うことになったものといえることができる。

(1) McDiarmid, Memorandum of Conversation, 24 Mar. 1949. (「マッシュ・ペーパー」大蔵省資料Z七一―三)。

(2) 渡辺武『占領下の日本財政覚書』二二―一三三ページ。ただし、前掲三月二四日付マクデアミッド・メモによれば、マクデアミッドが Policy Board を現存日銀機構の中に設置するよう述べ、次いで、スミスがポリシー・ボードのメンバーや現存日銀機構との関係について説明し、渡辺から内閣との関係を問われたのに対し、改めて詳細を経済安定本部係官と一緒に話し会々と答えたことになっている。

(3) 同前、二一三―一四ページ。

(4) 大蔵省資料Z五二六―六一四。

(5) 同前。

(6) 同前。

(7) 四月一日案に手書きで加えられた修正。

(8) 大蔵省資料Z五二六―六一四。

(9) 同前。

(10) 同前。

(11) 同前。

(12) 政府による法案の提案理由説明の全文を掲げておく(「第五回国会衆議院大蔵委員会議録」第二六号)。

ただいま提案せられました日本銀行法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

御承知のように昭和二十四年度予算においては、経済九原則に基き実質的な均衡財政が確立されることにより、財政面からするインフレーションは復興金融金庫の関係をも含めまして、完全に除去されることと相成つたのであります。今回は、財政と金融との区分が明確にされたのでありまして、この予算におきましては、財政面から金融機関の資金を新たに必要とするとはなくなつたばかりでなく、既往の復金債の現金償還の実施並びに援助資金による国債の償還ないし買入、又は直接投資も期待されることになつたのであります。経済九原則に基く当面の通貨政策は、デイスインフレーションの確保ということであると思いますが、経済の安定復興をはかるためには、経済、金融一般の情勢に応じ、金融機関の資金を最も有効に使用して、輸出の振興、生産の増加に寄与することを考えなければならぬのでありまして、適時適当なる金融政策が執られることが肝要と存するのであります。

この意味におきましてわが国の中央銀行である日本銀行の占める地位は、極めて重大となつて参つたのでありまして、日本銀行における通貨信用操作の是非いかんは、わが国経済の再建のために、非常に大きな関係を持つこととなつたのであります。

このような点にかんがみ、以上申し上げました要請に応ずるため、今般日本銀行にその最高の政策決定機関として、経済各界の権威をもつて構成される政策委員会を設置して、日本銀行がその中央銀行としての機能、金融の調整を行うに遺憾なからしめることとしたのであります。

以下本法案につきましてその内容を御説明申し上げます。

すでに申し上げましたように政策委員会は、日本銀行の最高の政策決定機関として設置されるのでありますが、その任務は日本銀行の業務の運営、中央銀行としての機能及び他の金融機関との契約関係に関する基本的な通貨信用の調節、その他の金融政策を国民経済の要請に適合するように作成し、指示しまたは監督することに存するのであります。しかして日本銀行の割引及び貸付利率、公開市場操作その他その業務、運営についての基本方針、日本銀行の経理に関する事項、一般金融機関の金利の決定、取引金融機関の日本銀行預け金の割合の変更、一般金融機関の証券業者に対する貸付、投資及び貸付担保に関する事項の決定及び変更、並びに法律又は契約関係により信用調整に関して同委員会に委任される政策事項及び金融機関の検査が、その所掌事項に属するのであります。またこの委員会は金融機関の業況、当該年中においてとつた政策等を、毎年大蔵大臣を通じて国会に報告することとなっております。

この政策委員会は委員七人をもつて組織されるのでありますが、金融業関係で二人、うち一人は地方銀行の、また他の一人は都市大銀行の経験と識見を有するものとし、また商工業関係で一人、農業関係で一人、いずれもすぐれた経験と識見を有する者合計四人のほか、職務上当然の委員として日本銀行総裁、大蔵省を代表する者一人、経済安定本部を代表する者一人、すなわち全部で七人の委員と相なっております。職務上当然に委員となる者以外の委員は内閣において任命せられ、法令により公務に従事する委員とみなされ、その任期は四年で順次に各委員の任期が満了することになっております。またもつばらその職務に従事し、四年未滿で退職した者は、その後二年間は政策委員会によつて監督される金融機関の地位につくことができないこととなっております。大蔵省及び経済安定本部を代表する委員各一人は、政策委員会において議決権を有しないこととなっております。また議長は委員の互選によつて定められ、政策委員会の会務を総理し、これを代表することとなっております。

以上のような機能構成を持つ政策委員会の設置に伴いまして、総裁以下の従来の日本銀行の役職員は、政策委員会の定める方策に従つて、日本銀行の業務を執行することとなり、また日本銀行の基準割引歩合及び基準貸付歩合、日本銀行の売買することのできる債券の種類についての大蔵大臣の認可制は、これを廃止することが適当と認められますので、これらの点等について日本銀行法に所要の改正を加えることとし、また政策委員会が金利に関する事項を掌ることになったのと照応いたしまして、臨時金利調整法に所要の改正を加えることと致した次第であります。

この政策委員会は、経済九原則に伴う財政と金融との分離の確立等、最近の経済情勢の変更に伴う要請に応じて設置され

るものでありまして、最近の金融経済の情勢にかんがみ、この政策委員会が一日も早く設置され、その活動を開始することが、極めて必要とされるのであります。

この法案の緊急性を御了解ください、御審議の上何とぞすみやかに御賛成あらんことを、切望いたす次第であります。

(13) 大蔵省資料Z五二六―六一四。

(14) 大蔵省資料Z五〇六―四。

第三節 「銀行法」改正論議

一 銀行法改正案（第二次）までの動向

金融制度の全般的改正を企図した「金融業法案」が、経済安定を最優先とするドッジ・ラインの下で崩れ、昭和二年六月にいたって、日銀政策委員会のみが制度化されたことは前節で述べたとおりである。日本側としては、経済の安定化がすすむのに伴って、各種金融機関の整備を促す「金融業法」の他の分野の法制化に積極的に取り組むにいたった。たとえば、愛知銀行局長は二四年八月二九日、ロビンソンと会談した際、「私は此の際今後銀行局の行うべき事項の内特に重大であり、且貴方の御意嚮を充分伺っておき度いものに付、一つづつ取上げて討議をしていただき度いと存じます。其の事項名及びそれに関する私の考え方の一端は別紙の通りであります。私は、若し願えるならば、それ等の問題に付て数回の会談を一日おき位に開いていただき度く予め日程をアレンヂしてお呼び出しを得れば極めて幸福に存じます」と記した文書を手交した⁽¹⁾。その別紙は次のとおり。

一、金融関係法規の整備と各種金融機関の役割の明確なる区分の設定

(a) 銀行

(1) 一九四八年八月一七日附「新立法による金融制度の全般的改正」と題する連合軍最高司令部の非公式提案、一九四九年六月二十八日附「日銀政策委員会に対する「ステートメント」等」にあらわれている勧告及びアドバイスに基き、更に新銀

行設立の希望をエンカレヂする必要性からも銀行法を整備する必要がある。

(2) 私としてはその法規の整備は、金融機関の種類に応じ、銀行、信託会社、無尽会社、信用組合等に分ち各金融機関の役割を明示することとしたい。

(3) 私としてはその際銀行の経理基準を律する規定を挿入したいと考えていた。

経理基準の内容としては経常収支の余裕ある均衡、自己資本と外部負債との割合、有価証券及び債権の評価、銷却、滞貸銷却準備制度、法定積立金、配当金等につき規定しようと考えているが適當であるか。又立法化の形式としてはこれだけの単行法とするか或は、銀行法の一部とするか貴見如何。

なお、立法化がおくれる場合この経理基準を通牒で出すことについてはどうか。

(4) 預金準備制及預金保険制に付ては今暫くの余裕をおかれ度いというのが、ポリシーボード等の意見のようだが、此の点はいかが致すべきものと考えられるか。

(5) 銀行法の整備は通常国会（本年末召集）に提案のことにし度い。

(6) 日本勸業銀行法は廃止する。

旧銀行に付ては新に免許を与える。

(7) 貯蓄銀行法を整備する必要があると思われるが、貯蓄銀行制度に対する今後の考え方はどうか。最近では専營貯蓄銀行は経費難に陥り存続し得なかつたが、今後経済が安定するに至れば安全確実な貯蓄機関として考え得るのであるまいか。

(8) 信託銀行に付ては昨年銀行業を免許した経緯があるが、経済安定に伴い、本来の信託に専念するよう勧告し度いと考えらる。

(b) 無尽会社

(i) 貸金業取締法に依り無尽会社の新設に付て申請が相当出て来て居り之に付ては速に遅くも九月末迄に免許すべきものは免許せねばならぬ。

(d) 無尽業法を整備し、銀行とは明確な区別を画し度い。(尤も特殊の場合例えば無尽契約者がその資金を会社に預入する程度は認めねばならぬと思う)

(c) 農林中金

之は系統機関の特殊のものであるから此の制度は残すこととして増資その他の点を修正し度い、又機構を民主化する必要がある。

(d) 商工中金

之も大体農中に準じて考え度いが、市街地信用組合とはその系統及び機能を異にするから、信用組合には別に中央機関の問題を取上げねばならぬ。

(e) 特殊銀行

日本銀行は別とし(之は政策委員会の設置を見たので、他の点で格別修正を急ぐ点はないと思う)北拓法を廃止することは問題ない。

(f) 証券発行会社

この法律は不動産金融のみを行う会社を対象とするが金融債を発行し、長期金融を行う会社を広く包含せしめるべきであるが、具体的には興銀を含めるかどうか。

事業主体は会社とし、資本金は最低一億円、債券発行限度は資本金の二〇倍としたいがどうか。

なお銀行はこの種会社の株主となり得るものとしたいがどうか、業務は現在の興銀の行うことのできる程度のものとするが具体的には事業方法書でそれぞれの会社で業務範囲を決めることとしたいがこのような考え方はどうか。

勸銀についてはその債券業務の部分を新しく設立されるこの種会社に引継ぐこととしたい。

その他特別の考えがあれば御指示願いたい。

(g) 復金

復金は現在法律に規定されてある通り明年一月以降はあらたに資金の融通、債務の引受若しくは保証又は社債の応募若しくは引受をできないことを確認したいと思う。

二、検査制度の徹底的拡充

かねての御指示に依り検査官の量質両面に亘る早期且徹底的拡充に付一層の努力をつづけ度い。此の点に付て、かねて御用意のメモランダムを速に日本政府に対し発出せられ度い。

ここで愛知局長が主張しているのは、①今後は各金融機関ごとに立法化をすすめたい、とくに「銀行法」の整備は通常国会に出したいこと、②経理基準を規定する法律を単独法とするか「銀行法」の一部とするかは今後検討したいこと等である。その他提起されている特殊銀行の改編問題については第四章で、無尽会社等中小金融機関については第五章で対象としてみたい。要するに、「金融業法」として各種金融機関に対する規制を一括して法案にまとめるのではなく、各金融機関毎の単独法として個別に国会に上程しようとするもので、新金融制度の再編成もそれを通じておこなおうという主張であった。このうち本節では「銀行法」の改正問題を中心に検討することとなる。

「銀行法」改正問題に関する論議は他の金融機関に先んじておこなわれた。やはりわが国金融制度の中心に位置していたことによるものであろう。また、当時としてはアメリカの金融制度の長所を取り入れることとなるが、アメリカの各種金融機関を規定する法律の中では国法商業銀行を取り扱った連邦銀行法 Glass-Steagall Act と州法銀行を取り扱った各州の銀行法 General Banking Act の研究、とくに前者の研究が進んでいた。⁽²⁾このことが「銀行法」改正に最初に着手する契機となったことは否めない。

もっとも他の金融機関についてもほとんど同時平行的に作業をすすめ、その法案を国会に提出しようとする動きもみられた。たとえば、大蔵省銀行局の「通常国会提出予定法律案の趣旨」⁽³⁾(昭和二十四年二月二日付)と題する文書

は、通常国会に提出を予定している法律案を次のようにあげ、中小金融機関を除いて、かなりの種類の金融機関に関する法律案を通常国会に提出する意向を示している。

一、銀行法の改正等に関する法律案

昭和二年制定の現行銀行法を全面的に改正、これを近代化し整備して、預金者の保護、銀行の公共性の確保等を目途とし新しい情勢に応じた規定を設け、なお、これに関連して関係諸法律に必要な改廃を加えようとするものである。

二、信託業法の改正に関する法律案

右に掲げた銀行法の改正に照応し、大正十一年制定の信託業法を全面的に改正、近代化するとともに、その業務範囲等について必要な改正を加えようとするものである。

三、不動産金融機関に関する法律案

最近の情勢に応じ債券を発行して不動産金融を行う機関に関する新立法を行おうとするものである。

四、日本勧業銀行法、北海道拓殖銀行法等の廃止等に関する法律案

日本勧業銀行及び北海道拓殖銀行についての特別銀行としての基礎法規である、標記の二特別銀行法及びこれに関連し廃止すべき諸法律を廃止し、これに伴い必要とされるこれら二行の普通銀行化についての規定、経過規定等を設けようとするものである。

五、日本興業銀行法の一部を改正する法律案

右の勸銀法、北拓法の廃止に照応して日本興業銀行の政府的色彩を払拭し、又再建整備後の状況に即応したものならしめるよう標記の改正を行おうとするものである。

六、外国銀行に関する法律案

日本内における外国銀行の最近の状況、今後の動向等にかんがみ、又銀行法の全面改正と照応し、外国銀行に関する法律を

制定しようとするものである。

七、預金保険に関する法律案

預金保険を行う機関を設け、預金保険を行わしめることによつて預金に対する信頼感を増し資金の蓄積に資するとともに、経済の変動時における預金の保険をしようとするものである。

これより先の一一月一日付の銀行局文書「通常国会提出予定法律案件名調」⁽⁴⁾のなかには、このほか民間金融機関だけでも「無尽業法改正法律案」、「協同組合による金融事業法案」、「商工組合中央金庫法中改正法律案」、「農林中央金庫法中改正法律案」も含まれていたもので、その後一一日の段階で上記七法案にしばらくられたのであろう。

しかし、現実に法案作成作業がもっとも早くすすんでいたのは「銀行法」改正案であった。すでに昭和二四年一月一日には「銀行法改正案」⁽⁵⁾ができあがっていたとみられる(別に同年一〇月二二日付の「銀行法改正案」⁽⁶⁾も存在している)。一〇月一日付改正案の目次は次のようであった。

第一章 総 則	(第 一 条—第 二 条)
第二章 営業の免許	(第 三 条—第 十三 条)
第三章 商 号	(第 十四 条—第 十五 条)
第四章 営業所及び連絡事務所	(第 十六 条—第 十九 条)
第五章 資本金及び株主	(第 二十 条—第 二十四 条)
第六章 役員及び職員	(第 二十五 条—第 三十 条)
第七章 業 務	(第 三十一 条—第 三十八 条)
第八章 信用供与の制限	(第 三十九 条—第 四十八 条)
第九章 預金支払準備金	(第 四十九 条—第 五十 条)

第十章 経理	(第五十一条—第五十七条の三)
第十一章 監督及び検査	(第五十八条—第六十一条)
第十二章 合併及び営業の譲渡又は譲受	(第六十二条—第六十九条)
第十三章 業務の停止	(第七十条—第七十四条)
第十四章 銀行業の廃止	(第七十五条—第七十七条)
第十五章 警告	(第七十八条—第八十条)
第十六章 業務停止等の命令	(第八十一条—第八十二条)
第十七章 業務管理	(第八十三条—第九十八条)
第十八章 営業免許の取消	(第九十九条)
第十九章 解散及び清算	(第一百条—第一百八条)
第二十章 雑則	(第一百九条—第一百十三条)
第二十一章 罰則	
附則	

この目次を二一日付改正案のそれと対比すると、第四章が「営業所及び外国銀行とのコルレス契約」となっていること、第一六章が「業務停止命令」となっていること、第二二章に新たに「外国銀行」がつけ加わったこと(したがって罰則が第二二章となっている)などが異なっているにすぎない。

次に「銀行法」の改正の趣旨とその要点について次の文書が当時の考えを明らかにしているので紹介しておこう。⁽⁷⁾

銀行法の改正について(昭二四、一〇、二六)

一、現行の銀行法は、昭和二年に制定され翌三年一月一日から施行されたものであつて、その後昭和十四年及び同十八年に極め

て部分的な改正が加えられただけで大綱には何等の変更なく今日に及んでいる。同法は、本文三十七ヶ条、附則十ヶ条の合計四十七ヶ条から成り、内容は簡潔であるがその運用により銀行行政には特別の支障は見出されず、従つて、今日においてもその改正の絶対的な必要は必ずしも存しないとも言えるのである。

二、ただ、何といつても同法が制定後既に二十数年を経ているため、その間における経済情勢の変化等によつて、改正を加えた方が妥当であると考えられる点も存する。例えば

- (一) 法定の最低資本金は現在原則として百万円、東京又は大阪に営業所を有する銀行については二百万円となつている(法第三三条)が、通貨価値の変化にかんがみこれを引き上げることが適當である。(案第二十條)
 - (二) 預金類似の資金の受入による銀行法の脱法的行為を取り締まる必要がある。(案第三十條)
 - (三) 經常損益の均衡を図る必要がある。(案第四十七條)
 - (四) 業務管理に関する規定を設けた方が適當である。(案第八十一条から第九十五条まで)
- 三、更に、法令の体系、体裁を整備し、銀行に関する法令の理解、運用を容易ならしめるために、改正した方が便宜であると考えられる点も存する。例えば

- (一) 現在銀行法施行細則(大蔵省令)に盛られている手続的な規定を法律の関係部分に取り入れる。(案第七條、第十條、第十五條、第二十條等)
- (二) 実体的には銀行法の一部であつて、種々の事情から別個の法令になつてゐるもの——普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律、外国銀行等の特例に関する勅令その他——の内容を銀行法に取り入れる。(案第三十二條、第三十三條等)
- (三) 独占禁止法、商法等の関係規定を要すれば修正の上取り入れる。(案第二十三條、第二十四條及び第四十二條)

四、以上は、現在の状況において考えられるところであるが、更に司令部の意向、従来の指導方針、米国における立法例等から見て新たに規定を設けることを慫慂されていると考えられるものが存する。例えば

- (一) 監督機関に関する規定を設ける。(案第二条)
- (二) 設立認可の制度を採用する。(案第五条及び第六条)
- (三) 支店以外の従たる営業所又は代理店を有してはならないものとする。(案第十六条)
- (四) 資本金変更の命令を発することがあるべきものとする。(案第二十二条)——昭和二十四年十月十四日附政策委員会宛覚書「国債買入政策」(以下「A覚書」という。)中五(c)参照。
- (五) 役員又は支配人は、他の金融機関、保険会社、証券会社に地位を占め、又は証券業を営んではならないものとする。(案第二十六条)
- (六) 役員又は職員が当該銀行から融資を受けることを制限する。(案第二十八条及び第三十九条)
- (七) 一人に対する信用供与の制限、アフィリエイツに対する信用供与の制限の規定を設ける。(案第三十七条及び第三十八条)——A覚書五(c)及び昭和二十三年八月十七日付非公式提案「新立法による金融制度の全面的改正」(以下「B提案」という。)一(b)参照。
- (八) 右(七)の外信用供与の制限に関する規定を設ける。(案第四十条から第四十四条まで)——A覚書五(c)及び(特にマージン・レクワイヤメントについては)、日本銀行法第十三条ノ三政策委員会の所掌事項中第七号参照。
- (九) 預金支払準備金に関する規定を設ける。(案第四十五条)——A覚書五(b)昭和二十四年六月二十八日付経済科学局長の政策委員会に対するステートメント(以下「Cステートメント」という。)及び日本銀行法第十三条ノ三中第六号参照。
- (十) 大蔵大臣が状況により法定準備金の積立の割合を引き上げることができるものとする。(案第四十八条)——A覚書五(c)参照。

(四) 検査手数料の徴収に関する規定を設ける。(案第五十六条)

五、右のような諸改正は、四(四)の若干金額の検査手数料の賦課が新設される以外は別に銀行経費の増加を来さず、むしろ経常損益の均衡により経費の節減が図られるとも見られるが、別に従来から司令部によつて示唆されている預金保険の制度——A覚

書五(c)、B提案三及びCステートメント参照——は、経費の増加を来し、延いて金利昂騰の方向に作用する虞があるとも考えられ、その採否は慎重考究を要するところである。

こうして第一次銀行法改正案ができたが、この案には若干の問題点も存在していた。すなわち、①大口融資規制の規定は金融機関に大部分の事業資金を依存してきたわが国の実情に合わないこと、②経常損益の均衡を図るため、毎期の経常損失金を経常利益金の大蔵大臣の定める一定割合の範囲内におさめるべきであるとする改正案の規定は、大蔵大臣の定める割合が低過ぎると、銀行に対する経理統制が行過ぎになる懸念が存在すること、などであった。⁽⁸⁾

そこでこれらの点に配慮を加えて、昭和二十四年一二月に銀行局は「新銀行法案(第二次案)⁽⁹⁾」を作成した。その目次は次のとおりである。

第一章 総則	(第一条—第三条)
第二章 営業の免許	(第四条—第十五条)
第三章 商号	(第十六条—第十七条)
第四章 営業所及び外国銀行とのコルレスボンデンス契約	(第十八条—第二十二條)
第五章 資本金及び株主	(第二十三条—第二十七條)
第六章 役員及び職員	(第二十八条—第三十二條)
第七章 業務の範囲	(第三十三条—第五十二條)
第八章 預金支払準備金	(第五十三条)
第九章 経理	(第五十四条—第六十條)
第十章 監督及び検査	(第六十一条—第六十四條)

第十一章 合併及び営業の譲渡又は譲受	(第六十五条—第七十二条)
第十二章 業務の管理	(第七十三条—第八十一条)
第十三章 解散	(第八十二条—第九十条)
第十四章 雑則	(第九十一条)
第十五章 外国銀行	(第九十二条—第一百十一条)
第十六章 罰則	(第一百十二条—第一百十六条)
附則	(第一条—第十六条)

第一次案の目次に比較して、警告、営業免許の取消、清算、銀行業の廃止、信用供与の制限等の項目が落ちたほか変更がない。また、内容的にも、大口融資規制の緩和、株式担保金融の制限、金融機関以外の株式の所有制限、預金支払準備率の法定等相違点は限られたものであった。しかし、この第二次案も国会へ提出されるには至らなかった。それには種々な理由があげられるが、最大のものは経済の安定化に伴って、経済情勢はデフレ化の様相を示し、安定恐慌の声すら聞かれ始め、銀行貸出しの弾力化への要請が高まったことであろう。⁽¹⁰⁾

二 昭和二十五年以降の動向

「銀行法」の改正案(第二次案)の第七国会上程は見送られたが、国会閉会(二十五年五月二日)後一カ月あまり経ると、司令部の通貨金融係の意向として、「銀行法」改正の早期実現と次期通常国会上程の要望が伝えられ、銀行局は二五年中に次のように法案の検討、作成をおこなった。⁽¹¹⁾

- (1) 「銀行及び金融業務等に関する法律案」昭和二十五年七月一日——第三次案という。
- (2) 「銀行法改正案一部修正案」昭和二十五年八月四日——第三次案の修正。
- (3) 「新銀行業法案」昭和二十五年九月五日——第四次案、第三次案のうち、銀行、信託銀行のみを単独法としてまとめたもの。

(4) 「新銀行法試案」昭和二十五年九月一九日——修正第四次案。

(5) 「新銀行法試案」昭和二十五年一〇月二〇日——第五次案、修正第四次案に司令部の意向をおりこんだもの。

こうして修正に修正が加えられた法案も、第一〇国会へ上程に至らず、二六年に入ると司令部側から今後の「銀行法」改正案の取扱いには日本側に委ねるとの意向が伝えられたという。⁽¹²⁾

以上のように、終戦以来検討を重ねられた「銀行法」等の金融業関係法規の全面的改正案は、ついに講和発効までに実現することなく、その後は新たな見地から検討し直すことになった。ただし、この時期に「商法の一部を改正する法律」(昭和二十五年五月一〇日法律第一六七号)が二六年七月一日から施行されることになったので、「銀行法」等の金融関係法との調整が必要となり、関係法律の部分改正が実施された。

すなわち「商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案」は、第一〇国会に上程された。改正の概要を、政府の法律案提案理由説明によってみると、次のとおりである。⁽¹³⁾

昭和二十五年五月成立いたしました商法の一部を改正する法律は、本年七月一日より施行せられることとなっておりますので、これに伴いまして銀行法、貯蓄銀行法、信託業法、担保付社債信託法、無尽業法、銀行等の債券発行等に関する法律及び証券取引法の七法律中、商法を準用している規定その他商法改正に関連する規定を改正するために、本法案を提案いたしました次第であります。ただこの場合、金融機関の特殊性にかんがみ、商法の二、三の規定に特例を設けることといたしましたので、こ

れを御説明いたします。

すなわち、第一点は銀行、無尽会社、信託会社につき無額面株式の発行を認めることは、その資本の金額を不確定にし、金融機関においては望ましくないと考えられますので、その規定の適用を排除いたしました。第二点は銀行、信託会社、無尽会社について改正商法の規定により作成される計算書類の付属明細書の記載事項及び様式は、金融機関が一般事業会社と業態を異にする事情にかんがみ、主務大臣が定めることといたしました。第三点は、銀行及び預金業務を営む無尽会社について株主の会計の帳簿書類の閲覧または謄写に関する規定は、信用機関としての特殊性にかんがみまして、これを適用しないものとしたしました。金融機関については、その事業の公共性にかんがみ、主務官庁の特別の監督を受け、特に厳重な検査が励行されておりますので、右の規定の適用を排除いたしましたしても株主の利益を害するようなことはないと考えます。なお銀行等の債券発行等に関する法律により発行する金融債の発行限度の計算の基礎等となる自己資本の定義につきましては、改正商法の規定により、株式のプレミアム発行差額及び資産の再評価差額等が資本準備金として経理せられるようになりましたので、右の資本準備金が同法の自己資本に算入することができるように改正を加えました。また銀行等が見返り資金による引受によつて発行した優先株式は、主務大臣の定める償却計画に従つて償却することとなつておりますので、この場合の資本減少については、株主総会の特別決議を要しないものとするにといたしました。

右法案は衆議院大蔵委員会において、「相互銀行法」および「信用金庫法」に対しても「銀行法」等と同じく「商法」の改正に伴う改正をおこなうという修正案が可決され、衆参両院ともこの修正を加えて議決された。かくして、昭和二六年六月一五日法律第二四〇号をもって、「銀行法」「貯蓄銀行法」「信託業法」「無尽業法」「担保附社債信託法」「銀行等の債券発行等に関する法律」「証券取引法」「相互銀行法」「信用金庫法」の九法律に改正が加えられ商法施行の日（二六年七月一日）から施行された。

(1) 大蔵省資料Z五二六―五―七（邦文・英文とも）。

- (2) たとえば西原直廉銀行課長の論稿「米国の金融業法」(『財政金融経済弘報』昭和二三年四月一二日号)がある。
- (3) 大蔵省資料Z五二六―五―一五。
- (4) 同前。
- (5) 大蔵省資料Z五二六―六―一六。
- (6) 同前。
- (7) 同前。
- (8) 日本銀行調査局『戦後わが国金融制度の再編成』三二〇ページ。
- (9) 大蔵省資料Z五二六―六―一七。
- (10) 日銀調査局前掲書、三二―二六ページ。
- (11) 同前、三二七―七七ページ。
- (12) この間の事情は、詳しくは前掲書を参照されたい。
- (13) 「第一〇回国会衆議院大蔵委員会議録」第五四号。

第四章 特殊銀行の廃止と長期金融機構の再編成

第一節 特殊銀行の再建整備と長期金融機構の再編成構想

特殊銀行制度の改廃は、わが国の金融制度の民主化のなかでも、もっとも困難をきわめた問題の一つであったといわれる。終戦当時特殊銀行には、横浜正金銀行、日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、台湾銀行、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行の七行が存在していた。このうち台湾、朝鮮、朝鮮殖産の三行は、昭和二〇年九月の司令部覚書で閉鎖機関として閉鎖されるところとなった（第一章第二節参照）。そこで本節では残る四行についてその再編の経過を追ってみよう。

一 横浜正金銀行の東京銀行への改編

横浜正金銀行（以下「正金銀行」と略称することもある）は、戦前わが国の外国為替・金融の専門銀行として活動して

きたが、終戦後二〇年九月の司令部覚書による閉鎖機関には指定されなかったものの、二〇年一〇月半ばごろ、司令部経済科学局財政課長トーマス C. F. Thomas から普通銀行への改組を勧奨され、再編の第一歩を踏み出したという。そこで正金銀行は、第二章で述べたいいわゆる第一次金融制度調査会の審議とも並行して、正金銀行自身で改組の方向を研究模索した結果、形式的な改組、たとえば正金銀行の全額出資による普通銀行の設立といった程度のことでは、司令部は満足するものではないことが明らかになった。⁽¹⁾

かくして、横浜正金銀行は「横浜正金銀行再組織案」を渋沢大蔵大臣に提出し、同伴に関する大蔵省の付帯書を付した文書は、中央終戦連絡事務局を通じて二一年四月一三日付で司令部に送られた。⁽²⁾ これに対する司令部の回答は、約三カ月弱を経た七月二日、次の覚書によって示された。⁽³⁾

横浜正金銀行解散案ノ件（一九四六年七月二日 SCAPIN 一〇四九）

一、一九四六年四月十三日付横浜正金銀行組織案並ニ同伴ニ関スル大蔵省付帯書ニ関スル中央終戦連絡事務局覚書第一七八号ヲ参照スベシ

二、横浜正金銀行再組織ニ関スル提示案ハ原則的ニ之ヲ承認ス、但シ横浜正金銀行ノ解散並ニ新銀行ノ設立ニ際シテハ茲ニ引用セラレタル諸文書ニ定メラレタル条項ノ外下記ノ条項ヲ遵守スベシ

(イ) 新銀行ノ名称ハ日本名タルト外国語翻訳名タルトヲ問ハズ横浜正金銀行ト類似ノ名称タラザルコト

(ロ) 新銀行ノ重役並ニ業務執行役員ハ昭和二十一年一月四日付連合軍司令部ヨリノ日本政府ニ対スル覚書「公職ヨリ望マシカラザル人物追放並ニ排除ノ件」ノ条項ニ該当スル者又ハ一九三七年七月七日以来横浜正金銀行ニ於ケル上記ト同種ノ地位ヲ有シキタル者ナラザルコト

(ハ) 新銀行ノ第一回払込資本金ハ五千万円ヲ下ラザルコト

(ニ) 横浜正金銀行ヨリ新銀行ヘノ資産負債ノ譲渡ハ戦争ニ基キ生ズル事アルベキ一般的求償並ニソノ他国内的諸請求権ニ対ス

ル政府ノ施策方針ガ公表セラレタル後ニ非レバ之ヲ実行スルコトヲ得ズ、但シ連合軍最高司令官ノ事前承認アリタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ、上記政府施策実施ノ結果横浜正金銀行ノ預金者並ニソノ他債権者ノ蒙ルコトアルベキ損失ハ同種類ノソノ他金融機関ノ場合ト同一ノ基準ニヨリ決定セラルベシ

(ホ) 日本政府ハ横浜正金銀行ニ於ケル国内資産ノ新銀行ヘノ分離ガ横浜正金銀行ノ在外資産ヲ以テソノ在外負債ヲ充足シ得ザル場合ニ於テモ横浜正金銀行ノ外国債権者ノ地位ヲ不利ナル地位ニ置カザル事ヲ特ニ保証スル旨上記二ノ(ニ)項ニ述ベラレタル資産負債ノ譲渡実行ニ先ダテ文書ヲ以テ連合軍最高司令部ニ提出スベシ

(ヘ) 横浜正金銀行ノ解散並ニ新銀行ニ対スル国内資産ノ譲渡ハ外国政府並ニ日本ニ於ケルソノ代表者ノ預金、人道的博愛的事業ヲ目的トスル国際的機関ノ預金及ビソノ他一九四五年九月十三日付連合軍最高司令部ヨリ日本政府ニ対スル覚書「連合国並ニ枢軸国財産ノ保護ニ関スル件」ニ従ヒ日本政府ガソノ財産ヲ保全並ニ保護スベシト要求セラレタル者ノ預金ヲ不利ナル地位ニ置カザル如ク実行スベシ

三、横浜正金銀行ハソノ国内資産負債ヲ分離シ、新銀行ニ之ヲ譲渡シタル後同行ハ一九四五年九月三十日付連合軍最高司令部ヨリ日本政府ニ対スル覚書「殖民並ニ外国銀行及ビ特殊戦時機関閉鎖ノ件」ニヨリ閉鎖セラレタル諸機関ニ対シナサレ居ル如ク連合軍最高司令部ノ監督下ニ清算ニ付セラルベシ

四、本覚書ノ実施ノ為横浜正金銀行並ニ大蔵省ハ連合軍最高司令部ノ関係部ト直接ニ折衝スルコトヲ得

さらに司令部は翌七月三日、正金銀行の改組について次のような新聞発表をおこなった。⁽⁴⁾

連合軍司令部新聞発表（昭二一、七、三）

嘗テ世界一流ノ外国貿易金融機関デアリ又日本ノ経済的侵略並ニ海外ニ於ケル軍需物資買入ノ融資ヲ殆ト一手ニ引受ケテキタル横浜正金銀行ノ改組ハ本日連合軍最高司令部ニヨリ認可サレタ。法外ノ大資産ヲ擁シタ此ノ銀行カラ政府色ヲ払拭シタ健全ナル業務ヲ譲受ケ専ラ国内業務ヲ担当スル一般普通銀行ガ組織サレルコトトナラウ。

総司令部経済科学局金融課長ウォルター・ケー・ルカウント氏 (Walter K. LeCount) は現在正金ノ解散及ビ新銀行ノ設立ノ条件ニツキ次ノ如ク語ツタ。

- 1 正金ノ清算ハソノ資産中国内資産並ニ負債ヲ分離シテ新銀行ニ譲渡シタ後ニ之ヲ行フ
- 2 此ノ譲渡ニ当リ外国政府、人道的事業ヲ営ム機関及日本国政府ガソノ財産ヲ保護スル義務ヲ有スル者ノ預金ヲ不利ナル地位ニ置イテハナラナイ
- 3 日本政府ハ新銀行ニ国内資産ヲ分離スルコトガ正金銀行ノ在外資産ヲ以テソノ在外債務ノ充当ニ不足スル場合ニソノ外国債権者ヲ不利ナル地位ニ置カナイヤウ確約シナケレバナラナイ
- 4 新銀行ヘノ営業譲渡ハ司令部ノ許可ヲ要スル
- 5 新銀行ノ第一回払込資本金ハ五千万円ヲ下ラヌ事
- 6 新銀行ノ重役並ニ業務執行役員ハ正金ニ於テ同一ノ地位ニ在ツタモノデアツテハナラナイ。又其ノ人選ハ司令部ノ認可ヲ必要トスル

7 新銀行ノ名称ハ正金ト類似ノ用語ヲ使用シナイコト

ルカウント氏ノ語ル所ニ依レバ正金ハ嘗テ世界ノ重要国ニソノ支店ヲ有シ我ガアメリカニモ数ヶ所ニ支店ガアツタ。日本政府ハ正金以外ノ他ノ銀行ヲ国際金融取引カラ排除シ、同行ヲシテ日本政府ノ経済的侵略機関トシテ使用シテキタ。又同行ハ事実上凡ユル種類ノ軍需物資ノ輸入ニ融資ヲナシテキタ。

戦時中連合国ニ於ケル支店ハ閉鎖サレソノ資産ハ夫々ノ政府ニヨリ凍結サレタ、今ヤ戦争終了シ同行ハ外国並ニ東亜ニアル支店トノ連絡ハ絶タレテ了ツタ、従ツテ日本側デハ同行ノ現在ノ資産ヲ千億円以上ト見積ツテキルガ正確ニ評価スル事ハ殆ド不可能デアルトルカウント氏ハ指摘シテキル。

新銀行ノ設立ハ其ノ株式ノ公募ニヨラナケレバナラヌガ個人、団体ノ何レヲトハズ新銀行株式ノ五%以上ノ株式ヲ持ツ事及二十%ノ正金株ヲ有シタ皇室ガ新銀行ノ株式ヲ所有スル事ハ許サレナイ。

ルカウント氏ハ更ニ正金銀行ノ解散ニ伴フ新銀行ノ誕生ハ「健全金融」ノ線ニ沿フモノデアリ日本ノ一般銀行ノ地位向上ニ寄与スルデアラウト観察シテキル。

また、この間の事情を当時の大蔵省渉外部長木内信胤は次のように回顧している。⁽⁵⁾

ところで、正金銀行の運命も、正金は清算されるかもしれないということになって、私が連絡部長をしていた間におおむねきまったのですが、結果としては、正金の内地ビジネスだけを救おうということになりました。

当時、話の相手方をしたのは、少し遅れてやってきたノーバート・ボグダン (NOBERT BOGDAN) という人物で、非常に優秀な人です。彼はヘンリー・シュレーダーという小さな銀行のパートナーです。彼に正金を救ってくれといって私が注文する。彼はだんだん話しているうちに助けてやろうかという気になる。正金の海外ビジネスは侵略に関係していたんだからいかん。台湾銀行、朝鮮銀行はもちろんいけない。これは侵略の手先だというわけです。内地ビジネスは別に罪はない。だから建物と人間と内地ビジネスを打って一丸として新しい銀行をつくらうということで出来たのが東京銀行です。だから東銀は正金のサクセサーであつたらほんとうはいけないのです、全く別の法人格だといわなければ通らない。ただ事実上はサクセサーということですがね。それをやってくれたのはボグダンさんのほとんど一存です。

正金銀行の解散と新銀行の設立方針は、二一年七月二日付司令部覚書によって確定したが、当時、企業および金融機関に対する再建整備方針は立案中の段階であつたため、新銀行設立の具体的措置は一時見送られた。しかし、再建整備の大綱が明らかになるに伴い、覚書の要件に従う一方で矛盾なく再建整備をおこない得る見通しがつき、正金銀行の新勘定受入機関としての新銀行設立を急ぐことになった。そこで昭和二一年九月一〇日付で、東京銀行設立発起人代表者浜口雄彦の名において大蔵大臣宛に東京銀行営業内免許の申請がなされ、大蔵大臣より同月二〇日付で司令部に東京銀行設立承認の申請が出され、これに対して一〇月一日、「金融機関再建整備法」の両院通過当日に司令部からその承認を受け、翌一二日付で大蔵省から認可が下りたのである。

こうして東京銀行の発足が軌道に乗り、株式募集、創立総会、開業と、具体的手続に入った。すなわち、資本金は総額五〇〇〇万円で、一〇月二一日から一月二〇日までに全額払込みを終わり、一月一七日に創立総会、昭和二年一月一日に正式に創立、同月四日開業という経過を辿った。⁽⁶⁾

以上のように、長い伝統をもった横浜正金銀行は解散し清算されるところとなり、その健全な国内資産を受け継いだ東京銀行が設立され、開業することとなった。しかし、資産の引継ぎは難航した。その事情を略述すれば次のとおりである。⁽⁷⁾

正金銀行は「金融機関経理応急措置法」に従って、八月一日午前零時現在をもって新旧勘定分離をおこなったが、すでにこの時、正金銀行は解散し、新銀行に純国内商業資産を譲渡する方針が定まっていたので、法令の原則には必ずしも従わず、政府貸上金、日本銀行からの海外口座借用等は旧勘定に残置し、新銀行に引き継ぐべき資産負債を新勘定に組み入れた。

次いで翌二年一月の東京銀行発足が決まると、二年一月三〇日現在の正金銀行新勘定残高を新銀行に引き継ぎ、正金銀行はもっぱら残置旧勘定の清算に専念することになった。

しかし、東京銀行の使用している旧正金銀行の建物等は旧勘定に属しており、旧勘定の資産負債は第一章で述べたように「金融機関再建整備法」に基づく評価基準の決定が遅延して、譲渡未完了のまま残存し整理をすすめることができなかった。そこで司令部の方針により、二年六月三〇日、横浜正金銀行は閉鎖機関に指定され、同時に「横浜正金銀行の旧勘定の資産及び負債の整理の特例等に関する政令」(昭和二年六月三〇日政令第一一五号)が公布された。同政令の趣旨を、銀行局作成の「横浜正金銀行の資産の東京銀行への移転について」⁽⁸⁾(昭和二年九月一七日)によってみると次のとおりである。

横浜正金銀行は昭和二年六月三十日閉鎖機関に指定され、正金銀行の旧勘定の資産負債の処理については、金融機関再建整備法第五十八条に基き同日政令第一一五号を以て公布された、これによると、

- (一) 正金の同日午前零時における旧勘定国内資産は東京銀行に移転し、正金を委託者及び受益者とし東京銀行を受託者とする信託財産となるものとする。
- (二) 東京銀行はその信託財産のうち動産及び不動産についてはその評価額につき遅滞なく正金銀行と協議し、大蔵大臣の指定する日(昭和二年九月三十日)までにその認可の申請をしなければならない。
- (三) 大蔵大臣は前項の認可申請のなかつたとき又は認可申請にかかる評価額が著しく不当であると認めるときは、評価の価額を決定するものとする。
- (四) 評価につき大蔵大臣の認可、又は決定があつたときは東京銀行はその認可又は決定された価額を以てその動産、不動産の評価を行はなければならない。
- (五) 東京銀行は評価の行はれた動産、不動産をその評価額を以てその固有財産としなければならない。
- (六) 東京銀行はその固有財産となつた動産、不動産の評価額に相当する債務を正金銀行に対して負担する。その債務は東京銀行の正金に対する借として整理し東銀が正金に対して貸があるときは差引計算する。
- (七) 東銀、正金間の貸借には日歩一銭一厘の利息を付する。
- (八) 動産不動産以外の信託財産は金融機関再建整備法による確定評価基準により評価して、評価額により東京銀行の固有財産とする。以下は(六)及び(七)を準用する。

こうして、二年六月三〇日現在における正金銀行の旧勘定国内資産(大蔵大臣の指定する特殊な資産を除く)は、法定信託譲渡の形で東京銀行に移ることとなった。この信託財産の評価、とくに不動産の評価額の決定は難航したが、評価済みのものから逐次東京銀行の固有財産に編入されることとなり、動産、不動産および仏印軍費貸上金、有価証

券等の編入が終わった。信託財産のうち残された資産については、司令部覚書「横浜正金銀行の解散案」(一九四九年七月二八日SCAPIN一〇四九/一)に基づいて、「横浜正金銀行の旧勘定の資産の整理に関する政令」(昭和二十四年七月三〇日ポツダム政令第二八八号)により処理が決定され、二四年九月一日午前零時において現存する信託財産は信託関係を終了して、東京銀行から正金銀行に再び移転され、閉鎖機関整理委員会の手によって清算されることになり、東京銀行設立から二年八カ月経過して財産の承継が終わった。

二 長期金融機構の再編成構想

——特殊銀行の再建整備——

(一) 司令部方針の提示(昭和二年六月)まで

ここでは長期金融制度について日本側と司令部の考え方の対立を浮彫りにしてみたい。司令部は長期金融制度改革の方向を証券市場を中心とするものにおいていたようである。たとえば、銀行は短期金融をおこなうを本旨とし、長期資金は証券市場で調達すべく、したがって長期金融制度はこの線に沿って改革されるべきである、ということが、当時の司令部の意向であったようである。具体的には特殊銀行の再建整備方針として、二三年六月末、口頭で司令部から伝えられた。銀行局はその司令部指示を、「特殊銀行」(Special Banks)と題する文書にまとめ、六月三〇日付でビープラットおよびロビンソン宛に提出し、司令部の確認をとったうえ、各特殊銀行に通知した。その文書は次のとおり。⁽¹⁰⁾

特殊銀行に関する件

(一) 総司令部の方針として可及的すみやかな機会に特殊銀行制度を廃止することが望ましい。

(二) 現在の特殊銀行は、自己の判断に従い、次のAまたはBのうちいずれかを採らなければならない。

A 純然たる商業銀行ないし普通銀行に改組すること。

(1) 金融債の発行のごとき、特殊銀行としての特権はすべてこれを廃止し、また特殊銀行としての制限もすべてこれを撤廃するものとする。

(2) 改組された銀行をして健全なる基礎のうえに商業銀行業務を行なうことを得しめるよう、支店新設の許可については好意的な考慮を与えるものとする。

ただし、かかる新設が当該銀行の健全なる経理状態を害しないことを条件とする。

B 債券発行会社に改組すること。

(1) 当該会社は一般公衆に売却するために金融債券を発行し、その売上金は一般抵当貸付の目的のためにその会社が使用するものとする。

(2) 普通銀行業務(預金の受入れ、手形の割引、外国ないし内国為替業務)を当該会社は行なうことができない。

(3) 社債引受業務はこれを認めない。

(三) 新しい金融業法の制定が若干遅れる見込みがある場合には、次のごとき単行法を制定することが望ましい。すなわち、たとえば「日本勸業銀行法を廃止する法律」(これにより勸業は普通銀行法による商業銀行に改組される)、または「金融債券発行会社法」(これにより債券売上の権限が認められる)。

これがいわゆる「AオアBの選択」といわれる司令部の方針で、商業銀行か債券発行会社か、いずれを選択するかについては機会均等が与えられているように思えるが、商業銀行への選択は容易であったが、内容が未だ具体化されていない債券発行会社への転換は容易でないことは明らかである。アメリカの銀行に、債券を発行して長期融資をおこなう銀行がなく、日本の債券発行銀行に対する司令部の理解を得ることは困難であった。各特殊銀行の「AオアB

の選択」の経過を述べる前に、それまでの日本側の長期金融構想について述べておこう。

まず、第一次金融制度調査会の企業金融分科会の答申⁽¹¹⁾（昭和二年一月三十一日）は、「今後ニ於テモ債券発行ノ特典ヲ有シ一般金融機関ノ金融ヲ補完スル長期企業金融機関ノ存在ハ之ヲ必要ト認ム」とし、それには、「日本興業銀行及ヒ日本勧業銀行ノ機能ヲ其儘活用スルコトトシ兩行ヲ経済民主化ノ見地ヨリ適當改組シ（根拠法ヲ特別法ニ依ラス發行債券法制定ニ依リ債券発行力ヲ有スル普通銀行化スルコトニ付テモ十分ノ考慮ヲ払フコト）夫々此種企業金融ヲ担当セシムルモノトス」とした。さらに「通常ノ方法ニ依リ他ノ金融機関ヨリ資金ノ供給ヲ受クルコト能ハサルモノニ対シ特殊ノ金融ノ途ヲ拓ク要アルヲ以テ此ノ際復興金融会社ノ如キ政府出資ニ依ル特殊機関ヲ設置此ノ儘特別ノ融資ノミヲ取扱ハシムルコトヲ必要ト認ム」と述べている。次に第二次金融制度調査会の答申⁽¹²⁾（昭和二年一月一日）の長期金融の項は「敗戦下の著しい資本破壊の現状に鑑み、長期固定資本投下が必要であり、且つ一般普通銀行は短期金融機関として専門化しつつある傾向からすれば、一般普通銀行とは別個に、有力な長期産業銀行を設けることを適當とする。その具体的編成については、今後の経済構造、資金計画その他の事情を考慮の上、能率的なものに組織さるべきであるが、行数は最少数に限定することを適當とする。右の長期産業銀行は銀行法に基いて設立されるものとするが、その資金調達手段（例えば債券発行権）及び資金運用面については長期金融機能の遂行に適應する如く規定すること。」とし、短期金融の分野に活動する普通銀行も「長期産業銀行と密接な連絡のもとに、長期産業金融の一部を行うことが出来る。」としている。次いで、暫定措置として承認されている復興金融金庫について、復興金融委員会の構成の民主的組織化、復興金融債券の日銀引受けを極力減少させ、その流動性を確保する等円滑な消化のための措置を考慮することなどが提案された。また、証券業については「証券取引所を速かに再開せしめること。これと同時に証券取引委員会を強化し、実質的活動をなさしめると共に、これが一層の民主化に努力すること。そのため

右委員会と業界との連絡を密ならしめるための措置を講ずること。」および「証券金融の道を講じ、また一定範囲に限って証券担保金融の再開をはかること。」等が答申された。以上のべたように戦争直後二回にわたって設置された金融制度調査会が、いずれも戦前からの伝統である債券発行銀行を長期金融の中心たらしめ、これと新しく資本調達市場として出発する証券市場との二本立てによって、長期金融の円滑化を図ろうとしていることは興味深い。

ところで日本興業銀行は、戦後いち早く新しい金融制度改革の方向を模索した。最初の成果は、昭和二年六月二日の「日本興業銀行ノ改組ニ就テ」⁽¹³⁾である。この案は「日本興業銀行ニ於テハ新旧両勘定ノ分離ニ伴ヒ新勘定ニ属スル平和産業及転換産業ヘノ諸貸付並ニ社債、信託其他ノ長期企業金融業務ヲ繼承シテ正常ナル企業銀行業務ヲ為シ平和産業再建ニ資スル為興銀ヲ改組シテ長期融資投資ノ為ノ新銀行トナスコト」とし、これとともに「他方正常ナラサル企業金融ニシテ平和産業再建ニ必要欠クヘカラサルモノニ付テハ、新銀行ニ併置セラレ一体的ニ運営セラルル復興金融金庫ニ於テ之ヲ為スコトトスル」と構想している。この文書には「日本産業銀行（仮称）設立要綱（案）」が付されており、興銀の第二銀行である日本産業銀行は、①資本金を二億円（うち払込一億円）とし全額民間出資とするが、当面興銀の全額引受けにより設立し、適當な時期に公募も考慮される、②理事の三分の二以上は興銀役員または職員から選任する、③払込資本金の五〇倍を限度とし債券を発行しうる、などがその主要な特徴である。この構想のうち、復興金融金庫は、経過的措施として興銀による復興金融が実施された後独立した金庫として設立されたが、日本産業銀行構想はその後興銀の第二銀行案の主流を占めたようである。翌二年二月三日付で興銀は、前案中債券発行関係についてまとめた「株式会社日本産業銀行ノ発行スル債券等ニ関スル件（試案）」⁽¹⁴⁾を作成している。

一方、第二次金融制度調査会は二年二月一七日の答申⁽¹⁵⁾（金融機関再建整備暫定要領案）に対する答申で、「金融機関再建整備法の適用の結果、資本金の残らない金融機関については第二金融機関の設立を認め」、「特別銀行が銀行法

により第二金融機関を設立する場合には債券発行の特典を与える」としたので、これに対応して「金融機関債券発行特例法」(昭和二年四月一日法律第四七号)が制定され、「金融機関再建整備法」に基づいて事業の全部または一部を譲渡された新金融機関で、旧金融機関が債券発行を認められている場合(興銀を想定している)は債券発行を認めることが規定された。

しかしながら、二三年末金融機関の新旧勘定早期合併方針が決定された際、第一章に既述したように司令部方針として、資本が全額切捨てとなる金融機関も、原則として合併勘定において増資し存続する方針が出されるところに、特殊銀行の再建整備計画は司令部の承認を要することになり、第二銀行設立案は放棄されることになった。

(二) 日本興業銀行、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行の再編成

さて、特殊銀行制度の再編成について、昭和二三年六月に、司令部方針として「特別銀行に関する件」が示され、日本興業銀行、日本勧業銀行(以下「勧銀」と略称することもある)、北海道拓殖銀行(以下「北拓銀」と略称することもある)の三行は普通銀行に転換するか、債券発行会社として債券発行を続けるかの選択を迫られたことについてはすでにふれた(五六四―六五ページ)。しかも当初はその内容が具体化されていなかったもので、各行ともその選択に当たって種々な疑問点をもっていた。まず興銀の質疑事項は、七月五日付で次のようにまとめられている。⁽¹⁶⁾

一、総論的なもの

- (1) 本件に関しては日本政府に対しメモランダムが出るものと解してよいか
- (2) 経済力集中排除法との関係はどうなるのか
- (3) 特銀制度(Special Bank System)とは特銀法自体を云うのか又は特銀の業務内容を云うのか
- (4) 特銀制度は最も早い機会に廃止すると云うがその時期は何時頃を予定しているのか

二、商業銀行又は普通銀行について

- (1) 支店の設置に対する許可の基本方針として如何なるものを考えているのか(支店の数並に地域的の観点よりして)
- (2) mortgage 又は long term loan も出来ると思うが、それに何等かの制限を付せられるようなことがあるか

三、金融債券発行会社について

- (1) 金融債券の発行限度、方法、形式、条件、消化先等についての基準は如何なるものを想定しているか
- (2) mortgage loan の内容は如何なるものか
若し general mortgage loan と読むのが正しいとすればその内容は如何なるものか
- (3) 対日銀及手形交換等の関係に於て銀行と同一の取扱を受けられるものと考えて差支ないか
- (4) mortgage loan 以外の業務として如何なるものが出来るか
- (5) (B) 2 の ordinary banking business とは以下に記載してある業務だけを云うのか、又は単に例示的なものであるのか
- (6) 信託業務の兼営が出来るか

また勧銀の要望事項も同じ七月五日付で次のようにまとめられている。⁽¹⁷⁾

一、普通銀行となつた場合

- (イ) 現在ある債券は、償還期まで据えおかれるか。
- (ロ) 現金償還が困難な場合、一部借換発行が認められるか。
- (ハ) 信託業務及び貯蓄業務の兼営を認められるか。
- (ニ) 店舗の大幅新設及び調整を認められるか。

(註) 希望——新設五十三、廃止十七、差引新設三十六、出張所より支店への昇格十二

二、本措置がスキャップポリシーであるならば、預金銀行とならざるを得ない。右は早急に決定を希望する。

なお農中、商工中金はいかに取り扱われるか。

以後特銀三行のその後の業務方向を決定する司令部折衝が、この問題提起に沿っておこなわれるので、やや詳細にその間の事情を追ってみよう。

まず、大蔵省銀行局は、昭和二三年七月一二日付で、「特別銀行の改組について」⁽¹⁸⁾と題する次の文書を作成している。

特別銀行は、これを速に廃止する。その方法については、北拓、勸銀及び興銀については、左記によるものとする。

一、一般的条件

イ 特別銀行は、その希望により普通銀行化するか若しくは証券発行会社となるか又はその両者に分割改組するものとする。

ロ 右の改組の際に現に存する債券は、その償還日までそのまま据置くものとし、現金の状況により償還日前に買入銷却又は償還するものとする。(特に興銀からは、向う三年間位債券の新規及び借替発行を認められたき旨の希望がある。)

ハ 預金銀行に改組する場合には、概ね八大銀行と同じ程度(八大銀行の一店舗当り職員数は約四十人弱であるからその程度)の支店の増設及び配置転換を認める。

ニ 本改組は、経済力集中排除法によらず金融機関再建整備法によるものとする。

二、預金銀行への改組の方法

A 案

イ 再建整備計画に左の事項を明確ならしめる。

- (1) 増資額
- (2) 改組後の新名称
- (3) 改組後の業務の種類

(4) 債券の新規発行及び借替を行わないこと(経過的に新規発行及び借替発行を認められるときはその旨)

ロ 直ちに増資を行う。但し、増資の目論見書には、右の状況を明言すること。

ハ 次の国会で特銀法を廃止し、その附則において、特銀法廃止の日に存する債券についてはなお従前の規定によるものとし償還日までに償還する旨の規定を設ける。

ニ 整備計画書認可と共に具体的に支店の増設を認める。

(以下略——引用者)

この文書は続けて、預金銀行への改組方法B案(新預金銀行を設立して合併する)、C案(次期国会で特銀法廃止法を制定し、その中に普通銀行への改組をもちこむ)を検討して前掲A案を実際的と推している。この文書で特徴的なことは、債券発行会社への方向については検討されておらず、三行とも預金銀行へ改組することを前提に当面の問題が検討されていることであろう。

次いで七月一七日付で日銀総裁はマーケット経済科学局長宛に、興銀が将来普通銀行になることは妥当だが、資本市場が未発達な現状および興銀の実情からただちにこれをおこなわず、経過的に預金銀行の機能とあわせ、一定の制限下に二カ年を限り興銀債の発行をおこなうようにすべき旨の意見書を提出した。⁽¹⁹⁾ここでも司令部提案を受け、興銀の普銀化を前提にして当面の暫定措置が考慮されている。

この問題に関する司令部側の意向は、七月一九日の会談(スミス、ウォーラーと西原銀行課長、黒川囑託、上林事務官)において、次のように伝えられた。⁽²⁰⁾

(一) 司令部スミス氏から司令部と日銀総裁との会談の結果、特別銀行(勸銀、興銀、北拓の三特銀をいふ。)のオーバーロール・ポリシーが、次のように決定した旨の申入があつた。

イ 日本の資本市場の状況を考慮し、特別銀行が普通銀行又は債券発行会社になることを選択するまでの間は（最長二年間とする。）現状のまま預金の受入及び債券の発行を認める。

ロ 右の期間、特別銀行は、預金に対する資金を、流動的資産に運用する。右については、大蔵省及び日銀において監督する。

ハ 特別銀行が、右のいずれかを選択するまでは、資本増加も、店舗の設置もこれを認めない。

(二) よつて、大蔵省から、北拓については、既に整備計画書において普通銀行になることを表明しているから、大蔵省において右の事情を北拓に通知した上、北拓が従来通り普通銀行化の希望をもっている場合には、直ちに北拓の整備計画書を認可したき旨申入れた。

(三) 右の結果北拓については増資の際のプロスペクタスにおける普通銀行化すべき旨の記載を確認した上、増資を認可することとなった。

(四) なおウオーラー氏から北拓に右の認可を与えた場合は、以後債券の発行は認めない（昭和十八年五月から北拓は債券を発行していない。債券発行高 昭和二十三年三月末、五二、二八一千円）また、既発行の債券については速な機会に、全額これを償還することが希ましいとの意見が述べられた。

(四) 右に対して、大蔵省から、北拓についてはその債券の発行高が僅少であるからその一時全額償還も可能であるけれど、勧興二行については、その額が多いから不可能である旨申述べた。

右のように、この会談では北拓銀が希望してただちに普銀へ転化する場合はこれを認めるとして、他はA、Bの選択を最長二年間猶予し当面は預金受入れと債券発行を認めるという妥協案であったが、この会談記録を司令部に提出すると、七月二三日の会談（アリソン、スミス、ケーグル、ウォーラー、西原課長、黒川嘱託、片桐・上林・岸本事務官）では、これを否定し司令部はこの件につき未決定だといひ、さらに長期金融について注目すべき応答があった。次のとおりである。

(21)
おりである。

一、特別銀行について

イ、日の議事録は、司令部の方針として最終的に決定されたものでない。

ロ、北拓については、議事録記載の通り増資の際のプロスペクタスをみて整備計画を認可する。

ハ、勧銀についても、もし勧銀が北拓と同じように普銀化を決定するならば、北拓と同じ手続まで進めうるように見うけられた。（ケーグル氏は明らかに、それを主張していた。）

ニ、興銀については、未だ全く未決定である。増資についても未決定である。

ホ、日銀からの意見書に対する司令部の回答も決定されていない。本日議論された長期金融の問題も、その決定に役立つであろうとのことであった。

二、長期金融について

当方から長期金融、中小企業金融、住宅金融について問題を提起し、司令部の意見を求めたところ、若干の応答がなされ、更に研究することとなった。

西原 現在長期金融は行き詰っている。長期金融の方法としては、(イ)金融債券(ロ)預金部資金(ハ)日銀からの長期資金による方法が考えられるが、司令部は、いかに考えられるか。金融債券については、金融業法において一定の条件を具えた如何なる金融機関も発行しうるよう規定すべく御審議をお願いした。

ケーグル 金融債券を誰が買うのか。

西原 金融機関も個人も買うであろう。

アリソン 個人の買う分は少いであろう。

スミス (1) それは普通銀行を逆に債券銀行化することか。

(2) 預金の受入と債券の発行を認めることは、預金者を害することにならないか。

西原 (1) 一応はそういうことになる。然し、特別銀行のみに債券の発行を認めるのではなく、一般の金融機関に認めるのであるから従来の制度と異なるわけである。

(2) 現在においては債券のコストが高く、債券が預金を食っていることは認めざるを得ない。だから両者併合する意味もある。債券発行会社は、現在において独立しては収支がとれないと思う。

アリソン 債券発行会社は、利子補給等をやれば、収支がとれるか。

西原 それは経済的に成り立たぬものを政府によつて補助するもので好ましくないと思う。

この会談では、行き詰まっている長期金融を円滑化する方法として、日本側から普通銀行にも金融債の発行を認めるよう要望していることが注目される。

ところで興銀は、七月二八日から八月五日までに改組方針を検討した。それは左のように、七月一九日のスミス提示方針（日銀総裁意見書と同じ）に沿ったものであった。⁽²²⁾

(一) 本行は直ちに実質上普通銀行となるため必要な準備を進め、将来に於ては完全な普通銀行となるが、形式上は日本興業銀行法の廃止後普通銀行となる。

(二) 普通銀行としての健全なる基礎を確立するためには、約二ヶ年の猶予期間を必要とし、その間は法律の定めるところにより、債券発行を継続すると共に、普通銀行として必要な店舗の増設等所要の措置を講ずる。

(三) 店舗は猶予期間中に約四〇店舗を主として大都市内並びにその他主要都市に増設する予定であるが、この増設は本行の総人員の不足、預金経験者の僅少、店舗増設地の確保困難等を考慮するとき、約二ヶ年の日子を要するであろう。

(四) 信託業務を行い、且つ貯蓄銀行業務をも兼営する予定。

これは、司令部内でスミス、ルカウントは了承済みであったと思われる。八月一〇日の会談（スミスと柏木・上林両事務官）記録は次のように述べている。⁽²³⁾

一、興銀の再建整備案（別紙）は、日銀総裁の提出した案と同じラインであつて、ルカウント氏も同意しているから妥当なものと思われる。即ち整備計画書の認可後直ちに増資及び店舗の新設を認める、また整備計画書の認可後も適当な期間は債券の発行を認める。但し、プロスペクタスには、明瞭に、何時まで債券を発行するかを記載すること。

二、特銀に対する司令部の方針は次の三つである。

イ、特銀制度をできるだけ早く廃止すること。

ロ、長期資金の必要性も考慮しドラステイクな方法を採用しないために一定の猶予期間を認めること。

ハ、SCAPINを出さないで日本政府の国内的処理に委せること。

三、特銀についてのメモ、金融業法についてのメモを待たずして、できるだけ早く、整備計画書を提出することが希望しい。

四、勧銀についても興銀と全く同一である。

五、北拓については、名称の点以外は異議がない。名称については

イ、適当な変更を行うこと

ロ、日本政府に委せること

の二案があつて議論しているが、適当な変更が希望しいように考えるし、もし自発的に名称を変更して来るならば直ちに認可しうる。

六、帝銀の解散及び事業譲渡について別途アンタイカルテルに申請する必要があるか否かについては、更にウェルシュ氏に相談しておく。

かくして興銀の整備計画書は前掲の改組方針のもとに七億五〇〇〇万円の増資計画を盛って、日銀、大蔵省の了解のもとに八月二三日提出された。しかしながら、その直前の八月一七日に司令部から「新立法による金融制度の全面改正」の非公式覚書が提示され（第二章第二節参照）、司令部としては事業金融のあり方について方針が未決定である

等の理由で、整備計画書の認可の了承が得られないまま据え置かれた。債券発行と預金受入れの両業務の兼営が司令部の了承を得るに至らなかったのである。

この間、北拓銀については、再建整備によって資本金の九〇％を切り捨てたが、新資本金を三億円とし、「北海道拓殖銀行法」廃止後は普通銀行として存続する旨を明記した整備計画書が八月中に司令部の了承のもとに認可になった。また勧銀については、八月一日、次のような「改編の方針」を添付した整備計画書が提出された。⁽²⁴⁾

一、直ちに実質上普通銀行となるため必要な準備を進め、将来完全な普通銀行となる。日本勧業銀行法の廃止と共に、形式上普通銀行法に基づく銀行となる。

二、債券については昭和二六年以降その発行を行わない。

但し昭和二五年一二月末迄は経過的にその発行を行いたい。

三、上記二項目を増資趣意書に明かにして直ちに増資を行いたい。

四、普通銀行化への転換を進めるために、直ちに店舗配置の変更、店舗の増設並びに出張所の昇格を行い、就中、大都市内店舗の拡充を計りたい。

五、直ちに信託業務並びに貯蓄銀行業務の兼営を行いたい。

右の整備計画書は、九月二日、「債券の発行並に支店の再編成の問題につき検討の必要性のある事は認める処であるが、此の計画書のうち債券発行の特権と支店再編成に関する部分の承認は今回は之を留保する」という条件付きで司令部の了承を得た。⁽²⁵⁾

こうして、A、Bの選択において当初よりAの預金銀行を指向した北拓銀と、当面の債券発行の停止を了承した勧銀の再建整備は早速、計画書どおりすすめられたが、債券発行銀行としての存続を望んだ興銀の再編は暗礁に乗りあげたまま遅延した。興銀は日銀の後援を得て司令部折衝を重ね、ついに二三年十一月五日のマーケット局長・岸興銀

総裁会談において、口頭で次のような了解を得ることができた。⁽²⁶⁾

- (一) 日本興業銀行が長期金融機関として存続することを認める。但し政府の統制は排除すること。
- (二) 増資新株は一〇〇％金融機関によつて持たれる如く努力すること。
- (三) 債券発行により、主として長期金融を行うこと。但し預金は制限すること。
- (四) 年内に増資を完了すること。

そこで興銀は、あらためて次の改組方針を盛った整備計画書を、十一月二日、大蔵大臣に提出した。⁽²⁷⁾

- (一) 当行は従来通り長期事業金融を主たる業務とし、その資金は主として債券発行によるものとする。
- (二) 預金の受入に関しては、取引先のみにつきその融資額を限度として取り扱うものとする。但し次の如き経過的措置をとるものとする。

(A) 自昭和二十四年一月一日至昭和二十四年六月三〇日

昭和二十四年一月一日現在に預金口座を持っているものについては、これを取扱うものとする。此の期間に於ては各融資額を超えない範囲の取引先預金以外は、新規の預金を取扱わない。

(B) 自昭和二十四年七月一日至昭和二十四年二月三十一日

各融資額を超えない範囲の取引先預金以外の預金についてその整理を行う。

- (三) 日本興業銀行法の改廃せられる場合は、将来制定さるべき法律の定めるところに従い上記業務を行う。

この整備計画書は十一月二六日に司令部の了承を得、二七日に大蔵大臣の認可を得て、新資本金五億円の増資を二二月実施し、預金受入先については制限を受けたものの、従来どおりの債券発行銀行として存続することになった。

なお、ここに一般金融機関にも債券発行を認めようという前述の銀行局の意見に対する当時の司令部の反応および債券発行会社設立に関する銀行局の意見を、二三年八月二八日付で銀行局の作成した「特殊金融機関の再編成につい

て問題となるべき事項⁽²⁸⁾」によって付加しておこう。まず「一般金融機関に長期金融債を発行せしめることの可否」については、

- (1) 司令部関係官の意嚮によれば預金の受入を為す金融機関が金融債券を発行することは絶対に反対の模様である。而してその理由を付度するにその主なるものは次の如きものと思われる。
 - イ 預金の受入を為す金融機関が長期金融債券を発行し長期の事業金融等をなすときは、その金融機関が長期の事業金融による危険を負担する惧れあり預金者の保護に欠ける点があること。
 - ロ 企業の長期事業資金等は本来その企業の自己資本によつて調達せられるべきものであつて金融機関からの借入金に依存すべきものではないこと。
 - ハ 金融による企業の支配を極力排除すること。

- (2) 然しながら我が国現在の資本の蓄積状況、資本市場の状況等よりして今日金融機関の金融債券発行を止めさせることは困難であると思われる。即ち

イ 我が国経済は、戦災により殆ど過去の蓄積資本は荒廢に歸し之を戦前又は一定の水準迄に復旧するが為には膨大なる設備復旧資金等を要するものと思われる。

ロ 而して右の設備資金はその一部は復金より供給せられているのであるが、今日金融債券の発行を廃止するときは所謂民間資金による長期事業資金の源泉を失うこととなり、国民経済復興の為重大なる支障を来す惧れがある。

ハ 勿論その一部は増資又は社債の発行により調達出来ると思われるが、我国に於ける資本市場は英米等に於けるが如く発達していず一般国民は直接資本投資に馴れていない為、一朝にしてこの国民の過去の習慣を改め、資本市場の発達を期待することは困難である。

- (3) のみならず司令部に於ては金融機関が預金業務と共に金融債券の発行をなすことは危険だと考えている様であるが、この点

はその金融機関の融資の方法に一定の制限を設け長期の事業資金は金融債券の発行高と睨み合せて之を定めることとすればこの点は除去せられるものと思われる。

また、「債券を発行する投資会社制度を創設することの可否について」は、

- (1) 前述の如く一般金融機関をして金融債券を発行せしめることは我国現在の状況より見て必要であると思われるが、之が司令部の諒解を得ること困難な場合に於ては長期事業資金を供給する為の機関として債券の発行をなす投資会社の如き制度を創設する必要があると思われる。

- (2) 然し乍ら従来勸銀又は興銀が債券発行のコスト高をコストの安い預金資金によりカバーしている状況から考えて債券のみを発行する投資会社の制度が収支ペイするかどうか疑問がある。

と述べている。

- (1) 東京銀行『横浜正金銀行全史』第一巻、一〇八ページ。

- (2) 大蔵省に現存するL〇四二七（大蔵省資料Z六〇一—三）文書は、四六年四月九日付で、大蔵省渉外部長木内信胤から中央終戦連絡事務局経由経済科学局宛の“Reorganization Plan of the Yokohama Specie Bank Limited”と題する文書で、横浜正金銀行を普通銀行に改組し、新銀行は①人員は公職追放者を除き旧銀行から引き継ぎ、②資本金は純普通銀行として、旧株主等から募集する旨を述べ、これに、三月二二日付で荒川正金銀行頭取から渋沢大蔵大臣宛の「横浜正金銀行の再編」および「横浜正金銀行再編案の概要」と題する文書（英文）を付している。なお、L〇四二六号は四月一二日付、L〇四二八号は四月一三日付であるところから、四月一三日付CLO一七一八号に付されていた文書は、この文書かと推定される。

- (3) 大蔵省資料Z五二六—八—三。

- (4) 同前。

- (5) 木内信胤「終戦直後の渉外為替行政」『ファイナンス』昭和四六年一月。

- (6) 東京銀行前掲書、一一〇—一一ページ。

- (7) 主として、閉鎖機関整理委員会『閉鎖機関とその特殊清算』二七〇―七四ページによる。
- (8) 大蔵省資料Z五二六―八一三。
- (9) 同前。
- (10) 原文コピーは大蔵省資料Z五二六―八一三、引用は日本銀行訳（日本銀行調査局『戦後わが国金融制度の再編成』三六―三七ページ）。なお、この文書の最後には「省の代表者に口頭で伝えられたあなたの方の決定を確認する目的で、これは提出された。」との注記がある。
- (11) 大蔵省資料Z五一九―一。
- (12) 大蔵省金融制度調査会『新金融制度の研究』一五―一九ページ。
- (13) 大蔵省資料Z五二六―八一三。
- (14) 同前。
- (15) 金融制度調査会前掲書、二九―九二ページ。
- (16) 大蔵省資料Z五二六―八一三。
- (17) 同前。
- (18) 同前。
- (19) 『日本興業銀行五十年史』七六三ページ。
- (20) 大蔵省資料Z五二六―八一三。
- (21) 同前。
- (22) 『日本興業銀行五十年史』七六四ページ。
- (23) 大蔵省資料Z五二六―八一三。
- (24) 『日本勸業銀行史』七八三ページ。
- (25) 同前。
- (26) 『日本興業銀行五十年史』七六七ページ。
- (27) 同前、七六八―六九ページ。
- (28) 大蔵省資料Z五二六―六一三。

第二節 「銀行等の債券発行等に関する法律」の制定

一 ドッジ・プラン下の長期金融制度と債券発行銀行

特殊銀行の普通銀行への転化は、「金融機関再建整備法」に基づく整備計画書の認可によっておこなわれたが、各特殊銀行法の廃止等の法的措置は、次期通常国会に提案することとしていたことは、すでに前節で述べた。その特殊銀行法の廃止をとりあげた最初の文書として、銀行局は二四年三月七日付で「日本勸業銀行法、北海道拓殖銀行法、日本興業銀行法の廃止について」⁽¹⁾を作成している。そこでは勸銀、北拓銀の各特別法廃止法案を立案しているが、「日本興業銀行法」は廃止できない。それは当面普通銀行で債券発行を認める法的根拠がないためであるとして、次のように述べている。

現在金融機関債券発行特例法（昭和二十二年法律第四十七号）があるが、これは金融機関再建整備法第十五条第一項の規定により新勘定の事業を譲り受けた金融機関についてのみ適用され得るのであつて、日本興業銀行については適用することができない。ただ別に金融業法案においては別紙のように一章を設けて債券発行銀行に関する規定を設けることが考えられているが、これが施行されることとなれば、日本興業銀行法を廃止することが可能となる。

次いで、ドッジ・プランの全貌が明らかとなり、復興金融金庫の貸出停止が指示されると、デイスインフレーション政策の下における長期資金の供給策が検討され、銀行局は普通銀行の金融債発行を認めるようドッジおよび司令部

に要請を繰り返した。

まず、二四年三月三十一日作成の「昭和二十四年度における通貨金融政策について(試案)⁽²⁾」では、金融機関からの設備または長期資金供給諸方策の一つとして、

- (a) 金融債の発行を一定条件を備える銀行に認め且つ金融債の発行限度を資本金の二十倍とする。
- (b) 預金部の資金の一部を金融債及び右の如き緊要企業の社債に運用し得るものとする。

をあげている。そして同じころ「金融機関債券発行特例法の一部を改正する法律」⁽³⁾(四月一日付でドラフトとして英訳)を作成した。この法案の骨子は、①昭和二十二年制定の「金融機関債券発行法」が金融機関の再建整備によって債券発行銀行の資産を引き継いだ第二銀行のために制定された法律であることを改編し、「銀行法」で営業免許を受けた普通銀行に債券発行を認めることを規定する法律とすること、②債券発行銀行は大蔵大臣の認可を必要とし、その際預金受入等に制限を付すること、③債券発行限度を資本金の二〇倍とすること、④附則において特殊銀行の特別法の廃止を規定すること、である。これは、前節で触れたように、前年来の銀行局案の法制化であった。銀行局はドッジ・プラン下で待望されている長期資金供給を金融債発行に求めて、この方向を追求した。四月二五日に「ドッジ公使への要請事項」としてまとめられた「当面の産業資金供給に関する事項」⁽⁴⁾においても、

金融機関の短期資金を長期資金にコンバートする方法として、先に興銀債の発行限度を現在の十倍から二十倍に引上げること
を認められたが、勸業銀行にも差当り資本金の十倍程度でも差支えないから再び勸業債券を発行することを認めてもらいたい。

これは勸銀は債券発行の経験を有し、その募集先は興銀債と違うサークルでもある。又金融機関や預金部が金融債を引受ける
場合選択の余地があった方がよいと思う。

右の他農林中央金庫、商工中央金庫の債券発行限度十倍を二十倍程度に増加する等の措置を講じてもらいたい。

と述べている。

しかし、これらの案はドッジおよび司令部の容れるところとならず、特殊銀行の特別法の廃止法案の国会提出は見送られ、暫定的に「興業債券の発行限度の特例に関する法律案」を第五国会に上程し、同法は二四年五月一九日法律第七九号をもって公布・施行された。同法は「日本興業銀行は、昭和二十五年三月末日まで日本興業銀行法第十二条の規定にかかわらず、払込資本金額の二十倍に相当する金額を限り債券を発行することができる。」というきわめて簡単な法律で銀行局作成の法案の「提案理由説明」⁽⁵⁾は、

従来、日本興業銀行は、払込資本金額の十倍を限り興業債券を発行することができるとなつて居つたが、昭和十二年臨時資金調整法によつて更に百億円の債券発行が認められ、昭和二十三年同法の廃止に伴つて以前の払込資本金額の十倍という限度に復したのである。爾来再建整備後の資本金五億円の十倍即ち五十億円の範囲内で債券を発行し、長期事業資金の需要に応じて来たのであるが、その発行残額も約二十三億円となり次第にその発行余力も少くなり、かたがた上述の如く、特に最近の情勢によつて日本興業銀行の長期産業資金供給能力の拡大が強く要望されるに至つたのである。これがためには資本金の増加も一方法であるが、これにとどまらず発行限度の倍率を引き上げることが必要と認められるのである。

かかる事情から、現在の日本興業銀行法による興業債券の発行限度である払込資本金額の十倍を二十倍にすることとしたのであるがその方法としては、全般的な金融制度について、かねて再検討を要請されてをり、債券発行銀行についての恒久的な制度としては別途考究する必要があるので、取りあへずの措置として、暫定的に昭和二十五年三月までの期間を限つて興業銀行の債券発行限度を二十倍とする内容の単行法を制定することとした。

と、恒久的な債券発行銀行の必要を説いている。

なお、参考までに昭和二四年六月末における金融債の発行状況を示す表を紹介しよう。⁽⁶⁾

金融債券発行高調（昭二四、七、一二）

（単位百万円）

	発行限度	資本金又は出資金	発行限度額	六月末発行高	発行余力	備考
興業債券	払込資本金 額の二十倍	(一、五〇〇〇)	(二〇、〇〇〇〇)	四、九〇六	(二五、〇〇九四)	
勸業 "	" 二十倍	一、〇〇〇〇 (七五〇〇)	(二〇、〇〇〇〇) (二五、〇〇〇〇)	四、一〇七	(一五、八九三三) (二〇、八九三三)	現在発行は 停止中であ る。
農林 "	" 十倍	四〇〇	四、〇〇〇	二、〇九〇	一、九一〇	
商工 "	" 十倍	一五〇	一、五〇〇	五八	一、四四二	

（備考）

- (1) 興業債券の括弧内は、現在予定されている増資後のものを示す。
(2) 勸業債券の括弧内は、現在計画中の勸銀債発行制度が実現した場合のものを示す。

二 不動産金融機関設立構想

昭和二四年六月一八日、日銀政策委員会が発足すると銀行局は、六月二〇日「金融に関する当面の若干の懸案事項」において、司令部折衝の行き悩み状況にある事項について日銀政策委員会の支援を得たいとしているが、そのうちの一事項に「勸銀債発行について」をあげ、次のように記している。

長期資金の供給力を拡充する見地から、従来金融債の発行と長期融資に関して深い経験を有する日本勸業銀行をして銀行債を発行せしめることといたしたいと考えているが、関係方面では、同行の増資等を前提として考究中の模様で未だ結論に達してい

ない。

尚本件に付ては国内的にも興銀、市中銀行との権衡を如何にするかの問題がある。

この点については、さらに六月二七日付で「勸銀債の発行について」⁽⁸⁾および「勸銀債発行についての日銀政策委員会『リコメンデーション』案」⁽⁹⁾の二文書が作成され、それと構想を同じくした次に紹介する方策が、七月二八日日銀政策委員会において決定された。⁽¹⁰⁾

当面の不動産金融打開の方策に関する意見書（昭和二四年七月二八日日本銀行政策委員会決定）

一、中小金融、農林水産業金融、住宅資金金融等の緊要性に鑑み之が融資の円滑化は刻下の急務であるが本委員会としては左の理由によりこの際不動産金融の円滑化を図ることが之等資金の疎通を確保するために必要にして且最も実効を挙げ得るものと認める。

即ち（中略——引用者）

二、不動産金融は融資の特殊性並に資金の長期性を要するを以つて本委員会としては特定の金融機関に債券発行を認め、かかる融資を担当せしめることが必要且適当と考えるものであるが、上記の如き特殊な長期資金の疎通にはこの際かかる金融機関が不可欠と認めるものである。

三、従来かかる不動産金融は主として勸銀が担当し来つたのであるが、同行は最近に於いては商業銀行としての建前から債券の発行を認められておらない現状である。本委員会としてはかかる不動産金融を担当する金融機関は現状に於いては勸銀をして之に当らしめることがそのスタッフ並に過去に於ける経験を活用せしめる上から最も適当であり且最も実効を挙げ得るものと認められる。

四、債券発行は前記の如き特殊の必要に基き之を認めるものであるから、この際特に左記条件の下に債券発行を認めることとする。

1 債券発行収入金の運用は左のものに制限する。

- (1) 中小企業に対する長期事業資金の融通、但し一件当りの融通金額は二百万円以下とする。
- (2) 農林及び水産業に対する長期金融
- (3) 建物特に住宅建設に対する金融

2 債券発行額の制限

- (1) 本件債券発行は前記の如き特殊の必要に基き、暫定的に勧銀に対し認めるものであるから、将来金融業法により同行が預金銀行となつた暁には、その債券発行の認否等は同法の規定によることは当然である。

- (2) 現在の資本金一、〇〇〇百万円中七五〇百万円を預金関係資本金引当として留保し、二五〇百万円を債券関係資本金とし、債券発行限度はその二十倍とすること。

右の基準による限度を超えて債券を発行する為には、右基準に合致する様増資をしなければならないこと。

右の決定は八月五日付覚書として日銀政策委員会から経済科学局に提出されたが、八月一七日、「暫定的方策としての勧業債券の発行⁽¹⁾」と題する回答が、マーケット局長名で出されている。その主要部分を紹介すれば、次のように述べられている。

三、これ（日銀政策委の方策——引用者）に関しては、財政金融部は、勧業銀行がその好むところに従つて債券を発行する銀行よりも商業銀行となる途を選んだという事実に思を致すのである。過ぐる年の間あらゆる計画はこの目的即ち預金業務の拡大及び債券を発行しないということに向けられて来た。然しながら勧業銀行がそれによつて特別銀行として組織されている法律を廃止することによつてこの銀行を普通銀行として再構成するような措置は何ら執られていないのである。

四、財政金融部にとつては、上述の諸目的のために暫定的方策として勧業債券の発行を許したいという委員会の希望は矛盾していると思われる。何となれば不動産金融というものは本来一時的な金融ではないからである。

五、預金銀行の第一の責任はその預金者と株主に対するものであることは、言うまでもない。

現行日本商法の下においては、もしもある銀行が同時に預金を受け入れ且つ債券を発行する特権を与えられるならば、預金者と株主の利益は甚だしく害されるかも知れないのである。商法（第三百三十四条）は、社債保有者が預金者に比し優先権を行使し得るような方途を規定している。

六、長期資金の調達を容易にする必要性は財政金融部によつて十分認識され考究されているところである。この一般的計画の一部として、農林中央金庫に関する特別法を改正することが目下懸案となつている。これは、その債券発行限度を資本金の二十倍に引き上げ同時に資本金を四億円から八億円に増加しようとするものである。これによつて農林水産業に対し適当に融資が行われると信ぜられる。当面の方策として農林中央金庫は、差し当り現行法の下において約二十億円の債券増発をすることができる。

七、従つて、参照覚書に含まれている要求に対しては好意的な考慮をすることはできない。政策委員会は、本件に関しては、短期金融と長期金融を分離することの最も策を得たものであることを念頭に置いて事に当るべきである。

以上のように、勧業債券発行による不動産金融の拡充は、長短金融の分離という立場から完全に否定されたが、その二日後の八月一九日の司令部との会談（経済科学局財政課のヘンリー J. Henry と愛知銀行局長、福田銀行課長）で債券発行会社を設立して不動産金融をおこなわせることが望ましい旨の司令部方針が伝えられた。「会談要旨⁽¹²⁾」は次のように記している。

（問）「勧銀の処置についてどう考えるか」

（答）「現在の勧銀は、銀行法によつて免許を受けた普通銀行になるべきであり、名称は必ずしも変更の要はないかも知れない。不動産金融の部門については別に（Financial Corporation Law）又は（Lending Institution Law）といったような一般的な基準の法律を制定しこれによつて預金を受け入れず従つて銀行でない会社の設立を免許し債券を発行せしめて不動産金融を

行わせることが望ましい。この法律は、単に一つだけの特別な機関のためのものでなく、これに基いていくつかの会社が出来うるようにすべきである」

(問) 「現在の勧銀を二つに分け預金関係業務は普通銀行を設立して引き継ぎ、債券関係業務は現在の勧銀法に所要の修正をして不動産金融を担当させることにしては如何」

(答) 「それは望ましくない」

(問) 「農林中金は直ちに二十億円までの債券を発行してよいのか」

(答) 「実行してよろしい。但し、農林省にも話しておいたようにこの債券は日銀預金部は勿論一般金融機関に引き受けさせることは厳禁され、主として農民によつて消化されなければならないことを承知しておいてほしい」

司令部案は前節でとりあげた二三年六月末の司令部の特殊銀行再編案(いわゆる「AオアBの選択」)のBの債券発行会社構想の再版であった。銀行局は司令部の意向を受けて、「金融債券発行会社法案」の検討に入り、九月三〇日、次のような要綱を作成している。⁽¹³⁾

金融債券発行会社法(仮称)案要綱(昭二四、九、三〇)

工業金融、不動産金融その他の長期金融を専らその職能とする機関として金融債券発行会社制度を創設するものとする。

一、営業の免許

(一) 金融債券発行業は、大蔵大臣の免許(会社設立の認可を含む。)を受けなければこれを営むことができない。

(二) 金融債券発行業は、株式会社でなければこれを営むことができない。

二、商号

(一) 金融債券発行会社は、その商号中に「金融債券発行」という文字を用いなければならない。

(二) 金融債券発行会社でないものは、その商号中に金融債券発行業者であることを示すような文字を用いてはならない。

(三) 商号の変更は、大蔵大臣の認可を要する。

三、営業所(省略——引用者)

四、資本金及び株主

(一) 金融債券発行会社の資本金は一億円以上でなければならない。

(二) 資本金の変更は、大蔵大臣の認可を要する。

(三) 銀行その他の金融機関は金融債券発行会社の株主となることができる。但し、同一金融機関の所有する金融債券発行会社の株式は、その総数の百分の十をこえてはならない。

五、金融債券の発行

(一) 金融債券発行会社は資本金額の二十倍を限つて金融債券を発行することができる。但し、借換の場合には一時本文の制限をこえて金融債券を発行することができる。

(二) 金融債券発行会社は、債券を発行しようとするときは、その都度大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(三) 金融債券は割引の方法をもつて発行することができる。小額の金融債券については売出の方法によることができる。

(四) 金融債券の利子は、毎年二回以上これを支払わなければならない。

(五) 金融債券発行会社は大蔵大臣の認可を受けて金融債券の買入消却をすることができる。

(六) 金融債券の元金は、発行の年から三十年以内に抽せんをもつて償還しなければならない。

(七) 第二種の金融債券発行会社は、金融債券を償還する場合には割増金を賦与することができる。

(八) 商法の規定の排除、時効の特例その他必要な規定を設ける。

六、業務

(一) 金融債券発行会社は、第一種及び第二種の二種に区分し、金融債券の発行の外左の業務を営むものとする。

(1) 第一種金融債券発行会社

- (イ) 担保を徴して行う事業設備の新設、拡張又は改良に必要な資金の融通
- (ロ) 担保を徴して行う各事業の運転資金の融通、但し融通期限一年を超えるものに限る。
- (ハ) 社債の前貸
- (ニ) 社債又は株式の保有
- (2) 第二種金融債券発行会社

- (イ) 不動産（法律の規定により設定した財団、船舶、鉱業及び漁業権を含む。）を抵当とする資金の融通でなお財団を担保とする融資には抵当権設定前であつても財団設定の確実な場合にこれを見返りとする融資を含むものとする。
- (ロ) 抵当権附債権（抵当証券を含む。）を質とする資金の融通
- (ハ) 抵当証券の売買

- (ニ) 担保を徴せずして行う都道府県、市町村その他法律によつて組織された公共団体又は各種組合若しくはその連合会（土地改良区又は土地改良区連合を含む。）に対する資金の融通

- (ホ) 担保を徴せずして行う公益事業を営む者であつて大蔵大臣の指定するものに対する資金の融通

（七十一、省略——引用者）

（備考）

- (一) 日本勧業銀行法、北海道拓殖銀行法及び日本興業銀行法は廃止する。
- (二) 日本興業銀行は、概ね現状のまま、この法律による第一種の金融債券発行会社となるものとする。
- (三) 日本勧業銀行は、預金関係業務をもつて銀行法により営業の免許を受けた普通銀行となり、現在の債券業務の部分を分離して、この金融債券発行会社を設立し、この法律により免許を受けるものとする。
- (四) 北海道拓殖銀行は、銀行法による普通銀行となるものとする。なお、債券業務の部分は、右(三)の後段の会社に統合することを考慮する。

右の案による金融債券発行会社は、融資額の範囲までという条件付きで付随業務の一つとして預金業務が可能であるが、金融債を発行して長期資金を調達する長期金融専門機関であり、第一種は事業金融を、第二種は不動産金融をおこなうこととなっており、興銀は第一種に、勧銀はその長期部門を分離して別会社を設立して第二種となるという案が想定されている。戦前の興銀、勧銀が民間金融機関という衣装をまとうて再登場したようにもみえ、きわめて興味深い。

しかし、この「金融債券発行会社法案」に対しては、興銀から強い反対意見が出された。興銀はこの反対意見を、「特銀制度廃止と日本興業銀行」⁽¹⁴⁾（二十四年一〇月五日付）と「金融債券発行会社（仮称）法案要綱に対する疑義」⁽¹⁵⁾（同月一三日付）の二つの文書にまとめて大蔵省銀行局に提出した。前者によれば反対の理由は、①普銀および信託会社のある方に対する新しい規定、すなわち新「銀行法」の制定なしに、「極めて特異の債券発行による長期産業金融機関に関する一般法を制定することは、金融機関の如き恒久性ある制度については、極めて不適当」であること、②現状では興銀債の発行期限最長三カ年に過ぎず、それも復金債・国債の日銀オペレーション政策によってようやく消化する状況で、長、中、短期金融制度全般の理想的体制の早期実現は至難で、制度の制定は時機尚早であることを述べた後、第二種の不動産金融機関と同一の法規で規制すべきでない理由について、次のように述べている。

巷間、住宅其の他の不動産による担保本位の長期金融機関の必要性に関連し、その資金調達方式が同じく債券であるとの一点を以て、斯種金融機関と興銀の如き長期産業金融機関を同一法規を以て規制すべしとの論をなすものがあるが、之は左記の理由により極めて不当な措置と断ぜざるを得ない。

- (イ) かゝる一般法の制定は金融制度全般の構想の決定なくしては全きを期し難いこと。
- (ロ) 融資機能及び経営内容の相異

興銀の如き長期産業金融機関の融資対象は企業に限定せられ、その融通金は普通銀行の夫れと相互補完して企業資金を形成する。従つて、それは一般金融界のみならず、更に証券市場とも密接なる関係を有し（融通金の社債、株式への振替、担保付社債信託業務）総じてその経営は普通銀行と同一性多く経済界の推移に即応して極めて動的に行われねばならない。その営業活動及び經理等に関する規制の如きは普通銀行の夫れの一変形として即ち普通銀行法を基礎とする特例法として取扱われるのが適當である。

之に対し担保本位の長期金融機関は担保関係より業務分野も局限せられ運用資金も長期産業資金に比し可成長期に亘り経営内容も静的色彩の濃いものである。且つ担保本位のため、融通金と担保物件の評価額との比率に一定の法的規制を設けざるときは貸倒の惧多く到底信用を維持して長期資金を調達することは望み難いと思われる。

債券発行会社案については、興銀は右のように反対であり、一方、再建整備で預金銀行を選んだ勧銀もまた、債券発行を主たる源泉とする不動産銀行に転換する意志をもっていなかった。⁽¹⁶⁾そこで銀行局および日銀政策委員会は、不動産金融疎通のために勧銀以外の不動産金融機関を別途設立する方向を検討することになった。二四年一月に銀行局が作成した「長期及中期金融機構の整備について」⁽¹⁷⁾は、整備の必要性として、①市中銀行の商業銀行化、②証券市場の狭小安定をあげ、「長期及中期金融機構の構想」を次のように述べている。

この対策としては、やはり金融債券の発行による長期或は中期資金の調達という日本人の習熟している資金調達様式を認めてもらうのが、最も適當であると考える。その際、

(イ) 債券発行は、長中期事業資金の供給、不動産金融等を目的として夫々専門の金融機関を設立する必要があるが、日本興業銀行について、従来の重役の政府任免等の政治色を一切払拭して長中期事業資金の供給を行う銀行とする他、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行が商業銀行となることに伴い別途不動産金融銀行を設立すること、農林中金及び商工中金に債券発行を認めて農林漁業及び中小事業に対する長中期の資金を供給することとしたい。

(ロ) 右、金融債券の消化先についても、吾国の資金蓄積の零細性について特別の配慮を要するのであつて、その一部を市中銀行或は預金部資金を以て買取らしめることが必要であると認められる。

(ハ) 日本銀行の国債買入、見返資金による国債償還の進捗に伴つて市中銀行の資金の流動性保持のため、国債に代るべき適當な投資証券が必要となるが、金融債券中確実と認められるものを日本銀行貸出の適格担保とすることによつて、この要請にも適合し得るものと認められる。

この不動産金融に当たる銀行に関する一般的法規について、銀行局は二四年一月二四日付で次のような要綱を作成している⁽¹⁸⁾（抄録）。

不動産銀行法案要綱（銀、二四、一一、二四）

事業の改良、發達又は住宅の建設のために必要な長期資金の供給を円滑にし、経済の復興を促進するため健全な不動産金融業の育成をはかるため、不動産銀行制度を創設するものとする。

- 一、營業の免許（略——株式会社とし大蔵大臣認可。引用者）
- 二、商号（略——「不動産銀行」を名称に必ず使用。引用者）
- 三、營業所（略——引用者）
- 四、資本金及び株主

- (一) 不動産銀行の資本金は、一億円以上でなければならない。
- (二) 資本金の変更は、大蔵大臣の認可を要する。
- (三) 銀行その他の金融機関は、不動産銀行の株主となることができる。

五、債券の発行

- (一) 不動産銀行は、資本金額の三十倍を限つて債券を発行することができる。但し、債券のうち、住宅建設資金に充てるもの

- (住宅債券という。以下同じ)は、資本金額の二十倍をこえて発行することができない。
 - (二) 不動産銀行は、債券を発行しようとするときは、その都度大蔵大臣の認可を受けなければならない。
 - (三) 債券は、割引の方法をもつて発行することができる。小額の債券については売出の方法によることができる。
 - (四) 債券の利子は、毎年二回以上これを支払わなければならない。
 - (五) 債券の元金は、発行の時から五年経過後二十五年以内に償還しなければならない。
- 住宅債券の元金の償還については、住宅債券の発行により調達した資金によつて融通した住宅建設資金の元利金の償還金をもつて行うものとする。

(六) 商法の規定の排除、時効の特例その他必要な規定を設ける。

六、業務

(一) 不動産銀行は、左の業務を営むものとする。

イ、不動産(法令によつて設定した財団、鉱業権及び漁業権を含む。)を抵当とする事業の改良、発達又は住宅の建設のための資金の融通

ロ、抵当権附債券(抵当証券を含む。)を質とする資金の融通

ハ、抵当証券の売買

ニ、担保を徴せずして行う都道府県、市町村その他法律によつて組織された公共団体又は各種組合若しくはその連合会(土地改良区又は土地改良区連合を含む。)に対する資金の融通

ホ、担保を徴せずして行う公益事業を営む者であつて大蔵大臣の指定する者に対する資金の融通

(二) 不動産銀行は、前項の外、左の業務を営むことができる。

イ、国債、地方債、社債の保有

ロ、為替取引

ハ、不動産の鑑定、評価及び不動産の売買、その売買又は貸借の媒介

ニ、保護預り、債務の保証その不動産銀行の業務に付随する業務

(三) 不動産銀行は、債券の発行及び右(一)に掲げる業務以外の業務を営んではならない。

(四) 不動産銀行は、事業方法書を定め、これにその営む業務の内容及び方法を記載して、営業免許申請の際大蔵大臣に提出するものとし、又その変更は大蔵大臣の認可を要する。

(以下略——引用者)

また、日銀事務当局も、銀行局と連絡し十一月二六日付で「新不動産銀行の概略の構想⁽¹⁹⁾」を作成しているが、これは資本金五億円を金融機関の出資および一般公募によつて集め、新不動産銀行を設立し資本金の三〇倍の債券発行を認めようという案で、十一月二八日の日銀政策委員会に付議されたが、結論に至らずなお研究を継続することとなつた。⁽²⁰⁾ この問題に対する司令部意見は十一月二九日大蔵省にもたらされた。それは次のようであつた。⁽²¹⁾

(イ) 財政と金融の分離の建前から、財政資金による新不動産金融機関の債券引受の方式は不可であつて、当該資金の貸出リスクは政府が負うべき旨並びに

(ロ) 当該資金の放出経路を金融機関に限定するは不可なる旨がハッキリした

次いで十二月七日の政策委員会席上、日銀当局が司令部のロビンソン個人の意見を次のように確かめた旨報告があつた。⁽²²⁾

(イ) 銀行のみの出資によつて金融機関を設立することはESSとしては反対なきも、アンタイ・トラストは反対するのであるう。

(ロ) 五十億の住宅基金は政府自らの責任に於て貸付を決定すべきであり、銀行に代行を認めぬことはESSとしての決定的意見である。(註、政策委員会案としては業務を銀行に代行せしめることになっている)

- (イ) 債券発行限度を資本金の三十倍とすることは他の債券発行機関との振合上実現はむづかしい。
- (ニ) 不動産の売買を付随業務とすることは認め難い。

政策委員会は、司令部意見について討議し、意見どおりとすれば採算上地方銀行の納得を得難いとしている。⁽²³⁾ 不動産銀行設立問題は右のように難航していたが、後述するようにこの年十二月二二日の司令部からの新提案によって、興銀のみならず勧銀そのほかにも債券発行を認める方向が打ち出されると、政策当局はこの構想を放棄した。なおその後も民間からは、翌二五年一月一四日付で、二十日会の中小企業金融懇談会がまとめた「新不動産銀行の構想」⁽²⁴⁾が銀行局長宛に提出されている。

三 「銀行等の債券発行等に関する法律」制定の経緯

「債券発行会社法」の検討を放棄した銀行局は、一月一日付の「通常国会提出予定法律案の趣旨」⁽²⁵⁾において、債券を発行して不動産金融をおこなう機関に関する新立法、勧銀および北拓銀の特別法を廃止し普通銀行化する法案にあわせて、「日本興業銀行法の一部を改正する法律案」を通常国会に提出する予定とし、続いて一月一四日付、一八日付で「日本興業銀行法の一部を改正する法律案要綱」⁽²⁶⁾を作成した。両案はほぼ同じく①重役選任の民主化、監理官制度の廃止等により興銀の特殊銀行的色彩を除去し、②興業債券発行限度を払込資本金の三〇倍に拡張する等を規定する予定とした。しかし、これらの法案の国会提出は、ドッジの意向を受けた司令部から、見返資金による優先株式引受けという方法で金融債の発行限度を拡張する案が提起されるに及んで、廃棄されることになる。

それは二五年十二月二二日、経済科学局財政課 Japanese Finance Div. のリード財政係長 E. M. Reed, Chief of

Public Finance Branch から銀行局長に対して伝えられた。会談要旨の記録は次のとおりである。⁽²⁷⁾

一、「ドッジ」氏と何回も対談した結果自分としては今回興銀その他の銀行に優先株を発行させ、それを見返資金で引受けさせることにしたいと思う。此の優先株の制度は米国式のもので日本には新しい制度だから商法改正等の措置を要するであろう。金融機関は増資を必要とするが、現在では中々困難であるから例えば興銀が十億の優先株を出し、見返資金がそれを買ひ、五年とか十年とか合理的な期限内に興銀はそれを買戻るのである。之は正規の資本蓄積により消化される株の外に加わるものであるが、債券発行の際は優先株をも加えた額を基礎に計算し得るものとする。そして債券発行比率の方はあまり大きくするのは不当だから、寧ろ現在の比率を二十倍から若干下げるようにしたい。(例えば十五倍にする)

優先株を発行した銀行が、見返資金に償還する年限は、できる丈短期にしてほしいが、勿論銀行の収益から合理的な配当を行い、積立をやることを考慮した上のことである。米国で一九三四年に復興金融会社がやった時には二―三年であったが、日本は実情が異なるから銀行毎に現実に検討してほしい。興銀等の現在の「リザーブ」の状況も資料がほしい。

二、(1) 勧銀に付ては司令部の中でも随分議論したが、本年春日本政府に勧銀をどうするつもりかときいたのに今迄返事がない。だが勧銀の優先株を見返資金が持つことは勧銀が望むなら、自分は異存ない。そうなれば不動産銀行新設の必要はなからう。

(2) 農林漁業の長期金融に付てもどうしたらよいか長い間の問題であり今迄に幾多の奇妙な提案が出てきたがその優先株を見返資金で持つことにすれば解決されよう。

(3) 商中に付ては見返資金が関与するか否かは若干の問題があるから検討したい。

(4) 一般の商業銀行に付ても、若し銀行が希望するなら債券発行を認め、長期金融をやってもかまわない。こうすれば商業銀行に資金が集っても長期資金が出ないという非難に答えることができる。九大銀行の優良株を見返資金がもつか否かは之から検討する。

(5) ほんの思いつきだが興銀、勧銀、農中に付優先株引受をやる場合の試算をすると左の様なことになるが、数字に付ては日本側で充分検討して私の手許に出してほしい。

	現在の資本金	債券発行倍率	債券発行限度	増資額	倍率	債券発行限度	現在に比し限度の拡張額
興銀	一〇億	二〇倍	現在高 二〇〇億 (四八億)	一〇億	一五倍	三〇〇億	一〇〇億
勧銀	一〇億	二〇倍	現在高 二〇〇億 (四・五億)	一〇億	一五倍	三〇〇億	一〇〇億
農中	四億	一〇倍	現在高 四〇億 (二・九億)	四億	一五倍	一二〇億	八〇億

三、此の措置は新しい道を開くことであり見返資金で個々の産業を扱うという厄介な問題につき司令部も大蔵省も強い圧力から解放されるだろう。

金融課の「スミス」氏と相談したが「スミス」の意見では

- (1) 興銀が長期金融を独占しないようにすること。
- (2) 見返資金がどこの銀行の優先株を持つかは研究したい。

ここに見返資金の活用に関して、幅広い範囲の銀行の優先株を購入し、それら銀行に債券を発行せしめるという考え方が、当面の対策としてでてきた。しかし、こうした考え方はこれまで長短金融の分離を根本方針としてきた司令部としては大きな方針の変更を意味した。そこで銀行局長は二月三〇日に再度リードおよびフィリップス R.E. Phillips (財政課通貨金融係、信用政策担当) と会談した。その内容は次のとおりである。⁽²⁸⁾

一、銀行局長より「優先株制度に付、その後研究したが興銀、市銀のバランスに付考慮すべき点がある。即ち債券発行を認める

として興銀は一般株と優先株の合計に対し何倍を発行できるとするか、勧銀は優先株丈の何倍という風にするのがよくないかと思う。というのは興銀は貸出先からしか預金がとれないのに、勧銀はどこからでも預金がとれる様になっている。又勧銀に若干の制限をつけないと、勧銀にフェーバーを与えすぎるといつて市銀より文句が出る虞がある」と説明したに対し、

二、「リード」及び「フィリップス」は交々に曰く「設備資金の調達には日本側の問題であると同時に自分等の問題として至急解決すべきものと考えている。今回の提案は新政策に基くのであって一切過去のコントロールを忘れ、白紙に還って自由に議論すべきものと思う。興銀一行の問題とせず過去の長い間の経験と有力な専門家を擁する勧銀を活用するのが実際のであり、新たに不動産銀行を作るといふ非現実的なことは避け度い。亦市中銀行は商業銀行として活動したいものが多かるうが、その中のあるものが若し望むなら彼等に債券発行を認め長期融資をやらしてよい、而して興銀、勧銀、市銀の三者に夫々の案を以て臨むという日本側の案は従来の経緯に拘泥しすぎているのではなからうか。我々としては金融機関別に解決するというのではなく、簡単で一般的な方針を採用し度い。又預金者は清算の際債券保有者より優先するという規定をおいて欲しい」

三、之に対し、銀行局長より、「御趣旨はよくわかるが、果してマネー・アンド・バンキングの従来のラインとの調整がつくや」と質問した処、「リード」曰く「此の点は司令部の中で、もう少し話合う必要があるが、ロビンソンは債券を出す代りに譲渡可能な長期預金証券 negotiable certificate of long-term certificate を発行し、その利子は債券の利率と同一とし、且発行限度は資本の何倍にするという案はどうかといってきた。此の考に対して君はどう思うか。果して預金証券は市中に売れるだろうか」と問うたに対し、銀行局長は、「長期預金証券という形をとると、やはり大衆や銀行等に興業債券程馴染がない所に難点がある。日銀が預金証券を興業債券と同一の掛目で担保にとる等、仮に興業債券と同じ優遇措置を講じて、やはり実際問題としては中々売れない。そんなに複雑な事を考えずに、スッキリと考えたい」と答えた処、先方は「では実質は預金証券だが名前は興業債券という案はどうか。兎に角君の方でも研究してほしい。尤も従来我々が或る案を出して、日本側では無理と知りつつ呑んでしまい、結局うまくゆかなかった例が多かったが、今回は無理押はしないから、よく考えて納得すくで実行したい」との発言があった。

四、次に銀行局長より、優先株の概念に付ては、いくつかの案が考えられる。不取敢左の三案に付どれが適当と思われるかと質問した。

(第一案) 優先株を発行する銀行は発行の時より十年内に額面金額を以て之を買戻すべきこと。優先株に対する配当は一般株の配当より優先し、年六分の割合で支払い、残余の利益は一般株の配当及優先株の償還に充当すること

(第二案) 一般株に対し年六分の配当を行い、残余の利益を以て極力短期間に優先株の償還を行うこと(此の案では優先株に対する配当は行わない)

(第三案) 一般株及優先株共に年五分の配当を行い、優先株は発行の時より十年以内に残余の利益を以て償還すること
註 以上三案を通じ

(1) 優先株の償還は一般増資によって行ってもよいこと

(2) 金利の変化、銀行の営業状況等に応じ、大蔵大臣は配当歩合及び優先株償還の年限を変更し得るものとする

(3) 興銀、勧銀、農中に付夫々計算を試みたが、どの案によるも十年以内に優先株の償還することは可能なことがわかった

五、これに対し、「リード」曰く「今回の提案は、見返資金による産業への直接融資の変形として考えられたものであり、優先の概念をあまり強くだとすと、一般株の増資等に支障を来したりする虞がある。自分も考をねった訳ではないが次の条件が実行可能か否か具体的に日本側で研究してほしい。

(後略——引用者)

以上、一二月二二日、三〇日の二日にわたる会談で明らかにされた新提案、すなわち見返資金の金融機関優先株引受制度をまとめれば次のようになる。①新提案はドッジの意向を受けて、リード、フィリップスが主導して日本側と相談のうえ具体化したと考えていること、②見返資金から直接に産業へ融資する方法の変形として考え出されたこ

と、③長期資金供給方法としての金融債発行枠拡大は、資本金に対する債券発行比率を高めるより資本金の拡張すなわち見返資金による特定金融機関の優先株引受けによるのを適当とする、④優先株は一〇年以内に一般増資等によって見返資金に償還すること、⑤興銀、勧銀、農林中央金庫など債券発行に経験ある金融機関のみならず市中銀行が望むなら債券発行を認めてもよいと考えること、⑥この制度が実現すれば不動産銀行新設の必要はなく農林漁業長期金融問題も解決されるであろうこと。これは従来の司令部見解の転換であったため司令部内の意見も完全に統一されていなかったようであるが、日本側の債券発行銀行を認めてほしいという永年の要請は原則的に容れられたのである。⁽²⁹⁾そして事態はリード提案の線に沿ってすすめられた。二五年一月一日、銀行局は司令部への要請として「見返資金の金融機関株式所有による金融債の発行について」⁽³⁰⁾を作成し、「長期資金を円滑且つ潤沢に供給するため、積極的に貴方から金融機関に対し見返資金の運用を考慮している旨の示唆を受けたが、これは現下の日本経済の実情に照しまことに適切な措置であって、当方としては感謝に堪えないところである」と述べ、国会への法案提出のため具体的な最終決定を急ぎたいとしているが、この文書には「目下リード氏及びフィリップス氏と当方の相談において審議の基礎となっているところ」を記した次の別紙が付されている。

一、毎期の利益のうちその二〇％相当額をこえる分に限り配当に当て得ること。

二、先ず優先株式に対し年七分五厘の配当をすること。

三、次に一般株に対し年七分五厘に達するまで配当を許すこと。

四、資本金と積立金との合計額が預金に対し三％をこえたときは大蔵大臣の認可を得て右三、の率をこえる配当をすることができ

五、前各号の処置をした後なお余裕があるときは、残金は積み立てること。

六、一、及び五、による積立金の合計額を毎期の優先株式の償還に充てること。
七、優先株式の償還は可及的速に行うこととしてその年限は最長十年とすること。
八、債券発行限度は実質資本の十五倍相当額程度とするが預金の受入制限のある金融機関については実質資本の二十倍相当額程度とすること。

九、前各号の措置に伴い預金者保護のため一定金額の預金に対する優先権を規定すること。

十、これらの規定の適用を受けて優先株式を発行するときは大蔵大臣の認可を受けなければならないこと。

(備考)

本件に関し「金融機関の優先株式の発行に関する法律」(仮称)を制定すること。

以後これを基礎に債券発行限度や優先株式の条件等が煮詰められるが、一月二〇日銀行局は左の文書を作成している。⁽³¹⁾

銀行による債券の発行(昭二五、一、二〇)

一、銀行は債券と預金の総額が資本金と準備金の二十倍をこえないときは債券を発行することができる。資本金と準備金の二十倍という限度に達したときは、その銀行は更に余力ができるまでは債券を発行することを止めなければならないが預金の受入は続けることができる。

二、一般株式に対する配当は左による。

(a) 資本金と準備金の総額が預金と債券の五%より少いときは、年に資本金の十分の一か純益の二〇%(二五%)か何れか大きい方の金額の積立をした後に限り年七・五%(六%)をこえない配当をすることができる。

(b) 資本金と準備金の総額が預金と債券の五%以上であるときは配当はその銀行の経営方針によつて差支ない。

三、右の計算においては、債券は最近の月末により、預金は過去十二ヶ月の平均による。

四、預金者と社債権者とは銀行の破産又は清算の場合において同等に取り扱う。

五、長期資金供給のために債券を発行する基礎を与えるため、銀行は米国対日援助見返資金によつて引き受けられる場合に限り利益をもつて償還する「優先株式」を発行することができる。

六、優先株式は利益の配当又は残余財産の分配に関してその他の株式に優先する。

七、優先株式の株主は議決権を有しない。

八、米国対日援助見返資金に限り優先株式を引き受けることができる。

九、優先株式の発行に際して償還計画を樹てるものとする。銀行はできる限り速かに優先株式を償還しなければならない。優先株式の償還は二、の(a)によつて必要とされる積立に附加される部分として計算されるものとする。

十、優先株式については七・五%の配当をするものとする。

十一、本件を実施するための法案を第七国会に提出する。

また、興銀、勸銀、日銀等の意見も徴されて法案の立案がすめられるが、それは本書「見返資金」編に譲り(二〇五九—一〇ページ)、二五年三月九日に内閣から第七国会に提出された「銀行等の債券発行等に関する法律案」が前掲一月二〇日付文書と異なった点を指摘しておこう。一、は預金制限のある興銀と預金銀行である勸銀、北拓銀および普銀の利害をめぐって一番問題のあったところであるが、一月二〇日案どおりとなった。二、の優先株式とその他の株式の配当の問題は、次のようになった。⁽³²⁾

優先株式を発行している銀行等は、毎営業年度における利益のうちから、先ず消却計画書に定める金額(但し、当該営業年度の利益の百分の十に相当する金額を下ることができない。)の優先株式又は出資の消却及び優先配当割合による配当をし、なお利益があるときは、普通株式の配当を行うことができる。

優先株式を発行している銀行等は、毎営業年度末において預金の総額とその発行している債券の総額との合計金額が自己資本

表 4-1 見返資金による優先株引受けと金融債の発行状況

	見返資金による優先株		払込直後の債券発行余力	金融債発行高	
	引 受 額	払込年月日		昭和25年	昭和26年
日 本 興 業 銀 行	1,000	昭25. 4. 25	15,658	27,698	36,225
日 本 勸 業 銀 行	1,000	" 5. 19	17,705	8,685	18,285
北 海 道 拓 殖 銀 行	700	" 6. 1	9,963	1,100	1,850
農 林 中 央 金 庫	2,000	" 6. 24	16,000	5,000	6,350
商工組合中央金庫	500	" 5. 27	18,156	3,000	7,140
東 京 銀 行	—	—	—	—	1,000
計	5,200		77,482	45,483	70,850

出所：日本銀行調査局『戦後わが国金融制度の再編成』，228ページ。

の金額の二〇倍に相当する金額を超えているときは、前項の規定にかかわらず、
資本金の百分の十又は利益の百分の二十五に相当する金額のいずれか低い金額を
下らない金額を積立てなければならない。この場合において、優先株式の消却に
より準備金として積立てられる金額は、この積立金額に含まれるものとする。

その他は一月二〇日付文書のとおりであるが、なお注目されるのは、こ
の法律の目的を「銀行等（勸銀、北拓銀、興銀および普通銀行並びに農林中央
金庫、商工組合中央金庫をいう——引用者）に対し、債券発行とあわせて米
対日援助見返資金の引受による優先株式の発行とをさせることにより、経
済復興のため最も緊要とされる長期資金の円滑な供給を図ることを目的と
する」（第一条）と規定して、普通銀行が債券発行をおこなう場合の一般法
の形をとっていること、また農林中央金庫および商工組合中央金庫の二金
庫に普通銀行について定められたこの法律を準用する規定を設けたこと
であろう。この法律は政府原案どおり国会を通過し、昭和二五年三月三十一
法律四〇号として公布・施行された。⁽³³⁾

また、右法律と同時に「日本勸業銀行法等を廃止する法律案」が上程さ
れ、三月三十一日に法律第四一号として公布され、翌四月一日から施行され
た。同法によって勸銀、北拓銀、興銀に関する特別法は廃止され、明治以
来の特殊銀行制度は二五年四月一日をもって廃止され、三特殊銀行は「銀

行法」に基づく普通銀行となった。

法制定後、表4-1にみるように見返資金五二〇億円をもって、興銀、勸銀、北拓銀三銀行および農中、商中の二
金庫の優先株式引受けがおこなわれ、金融債の発行余力が増大し、金融債が発行されて長期資金の供給に資した。な
お、長期資金供給策として金融債の発行を勸銀以下の諸銀行に認めることとともに、預金部資金による金融債引受け
が要望されていたが、前者はこの法律によって解決され、後者も二五年末、預金部の資金運用部への改組を条件に認
められ、二六年の金融債発行高は一層増加したのである。⁽³⁴⁾

- (1) 大蔵省資料Z五二六—八—三。
- (2) 大蔵省資料Z五二六—五—一七（全文は『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一八巻「資料(2)」三八八—九一ページ所収）。
- (3) 大蔵省資料Z五二六—八—八。
- (4) 大蔵省資料Z五二六—五—一四。
- (5) 大蔵省資料Z五二六—八—八。
- (6) 同前。
- (7) 大蔵省資料Z五二六—五—五。
- (8) 同前。
- (9) 同前。
- (10) 大蔵省資料Z五〇六—四。
- (11) 大蔵省資料Z五二六—五—七。
- (12) 大蔵省資料Z五二六—八—三。
- (13) 大蔵省資料Z五二六—八—八。
- (14) 大蔵省資料Z五二六—五—一五。
- (15) 同前。
- 605 第2節 「銀行等の債券発行等に関する法律」の制定

(16) 日銀政策委員会は、二四年八月二九日、不動産金融疎通に関し勸銀幹部と懇談した。その記録（「日銀政策委員会速報」第四五号、銀二四、八、二九——大蔵省資料Z五〇六一四）は次のとおり。

（二万田） 不動産金融の緊要性は世間一般の認めるところであるが、それには勸銀が、再び不動産銀行に戻って貰うことが最も効率的であり、即効をとげる所以と考えるが、勸銀側の意嚮如何。

（勸銀側） 勸銀は再建整備に当り預金銀行となることを選択したものであり、それは六千名の行員を擁する勸銀が生きて行く為にはどうしてもとらねばならない途であつたからだ。その後その方針で一貫してきたから今更転換は不可能である。

若しここに不動産金融会社が出来れば、その業務に対しては極力応援したい。

（一万田） 全国に預金銀行は多すぎる。勸銀が預金銀行になるよりも、不動産銀行に復帰する方が国家的に意味がある。不動産銀行になるといつても直ちに預金業務を全面的に停止せよとはいわない。先ず預金は現在額程度のものは当然認め、ある期間後漸減して行くという経過的措置も考えられるが、そうゆうことでも不動産銀行復帰は考えられぬか。

（勸銀側） 二またかけていては業務は伸長しない。債券銀行として自立して行く為には今の預金額の数倍の債券発行が出来なければ採算が成立たないが、それは現下の状況上到底不可能である。

大蔵省資料Z五二六—五—一五。

(18) 大蔵省資料Z五二六—八—三。

(19) 同前。

(20) 「政策委員会報告」第五七号、昭和二四年二月一日（大蔵省資料Z五〇六一四）。

(21) 同前。

(22) 「政策委員会報告」第五八号、銀二四、一二、一二（同前）。

(23) 同前。

(24) 大蔵省資料Z五二六—八—三。

(25) 大蔵省資料Z五二六—五—一五。

(26) 大蔵省資料Z五二六—五—一五およびZ五二六—八—三。

(27) 大蔵省資料Z五二六—八—九。

(28) 同前。本文の最後の省略部分は、リードが優先株発行銀行の条件を示したものの（原文は英文）で、この条件は当面、一月一日には本文に掲げた文書のように一応了解される。その間の折衝の記録、銀行局作成の案も残されているが省略する（同前）。

(29) 昭和二五年一月九日付の「銀行の資金調達方法としての債券発行について」は、司令部の通貨金融係の従来の見解、すなわち預金をとらない銀行は銀行と称すべきでなく、債券発行銀行は債券発行会社として預金をとることは禁止すべきだという点に関し、銀行局の見解を掲げ、債券発行額及び定期性預金の合計額の一定割合の範囲において長期金融を許すこと、預金については取引先預金に限定する等の措置をとれば、預金者保護の意は達するとし、「臨時措置として、或いは経過措置としてでもよいから、目下の金融危機を乗り切るため債券発行を認められた長期金融を認められたい」と述べている。

(30) 大蔵省資料Z五二六—八—九。

(31) 同前。

(32) 大蔵省理財局経済課『見返資金の記録』一〇七、一〇九ページ。

(33) 法案の国会審議、法律の内容は、大月高『銀行と金融債』港出版合作社、昭和二五年、一〇二—一二二ページを参照されたい。

(34) くわしくは、『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一〇巻「預金部資金」八五〇—六一、八六八—七〇、八七五—八一ページを参照されたい。

第三節 「長期信用銀行法」の制定

一 「長期信用銀行法」成立事情

「銀行等の債券発行等に関する法律」によって、一般的に普通銀行も希望すれば債券発行をおこなえるようになる。二五年六月、東京銀行は、支店網の不足をカバーし貿易金融を促進する趣旨で、「東銀貿易債券」の発行を計画したが、これは日銀政策委員会の反対にあつて取止めとなった。しかし、その後朝鮮戦争を契機とする貿易拡大により、貿易金融の資金不足が明らかになると、二六年二月一五日から一カ月にわたり東京銀行の貿易債券一〇億円（額面一〇〇円に対し売価九五円の割引発行、期間一年、応募者利回り年五・二六三％）が発行された。貿易債券の発行は当初計画二〇億円であつたが、この一回一〇億円限りで発行を中止された。この債券発行の計画が発表されると、旧特銀三行と二金庫以外に債券発行をおこなう銀行が現われては金融債発行市場が攪乱され、長期金融は阻害されるという議論が起り、債券発行銀行に対する法規制について見直すべきだという意見が高まった。⁽¹⁾

二六年八月一五日付で銀行局が池田大蔵大臣渡米の際の携行資料として作成した「今後における金融政策の大綱⁽²⁾」には長期金融機構の整備の一環として、「債券発行銀行として興銀の他、一、二行を育成する。その他の商業銀行の債券発行については再検討する。」と述べている。

右の債券発行銀行を普通銀行と区分して育成する方針は、講和発効も間近かとなった二七年二月、池田大蔵大臣が

国会においてオーバー・ローン解消策の一環として、投資銀行設立構想を公にしたところから、にわかに具体化されることになった。二七年二月二日の衆議院予算委員会における小峯柳多議員の質問に対する池田大蔵大臣の答弁を抄録しておく。⁽³⁾

とにかく貸出しが預金よりも上まわつておる。これがオーバー・ローンであります。預金がふえて来れば貸出しが今の状態であつてもオーバー・ローンにならない。そこで預金をふやすということも第一であります。先ほど触れましたように、自己資本というのが少な過ぎる。これはいわゆる節約してためられたものを社債なり株式の方へ投資していただく、こういうことで尽きると思うのであります。従いましてオーバー・ローンの原因は、設備資金が急激にふえた。それでこげつた。こういうことになるのでありますから、株式の投資をするとか、あるいは借入金を社債に振りかえる、こういうこともオーバー・ローン解消の有力な手段だということは前から考えておるのであります。そこで今の金融制度で、それが今のオーバー・ローンを急速に解消できるかという、なか／＼困難であります。私は金融制度についても開発銀行、輸出銀行を設けた趣旨を広げまして、日本興業銀行的な投資銀行というものを設けたらどうか。それは債券発行によつて長期資金をまかなう、こういう考え方をなすべきではないか、こう思つております。この点は今設けております金融懇談会に付議いたしまして意見を聞いてみよう、こう思つております（中略——引用者）。

今の日本興業は、いわゆる投資銀行でございまして、一般の預金を受入れておりません。貸出しの方だけあります。今度できる分は日本興業銀行型にいたしたいと思ひます。従いまして日本勧業銀行のように商業銀行の建前で長期金融をやつておるといふものにつきましては、これはどういうふうな措置をとるかということは今検討しております。たとえば日本勧業銀行の長期部門は別にして、新たに投資銀行をこさえるか、あるいは商業銀行として立つならば、債券発行をやめるか、こういう点について今検討しておりますが、私の構想としては、原則として新投資銀行を設ける、こういう考え方でありま。

大蔵省は早速、臨時金融制度懇談会（昭和二六年二月二日設置）に対して、長期金融機関の整備について次の銀

行局案の検討を諮問した。⁽⁴⁾

長期金融機関の整備について(銀行局、昭二七、二、二)

長期資金の確保を期するとともに一般商業銀行の資産構成の健全化に資し金融制度の機能的分化によつて正常化を図るため、下記により長期金融機関の整備を図る。

1 長期金融に関し、預金銀行たる普通銀行とは別個に、民間の長期金融専門機関を育成し、通常採算に乗る長期融資を専担せしめ、日本開発銀行は民間金融機関に委すを適当としない長期金融を専門とする国の投資機関として能う限り民間機関の補充作用を営ましめることとする。

(註) ここにいう長期金融の対象は、産業の設備資金及び長期運転資金とし、狭義の、農業金融、住宅金融等はこれを包含しない。

2 民間の長期金融機関に対しては、旧特別銀行に対する如く監理官の設置、政府による役員の任命等直接監督を行うことな
く、一般監督によることとし、短期金融、一般預金業務その他業務の制限を課するとともに、債券発行限度の特例その他法律
上行政上特別の保護優遇措置を講ずる。

(註) なお、証券業務の一部を取扱わせることの可否について検討する。

3 民間の長期金融機関の数は原則として複数とし、差当り二乃至三行を考慮する。

4 現行貯蓄銀行法、相互銀行法等の例に倣い、投資銀行法(仮称)ともいうべき一般法を制定する。

懇談会は右案を討議し、投資銀行はアメリカのインヴェストメント・バンカーと混同されるおそれがあるといふこ
とで、二月一三日に名称を「長期信用銀行」とし、次いで業務内容、経過措置等につき、次の事務局案をめぐつて検
討した。⁽⁵⁾

長期信用銀行法の施行に伴う経過措置について(昭二七、二、一九)

一、この法律の施行は、公布後一定の期間を置いた後とし、制度実施のための適当な準備期間を置く。

二、この法律公布の日において現に債券を発行している銀行が、長期信用銀行となる希望を有する場合には、改めて免許
申請の手続をとることを省略し、単に、届出を以て足りることとする。

三、銀行等の債券発行等に関する法律は、この法律の施行と同時に廃止し、当該法律に基いて既に発行された優先株及び債券に
関してのみ、この法律施行後もなおその効力を有することとする。

四、銀行が長期信用銀行となつた場合においては、従前の業務のうち、この法律の規定にて、触する業務に属するものについて
経過措置を講ずる。

五、銀行等の債券銀行等に関する法律に基いて発行される債券を新長期信用銀行が営業の一部譲受の結果承継した場合において
は、債券発行限度について暫定的に特例を設ける。

六、米国対日援助見返資金の引受にかかる優先株を現に発行している銀行から、新長期信用銀行にそのまま振替えることができ
るよう所要の措置を講ずる。

七、銀行法の一部を改正し、銀行が合併により長期信用銀行の業務を承継した場合には、債券及び優先株について経過措置を講
ずる。

八、農林中央金庫法及び商工組合中央金庫法を改正し、債券発行限度を二十倍に改めること等債券発行に関する所要の規定を置
く。

九、税法その他の法律について、長期信用銀行の特性にかんがみ、特例を設けることについて検討する。

十、その他所要の経過措置を講ずる。

臨時金融制度懇談会の長期信用銀行法案に関する討議の結論は二七年二月二七日、次のように提出された。⁽⁶⁾

長期信用銀行の制度を確立しようとする本法案の立法の趣旨並びにその内容の大綱はわが国現在の財政金融情勢に照らして時
宜を得たものであり、妥当であると思われる。但し、その実施に当つては、下記事項について慎重な配慮をすることが望ましい。

- (1) 長期信用銀行制度の樹立にあつては特にその採算関係及び資金源の確保について十分の考慮をするとともに、産業の金利負担を加重せしめないよう配慮する必要がある。
 - (2) 長期信用銀行法案の施行に当つては、経過措置に遺憾なからしめ、長期金融に関する既往の知識と経験とを有効に活用することに努めるとともに、制度切替に伴う長期金融のギャップを生ぜしめないように特に配慮せられたい。
 - (3) 長期信用銀行制度樹立の趣旨にかんがみ、他種の金融機関、証券業等との間に相互補完作用を営み、競争関係に立つことを避け、金融機構全体として分業体制による円滑な運営を図り得るよう特に留意されたい。
 - (4) 北海道の特殊事情に鑑み、北海道の長期資金の供給を阻害せぬよう本法施行に際して特に慎重な考慮を払われたい。
- (別紙)
- 少数意見として開陳せられたものは次の通りである。
- (1) 優先株の国又は政府機関による引受を法律を以て明示する等政府による特別の援助を制度上明らかにする方がよいと考える。
 - (2) 債券発行の限度を資本及び準備金の二十倍で抑える方式を検討し、その倍率を更に拡大することによつて長期信用銀行の資金量の拡充に支障がないように考慮されたい。

右のように臨時金融制度懇談会の原則的了承を得て、三月一日「長期信用銀行法案」は閣議決定され、同月二五日、第一三国会に提出された。法案の趣旨および概要を政府の提案理由説明にみると次のとおりである。⁽⁷⁾

わが国現下の経済事情にかんがみ、長期資金を確保するため、政府は従来とも格段の努力を傾注し、一昨年来政府機関として、日本開発銀行並びに日本輸出銀行を設立する等、政府資金の活用を図つて参つたのであります。しかしながら政府機関等による長期資金の供給は、民間機関の行う長期金融等に対して、補完的立場に立つべきものであり、民間金融機関の整備強化が証券市場の育成と相並んで、長期資金の確保のための根本義であると考えられます。民間機関による長期資金の供給に関しては、

従来銀行等の債券発行等に関する法律により銀行等に対し債券発行の特例を認めまして、その充足を図つて参つたのであります。が、最近における欧米諸国の事例並びにわが国制度運用の経験等に徴し、銀行の制度としては、その業務の分化により、おの／＼その特色とする機能を發揮せしめ、一面長期資金等の円滑な供給を確保するとともに、他面預金者の保護に万全を期し、併せて、普通銀行の融資面における負担の軽減に資することが、適当と認められるに至つたのであります。

以上の理由によりまして、長期金融を専門に行う長期信用銀行を制度として確立することについて、各界有識の士に諮り検討を進めて参つたのでありますが、今般ここに成案を得、法律案として御審議を願う運びとなつたのであります。

以下、簡単に内容の基本となる点を申し上げます。

第一に、長期信用銀行業務を営もうとする者は、大蔵大臣の免許を受けなければならないこととし、且つ、資本の最低額を五億円と定めること等によりまして、その規模の適正と内容の堅実を図ることといたしました。

第二に、長期信用銀行の業務は、設備資金または長期運転資金に関する貸出しを主とし、なお不動産担保の長期金融のほか、有価証券の応募、引受、その他の業務を認めた反面、預金の受入れ、短期資金に関する貸出しの制限を行う等、その業務上の特色を明確にし、機能の發揮に遺憾のないようにいたしましたのであります。

第三に、資金源といたしましては、預金の受入れにかわるべきものとして、債券発行につき特例を認め、資本及び準備金の二十倍までを限度とし、所要資金の確保をはかることといたしております。

第四に、本法の施行に伴い、銀行等の債券発行等に関する法律を廃止することといたしておりますが、制度切りかえの円滑をはかり、かつ新長期信用銀行の育成をはかる等のため、所要の規定を置いております。

第五に、新制度実施のため、準備に多少の時日を必要といたしますので、この法律の施行は、公布後一年以内において、適当な時期に政令で定めることといたしております。

法案は二カ月にわたる審議のすえ、衆議院大蔵委員会において小修正（附則の農中に対する経過規定の修正）のうえこれを可決し、二七年六月一二日法律第一八九号として成立した。⁽⁸⁾ この法律は公布後一年以内に施行されることになつ

表 4-2 日本興業・日本勧業・北海道拓殖三銀行の
業況比較(昭和27年5月末) (単位 百万円)

区 分	興 銀	勧 銀	北拓銀
資 本 金(A)	2,840	1,840	1,061
普 通 株	2,000	1,000	500
優 先 株	840	840	561
準 備 金(B)	2,650	3,405	1,387
自己資本(A+B)	5,490	5,245	2,448
貸 出 残 高	109,777	109,821	44,380
預 金 残 高(C)	31,693	77,969	45,855
債 券 発 行 高(D)	72,214	34,975	3,712
店 舗(店)	12	105	126
六 大 都 市	5	24	5
県 庁 所 在 地	7	40	15
そ の 他	—	41	106
人 員(人)	2,550	6,430	3,979
(C)/(A+B)	5.8	14.9	18.7
(D)/(A+B)	13.2	6.7	1.5

出所：近藤道生『長期信用銀行』, 34, 36, 39ページ。

制定によって勧銀債の発行を再開し、二七年五月には約三五〇億円の債券発行高を有していた。北拓銀も勧銀と同じく債券発行を再開したが発行高は三七億円と低かった。自己資本に対する預金残高と債券発行額の倍率をみると、興銀が預金五・八倍、債券一三・二倍に対し、勧銀は比率が逆転し一四・九倍、六・七倍となっており、北拓銀はさらに預金の倍率が高く一八・七倍と一・五倍である。このような状況の中で興銀は長期信用銀行を選び、勧銀、北拓銀は純粋な商業銀行の道を選んだ。

かくして日本興業銀行は、二七年九月一八日に長期信用銀行となることを希望する旨大蔵大臣に届出、一〇月七日

大蔵大臣の免許を受けて二七年一二月五日から長期信用銀行としての営業を開始した。⁽⁹⁾

一方、預金銀行化を決定した勧銀、北拓銀は、「長期信用銀行法」の国会審議中、五月二三日の衆議院大蔵委員会でその代表がそれぞれ新設長期信用銀行に対して人的・資本的援助をおこなうことを確約した。同法が成立すると、新銀行の設立準備は、勧銀、北拓銀のみならず金融界、財界あげての支援によってすすめられ、名称を「日本長期信用銀行」とする新銀行は、二七年一〇月七日大蔵大臣の設立内免許を得、授權資本二二・五億円、当初払込資本金一五億円、うち半額公募・半額見返資金優先株式

ていたが、二七年一二月一日施行となり(昭和二七年一〇月二四日政令第四五一号)、同時に「銀行等の債券発行等に関する法律」は廃止された。

二 長期信用銀行の設立

昭和二七年六月に「長期信用銀行法」が制定されると、いよいよその法律に基づいて長期信用銀行設立の段階に入った。設立に当たって問題となるのが、長期信用銀行(以下「長銀」と略称することもある)の行数とどの銀行を長銀とさせるかということであった。この問題については、国会および衆議院大蔵委員会において大いに論議されたのであるが、金融債の消化能力や財政の援助力を勘案して複数とするが少数とすること、長銀になることに關しては自発的意見を尊重して、一方的に押しつけることはしないこととした。長銀の資金は一般預金銀行の資金よりもコストが高くなり、採算がとれるようにするには相当な量の資金を持たなければならない。すなわち、長銀の採算ベースは少なくとも一〇〇億円ないし三〇〇億円であると考えられた。そのため大量の金融債が発行されることになるが、当時のわが国の金融債の消化市場はそれほど強いものではなく、多数の長銀が設立されたならば消化能力をはるかに超えてしまうようであった。また財政が長銀を援助する資金も十分にあるわけではない。したがって複数とするが少数主義をとることとしたのである。

当時、長銀の候補と考えられたのは旧債券発行銀行の日本興業銀行、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行の三行であった。昭和二七年五月末の三行の業況を比較すると表4-2のとおりで、再建整備で債券発行銀行を強く要望した興銀の債券発行額は他を抜きんでて高いが、普通銀行化を望んだ勧銀は二五年三月の「銀行等の債券発行等に関する法律」

引受けで株式募集をおこなった。公募株は、勸銀、北拓二行で七一〇〇万円、その他都市銀行二行一億一〇〇〇万円、地方銀行五八行九八〇〇万円、信託銀行六行一〇〇〇万円、生保・損保二四社二〇〇〇万円、残り四億四一〇〇万円は事業会社二五四社および発起人その他に割り当てられ、一月一〇日払込みを完了、「長期信用銀行法」施行日の二七年一月一日創立総会を開催し、二月五日営業を開始した。⁽¹⁰⁾

- (1) 日本銀行調査局『戦後わが国金融制度の再編成』二三〇―三一ページ。
- (2) 大蔵省資料Z六〇四―一九。
- (3) 「第一三回国会衆議院予算委員会議録」第七号。
- (4) 近藤道生『長期信用銀行』大蔵財務協会、昭和二七年、五一―五二ページ。
- (5) 同前、五二―五三ページ。
- (6) 同前、五四ページ。
- (7) 「第十三回国会大蔵委員会議録」第四三号。
- (8) 法案の国会審議の状況および法律の内容は近藤前掲書、五六―二六七ページを参照されたい。
- (9) 『日本興業銀行五十年史』九五六ページ。
- (10) 『日本長期信用銀行十年史』五五―七五ページ。

第五章 専門金融機関の再編成

第一節 農業系統金融機関の再編成

一 「農業協同組合法」の制定と農業会の解散

「農業協同組合法」および「農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律」は、昭和二年一月一九日法律第二三三号、第二三三号をもって公布され、同年二月一五日から施行された（昭和二年政令第二七〇号）。両法によって新たな農業団体として農業協同組合（以下「農協」と略称することもある）が組織され、市町村農業会、府県農業会および全国農業会は両法施行八カ月後（二三年八月一四日）に解散することになった。この農業団体の再編を、そのおこなう金融事業という側面から述べることにしたい。

第一に、「農業協同組合法」は立案に当たって「農民の自由な意志に基づく協同組織の発達を理念とし、行政権の発動を極力制限した反面として金融事業の発展に関する顧慮は殆んど払われていない」^①状況であった。銀行局は二二年一月二二日付で「農業協同組合法案に対する修正意見」^②を立案し、①市町村農業協同組合には信用事業の兼営を認

めるが、他の経済事業と信用事業は経理を分離すること、②信用事業の員外利用範囲は現行の農業会会員の範囲内に限定すること、③都道府県農業会の信用事業は農林中央金庫に移管すべきであるが、やむを得ない時は府県単位の金融業務専門の農業協同組合を設立すること、④信用事業に関する監督権は大蔵大臣と農林大臣の共管とすること、としている。

この問題に関する詰めは二年五月一八月におこなわれた。二年七月一二日付で銀行局特殊金融課が作成した「農業協同組合法案に対する最近の交渉経過と対策」⁽³⁾によれば、農林省は司令部天然資源局 Natural Resources Section の意を受けて、二年五月案において、農業協同組合連合会については信用事業と他の事業の兼営を認めないこととしたが、単位組合の兼営を認める案を作成した。大蔵省は司令部経済科学局の支援を得て、前に紹介した意見を主張したが、六月に農林省側はやや譲歩して、連合会の信用事業分離、単位農協の信用事業兼営の容認に加えて、信用事業をおこなう組合の濫立防止規定を挿入することになった。七月一日から七日まで農林・大蔵両省間で意見調整のため妥協案が検討されたが、司令部内でも民政局 Government Section は天然資源局を、経済科学局の反カルテル・トラスト課は財政課の意見を支持し意見が分かれていた。七月七日、天然資源局は六月案に若干の修正を加えた文書を農林省に示し、この案で司令部の承認を与えるという指示があった。銀行局は七月一二日の段階で、天然資源局承認案は、①連合会は信用単営とするが、単位組合では兼営できる、②信用事業をおこなう組合の設立要件につき規定がない、③兼営の単位組合の信用事業経理の分離、余裕金の運用、資金の使用を規制する法的根拠がない、④金融事業に対する監督権が不問に付されている等の理由で、農協の金融事業が不健全となることをおそれ、対策として、①法案の第一国会への提案を見合わせるか、②金融事業は大蔵大臣専管であるから、法案の金融関係部分に再検討を加え、修正すること、としていた。しかし、これは容れられなかった。八月初旬、農林中金の湯河理事長が天然資源局

のクーパー J. L. Cooper に対し、組合の自由設立は弱小組合の乱立となるが、組合の信用力が薄いと農林中金の他機関からの借入れが困難となる、したがって金融業務を営む組合の設立要件、監督権を強化し、預金者保護および資金の使用・運用につき必要な規定を設ける必要があるとして、法案を改正するか別に金融事業法を制定するよう求めた。これに対しクーパーは申し出の点は別途考慮に値するが、法改正は不可であると答えたという。⁽⁴⁾

そこで大蔵省は八月八日付で、「農業協同組合金融運営委員会設置に関する件」⁽⁵⁾を閣議に請議し、①金融事業を営む農業協同組合および同連合会は農林・大蔵両大臣の共管とすること、②農業協同組合金融運営委員会を中央および都道府県ごとに設置し、農林・大蔵両大臣監督のもとに金融事業を営む組合の資金の運用・使用その他の経理の監督に当たることとして、この委員会の組織権限を法制化する案を提出したが、この案は決定に至らなかった。

右の経過によって第一国会に上程された「農業協同組合法案」の金融事業に関連する部分を抄録すれば次のようであった。

第十条 組合は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付
- 二 組合員の貯金の受入

(三) 一一号省略——引用者)

十二 前各号の事業に附帯する事業

組合員に出資をさせない組合（以下非出資組合という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業を併せ行うことができない。

(第三項略——引用者)

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業の外他の事業を行うことができない。

前項の農業協同組合連合会は、会員のために、手形を割り引き、若しくは定款で定める金融機関に対して会員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

右法案は農林省が天然資源局の了承を得て最終的に法制局とともに成文化したのであるが、非出資の単位組合並びに連合会は、第一〇条第一号、第二号の事業すなわち、貸付けと預金受入れを「併せ行う」場合は他業の兼営を認められないが、貸付けのみ預金のみは他業と兼営し得ると解釈されるので、大蔵省はその修正を求めた。⁽⁶⁾しかし、すでに法案は国会に提出され、原案のまま国会を通過した。

そこで、農業協同組合の金融事業を規制する方法について検討が続けられ、銀行局は二年二月二三日付で「農業協同組合金融事業法案」⁽⁷⁾を、農林省農林金融課は「農業協同組合の行う金融事業に関する法律要綱案」⁽⁸⁾を作成したが、これらは成案に至らず、この時期には、昭和三年八月二六日に公布された「農業協同組合法第九十八条の主務大臣を定める政令」(政令第二六〇号)によって、金融事業をおこなう組合の主務大臣は農林大臣および大蔵大臣とし、これらの組合に対し行政処分、規約遵守の必要を認めるときの報告の徴取、業務または会計状況の検査は農林・大蔵各省単独にもおこなえることを規定するにとどまった。なお、農協設立数年を出でずして、危惧は現実になり、信用事業をおこなう単位組合および連合会の経理規制がおこなわれることになる(本節六参照)。

問題点の第二は農林中央金庫との関係である。「農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律」第二三条は、「農林中央金庫法」を改正して、「道府県農業会」にかえて「農業協同組合連合会」は「農林中央金庫ノ業務ヲ代理スルコトヲ得」(第二条)ること、および「全国農業会、道府県農業会、市町村農業会」にかえて「農業協同

組合連合会、農業協同組合」は「農林中央金庫ノ出資者タルコトヲ得」(第五条)と規定し、農業協同組合は農林中金の所属団体となることが定められた。

ところで「農業協同組合法」が立案され成立したこの時期は、農林中金および各農業会は「金融機関再建整備法」に基づく再建整備の途上にあった。農林中金は零細預金が多く旧勘定資産に対し負債が極めて少ないため、損失を負担して全額出資金を切り捨てることが予想された。そこで、当初は農林中金の解散、第二金庫設立が計画されたが、二二年九月に新勘定増資による存続が認められると、農林中金の増資と新設農協の農林中金加入方式が関連して検討された。そして、当面は増資を前提としてとりあえず加入者から保証金を徴収することになった。⁽⁹⁾その後、第一章で述べたように、二二年一二月末、再建整備方針が改めて決定され、翌年三月末までの最終処理完了と合併勘定による増資存続が決定された。農林中金も他の金融機関と同様最終処理をすすめ、増資は保証金徴収を出資金募集に切り替えて募集運動を開始することとなった。農林中金の再建整備も、途中で金融債の旧勘定移換え等のことがあって遅延し、損失計上額の増加に伴って政府補償額が増大し、結局三八・三七億円の政府補償を受けることとなって、最終処理の認可は五月一日となり、三月末に遡って新旧勘定合併がおこなわれた。⁽¹⁰⁾一方、農林中金の増資は、二三年一―三月の間の計画に従って実施された。新出資金額は少なくとも預金の二％という方針で、当時の年間平均預金残高約二〇〇億円から四億円と決められた(銀行の場合は、二三年五月、少なくともリスク・アセットの三％と指示された)。また、旧出資金六五〇〇万円には一七五〇万円の政府出資が含まれていたが全額民間出資によることとなった。しかし、当時農業会の法定解散日は二三年八月一四日と定められている一方、農協も県段階ではほとんど発足していなかったもので、解体予定の農業会から出資を求め、のちこれを農協へ移譲することを前提として、加入団体の了解を得ることにした。この方針は、二三年二月の農林水産団体県連会長会議によって満場一致承認され、農業団体三・五億円(道

府県農業会↓信用農協連合会および単位農協)、水産団体○・三億円、森林団体○・二億円の割当てで増資申込みがおこなわれた。⁽¹¹⁾

第三の問題は農業会の資産の農業協同組合への引継ぎである。この当時農業会は金融事業とその他事業を分離し、金融事業については新旧勘定区分をおこなって新勘定で事業を継続しており、資産内容の良好な一部の市町村農業会は二二年九月の中間処理の結果ただちに最終処理をおこなったが、大部分の市町村農業会および都道府県農業会と全国農業会は、他の金融機関と歩調を揃えて再建整備をすすめていた。この時期に農業会の解散が予定され、全く別組織の農業協同組合が設立されることになったのである。そこで政府は法案の成立に先だち、二二年八月、農業会の資産処分を禁止し(昭和二二年八月一日農林省令第六四号)、次いで「農業協同組合の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律」によって、農業団体(各段階の農業会)の財産は会員の持分に応じて分配すること(第四条)、農業会の財産は新旧勘定合併ののち、新設される農業協同組合員が旧農業会の会員であるとき、その組合員の持分の範囲で行政庁の認可を受けて農業会から農業協同組合に帰属すること(第五、六、七条)と定められた。この財産の引継ぎおよび信用事業の移換えが円滑におこなわれるため、二二年九月一二日付で作成した「農業協同組合の発足と組合金融⁽¹²⁾」と題する文書は、「過渡期の資金動揺防止のため宣伝すべき事項」として、次の点をあげている。

- 1 農業会は解散し別個に新らしく農業協同組合を設立するという今般の措置は、農業会の統制機関的性格を排除するために行われるのであつて、農業会に保有されてゐる農民の財産までも分散させる目的で行われるものではない。
- 2 農業会の財産は円満に農業協同組合に引継がれることが望ましいので政府は財産分散防止のため濫にこれを処分することを制限している。又農業会の有する金融的機能は新協同組合に引継がれるものであり然も両者の間に一日の噴欠があつてはならず、其間において、貯金者の絶対の信頼を勝ち得なければならない。

農業会は、この趣旨を了承し引継完了迄最善をつくして平常業務を継続するは勿論財産保全、貯金分散防止を図ると共に、進んで貯金を吸収する等最後迄責任ある態度を持すべきである。

- 3 農業会の資産は、金融機関再建整備法に基く整理によつて健全なものとなるのであつて、農業会の自由貯金は勿論第一封鎖貯金も絶対に減額されることなく農業協同組合貯金となる。

従つてこの際、貯金者は不安の念にかられて無用の貯金払戻をしないこと、他方農業会は貯金者が必要とする貯金払戻の請求には渋ることなく応ずることが肝要である。

解散日の二三年八月一四日までに、農業会は最終処理を完了し、新旧勘定を合併したが、農業協同組合への資産引継ぎと解散後の清算については、市町村農業会については、一三年八月三日「市町村農業会整理特別措置令」(政令第二二五号)が公布され、その手続きが規定された。また、全国農業会、道府県農業会については、二三年八月二三日「都道府県農業会及び全国農業会の清算人を定める政令」(政令第二二九号)が公布され、その清算は農林中金が担当してすすめることになった。⁽¹³⁾

二 農業手形制度と農林漁業復興金庫構想

昭和二三年に入つて農業系統金融は逼迫を告げた。それは、①農地改革による地主制度の崩壊、経済統制による米穀商・肥料商の没落によつて、従来の農業金融ルートが狭まり、資金需要のすべてが組合金融に集中したこと、②インフレーションの高進による預貯金の減少、③二二年二月から実施された食糧代金の現金払制度の開始により、政府が農林中金へ代金を概算払いし、供出農家の貯金に振替えがおこなわれるようになって、出来秋の余裕金増大と春耕

期の金融逼迫という農業系統金融の季節的繁閑が明確に現われ始めたこと、③農業会の解散に伴う金融の混乱、これらの事情が重なって起こったのである。

この農村金融難の打開策として、二三年三月ごろから農業生産物を担保として金融を与える構想が生まれ、四月に農林中金、農林省、日銀の三者で協議が重ねられて農業手形制度の試案が作成された。しかし、日銀は現物の裏づけのない手形制度の新設にはかなり批判的であったが、系統金融の資金繰りの急迫と司令部からの強い要請によって、二三年四月三〇日からの農業手形制度実施を了承したのである。⁽¹⁴⁾

実施当初の農業手形制度の概要は、次の大蔵省発表にみるとおりである。⁽¹⁵⁾

大蔵省発表（昭和二三年五月一日）

農業生産確保の重要性に鑑み農家の生産に必要な資金の調達を順便ならしめるため今回主要食糧の収穫代金を見返とする農業手形制度を創設しこれによる資金融通の途を開くこととし、左記要領に依り肥料配給公団より配給される肥料の引取資金に付之を実施することとした。

記

一、肥料代を調達し得ない農家は左の三つの方法のいずれかにより資金の融通を受けるものとする。

(1) 新しい農業協同組合に肥料の配給登録をしている農家は肥料配給の都度組合に肥料代の借用証を差入れる。組合は必要に応じて右合計金額を限度として県信連（又は県農）宛に農業手形を振出し県信連（又は県農）は必要に応じて農林中金に割引を依頼する。

(2) 市町村農業会に肥料の配給登録をしている農家が肥料代を手形金額とする農業手形を振出し之を市町村農業会が割引き必要に応じて県農及び農林中金が再割引する。

(3) 指定肥料商に肥料の配給登録をしている農家は肥料代の借用証を肥料商に差入れる、肥料商は必要に応じて右借用証の合

計金額を限度として農業手形を振出しその取引銀行より融資を受ける。

(4) 右三つの場合には農家は必ず主要食糧供出代金又は農業共済金の代理受領権を債権者に附与する等確実に決済する方法を講じなくてはならない。

二、右によつて農林中金が再割引し又は銀行が割引した農業手形に対し日本銀行より必要に応じて資金の融通を行うこととする。

農業手形制度創設直後、この農業手形の借入用途を配給肥料以外にも拡張する案が検討され、六月四日からそれが実現した。すなわち、適用範囲は有機質肥料、農薬および農機具等の農業資材購入にまで拡張され、手形振出しに当たっては肥料配給証明の代わりに「農業金融証明書」が使用され、借入限度も農業共済金の範囲内と改められた。これがほぼ後の農業手形制度の原型となった。以後数次の改正を重ねたが、改正のねらいは主として適用資材の範囲拡張と手続の簡素化にあった。また、金利は、組合系統でも当初は通常貸付けなみの金利が考えられていたが、司令部の要望で農家が農協から借り入れる場合日歩一銭九厘（信連一銭六厘、農中一銭五厘、日銀一銭四厘）と割安となった。なおその後経済情勢の変化で、二四年二月に二銭四厘、二六年一二月に二銭五厘となった。なお、農業手形はその償還の引当てに供出食糧代金を予定していたが、不作の場合を考慮して、二次的に農業共済金が充当されることになった。⁽¹⁶⁾

一方、農業に対する長期資金の供給について、農林省は農林漁業復興金融金庫構想をうち出した。二三年五月一日付で農林省が作成した「農林漁業復興金庫設立要綱案」⁽¹⁷⁾によれば、同金庫は復興金融金庫に類似した組織の農林漁業長期資金供給機関で、①資本金一五〇億円（設立時五〇億円払込み）全額政府出資の特別法人とし、②農林漁業の生産的資金で他の金融機関で供給困難な資金を、農林漁業団体または農林漁業者に供給する目的で設立され、③未払込資本金額から引受けまたは保証した債務の現在額を控除した範囲で農林漁業債券を発行し、④存続期限は設立の日か

ら五年とし必要に応じ期間を調整する、となっている。この金庫の設立理由については、同年五月一六日付で農林省総務局調査課が作成した資料にくわしいが、その要点を抄録すると次のとおりである。⁽¹⁸⁾

(一) 農林中央金庫は金融機関再整備計画に基き政府出資金は損失に充当されて打立てられることになるであろうし、今後の方向としては、農林漁業関係協同組合の出資に基礎をおき、国家資本に依存しない民間の協同組合銀行の性格を有するにいたると思われる。かかるバンクとしての性格の農林中金は出資者及び預金者と貸出先との同一性という資金構成の特質と農林金融の巨額にのぼる季節的需要を賄うべき特性から長期固定的な設備資金の供給は今後困難である。

(二) (中略——引用者) 一元的、蒐荷販売等の統制が撤廃され、又現情及び今後における農産物価と工産物価とのシエールの進行、税金の増大、生産的投資の恢復等による支出の増大化と収益の縮小化の傾向の結果として農林中金への預貯金は貧弱化して行くものと思われる。今春の肥料購入資金の融資難はその端的な兆であり、今後長期金融は勿論季節的金融と雖もバンクとしての農林中金が自力で供給することは相当困難にいたるものと思われる。

(三) 更に農林中金の預貯金は中小農山漁民の零細且つ当座の預金であるからこれを農林漁業の復興に要する事業資金の如き長期固定的で且つ事業に危険を伴う如き復興金融は預貯金の性格上不適当であり、特にインフレ下の現状においてバンクとしての農林中金がかかる業務を行うことは業務上不可能に近い。

(四) かくて農林漁業復興のための緊急資金はその融資期間が長期で、而も事業の性質上低利なることを必要とし、事業は担保力において多少の危険があつても経済復興促進上必要なものであるから、これは農林漁業復興のための融資をなすべき特別の金融機関を設け国家資金を支柱として供給する必要がある。

農林省の如上のような農林漁業復興金庫設立構想に対して、大蔵省は批判的態度をとった。日付および作成者名は不明であるが、多分大蔵省当局によって作成されたとみられる「農林漁業復興金融問題について」⁽¹⁹⁾は、農林省案の骨子を説明した後、次のようにこの案を批判している。

(1) 農林漁業を復興促進することの必要性については異論のないところであるが、問題はこれが資金の供給のために新らしく専担金融機関を設置する必要があるか否かにある。

(2) 農林省の推算によれば右の所要資金は一二六億円の巨額に上ることになるが、その内容を検討すれば第一に運転資金として計上されているものは殆んど全部普通金融の対象となり得ると認められるし、設備資金についても国庫補助金の査定減を計上したもので、他の金融方法で調達されうるものが相当包含されているので、これらを削減すれば、金額的にはそれほど巨額に達することはあるまい。(別途考究中)

(中略——引用者)

(3) 次に新金庫の設立理由として、農林漁業者又はこの団体の受信能力の薄弱な点を指摘しているが、此の点については本年八月迄に農業会が解散の上新に農業協同組合が設立されることになっており、しかも同組合は農業者の相互組織であり、協同の信用力の結集されるものであるから農民全体の資力をバックとする同組合の信用により資金融通の途も開かれるものと考えられる。農林中央金庫が銀行的組織となつたとしてもかかる信用を対象とする金融機関であることには変りはないであろう。

(4) 農林漁業資金は長期、低利資金であるべきことを強調するが、第一に長期資金でなければならぬという要請は理解されるが、これについては融資機関に対して長期資金を調達し得る機能を賦与せねばならぬ理由にはなるけれども、新金庫設立の絶対的な理由とはならない。第二に低利資金であるべしという点については、金融の負担に属すべき事柄ではなく国家の補助金政策で解決すべき問題である。

(後略——引用者)

そのうえでこの文書は、結論として次のように述べている。

(1) 復興金融金庫をして農林漁業復興のための融資機能を拡充強化すること、これがため融資部内に農林漁業融資を担当する独立の課(仮称農林融資課)を創設すること。

- (2) 復興金融委員会のメンバーに農林漁業の関係者を追加するか又は特別の部会を設けること。
 - (3) 復興金融金庫の出先機関として農林中央金庫及び日本勧業銀行を活用すること。
- こうして農林漁業復興金庫構想は実現に至らなかった。

三 農林漁業復興資金融通に関する暫定措置

農林漁業復興金庫構想が流産すると、二三年六月、農林省は農林漁業長期資金の供給を特別会計を通じる財政資金によって調達する構想に切りかえた。すなわち六月一二日、「農林漁業復興資金融通特別会計設置要綱案」⁽²⁰⁾を策定し、「農林漁業復興資金融通法」「農林漁業復興資金融通特別会計法」の二法によって、①農林漁業復興に必要であり他の金融機関から供給困難な資金を、農林漁業者もしくは農林漁業団体に融資すること、②主務大臣が認めた場合は使途を指定して農林中金その他農林漁業金融機関へ融資すること、③資金運用を適正にするため審議会を設置することとし、特別会計は次の要領で設置されると記している。

- (一) 本特別会計における貸付金を支弁するために政府は必要な額を限度として此の会計の負担で公債の発行又は借入金をするることができる。
- (二) 政府は(一)の公債及び償還の諸費用並びに附属諸費用に充当するために必要な金額を一般会計より本会計に繰入れるものとする。
- (三) 政府は本会計の事務の一部を農林中央金庫其他の農林漁業金融機関をして代行せしめることができる。

次いで同じく農林省の作成した「『農林漁業復興資金融通法』案要綱」⁽²¹⁾(二三年六月一五日)においては、次のように

農林中金を農林漁業復興資金の經由機関として位置づけている。

- 一、農林中央金庫は農林漁業復興を促進するために、農林漁業団体に対して、主務大臣の定めるところにより、復興資金の融通をする。
- 二、農林中央金庫は左の融通をなす為必要あるときは、農林中央金庫法第十七条第一項の制限にかかわらず農林債券を発行することができる。
- 三、農林中央金庫は、右の融通をなす場合の額は、政府の策定する年度別及び四半期別の計画に基くものとする。
- 四、右の融通所要額は預金の借受又は日本銀行の農林債券の引受若くは、農林漁業復興資金の貸付による。
- 五、農林漁業復興資金は農林中央金庫の独立会計とする。
- 六、農林漁業復興資金の運用を公正適確ならしめるために農林漁業復興資金融通審議会を設ける。
- 七、政府は農林中央金庫が右の融通をなすことに因つて損失を受けたとき日本銀行又は農林中央金庫に対して一定限度まで補償する契約を為すことができる。

右のように農林中金は公債発行や借入金で資金を調達した特別会計の代行業務や、農林中金自らが債券を発行して資金を調達し(日銀引受けもありうる)、農林漁業団体に復興資金を供与する役割を担うこととしている。六月下旬、農林省は「農林漁業復興資金融通法案」を立案し、改訂を重ねているが、この段階で立案された法案はいずれも資金の調達方法や融資主体が具体的に誰であるかの記述はなく、ただ貸付対象や貸付条件が詳細に規定されていること、農林漁業復興金融審議会に重要な役割をもたせるところに特徴があった。

そして二三年六月二九日、政府は農林漁業の資金融通法および特別会計法の二法を次の要領で制定するという閣議決定をおこなった。次のとおりである。⁽²³⁾

農林漁業復興資金特別融通措置要綱(昭和二三年六月二九日閣議決定)

第一 方針

日本経済の再建並びに民生安定上緊要なる農林漁業の復興に要する資金の供給については農林漁業資金の特質上これら資金の供給を一般金融機関に仰ぐ事が困難な為極めて逼迫した現況にあるので、政府は復興金融金庫並びに預金部からの資金供給の円滑化を図る外、左記要領により新に農林漁業復興資金融通法並びに同特別会計法を制定し、国家の責任に於て農林漁業の急速な復興に必要な資金の供給を図る。

第二 要領

一、農林漁業復興資金融通法

- (一) 政府は農林漁業復興の為に必要な土地改良、造林、船溜改修その他農林漁業復興金融審議会（以下審議会という。）の定める施設の復旧拡充等に要する生産的資金であつて他の金融機関から供給を受けることが困難なものに限り、毎年度予算の範囲内で審議会の議を経て貸付ける。
- (二) 政府は前項の資金を原則として農林漁業者の組織する団体に対して貸付ける。
- (三) この法律に基いて貸付ける資金は審議会の議を経て特に定めるものを除く外貸付期間二十箇年以内とし、定期若しくは割賦償還の方法によつて償還するものとする。
- (四) この資金を貸付ける場合には原則として担保を徴する。但し審議会の議を経て定める事業については担保を徴しないでこの資金を貸付けることができる。
- (五) 政府は審議会の議を経てこの法律に規定する資金を既存金融機関を通じて貸付け若しくは此等の機関をして貸付けに關する事務の一部を取扱わせることができる。
- (六) 農林漁業復興資金融通法の適確公平なる運営を図るため中央に農林漁業復興金融審議会を設け、融資方針等を審議させる。
- (七) この法律は農林大臣及び大蔵大臣の共管とする。

二、農林漁業復興資金融通特別会計法

- (一) 政府は農林漁業復興資金融通法による資金の融通をなすために一般会計と区分して新に農林漁業復興資金融通特別会計を設ける。

- (二) 貸付金の限度は昭和二十三年度においては四十億円とする。

右閣議決定においても資金の調達方法や融資経由機関については一切触れていないが、融資は毎年度予算の範囲内で、二三年度は四〇億円を貸し付けることを明記していることは注目される。この閣議決定のその後の経過を「農林漁業復興金融特別措置についての総司令部への申入」⁽²⁴⁾（二三年八月一〇日）によってみると、政府は司令部の了解を得たうえ法案を第二国会へ提出する予定であったが、了解を得るに至らないので、この恒久対策の決定をすすめるとともに、とりあえず暫定的な金融措置を講じたい旨、司令部に申し入れた。

その回答は八月一九日、経済科学局のリードから経済安定本部渡辺（喜久造）財政金融局次長に次のように提示された。⁽²⁵⁾

- 一、恒久的農林復興金融機関に関しては新金融業法の制定と関連して考究すること
- 二、右の恒久的制度の決定に至るまでの措置として融資機関は農林中央金庫を活用すること
- 三、農林中央金庫は前項の業務のため所要資金を農林債券の発行により調達すること
- 四、農林中央金庫は資本金四億円となるので約四十億円程度の債券を発行し得るわけであるからこの債券発行余力を活用すること、従つて所謂特別債券の発行は認めないこと
- 五、右の農林債券は復興金融金庫の引受又は保証により発行すること
- 六、農林水産事業の優先順位について再検討を加え真に緊要なものに限定し融資金額を一層圧縮すること
- 七、復興金融金庫の資本金については極力現在予定して居る金額内に押込めることを望むがどうしてもこれを超過する場合には

増資について討議することは差支ない。

八、以上の趣旨に基き至急具体案を作成提出せられたい。

この回答の直前、八月一七日に司令部から「新立法による金融制度の全面的改正」と題する指針が出されたことは第二章で述べたが、この指針の線に沿い恒久的制度は新「金融業法」と関連して考究することとし、当面、農林中金に資本金の一〇倍、四〇億円の債券を復興金融金庫引受けで発行せしめ暫定的融資をおこなわせるというのが司令部提案である。これを受けて日本側は暫定措置案を立案し司令部の了解を得たうえ、九月三日次のように閣議決定をみた。⁽²⁶⁾

農林漁業復興資金融通に関する暫定措置案（二三、九、三、閣議決定）

農林漁業の復興のため必要な資金は、資金の特質上これを一般金融機関に仰ぐことが極めて困難な現況にある。従つてこれを打開するため必要な恒久的な金融機構については新たに制定せらるべき金融業法の趣旨に基いて考究し、その実現を図ると共に、それまでの期間においては取敢へず左の要領により暫定的金融措置を講ずるものとする。

一、農林中央金庫は農林漁業復興資金に充てるため昭和二十三年度第二、四半期以降同年度中に於て四十億円を限度として農林漁業団体に対して融資するものとする。

二、右所要額は農林中央金庫においてこれに相当する額の農林債券を発行し、復興金融金庫においてこれを引受けるものとする。

農林債券引受の条件は本資金融通の特質に鑑み、復興金融債券発行の条件と概ね同一とする。

三、右の資金は左の用途にあてるものとする。

- (一) 耕地の改良造成又は復旧のため必要な資金
- (二) 造林又は林道の開発若しくは復旧のため必要な資金

(三) 漁礁又は船だまりの修築のため必要な資金

(四) 農林漁業者の共同利用に供する機械又は設備のため必要な資金

(五) 前各号に準ずる農林漁業復興のための資金で六の審議会で認めたもの

四、農林中央金庫は主務大臣が六の審議会に諮つて定める融資取扱要領により資金の融通をするものとする。なほ一定金額以上の融資及び特別の事情ある融資については、右の審議会に諮るものとする。

五、農林中央金庫は本資金に対してはその経理を明白にするため特別勘定を設ける。

六、此の資金の適切公正な運用をはかるため関係官吏、日本銀行、農林中央金庫、復興金融金庫の役員並びに学識経験者を以て組織する農林漁業復興金融審議会を設ける。

七、本暫定措置による農林中央金庫の融資については、これがための恒久的機構が設けられたときは新機構がこれを承継するものとする。

備考

本措置による資金計画は、総合資金需給計画、復興金融金庫資金計画と共に経済安定本部においてこれを策定する。

次いで九月一四日に「農林漁業復興金融暫定措置による融資取扱要領案」⁽²⁷⁾が策定された。これは閣議決定をより詳細にし、資金運用計画、融資対象、事業内容、融資条件等を規定している。このような準備がすすめられて後、資金運用について主務大臣の諮問に応ずる農林漁業復興金融審議会の第一回会合が、一三年一〇月一二日に開催された。

そこでは、前記「取扱要領」、担保、利率、この資金のため設置される農林中金の特別勘定の「経理要領」、第三・四半期融資事業別暫定運用計画、同融資方針などが審議に付された。これらは九月三日閣議決定にあるように審議会にはかつたうえ、主務大臣によつて十一月六日決定され、農林中金はそれに従つて融資を開始した。続いて第二回審議会は一三年十一月一八日開催され、審議会規程改正、融資取扱要領改正が取り扱われた。さらに第三回審議会は二四

年二月四日開催され、第四・四半期事業別資金運用計画、造林事業融資の担保等が審議された。⁽²⁸⁾

この農林漁業復興資金融通暫定措置による農林中金の融資は二三年十一月に開始されたが、当初二三年度中に四〇億円を予定していたにもかかわらず、二四年に入ると経済安定計画に沿って融資の抑制が要請され、二三年度末までの融資額は二〇・九億円にとどまった。⁽²⁹⁾

この暫定措置は、ドッジ・プランによる復金の新規貸出し停止により二三年度限りで終わったが、戦後初めて農林漁業に対する長期資金供給に道を開いたものとして注目される。これは二五年に始まる見返資金による農林漁業融資に継承され、次いで一般会計・見返資金からの出資による農林漁業資金融通特別会計の設置（昭和二六・二七年度）を経て、農林漁業金融公庫の新設に発展する（本書「見返資金」編、一〇七―一七二ページ参照）。なお、前述のように二三年度の暫定措置は、恒久的制度が新「金融業法」と関連して樹立されるまでの暫定対策として司令部から提案されたものであるが、恒久的制度について二三年八月二八日付で銀行局が作成した「特殊金融機関の再編成について問題となるべき事項」⁽³⁰⁾中に、注目すべき意見が述べられているので紹介しておこう。この文書は「恒久的に特殊の金融を必要とする分野」に、「農林漁業関係の特殊金融機関の設置」をあげ、次のように述べている。

A 現在農林漁業関係の金融機関としては、農業協同組合及び同連合会を基盤として農林中央金庫が存在するが、その資金は農林漁業の特殊性に基き極めて季節的且つ短期の資金であつて、之を農林漁業関係の土地改良、造林、舟溜改修その他の長期又は中期の金融に廻すことは困難である。

又右に述べた農林漁業関係の金融機関以外の金融機関に於ては勿論右の如き金融を期待することは困難である。

B 従つて之等の農林漁業関係の金融を担当せしめるために、政府出資による特殊の金融機関を設置することが必要であると思われるが、その形態は国民金融公社の例により公社組織とし、農林中央金庫とは独立に運営するが適当と思われる。（農中金

はその固有の金融に於ても極めて放漫且つ政策的であつて、之を委任することは適当でないとと思われるからである。）

C 尚右の如き、特殊金融機関を設置する場合に於て、その資金の使途は嚴格に法律又は審議会によつて限定する必要があると思われる。

D 尚この特殊金融機関を設置する場合には、開拓資金融通特別会計は之を廃止し、この特殊金融機関に吸収する必要があると思われる。

当時の大蔵省の考え方に、農林中金とは別に特殊金融機関を設立し、これに中長期の農林漁業金融を担当せしめようとする考え方が根強く存在していたことを示す資料といえよう。

四 農林中央金庫の民主化

農林中金は二二年八月の新旧勘定分離に始まる再建整備の過程において、解散して第二金庫を設立する案などが検討されたが、結局「金融機関再建整備法」に基づく再建整備計画書の認可によつて定款の改正をおこない、全額民間出資による新金庫の発足を見た（本節一参照）。したがつて、この間「農林中央金庫法」の改正はおこなわれなかったが、二二年、二三年に法改正が検討される都度、農林中金の政府機関的性格の払拭が要望され、いわゆる民主化問題が論議された。二四年に入ると、県農業会に代わって組織された農業信用協同組合連合会は二月一四日全国の信連会長会議を開き、農林中央金庫の民主化に関する決議をおこない、①理事、監事は総代会において予選し、その者の互選により理事長、常務理事および常任監事を決定のうえ、政府に推薦して任命を要請する、②構成団体以外の役員数は、総数の三分の一以下とする、③総代会を速やかに改選する、④総代の構成を変更する、⑤業務運営の諮問機関と

して運営委員会を設置する、⑥信連全部に農林中金の業務を代理せしめ、信連と農林中金の取引関係を改善する、等が要請された。⁽³¹⁾ この要請に対する答弁資料を銀行局は二四年二月二六日付の「農林中央金庫の民主化について」⁽³²⁾でまとめているが、それは次のように述べている。

イ、農林中央金庫の民主化という御要望は、尤もなことと思われるから、金融業法においては、健全にして民主的な協同組合銀行に関する規定を制定したい。

しかし金融業法においては、金融機関の役員は他の業務を兼任することができない建前となっているので仮りに農林中央金庫の役員を県連等の出資者総会で選任することとしても県連の会長等が農林中央金庫の役員を兼任することはできないことになるものと思われる。

ロ、又現在、農林中央金庫は、農業協同組合の中央機関としての業務のみでなく、たとえば政府資金である農林漁業復興資金や食管資金の取扱の如く、政府の代行機関としての機能も果しているから、御要望の点については、これらの点や金融業法との関係を睨めた上、研究することにいたしたい。

ハ、従つて差当つては、御要望の如き農林中央金庫の運営委員会の如きものを設けて、各信連の意向を十分に反映されることは異議がない。

農業信用協同組合連合会の要望のうち、農林中金内で対処できる運営委員会の設置は二四年五月に、総代会の構成の改正は同年一〇月に実現したが、⁽³³⁾ 役員任命の民主化等法改正にかかわる問題について、銀行局は右にみるように「金融業法」の制定をまつて対応することにしていた。当時、日銀および政府部内で検討されていた銀行局作成の「金融業法案要綱」⁽³⁴⁾（二四年二月一日）の「第七 協同組合銀行」の項は次のようになっていた。

一、目的

協同組合銀行は、協同組合の連合会として、協同組合相互間における資金の円滑且つ適正な配分調整を図るとともに、組合

融界と一般金融市場との緊密な連絡に当ることを目的とする。

二、設立の認可

協同組合銀行の設立には大蔵大臣の認可を要する。

三、名称

協同組合銀行は、その名称の中に「協同組合銀行」という文字を用いなければならない。

四、会員の資格

協同組合銀行の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。

- (一) 信用協同組合（準信用協同組合を含む）（準信用協同組合とは信用事業兼営組合のこと——引用者）
- (二) 農業協同組合、水産業協同組合、商工協同組合及び消費生活協同組合
- (三) 協同組合銀行
- (四) 独占禁止法の適用を除外された組合で右に掲げる者以外の者

五、地区

協同組合銀行の地区は、全国又は都道府県の区域を超える区域でなければならない。

六、資本

最低三千万円とする。

七、機関

- (一) 役員として理事三人以上十人以内、及び監事三人以内を置く。
- (二) 総会を置く。
- (三) 定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

八、業務

(一) 定款の定めるところにより、会員のために左の業務を行うことができる。

- (イ) 預金の受入
- (ロ) 資金の貸付、手形の割引及び当座貸越
- (ハ) 為替取引
- (ニ) 有価証券の保護預り及び委託売買
- (ホ) 有価証券の貸付
- (ヘ) 債務の保証及び債権の取立
- (二) 定款の定めるところにより、会員のために金融に関する一般的な情報の提供その他の金融上の指導を行うことができる。
- (三) 定款の定めるところにより、右(一)及び(二)の業務に附帯して左の業務を行うことができる。
- (イ) 国債、地方債その他の市場性のある有価証券の売買又は応募
- (ロ) 左の法人に対する短期貸付
 - その協同組合銀行の会員となる資格を有する法人
 - その協同組合銀行の会員の発達を図るため必要な施設を行う法人
 - その協同組合銀行の会員の目的とする事業に密接な関連を有する事業を営む法人
- (ハ) 銀行その他会員以外の金融機関に対する短期貸付
- (ニ) 大蔵省預金部若しくは銀行への預金又は郵便貯金の預入
- (ホ) 国の会計及び復興金融金庫その他の金融機関の業務の代理

右(イ)乃至(ニ)の業務にかかる資金の運用は右(一)の業務上生じた余裕金の範囲内で賄わなければならない。

九、債券の発行

協同組合銀行は、「第一 銀行」の七に掲げるところ（自己資本が外部負債の五%以上であるとき、自己資本の五倍限度の

債券を発行しうる——引用者）に準じ債券を発行することができる。

十、銀行に関する規定の準用

以上特記したもの外、協同組合銀行には、「第一 銀行」のうち四、八乃至二十に掲げるところを準用する。（役職員、資

金運用、検査等の規定の準用——引用者）

十一、旧法の廃止

農林中央金庫法及び商工組合中央金庫法は廃止し、所要の経過規定を設ける。

農林中金を協同組合銀行に改編する構想は、二二年の「金融業法案要綱」立案以来基本的に変わっていないが（第二章第二、三節参照）右の案の特徴は県段階の信用協同組合連合会をも協同組合銀行に改組を予定していることである。しかし第二章で既述したように、すべての民間金融機関を網羅する「金融業法」の立案は、ドッジ・プランの進捗とともに放棄されることになり、以後農林中金の民主化は、二二年—二三年の再建整備過程で将来の協同組合銀行への再編を予定して未解決のまま残した問題を「農林中央金庫法」の改正として検討することになった。

昭和二四年八月一七日付司令部経済科学局の日銀政策委員会宛覚書「暫定的方策としての勧業債券の発行」の第六項（本書五八七ページ）は、農林中金の出資金を八億円に倍増し、同時に出資金の二〇倍までの債券発行を認める農林中金の特別法改正が考究されていることを述べ、当面「差し当り現行法の下において約二十億円の債券増発をするこ
とができる」とあった。この問題に関する司令部交渉では、八億円という額は銀行の再建整備に伴う増資の最低基準
リスク・アセツツ三%によって算定されたこと、農林債券は農民によって消化されねばならないことが明らかとなっ
た。日付は詳らかでないが、おそらく二四年八月下旬ないし九月頃銀行局特殊金融課が作成した次の資料によって、
その間の事情とそれに対する銀行局の考えを知ることができる。⁽³⁵⁾

一、農中の増資及び債券発行に関し農林省においてG、H、Q、ヘンリー氏に対し数次に亘り非公式に会談を試みた結果として特殊金融課に連絡のあつた主要事項は左の通りである。

(イ) 農中はリスク・アセツツ（昭和二十三年度中平均残高二八、七三七百万円）に対し三％（八六二百万円）に達することを
 目途として増資を行なうこと。

その結果農中は現在の出資金四〇〇百万円に対し倍額の八〇〇百万円に増資すること。

(ロ) 右増資を条件として農中に対し出資額の二十倍の限度（一六、〇〇〇百万円）において債券発行を認めること。

(ハ) 右債券の発行にあたり日銀、預金部は勿論、一般金融機関に引受けせしめることは厳禁せられ、主として農民によつて消化せしめなければならないこと

この場合農民は自己の保有する郵便貯金の払戻しによりその資金に充てることが出来ると考えられること

二、右に関連し農林省においてヘンリー氏に更に質した点及びその回答として左の如きものがある。

(イ) 外部負債の三％を目標とする考え方もあるが自分としてはリスク・アセツツの三％による見解をとる。

(ロ) 債券関係に見合う資本金は皆無となるが、自分としては八億円に増資することを実行しさえすれば二十倍迄の発行を認めるつもりである。

(ハ) 以上の点につき従来の考え方と多少相違する点があるかも知れぬが自分の見解は以上の通りであり、且つ自分を信頼してもらいたい。

三、以上の結果に対し特に一の(イ)の増資の困難性及びハの債券消化方法に対する条件の非現実性（右は債券発行に関し致命的なものと考えられる）に問題があり農林省においても同様の感をいだきつつあるが、農林省側としては、ヘンリーの自信満々の態度に一縷の望をつなぎ尚希望をすて居らず、ヘンリー案により計画を進めたい模様である。

四、農中の増資及び債券発行の限度拡張に関する当方の見解は左の通りである。

(一) 現下の農中民主化の要望及び系統機関の現状に顧み増資の実現は極めて困難視せられる。

(二) 消化方策について何等の見透しが立たず、ましてヘンリー案の如き条件の下に債券発行限度の拡張を図るのは軽率であり又無暴というべきである。

(三) かりに系統機関による消化を可能とする場合において、債券発行による高コストの資金にまつまでもなく、預金による資金獲得によるべきであり農中側としてもこれを希望して居る。

(四) 覚書中第六項の末段において記されて居る「差当りの方策として現行法の下において可能な発行余力約二十億円の債券発行を許容する」ことは現段階においてはむしろ望ましいことと思われるが、この場合においてもその引受に関し充分の成算があることが絶対必要要件であり、この点特にGHQの見解を質す必要がある。

以上のように銀行局は、農林中金が系統機関から出資金を集めることも債券の消化を求めることも当面はきわめて困難とみているが、これに関する司令部の見解を示すきわめて興味ある会談の記録を紹介しよう。それは荷見安（日銀政策委員、元農林中金理事長）と司令部のヘンリー、ロビンソンとの会談要旨（二四年八月二五日付）の抄録である。⁽³⁶⁾

荷見委員 そこでその（食糧増産等のため——引用者）必要な長期資金を如何にして調達するかということが問題である。

ヘンリー 日本の農民は多くの蓄積を持つている。農協に対する貯金のほかに預金部、生命保険等に多額の貯金を持つている。

従つて農林中央金庫に債券を発行させて、農民から預金部、生保などに行つて資金を吸収させてこれを供給する。農林中央金庫をして債券によつて農業内部の資金を全国的規模において調整させるべきである。

荷見委員 農林中金に債券を発行させることは賛成である。ところで従来預金部資金は相当多額に農村に還元される慣習があつたため農民としては預金部資金が農村に還元されることを期待して貯金している。この貯金を農民が払戻をうけて農林債券に投資することは煩雑でもあるし、時間的にも一寸直ぐということに行かぬ。そこで預金部に対する農村貯金額は大体推定出来るが、この範囲内において預金部資金を農林債券引受けに充当させることはどうか。

ヘンリー 農民は郵便貯金することが如何にばかばかしいかを果して知つてゐるのだろうか、郵便貯金することによつて農民は

税金を払っているようなもので、しかもその税金を恩に着せて補助金などの形で農村に還元しているのである。農民は外部からの恩恵をうけずに自己の力で土地改良を行うことができればどんなに幸福か知れない。

荷見委員 郵便局はこれまで貯金すればそれを農村に還元するとか、或いは特別の奨励金を出して貯金吸収策を講じ、ことに郵便物集配人などを使つて貯金を勧誘するなどの方法を取り、その貯金吸収方法はあまりにも行き過ぎている。寧ろ不公正なる競争を敢えてしているといつてよい。

ロビンソン 貴説の通り郵便局の今日の積極的貯金吸収は非常に行き過ぎである。われわれはこれを今後どのように是正して行くか、われわれの大きな仕事であると思つている。

荷見委員 ポリシイ・ボードにおいても郵便局の貯金吸収は行き過ぎているということに意見の一致を見ている。

ロビンソン 郵便局の貯金吸収に関し御考えがあれば意見を出して頂きたい。

荷見委員 郵便局がこのように積極的に不公正な競争を行うなら協同組合としても一大運動を展開して積極的な対抗策を講じなければならぬ。そうすれば農民は今後郵便局に貯金することをやめるようになるであらう、尤もそのためには相当の期間と相当の教育を必要とするが。

ヘンリー それは非常に良いことである。もしそういう方法によつて将来農民が資金を郵便局などに預金せずに農林債券に投資し、自分達の力で消化する見透しがつけば、暫定措置として農民の郵便貯金の範囲内において預金部資金で農林債券を引受けることは強ち不可能でない。それが一番手取り早い方法である。ただこの場合懸念されるのは預金部資金で農林債券を引受けると、それがずーつと継続的となり、農民が自己資金で農林債券を引受けるといふ自立方法を考えなくなるのではないかという点である。従つて将来農民の自己資金で農林債券の消化ができるという見透しがついてはじめて、それまでの暫定措置として預金部資金による農林債券引受けということを考えて良い。

従つてこの見透しに関する具体的計画を早急に提出して頂きたい。

その後八月二九日付で農林省は「農林債券の消化計画」⁽³⁷⁾を立案しているが、農民や農協による消化には日時を要す

るので、当面預金部引受けとし、順次農山漁村の内部消化によつてこれを肩代り償還してゆく計画をたてている。しかし金融債の預金部引受けは司令部およびドッジの認めるところとならず、農林債券発行問題は暗礁にのりあがる。

次いで政府は一〇月一二日「農林中央金庫法の一部を改正する法律案」を閣議決定した。その骨子は、①資本金は四億円、ただし出資者総会の決議により八億円まで、出資者総会の決議があり、かつ主務大臣の認可を得て八億円を超え増資できる、②政府出資規定削除、③債券発行限度を「払込金額ノ十倍」から「資本金額ノ二十倍」に拡張、④役員は「定款ノ定ムル所ニ依リ出資者総会ニ於テ之ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受」ける、⑤役員の兼業禁止、⑥所属団体に対する貸付けは「担保ヲ徴セスシテ」おこなう規定を、「適当ナル償還ノ保証ノ下ニ」おこなうことに改める、⑦所属団体のために債務保証をおこなう規定を挿入する、というものであった。法案は司令部の検討に付されたが了解を得ることはできなかった。⁽³⁸⁾

これらの問題は、見返資金による農林中金の優先出資引受けの司令部提案によつて大きく転回した。優先出資引受けを法制化した「銀行等の債券発行等に関する法律」の制定経過については、既述した(第四章第二節)ので省略するが、同法により農林中金は自己資本(出資金および準備金)の二〇倍から預金と債券発行額の合計を差し引いた額の債券発行がみとめられ、見返資金によつて優先出資金二〇億円引受けがきまった。それに伴つて司令部の了解を得られなかった「農林中央金庫法」の一部改正法案は三月三十一日に撤回され廃案となり、二五年四月に開催された農林中金の運営委員会で優先出資二〇億円の経緯と民間出資による四億円増資の必要性が説明され、満場一致の承認を得て、五月に定款を変更し四億円の増資払込みを完了した。こうして、農林中金は優先出資二〇億、その他八億円、計二八億円の出資金を有し債券発行余力は飛躍的に増大した。その後二七年の「長期信用銀行法」に伴う「農林中央金庫法」の一部改正で、債券発行限度について「銀行等の債券発行等に関する法律」の規定がそのまま盛りこまれた。しかし、

農林中金の民主化に関連して検討された法改正は、この時期にはおこなわれることなく終わった。

五 漁業手形制度

昭和二三年四月の農業手形制度創設以来、漁業手形制度設置の要望は強く、それに関東・東北のあぐり網鰹漁業の不漁が重なる情勢の中で、二三年二月九日、衆参両院において漁業手形制度を速やかに制定すべき旨の決議がおこなわれた。そこで司令部の了承のもとに二四年一月二〇日、復興金融委員会において復金の支払保証付漁業手形制度創設が決定された。制度の概要を日銀資料によってみると、次のとおり⁽³⁹⁾。

- ① 漁業手形とは漁業用鋼索、鉛、石油等指定生産資材購入のため漁業者が金融機関あてに振出した手形であり（購入額の八〇％以内）、その償還を保証するため、その漁獲物を取扱う公認出荷機関（但し出荷機関を経由しない場合は荷受機関とする）が手形保証人となる。
- ② 手形期間一年六か月以内。
- ③ 金融機関（農中を含む）はこの手形に対して融資を行なうが、漁業者から復金に対する保証依頼書を徴求して復金から融資額の五〇％までの保証を受けられる。
- ④ この制度は関東以北のあぐり網業者にのみ適用し、実施期間は昭和二十四年三月末までに融資をなすものに適用し、復金の保証総額は一四二百万円を限度とする。

右のようにこの制度は、関東以北のあぐり網業者が、二四年三月末までに金融機関宛に振り出した手形の五〇％を復金で保証するというもので、日銀はこの手形の適格担保としての取扱いを一月二九日実施した。本制度による金融

機関融資増額は二・三億円（地方銀行八行——復金保証一・一億円）であった。

その後復金は業務縮小過程に入る一方、中小漁業者の資金難は全国的現象となり、漁業手形制度の拡充が要望されるに及び、日銀、水産庁、農林中金等が協議のうえ、漁業者が資金を自主的に償還し得る漁業共済基金を設置したうえ、漁業手形制度を発足させることになり、農林省は七月一日「漁業共済基金制度要綱」「漁業手形制度要綱」および「漁業手形繋ぎ融資要綱」を決定し実施した。これらの要綱の概要を日本銀行の要約によってみると、次のとおり⁽⁴⁰⁾。

- ① 漁業手形の借入を保証するため漁業者は特定の金融機関に基金を積立てる。この基金は原則として府県単位とし、加入漁業者は水揚げの都度その五％以上を積立てる。
- ② 基金制度の運営のため府県ごとに行政庁、金融機関、漁業者代表などによって「漁業共済基金運用委員会」を設置する。委員会は基金の積立、借入等の状況を明らかにするため加入者に漁業金融通帳を交付する。
- ③ 一定の基金積立目標額を達成した場合は目標額の倍額まで漁業手形による借入ができる。
- ④ 漁業手形制度適用範囲は漁業者が必要とする資材購入ならびに漁船修理等の資金に限られ、手形の振出人は漁業者または信用事業を営まない漁業協同組合、受取人は金融機関とし、手形期間は一か年以内、貸出利率は一般貸付金利による。
- ⑤ 償還は漁業者の水揚げ代金の一〇％以上をあらかじめ指定した買受機関が天引して融資金融機関に振込むことによつて確保される。
- ⑥ 漁業手形の満期日後六か月を経て償還が行なわれない場合には、共済基金から代位弁済が行なわれる。この後は加入者が基金に対し漁業手形と同様の債務を負う。
- ⑦ 緊急に資金を必要とするものは将来漁業手形による借入に乘替えることを条件にして、漁業手形つなぎ融資を受けることができる。

日銀は右要綱に基づく漁業手形およびつなぎ融資手形を適格担保として認め（漁業手形掛目九〇％、つなぎ融資手形八五％）、七月一六日から実施した。この制度の特長はつなぎ融資手形が認められたことで、基金の積立てが達成されない漁業手形借入れができない点を補うため、基金運用委員会で基金目標額が決定されれば、ただちにその倍額までつなぎ融資を受けられることとしたのである。この制度は業界から歓迎され、農林中金も積極的に融資にのり出したが、発足一年を経ない間にゆき詰まった。それはつなぎ融資が安易におこなわれたこと、漁価の低落による天引償還が困難となったこと等によるもので、基金の積立て、つなぎ融資の返済状況は不振となった。そこで日銀、農林省間で対策が協議され、農林省は漁業手形関係「要綱」の改正および「漁業手形及びつなぎ融資運用方針」を決定し、改正漁業手形制度は二五年七月七日から実施された。改正の概要を日銀資料によってみると次のとおりである。⁽⁴¹⁾

- ① 制度の適用資材中統制が撤廃されても適当なものは引続き適用資材と認める。
- ② 基金の設立については都道府県一本建を目的に整理統合を図る。
- ③ 基金の積立期間を基金設立の日より六か月以内とする。
- ④ つなぎ融資手形を振出しうる期間を明確にする。
- ⑤ つなぎ融資手形の返済期限ならびに漁業手形への切替え期限を明確にする。これを経過したものは本行の適格担保として取扱わない。
- ⑥ 基金目標額の二五％以上が積立てられなければつなぎ融資が認められない。

制度改正後、つなぎ融資からの乗替えが多く、漁業手形の残高は二五年九月一九・四億円（うち農林中金取扱い一三・八億円）とピークに達したが、その後漸減し二六年九月には一三・八億円（うち農林中金八・五億円）に減少した。なお、漁業手形改正に際し、水産庁長官から日銀総裁に宛てた通牒⁽⁴²⁾（昭和二五年六月一六日二五水第一一〇五四号）には「本

制度は今後の研究をまっして出来得れば法制化したとき希望を有する」旨記されているが、その法制化は「中小漁業融資保証法」（昭和二七年二月二七日法律第三四六号）として実現した。

六 農業協同組合の再建整備

昭和二四年から実施されたドッジ安定政策は、農村経済の欠陥を露呈せしめ、農業協同組合の中には不適当な経営と相まって、金融事業並びにその他経済事業にゆき詰りを来すものが少なくなかった。銀行局特別金融課の「農業協同組合の現況とその対策」⁽⁴³⁾（昭和二五年四月一五日）はその間の事情を説明して、農協が貯金の払出し停止、購買事業のゆき詰りを生じた原因を次の諸点に求めている。

- イ、農村自律化の盾の反面として弱小農業協同組合が乱立し然もその経営者に必ずしも適任者を得られず且十分に監督指導が行われなかったこと。
- ロ、農業協同組合の出資金が、その事業分量に比して過少であったこと。
- ハ、単位農業協同組合は、信用事業とその他の経済事業を兼営しているが、貯金を事業資金に流用しているものが多く、ために資金が固定したこと。
- ニ、諸物価の値下りと商品の売行不振により、値下りによる損失を含んだ大きな滞貨を包蔵し、又売掛金の回収が困難となつて資金が固定したこと。
- ホ、以上のような欠陥が農村経済の波動期の谷底と相俟つて露呈したこと。

また、これに対する対策としては次の点をあげている。

イ、これらの経営不健全な組合について事業の整理、滞貨の処分、未収金の回収、資金運用の規制、資本の充実、欠損の補填等により整理又は業務の合理化を図り、その健全な運営を促進する必要がある。そして、中央、地方に関係団体、学識経験者をもつて組織する対策協議会を設けこの農業協同組合の整理強化を促進することになっている。

ロ、農業協同組合の經理の基準に関する政令を制定し、出資金の増加、貯金の事業資金への流用の防止、支払準備の確立を行う。

ハ、以上のように、農業協同組合の貯金支払、事業の整備については極力自力更生を図るものとするが、なお、農業協同組合単独による自賄の困難な預金については、それぞれの組合の整備状況を勘案し、農林中央金庫から資金を供給する。このためにも農林中央金庫の担保力の増強を図る必要がある。

農協の経営の健全性確保はすでに「農業協同組合法」制定当時から必要性が指摘されていたことは既述した（本節一）が、前掲の対策にあげられている經理基準の制定は、「農業協同組合法の一部を改正する法律」（昭和二五年五月六日法律第一五七号）に基づいておこなわれた。すなわち、同法は新たに「組合が、当該組合とその組合員との間の財務関係を明らかにし、その他組合員の利益を保全するためにその財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令でこれを定める。」（第五二条ノ二）と定め、また信用事業をおこなう組合および県段階以上の連合会のすべてにつき「業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない」（第九四条）を挿入した。次いで同法に基づく財務処理の基準として「農業協同組合財務基準令」（昭和二五年十一月一六日政令第三三七号）が制定され、自己資本の充実、經理区分の明確化、他事業への資金運用、預け金、貸付け、余裕金運用などに一定の基準を設けた。ただし、当時の農協の經理事情からこの基準達成をただちに求めることはできなかったので、項目ごとに施行日を一年、三年、五年後と定め、あるいは経過規定を定めるなどとして、五年間をかけてすべての基準

を達成すると定めている。なお、この政令の制定経緯について『農林中央金庫史』は次のように述べている。⁽⁴⁴⁾

この基準令は、従来農協の経営について積極的な指導をほとんど加えなかった政府の方針が、一八〇度の転換をとげたことを示すものとして注目される。当初農林省は全文五カ条程度の簡単な案を考慮していたが、総司令部当局が農協を実地に調査した結果、その意向によって抽象的な規定を設けることを避け、詳細な具体的規定が設けられた。これによって、それまではほとんど全面的に経営者自身の判断にゆだねられてきた農協の資金運用に一定の制限が設けられ、財務比率とか、資金の回転率とかを問題にするような近代的な経営原則が導入されたことは大きな変革であった。

この「農業協同組合財務処理基準令」の制定によって、農協の経営に一定の枠がはめられることになったが、所定の基準を所定の期間内に達成することは困難であった。そこで、経営不振を打開して基準に到達するには、なんらかの政府の救済措置が必要であるという声が高まり、二五年十一月には全国農協代表者会議および全国四連会長会議（全国指導農協連合会、全国販売農協連合会、全国購買農協連合会および組合金融協会）において組合再建整備法制定の要望決議がおこなわれ、漁協側もこの運動に同調した。⁽⁴⁵⁾そこで農林省は二六年三月二〇日「農業協同組合等再建整備要綱案」⁽⁴⁶⁾を閣議に提出し、次のとおり了解を得た。

農業協同組合等再建整備要綱案（昭和二六、三、二〇、閣議了解）

一、不振農業協同組合及び同連合会（以下、不振組合という。）に対しては、極力自力再建を指導することとするが、自力再建の困難なものについては、政府の財政的支出、その他の援助により、組合の再建意欲を昂揚し、早急に経営を健全化することによつて、その使命達成に遺憾なきを期する。

二、再建整備計画は、その期間を五年とし、その間に不振組合の固定化した債権及び在庫品を資金化せしむると共に、保有する固定資産と欠損金の合計額以上に自己資本を増加することを目標とする。

三、不振組合の再建整備のため、中央及び地方に再建整備審議会を置く。

農林大臣及び都道府県知事は、不振組合の再建整備に関する具体的計画その他再建整備に必要な事項につき、再建整備審議会に諮問の上決定するものとする。

四、政府は自力で第二項の目標を達成することができない不振組合に対し、当初年度において、自己資本不足額（固定資産と欠損金の合計額から自己資本を控除した額）の三分の一（連合会にあつては五分の一）以上を増資することを条件として、五年を限り、左により増資補給金及び固定化資金利子補給金を交付するものとする。

(一) 増資補給金は、不振組合の自己資本増加実績に対し、左の区分に従つて、所定の交付率を適用して得た額により、交付するものとする。

第一年度	第一年度中における増加額	百分の八（連合会百分の十二）
第二年度	第一年度及び第二年度中における増加額	百分の六（連合会百分の十）
第三年度	第一年度乃至第三年度中における増加額	百分の三（連合会百分の六）
第四年度	第一年度乃至第四年度中における増加額	百分の二（連合会百分の四）
第五年度	第一年度乃至第五年度中における増加額	百分の一（連合会百分の二）

(二) 固定化資金利子補給金は、固定在庫額（仕入後一年以上を経過した在庫品の額）及び固定債権額（弁済期限到来後一年以上を経過した債権の額）に対し、それぞれ左の区分に従つて交付するものとする。

(1)	固定在庫		
	第一年度	年度当初額とその半額との合計額の二分の一に対し	百分の四（連合会百分の六）
	第二年度	第一年度当初額の半額の二分の一に対し	百分の四（連合会百分の六）
(2)	固定債権		
	第一年度	年度当初額とその三分の二額との合計額の二分の一に対し	百分の四（連合会百分の六）
	第二年度	第一年度当初額の三分の二額と三分の一額との合計額の二分の一に対し百分の四	（連合会百分の六）

第三年度 第一年度当初額の三分の一額の二分の一に対し 百分の四（連合会百分の六）

(三) 補給金は、再建整備完了後一年間を経過した後において、剰余金のうちから政府に償還するものとする。

(四) 再建整備計画の具体的実施状況に応じ、再建整備の目標を達成する見込のない場合等には、補給金の打切り又は還付の措置をとることができるものとする。

(五) 補給対象不振組合の決定は、農林大臣が大蔵大臣と協議して行う。

五、漁業協同組合及び同連合会に対しても、右と同様再建整備を行う。

六、政府は、右の措置を実施するため必要な法的及び予算的措置を講ずる。

右要綱は自己資本の充実を図り、固定債権および在庫品の資金化をすすめ経営を健全化するため自己資本を保有固定資産および欠損金の合計額以上とすることを目標に、不振組合および連合会に増資奨励金および固定化資金補給金を交付するというもので、これは、「農漁業協同組合再建整備法」（昭和二六年四月七日法律第一四〇号）として公布された（同年六月一日法律第二三二号をもって対象に林業を加え「農林漁業組合再建整備法」となる）。同法により不振組合は、債権・在庫品について二六年三月末（指定日）をもって試算表を作成し、五年以内で目標を達成する。これについて行政庁は助言を与え、奨励金を交付し、完了一年のちに交付された奨励金を返納することになった。

この措置によって、単位農協のほとんどは再建整備を完了し、経営基盤を確立した。しかし連合会は設立当初から自己資本に対して欠損金・固定資産の額が大きく、出資を求むべき単位農協も再建整備途上にある状況であったから再建整備のゆき詰りはしだいに明らかとなった。そこで二八年八月、連合会の自主的な再建とそれに対する利子補給を主体とした「農林漁業組合連合会整備促進法」（昭和二八年八月八日法律第一九〇号）が公布・施行された。⁽⁴⁷⁾

(1) 「農業協同組合の金融事業について」（大蔵省資料乙五二六—九—二〇）。
(2) 大蔵省資料乙五二六—九—二〇。

- (3) 同前。
- (4) 「農業協同組合法案に対する関係方面の意向について」昭和二年八月二六日(同前)。
- (5) 大蔵省資料Z五二六—九—二〇。
- (6) 「農業協同組合法案についての申入事項」「農業協同組合法案に対する関係方面の意向について」昭和二年八月二六日(同前)。
- (7) 大蔵省資料Z五二六—九—二〇。
- (8) 同前。
- (9) 「農業協同組合の中金加入方式に関する件(二二、一〇、二九)」(大蔵省資料Z五二六—九—六)は「金融機関再建整備法」第二六条ノ二によって新勘定増資をするか、同法第五七条の規定により保証金を徴収するかが検討されているが、この文書に記入された愛知銀行局長のメモは「金融機関再編成問題ハGHQデハ全部ヲ一括上程シテ審ギシ度イ希望デアリ其ノ根本ガ定マツテ居ナイ、要之唯今ノ処保証金ヲトルコトデ取敢ヘズガマンスル外ナイノデハナイカ」と記している。
- (10) くわしくは『農林中央金庫史』第三卷、二〇三—二三ページを参照されたい。
- (11) 同前、二一七—一九ページを参照。
- (12) 大蔵省資料Z五二六—九—二〇。
- (13) くわしくは、『農林中央金庫史』第三卷、一八五—八八、三一九—二九を参照されたい。
- (14) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (15) 大蔵省資料Z五二六—九—七。
- (16) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (17) 大蔵省資料Z五二六—九—九。
- (18) 同前。
- (19) 同前。
- (20) 大蔵省資料Z五二六—九—七。
- (21) 同前。
- (22) 同前。

- (23) 同前。
- (24) 同前。
- (25) 「農林復興金融に関する司令部の意向について」(同前)。
- (26) 大蔵省資料Z六二〇—六四。
- (27) 大蔵省資料Z五二六—九—七。
- (28) 大蔵省資料Z五二六—九—六。なお、第一回会合の審議会委員は、委員長湯河元威(農林中金理事長)、委員内田常雄(経済安定本部財政金融局長)、高野与作(同建設局長)、愛知揆一(大蔵省銀行局長)、井上敏夫(日銀理事)、北代誠弥(復金理事長)であったが、のち、委員のうち、復金理事長を副理事長にし、農林中金副理事長を加える変更があった(同前)。
- (29) 『農林中央金庫史』第三卷、一〇一八—二〇ページ。
- (30) 大蔵省資料Z五二六—六—三。
- (31) 「農林中央金庫の民主化に関する件」(二四、二、一五、全国信連会長会議決議案)(大蔵省資料Z五二六—九—六)。
- (32) 大蔵省資料Z五二六—九—六。
- (33) 『農林中央金庫史』第四卷、一一四—一六ページ。
- (34) 大蔵省資料Z五二六—六—一三。
- (35) 大蔵省資料Z五二六—九—六。
- (36) 同前。
- (37) 大蔵省資料Z六二〇—九七。
- (38) 「ヘンリー氏指摘ノ点(二四、一一、一、農、官、金)」(大蔵省資料Z五二六—九—六)は、この法案に対する司令部の疑問点と農林省との質疑応答が記録されているが役員の構成等につき政府案以上の改正を要求し、政府案に対する疑問も出されている。
- (39) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (40) 同前。
- (41) 同前。
- (42) 同前。

- (43) 大蔵省Z六〇四―一四。
 (44) 『農林中央金庫史』第四卷、一七五ページ。
 (45) 同前、一七六ページ。
 (46) 大蔵省資料Z六二〇―一二。
 (47) くわしくは『農林中央金庫史』第四卷、一七九―八六ページを参照されたい。

第二節 中小企業金融機関の再編成

一 中小企業金融対策と金融制度

復興期における中小企業金融はその重要性が叫ばれながら、必ずしも円滑にすすめられていなかった。その実態を示すものとして、たとえば銀行局が策定した「⁽¹⁾中小企業金融について」(昭和二年一月六日付)は中小企業金融の現状とあり方について次のように述べている。

(一) 中小企業概念は必ずしも一定せず従つてその範囲も必ずしも明確ではないが、中小企業に対する金融は、第一次的には銀行はじめ普通金融機関で取扱うとともにこれら普通金融機関と並んで中小企業乃至は庶民金融機関の取扱うべきところであり、第二次的には以上の金融機関により融資の対象となり難く且つ我国経済再建の見地より見て特に育成を要するものについて復興金融金庫からの融資を考慮すべきところである。

(二) 銀行等の普通金融機関が中小企業金融について特に重要な地位を占めている点は疑のないところであり、この傾向は将来益々加重せられるものと認められるが、差当りこれが金融の一層の円滑化を図るためには、金融機関資金融通通則上において国家的に必要な中小企業に対する融資順位の引上げとこれらに対する小口金融の新円による貸付範囲の拡張とを考慮することとしたい。

(三) 中小企業の金融上の弱点たる資金の零細であること、信用が薄弱であること等に基づく金融上の不利については先づ中小企業自体の側において金融を受け得る態勢を整備することが必要であるが、これが組織化の手段として商工協同組合の整備確立

と商工組合中央金庫より組合の事業資金の円滑な供給の確保を期さなければならない。

商工協同組合は、全国において既に約一万一千の組合設立せられその業種は繊維工業、製材製品工業、機械器具工業、窯業その他工鉱商業農林水産業等各般の業種に及んでおり、商工組合中央金庫からこれら組合に対する融資総額は現在約四億三千万円に上っている。

商工組合中央金庫は目下復興金融金庫の代理業務として中小企業に対する資金融通の取扱を行っているが、今後においては本制度又は保証融資の制度を活用することを考慮したい。

(四) 市街地信用組合、無尽会社等の所謂庶民金融機関も中小企業金融に寄与する点が大なるものと認められるところであり、これら金融機関の融資総額（無尽会社については給付口掛金を含む。）約五十億円のうち相当部分は中小企業に充てられているものと考えられる。これらの金融機関については今後一層經理の基礎を堅実ならしめ資金量の増大を図るべく措置することとしたい。

(五) 復興金融金庫は中小企業に対する金融のうち以上の金融機関が融資の対象となし難く且つ経済再建上緊要な資金の融通を担当するところである。同金庫の中小企業に対する貸出額は九月末において総額一、一三八百万円内設備資金七五二百万円運転資金三八六百万円である。（同金庫の九月末融資総額二八、八四五百万円の四％）（詳細別紙参照）同金庫は第三四半期において（資金融通総額一一四億五千万円中）約四億円を中小企業に充てべく予定しているところである。（注、同金庫の中小企業金融とは申込額三百百万円未満、資本金百万円以下のものをいう。）

この文書では、中小企業金融を促進するための金融機構について三段構えの考え方をとっている。すなわち、普通銀行、中小企業金融専門機関（市街地信用組合、無尽会社、商工組合中央金庫）、政府金融機関としての復興金融金庫の中小企業金融の三つである。なお参考資料として二年八月末現在の中小金融機関別融資残高を示しているが、無尽会社、市街地信用組合の順で融資残高が大きく、政府系金融機関としては、商工中金、復金の中小企業金融の比重は比

較的小さく、庶民金庫の役割の高いことを示している。

また、中小企業に対する金融逼迫の緩和を図るための特殊金融機関の新設（庶民金庫の機能を受け継ぐことが考えられていた）が強く要請されているが、このような特殊金融機関は政府の莫大な補助を必要とし、しかも戦後の財政事情がこれを許さないのも、差当りの問題としては、既存の金融機関を積極的に活用することによって緊要な中小企業金融の円滑化を図ることとしたいとも述べている。なお、この文書は、中小企業金融のための恒久的特殊金融機関の設置は、金融制度全般にわたる再編計画の一部として考慮したいと述べている。

昭和二三年に入ると、いわゆる復金インフレと呼ばれる経済環境の下で、中小企業金融の逼迫は一層深刻となり、政府としてもその解決を迫られることとなった。そのため、政府は二三年八月一日に、「中小企業金融対策要綱」⁽²⁾の閣議決定がおこなわれ、同日大蔵省は「中小企業金融対策について」⁽³⁾を発表した。両者は構文に違いはあるが、内容は同一なので閣議決定を紹介しておく。

中小企業金融対策要綱（昭和二三、八、一一閣議決定）

中小企業金融問題はこれを緊急に打開する必要があるため、左の要領の措置を講じ、一般金融機関の融資を積極化すると共に、復興金融金庫の機能を活用して中小企業金融の円滑な疏通を期するものとする。

一、中小企業金融受入体制の確立

中小企業の自己資本を充実せしめると共に、その生産企画の適実化、技術、経営の質的向上、特に帳簿組織の整備を図り金融受入体制を整えるよう指導する。

なお、これと同時に協同組合、その他の団体組織による中小企業者の組織化により、金融をも円滑ならしめるよう推進する。

二、信用保証制度等の活用

信用保証制度の活用を図ると共に、中小企業自体の信用力、担保力の強化に努める。

三、一般金融機関の活動促進

正規のルートによる生産及配給のため必要な金融については、中小企業の生産配給体制の整備と相俟つて貿易手形、配給手形その他の手形制度の活用を図り、その円滑を期するものとする。

なお、右の諸手形その他中小企業に対する金融については、融資準則の運用上適切な考慮をはらうと共に日本銀行の金融操作に当り、実情に即しその適実を期するものとし、銀行その他一般金融機関の中小企業に対する融資活動を促進する。

四、復興金融金庫の活用

経済復興に緊要な中小企業に対する生産資金の疏通を図るため、復興金融金庫の代理貸及損失保証融資制度を拡充する。代理貸業務は原則として設備資金の供給を目的とし一件二百万円以下の融資につき代理店において専行処理し得る途をひらく。

復興金融金庫は一般金融機関の中小企業に対する一件二百万円以下の融資につき一定金額を限り無審査で損失保証に応ずるものとする。右の損失保証は融資総額の一定割合を限度とする部分保証とする。なお本融資により金融機関が資金繰に不足を生じた場合には日本銀行は所要資金を円滑に供給する。

備考

一、本要綱において、中小企業とは払込資本金二百万円以下のもの及びこれに準ずるものとする。

二、第二・四半期においては復興金融金庫の資金計画に中小企業金融のため十億円を確保し内五億五千万円を代理貸資金に、四億五千万円を保証基金に充当する。なお保証限度は概ね三割とし、本措置による第二・四半期の融資総額は二十億円を目途とする。

三、中小企業金融の改善のため必要な具体的措置を調査審議するため関係官庁及び金融機関を含めた調査会（事実上のもの）を設ける。

以上のように、中小企業側の金融受入体制の整備および信用保証制度の活用を図り、かつ金融機関の中小企業金融は、設備資金については復金融資を代理貸を通じて供給し、運転資金については一般金融機関から貸付けをおこなうが、復金の損失保証、日銀からの資金供給などによりそれを支えるという構想である。この要綱の決定までには、六月下旬以降商工・大蔵両省において立案、検討、協議が続けられ、多くの文書が残されているが、単に中小企業に対する融資枠の拡大ばかりでなく、復金による保証制度、代理貸専行限度、日銀の手形優遇措置などがきめ細かく検討され、また払込資本金一〇〇万円以下の企業を対象としていたのを二〇〇万円以下に拡張し、成案となったものである。なお、この間に中小企業庁が八月一日開設され、中小企業対策にとりくむこととなった。

昭和二四年に入ってドッジ安定化政策がとられると、中小企業金融は農村金融などとともに、とくに逼迫の著しい部門となった。そこで同年七月から九月にかけて種々の対策が検討された。このうち、とくに金融制度と深くかわるものだけを以下でとりあげてみよう。

(1) 「最近の金融情勢に対応する当面の金融対策について」⁽⁴⁾（二四年七月四日銀行局）

最近の金融梗塞とくに中小企業・農林金融の疎通を図る一般的対策として、日銀のオペレーションの積極化、預金部資金の活用、融資規制の緩和、日銀高率適用制度の緩和等金融面からする措置のほか、制度面では、復金回収金の活用、日銀中小企業融資別枠の拡張、市街地信用組合・無尽会社・農業協同組合等の保有国債の日銀買オペレーション、看做す無尽をおこなう殖産会社の育成、国民金融公庫の活動促進、信用保証制度の活用をあげている。

(2) 「金融を中心とする中小企業対策」⁽⁵⁾（二四年七月二七日、中小企業対策委員会）

制度面の対策として、①商工中金、興銀、勧銀を中心として一般市中銀行をも動員する、②中小企業に対する特殊金融機関（無尽会社、市街地信用組合、国民金融金庫等）の刷新活用、とくに手持国債の日銀買上げ、③商工中金の強化

および活用（債券発行の承認、取引先を組合のほか、組合員および組合員たり得べきものに拡張すること、資本金の増加と政府出資）、④長期中小金融に対する国家補償制実施、⑤信用保証協会の法制化、⑥不動産金融の実施、⑦地方的金融機関の設置（戦時中の銀行合同の再検討）等がとりあげられ、民間の要望が集約されている。

(3) 「中小企業金融対策について」⁽⁶⁾（昭和二十四年九月一九日——作成者は銀行局と推定される）

すでに実施された対策として、①日銀別枠融資の限度・使途の拡大、②市街地信用組合・無尽会社保有国債の日銀買入れ、③融資準則の大幅緩和、④一般銀行の中小企業金融の奨励、⑤炭住未払代金の協調融資あっせん、⑥信用保証協会の活用などをあげ、今後とるべき措置としては、①日銀資金の供給拡大、②無尽会社・市街地信用組合の国債買上げ促進、③商工中金の増資および債券発行限度拡張、④国民金融公庫の増資、⑤不動産金融の再開（第四章第二節二参照）等を取りあげている。

以上述べたように、昭和二十四年の段階になると、一般金融機関の活用が中小企業金融の中心に位置づけられ、①日銀の中小企業別枠融資の拡張と普通銀行の中小企業融資の奨励、②興銀、勧銀、商工中金の中小企業金融の強化、③中小企業金融機関（信用組合、無尽会社）の助長育成、④民間不動産金融機関の設置、が政府の対策の中心となった。こうした民間金融機関の制度面の拡充については、司令部との関係で実現し得なかったものもあるが、国民金融公庫の民間金融機関に対する補完機能が明示されてきているのが、この時点でのもう一つの特徴となっている。

二 信用組合と信用金庫

昭和二十三年八月一日に新たに開設された中小企業庁は、中小企業の組織化のための「中小企業協同組合法」の立案

をすすめた。もっともこの時点では、すでに「農業協同組合法」は公布・施行されており、「消費生活協同組合法」

も二十三年一〇月一日施行を前提に七月三〇日に公布を終わっていた（法律第二〇〇号）。中小企業および中小企業金融制度についても協同組合化、組織化が必要であることは、昭和二十二年二月二五日に閣議決定をみた「中小企業振興対策要綱」に「商工協同組合による組織化の普及促進と共同施設に対する特別の援助」が含まれており、同年六月二一日の内閣発表の「経済緊急対策」の一環に中小企業の育成と組織化が据えられていた。⁽⁷⁾一方、第二次金融制度調査会の答申は中小企業金融制度について市街地信用組合・無尽会社の整理統合と経営内容の強化、商工組合中央金庫の民主化によるその中央機関化という構想がうち出されていた（第二章第一節参照）。

これより先昭和二十一年には「商工協同組合法」（昭和二十一年一月一日法律第五一号、一月一日施行）が制定されたが、これは戦時中の昭和一八年制定の「商工組合法」の改正を目的としたもので、民主化を理念としたものの、内容的には戦前の旧「商工組合法」による施設組合制度の色が残っていたうえ、その後制定された「独占禁止法」との関係もあり、昭和二十二年には「商工協同組合法」の改廃について検討を余儀なくされていた。⁽⁸⁾

以上のような経過を辿って、昭和二十四年には、ようやく「中小企業協同組合法」の立案が、中小企業対策の一環としてすすめられるにいった。以下法案制定にいたる過程とこれに対する各業界の対応を、年次を追って列記してみよう。

(1) 昭和二十四年四月「中小企業協同組合法案」が中小企業庁において立案された。

(2) 昭和二十四年四月一二日 全国市街地信用組合協会（以下「全信協」と略称することもある）が緊急総会において同法案に対して絶対反対を決議した。⁽⁹⁾

(3) 昭和二十四年五月七日「中小企業等協同組合法」（信用協同組合への改組が予定されていた市街地信用組合の構成員

に勤労者等が含まれていたため、中小企業等と法律名に等が加わった）の国会での審議が開始され、「中小企業等協同組合法施行法」とともに、六月一日に成立し、ただちに公布され（法律第一八一号、第一八二号）、七月一日から施行され、「商工協同組合法」「林業会法」および「市街地信用組合法」は廃止された。⁽¹⁰⁾

（4）昭和二十四年六月一日「協同組合による金融事業に関する法律」（法律第一八三号）が公布された。信用協同組合のみは他の協同組合と異なり、員外預金の受入れが認められたことから、経営の健全性、預金者保護のため別に銀行に準ずる監督を必要としたためである。また、「市街地信用組合法」が廃止されたため、市街地信用組合、「産業組合法」による準市街地信用組合、「商工協同組合法」によって信用事業をおこなう商工協同組合はすべて同法によって設立、経営されることとなり、同時に監督の一元化も図られることとなった。⁽¹¹⁾

（5）昭和二十五年二月二十八日までに市街地信用組合以外の組合はすべて信用協同組合に改組した。また、市街地信用組合も同年四月一日に一斉に信用協同組合に改組した。

（6）昭和二十五年三月二十九日 全信協から独立して活動し得る「中小企業金融機関設立期成同盟」が結成され、同時に「協同銀行法案要綱（案）」が作成された。同要綱は旧市街地信用組合の一部が「中小企業等協同組合法」から脱出して単独法に基づく金融機関になろうとする構想で書かれていた。内容は、相互会社の組織の下に、金融機関化への積極的改革を含むものであった。法案の名称は、同年六月には「中小企業銀行法案要綱」と変えられ、七月三〇日には「組合銀行法案要綱」と再変更され、同時に期成同盟も「組合銀行法期成同盟」と名称を変えた。⁽¹²⁾

（7）昭和二十五年七月一日に作成された「銀行及び金融業務等に関する法律案」（いわゆる銀行法改正案の第三次案）の第六章に信用協同組合の規定がもられた。いわゆる第二次案（新銀行法案）までは狭義の銀行と外国銀行に関する規定に限定されていたのに、第三次案になって、信託会社、相互銀行をはじめこの信用協同組合が入れられたのは、

司令部側の強い意志が働いたものと思われる。司令部とくにロビンソンはアメリカの信用組合 Credit Union にならって信用協同組合の存在は認めたものの、員外預金を受け入れるなど金融機関としての業務をこれに認めることを了承しなかった。旧市街地信用組合がかつてと同様に金融機関的な業務をおこなうためには銀行にならなくてはならなかった。つまり、ロビンソンは銀行と信用組合とを明確に区別していたのであった。そこで、第三次「銀行法」改正案では、銀行を広義に定義し、信用協同組合をこの中に入れることによって、金融機関的業務をおこなうことも可能であるように措置したのではないかと思われる。⁽¹³⁾

（8）二十五年七月一日の全信協役員会において、大蔵省銀行局特殊金融課長から「銀行法」改正第三次案の信用協同組合に関する部分について説明がなされた。それは大蔵省が新金融機関の構想に当たり、協同組合の線は残すが市街地信用組合的なものへの復帰を望んでいることを示していた。この法案の「信用組合」の部分が独立して「信用金庫法案」の骨子となった。⁽¹⁴⁾

（9）続いて、昭和二十五年八月四日にたって、大蔵省銀行局は司令部との折衝を重ね日銀の意見をも参照のうえ、第三次案を修正し、いわゆる第四次案（「銀行法改正案一部修正案」）を作成した。前案との主要な相違点の一つは、無尽会社、信用協同組合は別途単独法で規定することとし、第四次案の対象を銀行および信託銀行に限ることであった。⁽¹⁵⁾

（10）そこで全信協としても単独法の制定を働きかけることとなり、二十五年八月三〇日の役員会で制度専門委員会が設置され、その第一回会合（八月三〇当日）で、「信用銀行法制定」が決議された。この結果、同年九月一二日には、組合銀行期成同盟は「信用銀行法期成同盟」とさらに名称を改めた。なお、ここで決議された「信用銀行法案」の内容は、たとえば組織について、一口一票の株式会社的方式が採用されていることから分かるように、従来の案より

一層金融機関化の方向を明確にするものであった。したがって、この案に対しては、協同組合主義的理論に立つものや比較的規模の小さい組合などから批判が出され、これがやがて翌二六年二月二二日の「信用金庫法反対期成同盟」の結成へと結びついていく。⁽¹⁶⁾

(11) 大蔵省は、普通銀行についての銀行業法とは別に、中小企業専門機関についての単独法を制定するに当たり、旧市街地信用組合を「信用協同組合」ではなく「信用金庫」に改編する構想をうち出した。すなわち、二五年一月一五日付の「相互銀行及び信用金庫の構想について」⁽¹⁷⁾は、

今般、銀行の信用の維持と預金者等の保護に万全を期するために、普通銀行（一般商業銀行）について銀行業法を新たに制定することとなつたことに照応して、普通銀行の外、国民大衆のための貯蓄機関として且つ中小企業者のための金融機関として相互銀行及び信用金庫の制度を設け、国民貯蓄の増強に資し併せて国民大衆のための金融の疏通を図ると共に、金融業務の公共性にかんがみ、その資産及び運営の安全性と健全性の確保を図り、その監督の適正を期する目的をもつて相互銀行法及び信用金庫法を制定することと致したい。

とし、信用金庫構想について次のように記している。

銀行等の営利主義に基づく金融機関の外、非営利の出資組織にして地方的な小型の金融機関として信用組合があることは各国の例にあるところである。

我が国においても信用組合制度は、極めて健全に発達し来つたのであつて特に都市における一般大衆を相手とする市街地信用組合の活動はめざましい成績を示していた。

しかるに昨年制定せられた中小企業等協同組合法により信用組合は一般の事業を営む協同組合と共に規定せられることとなつた。同法は自由放任的色彩が濃厚であり、金融機関としての組織、監督等に関し殆んど配慮せられていない。このため金融機関としての健全性の保持、預金者保護等について著しい支障を来たすこととなる。よつてこの際、銀行等と異なる非営利の国民的

金融機関たる特質を完全に生かしつつ他面金融機関としてふさわしい運営を確保するためこの種の信用組合について信用金庫法を制定することが焦眉の急である。

- (1) 非営利であり国民大衆的金融機関としての特色を生かすと共に、公共性ある金融機関として営業免許、監督等につき銀行に準ずるものとする。
- (2) 業務については一般大衆よりの預金吸収と構成員への貸付を主たる業務とする。
- (3) 出資金の最低限度を設けその金額は、五百万円を下つてはならないものとし、自己資本の充実を図る。

また、同じ一月一五日付で銀行局は「信用金庫法案要綱」⁽¹⁸⁾を作成している。

(12) 二五年一月一八日、全信協は「中小金融の新制度確立に関する要望書」を大蔵大臣に提出した。先の大蔵省作成になる要綱案から三日後であつて、その主な内容は「信用金庫（仮称）要項」であつた。この全信協の信用金庫構想と前掲大蔵省の構想との基本的な相違点は、①最低資本金額（出資額）が全信協案の方が低いこと、②議決権につき、大蔵省案は一人一票となっていたが、全信協案では「一人につき一箇を原則とするも、定款の定めるところにより口数に應ずることが出来るものとする」となっていることなどであつた⁽¹⁹⁾（最終的に決定された「信用金庫法」はいずれも大蔵省案が生かされている）。

(13) 二五年末から二六年にかけて作成された「信用金庫法案」は司令部の内諾をうけることができず、二六年一月九日の全信協常任理事会は議員提出による立法化を決定した。そして同年二月五日には「信用銀行法期成同盟」の名称を「信用金庫法期成同盟」と改称してさらに運動をすすめた。⁽²⁰⁾

(14) その後、二六年二月二二日に「信用金庫法反対期成同盟」が結成されたことは前述のとおりだが、この反対も「中小企業協同組合法」の枠から脱出して、新法律による金融機関を設立することには賛成であつたが、小規模で

最低出資額の基準を満たしていないため、「信用金庫法施行法」に定める経過措置に反対するものが中心であった。また、員外預金の受入れの総預金に対する比率を信用協同組合について二割までに抑える点については決定的な対立をみたので、全信協はこの点をも譲歩して両者の歩みよりができた。⁽²¹⁾

(15) かくて「信用金庫法案」および「信用金庫法施行法案」は昭和二六年三月一五日、三党(自由、民主、社会)の共同提案として国会に仮提出され、三月三一日に本提出された。仮提出と本提出の間に司令部から修正条項が示され、その上で承認をうけた。主な修正条項は、①会員の加入資格について、「独占禁止法」第二四条との関係から、会員たる事業者は従業員二〇〇人以下としていたものが一〇〇人以下に引き下げられた、②事業について、信用金庫は銀行ではないから、銀行と同じ業務はおこなうべきではないとして、有価証券の払込金の受入れ、元利配当の支払いが削除された、③同じ理由により預金担保でない員外貸出が削除された、の三点であった。法案は、同年五月一五日に衆議院を通過したが、その後参議院大蔵委員会で、四派(自由、民主、第一、緑風会)の共同修正案が可決された上で、五月二六日同院本会議を通過した。この修正案に衆議院も同調したので、同日に両法は成立し、「信用金庫法」は法律第二三八号、「信用金庫法施行法」は法律第二三九号として、同年六月一五日に公布・施行されたのである。⁽²²⁾

(16) これによって多くの信用協同組合は信用金庫に改組されることとなり、「信用金庫法」施行時全国で六五三あった組合のうち、昭和二六年一〇月末までに二四九の組合が、そして昭和二八年六月一四日までは五六一の組合が信用金庫に転換した。⁽²³⁾

(17) 戦前からの市街地信用組合の中央機関は庶民金庫であったが、その機能は戦後著しく弱まったばかりか、改組問題が出てき、結局国民金融公庫の設立に伴い、同公庫にその主たる業務を移管した。そこで市街地信用組合は中央機関を失うにいたった。しかも中小企業金融の逼迫期にあって、市街地信用組合はその中央機関を必要とした。そ

こで全信協は「全国信用組合」の設立認可申請書を、昭和二四年八月二六日に提出したが、同年一二月三〇日にいたって司令部の覚書によって、「中小企業等協同組合法」施行以後の認可は不可能と通達された。そこで市街地信用組合が信用協同組合に改組した後の四月一三日、全国信用協同組合連合会の設立準備に着手し、五月二九日設立、六月一日より業務を開始した。この機関は翌二六年一月一日より、「信用金庫法」の施行により全国信用金庫連合会に組織変更した。⁽²⁴⁾

かくて新しい信用協同組合関係の金融制度は、信用金庫→全国信用金庫連合会と信用協同組合の二系列に分かれることとなって今日にいたっているのである。⁽²⁵⁾

三 相互銀行

無尽会社は大正四年制定され、昭和六年四月全面改正された「無尽業法」(昭和六年四月一日法律第四二号)によって、「一定ノ口数ト給付金額トヲ定メ定期ニ掛金ヲ払込マシメ一口毎ニ抽籤、入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ対シ金銭ノ給付ヲ為シ」(第一条)、「資本十万円以上ニシテ払込金額五万円以上ノ株式会社」(第四条)として、大蔵大臣の認可と監督のもとにあり、庶民金融機関として業績を拡大してきた。また、会社数は昭和八年末の二七六社をピークに漸減し、とくに戦時中の政府の合併促進策によって整理統合が進み、終戦時には約六〇社となった。この間、戦時下中小企業者の企業整備・応召・徴用などにより、無尽会社への資金需要が低下する一方、貯蓄を目的とする無尽加入者が増えて無尽会社は貯蓄吸収機能的色彩を強めた。いわゆる貯蓄無尽(一八年八月から)、当籤付割増無尽(一九年一二月―二〇年一月)の創始は実質上定期預金と同じ仕組みのもので、「無尽業法」で禁止されていた預金業務の取

扱いに歩をすすめたものであった。⁽²⁶⁾

そこで、浮動遊資を吸収して無尽会社に預金扱いを認めようとする気運が高まったが、それを「無尽業法」の改正によらず、「軍需金融等特別措置法施行令」(昭和二〇年三月二二日勅令第一二六号)の改正によっておこなうことになり、終戦後、一〇月三日公布された勅令第五五八号によって、「無尽会社へ主務大臣ノ認可ヲ受ケ預金ノ受入レヲ為シ又ハ受入レタル預金ヲ担保トシテ貸付ヲ為スコトヲ得」と規定された(「軍需金融等特別措置法施行令」は昭和二年五月二四日ポツダム勅令第二八三号によって「銀行法等特例法施行令」と改題され、この規定は存続した)。無尽会社による普通預金および定期預金取扱いは、二〇年二月一日から認可された(ただし、預金金利は所在地方銀行と同一とし、預金による吸収資金は払戻準備金、預金担保貸付け以外は国債の消化、庶民金庫預け金に充当することを条件とする)。こうして、無尽会社の資金に占める預金の比重は高まった。さらに、二四年五月三一日公布された「貸金業等の取締に関する法律」(法律第一七〇号、六月三〇日施行)に伴う「無尽業法」の改正によって、第一条に「一定ノ給付金額ヲ定メ一定ノ期間内ニ掛金ヲ払込マシメ其ノ期間ノ中途又ハ満了ノトキニ於テ掛金者ニ対シ金銭ノ給付ヲ為スモノハ無尽ト看做ス」を挿入して、看做無尽を認めたことも、加入者相互間の融資に限らず、自己資金で融資するための預金吸収の必要性を高め、無尽会社の預金の増大となった。⁽²⁷⁾

この間、無尽会社は二一年八月、新旧勘定を分離し新勘定で営業を続けたが、旧勘定の負債中掛金・預金は少なくまた資本金も少額なものが多く一方、資産のうち戦時中におこなった社債・株式への投資は補償打ちりの影響が大きかったから、無尽会社五九社中三七社が資本の全額を切り捨てて政府補償を受けるという状況で再建整備を終わった(表1-9、11参照)。

右の事情の中で無尽会社の制度改正が検討されたが、第二次金融制度調査会の第三特別委員会において二二年五月

三〇日から七月四日までの討議をまとめた「第三特別委員会の議事概要」は、無尽会社について次のような討議がおこなわれたと記している。⁽²⁸⁾

無尽会社の整理統合はほぼ完了し現在五十数社に減少しているのであるが、更に統合を行う必要のあるものもある。また無尽会社の組織は、元来相互扶助的精神に立脚し、人的結合に基調をおくものであるに拘らず、株式会社という営利主義の形態をとるのは不合理であるから、相互組織に改めるか、又は少くとも会社の剰余金を利用者に還元する方法を講ずべきだという意見があつた。これに対し無尽会社側は、株式会社組織であるが、配当は制限されており、利用者本位に運営されているから、現在の制度で格別の支障はないが、なお考慮の余地はあるとしている。

また、銀行局作成の「無尽会社の再建整備に関する件」⁽²⁹⁾(二二年二月一〇日)も、相互組織について次のような意見を記している。

(一) 無尽が本来相互扶助を根本目的としている点に鑑み、今回の再建整備に際し無尽会社が相互組織となり得る途は拓きたいと考えている。

(二) 併し今日迄の無尽の発展の段階に鑑み全無尽会社に相互組織を認めることは好くないと考えている。大都市の一部の大無尽会社にのみ例外的に相互組織を認めたいと考えている。

(理由(1)相互組織は稍もすれば理事者の責任感を稀薄ならしめる惧がある(二ノ(七)参照)(2)相互組織は民主的の如くして実は少数理事者の独裁を助長する惧がある)

その後、無尽会社に対する法改正は、「金融業法案」の中に盛りこんで立案されるが、それについてはすでに第二章で触れたので省略し、二五年以降の動きについて記述しよう。

全国無尽協会は二五年一月一八日、池田蔵相あてに「無尽銀行法についての意見書」⁽³⁰⁾を提出し、「無尽業法」を改正して次のような「無尽銀行法」の制定を要望した。

(一) 無尽銀行法

無尽会社が吾が国古来から親しまれてきた「無尽」と言う名称を捨てず、而もその経営の実体からして無尽銀行法を作り、現在の無尽会社を全部これに依つて経営することは最も理想的であり、又各業者並に取引者がひとしく望むところである。

(中略——引用者)

無尽銀行法は

- (1) 普通銀行の如く為替の取扱をなさざること。
- (2) 普通銀行の如く広範なる附随義務を行わざること。
- (3) 本来の無尽業と共に中小企業者並に一般大衆より零細な資金を吸収しての融資についてはこれら階層を対象とすること。
- (4) 従つて取引層も専らこれら階層を相手とする為、普通銀行と不当の競合をする虞れなきこと。
- (5) 預貯金についても一定の制限をもうけ、この総額は無尽掛金の範囲をいでないこと。
- (6) 信用供与の中同一人に対する融資も銀行より小額とし資本金及準備金の百分の十を超えないこととする。

以上を考える時は銀行とはその性格及業務の実体からして相当の開きがあり、たんに銀行業の兼営と解すべきでなく、寧ろ無尽会社が無尽銀行となつてこそ吾が国中小企業者並に一般大衆の金融は円滑となり、日本経済の発展に寄与するところ大なるものと信ずる。

この法律施行にあたつては現在の金銭無尽会社五十八社はただちに無尽銀行として発足すること勿論であるが、

- (イ) 殖産無尽会社は一定の期間を設けて無尽銀行に目的変更をさせること。
- (ロ) 建物無尽会社については極限した範囲内に於て預金の取扱を認め住宅無尽とするか、已むを得なければ建物無尽会社として別途の法律に規定すること。

而して別に無尽の実体法たる無尽法を作り契約者の権利義務等を明確にし以つてその運用の完璧を期せられたい。

なお、四囲の状況よりして無尽銀行法が不適當の場合は少く共これを庶民銀行法にかえられることを望むものである。

(二) 無尽銀行法を作るにあたつては、その根本はこれを銀行法に依ることは已むを得ないこととするが、無尽銀行の性格等よりして左の項については十分考慮せられたい。

- (1) 無尽銀行法は中小企業並に一般大衆の金融機関として安全且堅実な経営を確保すると共に、無尽加入者及び預貯金者の利益を保護し、以つて健全なる発展を図ることを目的とする。
- (2) 現行無尽業法により認められている無尽会社は、無尽銀行法による認可があつたものとみなし、全会社(五八社)が無尽銀行となるようにする。
- (3) 無尽銀行業とは、左に掲ぐる業務を営む事業をいう。

- (イ) 金銭及び有価証券の給付をする無尽(無尽法に規定)
- (ロ) 定期預金、据置貯金の受入
- (ハ) 預金の受入
- (ニ) 貸付又は手形の割引

但し右(イ)預貯金額は無尽掛金を限度とする。

尚右(イ)の無尽を営業として行うものは無尽銀行に限るものとする。

無尽業務と銀行業務とを兼営するが、普通銀行との競合を避けて、中小企業金融、庶民金融の分野で専門性を発揮したいという趣旨であつた。

大蔵省で立案した諸立法の中で、始めて無尽会社の相互銀行への転換を明記したのは「銀行及び金融業務等に関する法律案」(昭和二五年七月一日、「銀行法」改正第三次案)であろう。こうした動きに、全国無尽協会は相互銀行法案に関する意見書、陳情書を政府に提出して、その実現を要望した。⁽³¹⁾ こういう中で、大蔵省は単独法で「信用金庫法」と並んで「相互銀行法」を制定し、中小企業金融機関の整備に資したいとして、「相互銀行及び信用金庫の構想につい

て」⁽³²⁾（昭和二五年一月一日）において相互銀行構想を次のように述べている。

普通銀行の外に、大衆的な貯蓄銀行的な性格を有し、地方的な相互金融を主たる業務とする相互銀行を設ける。

- (1) 資本金の最低限度は、二千万円とする。
- (2) 業務は、預金の受入及び貸付を行うが、大衆の貯蓄の便益と、その金融の円滑化に資するため、特に月掛又は日掛等分割払の掛金方式の採用をも併用してその特色を生かすものとする。（この方式は従来無尽会社によつて採用されたものであり、これを改良しつつその長所を採り入れんとするものである。）
- (3) 商業銀行と異り、債券の発行、内国及び外国為替の業務、社債の登録、信用状の発行等の業務を行わないものとし、その特色を明かにする。
- (4) 営業の地域は一定の制限を設けて地方銀行的な特色を生かす。
- (5) 現在の無尽会社（現在実質上右にのべた相互銀行に相当する活動を行なっているものである。）中相互銀行たるにふさわしい内容を有するものについて、新たに相互銀行の免許を受けて本法の相互銀行に転換することが出来るものとする。
- (6) 現在の無尽業法は時代に則しないので廃止するが、無尽会社であつて相互銀行に転換しないものについては、一定の期間無尽会社として存続し整理を行ないよう措置する。

なお、この時期に右と同趣旨の「相互銀行法案要綱」⁽³³⁾（昭和二五年一月一日）が作成されている。

こうして「相互銀行法案」の骨子が固まったが、司令部との間で意見の一致をみる事ができず、二六年の第一〇国会への提出は困難と思われた。他方、国会では自由・民主・社会三党の議員が、自発的に政府で立案した法案と同一内容と思われる法案を提出するにいたった。そこで政府としても、この議員提出法案の成立に協力することとなった。「相互銀行法案」は「信用金庫法案」とともに、第一〇国会に提出され、二六年五月一〇日に成立し、六月五日法律第一九九号をもつて公布・施行された。ここでとくに注意を要するのは、相互銀行の相互の意味が経営組織における相互組織を意味するのではなく、掛金、給付を中心とした無尽の相互扶助金融的機能を示しているということである。法律が公布・施行される前日の六月四日に、大蔵省は相互銀行の免許基準を次のように定め、第一、第二、第三段階と順次優良な無尽会社からの転換を認めていった。また新設免許については原則として第二段階終了後と決められた。⁽³⁴⁾

申請当時の現状において原則として左の条件を充たしていることを要し、特に配当率、調査手数料等の割合、一人当資金量及び金利等に重点を置くものとする。

- 1 資本金が相互銀行法に規定する最低限度以上であること。
- 2 自己資本が給付口掛金及び預金の合計額に対し五％以上であること。
- 3 経常収支の割合が八五％以下であること。
- 4 経常益中調査手数料、解約手数料及び入札差金の合計額の占める割合が一〇％以下であること。
- 5 職員一人当資金量が三百五十万円以上であること。
- 6 平均貸付金利が日歩三銭以下であること。
- 7 相互銀行法の規定による預金支払準備を保有しうる見透しを有すること。
- 8 銀行たるにふさわしい役職員の人的構成を有すること。
- 9 相当程度の配当を直近事業年度においてしていること。

なお、今後、更に以上の諸点を改善する確実な見透しを有し、健全且安定した経営に発展しうるものであることを要する。

かくて、昭和二六年一〇月二〇日に五八社の無尽会社がまず相互銀行に転換し、翌二七年に八社、二八年および二九年に各一社がそれぞれ相互銀行に転換し、転換経過期間の新設三行を含めて、転換期限満了の三年後までに七一行の相互銀行が誕生したのである。

四 殖産会社

昭和二四年ごろから、多数の殖産会社、貸金業者と称されるものが設立され、その活動を拡げていった。大蔵省銀行局もこうした動きに苦慮し、まず実情調査をおこなった。すなわち、昭和二四年四月四日付で銀行局特殊金融課がまとめた「貸金業者の実態調査と闇金融について」⁽³⁵⁾において、「本年始以来実施中の貸金業者の実態調査の結果については未着の分もあり目下集計中であるが、その調査によって極めて多数の貸金業者殊に一般の金融梗塞に伴い、不特定多数人から金銭を受け入れ、これを貸付する種類の貸金業者の形態が相当多数含まれていることが判明して来ている」と述べ、中でも全国的に拡がっているのは日掛貯金による貸付けの形態をとるもので、たとえば九州地区だけで会社数は三〇〇に達するといわれていると指摘している。そしてこのように各種金融法規違反の恐れのある金融会社が濫設されるに至った理由について①金融梗塞によりとくに庶民階層、零細企業者に対する金融の道が閉ざされ、資金の供給を要望していること、②既存の庶民金融機関（無尽会社、信用組合）は、採算上有利確実な階層を相手とし、担保を徴する等のために借入手続も複雑になり、しだいに庶民階層または零細企業者から遊離していく傾向にあること、③これらの金融会社の貸付手続がきわめて簡便であり、かつ一定の金額を払い込めばその何倍かの融資を受けうるので、熾烈な信用の需要の感覚に適合していること、の三点がとりあげられている。しかもこれら業者は、①相当高金利でないと採算がとれないこと、②金融法規の脱法行為の恐れのあるもの、経営者中に悪質不適當なものが相当あること、③経営が不健全であること、④社会的弱者である庶民階層を喰いものにしたたり、詐偽的行為と認められるものもあること、などの難点をもっていると指摘している。しかしこれらの会社を全部排除することは社会的影響が

あるので、金融会社のうち、健全良質のものについては正規の庶民金融機関に吸収せしめ、その健全な育成を図るのが適當であるとしている。さらに貸金業者の実態調査に伴って判明した闇金融業者については、次のような措置を講じるものとする述べている。

イ 不特定多数人から、貯金、掛金その他の金銭を受入れているものは、直ちに新規の金銭の受入を停止し速かに過去のものを整理し、又は正規の庶民金融機関に事業譲渡をなすように勧告すること。又は健全且つ良質なものであつてその地区の経済地盤等から考慮して健全な発達が見込み得るものについては、これを信用組合又は無尽会社に組織変更せしめること。

ロ 右の勧告にも拘らず、その業務を継続するものに対しては、法務庁と連絡の上業務停止を命じ、又は告発をなすこと。

ハ 右に伴つて「貸金業者等の取締に関する法律」により無尽につき団組織を設けない無尽を認める規定を設けること。（註）

ニ 無尽会社及び信用組合に対し、真の庶民金融機関たるの使命を自覚せしめ、その受入態勢を確立せしめること。

（註一） 現在最も行われている所謂闇金融は、一定の金額を一定の回数払込めばその払込んだ金額の何倍かの金額を融通するという所謂日掛貯金の制度が最も多いのであつて、その簡素な手続及び考え方により盛んな発達を遂げているのであるが、之は一定の金銭の受入と貸付とを相関連せしめるものであつてその性質は極めて無尽に類似して居るばかりでなく無尽の組制度と競争入札制度とを取除いたものであつて、現在既に無尽会社の行う無尽についても実質上はこの方法に進んでいる。

（註二） 尚無尽会社、信用組合及び之等の金融会社のために、庶民銀行法（仮称）案を制定し、現在の経済事情に適合した庶民金融機関の制度を確立するのも一法かと考えられる。

次に、昭和二四年六月二五日に銀行局特殊金融課の「東京大阪に於ける調査に基づく貸金業者の金利の実態」⁽³⁶⁾と題した調査結果の一部を表5-1に掲げておく。東京都および東京近県の貸金業者はかなりの数に達し、資金量も大きなものとなっている。また、金利については東京周辺より大阪周辺が割安となっている（表の注参照）。金利について

表 5-1 東京財務部管内貸金業者実態推定
(昭和24年3月調査)

		業者数	資金量 (百万円)	平均金利 (月利・%)
東 京 都 個 人 經 営 組 名 ・ 合 資 合 社 合 株 式 会 社 株 奈 川 県 神 奈 川 県 千 葉 県 埼 玉 県 枥 木 県 茨 城 県 群 馬 県 新 潟 県 長 野 県 山 梨 県	東 京 都	2,000	840	15
	個 人 經 営	1,300	...	...
	組 名 ・ 合 資 合 社	100	...	...
	合 株 式 会 社	100	...	...
	株 奈 川 県	500	...	...
	神 奈 川 県	139	25	15
	千 葉 県	39	5	15
	埼 玉 県	124	13	15
	枥 木 県	300	5	10
	茨 城 県	292	23	10
	群 馬 県	86	20	10
	新 潟 県	92	15	10
	長 野 県	56	6	10
	山 梨 県	60	13	15
計		3,188	965	—

(注) 大阪財務部管内の平均金利(月利)は、
大阪府・京都府9—10.5%,兵庫県8%,
奈良県5%,滋賀県7.5%である。
出所：大蔵省資料 Z526-9-24.

この調査はなお、次のように述べている。
終戦後のインフレ昂進期にあっては、通貨
価値の統落と財界前途に対する不安のため、
貸付金利の連騰と融通期間の短縮とが目立つ
た。即ち、普通十日を単位として切換により
延期手形の月利換算三割というのが横行し、
又、甚だしきは月六—七割という高金利さえ
見られた。しかし、二十一年の通貨措置以後
金利も漸落し、現在では最高月三割程度に落
着きつつある。

右のような実態に対し、銀行局は二四年

四月二一日付で「金融業法違反に対する処置について」(銀特第二三一号)通牒を発し、「銀行法」「無尽業法」等に違
反して預貯金等を受け入れている者に対する措置を次のように指示している。

イ 銀行法に違反して預金、貯金等を受け入れているものに対しては、新規の受入を停止し、速やかに過去の預金、貯金等を整
理し、又は正規の金融機関に事業譲渡をなすよう勧告すること。又は健全且つ良質なものであつて、その地区の経済地盤等か
ら考慮して、健全な発達が望み得るものについては、信用組合等の設立を考慮すること。

ロ 右の勧告にも拘らず、その業務を継続するものに対しては、地方検察庁と連絡の上、業務停止を命じ、又は告発をなすこ
と。

次に、二四年五月三〇日に、法律第一七〇号をもって、「貸金業等の取締に関する法律」を公布している(六月三

〇日施行)。この法律の趣旨を銀行局起案の提案理由の説明によってみると次の四点に要約することができる。⁽³⁸⁾

第一に、貸金業者につきまして大蔵大臣への届出制を設けますとともに貸金業者の業務の運営について監督の規定を設けるこ
とに致しました。即ち、貸金業を行おうとする者は、あらかじめ、大蔵大臣に届出書を提出し、その受理書の交付を受けた後で
なければ貸金業を行うことができないものとし、又、預金等は正規の金融機関のみが取扱い、貸金業者は、専ら金銭の貸付又は
その媒介のみを行うこととするため、貸金業者は、預金、貯金、掛金その他何らの名義を以つてするを問わず、不特定多数の者
からこれらのものと経済的性質を同じくする金銭の受入れをしてはならないことと致し、更に貸金業者の金銭の貸借の利息又は
媒介の手数料につきましては、臨時金利調整法の例に準じましてその最高限度を定め得ることとしたのであります。

第二に、最近の金融梗塞に伴いまして、所謂頼母子講のうちには、その規模が大きく公共の利益に影響を及ぼすと認められる
ものが生じて参りましたので、これらの頼母子講のうち大蔵大臣が指定するものにつきましては、貸金業者の例によつて取締り
を行うことにいたしましたのであります。

第三に、最近全国にわたつて広く行われて居ります所謂日掛貯金による貸付の制度を無尽会社の業務のうちに採用いたしま
して、この日掛貯金の業務を行う会社のうち、健全良質なものにつきましてはこれが無尽会社の免許を受けることにより正規の
金融機関としてその業務を行い得ることとし、もつて熾烈な庶民金融の需要に答える道を拓いたのであります。

第四に、最近の金融梗塞に伴いまして、金融機関の健全な運営を阻害しております浮貸し等の不正金融を防止いたしましたので、
金融機関の公正な運営を確保し、金融機関の役職員の不正利得を防止することとしたのであります。

法律制定に伴い、銀行局は「貸金業等の取締に関する法律の運用方針」⁽³⁹⁾(昭和二四年六月七日)を作成している。そ
こに掲げられた方針は、次のとおりである。

(一) 預金等の取扱をなす金融機関とその取扱をなすことのできない貸金業者についてその区別を明らかにするよう所要の措置を
講ずる。

(二) 貸金業者等の金利を漸進的に正常の金利水準に翰寄せせしめるよう所要の措置を講ずる。

(三) 貸金業者についてその健全なる経営を指導し契約者の保護を図る。

(四) 金融機関の役員について、その本来の使命に徹せしめ、苟も浮貸し等の不正金融を行うことなからしめるよう指導する。次いで、現存する殖産会社等の取扱要領について述べているが、要約すれば、①殖産会社等が健全かつ良質なものであつて将来金利等の引下げをなすも充分採算がとれると認められるものについては、一定の免許基準に従つて市街地信用組合または無尽会社として免許すること、②殖産会社で預金等の量が小さいものは一定期限後に預金等の業務の整理をおこなわしめ、預金等の量の大きいものは出資や株式に振り替えしめ、これらの措置のとりにくい殖産会社については、預金等の業務を無尽会社、市街地信用組合に譲渡整理せしめること、などである。

また、同法に基づく「殖産会社の免許基準」⁽⁴⁰⁾は次のとおりであった。

- 一、営業地域の庶民大衆又は零細企業に対する信用機構が十分でなくその地域における特定の庶民金融機関の独占的支配を排除し又はその地域の庶民階層又は零細企業の非常な要請に応ずるため必要と認められること
- 二、資本金は、外部負債の三%以上であること
- 三、掛金額が三千万円以上（六大都市においては五千万円）であること
- 四、会社の資産が健全であり（特に延滞金の額が資産の欠陥と認められない程度であること。）収支状況が良好であること
- 五、将来金融機関として健全な経営が確保し得る見込があり又経営者も金融機関の経営者として適当であること
- 六、営業用動産不動産の価額は資本金の二分の一以下であること

さらに、法の施行に伴う殖産会社等への取締りを周知徹底せしめるため、昭和二十四年七月一八日、大蔵省は次の新聞発表をおこなっている。⁽⁴¹⁾

最近殖産会社等と称してあらかじめ一定期間不特定多数人から日掛等により金銭を払い込ませ、これを一定期間継続したとき

は一定金額の金銭を給付し、その後の日掛等により返済せしめるという業務を行う会社が相当多数生じている。この種の業務は、不特定多数の者から金銭を受入れそれによつて金銭の貸付を行う金融業務であるから政府は、これらの会社を取り締り、その契約者の利益の保護を図るために第五回国会において、貸金業等の取締に関する法律案を提案し五月二十日その成立を見六月三十日から施行された。よつてこの種の業務は無尽とみなされることにより、大蔵大臣の免許を受けて嚴重な監督の下に行わるべきこととなつた。従つて現に存するこの種の殖産会社は八月二十日までのできるだけ早い期間において、無尽業法による大蔵大臣へ免許の申請をなし、九月三十日までに大蔵大臣の免許を受けなければその業務を継続することができないし又、今後はあらかじめ大蔵大臣の免許を受けなければ、この種の業務を行うことはできない。

右の違反行為に対しては、政府は、断乎たる態度をもつてその取締を行うつもりである。

なお大蔵省としては、金融機関の公共性に鑑み、無尽会社の免許については、左の基準によつて慎重詮議し、真に適格なもののみ免許を与える方針である。

- 一、営業地域の庶民階層又は零細企業者に対する信用機構が十分でなくその地域における特定の庶民金融機関の独占的支配を排除し、又はその地域の庶民階層又は零細企業者の非常な要請に応ずるため必要と認められること。
- 二、資本金の額は外部負債の三%以上であり且つ、営業用動産不動産の二倍以上であること。
- 三、役職員が十分な金融業の経営の能力、資格又は経験を有すること。
- 四、資産負債に欠陥がなく収支状況等良好で、又将来においても健全な金融機関としての経営が確保しうる見込のあること。

司令部もこの問題に非常に強い関心を示したので、愛知銀行局長は、殖産会社について七月八日ロビンソンと会談した。⁽⁴²⁾席上ロビンソンは不健全な殖産会社について断固訴追すべきことを強調し、とくに法律で定めた九月末までに免許を与えなかったものについては、峻厳な態度をとるべきことを主張している。前述の新聞発表もこの会談の結果出されたものである。さらに、ロビンソンは、「現在の金融機関以上に新しい金融機関の型を作ることとは絶対に反対

である。無尽会社が金融機関のボーダーラインであるべきである。現在の無尽会社自体も経理状況は悪く、司令部としてもその改革を考えている。ことに無尽会社が預金と貸付けという銀行業務を行うことについては、疑問をもってあるので先ずポリシー・ボードに自由な意見を述べさせたいと考えていて、初めから意見は言わないが、その改革には関心をもっている。又、金融機関については、厳重な監督と検査を行い、預金者や契約者の利益を保護することが最も肝要であり、とくに検査は最も鋭敏に行うことが望ましい。この意味からいっても、金融機関の数はできるだけ少ない方が望ましい」との基本的態度を示したのである。

「貸金業等の取締に関する法律」制定直後の殖産会社についてどのような処理がおこなわれたのであろうか。各財務部において調査検討を加えた殖産会社は二三社に上ったが、これらの会社について書面、実地の検査をおこなった結果、比較的良好と認められる一三二社を整備統合し、二四年九月末に全国一七社の殖産無尽会社に内免許を与えることを決定した。この結果、社数において六割、契約額において大部分のものが正規のみならず、無尽業として発足することとなった。なお、この措置によって免許を与えられなかった会社は、小規模であり、かつその契約額も少額にとどまるのであるが、貸金業者に転向するものが多いようにみうけられると報告されている。⁽⁴³⁾

しかし、問題はこれで片づいたわけではない。貸金業者をわが国の金融制度の中でどう位置づけていくかがほとんど明確にされないまま、つまり問題の根本的解決をさせて、当面の施策で生じている当面の問題点の解決を図ったにすぎなかった。そこで貸金業者の問題はその後長くわが国の金融制度で種々の困難な問題点を提起することとなったのである。

五 中小企業信用補完制度

信用保証協会は、担保力が乏しいため金融機関から融資を受けることが困難な中小企業者の信用力を補充して、中小金融の円滑化を図る制度として、ドイツに範をとって昭和一二年七月東京に設立されたのを嚆矢とする。その後、一四年一月、「大蔵大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル件」(昭和一四年一月四日大蔵省令第一号)によって、民法第三四条により設立の認可および監督を大蔵大臣から受ける公益法人となった。当初は社団法人組織で発足し、戦時中、京都、大阪にも協会が設立された。⁽⁴⁴⁾戦後、中小企業金融の拡充が焦眉の問題となるに及んで、二二年一月に横浜市で、二三年七月に名古屋市で信用保証協会が設立されたほか、設立認可の申請をおこなうもの、設立計画中のものが相次ぐ状況となった。⁽⁴⁵⁾

こうした気運の中で二三年八月一日、「中小企業金融対策要綱」(六五七ページ)が閣議決定され、信用保証制度の活用が対策の柱の一つにたてられて以来、各地に協会の設立が続いた。

また、このころから信用保証制度の法制化も検討された。未定稿ではあるが、銀行局特殊金融課は二三年八月九日付で「信用保証事業法案要綱」⁽⁴⁶⁾を作成している。これは、信用保証協会のおこなう保証行為が「事業者団体法」(昭和二三年七月二九日法律第一九一号)第四条の許容行為、第五条の禁止行為にも入らないので、信用保証協会を同法の適用を受けない社団法人として組織しようという意図で立案された。その後、法案要綱の検討が続けられ中小企業庁、公正取引委員会の了解を得て、一〇月二五日付で次の要綱が閣議請議され、一二月七日に閣議決定をみた。⁽⁴⁷⁾

信用保証協会法案要綱(昭二三、一二、七閣議決定)

一、目的

中小企業その他担保力が薄弱なため一般金融機関からの融資を困難とする者のための信用保証制度を確立し、この種金融の円滑化に資するものとする。

二、組織

(一) 信用保証協会（仮称）は、この法律により設立される非営利法人とし、一定の資格を有する者を会員とする。

(二) 信用保証協会の会員となりうる者は、中小商工業その他の産業を営む者及びこれらの者で組織する団体並びに金融機関とする。

(三) 信用保証協会の基本金は保証総額の最高限度に対して一定率を目途とし、各会員がこれを出資する。

(四) 会員の議決権は各一個を原則とするが、定款で別段の定めをすることができる。

(五) 信用保証協会には事業者団体の適用を除外する。

三、業務

(一) 信用保証協会は、その目的を達成するため、中小企業その他担保力の乏しい者の債務を保証することを業務とする外、信用状態の調査、経理指導その他これに準ずる附帯業務を行うものとする。

(二) 信用保証協会は、前項の業務に対し保証料又は手数料を徴する。

(三) 一事業年度における保証総額、同一人に対する保証金額及び保証料の最高限度は業務方法書に記載し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

四、経理

(一) 信用保証協会の事業年度は年二期とし、毎決算期毎に支払備金及び責任準備金を積み立て、経理の堅実を期するものとする。

(二) 剰余金の処分については、自己資本の充実が行われるまでは、一定額以上の配当はできないこととする。

五、信用保証協会連合会

信用保証協会連合会は、信用保証協会で組織し、信用保証協会が債務の保証によりこうむる損失の一定額を補償することを業務とする。

六、監督

信用保証協会及び信用保証協会連合会の設立、業務の運営等は大蔵大臣の監督を受けるものとする。

右のように、「事業者団体の適用を除外して協会を設立する趣旨の法案要綱は、いったん閣議決定をみたものの、その後成立するに至らなかった。そのため信用保証協会が社団法人組織であると「事業者団体の適用」に基づいて公正取引委員会の認可を必要とするが、同法による認可は与えられず存立が危うくなるということで、銀行局は協会の社団法人から財団法人への移行を勧奨することとし、二四年六月一四日、改組に関する説明会を招集した。⁽⁴⁹⁾ なお、この会議の配布資料によれば、二四年六月一日現在で、公共団体・金融機関・業者の共同出資による信用保証協会設立数は三八に及んだ。

右にみたように、信用保証制度は二三年八月の閣議決定を契機に拡充されたが、協会の出資額の約九五％は地方公共団体の出資であって、ドッジ安定政策の中で地方財政窮乏化の打開が叫ばれるに至ったこと、また二三年八月閣議決定にうたわれた復金の支払保証および損失保証も、復金の活動停止によりおこないえなくなったこと等を背景に、国が政府資金によって中小企業金融を補強する制度の確立が必要であると考えられた。そこで、中小企業信用保険制度が立案され、第九国会において「中小企業信用保険法」および「中小企業信用保険特別会計法」の成立をみた（昭和二年二月一四日法律第二六四号、同第二六五号、二月一五日施行）。

「中小企業信用保険法」は、「中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小企業者に対す

る貸付につき政府が信用保険を行う制度を確立し、もって中小企業の振興を図ることを目的」(第一条)として、金融機関が中小企業者(資本金五〇〇万円以下・従業員二〇〇人以下の会社もしくは個人、中小企業等協組、農協、農協連合会、水産業協組)に対し、貸付金額三〇〇万円以下(中小企業等協組は二〇〇万円)、期間六カ月以上の貸付けをおこなったとき、その貸付けに対して政府が信用保険を付保するというもので、その経理は中小企業信用保険特別会計によっておこなわれ、初年度一般会計補正予算から五億円、次いで二六年度予算から一〇億円の資金が同会計に繰り入れられ、中小企業信用保険の基金は一五億円となった。また、保険関係が成立する貸付金の金融関係を通じる総額の限度は会計年度ごとに国会の承認を得ることになっており、二五年度は三六億円、二六年は一四四億円と定められた。⁽⁵⁰⁾

次いで昭和二六年、この中小企業信用保険は、「中小企業信用保険法の一部を改正する法律」(昭和二六年一月三〇日法律第二七五号)によって、信用保証協会を相手方とする保険に対しても適用されることになった。その間の事情は、『銀行局金融年報』によれば、次のとおりである。⁽⁵¹⁾

信用保証協会の基本財産の構成については、九五%まで地方公共団体の出資にまつものであるが、地方公共団体の財政事情等から見て今後基本財産の増強及び損害補償契約による補償金の交付等については、可成の困難が予想されるという観点より各保証協会及び地方公共団体より国家再保証について強い要望があつた。当局においても中小金融の円滑化を図る機関としての信用保証協会の育成強化の必要性より種々検討を加えて来たところである。即ち当初においては、保証協会の連合会を設立これを再保証機関とし保証協会の保証債務を再保証する形態を考究されたが諸般の事情により実現されなかつたのである。次に昭和二五年一月二月中小企業信用保険法制定のとき信用保証協会の債務を国が保険することが検討されたがそれもまた実現されなかつた。昭和二六年一月中小企業信用保険法の一部を改正する法律の公布によりここに始めて国家再保証と云う形態でなく保証協会を相手方する保険が新たに加えられることとなつたのである。この保険の概要は、中小企業者(資本の額若しくは出資の総額が五

〇〇万円以下の会社、常時使用する従業員の数が二〇〇人以下の会社若しくは個人、中小企業等協同組合、農協、農協連、水産協、森林組合又は森林組合連合会であつて、政令第一条で規定される二三の業種に属するもの)に保証したことを政府(実際は中小企業信用保険の代行機関としての商工中金)に通知することによつて、自動的に成立する保険契約であり、現在信用保証協会は基金乃至出資金の平均一〇倍まで保証能力があるのに実績は五倍程度あるのを補完しようとするものである。

この保険を適用できる借入金額は、中小企業者一人につき合計五〇〇万円(中小企業等協同組合二〇〇万円)と金融機関単独の保険より大きかったが、政府から支払われる保険金額は、保険価額の五〇%(金融機関単独七五%)とされた。また、二六年度下期に信用保証協会を通じて保険関係の成立する貸付金の額は別枠で一〇〇億円と定められ、中小企業信用保険の契約金額の実績は、二五年度三六億円(金融機関)、二六年度一六五億円(金融機関一七一億円、信用保証協会二四億円)であつた。⁽⁵²⁾

なお、信用保証協会の法制化問題は、この時期には解決せず講和発効後に残された。

六 商工組合中央金庫の再編

商工組合中央金庫(以下、「商工中金」と略称することもある)は終戦時「商工組合法」(昭和一八年三月一二日法律第五三号)に基づいて設立された商工組合等を所属団体とする組合金融機関であつた。商工組合は戦時統制団体からの変革が求められ、昭和二一年に「商工協同組合法」(昭和二一年一月二日法律第五一号)に基づく商工協同組合に転換した。商工中金の業務は、「商工組合中央金庫法」(昭和二一年五月二七日法律第一四号)によって、預金の受入れは組合および公共団体その他非営利法人、貸付け等の対象は所属組合に限られていたので、戦時統制の解体、組合組織の改変

に伴う商工協同組合の業況不振を反映して、業務範囲を所属組合以外に求めようとしたが、庶民金融分野を担当している庶民金庫、恩給金庫の再編問題とも絡んで、商工中金の再編は容易に方向が定まらなかった。

それは、早くも第二次金融制度調査会の金庫法改正に関する答申（二二年三月五日、三五四ページ）において、組合への取引を組合構成員にまで拡大する等の法改正の要請として出されていたが、組合金融の整備改編までの暫定措置と位置づけられたこの改正も実現せずに終わった。一方、組合金融の改編について商工中金の改編は、第一次・第二次金融制度調査会を通じて、無尽会社、市街地信用組合を含む中央機関とするか、その場合庶民金庫、恩給金庫との関係はどうするかという問題として討議がすすめられ（第二章第一節二、三参照）、第二次金融制度調査会の「第三特別委員会報告」⁽⁵³⁾では、商工中金の全機構と庶民金庫の中央機関的機構を統合する新機関を設立し、商工協同組合、市街地信用組合および無尽会社の中央機関とする案（出資金一億円以上、全額傘下団体出資、払込資本金の二〇倍の債券発行）が、庶民金庫と恩給金庫の機構を統合した新機関設立案（資本金一〇億円以上、全額政府出資の社会政策的金融機関）とともに提案されたが、最終答申（二二年一月一日、三五五―六一ページ）は、後者の新機関について答申したのみで、商工中金については経営民主化のための運用機関設置の必要を指摘するにとどまった。

こうして商工中金の再編の方向は明らかにならなかったが、二二年末金融機関の再建整備方針が改めて示されると、それは再建整備計画の中で検討を迫られることになった（第一章第四節、第五節参照）。

銀行局は翌二三年一月一日、「特殊銀行の再編計画について」⁽⁵⁴⁾を立案し、商工中金の恒久的制度として、

- (A) 概ね現状通り商工協同組合の中央機関たる金庫として存続せしめること
- (B) 商工協同組合の中央機関たる協同組合銀行とすること
- (C) 新しく国民金融金庫を設立しこれに現在の庶民金庫、恩給金庫及び商工組合中央金庫の事業を譲渡すること

(D) 復興金融金庫の中小事業部の機能と現在の商工組合中央金庫の機能とを統合し新しく全額政府出資の中小企業金融金庫を設立すること

の四案をあげ、中小企業維持育成という見地に立てば(D)案が最も望ましいとした。この(D)案は前年二二年二月三日付で商工省が立案した「中小企業金庫設立要綱」(案)⁽⁵⁵⁾の構想と同じである。検討の結果は(B)の協同組合銀行案がとられた。⁽⁵⁶⁾銀行局が一月一九日付で作成した「金庫の再編成計画について」⁽⁵⁷⁾では、次のように記されている。

- (1) 商工組合中央金庫は出資の一割三百万円が残る予定である。
- (2) 旧勘定の最終処理完了の後合併勘定において商工協同組合の出資により五千万円乃至一億円の増資を行わしめる。
- (3) 本金庫は金融業法成立後商工協同組合を出資者とする協同組合銀行に改組する。この協同組合銀行は、商工協同組合及びその他一般中小企業金融を取扱わせる。

註 当分の間この協同組合銀行は所要資金の調整が困難と認められるので預金部から資金を供給する途を拓き又は復金の代理貸の機関として活用するものとする。

続いて一月二〇日、司令部のウォーラーと銀行局間で「四金庫の再編計画について」⁽⁵⁸⁾交渉があったが、再編後の協同組合銀行について、①出資者は商工協同組合に限ること、②債券発行限度は資本金の一〇倍とする、③債券の応募者は組合および一般公衆とし、預金部引受けは不賛成、④組合員以外からの預金受入れは不賛成、と司令部の意向が伝えられた。

しかし、協同組合銀行の規定を盛った「金融業法案」は司令部の了承を得られないまま再建整備は進行し、二三年五月一日、同年三月三十一日付で最終処理方法書が認可された。商工中金の最終処理は、資本金三〇〇〇万円（うち政府・組合折半出資）中二五八〇万円（八六％）を切り捨てたが、商工債券の切捨て等をおこなわず、政府補償も受けるこ

となく完了した⁽⁵⁹⁾。この時、司令部指示による新旧勘定合併後の増資方針（三二二ページ）が示されたので、商工中金は再建整備後の資本金として五〇〇〇万円の予定を七〇〇〇万円（リスク・アセツハ・六九％）として整備計画書を提出した。しかし、六月末、特殊銀行について、預金銀行となるか債券発行会社となるかの選択を司令部に迫られて（五六四―六五ページ参照）、債券発行と預金受入の併営を前提とした整備計画の再検討を迫られた。そこで、債券発行は他の金融機関との共通問題であるとして解決を後日に譲り、都市協同組合銀行への発展を目ざして、当面預金金融機関となることに決し、十一月、改訂整備計画書を提出した（資本金七〇〇万円、預金単営）。その後他機関との均衡および司令部の内意により新資本金を一億五〇〇〇万円とし、債券は発行せず預金、借入金をもって資金調達する旨を記した整備計画書は、二四年三月一日付をもって認可され、年度内に加入組合からの増資を完了した⁽⁶⁰⁾。

ところで商工協同組合は翌二四年七月に中小企業等協同組合に再編されることになった（本節二参照）が、債券発行の道を絶たれた商工中金は、加入組合の預金伸び悩みにより経営不振に陥り、再び再編が課題となってくる。銀行局作成の二四年七月二七日付「商工組合中央金庫について」⁽⁶¹⁾は、金融検査の結果商工中金の経理状況はきわめて不振であるが、致命的原因は資金量の不足にあり、政府資金を事業協同組合に上から流すパイプ役の商工中金は、政府資金の供給が途絶すれば存在価値を失うとして、①政府資金の供給、②預金受入れを組合の構成員にまで拡げるよう法改正すること、③店舗の配置転換などの対策をあげている。これらは、商工債券再発行問題とともにその後とりあげられてゆく。

債券発行を閉された商工中金は、日銀中小企業関係別枠融資（二三年四月開始）、復金の中小企業生産資金代理貸し（二三年九月開始）の仲介機関として資金の供給を受けたが、復金融資停止（二四年三月）後、国庫余裕金の預託（二四年七月開始）、見返資金の中小企業融資取扱い（二五年一月開始）などによる政府資金の供給がおこなわれた。

また、中小企業金融の拡充の強い要請とともに商工債券の再発行が望まれたが、それは「銀行等の債券発行等に関する法律」によって実現したことは既述した（第四章第二節参照）。見返資金の優先出資引受け五億円が予定されると、商工中金は組合出資で三・五億円の増資を二四年三月におこない、五月二七日、見返資金引受分の払込みを終えて、資本金は一〇億円となり、債券発行限度は自己資本（資本金・準備金）から預金総額を差し引いた額の二〇倍の商工債券を発行しうることになった。その後、債券の発行、資金量増大による業績進展にあわせて、二六年九月にも組合出資により五億円の増資をおこない、講和発効時の資本金は一五億円となった。

最後に残された課題として、貸付け、預金の受入れを所属組合に限らずその構成員に拡張する等のための「商工中央金庫法」の改正が実現した。それは、二六年十一月、第一二国会に議員立法として提案され、同年一二月七日、法律第三〇二号をもって公布・施行された。その主要な改正点を要約すれば、次のとおりである。

(1) 業務の拡張（第二八条）

- (イ) 貸付け、手形の割引、当座預金貸越、内国為替業務、債務の保証および有価証券の保護預りまたはその委託売買の対象は従来所属組合に限られていたが、これが所属組合の構成員にまで拡大された。
- (ロ) 預金の受入先はこれまで組合（所属、非所属を問わない）並びに公共団体その他の非営利法人に限られていたが、これが組合（所属、非所属を問わない）の構成員並びに主務大臣の認可を受けた銀行その他の金融機関にまで拡大された。

- (ハ) 保証業務は荷為替手形の保証に限られていたが、これが債務一般の保証にまで拡大された。

(2) 業務代理能力の明文化（第二八条ノ三）

主務大臣の認可を受け、国、公共団体または銀行その他の金融機関の業務の一部を代理し得ることを明文化し

た（すでに見返資金中小企業貸付、中小企業信用保険の業務の取扱いを委託されていた）。

(3) 余裕金運用範囲の拡大（第二九条）

業務上の余裕金の運用として従来は有価証券の買入れ、銀行への預金および郵便貯金並びに非所属組合に対する短期貸付が認められていたが、新たに主務大臣の認可を受けた銀行その他の金融機関に対する短期貸付（コール・ローン）を認められた。

(4) その他出資口数の最高限を一万口（二〇〇万円——従来は千口、一〇万円）へ引き上げ（第七条）、他法律の改廃に付随する条文整理（営業税非課税規程削除等）がおこなわれた。

この改正により、占領初期に司令部が組合金融の枠から出ることを規制したため果たせなかった法改正が実現したのである。

(1) 大蔵省資料Z五二六—九—四。

(2) 大蔵省資料Z五二六—五—三。

(3) 大蔵省資料Z五二六—九—四。

(4) 大蔵省資料Z五二六—五—五。

(5) 大蔵省資料Z五二六—九—四。

(6) 同前。

(7) 全国信用協同組合連合会『信用組合史』八四ページ。

(8) 同前、八三ページ。全国信用金庫協会『信用金庫二十五年史』八三ページ。

(9) 前掲『信用金庫二十五年史』八四—八六ページ。

(10) 「中小企業等協同組合法」の国会審議の模様については、政府の法案提案理由の説明を含めて、前掲『信用組合史』八八—一〇五ページに詳しい。また同法の概要についても、同書、一〇五—一三三ページを参照されたい。

(11) 「協同組合による金融事業に関する法律」の制定の経過についても、前掲『信用組合史』一一六—一二二ページに詳しいの

で参照されたい。

(12) 前掲『信用金庫二十五年史』八九—九二ページ。

(13) 日本銀行調査局『戦後わが国金融制度の再編成』三二七—四一ページ。なおこの間の司令部の考え方については、座談会「信用金庫法制定当時の回顧」（舟山正吉、飯田良一、志津義雄、小原鉄五郎、中村紀文）（『信用金庫』昭和四十六年六月号）に詳しく述べられている。たとえば、舟山「向こうにはクレジット・ユニオン（組合員外の業務は扱わない）があつて、組合をつくるについては何人か以上の人が申し出れば、これは許可するしないということではなしに認めるのが、民主的じゃないか、クレジット・ユニオンの信用組合には自発的に協力することだったんですが、ご承知のとおり、市街地信用組合は員外預金を扱う、組合員外のものの業務を扱う、これがGHQにはどうしてもわかってもらえなかった」、飯田「GHQから（金融制度を）全面的に考えろという勧告がでたわけです。この狙いは、本当は銀行が中心だったんですね。向こうのいうのが、各種の法律を全部集大成したような金融業法といったものに一本にしろ、ということでした。そのなかに信用組合の部分も入れられるということとは、当時の嫌われていた協同組合法からは抜けられるわけですね。向こうの形式として、第何章であつてもかまわない。金融機関法としての信用組合であれば一つのチャンスです。もちろん内容は金融機関としての信用組合ですが、そういった法律を考えていたんです」といった発言がみられる。

(14) 前掲『信用金庫二十五年史』九二ページ。

(15) 前掲『戦後わが国金融制度の再編成』三四二—四四ページ。

(16) 前掲『信用金庫二十五年史』九三—九四ページ。

(17) 大蔵省資料Z五一—二四四。

(18) 同前。

(19) 前掲『信用金庫二十五年史』九四—九七ページ。

(20) 同前、九七—九八ページ。

(21) 同前、九八—一〇〇ページ。

(22) 同前、一〇〇—一〇一ページ。前掲『信用組合史』一七八—一八〇ページ。

(23) 前掲『信用金庫二十五年史』一〇二—一〇三ページ。

(24) 同前、八〇—八二ページ。

- (25) 新しい信用組合制度と信用金庫制度との比較については、前掲『信用組合史』一八三―一八九ページに詳しい。また、信用組合の中央機関である「全国信用協同組合連合会」も昭和二九年二月一六日に創立された。
- (26) 前掲『戦後わが国金融制度の再編成』二八〇―八二二ページ。
- (27) 同前、二八二―八三三ページ。
- (28) 大蔵省金融制度調査会『新金融制度の研究』七九―八〇ページ。
- (29) 大蔵省資料Z五二六―九―二一。
- (30) 同前。
- (31) 前掲『戦後わが国金融制度の再編成』二八五ページ。
- (32) 大蔵省資料Z五一一―二四四。
- (33) 同前。
- (34) 銀行局「相互銀行及び信用金庫の免許方針について」(二六、六、四)(同前)。
- (35) 大蔵省資料Z五二六―五―一三。
- (36) 大蔵省資料Z五二六―九―二四。
- (37) 大蔵省資料Z五二六―五―一四。
- (38) 大蔵省資料Z五二六―九―二四。
- (39) 同前。
- (40) 大蔵省資料Z五二六―九―二五。
- (41) 同前。
- (42) 「殖産会社に関するロビンソンとの会談」(同前)。
- (43) 「殖産会社の処理について」(大蔵省資料Z五二六―五―一五)。この文書は、二四年一〇月ごろ「臨時国会資料」として銀行局が作成した。
- (44) 『銀行局金融年報』第一回、昭和二七年、三六五ページ。
- (45) 銀行局特殊金融課「中小企業金融政策における信用保証制度」昭和二三年八月九日(大蔵省資料Z五二六―九―二二)。
- (46) 大蔵省資料Z五二六―九―二二。なお、これより前、日本銀行考査局によって「信用保証株式会社案(昭二一、九、七)」

(同前)が作成されているが、この案の特長は、資本金の半額を日銀引受け、他を金融機関の共同出資による株式会社で、資本金額や保証限度、保証料貸付利率、期限等を具体的に明示している点である。

- (47) 大蔵省資料Z五二六―九―二二所収の「符谷」と署名のある手書きのメモによる。
- (48) 大蔵省資料Z六二〇―六四。
- (49) 銀行局「信用保証協会改組に関する会議次第」昭和二四年六月一四日(大蔵省資料Z五二六―九―二二)。
- (50) 『銀行局金融年報』第一回、昭和二七年、三七六ページ。
- (51) 同前、三六八ページ。
- (52) 同前、三七七ページ。
- (53) 前掲『新金融制度の研究』六九―七六ページ。
- (54) 大蔵省資料Z五二六―九―二。
- (55) 同前。
- (56) 『商工組合中央金庫二十年史』によれば、この一月一〇日前後、全額政府出資の金庫への切換え案(D案)について、司令側に打診したが、単に中小企業個人への融資は差し支えない、また復金資金を商工中金へ導入することは認めるが、その他の点は検討を要するとして見送りとなったという(三七〇ページ)。
- (57) 大蔵省資料Z五二六―九―二。
- (58) 同前。
- (59) くわしくは、前掲書、三五五―六一ページ。
- (60) 同前、三六一―七五ページ。
- (61) 大蔵省資料Z五二六―九―一。

第三節 信託会社の再編成と「貸付信託法」の制定

長期金融機構の確立が、膨大な復興資金、とくに長期設備資金の需要が高まった復興期における急務であったことは、第四章において述べたとおりである。ところで、本来は財産管理機能としての性格をもっていた信託銀行も、また長期金融機関としての性格を明確にした。それは長短金融の分離という考え方を、わが国金融制度再編成の根本理念とするという行政当局の態度にしたがったもので、その点では長期信用銀行の場合と同様であった。

第二次大戦中多くの信託会社は「普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営に関する法律」(昭和一八年三月一〇日法律第四三号)によって普通銀行に吸収され、戦後再建整備期には、専業信託会社は六社に過ぎなかったが、戦後インフレーションの激化に伴い、戦前業務の中心を占めていた金銭信託がインフレの渦中で伸び悩みをみせ、当時業務の三割を占めた証券業務は「証券取引法」(昭和二三年四月一三日法律第二五号)第六五条の施行(二月七日)によって禁止されることになって、経営の前途が危ぶまれる状況となった。こうした情勢の中で、二三年六月、司令部と大蔵省の勧奨を容れて、全社揃って再建整備計画書に銀行業を兼業する旨を記入して、法改正によることなく信託会社から信託銀行に転化したことは、すでに第一章に触れたとおりである。かくして二三年七月以降、信託会社は信託勘定と銀行勘定(信託業務と普通銀行業務)を併せもつ銀行となった。

ところで、信託銀行に長期金融機関としての決定的な性格を賦与したのは貸付信託制度の導入であろう。「貸付信託法案」は二六年一二月設置された臨時金融制度懇談会の審議にかけられ、二七年三月四日、原案の趣旨を妥当とす

る旨の答申⁽¹⁾を得て、第二三国会に提出され、昭和二七年六月一四日法律一九五号をもって公布された。「貸付信託法」の意義は次の三点に要約されるといわれる⁽²⁾。

- (1) 経済復興に必要な資本蓄積のために大衆の長期安定資金を吸収して緊急産業に導入することが望まれたこと。この場合、短期資金として吸収したものを長期資金として運用するというのではなく、長期資金の調達による長期資金の供給という金融正常化の方向でおこなわれることが望まれたこと。この二点の要望に答えるものとして貸付信託制度が導入された。

- (2) 金銭信託と異なり、貸付信託は受益権が受益証券に化体しているので、換金性をもつこととなり、受益者にとつては流通性がありながら、信託銀行にとっては長期安定資金を吸収しようという仕組みになっていた。

- (3) 「貸付信託法」第一条にいう「緊急産業」とはその範囲を恒常的にしるものでもなく、他への応用を排除するものでもないが、差し当りは経済自立のために最重要である電力、船舶、鉄鋼等に重点を指向していた。長期信用銀行が、前述のごとく、普通銀行のオーバー・ローン解消という目的をもって設立されたため、始めから金融債の普通銀行消化が意図されたのに対して、貸付信託の場合には資本蓄積に寄与するという意図から出発したため、大衆消化が原則であった。さらに長期金融機関という性格上、資金を緊急産業に重点的に配分する手段としてきわめて有効なものとなった。

その後、信託銀行は大衆の貯蓄を吸収するために、店舗の増加を望み、数多くの支店を有する信託銀行へと発展していった。さらに行政指導で信託分離が促進されるようになった。すなわち、昭和三十一年には、地方銀行の信託勘定について新規の受託を停止せしめ、さらに兼営都市銀行の信託部門を分離し、二系統に統合した(東洋信託銀行、中央信託銀行)。こうして大和銀行を除いて、すべての普通銀行から信託勘定を分離するにいったったが、逆に信託銀行は

銀行業務を営み得ることとなり、後に問題を残すにいたった。しかし、行政当局の基本方針は、信託銀行を、信託業務に中心をおいた長期金融機関として育成することにあつた(その財産管理機能も特色をもつものとして強調されている)。

- (1) 『銀行局金融年報』第一回、昭和二十七年、一三ページ。
- (2) 市来義弘「信託銀行の現状と今後の方向」(『金融界』昭和四三年二月)、三〇ページ。